



PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

BL Tripitaka. Japanese. 1927
1411 Kokuyaku daizokyo
T8J3
1927
Suppl.
V.2

East Asia



國譯大藏經

附錄
戒律研究下

BL
1411
T8J3
1927
Suppl.
v. 2



戒律研究下卷目次

第三篇 比丘尼戒

一 波羅夷(八波羅夷)

5 摩觸戒……………一

6 八事成重戒……………八

7 覆比丘尼重罪戒……………一〇

8 隨順被擧比丘違尼僧三諫戒……………一一

二 僧伽婆戶沙(十七僧殘)

4 言人戒……………一五

5 度賊女戒……………二一

6 界外解擧戒……………二三

7 四獨戒……………二四

8 受漏心男子食戒……………二七

9 勸受染心男子衣食戒……………三〇

10 破僧違諫戒……………三〇

11 助破僧違諫戒……………三一

12 汗家擯謗違諫戒……………三一

13 惡性拒僧違諫戒……………三一

14 習近住違僧三諫戒……………三一

15 謗僧勸習近住違僧三諫戒……………三二

16 瞋心捨三寶違諫戒……………三三

17 發起四諍謗僧違諫戒……………三五

三 尼薩耆波逸提

19 互乞蘇油戒……………二九

20 互用說戒堂直戒……………四〇

21 互用爲比丘自求施戒……………四一

22 互用別房直戒……………四二

四 波逸提

23	互用房舍直戒	四三	27	時攝非時施戒	五一
24	長鉢戒	四五	28	買衣已後強奪戒	五三
25	過蓄十枚戒	四九	29	乞重衣戒	五五
26	先許病衣後違戒	五〇	30	輕衣戒	六〇
70	食蒜戒	七一	84	輒坐他牀戒	八二
71	剃三處毛戒	七三	85	白衣家輒宿戒	八三
72	洗淨過分戒	七二	86	共男子入闔室戒	八四
73	用胡膠作男形戒	七四	87	不審諦受師語戒	八五
74	相拍戒	七五	88	瞋心呪咀戒	八五
75	供給無病比丘水扇戒	七六	89	因事瞋心推胸啼哭戒	八六
76	乞生穀等戒	七六	90	無衣同牀臥戒	八七
77	好生草上大小便戒	七七	91	同被褥戒	八八
78	不看牆外棄不淨戒	七八	92	語業惱他戒	八九
79	觀看伎樂戒	七九	93	不看同活尼病戒	九〇
80	共男子入屏處共語戒	七九	94	安居中牽他出房戒	九〇
81	共男子入屏障處戒	八〇	95	無事遊行戒	九一
82	遣伴遠去與男子屏處耳語戒	八一	96	受請安居竟不去戒	九二
83	入白衣家已不辭主人去戒	八一	97	邊境怖處遊行戒	九三

117	自誦呪術戒	一一
116	經宿不辭主人輒去戒	一一〇
115	著俗人衣輒坐臥他床戒	一〇九
114	自紡績戒	一〇九
113	與白衣作使戒	一〇八
112	與外道白衣食戒	一〇七
111	不與他滅諍戒	一〇七
110	遮僧欲出功德戒	一〇五
109	遮僧不得出功德戒	一〇四
108	衆僧如法分衣遮令不分戒	一〇三
107	與白衣外道衣戒	一〇三
106	輒著他衣戒	一〇二
105	僧衣作留難戒	一〇一
104	過五日不見僧伽梨戒	一〇〇
103	時中縫僧伽梨過五日戒	九九
102	過量浴衣戒	九七
101	渠河水中露身浴戒	九六
100	觀王宮浴池戒	九五
99	習近居士子違僧三諫戒	九四
98	境內恐怖處遊行戒	九四

137	取他衣不爲授具戒	一四一
136	不與學戒	一四〇
135	度與童相敬愛意瞋戒	一三九
134	父母夫主不聽輒度人戒	一三九
133	不聽度人誘僧戒	一三八
132	無德度人戒	一三五
131	未滿十二夏度人戒	一三四
130	不乞畜衆度人戒	一三二
129	不二歲隨和上戒	一三二
128	不以二法攝受弟子戒	一三〇
127	度姪女戒	一二九
126	度曾嫁百遮婦女戒	一二八
125	度少年曾嫁婦女戒	一二八
124	度諸遮童女戒	一二〇
123	不說六法名字戒	一一九
122	不與二歲學戒羯磨戒	一一九
121	度減年童女戒	一一三
120	度乳兒婦女戒	一一二
119	度姪身婦女戒	一一二
118	教人誦呪術戒	一一二

157	畜婦女嚴身具戒	一六一
156	著袵髻衣戒	一五九
155	使白衣女塗身戒	一五九
154	使沙彌尼塗身戒	一五九
153	使式叉摩那塗身戒	一五九
152	使比丘尼塗身戒	一五九
151	胡摩油塗身戒	一五九
150	以香塗身戒	一五九
149	家慳生嫉妬戒	一五八
148	背請戒	一五三
147	不自棄僧使男子破齋戒	一五二
146	罵尼衆戒	一五二
145	罵比丘戒	一五一
144	突入大僧寺戒	一四九
143	不依大僧安居戒	一四九
142	不詣大僧自恣戒	一四八
141	不半月請教授戒	一四四
140	教授日不往聽戒	一四三
139	作本法竟經宿往大僧中受具足戒	一四二
138	多度弟子戒	一四一

177	作婦女莊嚴具香塗身戒	一七四
176	搖身趨行戒	一七四
175	百歲尼不禮新受戒	一七三
174	在僧寺造塔戒	一七二
173	身業惱戒	一七二
172	輒問大僧義戒	一七〇
171	被擯不去戒	一七〇
170	以世俗伎術教授白衣戒	一六九
169	誦呪爲活命戒	一六八
168	度負債病人戒	一六八
167	度二道合人戒	一六八
166	度二形人戒	一六七
165	度大小便常漏人戒	一六七
164	不安居戒	一六六
163	日沒開僧伽藍門戒	一六六
162	向暮開僧伽藍門戒	一六五
161	夜入白衣家不白主人戒	一六四
160	不著僧祇支戒	一六四
159	乘乘戒	一六三
158	著草屣敬蓋戒	一六一

五 提舍尼 一七五

第四篇 諸律の比較 一七八

第五篇 鞞度 三四九

第一 毘舍鞞度 三四九

第二 説戒鞞度 二七一

第三 安居鞞度 四〇一

第四 自恣鞞度 四一一

第五 皮革鞞度 四二五

第六 衣鞞度 四三五

第七 藥鞞度 四三六

第八 迦絺那衣鞞度 四六一

第九 持臘彌鞞度 四六九

第十 斷髮鞞度 四七八

第十一 齋責鞞度 四八七

第十二 人麩度 四九三

第十三 覆藏鞞度 五〇一

第十四 誦經度 五三八

第十五 破齋鞞度 五一五

第十六 減諍鞞度 五一六

第十七 比丘尼鞞度 五二九

第十八 法鞞度 五三五

第十九 房舍鞞度 五四三

第二十 僧鞞度 五五七

集法毘尼五百人 五七一

七百集法毘尼 五八二

齋部、一 五九四

齋部、二 六〇三

毘尼增一、一 六七一

毘尼增一、二 六八〇

此の戒の因縁は、

舍衛國に一大富豪長者あり、大善鹿樂と名づく。此の人頗る顏貌端正であつたが、時に佛弟子中の
 偷羅難陀比丘尼も、亦其の容姿頗る美人であつたといふ。二人互に相思の状態であつたが、一日大
 善鹿樂長者、特に偷羅難陀を請待せん目的を以て、衆僧を供養した時に、偷羅難陀は、特に長者の
 處に赴かず、僧伽藍に留まつて居たのである。長者は偷羅難陀の來らざるを見、其の後に留まるこ
 とを聞き、急いで食を終り、寺中に至りて偷羅難陀を訪ふ。偷羅難陀は、長者の來るを見て、臥床
 の上に横臥した所に、長者來りて患苦を問ふ。偷羅難陀曰く更に思苦なし、唯我が欲する所彼れは
 欲せずと言ふと、長者は、否我も欲せざるにはあらずと言つて、前んで抱き、臥し、手を以て摩
 捉して鳴すとある。鳴すは接吻である。長者は斯くて座に還り、其の須むる所を問ふと、酸漿を得
 んと欲すと言つたので、長者は、然らば明日之を送らんと約束をした。此の前夜の事實をば、小沙
 彌尼が見て居て、諸尼の長者の家より還り來りし時之を告げたので、比丘尼等之を比丘に語り、比
 丘之を佛に白したので、此の戒が起つたのである。

制文に、「是れ身相觸るるなり」とあるのは、身身相觸るるを重罪とすることを示したので、比丘の摩
 觸戒に相當するものであるが、比丘にありては僧殘にあり、尼にありては波羅夷に屬するのである。
 今の制文に、「腋以下」と、「膝以上」と「身」と三つになつて居るので、身は身體全部を意味する。律文

の廣釋には、

腋已下とは、腋已下の身分、膝已上とは、膝已上の身分なり、身とは、足指より乃至頭髮なり。

と言つて居るのである。摩には上下あり、是れは順摩逆摩とあつたのと同様である。其の他推舉下捉捺は、皆比丘戒に同じである。律文には、

身相觸るとは、二身若しは捉摩し、若しは牽き、若しは推し、若しは逆摩し、若しは順摩し、若しは擧げ、若しは下し、若しは捉り、若しは捺す。捉摩とは、手にて身の前後を摩す、牽くとは前に牽く、推すとは推却す、逆摩とは下より上に至る、順摩とは、上より下に至る、擧ぐとは、抱き擧ぐ、下すとは抱き下して或は坐し或は立つ、捉とは、或は前を捉り或は後を捉り或は髀を捉り或は乳を捉る、捺とは、或は前を捺し後を捺し乳を捺し髀を捺す。

と釋し、而かも男女相互に染汗心ある場合は、罪を構成するのである。律文には之を身と身と相觸れて、欲意染著し、觸樂を受くれば波羅夷なり。

とあり、此の欲意染著が、即ち染汗心である。其の觸るることによつて、觸樂を受くるといふことが重罪の要素となることは言ふまでもない。故に男子に對し、比丘尼が男子想をなし、其の男子より受くる觸樂につき、動身と不動身の二を分ちて、總べて十八句をなし、其の他の場合を合せて、表示すれば、大凡左の如くである。

男子疑—同前九十句

—身衣等を以て、身衣等に觸れ、欲意、觸樂

—同上、不受觸樂

—同上、動身、不受觸樂

突吉羅

男子男子想

—同上、不動身、觸樂

—同上、不動身、不受觸樂

—同上、動身、觸樂

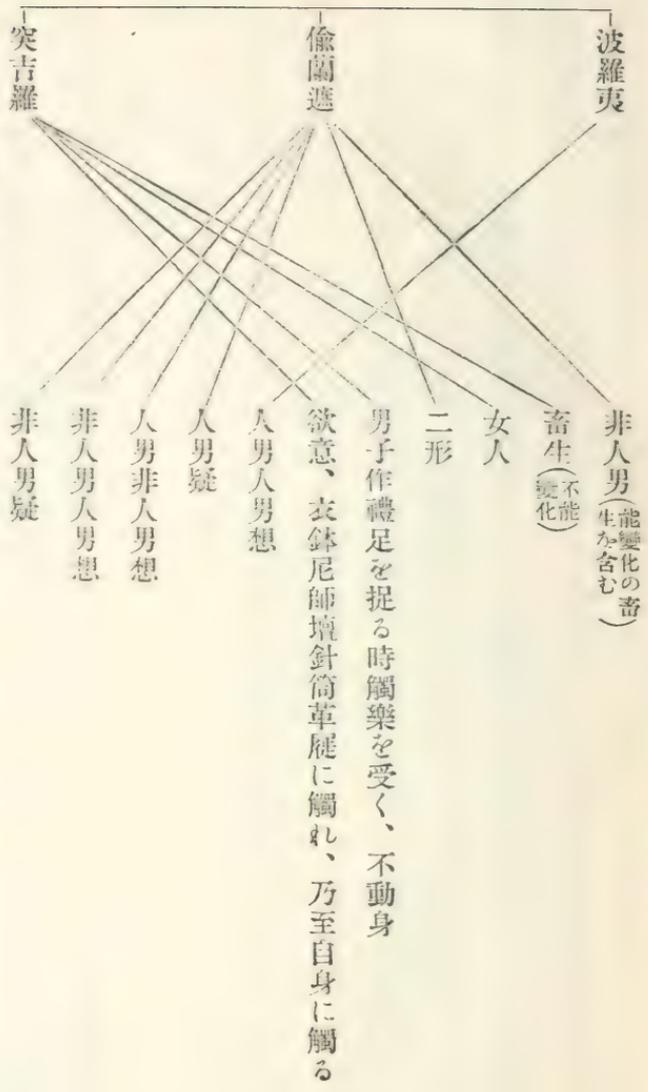
—牽、推以下、前に準じ各六句

男子疑—同前、五十四句

即ち波羅夷十八句、偷蘭遮は男子の疑の下に十八句、男子男子想の下にて、身と衣等に十句あるが故、牽推等の九句全體に九十句あり、突吉羅は男子疑に九十句、男子男子想到、九種に各六句ありて五十四句を成し、男子疑に同前五十四句あるわけである。故に波羅夷十八句、偷蘭遮一百八句、突吉羅一百九十八句の數を成すのである。さうして律文には、

若し比丘尼、男子と身相觸るれば、一觸一波羅夷なり、觸の多少に隨ひ、一一波羅夷なり。

とある。次に人男以外のものに觸るる等については、左の如き類別を立てるのである。



此の中で、男子作禮のことは、律文に、

若し男子禮を作して足を捉らんに、觸樂を覺え、不動身ならば突吉羅なり。

とあるので、次ぎの衣鉢尼師壇等の文は、

若し比丘尼、欲心あり、衣鉢尼師壇針筒草屣、乃至自ら身に觸るるは一切突吉羅なり。

とあるのである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは取與の時身に觸る、若しは戲笑の時觸る、一切欲心なければ不犯なり。

6 八事成重戒

若し比丘尼、染汗心ありて、男子の染汗心を知り、受けて捉手、捉衣を受け、屏處に入り、共に立ち、共に語り、共に行き、或は身相倚り、或は共に期すれば、是の比丘尼は波羅夷不共住なり。此の八事を犯すが故に。

因縁は、前戒に同じ關係のもので、

長者沙樓鹿樂と偷羅難陀比丘尼と互に相繫心し、長者の捉手捉衣を受け、共に屏處に入り、共立共語共行し、身を以て相倚り、共期せしに起るのである。

此の文により、互に染著の心を有ち、尼は男子より與へられし手を受けて捉手し、律文には「乃至腕」とある。或は衣を受けて捉衣し、律文には「身上の衣」とある。屏處に入りて人の見聞不及の處に去り、共立は卽離見聞の屏處に相竝んで立つ、共語共行も同じく屏處である。入屏處以下は律文に、「屏處共立」とし、「共語とは亦離見聞處」なりといひ、「共行とは亦離見聞處」なりとしてある。「身相倚るとは、身相及ぶを得る處なり、共に期すとは、共に姪を行する處を得るなり」とあり、共期は行姪

を約する意である。

八事を悉く犯す時は波羅夷となるが故、八事成重と名づけるのである。八事の内の一事を犯せば偷蘭遮であつて、七事は七偷蘭遮を成すのである。此の七事を犯して、之について一も懺悔せず、第八事を犯す時は波羅夷となるのである。律文によ、

彼の比丘尼染汗心あり、染汗心の男子の捉手を受くれば偷蘭遮、捉衣偷蘭遮なり、入屏處、屏處共立、屏處共語、屏處共行、樂の爲めを以て身を以て相倚る、一一偷蘭遮なり。七事の中に於て、若し發露懺悔せず、罪未だ除かずして、若し第八事を犯すは波羅夷なり。

とある。非人女人との關係は、左の四である。

非人と七事を犯す——突吉羅

非人と八事を犯す——偷蘭遮

畜生と八事を犯す——突吉羅

染汗心の女人と八事を犯す——突吉羅

不犯の文は、

不犯とは、若しは取與する所ある時手相觸る、或は戲笑し、或は救解する所ありて衣を捉る、若しは施與する所あり、若しは禮拜し、若しは懺悔し、若しは法を受けて屏處に入り共に住す、若しは

施與する所あり、若しは禮拜し、若しは懺悔し、若し法を受けて屏處に入り共に行く、若しは人に打たれ、若しは賊來り、若しは象の來るあり、若しは惡獸來る、若しは刺の來るあり身を廻らして避く、若しは來りて教授を求め、若しは法を聽き、若しは請を受け、若しは來りて寺内に至り、若しは共に惡事を作すべからざる所を期するは無犯なり。

7 覆比丘尼重罪戒

若し比丘尼、比丘尼の波羅夷を犯すを知り、自ら發露せず、衆人に語らず、大衆に白さず、若し異時に、彼の比丘尼或は命終し、或は衆中に擧し、或は休道し、或は外道衆に入り、後に是の言を作す、我れ先きに如是如是の罪を知ると、是の比丘尼波羅夷不共住なり。重罪を覆藏するが故に。

因縁は、

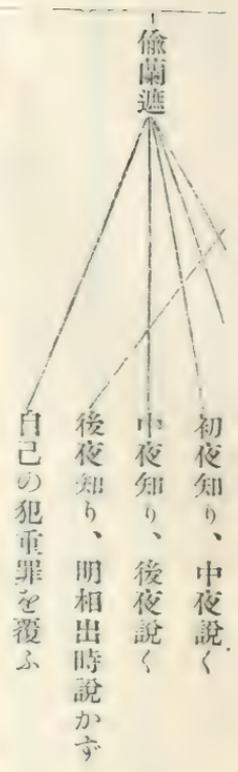
偷羅難陀比丘尼が、其の妹の抵舍難陀比丘尼の、波羅夷を犯せしを知りしも、其の實妹であり、且つは其の暴露が、自己にも不利なることを知り、之を他に漏さなかつたが、抵舍難陀が後に休道し、他の比丘尼に向つて、始めて前の事を告げたといふに基くのである。

其の重罪を犯すを知りし時と、之を他に向つて説く時との關係は、左の如く定められるのである。

波羅夷

前食時知り、後食時説く

後食時知り、初夜説く



一突吉羅

比丘比丘尼以外の餘人の罪を覆ふ

要するに、前食時に始まり、翌日の明相出時に説かざるは皆波羅夷である。波羅夷以外の諸罪を隠覆するは、其の罪により一定せぬ。律文に、「八波羅夷法を除いて、餘罪を覆ひ説かざる者は所犯に隨ふ」とあるのである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは知らず、若しは人に向つて説く、若しは人の向つて説くべきなし、意に説かんと欲して未だ説かざるに明相出づ、若し説かば、命難あり、梵行難ありて、説くことを得ざるは不犯なり。

8 隨順被擧比丘違尼僧三諫戒

若し比丘尼、比丘僧爲めに擧を作し、法の如く律の如く佛の教ふる所の如くするも、順從せず懺悔せず、僧未だ作共住を與へざるに而も順從す。諸の比丘尼語つて言はく、大姉此の比丘尼僧の爲めに

擧せらるること、法の如く律の如く佛の教ふる所の如くするも、順從せず懺悔せず、僧未だ作共住を與へず、汝順從すること莫れと、是くの如く比丘尼、彼の比丘尼を諫むる時、是の事堅持して捨てず、彼の比丘尼應さに乃至第二第三諫すべし、此の事を捨てしむるが故に。若し乃至三諫して捨つる者は善し、若し捨てざれば、此の比丘尼は波羅夷不共住なり、隨擧を犯す。

因縁は、

闍陀比丘が僧のために擧せられし時、尉次といふ比丘尼が、之を供養したので、他の諸比丘尼之を諫むれども聽かなかつたので、爲めに白四の呵責羯磨を作して、此の戒を制せられしといふのである。

此の戒は、罪を犯して僧のために擧せられ、法によりて罪を治せらるるも、之に服して懺悔せず清淨ならざる比丘に對し、比丘尼が之に法を與へ、衣食を與ふる等のことをなすを禁ずるもので、比丘戒の單墮六十九隨擧戒に當るものである。故に「隨擧を犯す」と言つて居る。文中の「未だ作共住を與へず」とは、未だ與へし羯磨を解いて、其の罪を許したものでないことを意味するものであり、「汝順從する莫れ」といふ順從の意は、精神上物質上の助力をすることである。故に律文の廣釋には、

擧とは僧の爲めに擧せらる、白四羯磨是れなり。法とは法の如く律の如く佛の教ふる所の如きなり。順從せずとは、治罪の法に順はず、懺悔せずとは、所犯の罪未だ懺悔清淨ならざるなり。僧未だ作

同住どうぢゆうを與あたへずとは、僧未そういまだ解羯磨げこんまを與あたへざるなり。隨順ずいじゆんとは二種しゆあり、一には法ほふ、二には衣食えじきなり。法隨順ほふじゆんとは、教をへて戒かいを増まし心しんを増まし惡ゑを増まし、教をへて學問がくもん誦經じゆきやうを語かたる。衣食えじきとは、飲食おんじき衣服えふく床とこ臥具ふく病瘦びやうしゆうの醫藥いやくを與あたふ。

とある。

此この時與ときあたふる呵責羯磨かしゃやくこんまに就ついては、

第三羯磨だいさんこんま竟をれば波羅夷はらい

白二びやくに竟をりて捨しやす三儉蘭遮さんけんらんじや

白一びやくに竟をりて捨しやす二儉蘭遮にけんらんじや

白びやくを竟をりて捨しやす一儉蘭遮いつけんらんじや

白びやくを竟をらざるに捨しやす突吉羅とつきら

白びやくを以前いぜん所舉しよ比丘びくに隨順ずいじゆんす突吉羅とつきら

呵責羯磨かしゃやくこんまを作なす時とき比丘びくあり捨しやする莫なれと教をふ、呵責かしゃやくを作なす時ときなれば儉蘭遮けんらんじや

同上どうじやう、呵責羯磨かしゃやくこんまを作なさざる時ときは突吉羅とつきら

比丘尼びくに捨しやする莫なれと教をふ前に同おなじ、二衆にじゆ以外いげの餘人よにん教をふ、呵責かしゃやく不呵責ふかしゃやく共に突吉羅とつきら

不犯ふはんの文もんは、

不犯とは、初め諫むる時に捨す、非法別衆、非法和合衆、法別衆、似法別衆、似法和合衆、異法、異毘尼、異佛所教と、一切呵責を作さざる前は不犯なり。

二、僧伽婆尸沙 (十七僧殘)

比丘は十三僧殘であるが、比丘尼は十七僧殘である。此の中で、媒嫁戒と、無根謗と假根謗の三戒は、略ぼ比丘戒と同一であるから、之を省略して再説しない。比丘戒と比丘尼戒とを比較する時は、大要左の如き相違がある。

(比丘尼)

(比丘)

- | | |
|--------|-------------|
| ○媒嫁戒 | ○故出精戒 |
| ○無根謗戒 | ○摩觸女人戒 |
| ○假根謗戒 | ○與女人龜語戒 |
| ○言人戒 | ○向女人嘆身索供養戒 |
| ○度賊女戒 | ○媒嫁戒 |
| ○界外解舉戒 | ○無主僧不處分過量房戒 |
| ○四獨戒 | ○有主僧不處分過量房戒 |

○受漏心男子食戒

無根謗戒

○勸受染心男衣食戒

假根謗戒

破僧違諫戒

破僧違諫戒

助破僧違諫戒

助破僧違諫戒

汙家擯謗違諫戒

汙家擯謗違諫戒

惡性拒僧違諫戒

惡性拒僧違諫戒

○習近住違僧三諫戒

○謗僧勸習近住違僧三諫戒

○瞋心捨三寶違諫戒

○發起四誣謗僧違諫戒

之によつて、相互共通の者は七戒であつて、單に比丘戒にあるものは六戒あり、唯尼戒にあつて比丘戒にないものが、總べて十戒あることを知るのである。

4 言人戒

若し比丘尼、官に詣りて相言し、居士居士の兒若しくは奴、若しくは客作の人、若しくは書、若しくは夜、若しくは一念の頃、若しくは彈指の頃、若しくは須臾の頃、是の比丘尼初法を犯さば應さに捨つべし、僧

伽婆尸沙なり。

此の戒の因縁は、

一居士が、或る比丘尼の爲めに、一精舎を作りて施與しここに住せしめた。後に此の比丘尼が、惡事をしたので、ここを出てしまひ、他の比丘尼たちもここを去つてしまつたのである。然るに居士が死んでから、居士の兒が、此の精舎の跡を耕作をしたところが、比丘尼たちが見て、之に異論を出したので、居士の兒は、一たび施與したものではありませんが、無用に捨て置かんよりは耕作するがよいと言つて、比丘尼等の言を容れなかつた。そこで比丘尼たちが之を官に訴へた爲め、居士の兒は罰せられて、土地は官に没入されたのである。此の時佛は、比丘尼の訴訟を禁斷されたのであるといふ。又下の如き縁起もある。波斯匿王の小婦が、一精舎を作りて、或る比丘尼に施與した。後此の比丘尼、此の精舎を捨てて人間に遊行したので、小婦は更に此の精舎を或る女梵志に施與した。比丘尼後還りて、女梵志に之を還せと言つたが、女梵志は之を聽かなかつたので、之を官に訴へたのである。其の時、斷事の判官が訊問をした時の比丘尼の答は、「一切の地は皆王のものであり、一家の事は皆居士のものであり、房舎は施主のものであり、床座臥具も施主のものである。然し施主は此の房舎を修治して、衆僧をして住止せしむれば、福を得ること多きが故、我れに施して安住せしむる者である」と言つた。一國は王のもの、一家は家主のもの、房舎等は施主のもので、得福の故

に衆僧をして住せしむるものならば、汝の房舎も施主の者なれば、之を還付せよといふ理はないといふので、比丘尼の敗訴となつたのである。佛は之を聞き給ひて、比丘尼の答は當を得て居ない、隨つて斷事官の判決も失當である。何となれば、既に他に施せしものは、再び他に施すことは出来ないものである。前施は法にして、後施は非法であるからと言はれた。波斯匿は之を聞知して、判官を罰し、財物は官に沒收したといふ。此の時佛は此の戒を制し給ふといふのである。

此の戒は、比丘尼の官に詣りて、訴訟することを禁じたので、「言人」は、世尊の此等の比丘尼を呵責し給ふ言葉として、「如何んが比丘尼、官に詣りて言人する」とあるから、官に訴人することである。居士居士兒等は被告となるべき人を指示したので、客作人とは雇人のことである。「若しは晝、乃至須臾の頃」は、訴訟の時を言つたのである。晝夜の別なく、長短を選ばず、一切禁斷である。「是の比丘尼を犯す」は、「僧祇」には、初罪とあり、初罪とは、三諫を待たざるなりとあつて、鞞磨の三諫を須ひざるものと解して居るのである。

思ふに比丘尼に、此の訴訟を禁ずる所以は二つの意味がある。一つは佛教の本旨の上から、慈悲を以て立つべき比丘尼が、官の力を借りて他に懲罰を加ふることを惡むので、因縁の第一は此の意を示すものである。「僧祇律」には、制文に、

若し比丘尼、訴訟相言し、若しは俗人若しは出家人、若しは晝日須臾も、乃至圍民沙彌と共に相言

を鬪たたかはず、是この法ほふしよぎ初しうぎ罪ざい僧そう伽か婆は尸し沙しゃなり。

とあり、『四分ぶん』に相さう言ごんの語ごを釋しゃくし、「相さう言ごんとは、官くわんに詣いたり、共ともに曲まが直ちよくを誅ちゆうふなり」とある。『僧祇そうぎ』の佛ぼつの呵か責せきの語ごに、

此これ非ひ法ほふ非ひ律りつ不ふ如にやぶ佛ぶつ教けうなり、是これを以もつて善ぜん法ほふを長ちやう養やうすべからず。

と言いつて居ゐるのは、訴そ訟とうの他たの善ぜん法ほふ長ちやう養やうの意いに背そむくことを言いふのである。『善ぜん見けん論ろん』には、

若もし比丘びく尼に、言ごん人じんと共ともに官くわん所じよに行ゆく。若もし比丘びく尼に居士こじに語かたつて言いはく、汝なせま先ぜんづ理りを説とけと。若もし居士こじ理りを説とく時ときは、比丘びく尼に突と吉き羅らを得う。居士こじ説とき已をりて、比丘びく尼にまた官くわんに向むかつて説とければ、比丘びく尼に偷ちゆう蘭らん遮じやを得う。若もし居士こじ復ふた説とき、比丘びく尼に理りを得うれば僧そう殘ざんを犯をし、理りを得うざるも亦また僧そう殘ざんを犯をす。若もし居士こじ比丘びく尼にを言うつた、官くわん比丘びく尼にを喚をび來きたらしむ、來きたり已をりて比丘びく尼にに語かたりて言いはく、但ただ還かへり去され官くわん自みづから判はんせん。理りを得うるも理りを得うざるも、比丘びく尼に不ふ犯はんなり。若もし比丘びく尼に官くわんの前まへに至いたりて人ひとを言うつたに、官くわん何なん物ぶつの人ひとぞと問とふも、名みやう字じを道いふことを得えざれ、若もし官くわんに教をへて物ものを罰ばつせば、直あたひの多た少せうに隨したがつて罪つみを犯なす、應まさに償つぐなふべし。若もし官くわん問とふも名みやう字じを道いはざれば不ふ犯はんなり。若もし官くわん後のちに自みづから尋じん訪ほうして主しゆを知しり、官くわん自みづから罰ばつするは不ふ犯はんなり。

とあり。さうして更さらに、

若もし人ひと比丘びく尼にの衣えを偷ちゆうまんに、是これを賊ぞくと言いふことを得えず、但ただ此この人ひと貧ひん道だうの衣えを取とり去さると言いへ。

若し人劫奪するに當りては、比丘尼は王に就いて身を護ることを乞ふことを得、名字を稱することを得ず、若し名字を道へば犯なること、前に説くが如し。身を護ることを乞ひ已りて、王鼓を打ちて宣令し、若し比丘尼を犯すものあれば、法に依りて罪を治す。後に人あり比丘尼を犯さんに、王自ら法に依りて罪を治するは、比丘尼不犯なり。若し人比丘尼の寺に入り、樹木を斫伐せんに、刀斧を奪ひ、及び打壞することを得ず、若し打壞すれば應さに直を還すべし、還さざれば、直の多少を計りて罪を犯す。

と言つて居る。此の『善見』の説によれば、唯慈悲の心を以て、他に罪を被らせないと云ふばかりではなく、殆んど絶對無抵抗とも云ふべき態度で、是れは女子としての態度から、規定されたものであらうと思ふ。是等のことは、『四分』の上には、説示されて居ないものであるが、然し前述の如く、居士兒の、官の罰を受けた時に於て、佛は比丘尼の訴訟を禁ずる此の戒を立てられたのは、其の意他の善法長養の旨に背くの意に出でて居ることは明である。

又『五分律』には、

比丘尼は、人に輕陵せらる、應さに其の父母に語るべし。若し父母なければ、應さに其の親族に語るべし。若し親族なければ、應さに比丘比丘尼優婆塞優婆夷に語るべし。若し比丘比丘尼勢力ありて、援護せざるものは突吉羅なり。語る時は應さに彼れ我れを輕陵すと云ふべし、我が爲めに訶諫せよ

とは之を言ふべからず。若し官に詣りて言入し、一往一返すれば一僧伽婆尸沙なり。

とある。之によると、女人は他の輕侮を受けた時、他の力ある人に依頼するのは尤めない、唯自ら官に訴ふることを止むるといふのである。但し此の中には、女子は官に訴ふるも、其の力弱くして、往正當の判決を得られないとか、或は自ら言ふことに本意を恐すことが出来ないから、他の力あるものに依頼するといふ意味があるとも解せられないことはない。「四分」の因縁の中の第二の、比丘尼の答の不満足であつたこと、随つて判官の斷事の失當であつたことのために、佛が此の戒を制し給ふといふのは、此の意でなければならぬと思ふ。

「四分」の律文では、訴人をして、官が之を受理すれば、僧殘である。但し訴ふるも、其の名を明にせざれば、罪は輕い。

若し斷事官、手を下して事を疏すれば僧伽婆尸沙、口には説けども、名字を著はさざれば偷蘭遮なり。

とあるのは是れである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは喚ばれ、若しは啓す所あらんと欲し、若しは強力のために持ち去られ、若しは繋がれて將ち去られ、若しは命難、若しは梵行難、口には説くと雖官に告げざるは不犯なり。

度 賊女 戒

若し比丘尼、先きに是れ賊女にして、罪應さに死すべきは、人の知る所と知り、王と大臣とに問はず、種姓に問はず、使て度して出家し、具足戒を受けしむ、是の比丘尼初法を犯す應さに捨つべし、僧伽婆尸沙なり。

此の戒の因縁は、

毗舍離に於て、二 離奢の婦女等外に出でて遊戯せしに、賊女ありて其の財物を奪つて逃走した。後捕へられて死に處せらるべきであつたが、隙を伺つて逃走し、王舎城に行き、比丘尼僧伽藍に趣き出家を乞ひ、遂にここで具足戒を受けたのである。諸離奢等錫蘭に來り、

賊女の王舎城に逃れ入りしにより、之を搜索して捕へんことを請うたの

で、瓶沙王は之を求覓せしめた所、其の女は已に具足戒を受けて比丘尼となつて居たことを知り、之を捕ふる能はざる所以を離奢に報せしめた。離奢は此の時、佛敎の比丘尼中に女賊ありと言ふので、大に譏嫌したのであつたが、佛此の時賊女を度するの禁を制し給うたのである。然しそれが果して賊であるか無きかを知らずして度し、度し已つて發見した時に、此の僧殘を犯すや否やにつき諸比丘尼は大に懼るる所があつたので、知らざるものは罪とならずとし、此の賊女にして、已に死罪に相當することは、人の知る所なるを知りて度すと限度を示されたのである。

【一】 離奢 一 錫蘭

ここに賊といふのは、死罪に相當する、盜五錢或は過五錢の賊を指すのである。種姓は、律文に、種姓とは、(一)舍夷、(二)拘離、(三)彌寧、(四)跋耆、(五)滿羅、(六)蘇摩なり。

とあり、『僧祇』には種姓となく、犯罪の女にして、衆親治めんと欲するを知りて度す。

といひ、

衆とは、二衆の集なり、父母衆と夫家衆なり。親とは、婆羅門宗姓、刹

利宗姓、毘舍宗姓、首陀羅宗姓なり。

とあり、『十誦』はまた

王及び刹利衆、度して弟子と作すことを聽さす。

といひ、前の様に、姓氏でもなく階級でもない。

若し賊女と知り、之に具足戒を授け、白四羯磨を作す時、

三羯磨竟る、僧伽婆尸沙

白二竟る、三偷蘭遮

白一竟る、一偷蘭遮

白竟らず、突吉羅

- 【一】 舍夷、(一)ニ(二)巴、(三)ニ(四)巴梵
- 【二】 拘離、Krodhva(梵)
- 【三】 彌寧、Mānava(梵)
- 【四】 跋耆、Vajji(巴)Virji(梵)
- 【五】 滿羅、Mulla(巴梵)
- 【六】 蘇摩、Sumama(巴梵)
- 【七】

白前に、剃髮の爲め、出家の爲め、受戒の爲めに衆僧を集む、一切突吉羅、衆僧滿す、亦突吉羅。衆僧滿すとは、羯磨前に、羯磨に要する僧衆の、具備したことを言ふのである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは知らず、或は王、大臣、種姓に白す、若しは罪應さに死すべきも、王出家を聽す、若しは罪あるも出家を聽す、若しは繫縛中に於て、放ちて出家せしむ、若しは救ひて脱することを得しめしは不犯なり。

6 界外解擧戒

若し比丘尼、比丘尼の僧の爲めに擧せられ、法の如く律の如く佛の教の如くなるに、順從ならず未だ懺悔せず、僧未だ作共住羯磨を與へざることを知り、愛の爲めの故に、僧に問はず、僧約勅せざるに界外に出でて羯磨を作し、解罪を與ふ、是の比丘初法を犯す應さに捨つべし、僧伽婆尸沙なり。因縁は、

尉次比丘尼の僧に擧せられし時、未だ服して懺悔せざるが爲め、解羯磨を與へない中に、儉羅難陀尼が、尼僧に白さず約勅もなく、界外に出でて、解罪羯磨を作したといふのである。

界外解罪羯磨を作すに當り、度して出家せしめ、三羯磨竟りて僧殘を犯し、乃至衆滿する等、皆前戒に同じである。

不犯の文は、

不犯とは、衆僧に白す、若しは僧の約勅を被る、若しは能く意を下して本罪を悔い、若しは僧志を以ての故に解罪を與へざるに、彼の人解を與ふるは無犯なり。若しは先きの僧作羯磨を與へじり、此の僧移り或は死し、若しは遠行し、若しは休道し、賊の爲めに將ち去られ、水の爲めに漂はざる、彼れ解罪を與ふるは無犯なり。

7 四 獨 戒

若し比丘尼、獨り水を渡り、獨り村に入り、獨り宿し、獨り後に在りて行く、初法を犯す應さに捨つべし、僧伽婆戸沙なり。

因縁は、

容貌端正の比丘尼が河を渡る時に、高く衣を褰げて渡つた爲めに、賊が此の比丘尼を見て、意を繋け、水を渡り終るを待ち受けて、捉へて之を犯したといふのである。是れは、水を渡る時の態度が男子の心を挑發することを嫌ひ、人の譏誘を招いたところから起つたものである。次ぎに村に入り、獨り宿すとは、(一)差摩比丘尼が、其の僧伽藍を距る遠からざる所に、親里の村があつたので、獨り此の村に入つた時に、人から獨行は男子を得んとして行つたものだとして譏られ、また其の村に獨宿したので、また男子の爲めなりと怪まれたと言ふのである。獨り後に在りて行くは、衆多の比丘尼、

【八】差摩。Sami

拘薩羅の曠野を旅行の時、六群比丘尼と偷羅難陀比丘尼とは、衆に離れて後より行くので、衆皆之を尤め、佛が必ず伴を逐うて行け、旅行中に伴より離れるなど戒められしことを告げ詰ると、汝知らずや、我等の後るるは男子を得んが爲めだと言つたといふのが、此の「後に在りて獨り行く」を戒むることとなつた所以であるといふ。

此の戒は、渡水、入村、獨宿、離伴の四を合して一戒としたので、之を四獨戒と言ふのであるが、要するに、此の四は、共に男子に對する疑を他より招く種類のものとして、特に警戒するのである。其の配罪は大體左の如くである。

水を渡るに伴を待たず、疾疾に水に入り、伴比丘尼をして及ばざらしむ、僧伽婆尸沙なり

伴比丘を待たず、疾疾水に入る、偷蘭遮なり

水を渡りて彼の岸に達し、後伴を待たず、偷蘭遮なり

獨行入村、村ごとに僧伽婆尸沙なり

無村空曠の地は、一鼓聲聞僧伽婆尸沙なり
一鼓聲聞とは、一鼓聲の所及處であつて、一拘屢捨である、一拘屢捨は五百石なり、

一鼓聲以下は偷蘭遮なり

獨行するも、未だ村に達せざるは偷蘭遮なり

村中一界の間の獨行は突吉羅なり

一行かんとして方便し未だ去らず、伴を結び去らんとして去らざるは、突吉羅なり

比丘尼共宿は、舒手所及處にあるべし、獨宿して、脇地に著く僧伽婆尸沙なり

同上轉側する毎に僧伽婆尸沙なり

共宿するも、舒手相及ばず、一轉側毎に僧伽婆尸沙なり

比丘尼共に行く、見聞處を離るることを得ず、離るれば僧伽婆尸沙なり

見處を離れて聞處を離れず偷蘭遮なり

聞處を離れて見處を離れず偷蘭遮なり

渡水たすに就ついては、律文りつもんには、

彼の比丘尼か びく に、當まさに一比丘尼びく にを求もとめて共ともに渡わたるべし、比丘尼びく に應まさに漸やうく衣えを褰かけて水みづに入り伴はんを待まつべし。

といひ、入村にふせんについても、

彼の比丘尼か びく に、當まさに一比丘尼びく にを求もとめて、共ともに行ゆいて村むらに詣いたるべし。

といひ、獨宿どくしゆくについては、舒手所及處じよしゆしよふじよの共宿きうしゆくの要まうを舉あげ、離伴りはんについては、離見聞處りけんもんじよを條件てうけんとして居みるのである。

不犯ふはんの文もんは、

不犯とは、二比丘尼共に水を渡り、水に入る時は、水の深淺に随つて、漸漸に衣を褰げ、後伴を待つて水に入り、去る時は、疾疾に去らずして伴を待ち、岸に上る時は、漸漸に衣を下して後伴を待ち、或は神足にて渡り、船に乗じて渡り、或は橋上を渡り、梁を躡んで渡り、若しは伴比丘尼命終し、若しは休道し、若しは遠行し、若しは賊將ち去り、若しは命難、或は梵行難、或は惡獸難あり、或は強力者將ち去り、將つて縛し去られ、或は水の爲めに漂はざるは無犯なり。

若しは二比丘尼村に入る、若しは村の中間に於て、一伴比丘尼死し、或は休道し、或は遠行し、或は賊の爲めに將ち去られ、乃至水に漂はざるは、上の如く無犯なり。

若しは二比丘尼と共に、舒手相及の處に宿す、若しは一比丘尼大小便を出す、或は受經し誦經し、若しは靜獨處を樂んで經行し、或は病尼の爲めに羹粥を煑飯を作る、若しは命終し、若しは休道し、或は賊の爲めに將ち去られ、乃至水の爲めに漂はざるは、上の如く無犯なり。

二比丘尼と共に行くに、見聞處を離れざるは不犯なり。若し一比丘尼大小便を出し、或は命終し、或は休道し、或は賊の爲めに將ち去られ、乃至水の爲めに漂はざるは上の如く不犯なり。

8 受漏心男子食戒

若し比丘尼、染汗心にて、染汗心の男子と知り、彼れより可食の者、及び食と并びに餘物とを受く、是の比丘尼初法を犯す應さに捨つべし、僧伽婆尸沙なり。

因縁は、

恰も飢饉で米價騰貴の時である、比丘尼城に入りて乞食するも食を得ることが出来ず、空鉢にして還るものが多かつた。時に提舍比丘尼あり、容姿端麗であつたが、乞食のために一商人の家に前に立つた、商人尼を見て戀著しく、其の求むる所を問ひ、其の意の如く滿鉢の美飯を與へた。提舍尼は、此の日より日日此の商人の前に立ち、日日滿鉢の食を得た。人は皆、多く空鉢なるの時、提舍獨り毎に滿鉢なるを怪んだのであつた。一日例の如く、提舍はまた此の商人の所に行かんとした、商人は遙に之を見て思ふに、我れ此の尼に施すこと、既に五百金に値する、五百金は一女人を買ふに足ると。やがて提舍の來るや、提へて姪を行せんとしたので、提舍は

大に喚んで之を拒んだ。比近の商人集まり來りて其の故を知つたが、時に彼の商人は言ふ、尼にして若し我れに意なくんば、何が故に斯くまで我が食を受けしぞと。時に商人等尼に問ふ、汝は此の商人が、如何なる意を以て、汝に食に與へしやを知れりやと。尼曰く知れりと。汝若し知らば、其の食を受けて、しかも何故に今拒みて大に喚ぶぞと。此の事ありてより

佛は、染汗心を以て、染汗心の男子の食を受くべからずと制し給うたといふのである。

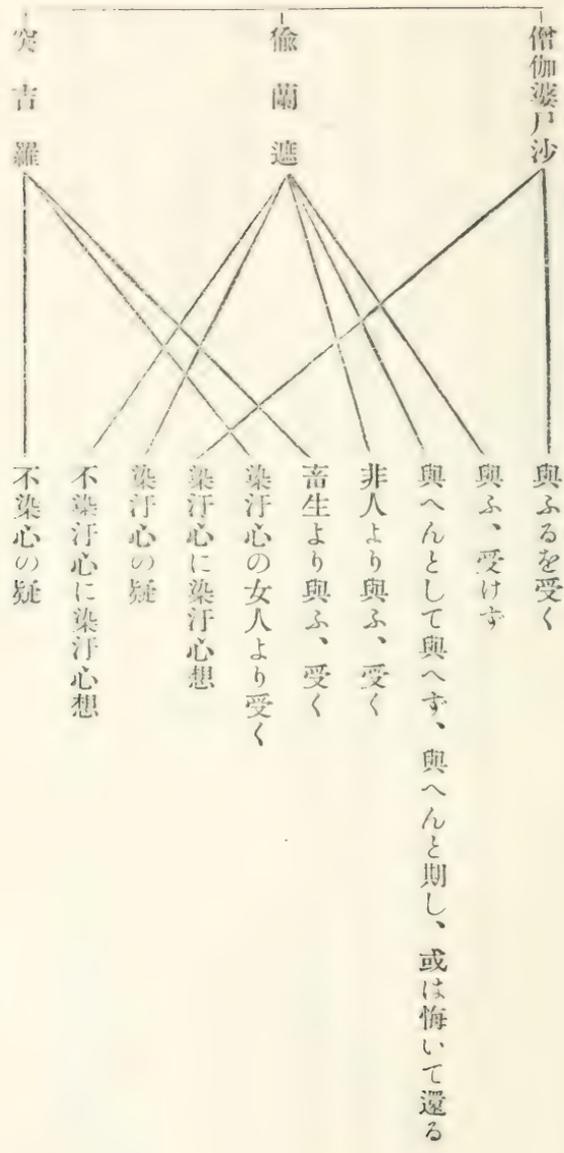
制文中の可食の者等の語の解釋は、律文廣釋には左の如く言つて居る。

可食の者とは、根食莖食葉食華食果食油食胡麻食黑石密食細末物なり、食とは、飯羹乾飯魚及び肉

【九】 提舍 一の五

なり、餘物とは、金銀珍寶摩尼眞珠毗琉璃珂貝璧玉珊瑚、若しは錢と生像金なり。
 と。つまり食は蒲闍尼食、即ち五種正食であつて、可食とは、非正食、即ち佉闍尼食を指してゐるのである。

配罪は下の如くである。



不犯の文は、

不犯とは、先きに知らず、若しは己れに染汗心なく、彼れに染汗心なきは不犯なり。

9 勸受染心男子衣食戒

若し比丘尼、比丘尼に教へて是くの如きの語を作す、大姉、彼れに染汗心あるも、染汗心なきも、能く汝を如何せん。汝自ら染汗心なくんば、彼れに於て若しは食を得んに、時を以て清淨に受取せよと。此の比丘尼初法を犯す、應さに捨つべし、僧伽婆尸沙なり。

因縁は、

前の因縁に關聯したもので、提舎尼が、前には滿鉢にして還りしに、後には空鉢で還る様になつたので、六群比丘尼、儉難陀比丘尼、及び提舎比丘尼の母等が、其の故を問ひ、商人の染汗心あるがためなりと答ふるを聞き、提舎尼に勧め、彼れに染汗心あるも將た無きも、己れに染汗心なくば何ぞ食を乞ふに憚らんと言つたので、此の戒は定まつたといふわけであらう。

説いて了了は僧伽婆尸沙、説いて不了了は儉蘭遮である。

不犯の文は、

不犯とは、或は戲笑して説き、若しは疾疾に説き、獨處して説き、夢中に説き、此れを説かんと欲して錯つて彼れを説くは不犯なり。

11 助破僧違諫戒

12 汙家擯謗違諫戒

13 惡性拒僧違諫戒

已上の四戒は、略ぼ比丘戒と同一である。

14 習近住違僧三諫戒

若し比丘尼、相親近して住して共に惡行を作し、惡聲流布し、展轉して共に罪を相覆ふ、是の比丘尼、當さに彼の比丘尼を諫めて言ふべし、大姉、汝等相親近して共に惡行を作し、惡聲流布し、共に罪を相覆ふこと莫れ。汝等若し相親近せざれば、佛法の中に於て増益して安樂に住することを得んと。是の比丘尼、彼の比丘尼を諫むる時、堅く持して捨てざれば、是の比丘應さに三諫すべし、此の事を捨つるが故に。乃至三諫して捨つる者は善し、捨てざれば是の比丘尼三法を犯す應さに捨つべし、僧伽婆尸沙なり。

因縁とは、

舍衛の二比丘、蘇摩と婆頗夷とが、相親近して住し、共に惡行をなし、惡聲流布した時に、互に其の罪を覆うたのである。時に餘の比丘尼が之を諫めたけれども用ひなかつたので、之を諸の比丘に告げた。比丘乃ち之を世尊に白したので、佛は二比丘を呵責して、自四の呵諫鬪磨を與へ給ふこ

ととしたのである。

悪行は、華樹を種うる等で、比丘の汗家擯誘戒の下に於て、既に詳細に擧げてあつて、ここのも全く同一であるから、煩を避けて一一數へない。「罪を覆ふ」とは、此等悪行の罪であるから、重罪以外の罪である。故に律文には、

罪とは、八波羅夷法を除いて、餘罪を覆ふものは是れなり。

と言つて居るのである。「三法を犯す」とあるのは、前の諸戒の「初法を犯す」と言ふに對したので、三諫の呵諫羯磨を須ひざるものを初法といひ、今三諫羯磨を要するものを、三法を犯すと言つたのである。此の僧殘の中では、第十の破僧違諫戒以下の八戒は、皆此の白四羯磨の三呵諫を要するもので、即ち三法を犯すものである。從來普通に、此の八種の三呵諫の戒を、八諫戒と呼んで居るのである。

配罪は、

三羯磨竟り、僧伽婆尸沙

白二竟り、三偷蘭遮

白一竟り、二偷蘭遮

白竟り、一偷蘭遮

白竟らず、突吉羅

白前は、親近住、惡行、惡聲流布等一切突吉羅

不犯の文は、

不犯とは、初め語る時に捨つ、非法別衆の呵諫、非法和合衆、法別衆、似法別衆、非法非律非佛所
教の呵諫、若しは一切呵諫を作さざるは不犯なり。

15 誘僧勸習近住違僧三諫戒

若し比丘尼、比丘尼に僧爲めに呵諫を作す時、餘の比丘尼、教へて是くの如きの言を作さしむ、汝
等別に住すること莫れ、當さに共に住すべし、我れも亦餘の比丘尼の、別に住せずして共に住し、
惡行を作して惡聲流布し、共に罪を相覆ふを見る、僧恚を以ての故に、汝をして別に住せしむと。
是の比丘尼、應さに彼の比丘尼を諫めて言ふべし、大姉、汝餘の比丘尼を教へて言ふこと莫れ、汝
等別に住すること莫れ、我れも亦餘の比丘尼の共住するを見るに、共に惡行を作し、惡聲流布し、
共に罪を相覆ふ、僧恚を以ての故に、汝をして別住せしむ、今正しく此の二比丘尼あり、共に住し
共に惡行を作し、惡聲流布して共に罪を相覆ふ、更に餘あることなし、若し此の比丘別に住すれば
佛法の中に於て増益ありて安樂に住すと。是の比丘尼、彼の比丘尼を諫むる時、堅く持して捨てざ
れば、是の比丘尼應さに三諫すべし、此の事を捨てしむるが故に。乃至三諫して捨つる者は善し、
捨てざれば此の比丘尼三法を犯す、應さに捨つべし、僧伽婆尸沙なり。

因縁は、

前戒の二比丘が、既に呵諫羯磨を受く、時に六群比丘尼と偷羅難陀尼と、また二比丘尼を教唆して、別住せず共住せしめしといふに基くのである。

呵諫羯磨を興ふるに當り、三羯磨竟僧殘より、白前突吉羅の配罪は前に準すべく、唯一僧作呵諫を興ふるに當り、若し比丘ありて捨つること莫れと教ふるは、若し此の時呵責が行はるれば偷蘭遮、呵責せざれば突吉羅、比丘尼ありて教ふるもこれと同じを加ふるのである。

不犯の文も不犯とは、初め語る時捨つ、非法別衆の呵責以下、一切呵責を作さざるは不犯なり等前戒に同じ。

16 瞋心捨三寶違諫戒

若し比丘尼、輒ち一小事を以て瞋恚して憲ばず、便ち是の語を作さく、我れ佛を捨て法を捨て僧を捨つ、獨り此の沙門釋子あるのみならず、亦更に餘の沙門婆羅門の梵行を修するものあり、我等も亦彼れに於て梵行を修すべしと。是の比丘尼、當さに彼の比丘尼を諫めて言ふべし、大姉、汝輒ち一小事を以て瞋恚して憲ばず、便ち是の語を作すこと莫れ、我れ佛を捨て法を捨て僧を捨つ、獨り此の沙門釋子あるのみならず、亦更に餘の沙門婆羅門の梵行を修する者あり、我等も亦彼れに於て梵行を修すべしと。若し是の比丘尼、彼の比丘尼を諫むる時、堅く持して捨てざれば、彼の比丘

尼應(にま)さに三諫(さんかん)すべし、此(こ)の事(こと)を捨(す)つるが故(ゆ)に。乃至(乃至)三諫(さんかん)して捨(す)つる者(もの)は善(よ)し、捨(す)てざれば、是(こ)の比丘(びき)三法(さんぽう)を犯(な)す、應(ま)さに捨(す)つべし、僧伽婆尸沙(そうがはししや)なり。

因縁(いんねん)は、

六群(むくぐん)比丘(びき)尼(に)が、一小事(せうじ)を以(もつ)て瞋(しん)恚(い)して、道(みち)を出(い)でて外道(げだう)に去(こ)らんと言(い)ひ、他(た)の諫(いさめ)を聽(き)かざりしといふに基(もと)づく。

三羯磨(さんげま)竟(やう)僧殘(そうぜん)等(とう)、皆(みな)前戒(ぜんがい)に準(じゆん)じ、不犯(ふはん)の文(もん)も亦(また)同(おな)じである。

17 發起(ほつき)四誨(じやうし)謗僧違諫戒(みさうそうかいかい)

若(も)し比丘(びき)尼(に)圖誨(とうじやう)を恚(よ)び、善(よ)く誨(じやう)事を憶(おく)持(ぢ)せず、後(のち)に瞋(しん)恚(い)して是(こ)の語(ご)を作(な)さく、僧(そう)に愛(あい)あり志(い)あり怖(おそ)あり癡(ち)ありと。是(こ)の比丘(びき)尼(に)應(ま)さに彼(か)の比丘(びき)尼(に)を諫(いさ)めて言(い)ふべし、妹(まい)汝(なんぢ)圖誨(とうじやう)を恚(よ)ぶこと莫(な)かれ、善(よ)く誨(じやう)事を憶(おく)持(ぢ)せず、後(のち)瞋(しん)恚(い)して是(こ)の語(ご)を作(な)さく、僧(そう)に愛(あい)あり志(い)あり怖(おそ)あり癡(ち)ありと、而(しか)も僧(そう)は不愛(ふあい)不恚(ふい)不怖(ふおそ)不癡(ふち)なり、汝(なんぢ)自(みづか)ら愛(あい)あり志(い)あり怖(おそ)あり癡(ち)ありと。是(こ)の比丘(びき)尼(に)彼(か)の比丘(びき)尼(に)を諫(いさ)むるに、堅(かた)く持(ぢ)して捨(す)てざれば、彼(か)の比丘(びき)尼(に)應(ま)さに三諫(さんかん)すべし、此(こ)の事(こと)を捨(す)つるが故(ゆ)に。乃至(乃至)三諫(さんかん)して捨(す)つる者(もの)は善(よ)し、捨(す)てざれば是(こ)の比丘(びき)尼(に)三法(さんぽう)を犯(な)す、應(ま)さに捨(す)つべし、僧伽婆尸沙(そうがはししや)なり。

愛(あい)あり志(い)あり怖(おそ)あり癡(ち)ありと言(い)ふのは、愛(あい)のため、瞋(しん)恚(い)のため、恐(おそ)怖(おそ)のため、無智(むち)の爲(ため)、一方(いほう)に對(たい)し、偏頗(へんぱ)の處置(しよぢ)を爲(な)すことを言(い)ふのである。其(そ)の他(た)總(た)べて前戒(ぜんがい)に準(じゆん)同(おな)する。

三、尼薩耆波逸提

第一の長衣戒より、第十八の僧物入己戒までは、大體比丘戒と同一である。但し其の順序に於て多少の相違があるが、便宜のため、二部の此等の諸戒を對照し、順序の異同を知らしむる。

(比丘尼)

(比丘)

- 一、長衣戒……………一
- 二、離三衣宿戒……………二
- 三、月望衣戒……………三
- 四、取非親里俗人乞衣戒……………六
- 五、過分取衣戒……………七
- 六、勸増衣價戒……………八
- 七、勸二家増衣價戒……………九
- 八、過分忽切索衣價戒……………一〇
- 九、畜錢寶戒……………一八
- 一〇、寶寶戒……………一九

一一、販賣戒	二一〇
一二、長鉢過限戒	二一一
一三、自乞縷使非親里織師織戒	二二三
一四、勸織師增衣縷戒	二二四
一五、奪衣戒	二二五
一六、畜藥七日過限戒	二二六
一七、過前受急施衣過後畜戒	二二八
一八、廻僧物入己戒	二二〇

卽ち十八戒すなはは、二部共通ごうつうであるが、比丘戒びくにかいに於ては、此この十八戒かいはを除いた十二戒じふにかいは、比丘尼戒びくににかいにはないものであり、隨つて尼戒ににかいにも、比丘戒びくにかいと別異べついのものが十二戒じふにかいあるわけである。卽ち其すなはの名稱めいじゆうを舉示きよしすれば、

一九、互乞蘇油戒	
二〇、互用説戒堂直戒	
二一、互用爲比丘自求施戒	
二二、互用別房直戒	

二三、互用房舍直戒

二四、長鉢戒

二五、過畜十六枚戒

二六、先許病衣後違戒

二七、時攝非時施戒

二八、貿衣已後強奪戒

二九、乞重衣戒

三〇、輕衣戒

は尼戒にかにのみあるもので、また單たんに比丘戒びくかにのみあるものは、

四、非親尼衣戒

五、使非親尼浣故衣戒

一一、乞蠶綿作臥具戒

一二、黑毛臥具戒

一三、白毛臥具戒

一四、減六年作臥具戒

一五、不帖座具戒

一六、持羊毛過限戒

一七、使非親尼浣染毛戒

二二、乞鉢戒

二七、過前求雨衣過前用戒

二九、有難蘭若離衣戒

である。

19 互乞蘇油戒

若し比丘尼、是れを索めんと欲し、更に彼れを索むる者は尼薩普波逸提なり。

此の戒の因縁は、

偷羅難陀比丘尼が、其の檀越に向ひ、酥を索めしにより、檀越は酥を買ひて之に與へた、然るに偷羅難陀は、酥は不用なり、油を要すと言つた。檀越乃ち賣酥の家に行き、酥を返還して油と交換せんとしたが、賣家は之に應せず、酥は之を汝より買はず、油は別に汝之を買へと言つた、之がために檀越は困却せしことがあるので、佛は此の戒を制し給ふと言ふのである。

淨捨懺悔は白二羯磨を作すのであつて、淨捨終れば、捨物は之を比丘尼に還附する等、總べて比丘戒

の如くである。還さざるは突吉羅であり、還す莫れと教唆し、或は還さずして轉じて淨施、遣與し、故意に破り、燒き、若しは非物を作り、數數使用する等は、皆突吉羅である。

不犯の文は、

不犯とは、若しは酥を須ふれば酥を索め、若しは油を須ふれば油を求め、若しは餘物を須ふれば餘物を求む。若しは親里より索め、出家人より索め、若しは己れば彼れの爲めに、彼れは己れの爲めに索む、若しは求めずして得るは、不犯なり。

20 互用説戒堂直戒

若し比丘尼、檀越所爲の僧施を知り、異に廻して餘用を爲す者は、尼薩者波逸提なり。

因縁は、

舍衛國に於て、衆多の比丘尼が、露地に於て説戒をして居るのを、居士等が見て、説戒堂なきやを問ひしに、無しと言ふ。然らば堂直を興ふべし、是れにて堂を作るは如何といふ、比丘尼等之を容れ、仍つて堂直を受けしも、説戒は坐處あれば可なり、露地にても之を行ふことを得る、然し衣服を得ることは難事である、寧ろ此の直を以て五衣を作り、之を分つべしと言つて、終に五衣を作つたといふのである。直を興へし居士等、其の後も、比丘尼等の露地に説戒するを見て之を怪しみ、事情を知りて、大に譏嫌せしといふに起因するのである。

捨法總べて前戒の如し。不犯の文は、

不犯とは、若し主に問ひて用ひ、所分の處に隨つて用ひ、若しは物を與ふる時語つて、隨意に用ひよと言はば不犯なり。

21 互用爲比丘自求施戒

若し比丘尼、所爲の施物異なるに、自ら求めて、僧の爲めに廻して餘物を作るものは、尼薩者波逸提なり。

因縁は、

或る時、安穩比丘尼が舍衛國に来るといふので、舍衛舊住の比丘尼等は

安穩尼を供養する爲め、家家に至りて大に財物飲食等を求めた。然るに

期日になつても安穩尼は遂に來なかつたので、比丘尼等は、其の集め得た所を以て、之を五衣に代

へて、之を比丘尼等の間に分けたのである。後に安穩尼が來て、城中に乞食した時に、諸居士等は、

問うて衆僧に食なきことを知り、前の比丘尼等に、安穩尼の爲めに與へしところにより、飲食を作

らざるを詰りて前の事情を知り、大に譏嫌を生ぜしといふに起るのである。

制文中「所爲の施物異なるに」とは、律文に、

所爲の施を異にすとは、若しは食の爲め施せるを、用ひて衣を作る、衣の爲めに施せるを、用ひて

【10】安穩 Eminent

食じきを作る、若もしは餘處よしょの爲ためにせるを、乃至ただし更に餘處よしょの爲ために用もちふ。

とあり、又また自求じきゅうに就ついては、

自みづから求もとむとは、處處しよじよに求もとむるなり。

とあつて、施者せしやの目的もくてきに相違さうゐするにも拘かかはらず、自みづから家いえに乞求こつぐするところの其その施物せぶつを他たの目的もくてきに使用しようするのであつて、しかも是この互用ごようは、一人にんのための施物せぶつを、僧そうに廻まして分受ぶんじゆしたのである。配罪はいざいは皆上みなかみに同おなじ。

不犯ふはんの文もんは、

不犯ふはんとは、居士こじに語かたりて隨意ずゐいに用もちひ、若もしは居士物こじぶつを與あたへ已やりて、語かたつて隨意ずゐいに用もちひよと言いはば不犯ふはんなり。

22 互用別房直戒

若もし比丘尼びくにて、檀越だんごつ施ほせす所の物もの異なるに、廻まして餘用よようを作なす者は尼薩者にさつしや波逸提はいだいてなり。

此この戒かいの因縁いんねんは、

安穩あんゑん比丘びくが一居士こじの家いえに至いたりし時とき、居士こじ問とふ住止安樂ぢうしあんらくなりや否いなやと。尼答にこたへて言いはく安樂あんらくならずと。何故なにゆゑに安樂あんらくならざると問とふと、今住いまぢうする所ところは慣闍くわのちやうであると答こたへた。そこで居士こじは、別房べつぼうなきやと問とふに、無なしと言いふを以もつて、さらば別房べつぼうを作つくるべし、造舍ぞうしゃの直あたひを與あたへんと言いつて、尼にに之これを與あたへた

ところが、尼は受けて思へらく、舎を作れば却つて事務を繁くする、衣は容易に得難し、寧ろ衣を作るべしと言つて五衣を造つた。他日安穩尼また其の居士に至り、居住の喧騒を言つたので、先きの別房造作のことを問ひしに、房舎を造らずして五衣を造つたといふことを語つたので、居士は大に之を譏嫌したといふ、是れ此の戒の出でし所以である。

此の戒の互用は、自己に得し施物に對し、施人の目的に違つたことに流用することを禁ずる制定である。

不犯の文は、

不犯とは、檀越に問うて用ひ、檀越の處分に隨つて用ひ、若しは與ふる時、語りて隨意に用ひよと言ふ、若しは親厚の人隨意に用ひよ、我れ當さに主に語るべしと言はば不犯なり。

23 互用房舎直戒

若し比丘尼、檀越所爲の施物異なるに、自ら求めて、僧の爲めに廻して餘用を作さば、尼薩者波逸提なり。

因縁は、

諸比丘尼等、房舎を造らんがために自ら財物を乞ひ、多く之を得たるに、衣得難し、房舎を作らば事徒らに多しとて、遂に房舎を作らず、五衣を作りて相互に分ちしといふのである。

此の戒は、僧に得し施物を、互用して、施主の意志に反し、之を僧の間に分受せしを誠めるのである。

不犯の文は、亦一切上に同じ。

以上の四戒は、所謂四互戒で、皆施主の目的と反したことに、之を流用するを誠むる戒である。此の四互の中で、堂直と別房直の二は、比丘尼の乞求ではなくして、施主の好意に出づるものであり、自求施と房舎直の二戒は、自己の乞求によりて得るところである。假りに之を他與と自求との名で區別する、また堂直と房舎とは、僧に施せしものを、僧の間に分受するのであり、自求施は、一人の爲めに施せしものを、僧の間に分受するのであり、別房直は、一人に施せしものを、唯目的を變更互用するのである。故に此の四互戒を區別すると、大凡左の如くなる。

僧に與へ僧に分つ
他 與……………堂直戒

自 求……………房舎戒

僧に與へ一人に取る……………廻僧物入己で、別戒である。

一人に與へ僧に分つ
自 求……………自求施戒

他 與……………依托物を取るは盜戒なり、別戒である。

一人に與へ一人取る……………別房直戒

言ふまでもなく、最後の一人與一人取は、目的を變じて取りて使用するのである。

24 長鉢戒

若し比丘尼、長鉢を畜ふれば尼薩者波逸提なり。

因縁は、

六群比丘尼が、多くの好色鉢を畜へ、しかも過多なるが爲め、故き者は洗はずして狼藉に置かれてある。諸居士寺に詣りて之を見、譏嫌して、此の比丘尼の、鉢を取りて厭くなきを言つたといふに起因するものである。

此の戒は、比丘戒の方には二十一戒になつて居るので、其の長鉢を禁ずることは彼此同一であるけれども、相互の間に、重要な區別があるので、ここに之を省略しない所以である。其の區別とは何であるかといふと、比丘戒の方には十日の開があるが、尼戒の方には此の戒がないと言ふことである。但し長衣戒は、二部共に同一で、比丘比丘尼共に十日の開があるのに、何故に長鉢には、彼此の間に此くの如き相違があるのであるか。之に就いては、學者の間に種種の説があるのであるが、確實なる定論といふものは無い様である。仍つて今諸律を對檢するに、『五分』の尼には『四分』と同じく、長衣戒に十日を開し、長鉢に開がない。『十誦』は長衣を畧して掲げてないが、素より比丘戒と大差なき故で、意は『五分』、『四分』に同一である。但し『僧祇』は、畜鉢を第十四戒とし、畜長衣を第十五戒と

し、順序に於て已に他律と相違があるが、二戒共に十日の開がない。「十誦」は、長鉢に限り十日の開のないのは、偶然でないことを示し、長鉢の下に註して、

前註既に云ふ、同じきが故に出さすと。此れ比丘に同じ、何ぞ獨り重ねて出す。此れは但一夜なり、彼れは十日を開するのみ。

と言つて居るのである。ここに「前註既に云ふ」云云とあるのは、「尼三十捨墮法」といふ標題の下に、此の中の十九は、同じきが故に出さず、餘同じからざるものは、具さに之を出す。

と註して居るのを指したので、三十捨墮の中で、比丘戒と同じき十九戒は、全然省畧して居ることと言つたのである。然らば此の長鉢も比丘戒と同じであるのに、何故に出したるかと言ふに就いて、比丘戒には十日の開があり、尼戒には此の開がないから、一夜に限ると示して居るのである。尤も「僧祇」によれば、二者共に開がないところより、或は二者共に偶然開を逸したもので、深意あるのではない、「十誦」は寧ろ後より、添加解釋したものであるとも想像されないことはないが、兎に角斷定を與ふことは困難である。支那に於ける學者の解釋には種種の説があるが、十分の理由としては受け取りにくいもの様である。或は比丘尼は之を得ることが少い、比丘は多い、即ち多利少利を理由として、多利なるが故に、十日を開するといふ説もある。或は女人は多貪なるが故に、特に之を制したといふ説もある。或は比丘尼には、別に十六枚器の貯畜を許して居るから、鉢に於ては一經宿に止

めたものだといふ説もある。また長衣には十日を開し、長鉢のみに此の開の無い理由如何といふに就いては、鉢は一にて足る、多くを要することのないものであるし、また若し長を得れば、比丘尼は共住のもので、即ち一處に多人住んで居るのであるから、直ちに説淨の便がある。且つ鉢は未成の者を貯へても、之を過とはしないから、此の點からも一鉢以上の貯蓄を要しないと云ふのである。長衣の方は、鉢の如く一にて足るとは同じくないし、且つ未成のものでも、之を畜ふれば犯戒である。然し此の未成の者を裁縫して衣と成すには、既に日を要するのであるから、十日の間は是非必要なのである。且つ比丘は、比丘尼と違つて共住しないのであるから、説淨の便もないといふ様なことも數へるのである。或は衣の方は、比丘尼は共用をするので、之を用ひて居る者を探す間十日を開いたので、鉢の方は共用することがないから開は入らないなともいふ。或は此等の説を排して、尼の長鉢戒は比丘戒の前に制したので開はなかつたが、後に比丘戒を定めて開を與へたので、制定の前後の關係から起つたものである。長衣の方は、二部同時の制であるから、共に開があるなども説くものがあるのである。今此等の説を擧示して居る、「開宗記」の文を左に引かう。

尼の長鉢を畜ふる、比丘の十日を開するに同じからざる所以の者を問ふ。答ふ。古舊釋して云く、一には尼は是れ少利なり、既に一鉢を得れば、宜しく即ち受持して以て説淨に及ぶべし、何ぞ十を開して、布施人の須つを須ひん。二には既に是れ伴あり、即ち淨法を作す、何ぞ日を開し、人を覺

めて作法することを須ひん。大僧は多利なり、十日を開して、籌量して布施人をして須たしめんと欲す、二には復た伴あることを制せざるも、意んで獨り道を修す、故に十日を開し、人を免めて説淨す、是を以て同じからず。若し爾らば、尼に二義ありて十日を開せざるなり。尼長衣を畜ふるに亦二義あり、何が故に僧と同じく十日を開する。答ふ。是れ鉢は一用なり、理多畜なし。未成は過なし、成は犯を制すと雖、然も伴ありと爲す、即ち説淨することを得、故に十を開せず。比丘は伴なし、故に十日を開す。其の長衣資具の用處を論ずれば、實に未成已來亦長の過あり、捺理簪纒即ち成すべからず、斯の義を以ての故に、同じく十日を開す。問ふ。即ち説淨し竟りて、然も始めて衣を作る、義亦妨げなし、何を以て要らず同じく十日を開することを須ひん。答ふ。初縁開く時に一の不説淨尼に對す、故に十日を開し、成るを待ちて須ふことを得しむ、一たび開して已後は、蓋し三品に通ず、故に十日を齊る。又更に一義あり、尼は多く共治なり、長衣は同生にして説淨することを得ず、共用を以ての故に、人を免むることを須たなが爲めに、齊りて十日を開す。鉢は同生と雖、亦説淨することを得、即ち是れ伴あるが故に、唯當日共に受用することなきを以ての故にと。今解す然らず。未だ必ずしも、同生を以て向きに説淨することを得ず、即ち當日をして犯を成せしむ、但女人器に於て多貪なるを以ての故に、意んで貯畜を爲す、彼の貪心を伏せんが爲めの故に十を開せず。又解す。開は開を重ねず、十六枚器を開するを以て、更に多鉢を畜ふることを許さ

す、若し其れ之を畜ふれば、經宿即ち犯す、僧は既に十六枚器を開せず、若し一宿を限らば、教急にして恒とし難しと。又解す。長鉢は尼衆先きに犯す、尼に因りて僧比丘を制することを得ず、後縁に寄せて開を興すも、亦尼戒に至らず。爾らば長衣は何を以て十日を開する。答ふ。長衣は縁同じ、開禁齊一なり、鉢は縁異なりと爲す、許制同じからず。

と言ふのである。支那に於ての諸家の説は、畧ぼこれで盡きて居るものであらう。

配罪等は前諸戒と同一であるから之を畧するとし、不犯の文は、

不犯とは、即日鉢を得、即日一鉢を受くれば、餘鉢は淨施し、或は人に遣與し、若しは奪想、若しは失想、若しは破想、若しは漂想にて、淨施せず人に遣與せざるは不犯なり。若しは奪鉢、若しは失鉢、若しは破鉢、若しは漂鉢を、若しは自ら取り用ひ、若しは他に與へて用ひしむるは不犯なり。若し寄する所の鉢は、命終若しは遠行、若しは休道、若しは賊の爲めに將ち去られ、若しは惡獸難に遇ひ、水の爲めに漂はされんに、淨施を作さず、人に遣與せざるも不犯なり。

25 過畜十枚戒

若し比丘尼、多く好色器を畜ふるものは、尼薩者波逸提なり。

此の戒の因縁も、

六群比丘尼の、多く好色器を畜へ、好からざるものは留め置いて、狼藉地にあり、居士の讖嫌を受

くるといふに起因するものである。

十六枚器といふのは、律文には、大釜、釜蓋、大釜、杓、小釜、釜蓋、小釜、杓、水瓶、瓶蓋、釜、杓となつて居るので、要するに大釜、小釜、大釜、小釜、釜、釜蓋、水瓶の六種に出でない、之に蓋や杓等の附屬物をも加へて十六として居るのである。

不犯の文は、「不犯とは、即日器を得ば、當さに十六枚を愛くべし、餘は當さに淨施し、若しは人に遣與すべし。」以下前戒に同じ。

26 先許病衣後違戒

若し比丘尼、他の比丘尼に病衣を許し、後に與へざれば尼薩者波逸提なり。

因縁は、

比丘尼は月期水(月經)出でて、身衣坐具を汗すことあるを以て、諸の比丘尼之を比丘尼に告げ、比丘尼より佛に白して、遮月水衣を著くることを聽し、なほ脱する恐れあれば、帶を安んずることを聽されたのである。それでもなほ兩邊より出でて衣を汗す場合は、病衣を作りて、更に之を重ね、其の上にて涅槃僧を著けよと命せられたといふのである。若し白衣の家に至りて坐する時は、涅槃僧を裹げ、病衣を以て身を遮して坐せよと言はれて居る。時に梅檀輪那比丘尼といふ人が、自ら最早欲想の無いことを見せんとて、自分には病衣を要せぬ態度を示す爲め、餘の一比丘尼に向ひ、若し月水

出づる時は、我が衣を取りて用ひよと言つた。此の比丘尼、此の語を信じ、特に準備をして居なかつたが、會ま月水出でしにより、使を梅檀輪那尼に遣はし、之を索めしに、恰も梅檀輪那も亦月水期であつた爲め、一比丘尼は大なる困難を感じたといふのである。此の戒は、此の時に定められしものだと言ふのである。

不犯の文は、

不犯とは、病衣を與ふことを許し、若しは病衣なし、若しは病衣を作る。若しは浣染打し、擧して牢處にあるは、求めて與へざるも不犯なり。彼の比丘尼、或は破戒、或は破見、或は破威儀、若しは擧せられ、若しは滅擯、若しは應さに滅擯すべし、若しは此の因縁に由りて命難梵行難なるは、病衣を許して與へざるも不犯なり。

27 時攝非時施戒

若し比丘尼、非時衣を以て受け、時衣と作すは尼薩耆波逸提たり。

因縁は、

六群比丘尼が、非時衣を以て、時衣だと言つて之を受けたといふに起るものである。

時衣非時衣のことは、前に既に述べたところである。安居竟りて後、衣時中に受くるは、ここに規定してない、既に非時に入りて、なほ時衣だと言つて、之を受くるものを制するのである。但し一五

分』、『十誦』等の諸律は、規定の意味が少しく違つて、『五分』では、

諸の比丘尼、非時衣を、時衣と作して受く、諸の客比丘尼便ち衣を得ること能はず。

とあり、安居僧が非時衣を時衣として受くれば、安居に與らなかつた客比丘尼は、非時の衣を受くる外はないが、安居比丘尼に取らるる故、衣を得ることが出来ないといふ意味である。『十誦』は、非時衣を時衣として受くれば、客比丘尼衣を得ることが出来ず、時衣を非時衣として受くれば、安居僧衣を得ること能はずと、之を二つに分けて、二戒として掲げて居るのである。即ち『十誦』の捨墮第二十と第二十一の二戒が是れで、二十戒は、時衣攝非時であり、二十一戒は、非時衣攝時である。即ち二十戒には、緣起に、

爾の時、善比丘あり是れ舊なり、助調達比丘尼は是れ客なり、是の住處に布施衣を得、安居僧應さに分つべし。舊比丘尼言はく、是れ夏末後月に、是の住處に迦絺那衣を受く、此れは是れ時衣なり、

安居僧應さに分つべしと。助調達比丘尼言はく、汝等善く知らず、夏末月に迦絺那衣を受くると雖、

此れは是れ非時衣なり、現前應さに分つべしと。爾の時助調達比丘尼、時衣を非時衣として分つ。

と述べ、「時衣を非時衣として分つ捨墮」の制文を出して居る。二十一戒は、同じく善比丘尼と助調達

比丘尼との二者に就き、二十戒と反對の因縁と制文を言つて居るのである。『四分』時衣と非時衣の區別を明瞭にして居るのであるが、『五分』と『十誦』とは、安居比丘尼と客比丘尼との、相互得衣に關す

ものとして擧げられて居るので、立場が多少同じでない様に思はれるのである。

不犯の文は、

不犯とは、非時衣を受けて非時衣となし、時衣を受けて時衣となすは不犯なり。

28 質衣已後強奪戒

若し比丘尼、比丘尼と衣を貿易し、後に瞋恚して還た自ら奪ひ、若しは人をして奪はしむ、妹、我が衣を還し來れ、我れ汝に與へず、汝の衣は汝に屬す、我が衣は我に還せとは尼薩耆波逸提なり。

因縁は、

偷羅難陀比丘尼が、一比丘尼に衣を易へ、後に瞋恚して奪還し、交換を變更せしに起因する。

此の戒は、一旦交換せしものを奪つて、之を藏すれば捨墮になるので、藏せざれば突吉羅である。即ち

藏と未藏によつて、奪還して我が所有とせし意味の宛不完の境界を立てるわけである。即ち取りて

藏すれば、完全に占有したこととなるわけである。律文には、

彼の比丘尼、比丘尼と衣を質へ、後瞋恚して自ら奪ひ、人をして奪はしめ、藏するものは尼薩耆波

逸提なり、奪つて藏せざれば突吉羅なり。

とある。是れは奪還の意であるが、若し或る場所に置かれたものを取る時は、離處と不離處で、罪に輕重の差を生ずるのである。即ち律文には、

若し彼れ衣を得るとは、樹上墻上籬上、若しは椽上象牙杖上衣架上、若しは繩床上木床上大小褥上、若しは地敷上に擧し、若し取つて離處すれば尼薩者波逸提、取つて離處せざれば突吉羅なり。

とある。即ち最初置かれた位置から、取りあげた時に、捨墮罪を成すので、手に取るも、本位置より擧げなければ突吉羅といふのである。なほここで貿易とあるのは、衣と衣との交換を意味するのであるが、然し必ずしもそれに限るのではない。衣と非衣、即ち衣服外の巾幘等でもよい、或は其の他の何でも貿易して衣と交換し、更に其の衣を奪還すれば、皆此の戒の範圍であることは、律文に、貿易とは、或は衣を以て衣に賀へ、或は衣を以て非衣に賀へ、或は非衣を以て衣に賀へ、若しは非衣を以て非衣に賀へ、若しは針、若しは刀、若しは縷、若しは碎段物、乃至一丸藥なり。

とあるのである。但し是等衣以外の貿易奪還も、皆衣と同じく捨墮とするや否やは、此の「四分」には明文がない、唯ここに貿易の意を釋して斯く言つてゐるのみに過ぎない、故に文を其のまま取れば、是れ皆捨墮の如く思はれるのであるが、然し波羅提木叉の制文には、唯衣とのみあつて、衣以外には及んで居ない。「僧祇」には、

精舍内に、衣鉢革屣及び餘の小小の物は、人取り已りて、後に還た奪ふものは越尼罪なり。

とあるが、然し「僧祇」は、此の戒を、一旦遺棄せし衣を、人の拾得して用ふる時、奪還する戒として

居るので、今は特に精舎内のことを制限して越毘尼としたのであるから、小小物といふには、特別の意味はないのである。道宣の『比丘尼鈔』に、衣と小小物を別とし、

自餘の小雜物を他人に捨與し、還た奪ふ者は越たり。

として引いたのは、意味をなして居ない。現に此の『僧祇』の文は、衣と小小物を別にして居ないのである。

不犯の文は、

不犯とは、和論語にて、妹、我れ悔ゆ、我が衣を還せし、彼れ悔意あるを知りて衣を還す。若しは餘の比丘尼あり語りて言はく、此の比丘尼悔いと欲す、汝衣を還せし。或は借りて著る、道理なきが故に還し取る、若しは豫め失ふべきを知り、若しは壞るるを恐る、若しは彼の人破戒、若しは破見、若しは破威儀、若しは擧せらる、若しは滅損、若しは應さに滅損すべし、若しは此の事の爲めに、命難梵行難あれば、奪つて藏せざるは不犯なり。

29 乞重衣戒

若し比丘尼、重衣を乞ふ、價直四張疊を齎る、過ぐるものは尼薩著波逸提なり。

因縁は、

毘舍離の離奢の依頼により、迦羅比丘尼が、以前より出入して居る一居士より、財物を辨し與へし

めた。離奢之を徳とし、迦羅の欲する所の者を與へんといふ、迦羅其の望むところの者は、容易に得難しとして之を辭したのであるが、離奢強ひて其の望みを言はしむるに、迦羅は一衣の價値千張疊なるを示し、我れは斯くの如き衣を須むと言つたので、居士は其の貪婪に驚いたのである。また跋陀迦毘羅比丘尼といふ人がある。尼親里の家に至りし時、諸居士來りて其の欲する所を言はしめしに、彼れまた其の言ふことの到底行はれざるを以て辭退した。仍つて強ひて言はしめし時、また千張疊の衣を索めたといふのである。此の二つの事實を本とし、佛は此の戒を制し給ふ。

とある。ここに重衣とあるのは、冬衣であつて、律文には「重衣とは障寒衣なり」とあり、『僧祇』には、質によつて、「重衣とは欽婆羅衣なり」と釋

して居る。價直四張疊といふのは、『五分』には四大錢として居る。『僧祇』

にはまた之を四（二）カフリシハハ羯利沙槃として居るのである。羯利沙槃は、嚴利沙槃とも音譯せらるる所のもの

で、『僧祇』には、「四羯利沙槃とは、四四十九故錢なり」とある。但し「明藏」は、十九を十六として居

る、四四ならは、十六故錢が正しい様である。『四分』の文にも、釋して、

若し比丘尼、重衣を求むる時、極十六條に至る、若し比丘尼、重衣を求めて、價直四張疊を過ぐる

ものは尼薩者波逸提なり。

と言つて居る。然らば十六條即ち四張疊であらう。『開宗記』は「十六條とは、謂はく四疊の張別四條

〔一〕 跋陀迦毘羅 Bhaddā Kāyī

pīṇi

〔二〕 羯利沙槃 Kāṭṭhapaṇa

より成る、故に十六と云ふなり」と言つてある。一張は四條より成り、四條を四疊したものが、即ち十六條で四疊である。一條は一錢を意味するのであるから、四疊は十六錢となるのである。但しここに故錢とあるのは、印度當時の錢貨に新故の別があつたのであらうが、今詳細にする要もあるまい。但し十九故錢に就いて、また別の解釋もある。「僧祇」の盜戒の文を見ると、

爾の時瓶沙王佛に白して言さく、世尊、十九錢を以て一闍利沙槃となし、一闍利沙槃を分ちて四分となし、若し一分若しは一分の直を盜めば、罪應に死に至るべし。

とある。此の文によれば、明に十九故錢を以て一闍利沙槃とし、其の四分の一、即ち畧ぼ五錢弱を以て死罪に當るものとして居るのである。若し此の説を正しいとすれば、「四闍利沙槃とは、四四十九錢」といふは、「四闍利沙槃とは、四は四の十九故錢なり」で、一闍利沙槃は十九錢だから、四闍利沙槃は、十九錢の四倍であると言つたものと解せられる。四四十九故錢即ち「四は四の十九故錢」といふ文が、解しにくいので、「四四十六」と考へ、「明藏」は之を十六と改めたので、十九の方が正しいものとも思はれるのである。但し同じ「僧祇」に、

若し十九故錢を過ぎて取るものは、尼薩者波夜提なり。

とあり、また、

若し比丘尼、十九故錢を過ぎて、重衣を市ふことを得ず。

ともあるが、若し之によれば、十九故錢で四闍利沙槃とも見らるる様である。之に隨へば、「四四十九故錢」の語は、更に要領を得ないことになる。「四は四の十九錢」は、可なり苦しい訓み方であるから、或は「四四十六故錢」の誤りとし、後の文も皆十九を十六と正して見れば、「四分」の十六條にも合するが、若し之によれば、十六錢を一羯利沙槃と見るといふことになる。「十誦」も、「五分」と同じく、四大錢といひ、是れは「四分」の四張疊の説にも合するわけである。「十誦」は單に四錢と言つて、「乃至四錢應さに乞ふべし」とあるけれども、然し此の四錢は四大錢のことで、後の釋に、「錢とは、謂はく大錢なり、乃至十六小錢に直す」と言つて居るので知らるる。故に十六小錢は、即ち十六條で、四小錢を一大錢とし、之を四錢といふ、是れ四張疊である。之に因つて見れば、四小錢を以て一大錢、即ち一羯利沙槃とするといふことになる。若し此の三律の説に隨ひ、一羯利沙槃を十六錢とし、「僧祇」の十九を十六の誤りとすれば、「僧祇」の盜戒の、十九錢を一闍利沙槃とする明文が解釋されない。此の十九も十六の誤りとするのは、過當の推測たることを免れない。加之、若し一闍利沙槃を十六錢とすれば、盜五錢已上重罪の説も解釋されない。「僧祇」の盜戒は、一闍利沙槃の四分の一を波羅夷として居るので、十九錢の四分の一は、畧ぼ五錢弱になるから、大體五錢已上の文に合するが、十六錢を一闍利沙槃とすれば、盜四錢已上とならなければならぬことになるのである。故に「僧祇」の十九錢の説は誤りではない、他の三律とは違つた一説と見る外はないが、さうすると、前に引いた、過十九故錢

の重衣ぢゆういを取るは捨墮しつたとする文もんの解釋かいしゃくが出来できない。故ゆゑに之これを四よの十九錢じゅうきゅうせんの誤あやまりとする外ほかはないが、二所ふたところまでこれが誤あやまつて居ゐるといふのも、少すこしく受け取とれない。要たうするに『僧祇そうぎ』の十九錢じゅうきゅうせんの文もんは、一つひとつの難なん解かいのものとして殘のこさるべきであらうか。

此この捨墮罪しつたざいの第四だいに、非親里ひしんり乞衣戒こつえかいがあつて、是これも親里しんり以外いげいより、衣えを乞こふを聽ゆるされぬことになつて居ゐるのである。此この乞重衣こつぢゆういと乞衣こつえとの別べつは、彼かれは非親里ひしんりを限かぎり、此これは親非親しんひしんの別べつがないこと及び此これは價格かかくを限定げんていしたから、親非親しんひしんを擇まらばないので、高たかい價格かかくのものは一切さいご乞こふことを聽ゆるさないのであるが、乞衣こつえの方は、價格かかくの限定げんていがないから、廉やすいもの、即すなはち此この重衣戒ぢゆういかいで許ゆるさるる範圍はんいんのものを、親里しんりのみより受うくることを聽ゆるさるのである。故ゆゑに非親里ひしんりよりは、貴たかいのも廉やすいのも、自分じぶんから索もとめては受うけられないのが、通規つうきたることを知しるのである。然しかし乞衣こつえの場合ばあひは、自らみづか乞こ索そくするのを禁きんするので、施主せしゆの發意はついで、所謂いはゆる自恣じし施衣せえは之これを受けうけて可かなりとするのであつて、此この戒かいは、自恣じしと雖ども過分くわぶんは聽ゆるされないことになるのである。故ゆゑに前戒ぜんかいは、通漫つうまんに乞衣こつえを禁きんじ、自恣じしは妨まげげなしとしたのであるが、ここに至いたりて、貴價衣きげえは自恣じしと雖ども、受うくることを聽ゆるされないことが、明瞭めいりやうになつたわけである。「開宗記かいしゅうき」は、此この意いを述のべて、

問とふ。此これと前まえの非親里ひしんり乞衣戒こつえかいと何なんの別べつかある。答こたふ。三義さんぎ同どうじからず。一いちには、前戒ぜんかいは直ちかちに乞こふは犯はん、自恣じしは請かはく不犯ふはんなり。此これは自恣じしの中に就ありて、過分くわぶんに索もとむるは犯はんなり。二にには、前戒ぜんかい

は、一條を得るも犯、此れは十六條已上は犯なり。三には、前戒は親を除く、此の戒は、親も非親も犯なり。

と言つて居るのである。

不犯の文は、

不犯とは、索めて四張疊、若しは滅を齎り、若しは出家者より乞ふ、若しは他の爲めに乞ひ、他己れの爲めに乞ふ、乞はずして得るは不犯なり。

30 輕衣 戒

若し比丘尼、輕衣を乞はんと欲し、極は價直兩張半疊に至る、過ぐる者は尼薩耆波逸提なり。

因縁は、重衣と輕衣とを別にするのみで、全然同一であるから、詳述しない。輕衣は、重衣に對して言ふので、夏衣である。律文には、「輕衣とは障熱衣なり」とある。兩張半疊とは、十條である。

律文の釋に、

若し比丘尼、輕衣を乞ふ時、極至十條を齎る、若し比丘尼輕衣を乞ひ、二張半疊を過ぐれば、尼薩耆波逸提なり。

とある。即ち一張は四錢であるから、兩張は八錢である。之に半疊を加へたものは、即ち十錢で、張と疊とは、内容は同一である。獨立して言へば一張で、張を合計する時に一疊二疊とする意である。

故に二張半疊は十條である。「僧祇」には、兩羯利沙槃半とあるが、今の兩張半と同一である様に見える。然し「僧祇」は之を釋して、「兩羯利沙槃半とは四十六故錢なり」といひ、「明藏」は四の字を除き兩羯利沙槃半を十六故錢として居る。若し例の「僧祇」の、一羯利沙槃を十九錢とするの説に隨はば、兩羯利沙槃は三十八錢で、之に九錢餘の半羯利沙槃を加へるわけであるから、兩羯利沙槃半は、合計四十七錢餘となるべき筈で、四十六錢といふことにはなるべき筈がないのである。故に或は六と八とを誤つたので、四十六錢は四十八錢の誤寫かとも思ふ、十六錢の説は素より取るに足らない。餘は總べて前戒に準じ、唯不犯の初めを、「不犯とは、價直兩張半疊、若しは減を請ふ」とするのみで、「出家より乞ふ」以下は前戒と同様である。

四、波 逸 提

尼戒の單提を以て、之を比丘戒に比較すると、第一小安語戒より、第二十の覆屋三節戒までは、全然同一である。第二十一戒以後に於ても、比丘戒と同一のものは少くないので、總計七十一戒（尼戒は七十戒）は、二部共通であることを知るのである。故に尼單提は一百七十八戒であるから、尼戒に特殊なるものは、一百八戒となり、比丘戒のみに存して、尼戒に通ぜざるものは、九十戒中の、十九戒を存するわけである。但し前の共通二十戒の中に於ても、比丘戒第四の同女人宿戒とあるが如きは、

尼戒の方では、當然同男子宿戒であり、第九の與女人說法過限戒の如きも、與男子說法過限戒と改めらるべきであることは言ふまでもない。なほ煩はしいけれども、比丘比丘尼二部共通なる、前二十戒の名稱を列舉し、一一前と参照の不便を助けることとする。

一、小妄語戒

二、罵戒

三、兩舌戒

四、同男女宿戒

五、共未受人宿過限戒

六、與未受人同誦戒

八、實得道向來具者說戒

九、與男女人說法過限戒

一〇、掘地戒

一一、壞生種戒

一二、身口綺戒

一三、嫌罵僧知事戒

一四、露處敷僧物戒

一五、覆處敷僧物戒

一六、強敷坐戒

一七、牽他出僧房戒

一八、坐脱却牀戒

一九、用蟲水戒

二〇、覆屋過三節戒

なほ二十戒以後の五十戒(比丘五)は、尼戒の順序が、比丘戒と一致して居ないので、それは左表に示す如くである。

(比丘尼)

(比丘)

二一、施一食處過受戒	三二
二二、別衆食戒	三三
二三、取歸婦賈客食戒	三四
二四、非時食戒	三七
二五、食殘宿戒	三八
二六、不受食戒	三九
二七、不囑同利入聚落戒	四二
二八、食家強坐戒	四三
二九、屏處 <small>〔女人〕</small> 坐戒	四四
三〇、獨與 <small>〔女人〕</small> 坐戒	四五
三一、驅他出聚戒	四六
三二、過受四月藥請戒	四七
三三、觀軍戒	四八
三四、有緣軍中過限戒	四九

三五、觀軍合戰戒	五〇
三六、飲酒戒	五一
三七、水中戲戒	五二
三八、擊擻戒	五三
三九、不受諫戒	五四
四〇、怖 <small>比丘</small> 戒	五五
四一、半月浴過戒	五六
四二、露地燃火戒	五七
四三、藏他衣鉢戒	五八
四四、真實淨不語取戒	五九
四五、著新衣戒	六〇
四六、奪畜生命戒	六一
四七、飲蟲水戒	六二
八四、疑惱 <small>比丘</small> 戒	六三
四九、覆他龕罪戒	六五

五〇、發諍戒	六六
五一、與賊期行戒	六七
五二、惡見違諫戒	六八
五三、隨舉 <small>比丘</small> 戒	六九
五四、隨擯 <small>沙彌尼</small> 戒	七〇
五五、拒勸學戒	七一
五六、毀毘尼戒	七二
五七、惡舉先言戒	七三
五八、同羯磨後悔戒	七四
五九、不與欲戒	七五
六〇、與欲後悔戒	七六
六一、屏棄四諍戒	七七
六二、毘打 <small>比丘</small> 戒	七八
六三、搏 <small>比丘尼</small> 戒	九〇
六四、無根殘謗戒	八〇

六五、突入王宮戒……………八一

六六、捉寶戒……………八二

六七、非時入聚落戒……………八三

六八、過量牀足戒……………八四

六九、兜羅綿牀蓐戒……………八五

一四八、背請戒……………
三二
三五

右の内みぎのうちで、背請はいしうかい戒は、比丘びく戒にかいの方ほうでは、三十二の展轉てんでんじきかい食戒じきかいと、三十五の足食そくじきかい戒にかいとの二戒にかいとなつて居ゐるもので、比丘びく戒にかいでは、合ごうして之これを一戒いかいとして居ゐるものである。尙なほ單たんに比丘びくにありて、尼戒にかいに存ぞんせざるものは、左さの諸戒しよかいである。

二一、輒教尼戒 二二、與尼說法至日暮戒

二三、譏教尼戒 二四、與非親尼衣戒

二五、與非親尼作衣戒 二六、獨與尼屏處坐戒

二七、與尼期行戒 二八、與尼同船戒

二九、食尼嘆食戒 三〇、與女人期同行戒

三六、勸足食戒

四〇、索美食戒

四一、與外道食戒

六四、覆他龜罪戒

八六、骨牙角針筒戒

八七、過量尼師壇戒

八八、覆瘡衣過量戒

八九、雨衣過量戒

九〇、與佛等量作衣戒

要するに、前の二十戒と、後の五十一戒と、此の十九戒とを合して、比丘戒は九十の數を成すわけである。

尼戒にのみ存して、比丘戒に缺けて居るものは、一百七十八戒中、前二十戒と、次ぎの五十戒とを除いた一百八戒であるが、是れも煩はしい様ではあるけれども、尼戒を一日の下に知らしむる便宜を思ひ、一一ここに之を列擧する。

但し最後の背請戒は、後に屬するものであるから、之を別として第七十戒より之を示す。

七〇、食蒜戒

七一、剃三處毛戒

七二、洗淨過分戒

七三、用胡膠作男形戒

七四、相拍戒

七五、供給無病比丘水扇戒

七六、乞生穀等戒

七七、好生草上大小便戒

七八、不看牆外棄不淨戒

七九、觀看伎樂戒

八〇、共男子入屏處共語戒

八一、共男子入屏障處戒

八二、遣伴遠去與男子屏處耳語戒

八三、入白衣家已不辭主人去戒

八四、輒坐他牀戒

八五、白衣家輒宿戒

八六、共男子入闔室戒

八七、不審諦受師語戒

八八、瞋心咒咀戒

八九、因事瞋心推胸啼哭戒

九〇、無衣同牀臥戒

九一、同被蓐戒

九二、語業惱他戒

九三、不看同活尼病戒

九四、安居中牽他出房戒

九五、無事遊行戒

九六、受請安居竟不去戒

九七、邊境怖處遊行戒

九八、境內恐怖處遊行戒

九九、習近居士子違僧三諫戒

一〇〇、觀王宮浴池戒

一〇一、渠河水中露身浴戒

一〇二、過量浴衣戒

一〇三、時中縫僧伽梨過五日戒

一〇四、過五日不見僧伽梨戒

一〇五、僧衣作留難戒

一〇六、輒著他衣戒

一〇七、與白衣外道衣戒

- 一〇八、衆僧如法分衣遮令不分戒
 一一〇、遮僧欲出功德戒
 一一二、與外道白衣食戒
 一一四、自紡績戒
 一一六、經宿不辭主人輒去戒
 一一八、教人誦呪術戒
 一二〇、度乳兒婦女戒
 一二二、不與二歲學戒羯磨戒
 一二四、度諸遮童女戒
 一二六、度曾嫁百遮婦女戒
 一二八、不以二法攝受弟子戒
 一三〇、不乞畜聚度人戒
 一三二、無德度人戒
 一三四、父母夫主不聽輒度人戒
 一三六、不與學戒
 一〇九、遮僧不得出功德戒
 一一一、不與他減誣戒
 一一三、與白衣作使戒
 一一五、著俗人衣輒坐臥他牀戒
 一一七、自誦呪術戒
 一一九、度姪身婦女戒
 一二一、度減年童女戒
 一二三、不說六法名字戒
 一二五、度小年曾嫁婦女戒
 一二七、度姪女戒
 一二九、不二歲隨和上戒
 一三一、未滿十二夏度人戒
 一三三、不聽度人謗僧戒
 一三五、度與童相敬愛熏瞋戒
 一三七、取他衣不爲授具戒

一三八、多度弟子戒

一三九、作本法竟經宿往大僧中受具足戒

一四〇、教授日不往聽戒

一四一、不半月請教授戒

一四二、不詣大僧自恣戒

一四三、不依大僧安居戒

一四四、突入大僧寺戒

一四五、罵比丘戒

一四六、罵尼衆戒

一四七、不自衆僧使男子破癰戒

一四八、背請戒こは前に出せり、

一四九、家慳生嫉妬戒

一五〇、以香塗身戒

一五一、胡摩澤塗身戒

一五二、使比丘尼塗身戒

一五三、使式叉摩那塗身戒

一五四、使沙彌尼塗身戒

一五五、使白衣女塗身戒

一五六、著背裸衣戒

一五七、畜婦女嚴身具戒

一五八、著草屣攀蓋戒

一五九、乘乘戒

一六〇、不著僧祇支戒

一六一、夜入出白衣家不白主人戒

一六二、向暮開僧伽藍門戒

一六三、日沒開僧伽藍門戒

一六四、不安居戒

一六五、度大小便常漏人戒

一六六、度二形人戒

一六七、度二道合人戒

一六八、度負債病人戒 一六九、誦呪爲活命戒

一七〇、以世俗伎術教授白衣戒 一七一、被擯不去戒

一七二、輒問大僧義戒 一七三、身業惱戒

一七四、在僧寺造塔戒 一七五、百歲尼不禮新受戒

一七六、搖身趨行戒 一七七、作婦女莊嚴具香塗身戒

一七八、使外道女塗摩身戒

從來尼戒を釋するもの多く簡に隨ひ、尼戒の名目を瞥見し得べき表を掲げしものは、未だ之を見ない。煩を避けず敢てここに列ぬるもまた學者の便に供せんが爲めである。

70 食 戒 蒜 戒

若し比丘尼、蒜を食ふ者は波逸提なり。

此の戒の因縁は、

或る處に蒜園あり、偷羅難陀尼此の附近を通行せし時、園主は尼に向つて、蒜を要せざるや否やを問ふ。偷羅難陀は之を得んと欲するよしを答へたので、園主は即ち之を與へた。其の後偷羅難陀は屢來りて其の蒜を求めた。其の後園主は守園人に向つて、今後は比丘尼に對し、日に五個づつを與ふべきよしを告げたのである。或る日園主は、蒜を賣らんがため毘舍離城に赴き、一人の守園人

をして留守せしめた。其の日儉羅難陀は、諸の比丘尼を誘ひ、蒜園主は、毎日比丘尼來らば、五個の蒜を與ふべしといふ、往いて取るべしと。さうして儉羅難陀も、沙彌尼式又摩那等を伴つて、蒜園に來たのである。守園人より、園主の在らざるよしを聞き、園主毎日五個の蒜を比丘尼に與ふべしとある、請ふ我れに之を與へよと。守園人は自ら決する能はざる故、園主の歸還を待たんことを請ひしに、儉羅難陀は、主人與ふといふに、奴何ぞ拒むの要あらんと言つて、自ら園に入り、沙彌尼式又摩那と、蒜を取り、是れは上座に、是れは次座に、是れは和尙に、是れは阿闍梨に、是れは同和尙に、是れは同阿闍梨に、是れは親厚智識に、是れは今日の分、是れ明日食ふ分、是れは後日の分と言つて、終に悉く取り盡して運び去つたのである。園主還つて其の事情を聞き、大に比丘尼を譏謙したので、佛は此の時此の戒を制定し給ひしものだといふのである。

此の戒は、文によれば専ら貪婪を制し給ふものの如くであるが、また一方臭氣を厭ふので、後の羯磨等に照して之を知るべく、『五分』等の諸律に見るも、臭氣のために入りて住するを得ず、爲めに聽法さへ出來ない場合あるといふので禁せられて居るのである。比丘にも此の戒がないといふのではない、唯配罪は突吉羅なのである。

不犯の文は、

不犯とは、或は如是の病あり、餅を以て蒜を裹んで食す、若しは餘樂の治せざるところ、唯須らく

蒜を服してのみ差ゆるは服することを聽す、若しは瘡に塗るは不犯なり。

71 剃三處毛戒

若し比丘尼、三處の毛を剃るものは波逸提なり。

因縁は、

偷羅難陀尼が、三處の毛を剃り、檀越の家に往き、偶ま其の形體を露よす、檀越の婦女等、其の形に毛なきを知り、強ひて浴を取らしめんとし、其の衣を脱せしめて、其の剃つてるところを見、各相謂つて言はく、世人の毛を剃る者は姪欲を行する爲めである、阿姨何の要ありてか、其の毛を剃ると。偷羅難陀は、我れ在俗以來剃り來り、習慣となつて居るのであると答へたが、然もこれより比丘尼に對する非難が起つた、是れ此の戒を生ぜし所以である。

三處の毛とは、律文に、「大小便處及び腋下なり」とある。配罪は、「一たび刀を動せば一波逸提なり、若しは抜き、若しは揃へ、若しは焼くは、一切突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、或は如是の病あり、若しは瘡あらば、須らく剃り去つて、藥を著くべし。或は強力の者の爲めに執へらるるは不犯なり。

72 洗淨過分戒

因縁は、
若し比丘尼、水を以て洗淨するには、應さに兩指各一節なるべし、若し過ぐれば波逸提なり。

世尊摩訶波闍波提比丘尼の言により、女人の水を以て作淨することを聽し給ふ。偷羅難陀尼之を聞いて、自ら水を以て作淨し、欲心を起して、深く入れ、爪にて内を傷け、衣臥具を汗すことありしより、此の戒は定められたとある。

不犯の文は、

不犯とは、若し兩指一節を齊り、或は減一節、或は如是の病あり、或は内に草あり、或は内に蟲ありて、挽き出すは不犯なり。

73 用胡膠作男形戒

若し比丘尼、胡膠を以て男形を作るは波逸提なり。

因縁は、

六群比丘尼が、欲事を行ふ能はざるが爲め、形容憔悴す、一日波斯匿の宮中に入り、宮女のために其の憔悴の理由を問はれ、實の如く答へしに、宮女等は、其の男子を得る能はざる時は、男形を作り行す、意に適ふも行姪にあらずと教へたので、偷羅難陀は之に随つたと云ふのである。

律文には、「男根を作るとは、諸物を以て作る、或は胡膠を以て作り、若しは飯にて作り、或は麩に

て作り、或は蠟にて作る。若し比丘尼、此の諸物を以て、男根を作りて女根の中に入るものは波逸提なり。若し摩治せずして、女根の中に入るものは突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、如是の病あり、果葉及び九薬を著け、或は衣にて月水を塞ぎ、或は強力者の爲めに執へらるるは不犯なり。

74 相拍戒

若し比丘尼、共に相拍つは波逸提なり。

因縁は、

六群比丘尼、欲意熾盛にして顔色憔悴す。既に作男形を止められしにより、波斯匿王の宮女に至り、

此の事を告げしに、さらば相拍つべしと教へたので、また之を行つたといふのである。

律文には、「拍つとは、若しは手掌を以てし、若しは脚にて拍つ、若しは女根女根と相拍ら、若しは

比丘尼共に相拍つなり。拍つ者は突吉羅、拍を受くるものは波逸提、若し二女根共に相拍つは、二俱

に波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、或は如是の病あり、或は來去し、若しは經行し、若しは地を掃ひ、若しは杖を以て觸

るるに故作ならず、若しは洗ふ時に手觸るるは不犯なり。

75 供給無病比丘水扇戒

若し比丘尼、病無きに、食時に水を供給し、扇を以て扇ぐ者は波逸提なり。

此の戒の因縁は、

一長者あり、夫婦共に出家す、一日比丘乞食し、食を得て尼僧伽藍の中にて食す。本婦比丘尼水を持つて来て前に立ち、また扇を以て扇いだ。比丘は、汝少しく避けて去れ、我れ他の比丘尼に羞づと言つた。之を聞いた比丘尼は大に怒り、我れ前に在りて立つすら羞づといふ、如是如是の事をなせしを羞ぢざるやと言つて、扇柄にて比丘を打ち、水を頭上に澆いで去つた、是れ此の戒の立てられし所以だと言ふのである。

不犯の文は、

不犯とは、病比丘を瞻視して、水無し、問ふは不犯なり。

76 乞生穀等戒

若し比丘尼、生穀を乞ふものは波逸提なり。

因縁は、

六群比丘尼が、生穀の胡麻、米、大小豆、大小麥を乞ひしに起るといふ。

是れは、出家比丘尼の乞食は、施主の自恣でない限り、總べて熟せしものを取るの爲、生は受けないのである。故に生殺を受くれば、世の譏嫌を免れないのである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは親里より乞ひ、若しは出家人より乞ひ、若しは他己れの爲めに、己れ他の爲めに、若しは乞はずして自ら得るは不犯なり。

77 好生草上大小便戒

若し比丘尼、生草上に在りて大小便するは波逸提なり。
因縁は、

祇園精舎の比丘尼精舎に近く、好生草の生するところがある。諸の居士等、常に来りて、草上に坐臥し、或は歌ひ、或は舞ふ等種種の調戲をなすので、頗る修禪を妨ぐるのである。比丘尼等之を怒り、居士等の去りし後、ここに大小便糞掃を撒布したが、居士等之を知らず、次ぎに来りて草上に入り、汗物のために身衣を汗され、大に譏嫌をなしたといふのである。

不犯の文は、

不犯とは、或は如是如是の病あり、若しは無草處に大小便して、流れて草上に墮つ、或は風吹き、或は鳥汗草を銜むは不犯なり。

78 不看牆外棄不淨戒

若し比丘尼、夜器中に大小便し、晝牆外を見ずして棄つる者は波逸提なり。
因縁は、

六群比丘尼が、夜の大小便器中の汚物を、明旦牆外を見ずして棄てたために、偶まそこを通過せし不信樂の大臣の頭上より之を墮した、大臣怒りて之を官に訴へんとしたが、之を聴た篤信の婆羅門が、之を救解し、訴ふるも效なきのみならず、却つて其の罪を得んと言つて、僅に之を止め、精舎に來りて、再びせざることを注意したといふのである。

律文によれば、夜中に棄つるは、罪は軽い、人の通過するもの稀なるが故であらう。即ち「彼の比丘尼、夜器中に大小便し、晝日牆外を見て、然る後に之を棄つべし、若し夜起きんには、要らず先づ彈指警歎せよ、若し比丘尼、夜器中に大小便し、晝牆外を看ずして棄つるものは波逸提なり。若し夜警歎せず彈指せざる者は突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、夜器中に大小便し、晝閉牆外を看て之を棄つ、若しは夜彈指警歎し、若しは彼れに瓦石あり、若しは樹株あり、若しは刺あり、諸の不淨の處に棄て、若しは汪水あり、若しは坑岸あり、若しは糞聚あるものは不犯あり。

此の時代は、道路に向つて、大小便を棄てることは、一般であつたものと思はれる。

79 觀看伎樂戒

若し比丘尼、往いて伎樂を觀看する者は波逸提なり。
因縁は、

六群比丘尼が、國人の節會の日に、伎樂嬉戲するのを、往いて見た爲めに世の譏嫌を受けたのである。

律文には、「彼の比丘尼、若しは道より道に至り、道より非道に至り、非道より道に至り、高きより下きに至り、下きより高きに至り、往いて伎樂を看る、若し見れば波逸提、見ざれば突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、或は啓す所あり、或は喚はれて、道より道に由りて過ぎ、或は彼れ止宿の處、或は強力の爲めに將ち去られ、或は縛し去られ、或は命難梵行難は不犯なり。

80 共男子入屏處共語戒

若し比丘尼、村内に入り、男子と屏處に在り、共に立ち共に語る者は尼薩魯波逸提なり。
因縁は、

六群比丘が村内に入り、屏處に共立共語せりといふだけのことである。「村とは白衣の舎、屏處とは不見不聞處なり。不見處とは、若しは塵霧闇、不聞處とは乃至常語の聲を聞かず」とある。「若し同伴盲にして聾ならざれば突吉羅、聾にして盲ならざれば突吉羅、立ちて言語らざれば突吉羅なり」とある。不犯の文は、

不犯とは、若し二比丘尼伴となり、若しは知人の伴と爲るべきあり、若しは多くの女人ありて共に立ち、或は不盲不聾、行いて住まらず、或は病んで地に倒れ、或は強力のもの爲めに執へられ、或は縛して將去られ、或は命難梵行難は不犯なり。

81 共男子入屏障處戒

若し比丘尼、男子と共に、屏障處に入る者は波逸提なり。

是れも六群比丘尼の因縁であるが、別に言ふまでのことでもない。律文には、「屏障處とは、若しは樹、若しは墻、若しは籬、若しは衣、若しは復た餘物の障なり」とある。同伴盲聾の時は、前戒に準す。

不犯の文とは、

不犯とは、若しは二比丘尼ありて伴となる、或は知人の伴となるべきあり、若し餘の女人ありて伴となる、若しは伴不盲不聾なり、或は病んで地に倒れ、若しは強力者に將ち入らる、或は縛せら

れ、或は命難、梵行難は不犯なり。

82

遣伴遠去與男子屏處耳語戒

若し比丘尼、村内巷陌の中に入り、伴を遣はして遠く去らしめ、屏處に在りて男子と共に立ちて耳語する者は波逸提なり。

因縁は六群の因縁であるが、前戒と同じく述ぶるほどのことはない。屏處は離見聞處であるが、「見處を離れて聞處に至れば突吉羅、聞處を離れて見處に至れば突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは二比丘尼伴となる、或は知女人の伴となるべきあり、或は餘人の伴と爲るあり、若しは伴不盲不聾なり、或は病發して地に倒れ、或は強力の者の爲め執へられ、或は縛して將ち去られ、或は命難梵行難あり、若しは與ふる所ありて伴を遣はし遠く去らしむ、若しは伴病む、若しは威儀なし、而も語つて言はく、妹汝去れ、我れ當さに食を送りて汝に與ふべしと。若しは破戒破見破威儀、若しは舉せられ、或は應さに滅擯すべし、若しは此の事を以て命難梵行難あるは不犯なり。

83

入白衣家已不辭主人去戒

若し比丘尼、白衣の家に入りて坐し、主人に語らずして捨てて去るものは、波逸提なり。

因縁は、

比丘尼が一居士の家に至りし時、居士婦則ち一獨牀坐を敷いて坐せしめた。已にして婦は尼をそこに置いて須臾らく去つた間に、尼は主人に語らずしてそこを去つた。門を出づる時、一摩納ありて入り來り、人の居ないのを見て獨牀坐を盗み去つた。主人後に之を發見し尼の持ち去りしものと疑ひ、之を尋ねたが、それは多分我れの出門の時に入りし摩納の所爲ならんと言つたので、その事は明になつたが、然し主人に語らずして去つた爲め、かかる迷惑を惹起したといふので、人の非難を受けたのが、此の戒の由來であるといふ。

律文には、彼の比丘尼、白衣の家に入りて坐し、主人に語らずして便ち去りて門を出づれば波逸提なり。一脚門内にあり、一脚門外にあり、若

〔三〕 摩納・Mānava[ka] (僮童)

し方便して去らんと欲して去らず、若しは共に去るを期して去らざれば、一切突吉羅なり。不犯の文は、

不犯とは、主人に語つて去る、若しは座上更に人ありて坐す、若しは去る時比坐の人に囑して去る、比坐の人語つて言はく唯去れ苦無しと。或は石上木上壁上草敷上、若しは埵上に坐す。若しは屋崩れんと欲し、或は大焼し、若しは毒蛇惡獸盜賊あり、若しは強力のために執へられ、或は繋かれ、或は命難梵行難あらば、主人に語らずして去るも不犯なり。

84 輒坐他牀戒

若し比丘尼、白衣の家内に入りて坐し、主人に語らずして、輒く牀に坐するものは波逸提なり。
因縁は、

佛教に對し、信仰を有せぬ一大臣があつた。此の大臣に一獨牀坐あり、これは自己の外誰人にも坐することを許さぬものであつた。然るに憍難陀尼は、常に其の家に出入して居つたが、何人にも語らずして、此の獨牀坐に坐し、しかも其の上に月水を漏し、大に大臣の非難を受けたといふのである。

不犯の文は、

不犯とは、主人に語つて坐す、或は常處坐あり、若しは是れ親厚、若しは親厚の人あり語つて言はく、汝但坐せよ苦なし、我れ當さに主人に語るべしと。若しは石上木上埵上草敷上に坐す、若しは癩病發りて地に臥す、或は強力者のために執へられ、或は命難梵行難あるは不犯なり。

85 白衣家輒宿戒

若し比丘尼、白衣の家内に入り、主人に語らず、輒く自ら坐を敷いて宿する者は、波逸提なり。
因縁は、

多數の比丘尼が、旅行の途中、一村に入り、止宿の處がなかつたので、主人に語らずして一家の中

に止宿し、諸居士の譏嫌を蒙つたといふのである。

律文には、「坐を敷くとは、或は草を敷き、或は樹葉を敷き、乃至臥氈を敷くなり。彼の比丘尼白衣の舍内に入り、主人に語らずして、自ら坐具を敷いて宿止し、脇を地に著くるに随つて、若し一轉すれば一波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、主人に語りて宿止し、若しは是れ定舎、或は福舎を作る、或は是れ知識、若しは親厚のものあり語りて言はく、汝但坐せよ、我れ當さに主人に語るべしと。或は強力者に執へられ、或は縛せられ、或は命難梵行難あるは不犯なり。

85 共男子入閻室戒

若し比丘尼、男子と共に閻室の中に入らば波逸提なり。

六群比丘尼男子と閻室中に入るといふ因縁である。閻室は、「燈火なく、窓牖なく、光明なし」と

ある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは燈明嚮牖光明あり、若しは強力者將ち入る、若しは命難梵行難あるは不犯なり。

若し比丘尼、不審諦に語を受け、人に向つて説く波逸提なり。

因縁は、

(四) 讖摩比丘尼は、其の弟子(五) 提舍比丘尼に命じ、汝衣鉢尼師壇針筒を取り來れと命じた。然るに提舍尼は、其の語意を誤解し、師は我れに衣鉢尼師壇針筒を偷み來れと命じたと言つた。取り來れを偷み來れと解したのである。他の比丘尼之を聞いて、之を讖摩に質したところが、それは全く誤解であつたことが明になつた。故に他の語を明瞭に解せずして、他のものに之を傳へるのを誡めるために、此の戒が定められたのである。

〔四〕 讖摩 Khenat (H)

〔五〕 提舍 Dīśā (H)

不審諦といふのは、不明瞭のことである。不明瞭の語を、其の意を諒解

なく他に向つて説くのが、此の戒の意である。説いて了了は波逸提であり、不了了は突吉羅である。

不犯の文は、

不犯とは、其の事實に爾り、語つて言はく、汝往いて衣鉢尼師壇針筒を偷み來れと、諸の比丘尼に語つて言はく、師我れに衣鉢尼師壇針筒を偷み來れと。或は戲笑して語り、或は疾疾に語り、或は獨語し、或は夢中に語り、或は此れを説かんと欲して乃ち錯りて彼れを説くは不犯なり。

若し比丘尼、小因縁の事あり、便ち呪咀し、三惡道に墮して、佛法の中に生れず、若し我れに是くの如き事あらば、三惡道に墮して、佛法の中に生れず、若し汝に斯くの如き事あらば、亦三惡道に墮して、佛法の中に生れずと、波逸提なり。

因縁は、

六群比丘尼が、小事に對して、瞋恚して呪咀の言をなし、三惡道に墮して佛法の中に生れざれ、我れも是くの如きことをなさば、三惡道に墮して佛法の中に生れず、汝も亦是くの如きことをなす、必ず三惡道に墮して佛法の中に生れざれと言つたのを、諸の比丘尼が聞いて、比丘より佛に白したといふのである。

説いて了了は波逸提、不了了は突吉羅である。

不犯の文は、

不犯とは、南無佛と言ふ、或は戲笑して語る、或は疾疾に語る、或は獨語す、或は夢中に語る、或は此れを説かんと欲して、錯つて彼れを説くは不犯なり。

89 因事瞋心推胸啼哭戒

若し比丘尼、共に鬪諍し、善く諍事を憶持せず、搥胸啼哭するものは波逸提なり。

此の因縁には、迦羅比丘尼の名が出て居る。他と諍つて、搥胸啼哭したといふだけのことである。律

文には、「一搥胸一波逸提、一啼哭一波逸提なり」とある。
不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是の病あり、或は食噎んで自ら搥つ、或は大小便に因つて涙出づ、或は風寒熱に因つて涙出づ、或は煙熏じて涙出づ、或は法を聞いて厭離を生じ涙出づ、或は眼病に藥を著けて涙出づるは不犯なり。

(9) 無衣同牀臥戒

若し比丘尼、病なくして、二人牀を共にして臥すは波逸提なり。

此の戒の因縁は、

六群比丘尼の二人が、同一牀に臥したといふことを一つの因縁とし、また別に拔提迦毘羅比丘尼の因縁を一つの因縁として擧げて居る。それは下の如くである。一人の大將があつて、他に征畧のことがあり、出陣することとなつた。仍つて其の婦を誰に托すべきかを考慮した後、其の知つて居る拔提迦毘羅比丘尼に托することにしたのである。拔提尼は之を諾し、それより尼と婦と二人、常に同牀にして臥して居た。然るに跋提尼は、皮膚が細軟にして、婦之がために觸樂を感じ、夫が戰陣より歸還し、婦を迎へ取つたが、再び尼の處に去つて、夫の所へは來やうとはしなかつたといふのである。

病人に對し同牀臥すること、或は更互に坐し臥すことは聽される。無病にして二人同牀臥すれば、脇を床敷に著くるに隨つて一一波逸提、轉するに隨つて一一波逸提とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは病人と共に床に臥し、若しは更互に坐し更互に臥す、或は病んで地に倒れ、強力者のために執へられ、或は縛せられ、或は命難梵行難あるは不犯なり。

91 同被褥戒

若し比丘に、一褥を共にし一被を同うするは、餘時を除いて波逸提なり。

此の因縁には六群比丘尼となつて居る。ここに「餘時を除く」としてあるのは、律文に「彼の比丘尼一敷あり、或は是れ草、或は是れ樹葉なり、諸の比丘尼疑つて敢て共に臥せず、佛言はく、諸の比丘尼、各別に臥氈を敷き、若しは寒時正さに一被あらば、各内に襯身衣を著け、共に臥すことを得」とあるのを指すのである。「彼の比丘尼、二人同一褥共一被にして臥せば、脇床に著くに隨つて波逸提、轉するに隨つて一一波逸提なり、若し同一褥にして別被なれば突吉羅、若し同一被にして、別褥なれば突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは一敷あり、若しは草、若しは葉敷、各別に臥氈を敷く、若しは寒時に同一被にし

各おの褌おしん身み衣えを著つく、或あるは病やんで地ちに倒たふれ、或あるは強がう力りき者しやの爲ために執とらへられ、或あるは繫つながれ、或あるは命みやう難なん梵ぼん行ぎやう難なんは不ふ犯はんなり。

92 語業惱他戒

若もし比丘びく尼に、先せん住じやう後ご至し、後ご至し先せん住じやうなるを知しり、惱なうの爲ための故ゆゑに、前まへに在ありて誦じゆ經きやう問もん義ぎ教けう授じゆするものは波は逸いつ提だいなり。

因いん縁ねんはまた六む群ぐん比ひ丘きよ尼にとして居ゐる。先せん住じやうは後ご至したることを知しり、後ご至しは先せん住じやうたることを知しり、前まへより居ゐるものが、後のちに來きたりしものに妨はげ害がいを與あたへ、後のちに來きたりしものが、前まへより居ゐりしものに妨はげ害がいを加くふるの意い志しを以もつて、前まへにありて特とくに誦じゆ經きやう問もん義ぎ教けう授じゆをなすことを言いつたものである。先せん住じやうなりや後ご至しなりや、更さらに注ちゆう意いを拂はらはず之これを爲なすことがあるので、特とくに之これを「知しり」としたのである。誦じゆ經きやう問もん義ぎ教けう授じゆして、了れう了れうたるものは波は逸いつ提だい、不ふ了れう了れうは突と吉き羅らである。

不ふ犯はんの文もんは、

不ふ犯はんとは、若もしは知しらず、若もしは先まきに聽ゆるす、若もしは是これ親しん厚こう、若もしは親しん厚こうの人ひと語かたりて言いはく、汝なんぢ但ただ教けう授じゆせよ、我われ當あたさに汝なんぢが爲ために語かたるべしと、若もしは先せん住じやうの者もの、後ご至しの者ものに從したがつて經きやうを受うく、若もしは後ご至し、先せん住じやうに從したがつて誦じゆを受うく、若もしは二人にん共ともに他たに從したがつて受うく、若もしは彼かれ問もんひ此これ答こたふ、若もしは共ともに誦じゆす、若もしは戲け笑せうして語かたる、若もしは疾しつ疾しつに語かたる、若もしは夢む中ちゆうに語かたる、若もしは此これを説とかん

と欲して、乃ち錯つて彼れを説くは不犯なり。

93 不看同活尼病戒

若し比丘尼、同活の比丘尼病む、瞻視せざる者は波逸提なり。

因縁は、偷羅難陀尼、同活の病尼を視なかつたといふことである。同活といふのは、律文に「同活

とは、二比丘尼共に生活す」とあつて、同房同宿して生活して居ることを言ふのである。看病は最も

慈心を以て立つ比丘比丘尼の心を用ふべきものであるから、特に嚴重なのである。同活比丘尼以外の

尼に對しては、律文に「同活の病を除き、若しは餘の比丘尼病あり、若しは和上、若しは阿闍梨、若

しは同和上、同阿闍梨、若しは弟子親厚の知識病あり、瞻視せざれば一切突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、同活の病を瞻視す、若しは己身病み、病者を瞻視するに堪へず、若しは是れに由るが故

に、命難或は梵行難あらば、看ざるも不犯なり。

94 安居中牽他出房戒

若し比丘尼安居し、初め比丘尼の房中に在りて安居することを聽し、後に瞋恚驅出する者は波逸提

なり。

この因縁には偷羅難陀尼が出て居る。安居は敷床のことで、そこに床を敷いて居ることを聽した意

である。律文には、「初め餘の比丘尼に、房中に在りて安床することを聽し、後に瞋恚して驅出するは、方便を作すに隨ひ、門を出づるに隨つて、一一波逸提なり。若し方便して衆多人を驅り、衆多戸を出せば、衆多波逸提、若し方便して衆多人を驅り、一戸を出せば衆多波逸提、若し方便して一人を驅り、衆多戸を出す、衆多波逸提、若し方便して、一人を驅り一戸を出す一波逸提、若し餘の衣物を出すものは突吉羅なり、若し戸を閉ちて入るを得ざらしむるは突吉羅なり」とある。

此の戒は、前の第十七牽他出僧房戒と相似たもので（比丘戒參照）、此の牽他出房戒でも、多人多戸等の配罪は同一である。戸は出口である。唯此の戒は、特に安居中のことであり、彼れは廣く瞋恚牽出を意味して居るのである。

不犯の文は、

不犯とは、瞋恚を以てせず、上座の次に隨ひて下座を驅りて出す、未受大戒人共宿し、二宿を過ぎて第三宿に驅出す、若しは病人をして、出でて大小便處に在りて便利せしむ、若しは破戒破見破威儀、若しは被擧、若しは應減擯、若しは此の事を以て命難梵行難あらば、一切の驅出は不犯なり。

95 無事遊行戒

若し比丘尼、春夏冬一切の時に人間に遊行するは、餘の因縁を除きては波逸提なり。

因縁は、六群比丘尼、春夏冬に遊行し、暴雨に遇ひ、河水汎濫の爲め、衣鉢尼師壇針筒を漂失し、

生草を踏殺する等のことがあつたので、世の譏嫌を買ふ」とある。是れは雨期の夏時には、旅行を禁じ、所謂安居をなすを法として居るが、其の意は特に生草の芽ぐまんとする時節に、之を踏むことを避ける意味になつて居るのである。ここでは河水氾濫の危険も言つて居る。故に三時を舉げて居るが主として雨期旅行の制禁である。春夏冬の區別なく、旅行することを諷め、三時を舉げたものであらう。「餘の因縁を除く」といふのは、「若し彼の比丘尼、佛事法事僧事病比丘尼事を爲すに、佛言はく、七日法を受けて、界を出で去ることを聽す」とあるのを指すのである。なほ「彼の比丘尼、春夏冬一切の時、人閒に遊行し、村界に入るに隨つて一一波逸提なり。若し村なく界なき處を行く、十里の閒は波逸提なり、減一村減十里は突吉羅なり、一村の閒を行きて一界の内は突吉羅なり、方便して去らんと欲して去らず、若しは共に去るを期して去らざれば一切突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、佛法僧事の爲め、病比丘尼事の爲め、七日法を受けて、界を出でて行く、或は強者の爲めに執へられ、或は縛し去られ、或は命難梵行難は不犯なり。

96 受請安居竟不去戒

若し比丘尼、夏安居竟りて去らざれば波逸提なり。

因縁は、

舍衛の諸居士が、識摩比丘尼を請ひ、衆僧を供養し、安居をなしたのであるが、其の安居が竟つても、識摩尼が立ち去らなかつたので、諸居士は頗る困惑したといふのである。

律文には、「若し比丘尼、夏安居竟らば、應さに出で行くべし、乃至一宿せよ、若し比丘尼、安居竟つて出で行かざれば波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、夏安居訖り去る、若しは彼の居士更に住せんことを請ふ、我れ當さに供養すべしと、若しは家家傳食す、若しは親里の男女請じ、今日食し、或は明日食す、若しは病に遇ひ伴の瞻視するものなし、或は水難、或は惡獸難、或は賊難、或は水瀑漲し、或は強力のために執へられ、或は繫縛せられ、或は命難梵行難、是くの如きの諸難あれば、夏安居訖りて出で行かざるも無犯なり。

97 邊境怖處遊行戒

若し比丘尼、邊界に恐怖を疑ふ處あり、人間に遊行するは波逸提なり。

因縁は、

波斯匿王の時、邊境に反亂起り、騷擾の際に、六群比丘尼が此の方面を遊行し、彼の尼は波斯匿王の供養する所だと言ふので、捕へられたといふことから起つたのである。

律文に、「邊界とは城に遠き處、疑ありとは、賊盜あるを疑ふ、恐怖とは、賊盜あるを恐る」と釋

し、彼の比丘尼、邊界の恐怖に疑ある處にありて遊行す、村に入りて行くに隨ひ、一一の界は一波逸提なり、無村の阿蘭若處を行く、十里一波逸提、滅一村滅十里を行く一突吉羅、若しは村中を行くに一界内は突吉羅なり」とあり。

不犯の文は、

不犯とは、若しは喚ばれ、若しは請はれ、若くは白す所あり、若しは強力者に執へられ、若しは繫縛せられ、若しは命難梵行難、若しは先きに至りて、後に恐怖を疑ふ事ありて起るは無犯なり。

98 境 内恐怖處遊行戒

若し比丘尼、界内に於て恐怖を疑ふ處あり、人間にありて遊行するは波逸提なり。

是れは界内といふに於て、前界と異なるのみである。六群比丘尼を因縁に出して居る。界内は律文に、「界内とは、城の四面を繞る」とあり、城壁に圍繞されし都市を言ふのである。其の他一切は、皆前戒に同じ。

99 習近居士子違僧三諫戒

若し比丘尼、居士居士兒に親近し、共住して不隨順行を作す、餘の比丘尼此の比丘尼を諫めて言はく、妹汝居士居士兒に親近し、共住して不隨順行を作すこと莫れ、妹汝別住すべし、若し別住すれば、佛法の中に於て増益ありて安樂に住すと。彼の比丘尼此の比丘尼を諫むる時、堅く持して

捨てざれば、彼の比丘尼應さに三諫すべし、此の事を捨つるが故に。乃至三諫して此の事を捨つれば善し、若し捨てざれば波逸提なり。

一比丘尼ありてと言つて、簡單に因縁を擧げて居るが、言ふべきほどのことではない。白羯磨を作すこと、前の例により、三羯磨竟波逸提より、白前突吉羅に至るまで、總べて前例と同一である。

但し此の戒は、前の僧殘の第十四の習近住違僧三諫戒と同じ様に見ゆるのであるが、彼れにありては、「共に惡行を作し」とあり、此れに於ては、「不隨順行を作す」とあるの差である。惡行は波羅夷以外の罪を含み、不隨順行は、單墮以下の罪を意味すると解せられるのである。故に結罪に於て、一方は僧殘であり、一方は波逸提となるのである。

不犯の文は、

不犯とは、初め語る時に捨つ、非法別衆呵責、非法和合衆、法別衆、似法別衆、似法和合衆、非法非律非佛所教、若し一切呵責を作さざるは不犯なり。

100 觀王宮浴池戒

若し比丘尼、往いて王宮の文飾畫堂園林浴池を觀る者は波逸提なり。

六群比丘尼が、往いて觀て、世の譏嫌を買つたといふだけの因縁である。「若し比丘尼、往いて王宮の文飾畫堂園林浴池を觀、道より道に至り、道より非道に至り、非道より道に至り、高きより下きに

至り、下きより高きに至り、去つて見る者は波逸提なり、見ざるものは突吉羅なり、方便して去らんと欲し去らず、若しは共に去るを期して去らず、一切突吉羅なり」とある。

不犯の文は、
 不犯とは、王宮に入りて白す所あり、若しは喚、若しは請、若しは路、中に由りて過ぎり、若しは寄宿す、或は強力者に執へられ、或は縛して將ち去られ、或は命難梵行難、若しは復た僧事塔事の爲めに、往いて畫堂を觀看し、模法を取らんと欲するは不犯なり。若しは僧伽藍の中に至りて教授を受け法を聽く、或は請はれて、道、中に由りて過ぎり、或は寄りて宿す、或は強力者に執へられ、或は縛して將ち去られ、或は僧事塔事の爲めに、往いて園林浴池を觀、模法を取らんと欲するは不犯なり。

此の文の終りの、一部は重複して居る様に思はれる。即ち不犯の文が二段に分れ、初めは畫堂模法を開し、後は園林浴池模法を開して居るが、此の兩者の前に、強力、被縛、二難は重出不用の様である。後の僧伽藍中聽法の爲め、王宮の中を通過し、或はここに寄りて一宿の必要は認められるとすると、前にも通過と寄宿があり、唯聽法の爲めといふ理由を省畧して居るだけで、同じく重出の様である。是等は譯文の修正の十分でなかつた痕迹ではないであらうか。

若し比丘尼、身形を露はし、河水泉水渠水池水の中に在りて浴する者は波逸提なり。
因縁は、

六群比丘尼が、水浴の時に、賊女姪女ありて、比丘尼の處に來り、汝等年少にして、腋下未だ毛を生せざるに、云何んぞ出家して梵行を修するや、年少の際に愛欲の中に娛樂すべし、老時に至りて梵行を修すれば、二事共に満足すべしと誘惑したので、年少の比丘尼等は、頗る之に惑はされたといふのである。

律文には、「彼の比丘尼、應さに四事を以て形を覆うて洗浴すべし、若し流水に在りては、岸側曲廻の處、若しは復た樹ありて陰覆する處、若しはまた水覆障す、若しは衣を以て身上を覆ふ、三事相取ることを得ざれば器物を與ふ」とある。形といふのは、隱處の意であつて、衣を以て身上を覆ふといふのも、實は陰部を覆ふことである。故に後の不犯の文には、唯衣を以て形を障ふとある。盡漬は波逸提、不盡漬は突吉羅、洗はんと欲して洗はず、共に去るを期して去らざるは、皆突吉羅とある。不犯の文は、

不犯とは、水岸曲廻の處、樹陰覆の處、水覆障す、若しは衣を以て形を障ふ、若しは強力のために執へらるるは無犯すなり。

102 過量浴衣戒

若し比丘尼、浴衣は量に應じて作るべし、量に應じて作るとは、長さ佛の六磔手、廣さ四磔手なり、若し過ぐれば波逸提なり。

六群比丘尼が廣大の浴衣を作りしといふを因縁とする。長さは、一磔手を二尺とすれば、一丈二尺であり、廣さは九尺である。比丘尼には雨衣はない、故に捨墮にあつて、第二十七の過前求雨衣過前用戒は、比丘尼戒にはない、單墮に於ても、八十九の雨衣過量戒は、比丘尼にあつて比丘尼にはない、比丘尼は浴衣を用ふるけれども、雨衣は用ひないのである、さうして此の浴衣戒は、勿論比丘尼にはないのである。但し『僧祇』の説は之に異なり、雨衣を五衣の中に加へて居るから、之と一準でないことは言ふまでもない。律文には、長中量を過ぎ、廣中は足る、長中は足り、廣中量に過ぐ、二俱に量に過ぐるを、自ら割裁して作り、成れば波逸提、成らざれば突吉羅なり、若し他に語りて作らしめ、割裁し、成れば波逸提、成らざれば突吉羅、若し他の爲めに作れば、成るも成らざるも突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、如量に作り、減量に作る、若しは已成を得れば、當さに裁りて如法ならしむべし、若しは、重疊するは無犯なり。

重疊するといふのは、長廣の量を過ぎなければ、其の衣財を重ねて二重三重としたのは聽される。

重疊のことは比丘戒の三衣の下で述べて居る、之に準じて知るべきである。

103 時中縫僧伽梨過五日戒

若し比丘尼、僧伽梨を縫ひ、五日を過ぐれば、僧伽梨を求索して迦絺那衣を出すと、六難事の起ることを除き、波逸提なり。

因縁は、

一比丘尼が、僧伽梨を縫はんとして居る時、偷羅難陀比丘尼が之を見て、妹持ち來れ、我れ汝がために縫はんと言ひ、其の衣財を受け取つた。偷羅難陀は、之を容易に成就せしめず、成るべく延引せしめたのは、其の閒供養を受くるからで、長く供養を受けんがため、容易にそれが出来なかつたのである。其の中に火災が起り、其の衣は焼け、風のために散つてしまつた。此の時此の戒を制して、五日以上に延ばすことの出来ないことにしたといふのである。

律文に「彼れ僧伽梨を求めて迦絺那衣を出し、六難事起りて疑ふ、佛言はく、若し是くの如き事あれば無犯なり」とある。僧伽梨を求めんとし、迦絺那衣を出して、五日の間に六難が起れば、之を縫ふことは出来ないのである。六難は「毘尼母經」に、一に父母、二に兄弟姉妹、三に六親、四に國王大臣、五に盜賊、六に惡獸の難として居る。諸律の中で、唯「僧祇律」のみは、單墮の中に、此の僧伽梨五日の戒はない。捨墮の第十七に、摘衣不過縫限戒あり、之によると、「若し比丘尼、故僧伽梨を、若

しは自みづか適かつみ、若もしは人ひとをして適かつましめ、五いちご六ろくにん日を過すぎて、自みづから縫ぬはず人ひとをして縫ぬはしめざれば、病びやうを除のぞいて尼に薩さつ者しや波は夜や提だいなり」といひ、更さらに釋しゃくして、「五いちご六ろくにん日にちとは、六ろくにん日を限げん齊さいす」と言いつて居かる。他たの二ふた律りつは、「四よん分ぶん」と同おなじく、單たん墮だの中うちに、此この五いちご日にち戒かいがあるのである。

不ふ犯はんの文もんは、

不ふ犯はんとは、僧そう伽ぎ梨りを求もと索さくし、功く徳とく衣えを出いだして五いちご日に六なんじ難なん事じ起おこる、若もしは縫ぬひ、若もしは料れう理りする時とき、若もしは刀たう無なく鉞はりご無なく、若もしは線せんなく、若もしは少すくくして足たらず、若もしは衣え主しゆ破か戒かい破は見けん破は威い儀ぎ、若もしは被ひ擯ごん、若もしは滅めつ擯ごん、若もしは應おう滅めつ擯ごん、若もしは此この事ことに由よるが故ゆゑに命めい難なん梵はん行ぎやう難なんあらば、縫ぬひ成ならずして五いちご日を過すぐるも不ふ犯はんなり。

104 過くわ五いちご日にち不ふ見けん僧そう伽ぎ梨り戒かい

若もし比ひ丘きう尼に、五いちご日を過すぎて僧そう伽ぎ梨りを看みざれば波は逸いつ提だいなり。

因いん縁ねんによれば、一ひと比ひ丘きう尼に僧そう伽ぎ梨りを房ぼう中ちゆうに置おき、出いでて乞こつ食じきするの要えうなきほど供く養やう豐ほう富ふであつた爲ためめ、

久ひさしく此この僧そう伽ぎ梨りを顧かへりみなかつた。後のちに供く養やうが絶たえたので、此この僧そう伽ぎ梨りを著つけて村むらに入いらんとしたが、蟲むし爛らん色しき壞くわいして、著つくるに堪たへざる状態じやうたひとなつたといふのである。律りつ文もんには、「彼かの比ひ丘きう尼に、僧そう伽ぎ梨りを置お

いて房ぼう中ちゆうに在あらば、五いちご日にちに、應まさに往ゆいて看みるべし、看みざれば波は逸いつ提だいなり。僧そう伽ぎ梨りを除のぞいて餘よ衣えは、五いちご日にちに看みざれば突と吉きつ羅らなり、餘よ衣えを除のぞいて、若もし五いちご日にちに、餘よの所しよ須じゆの者ものを看みず、失うふ者もの

をして蟲爛色壞せしむるは突吉羅なり。

不犯の文は、

不犯とは、僧伽梨を置いて房に在り、五日五日に看る、若しは擧處堅牢なり、若しは人に寄するに、彼れ寄人の言を受く、但意を安んぜよ、我れ當さに汝が爲めに看るべしと、彼れ若しは見て失はんを恐れ、五日五日ならずして看るは不犯なり。

105 僧衣作留難戒

若し比丘尼、衆僧に衣を與へ、留難を作す者は波逸提なり。

因縁は、

偷羅難陀尼に、親しい舊檀越がある。此の檀越衆僧のために食を設け衣を施さんとした。偷羅難陀尼之を聞いて檀越に至り、其の實否を質し、且つ衆僧は大功德大神ありて、檀越の布施が頗る多い、故に汝の供給も多きに過ぐるが故、唯食を施すこととし、衣は之を略するがよからうと忠告をした。檀越は此の勸告に従つたが、愈當日に至り、比丘尼僧の來るを見るに、皆威儀庠序法服齊整で、此の状態に面せし檀越は、今にして布施することが出來ず、頗る遺憾とし、覺えず言を發して、是くの如き的好衆、云何んぞ我れをして留難せしめ、衣を作りて供養せしめざるやと。諸比丘尼其の理由を問ひ、之を知ることを得て、比丘より佛に白したといふのである。

律文には、「彼の比丘尼、衆僧に衣を與ふるに、留難を作す者は波逸提なり。衆僧を除いて、餘人に與ふるに、留難を作す者は突吉羅なり、衣を除いて、餘物に留難を作すは突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、少を施さんと欲するものに、勸めて多く與へしめんと欲し、少人に施さんと欲するに、勸めて多人に與へしめ、匱を與へんと欲するに、勸めて細なる者を施さしむ。或は戲笑して語り、或は屏處に語り、或は疾疾に語り、或は夢中に語り、或は此れを説かんと欲して錯つて彼れを説くは無犯なり。

106 輒著他衣戒

若し比丘尼、主に問はずして、便ち他の衣を著くる者は波逸提なり。
因縁は、

一比丘尼が、他の僧伽梨を著け、主人に告げずして村に入りて乞食した。主人還りて衣なきを見、衣を失ひしものと思つた。後一比丘尼の、己れの衣を著てるのを發見し、汝我が衣を偷めりと言つたが、然し彼れは偷んだのではない、親厚の友として、之を取り著けたに過ぎないことを辨解をした。此の時に此の戒は制せられたのである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは主に問ひ、若しは是れ親厚、若しは親厚語つて汝但著けよ、我れ當さに汝が爲めに主に語るべしと言はば不犯なり。

107 與白衣外道衣戒

若し比丘尼、沙門の衣を持って、外道白衣に施與する者は波逸提なり。

因縁は、

跋難陀の弟子に耳と室との二沙彌があつたが、耳は休道し、室は外道に入つた。六群比丘尼は、此の二人に、沙門衣を與へたといふのである。

律文に「若し比丘尼、沙門の衣を持ちて、施與せんに、彼れ受くれば波逸提なり、此れ與へて彼れ受けざれば突吉羅なり、方便して與へんと欲して與へず、要らず與ふべきを期して、而かも與へざるは一切突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは父母に與へ、若しは塔作人に與へ、講堂屋舎の作人に與ふるに、食直を計校して與へ、或は強力者の爲めに奪はるるは無犯なり。

108 衆僧如法分衣遮令不分成

若し比丘尼、是くの如きの意を作す、衆僧如法に衣を分たんに、遮して分たざらしむ、弟子の得ざ

らんことを恐るる者は波逸提なり。

因縁は、

比丘尼衆、如法施衣を得て之を分たんとした時、偷羅難陀は、其の諸弟子が、其の時分散して其處に居なかつたので、彼等の衣を得ざることを恐れ、此の衆僧の如法分衣を遮したといふのである。

不犯の文は、

不犯とは、或は非時分、非法別衆、非法和合衆、法別衆、似法別衆、似法和合衆、非法非律非佛所教、若しは分たんと欲する時、失ひ或は壞せんことを恐れて分たざらしむるは無犯なり。

109 遮僧不得出功德戒

若し比丘尼、是くの如きの意を作す、衆僧の如法に迦絺那衣を出すことを停め、五事をして久からしめて放捨することを得んと欲するものは波逸提なり。

因縁は、六群比丘尼が、如法の出迦絺那衣を遮したといふのである。つまり迦絺那衣を持つて居る間は、五事の特権がある。此の五事は、迦絺那衣韃度に、

功德衣を受け已りて五事を得、何等をか五と爲す、畜長衣、離衣宿、別衆食、展轉食、食前食後不囑入聚落を得。

とあるものは是れである。此の五事の特権を、能ふだけ久しく持たんとする意志で、迦絺那衣を出さな

いために、六群比丘尼が、此の非法のことを敢てしたのである。故に律文に釋して、「若し比丘尼、是くの如きの意を作す、衆僧をして、今迦絺那衣を出すことを得ざらしめ、後當さに出すべし、五事をして久しからしめて、放捨することを得んと欲す」と言ふのである。

不犯の文は、

不犯とは、若しは非時に出す、非法別衆、非法和合衆、法別衆、似法別衆、似法和合衆、非法非律非佛所教、若しは出づる時、失壞を恐れて、遮して出さざらしむるは無犯なり。

110 遮僧欲出功德戒

若し比丘尼、是くの如きの意を作す、比丘尼僧を遮して、迦絺那衣を出さざらしめ、久しく五事を得て放捨せしめんと欲す、波逸提なり。

了了波逸提、不了了は突吉羅である。前の出功德戒と、此の欲出功德戒は、出と欲出の相違である。前戒の因縁の文の初めに、「時に諸の比丘尼衆僧、如法に迦絺那衣を出す、六群比丘尼是の念を作す」云々とありて、六群尼の不出迦絺那衣の遮となつて居るのである。また此の欲出戒では、初めに「時に比丘尼僧、迦絺那衣を出さんと欲す」とありて、前戒は「出」で、今戒は「欲出」である。或はまた前戒を現遮とし、如法出衣を遮するもので、今戒は當遮であるから、出さざらしめんとする、意志の表示があればよいのである。されば前戒には言語に關する罪はない、其の出すのを遮する行爲が罪とな

るのであるが、今戒は、出さざらしめんとして説くのであるから、説いて了了は波逸提、不了了は突吉羅なり」と言つて居るのである。即ち法蘊の『疏』に、「前戒は現遮、僧出さざるは犯、此戒は當遮、言了了は犯す者なり、故に別に此の戒を制す」とある。さうして是れは、口業遮と身業遮とする説もあるが、これは姑らく取らないと言つて居る。但し此の二戒に就いては、學者の間にも、多少の議論があるので、所謂身遮語遮の説に就いては、『礪疏』も、簡單に之に言及はして居るが、委細なる『開宗記』の文には、下の如く述べて居る。

然るに有るが釋して言はく、此れは語業遮なり、故に了了は犯なり、若し是れ當遮ならば、何ぞ五非あらん。前戒は身遮なり、謂はく身甲手の外に在るが故に、了了を言はずと。此の解然らず、若し當遮は、五非なきを以ての故に、即ち是れ語業と言はば、前戒は是れ身業遮なり、身甲手の外にあり、如何ぞ五非あらん、進退既に然り、前解を正しとなす。

と言つて居るのである。但し諸律を参照して見ると、『五分』には、遮受と遮捨との二戒となつて居り、迦絺那衣を受くるを遮すると、迦絺那衣を捨するを遮するとの二つになつて居るのである。『十誦』はまた違つて、所望の得衣弱なりとて、捨衣を拒むと、單なる迦絺那衣の捨を遮するとの二戒になつて居るので、前は所望得衣弱受迦絺那衣戒とし、更に一つは、捨迦絺那衣時不隨順戒と言ふのである。現遮と當遮との區別によるものは、『四分』以外には無い様である。

不犯の文等皆前戒に同じ。

111 不與他滅諍戒

若し比丘尼、餘の比丘尼語つて言はく、我が爲めに此の諍事を滅せよと、而も方便して此の諍事を滅せざれば波逸提なり。

因縁は、比丘尼諍事の時、偷羅難陀に之を滅せんことを乞ひしに、彼の尼素より此の事に長ずるにも拘はらず、之を作さざりし爲め、彼の比丘尼は、諍事を愁覺して遂に休道するに至れりといふのである。

律文に云く、「彼の比丘尼、餘の比丘尼に語りて言はく、我が爲めに此の諍事を滅せよと、而も方便を與へて此の諍事を滅せざれば波逸提なり。鬪諍を除き已りて、若し更に餘の小小事の諍あり、方便して滅せざれば突吉羅、若し己身鬪諍の事、方便して滅せざれば突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは滅を爲し、若しはために方便を爲し、若しは病み、若しは言行はれず、若しは彼れ破戒破見破威儀、若しは被擧、若しは滅擯、若しは應滅擯、若しは此の事を以て命難梵行難あらば、方便して滅せざるも無犯なり。

112 與外道白衣食戒

若し比丘尼、白衣と入外道者とに、噉食すべき者を與ふれば波逸提なり。

因縁は、

跋難陀の弟子二人の沙彌がある、一を耳といひ、二を蜜といふ。耳は休道し、蜜は袈裟を著たまふ外道に入る。時に六群比丘尼、食を持ちて、此の白衣と入外道者とに與へしといふのである。

配罪は、彼の比丘尼、自手にて食を持ちて、白衣と入外道に與ふ、此れ與へて彼れ受くれば波逸提なり、受けざれば突吉羅なり。方便して與へんと欲して與へず、若しは當さに與ふべしと期し、悔いて與へざれば、一切突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、或は地に置きて與へ、或は人をして與へしめ、若しは父母に與へ、若しは塔作人に與へ、若しは強力者に奪はるるは無犯なり。

113 與白衣作使戒

若し比丘尼、白衣のために作使するものは波逸提なり。

因縁は、

時に六群比丘尼、家事を管理して、春磨し、或は炊飯し、或は炒麥し、或は煮食し、或は牀臥具を敷き、或は地を掃ひ、或は水を取り、或は人の使命を受く。諸居士之を見て皆笑ひ、恰も我等の婦

に同じと、之より誰人も恭敬するものがなくなつたので、此の戒が定められたとある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは父母病し、若しは繫閉せられ、爲めに牀臥具を敷き、地を掃ひ、水を取り、所須を供給し、使を受け、若しは信心の優婆塞ありて病し、若しは繫閉せられ、爲めに牀臥具を敷き、地を掃ひ、水を取り、使を受く、若しは強力者に執へらる、是くの如きは一切無犯なり。

114 自紡績戒

若し比丘尼、自手紡績するものは波逸提なり。

六群比丘尼自ら紡績して、諸居士の嗤笑を買つたといふ因縁である。「若し比丘尼、手づから自ら縷を紡げば、一引一波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若し自ら線を索め、線を合せ、或は強力に執へらるる者は無犯なり。

線を索め、線を合せるといふのは、衣を縫ふ等の糸を指すので、紡績とは違ふ、必要の糸を索め、或は使用上に要する糸を接合する等は、紡績にはならないことを言つたものである。

115 著俗人衣輒坐臥他床戒

若し比丘尼、白衣の舎内に入り、小牀大牀の上に入り、若しは坐し、若しは臥すは波逸提なり。

因縁は、

偷羅難陀比丘尼が、一日一居士の家に至りしに、主人は他出し、婦は其の瓔珞衣服を脱し、後園の池中に浴を取つて居た。偷羅難陀則ち其の婦の瓔珞衣服を著げ、居士の床上に臥して居た。居士ここに歸り來り、自己の婦と誤り、共に臥して手捉捫摸鳴口し、其の頭の禿なるに驚き、大に怒りて之を去らしめしといふに起るのである。

小牀大牀上に臥し、若しは坐す、脇地に著いて一轉する、一一波逸提とある。

不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是の病あり、若しは獨坐牀に坐し、若しは比丘僧の爲めに、衆多の坐を敷き、若しは病んで地に倒れ、若しは強力者に執へられ、若しは繫閉せられ、若しは命難梵行難は無犯なり。

116 經宿不辭主人輒去戒

若し比丘尼、白衣の舍に至り、主人に語りて座を敷いて止宿し、明日主人に辭せずして去るは波逸提なり。

因縁は、比丘尼等が、拘薩羅國に向ふ途中、一無住處村に至り、舍主に告げて舍内に宿し、明日清旦主人に辭せずして出立をした。其の後に此の舍に火災を起し、舍焼け盡して始めて比丘尼等の去り

しことを知つたといふのである。

不犯の文は、

不犯とは、主人に辭して去る、若しは先きに人ありて舍内に在りて住し、若し舍先きに空、若しは先きに福舎たり、若しは是れ親厚、親厚語つて言はく、汝但去れ、當きに汝が爲めに主人に語るべし、若しは舍崩壊す、若しは火に焼かる、若しは中に毒蛇惡獸あり、若しは賊ありて入る、或は強力者の爲めに執へらる、若しは繫閉せられ、若しは命難梵行難は不犯なり。

117 自誦呪術戒

若し比丘尼、世間の俗の呪術を誦習するは波逸提なり。

因縁には、六群比丘を出してある。呪術には、時に六群比丘尼あり、種種の雜呪術を誦し、或は支節呪、或は利利呪、鬼呪、吉凶呪、或は轉鹿輪トを習ひ、或は習うて音聲を解知す」とある。呪文、占トより、音聲といふのは、調節を加へて、誦呪等をなす音聲であらう。

律文に、「若しは口受、若しは文を執りて誦す、説いて了了は波逸提、不了了は突吉羅なり」とある。不犯の文は、

不犯とは、治服内蟲病呪を誦す、若しは治宿食不消呪を誦す、若しは書を學び、若しは世俗の降伏外道呪を誦す、若しは毒呪を誦するは、身を護るを以ての故に無犯なり。

と。之によつて、専門の外道呪等は禁せられたるも、一般慣用の呪は聽されたることを知るのである。

118 教人誦呪術戒

前戒に準じて知るべきが故、省略して居る。

119 度姪身婦女戒

若し比丘尼、女の姪娘せるを知り、度して具足戒を與授する者は波逸提なり。

因縁は、

(二)天竺の婆羅比丘尼、妊娠女人を度し、男子を生み、子を抱いて村に入りて乞食し、諸居士の讖嫌を受け

たといふのである。

具戒を授け、三羯磨竟波逸提、白二竟三吉、白一竟二吉、白一吉、白

未竟吉、白前に剃頭、著衣を與へ、受戒を與へ、若しは衆を集め、衆滿す等、一切突吉羅とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは知らず、若しは彼の人の言を信ず、若しは信すべき人の語を信ず、或は父母の語

を信じて具足戒を與授し、後に兒を生むは不犯なり。

120 度乳兒婦女戒

若し比丘尼、婦女の乳兒を知り、具足戒を授與するは波逸提なり。

【六】波羅 三十一

此の因縁は、乳兒ある婦人、其の兒を在家に留めて出家し、後兒を此の尼に送還し來る、尼乃ち其の兒を懷いて村に入り乞食をしたといふのである。三羯磨竟和上尼波逸提等、前戒に同様である。不犯の文は、

不犯とは、若しは知らず、彼の人の言を信ず、信すべき人の言を信じ、或は父母の語を信ず、而も具足戒を與授し已りて、後に兒を送り來るは不犯なり。其の母疑つて敢て抱き養はず。佛言はく、若し未だ自活すること能はざれば、母法如く乳養し、乳を斷ちて止むに至るを聽す。後母此の兒と同處に宿して疑あり、佛言はく、自今已去未だ乳を斷せざる者を聽す無犯なり。

121 度減年童女戒

若し比丘尼、年十八を滿せし童女、二歲學戒已り、滿二十にして具足戒を與授せよ、若し比丘尼、年減二十にして具足戒を受くる者は波逸提なり。

初めは、年齢に關せず、少年の童女を度せしも、長じて染汗心の男子と、共立共語調戲する等のことありしを因縁とし、此の戒は定められたのである。其の剃髮より受具までの順序は、律文をここに轉譯することとする。

諸の比丘尼に告げて言はく、汝等諦かに聽け、若し寺内に在りて剃髮せんと欲する者は、當さに一切の尼僧に語りて知らしむべし、若し白を作し已らば、然る後剃髮を與へよ、當さに是くの如

きの白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、某甲に従つて剃髮を求めんと欲す、若し僧時到らば僧忍聽し、某甲の爲めに剃髮せよ、白することは是くの如し。

是くの如き白を作し已り、然る後に剃髮を與ふ。若し寺内に在りて出家を與へんと欲せば、當さに一切の尼僧に語るべし、若し白を作し已らば、出家を與へよ、當さに是くの如きの白を作すべし。大姉僧聽け、此の某甲、某甲に従つて出家を求む、若し僧時到らば、僧忍聽し、某甲に出家を與へよ、白することは是くの如し。

是くの如きの白を作し已りて、然る後に出家を與ふ。當さに是くの如きの出家を作すべし。剃髮を與へ、袈裟を著け已りて、右膝地に著け、合掌して是くの如きの語を作さしむ。

我れ某甲、歸依佛歸依法歸依僧、我れ如來法中に於て出家を求む、和上尼は某甲、如來至眞等正覺は是れ我が世尊なり。

是くの如く、第二第三説く、

我れ某甲歸依佛竟り、歸依法竟り、歸依僧竟る、我れ如來法中に於て出家を求む、和上は尼某甲なり、如來至眞等正覺は是れ我が世尊なり。

是くの如く、第二第三説き已り、次ぎに應さに戒を授くべし。

盡形壽不殺生、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能く持たば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不盜、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能く持たば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不姪、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能く持たば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不妄語、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不飲酒、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不著花香瓔珞、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽、不歌舞伎樂不得往看、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ。

能くす。

盡形壽不得高廣床上坐、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不非時食、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

盡形壽不得捉金銀錢、是れ沙彌尼の戒、汝能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

是れを沙彌尼の十戒となす。盡形壽能く持つや不や。

能くせば、答へて言ふ、

能くす。

自今已去、年十八の童女に二歳學戒を聽し、年二十に滿ずれば、具足戒を受くることを得せしむ。白四羯磨、當さには是くの如く戒を説くべし。沙彌尼當さに僧中に詣り、偏へに右肩を露はし、草履を脱し、比丘尼僧の足を禮し、右膝地に著け、合掌して當さに是の語を作すべし。

大姉僧聽け、我れ某甲沙彌尼、今僧に従つて二歳學戒を乞ふ、某甲尼を和上となす、願はくば我れに二歳學戒を與へよ、慈愍の故に。

第二第三是くの如く説き已る、沙彌尼應さに離間處に往き、見處に著き已るべし。比丘尼衆中、當さに羯磨に堪能なる者を差し、上の如く應さに白を作すべし。

大姉僧聽け、彼れ某甲沙彌尼、今僧に従つて二歳學戒を乞ふ、和上尼は某甲なり。若し僧時到了ば、僧忍聽し、某甲沙彌尼に、二歳學戒を與へよ、和上尼は某甲なり。白すること是くの如し。大姉僧聽け、彼れ某甲沙彌尼、僧に従つて二歳學戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、今僧某甲に沙彌尼の二歳學戒を與へよ、和上尼は某甲なり、誰か大姉忍せよ、僧彼れ某甲に沙彌尼の二歳學戒を與へ、和上尼は某甲ならば默然せよ、忍せざるものは説け。

これは初羯磨なり、是くの如く第二第三説く。衆僧已に忍し、某甲沙彌尼に二歳學戒を與へ、和上尼某甲竟る、僧忍す、默然たるが故に、是の事是くの如く持つ。彼の式又摩那、一切の戒應さに學すべし、自手食を取り、食を授けて他に與ふるを除く、彼れ二歳學戒已り、年二十に滿ずれば、當さに具足戒を與授し、白四羯磨すべし。

以上は、寺に入りて剃髮出家し、沙彌尼の十戒を受け二歳學戒を受け、具戒を受くるに至るまでの順序である。十八歳にて受くる所の二歳學戒といふのは、具足戒を受くる前二年間は、一切の戒を學習し、其の間に特に六法を持つのであつて、此の階級は、比丘にはないものである。此の六法を終り、其の二年間に何等の違犯のことがなければ、始めて受具を聽されるのである。六法のことは、後の百二十三戒に示してある。此の六法の試練の閉を名づけて、式又摩那といふので、此の閉にまた一切の戒を學するのである。故に十八にして二歳學戒なれば、當然二十歳受具となるので、若し二十歳未滿にして受具すれば、此の減年受具の戒に觸れるのである。減年受具のことに就いて、委細の説は、既に比丘戒の下に述べたから、ここには反覆しない。『十誦』には、單提一百十六の、未滿二十歳童女爲衆戒に之を示し、『僧祇』には、九十六單提の、減年童女與受具戒に明して居るが、『五分律』には、比丘尼戒に、此の減年受具の戒のないのは如何なる理由か、頗る怪しまれるところである。

〔七〕式又摩那 Sikkhāna (梵)

減年受具の作羯磨に於て、三羯磨竟、和上尼波逸提、白二竟三吉以下、皆上例に準ずる。

不犯の文は、

不犯とは、年十八に滿ちて二歳學戒、二十に滿ちて具足戒を受く、若しは知らず、若しは自ら滿二十と言ふ、若しは信すべき人の語を信ず、若しは父母の語を信ず、若しは受戒後に疑ふ、當さに胎中の月を數ふべし、當さに閏月を數ふべし、十四日說戒日を數ふるも無犯なり。

122 不與二歳學戒羯磨戒

若し比丘に、年十八の童女に、二歳學戒を與へず、年二十に滿じ、便ち具足戒を與授する者は波逸提なり。

三羯磨竟單墮以下前戒に準ず。

123 不說六法名字戒

若し比丘に、十八の童女に二歳學戒を與へ、六法を與へず、二十に滿じて便ち具足戒を與授するは波逸提なり。

是れは、二歳學戒の白四羯磨を作し、而かも六法を教へざることを制するので、六法とは、律文に、彼れ戒を學する時、不淨行を作し、五錢を盜取し、人命を斷じ、自ら上人法を得ると稱し、過中食し、飲酒す。

とあるので知らるる。律文には、

若し式叉摩那姪を犯せば、應さに滅擯すべし。若し染汗心あり、染汗心の男子の身と相觸るれば、缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。若しは偷五錢過五錢は、應さに滅擯すべし。若し滅五錢は缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。若し斷人命は應さに滅擯すべし。若し斷畜生命は缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。若し自ら上人法を得と言はば、應さに滅擯すべし。若し衆中に在りて故らに妄語するものは缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。若し非時食は缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。若し飲酒は缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。

とある。

羯磨三竟りて單墮乃至衆を集め、衆滿すれば吉等、前戒に準ずる。

不犯の文は、

不犯とは、年十八の童女に、二歳學戒を與へ、六法を與へ竟り、具足戒を受くるは不犯なり。

124 度諸遮童女戒

若し比丘尼、年十八の童女に、二歳學戒を與へ、六法を與へ、二十を滿じ、衆僧聽さざるに、便ち具足戒を與授するものは、波逸提なり。

因縁は、「時に諸の比丘尼、便ち盲瞎癡躄跛聾瘖、及び餘の種種の病者を度し、衆僧を毀辱す」と

ある。その時、受戒者の資格に就いて之を調査する必要起り、左の如く定められたのである。

自今已去、比丘尼のために、具足戒の自四羯磨を堅立すべし。當さに作すこと是くの如くにして與ふべし。受戒人を離間處に安んじ、見處に著け已り、是の中に戒師、應白を作して教授師を差し、當さに是くの如きの白を作すべし。

大姉僧聽け、彼れ某甲、和上尼某甲に従つて、具足白を受けんことを求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲を教授師と爲す、戒是くの如し。彼の入當さに受戒人の所に往いて、語りて言ふべし。妹、此れは是れ安陀會、此れは是れ鬱多羅僧、此れは是れ僧伽梨、此れは是れ僧祇支、此れは是れ覆肩衣、此れは是れ鉢なり、此の衣鉢は、是れ汝の有なりや不や。妹聞け、今は是れ眞誠の時、實語の時なり、我れ今汝に問ふ、實ならば實と言ひ、不實ならば不實と言ふべし。汝の字は何等ぞ、和上の字は誰ぞ、年二十に滿つるや未だしや、衣鉢具足するや不や、父母汝に聽すや不や、夫主汝に聽すや不や、汝負債せざるや不や、汝婢に非るや不や、汝は是れ女人なりや不や、女人には如是の病あり、癩癰疽白癩乾瘡、二形、二道谷道、小常滿、大小便涕唾常流出なり、汝に如是の病ありや不や。若し無しと言はば、當さに復た語つて言ふべし、我が向きに汝に問ふ事の如き、衆中に在りて亦當さに是くの如く問ふべし、汝の向きに我れに答ふるが如く、衆僧中にて、亦當さに是くの如く答ふべしと。時に教授師、問ひ已りて、常の

威儀の如く、還り來りて衆中に入り、舒手相及處に立ち、是くの如きの白を作す。

大姉僧聽け、彼れ某甲、某甲に従つて具足戒を受けんことを求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、我れ已に教授し竟る、來らしむることを聽せ、白すること是くの如し。

彼れ即ち語に應じて言はく、

汝來れ。

來り已りて、教授師應さに爲めに衣鉢を捉り、教へて尼僧の足を禮せしめ已る、戒師の前に在り、右膝地に著けて合掌し、教授師教へて、是くの如きの白を作さしむ。

大姉僧聽け、我れ某甲、和上尼某甲に従つて、具足戒を受けんことを求む、我れ某甲、今衆僧に従つて、具足戒を受けんことを請ふ、某甲尼を和上となす、衆僧慈愍の故に、我を拔濟せよ。

是くの如く、第二第三説く、戒師應さに白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に従つて具足戒を受けんことを求め、此の某甲今衆僧に従つて具足戒を受けんことを乞ふ、某甲尼を和上となす、若し僧時到らば僧忍聽せよ、我れ諸難事を問ふ、白すること是くの如し。

彼れ當さに語りて言ふべし。

妹聽け、今は是れ眞誠の時なり、我れ今汝に問ふ、實ならば當さに實と言ふべし、不實ならば當

さに不實と言ふべし、汝の字は何等ぞ、和上の字は誰ぞ、年二十に満つるや不や、衣鉢具足するや不や、父母汝に聽すや不や、夫主汝に聽すや不や、汝負成せざるや、汝は婢に非るや、汝は是れ女人なりや不や、女人には如是の諸病あり、癩癰疽白癩乾瘡癩狂二形二道合道小常漏大小便涕唾流出なり、汝に如是の病ありや不や。

若し無しと言はば、當さに白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に従つて、具足戒を受けんことを求む、此の某甲今衆僧に従つて具足戒を受けんことを乞ふ、某甲尼を和上と爲す、某甲自ら説く、清淨にして諸の難事なし、年二十に満ち、衣鉢具足す、若し僧時到らば僧忍聽し、某甲に具足戒を授けよ、某甲尼を和上と爲す、白すること是くの如し。

大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に従つて具足戒を受けんことを求む、此の某甲今衆僧に従つて具足戒を受けんことを乞ふ、某甲尼を和上と爲す、某甲自ら説く、清淨にして諸の難事なし、年二十に満ち、衣鉢具足す、今僧某甲に具足戒を授け、某甲を和上と爲す、唯諸大姉忍せよ、僧某甲に具足戒を授け、某甲尼を和上と爲す者は默然せよ、若し忍せざる者は説け。

此れは是れ初羯磨なり、第二第三亦是くの如く説く、衆僧已に忍し、某甲に具足戒を授け、某甲尼を和上と爲し竟る、僧默然たるが故に、是の事は是くの如く持つ。

此の羯磨の最初に於て、教授師が、受戒人に問ふ所のものは、即ち受戒人の身心を調査するもので、總べて十項になつて居る、之を十遮とする。教授師は、更に和上及び衆僧の前に於て再問し、之に答へしむるので、此等前後の作法を誘導教授するもの、是れ即ち教授師である。十遮は、

不自稱名字

不稱和上名

年不滿二十

衣鉢不具

父母不聽

夫主不聽

身有負債

奴婢

非女人

惡病

となるのである。一と二は、其の名を答ふる能はざる無知を檢するのである。夫主不聽は尼戒に限るので、勿論比丘戒の時はない。非女人は、比丘戒には、非丈夫となるので、共に非男非女の二形等を避けるのである。比丘戒には、別に官吏の公職にあるものにあらざるや、即ち非官人の一を加ふるのである。

斯くて尼和上に随つて具足戒を受くる羯磨終了し、尙ほ更に比丘僧中に就いて、再度の羯磨を要するものが、尼具戒の特色である。故に律文にはまた、

時に諸の比丘尼、受戒せんとすべき者は、比丘僧中に至り、偏へに右肩を露はし、僧の足を禮し

已りて、右膝地に著け合掌し、是くの如きの語を作す。

大徳僧聽け、我れ某甲、和上尼某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、我れ某甲今衆僧に從つて具足戒を受けんことを乞ふ、某甲尼を和上と爲す、願はくは衆僧慈愍の故に我れを拔濟せよ。

第二第三亦是くの如く説く。彼れ當さに問ふべし。

汝の字は何等ぞ、和上の字は誰ぞ、乃至涕唾常流出上の如し。汝已に戒を學んで清淨なりや不や。若し戒を學んで清淨なりと言はば、當さに復た更に餘の比丘尼に問ふべし。此の人戒を學んで清淨なりや不や。若し戒を學んで清淨なりと言はば、彼の戒師當さに白を作すべし。

大徳僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、此の某甲、今衆僧に從つて具足戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり、某甲已に戒を學んで清淨なり、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今某甲に具足戒を授け、某甲尼を和上と爲す、白すること是くの如し。大徳僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、此の某甲、今衆僧に從つて具足戒を受けんことを乞ふ、某甲尼を和上と爲す、某甲已に戒を學んで清淨なり、今僧某甲に具足戒を授く、某甲尼を和上と爲す、誰か諸の長老忍せよ。僧某甲に具足戒を授け、某甲尼を和上と爲す者は默然せよ、誰か忍せざる者は説け。

此れは初羯磨なり、第二第三亦是くの如く説く、衆僧已に忍し、某甲に具足戒を授け、某甲尼を和上と爲し竟る。僧忍して默然たるが故に、是の事は是くの如く持つ。

族姓女聽け、此れは是れ如來無所著等正覺の説き給ふ八波羅夷の法なり、犯す者は比丘尼に非ず、釋種女に非ず、不淨行を作し、姪欲の法を行することを得ず、乃至畜生と共にす、此れ比丘尼に非ず、釋種女に非ず、汝是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。

能くせば、當さに能くすと言ふべし。

とあり、下に一一八波羅夷に就いて、之を繰り返して居るが、姑らく省略する。八波羅夷の後に四依法を述べて居る。四依とは、糞掃衣、乞食、樹下及び腐爛藥である。

族姓女聽け、如來無所著等正覺は四依法を説く。此れに依つて出家し、具足戒を受け、比丘尼を成することを得。糞掃衣に依り、出家して具足戒を受け、比丘尼法を成することを得。汝是の中に、盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと言ふべし。若し長利の檀越を得、衣を施せば、割裁して受くることを得。乞食に依り、出家し具足戒を受け、比丘尼法を成することを得。汝是の中に、盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと言ふべし。若し長利を得、若しは僧食を差し、檀越食を送る、月の八日に食す、十四日十五日に食す、若しは月の初日に食す、若しは衆僧の常食なり、若し檀越の請食は應さに受くべし。樹下に依りて坐し、出家して具足戒を受け、比丘尼法を成

することを得。汝是の中に盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと云ふべし。若し長利を得ば、別房尖頭屋、小房石室、兩房は一戸應さに受くべし。腐爛藥に依り、出家して具足戒を受け、比丘尼法を成ずることを得、汝是の中に盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと云ふべし。若し長利を得ば、酥油生酥蜜石室應さに受くべし。

是れが即ち四依である。之に次いで、

汝已に具足戒を受く、白四羯磨如法成就して處所を得、和上如法、阿闍梨如法、二部僧如法に具足して滿ぎ、汝當さに善く教法を受け、應さに勸化して福を作し、塔を治し、衆僧を供養すべし、若しは和上阿闍梨一切如法の教授に違逆することを得ざれ、應さに學問誦經し、方便を勤求し、佛法の中に於て、須陀洹果、斯陀含果、阿那含果、阿羅漢果を得べし。汝始めて發心出家の功唐捐ならず、果報絶えず。餘の未だ知らざる所は、當さに和上阿闍梨に問ひ、受戒人をして前に在り、餘の尼をして後に在りて去らしむべし。

とある。

此の戒も、諸遮童女を度し、三期磨竟墮罪、及び白前衆集、及び滿は吉なること前に準す。

不犯の文は、

不犯とは、年二十に滿じ、二歳學戒、衆僧具足戒を受くることを聽すは不犯なり。

此れは初羯磨なり、第二第三亦是くの如く説く、衆僧に忍し、某甲に具足戒を授け、某甲尼を和上と爲し竟る。僧忍して默然たるが故に、是の事は是くの如く持つ。

族姓女聽け、此れは是れ如來無所著等正覺の説き給ふ八波羅夷の法なり、犯す者は比丘尼に非ず、釋種女に非ず、不淨行を作し、婬欲の法を行することを得ず、乃至畜生と共にす、此れ比丘尼に非ず、釋種女に非ず、汝是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。

能くせば、當さに能くすと言ふべし。

とあり、下に一一八波羅夷に就いて、之を繰り返して居るが、姑らく省略する。八波羅夷の後に四依法を述べて居る。四依とは、糞掃衣、乞食、樹下及び腐爛樂である。

族姓女聽け、如來無所著等正覺は四依法を説く。此れに依つて出家し、具足戒を受け、比丘尼を成ずることを得。糞掃衣に依り、出家して具足戒を受け、比丘尼法を成ずることを得。汝是の中に、盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと言ふべし。若し長利の檀越を得、衣を施せば、割裁して受くることを得。乞食に依り、出家し具足戒を受け、比丘尼法を成ずることを得。汝是の中に、盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと言ふべし。若し長利を得、若しは僧食を差し、檀越食を送る、月の八日に食す、十四日十五日に食す、若しは月の初日に食す、若しは衆僧の常食なり、若し檀越の請食は應さに受くべし。樹下に依りて坐し、出家して具足戒を受け、比丘尼法を成

することを得。汝是の中に盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと云ふべし。若し長利を得ば、別房尖頭屋、小房石室、兩房は一戸應さに受くべし。腐爛樂に依り、出家して具足戒を受け、比丘尼法を成ずることを得、汝是の中に盡形壽能く持つや不や。能くせば當さに能くすと云ふべし。若し長利を得ば、酥油生酥蜜石蜜應さに受くべし。

是れが即ち四依である。之に次いで、

汝已に具足戒を受く、白四羯磨如法成就して處所を得、和上如法、阿闍梨如法、二部僧如法に具足して滿す、汝當さに善く教法を受け、應さに勸化して福を作し、塔を治し、衆僧を供養すべし、若しは和上阿闍梨一切如法の教授に違逆することを得ざれ、應さに學問誦經し、方便を懇求し、佛法の中に於て、須陀洹果、斯陀含果、阿那含果、阿羅漢果を得べし。汝始めて發心出家の功唐捐ならず、果報絶えず。餘の未だ知らざる所は、當さに和上阿闍梨に問ひ、受戒人をして前に在り、餘の尼をして後に在りて去らしむべし。

とある。

此の戒も、諸遮童女を度し、三羯磨竟墮罪、及び白前衆集、及び滿は吉なることに準す。

不犯の文は、

不犯とは、年二十に滿じ、二歳學戒、衆僧具足戒を受くることを聽すは不犯なり。

125 度少年曾嫁婦女戒

若し比丘尼、曾嫁の婦女、年十歳なるを度し、二歳學戒を與へ、年十二に滿ち、具足戒を與授すること聽し、若しは滿十二にして、具足戒を與授する者は波逸提なり。

此の戒は、曾嫁女、即ち一度結婚せしことのある女子に對する戒で、普通の女子は、前述の如く十八にして二歳學戒、二十にして具戒であるが、已婚女子は、十歳にして二歳學戒、十二歳にして具戒を受くることを聽すといふ特例になつて居るので、十二歳以下にして受具すれば、已婚女といへども之を波逸提とするといふ戒である。已婚女に斯る特例ある所以は、『開宗記』は、

十二にして曾嫁す、已に人に事ふることを經、斯れ能く戒を持つに堪へたり。年末だ滿せざるものは、志未だ成立せず、既に過を離れず、制して度することを聽さず。

と言つて居る。蓋し曾嫁既婚の者は、年少と雖、一婦人として見るべき理由ありとするものである。印度人早婚の風を見るに足るべきものである。

三羯磨竟和上尼單墮以下、前戒に準ずる。不犯の文も、

年十歳にして度して二歳學戒を與へ、滿十二にして具足戒を與ふれば不犯なり。

といふのみである。

若し比丘尼、他の少年曾嫁婦女を度し、二歳學戒を與へ、年二十に滿ち、僧に白さずして具足戒を與授すれば波逸提なり。

是の戒は、「僧に白さずして具足戒を與授す」とあるが、此の意は、受具人の資格調査を缺くことを指すのである。故に僧に白さずして度するは、百遮女、即ち前に擧げし十遮等の種種の缺點ある女子を度することを意味するのである。故に律文に、「便ち他の盲瞎跛躄聾及び種種の病者を度し、衆僧を毀辱す」と言つて居るのである。他は前の、度諸遮童女戒等に準じて知るべきである。三羯磨竟以下亦同じ。不犯も、「不犯とは滿十二の曾嫁女を度し、衆に白して具足戒を受けしむるは不犯なり」とあるだけである。

127 度 姪 女 戒

若し比丘尼、如是人と知り、具足戒を與授する者は波逸提なり。

此の戒は、或る比丘尼が、姪女を度し、授具した時に、親厚の者が來て、之を見、是れは姪女である、現に自分が此れに關係したと言つた。「此れは姪女なり、先きに我等と如是如是の事を作す。時に度せらるる比丘尼、及び餘の比丘尼、之を聞いて皆慙恥す」とある。是れが因縁となつて起つたものである。但し姪女たりしことを知らざる場合は、違犯の意思の無いものであるから、之を如何ともするこゝとが出来ない、故に「知り」の一語を加へたのである。如是人とは、姪女を暗示する言葉で、我が國語

で言へば、「あれ」とか、「あんな人」とか、「これ」とか言つた様な意味である。「如是如是の事」といふのも、直接には言はない、暗示の語である。故に律文にも、「如是人とは姪女なり」と言つて居る。尚ほ律文に「彼れに或は夫主あり、或は夫主の兄弟あり、乃至故らに私通するものあらんに、若し比丘尼、如是人に具足戒を授くれば、應に將ちて五六由旬に至るべし、若し去らざれば、當に深く藏して之を安處すべし。彼の比丘尼、如是人を度し、具足戒を授け已り、將つて五六由旬に去らず、若しは深く藏せざるものは波逸提なり」とある。この意は、若し如是人なることを知らずして、具戒を授けた場合に、其の姪女の夫主、夫主の兄弟以下、私通人まで、苟も姪女と關係あるもの存することが知られたならば、其の姪女を五六由旬以外の地に送りて去らしむるか、然らざれば、深く藏して安處し、人に知らしめぬ様にするのであつて、世の爲めに法の輕賤せらるるを恐るるの處置である。律文には、「彼の比丘尼、如是人を度し、具足戒を授け已り、將ちて五六由旬に去らず、若しは深く藏せざる者は波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、先きに如是人なることを知らず、具足戒を授け已り、若しは將つて五六由旬に至り、若しは人をして、將つて五六由旬に至らしめ、若しは深く藏するは不犯なり。

若し比丘尼、多く弟子を度し、二歳學戒を興へず、二法を以て攝取せざれば波逸提なり。

因縁は、

安隱比丘尼が、多く弟子を度して居るけれども、而も教誡せず、威儀を案せず、著衣齊整ならず、乞食如法ならず、處處に不淨食を受け、或は不淨鉢食を受け、小食大食の上において、高聲にして大に嘆ふこと、婆羅門の聚會の法の如し」とある。爲めに他の比丘尼等之を尤のしに、我等は此の事に就いて、何等訓戒誘導を受けしことがないと言つたので、此の戒が起つたのであるといふ。

不淨食は請食である、不淨鉢食は、戸戸乞食である。律文に、「二法とは、一には法、二には衣食なり、法攝取とは、教へて戒を増し心を増し恵を増し、學問誦經せしむるなり、衣食攝取とは、衣食床臥具醫藥、力に隨つて能く辨じ、所須を供給するなり」とある。要するに、師は其の弟子を養育し及び教練する責任あることを言ふのであつて、之を爲し得ざるものは、徒らに多く弟子を度すべからずとの意である。

不犯の文は、

不犯とは、若しは度して二歳學戒を興へ、二事を以て攝取す、一には法、二には衣食なり、若し具足戒を受け已りて和上を離れ去り、若しは破戒彼見破威儀、若しは被擯、若しは滅擯、若しは應滅擯、此の事を以て命難梵行難あるは不犯なり。

129 不二歲隨和上戒

若し比丘尼、二歲和上に隨はざるものは波逸提なり。

比丘尼にして、具足戒を受けて後、和上に隨ふこと二歲に至らずして和上を離れ去る、之がために、未だ比丘尼としての威儀を解せず、所謂著衣不齊整、乞食不如法、不淨食、不淨鉢食を受け、或は小食大食上大聲を發する等のことありしより、此の戒は制せられたのである。故に此の戒が起つたといふ。不犯の文は、受具已後二歲尼和上に隨ふ、若しは和上特に去ることを聽す時の外は、破戒破見以下、前戒に準じ、命難梵行難あらば、二歲中も離去無犯である。

130 不乞畜衆度人戒

若し比丘尼、僧聽さざるに、而も人に具足戒を授くるものは波逸提なり。

凡そ人を度して、具足戒を授けんと欲するには、必ず僧に乞うて、白二羯磨を作して、度人の聽許を経べきである。然らざれば、徒らに人を度して、和上として之を教授することも知らず、弟子をして非威儀不如法に陥らしむる弊害甚しきが故である。律文に、
 白今已後、僧具足戒を與授する者には、白二羯磨を與へよ、彼れ人を度せんと欲する者は、當さに衆僧中に往いて求むべし。當さに是くの如きの求を作すべし。比丘尼衆中に至り、偏へに右の肩を露はし、革屣を脱し、諸の比丘尼の足を禮し、右膝地に著けて合掌し、是くの如きの白を作す、

大姉僧聽け、我れ某甲比丘尼、衆僧に、人を度して具足戒を授くることを乞ふことを求む。

と。是くの如く第二第三説く、比丘尼僧、當さに此の人を觀察すべし、能く教授するに堪へ、二歳學戒を與へ、二事攝取するや不やと、一は法、二には衣食なり、是くの如くなれば聽す。若し教授に堪へず、二歳學戒、及び二法攝取、法及び衣食を與ふる能はざるものは、當さに語り言ふべし、妹止めよ、人を度する勿れと。若し智恵あり、能く教授するに堪へ、二歳學戒を與へ、二法を以て攝取する者は、衆中能く鞠磨に堪ふるものを差し、上の如く是くの如きの白をなす。

大姉僧聽け、此の某甲比丘尼、今衆僧に従つて、人に具足戒を授けんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽し、某甲に人に具足戒を授くることを與へよ、白すること是くの如し。

大姉僧聽け、此の某甲比丘尼、今衆僧に従つて、人に具足戒を授けんことを乞ふ、誰か諸大姉忍せよ、僧某甲に人に具足戒を授くることを與ふるものは默然せよ、誰か忍せざるものは説け。

僧已に忍す、某甲比丘尼に、人に具足戒を授くることを與ふるを聽し竟る、僧忍して默然たるが故に、是の事是くの如く持つ。

と。此の白二鞠磨を作さずして、人に具足戒を授くるものを、僧聽さざるに、而も人に具足戒を授くといふのである。

不犯の文は、

不犯とは、衆僧聽し、人に具足戒を授け、比丘尼の依止を受く、及び沙彌尼又摩那を畜ふるは不犯なり。

131 未滿十二夏度人戒

若し比丘尼、年未だ十二歳に滿せず、人に具足戒を授くるものは波逸提なり。

ここに十二歳とあるのは、十二夏のこと、自ら具足戒を受けて後十二夏を過ぎしもの、始めて他に授具を聽さるのである。是れは新學の比丘尼、未だ自ら修むるに不足なるものが、弟子を畜ふるも、之を教授するの力乏しきが故、其の授具を聽されないのである。故に律文には、世尊呵責の言に、「云何んぞ汝等新學の少年、人に具足戒を授けんことを乞ふも、而も教授すること能はず、彼れ教授せられざるを以ての故に、威儀を按せず、著衣齊整ならず、乞食不如法、乃至大聲大喚して、婆羅門の聚會の法の如し」とあるのである。『五分律』には、「若し比丘尼、十二歳を滿せずして眷屬を畜ふるは波逸提なり、十二歳を滿せずとは、受戒して未だ十二歳を滿せざるなり、眷屬を畜ふるとは、人の爲めに和尙となり、若しは發心して衆を畜へんと欲するなり」と言つて居る、ここには主として畜衆戒の意であるが、歸するところは同一である。『僧祇律』も、「若し比丘尼、減十二兩にして弟子を畜ふる者は波逸提なり」とある。十二兩は即ち十二夏のことである。『十誦律』の文は、少しく前の諸律と趣きが異つて居る、即ち「今諸の比丘尼大戒を受け、六歳を滿すれば他に依止せず、六歳を滿せざ

れば他に依止す、十二歳にして衆を畜ふることを得」といひ、内容は、六歳までは他に依止し、六歳已上獨立となり、十二年で始めて畜衆を聽すといふ意味で、此の理由の下に、「若し比丘尼、十二歳を滿せずして衆を畜ふるものは波逸提なり」と定められて居る。故に三律共に授具のことを表面に言はず、皆畜衆戒であつて、授具を言つて居るのは、此の『四分律』のみである。然し授具して弟子とする、之を畜ふるのであるから、つまりは一つである。唯他の依止となる年に就いては、『四分』は「十誦」と違ひ、「若し比丘尼、年減十二にして、人に具足戒を授け、若しは依止を與へ、式叉摩那沙彌尼を畜ふるは突吉羅なり」とありて、十二歳以下の依止を聽してない、即ち「十誦」の六歳以上他に依止せざる説と相違して居るのである。

不犯の文は、

不犯とは、年十二を滿じ、人に具足戒を授け、若しは依止を與へ、式叉摩那沙彌尼を畜ふるは不犯なり。

132 無徳度人戒

若し比丘尼、年十二歳を滿するも衆僧聽さざるに、便ち人に具足戒を授くる者は波逸提なり

律文には、

時に諸の比丘尼、世尊の戒を制し給ひ、年十二歳にして、人に具足戒を授くることを得ると聽し

給ふを聞き、皆自ら稱して言はく、年十二歳を満すと。愚痴にして輕く人に具足戒を授け、教授することを知らず、教授せられざるを以ての故に、威儀を按せず、著衣齊整ならず、乞食如法ならず、處處に不淨食を受け、或は不淨鉢食を受け、小食大食の上に在りて高聲にして大に喚ぶ、婆羅門の聚會の法の如し。

とある。故に十二夏を経たる比丘尼も、衆僧の聽許を得ざれば、具足戒を授くることは出来ないのである。但し衆僧の聽許を得る形式に就いては、前の不乞畜衆度人戒の、白二羯磨を作すといふ様に、羯磨のことには、何等言及して居る所がない。故に羯磨を行ふや否やに關しては、ここには明瞭でない。『僧祇律』や『五分律』を見ても、前の不乞畜衆に當る、『僧祇』の九十四、十法具足不羯磨度人戒、『五分』の一百三戒は、共に羯磨によることを言つて居るが、後の無徳戒に相當する、『僧祇』の九十三、十法不具足度人戒にも羯磨のことは言つてない。尤も無徳度人については、『僧祇』には僧の聽許のこととはなく、唯、若し比丘尼、十二兩を滿するも、十法不具足にして、しかも弟子を畜ふるものは波夜提なり」とあるのみで、所謂十法不具足は、無徳の意味に相當するものである。『僧祇』に所謂十法といふのは、「何等をか十と爲す、一には持戒、二には多聞阿毘曇、三には毘尼、四には學戒、五には學定、六には學惠、七には能く自ら出罪し、能く人をして出罪せしむ、八には弟子親里道を罷めんと欲せば、能く自ら送り、若しは人をして送りて他方に至らしむ、九には能く弟子の病を看、若しは人を

して看せしむ、十には、十二法を滿じ、若しは過ぐ、是れを十法と名づく」とある。此の十徳なければ度人は出來ないので、此の十徳を具するや否やは誰が判定するかといふに就いて、九十四戒が次にあり、衆僧の羯磨によることを明にして居るのである。「四分」には、十法等の無徳の内容の説明はないが、十二夏滿の比丘尼も、僧の聽許を得ずして授具することが出來ないとあるから、無徳有徳は、僧の檢定に俟つわけである。然しそれは羯磨によるか否や、それは明瞭を缺いて居るのである。若し之を羯磨によるものとすると、前の百三十戒と如何なる區別があるかといふ問題になる。百三十戒は、廣く無徳度人を禁じて居るので、僧羯磨を要するといふ、此の百三十二戒は、十二夏滿の比丘尼も、無徳度人を禁じ、僧羯磨を要するといふことになれば、歸するところは、區別の出來ない同一戒になる様である。何となれば、前戒の十二年の限定はないが、然し比丘尼の授具は、總べて十二年滿でなければ、許されないものであるから、畢竟後の戒に歸著してしまふわけである。故に此の二戒の區別は立たないのである。「僧祇律」の九十三戒は、十法不具度人を禁じ、九十四戒は十法具足するも、僧の檢定を俟たなければ、授具を聽さなまいといふのであるから、順序として至當の説である。然るに今「四分」では、此等の明確な區別點が、二戒の間に見出されない。是れは恐らくは、單に設戒の順序から來たもので、つまり初めは無徳の度人は、僧の聽許を要する故、白二羯磨によるべしと規定し、後十二年授具を許したので、更に十二年を滿するも、無徳は同じく僧の聽許を得て授具すべし

と、重ねて規定したもので、つまり後戒が出た以上は、前戒は不用に歸したものを、其のまま存して居るものであらう。つまり百三十戒は之を削り、百三十二戒には、更に羯磨のことを明瞭にして置くべきであらう。之を『十誦』に見るも、『十誦』には、此の二戒の中の一戒あるのみで、『四分』の二戒に相當するものは、唯一百七戒あるのみであり、『五分』に於ても、一百三戒が、此の『四分』の二戒に相當するもので、二戒の目は存しないのである。之によつて見れば、『十誦』、『五分』は、二戒の中、不用に歸した一戒を除いて整理した形であり、『僧祇』は、一戒を二戒に分けて、無徳度人と有徳度人要羯磨としたもので、此の點から言ふと、『四分』が最も原始的の形であり、不整理の跡を存して居るも見られるものである。

以上の次第であるから、三羯磨竟以下の配罪と、不犯とは、共に百三十戒と同一であることは、知るべきである。

133 不聽度人誘僧戒

若し比丘尼、僧聽さざるに人に具足戒を授け、便ち衆僧愛あり恚あり怖あり痴あり、聽さんと欲する者は便ち聽し、聽すことを欲せざるものは便ち聽さずと言ふは波逸提なり。

是れは、衆僧の聽許を得んとしても、衆僧が其の徳なきを認めて之を止めしめし時、之を恨みて、衆僧に偏頗偏愛の心ありて、公平の裁斷でないといふ不平を言ふものを制するのである。了了は波逸提、

不了了は突吉羅である。

不犯の文は、

不犯とは、其の事實に爾り、愛あり悲あり怖あり痴あり、愛するものは便ち聽し、愛せざるものは聽さず、彼の人便ち是の語を作す、愛あり悲あり怖あり痴あり、愛するものは便ち聽し、愛せざるものは聽さずと。若しは戲笑して語り、疾疾に語り、屏處に語り、若しは夢中に語り、此れを説かんと欲して、乃ち錯りて彼れを説くは無犯なり。

134

父母夫主不聽輒度人戒

若し比丘尼、父母夫主聽さざるに、具足戒を與授するものは波逸提なり。

父母夫主聽さざるものに具足戒を授け、既に授け竟りし後、父母夫主來りて、之を伴ひ去るといふ事實によつて、此の戒が起つたといふ因縁になつて居る。三羯磨竟以下、配罪上に準ずる。

不犯の文は、

不犯とは、父母夫主聽す、若しは父母夫主なきは無犯なり。

135

度與童相敬愛喜瞋戒

若し比丘尼、女人の童男男子と相敬愛するを知り、愁憂瞋恚の女人を、度して出家せしむるは波逸提なり。

他の男子と相敬愛する女人を度し、之がために、女人は愁憂嘆患して、他の比丘尼と絶えず鬪諍して、止まなかつたといふ因縁が記されて居る。失戀より來る、精神異狀を言ふのである。三期磨竟以下同じ。

不犯の文は、

不犯とは、若しは先きに知らず、若しは信すべき人の語を信じ、若しは父母の語を信じ、若しは具足戒を受け已りて病生するは無犯なり。

136 不與學戒

若し比丘尼、式叉摩那に語りて言はく、汝妹、是れを捨て是れを學せよ、我れ當さに汝に具足戒を與ふべしと、若し方便して具足戒を與授せざるものは波逸提なり。

此の戒の因縁は、

偷羅難陀比丘尼が、式叉摩那に語り、斯くの如くすれば具足戒を與ふべしと言つて、此の式叉摩那の聰明にして智恵あり、勸化に堪能なるを便とし、欺いて長く之が供養を貪らんとし、容易に具足戒を授くるの手段を取らない、故に此の戒ありと言ふのである。法蘊の「疏」には、學戒成滿して專心に渴仰し、受具を僣欲するに、反つて供養を貪り、師訓攝受の方に乖き、又前人を惱まして正修を得ざらしむ、自ら壞し、他を損す」と言つてゐる。

不犯の文は、

不犯とは、若しは具足戒を與授することを許さば、便ち具足戒を與授す、若しは彼病む、若しは更に共活の者なし、若しは五衣なし、若しは十衆なし、若しは缺戒、若しは破戒、若しは破見破威儀、若しは被擧、若しは滅擧、若しは應滅擧、是れに由りて命難梵行難あらば、與に方便を作して具足戒を授けざるも無犯なり。

137 取他衣不爲授具戒

若し比丘尼、式叉摩那に語つて言はく、衣を持ち來れ、我れ當さに汝が爲めに具足戒を授くべしと、而も方便して具足戒を與授せざれば波逸提なり。

是の戒も、因縁は偷羅難陀比丘尼となつて居る。其の他は説明の要なし、不犯の文は、全然前戒に同一である。

138 多度弟子戒

若し比丘尼、一歳を滿せずして、人に具足戒を授くる者は波逸提なり。

因縁は、安隱比丘尼が、多くの弟子を度して、一一教授するに堪へず、爲めに弟子等皆非威儀不如法に亂れて行くので、此の戒が制せられたといふのである。「一歳を滿せず」と言ふのは、一年にならぬに、また授具弟子となし、一年の中に、二人三人も、乃至十人も、數に限定なく弟子とすることを

禁じ、一年に一人以上を度すべからずといふの意である。律文には、「若し比丘尼、十二月を満すれば、人に具足戒を授くることを得、十二月を満すれば、人に依止を與ふることを得、十二月を満すれば、式叉摩那に、二歳學戒を授くることを得、十二月を満すれば、沙彌尼を度することを得。彼の比丘尼、一歳を満せずして、人に具足戒に授くる者は波逸提なり、一歳を満せずして、人に依止を與へ、式叉摩那、沙彌尼を度するは突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、十二月を満じて人に具足戒を授け、十二月を満じて人に依止を與へ、式叉摩那に二歳學戒を授け、沙彌尼を度するは無犯なり。

139 作本法竟經宿往大僧中受具足戒

若し比丘尼、人のために具足戒を授け已りて經宿し、方さに比丘僧中に往き、具足戒を與授するものは波逸提なり。

比丘尼具足戒を受くるの法は、前の百三十四の度諸遮童女戒の下に詳述した如く、尼僧衆中で授具已り、更に比丘僧中に於て羯磨を行ふことになつて居る。然るに今和上尼が、尼僧衆中の羯磨終り、直ちに比丘僧中に至りて羯磨を行はず、尼僧羯磨の後一宿を經、翌日比丘僧中に至りて羯磨を行ふの不可なることを制するのが、即ち此の戒である。律文には、「時に諸の比丘尼、世尊戒を制し給ひ、

人に具足戒を授くることを聽し給ふと聞き、彼れ便ち尼僧中に在りて具足戒を與授し、經宿し已りて、方に比丘僧中に往く。而かも具足戒を與授する所の者、中間に或は盲瞎痴聾跛蹙及び餘の種種の諸病を得、衆僧を毀辱す」とある。たとひ一宿と雖、其の間に如何なる變化の起らんも豫知し難いといふのである。又言はく、「比丘尼應さに即日具足戒を授け、即日比丘僧中に詣りて具足戒を授くべし。彼の比丘尼、具足戒を與授し、經宿し已りて、方に比丘僧中に詣り、具足戒を授くれば波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、即日具足戒を與授し、即日比丘僧中に往き具足戒を授け、若しは彼れ病み、若しは水陸道斷じ、若しは惡獸難、若しは賊難あり、若しは水大に漲り、若しは強力者のために執へられ、若しは繫閉せられ、若しは命難梵行難あり、即日往いて比丘衆中に詣るを得ざれば無犯なり。

140 教授日不往聽戒

若し比丘尼、病まざるに、往いて教授を受けざるものは波逸提なり。

因縁は、「時に諸の比丘、教授の日、往いて教授を受けず」とある。教授の日とは、布薩説戒の時を指すので、「僧祇には、若し比丘尼、半月に僧教誡す、而も恭敬せずして來らざれば波逸提なり」とあり、釋して「半月とは、十四日十五日なり」とある。十四、十五の兩日は、即ち半月説戒布薩の當

日である。但し「五分律」では、必ずしも布薩の日を限つてはない。教誡の時、羯磨の時、常に往いて聽くべしといふので、「若し比丘尼、教誡及び羯磨の時、往いて聽かざれば波逸提なり」とあり、釋して「教誡とは、八敬等の法を説くなり、羯磨とは、白羯磨、白二、白四羯磨なり」とあり、之によれば、廣く教誡羯磨に往いて聽くの意である。然し「四分」の説は、特に教誡の日といふもの、蓋し「十誦」「僧祇」に同じく、布薩の日を限定して言つてゐるものと解釋せらるる。律文に「時に諸の比丘尼、佛事法事僧事、或は瞻病事あり、佛言はく、囑授を聽す」とあり、此の特殊の場合に於ける除外例は、即ち制文に、「餘事を除く」と言つて居るところのものである。不犯は、制文の如く往いて教授を受くること、餘事の場合との二つを不犯とするといふに止まる。

141 半月請教授戒

若し比丘尼、半月應さに比丘僧の中に往いて教授を求むべし、若し求めざれば波逸提なり。

此の戒は、前戒の如く、布薩の日に往いて教誡を受けるのではなく、僧中より教誡の人を求め、尼僧衆中に請じて教誡を受けるのである。「十誦」には、一百五十一に、半月不往僧中求教誡戒あり、「若し比丘尼、半月半月に僧中に往き、教誡を求めざれば波逸提なり」とあり、「五分」には、一百戒に、「若し比丘尼、半月に僧中に於て、教誡師を乞はざれば波逸提なり」とあり、此の「五分」の如く、教誡師と言ふのが、最も明確な言ひ方である。半月ごとに、比丘尼僧は、比丘僧中より教誡師を請招する

のである。「僧祇」には、之に相當する條目を缺いてゐる様である。「僧祇」には、前戒に相當するものには、前述の如く百三十二戒あり、半月説戒不敬不來戒である。百三十一に恭敬布薩があるけれども、是れは布薩羯磨の時、來らざるを制する戒で、他の諸律には見ないところのものであり、隨つて教誡師を求むる戒とは、何等の關係がない。

比丘尼衆中より、比丘衆中に赴き、教誡師を求むるには、其の代表として一比丘尼を差遣するのであつて、此の差遣の比丘尼は、白二羯磨によりて決定さるるのである。尤も此の差遣比丘尼に對し、二三比丘尼を伴つて授護とすることは、聽許さるることになつて居る。律文には、

比丘尼半月應に比丘僧中に往いて、教授を求むべし、而も彼れ一切盡く往いて求む、是を以ての故に衆便も闍亂す。佛言はく、一切往くべからず、一比丘尼を差することを聽す。比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往いて教授を求む、白二羯磨して應に是くの如く差すべし。衆中當に羯磨を能くするに堪へたるものを差し、上の如く、是くの如きの白を作すべし。

大姉僧聽け、若し僧時らば僧忍聽し、某甲比丘尼を差はせ。比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往いて教授を求む、白すること是くの如し。

大姉僧聽け、今僧某甲比丘尼を差し、比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に在りて教授を求む、誰か諸の大姉忍し、僧某甲比丘尼を差し、比丘僧の爲めの故に、半月比丘僧中にありて教授を

求むるものは默然せよ、誰か忍せざるものは説け。

僧已に忍し、某甲比丘尼を差し、比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往いて教授を求め竟る、僧忍し默然たるが故に、是の事はくの如く持つ。

とある。又

彼れ獨り行いて護なし、護の爲めの故に、應さに二三比丘尼を差し、共に行くべきことを聽す。彼れ當さに大僧の中に往き、僧の足を禮し已つて、曲身低頭合掌して是くの如きの説を作すべし。

比丘尼僧和合す、比丘僧の足を禮して教授を求む。

と。是くの如く第二第三説く。

然るにまた、此の請ひをなすに當り、左の如き種種の事情に對する解釋がある。

時に彼の比丘尼、僧の説戒竟るを待ち、久しく住立し疲れ極まる。佛言はく爾るべからず、一大比丘に囑して便ち去ることを聽す。世尊既に囑授を聽す、彼れ便ち客比丘に囑授す。佛言はく爾るべからず。彼れ便ち遠行者に囑授す。佛言はく爾るべからず。病者に囑授す。佛言はく爾るべからず。彼れ智惠無きものに囑授す。佛言はく爾るべからず。

彼れ既に囑授し已り、明日往いて問はず。佛言はく、應さに往いて可否を問ふべし。比丘應さに期して往くべければ、比丘尼應さに期して來り迎ふべし。比丘往くを期して往かざるものは突吉羅な

り。比丘尼迎ふるを期し、而も迎へざるものは突吉羅なり。若 比丘尼、教授の人來ると聞かば、當さに半由旬迎ふべし。寺内に在りては、所須の洗浴具を供給すべし。若しは羹粥飯食果酪、此れを以て供養せよ、若し然らざれば突吉羅なり。若し比丘僧盡く病まば、應さに信を遣はし、往いて禮拜問訊すべし。若し別衆、若しは衆和合せず、若しは衆滿せざれば、當さに信を遣はして禮拜問訊すべし。若しは比丘尼僧盡く病まば、亦當さに信を遣はして禮拜問訊すべし。若しは別衆、若しは尼衆和合せず、若しは衆滿せざれば、亦當さに信を遣はして禮拜問訊すべし、若し往かざれば突吉羅なり。

とある。

不犯の文は、

不犯とは、半月大僧の中に往きて教授を求むべし、今日囑し明日問ふ、比丘期して往き、比丘尼期して來り迎ふ、彼れ教授の人來ると聞き、半由旬迎ふ、寺内にありては、洗浴具飯食羹粥果酪を供給し、此れを以て供養す、若し大僧病あれば、應さに信を遣はして禮拜問訊すべし。若しは別衆、衆和合せず、若しは衆滿せず、信を遣はして禮拜問訊す、若し比丘尼僧病む、若しは別衆、若しは衆和合せず、若しは衆滿せず、亦應さに信を遣はして禮拜問訊すべし。若しは水陸道斷し、賊寇惡難あり、或は河水瀑漲し、若しは強力に執へられ、若しは繫閉せられ、命難梵行難、是くの如

き衆難しゅうなんは、信しんを遣つかはして問訊もんじんせざるも無犯むはんなり。

142 不詣大僧自恣戒ふけいだいそうじししかい

若もし比丘尼僧びくににそう、夏安居げあんご竟をなり、應まさに比丘中びくちゆうに往ゆき、三事さんじを説といて自恣じしすべし、見聞疑けんもんぎなり、若もししかせざれば波逸提はいいつだいなり。

律文りつもんに、「時ときに諸もろもろの比丘尼びくにに、盡ことごとく大僧中だいそうちゆうに往ゆき、自恣じしを説といて闍亂はららんす、佛言ほとけのたまひく、應まさに盡ことごとく往ゆくべからず、自今じこん已去いこ、一比丘尼びくににを差さし、比丘尼僧びくににそうの爲ための故ゆゑに、比丘僧中びくそうちゆうに往ゆき、三事さんじの自恣見聞じしけんもん疑ぎを説とくことを聽ゆるす」とある。白二羯磨びやくにこんまにて差遣さけん比丘尼びくににを定さだむること及び二三比丘尼びくににを伴ともなふこと等は前戒ぜんかいに準じゆんずる。此この差遣さけんの比丘尼びくにに、大僧中だいそうちゆうに至いたり、曲身低頭まがしんていづ谷掌がつしやうして、「比丘尼僧夏安居びくににそうげあんご竟をなり、比丘僧夏安居びくそうげあんご竟をなる、比丘尼僧三事びくににそうさんじの自恣じし、見聞疑けんもんぎを説とく、大德慈愍だいとくじみん我われに語かたれ、我われ若もし罪つみを見みんには、當まさに法ほふの如ごとく懺悔ざんげすべし」と説とき、第二第三だいにだい同おなじく説とく。然しかるに自恣日じしじちには、比丘僧びくそうも自恣じしして皆みな疲極ひきまして居あるので、佛ほとけは爾しかるべからず、比丘僧びくそうは十四日自恣じちじちじしせよ、比丘尼僧びくににそうは十五日自恣じちじちじしせよ」と言いつて、二部ふの自恣日じしじちを二日ふつかに別わかけられたといふのである。大僧病だいそうびやうむ等のことによる問訊もんじんは、前戒ぜんかいに同おなじである。

不犯ふはんの文もんは、

不犯ふはんとは、比丘尼僧夏安居びくににそうげあんご竟をなり、比丘僧夏安居びくそうげあんご竟をなり、比丘尼三事びくににさんじを説といて自恣じしす、見聞疑けんもんぎなり、若も

し比丘は十四日自恣し、比丘尼は十五日自恣す。比丘僧病み、若しは別衆、若しは衆和合せず、若しは衆滿せざれば、比丘尼應さに信を遣はして、往いて禮拜問訊すべし、比丘尼衆病み、乃至衆滿せず、亦應さに信を遣はして禮拜問訊すべし。若しは水道斷じ、若しは賊寇惡獸難あり、河水瀑漲し、若しは命難梵行難あり、強力者の爲めに執へらるるは、若し往いて問訊せざるも一切無犯なり。

143 不依大僧安居戒

若し比丘尼、比丘無き處にありて夏安居するものは波逸提なり。

律文に、「時に諸の比丘尼、無比丘の處にありて夏安居す、教授の日、教授を受くる處なし」とある、是れ其の因縁である。不犯の文は、

不犯とは、比丘ある處にて夏安居す、若しは比丘僧に依りて夏安居す、其の間命過する者、若しは遠行去り、若しは休道し、或は賊の爲めに將ち去られ、或は惡獸の爲めに害せられ、或は水の爲めに漂はさるるは無犯なり。

144 突入大僧寺戒

若し比丘尼、比丘僧伽藍あるを知り、白さずして入る者は波逸提なり。

此の戒の因縁は、

舍衛城中しやゑいぢゆうに一の多智識たちしきの比丘尼びくにがあつたが、此この比丘尼びくにが死しんだ時とき、外ほかの比丘尼びくにが、此この死し尼にのためにに塔たふを起おこした。其その起きた塔たふの處ところが、比丘所住びくしよぢゆうの寺内じないであつたのである。之これがために諸もろもろの比丘尼等びくにとうが、盛さかんに寺中じぢゆうに來きたりて、或あるひは言語戲笑ごんごげせうし、或あるひは唄うたひし或あるひは悲哭ひこくし、或あるひは身みを莊嚴じやうげんするものなど、喧けん騒さうを極きまめて、頗すこぶる寺内比丘じないびくの坐禪ざぜんを妨さまたげたのである。そこで寺内じないの一比丘迦毘羅びくかひらといふ人ひとが、常に坐禪ざぜんを樂たのんで居ゐたのであるから、此この修禪しゆぜんの妨害ぼうがいとなる所ところの塔たふを、破却はきやくして之これを僧伽藍外そうがらんぐわいに棄すてたのである。之これを知しつた比丘尼等びくにらは大おほいに怒いかり、皆刀杖瓦石みなたうぢやうぐわしやくを執とり、迦毘羅比丘かひらびくを打擲だちやくせんとしたが、迦毘羅かひらは、神足じんそくを以もつて飛とんで空中くうぢゆうに去さつたのである。此この騷動さうどうに基もとづきて、此この戒かいが立たてられたといふことになつて居ゐる。然しかしながら若もし僧伽藍そうがらんに比丘びくの居ゐない時ときは、此この中うちに入るいるも差支さしつかへはないのであるが、然しかし比丘びくありや否いなやを知らずして入いれば、是こ亦また不犯ふほんである。尙なほ此この比丘僧伽藍中びくそうがらんぢゆうに、佛塔聲聞塔等ぶつたうせんたうあれば、此これまた此この中うちに入るいることを聽ゆるさるるわけである。律文りつぶんには、「時に諸もろもろの比丘尼びくに、亦また比丘びくありや比丘びく無なきを知らず、後方のちまさに比丘びくあることを知るしる、或あるひは波逸提懺はいだいてんげんを作なすもの、或あるひは疑うたがふものあり、知しらざるものは無犯むほんなり。彼かれ教授けつじゆを求めんと欲ほつするに、何なにに從したがつて求めんを知らず、疑うたがあつて問とはんと欲ほつするも、誰たれに從したがつて問とはんを知らざるも、敢あへて寺てらに入いらず。佛言ほとけのたまはく自今こんい已去こ、白をして然しかる後のちに寺てらに入いることを聽ゆるす。彼かれ佛塔聲聞塔ぶつたうせんたふを禮らいせんと欲ほつす。佛言ほとけのたまはく聲聞塔せんたふを禮らいせんと欲ほつすれば、輒すなはち入いることを聽ゆるす、餘よは須すべらく白をし已まつて入いるべしとある。

配罪は、僧伽藍に比丘ありと知し、入るものは波逸提であること言ふまでもない。一脚門内一脚門外で、方便して入らんと欲し、若しは入るを期して入らざるは、一切突吉羅である。

不犯の文は、

不犯とは、若しは先きに知らず、若しは比丘なきにしかも入る、若しは佛塔聲聞塔を禮拜す、餘は白し已りて入る、若しは來りて教授を受く、若しは法を問はんと欲して來り入る、若しは請せらるる、若しは道、中に由つて過ぐ、或は中に在りて止宿す、或は強力者の爲めに將ち去らる、或は繋閉して將ち去られ、或は命難梵行難は無犯なり。

145 罵比丘戒

若し比丘尼、比丘を罵るものは波逸提なり。

因縁は、

時に長老迦毘羅比丘、長朝舍衛城に乞食の折、諸の比丘尼等見て、「此の弊惡下賤工師の種、我等の塔を壞りて僧伽藍外に棄つ」と罵つたと言ふのである。

律文に「罵るとは、下賤處に生る、種姓下賤、技術下賤、作業下賤、若しは罪を犯すと説き、若しは汝に如是如是の結使あり、或は他の諱む所に觸る」とあり、説いて了了波逸提、不了了は突吉羅である。

不犯の文は、戲笑、疾疾、獨語、夢中、錯説である。

146 罵尼衆戒

若し比丘尼、鬪諍を熹び、善く諍事を憶持せず、後瞋恚して熹ばず、比丘尼衆を罵るは波逸提なり。「衆とは、若しは四人、若しは過四人なり」と律文にあるので、此の罵詈は、一人の比丘尼を罵る意でないことは知らるる、説いて了了は提罪、不了了は突吉羅である。不犯は、戲笑語乃至錯説例の如くである。

147 不自衆僧使男子破癰戒

若し比丘尼、身に癰及び種種の瘡を生じ、衆及び餘人に白さず、輒ち男子をして破り、若しは裏ましむるものは波逸提なり。

因縁としては、

跋陀羅迦毘羅比丘尼、身に癰を生じ、男子をして之を破らしむ、此の比丘尼身細軟にして、天身の如く異なることなし、時に男子手身に觸れて細滑を覺え、染著を生じ、便ち前んで捉へて犯さんと欲す、即便ち高聲に言ふ、爾すること勿れ、爾すること勿れと、時に左右の比丘尼其の聲を聞いて皆來り問うて言はく、何故に大に喚ぶやとあり、此の時此の戒定まるといふのである。律文に、「彼の比丘尼、若し身に癰及び種種の瘡を生じ、衆に白さずして、男子をして破らしむ、一

下月一^{げがつ}波逸提^{はいつだい}、裏^つむ時^{とき}一^{さつ}帛^{びやく}纏^{てん}一^は波逸提^{はいつだい}なり」とある。

不^ふ犯^{はん}の文^{ぶん}は、

不^ふ犯^{はん}とは、衆^{しゆ}僧^{そう}に白^{まを}して、男^{なん}子^しをして癩^{さう}若^{じやく}しは瘡^{さう}を破^{やぶ}り、若^ちしは裏^つみ、若^ちしは強^{がう}力^{りき}者^{じやく}に執^{とら}へらるるは無^む犯^{はん}なり。

148 背^{はい} 請^{じやう} 戒^{かい}

此^この戒^{かい}の因^{いん}縁^{えん}は、
若^ちし比^ひ丘^{きう}尼^に、先^まきに請^{じやう}を受け、若^ちし足^{そく}食^{じきを}已^まり、後^{のち}に飯^{はん}麩^{せう}乾^{かん}飯^{はん}魚^{ぎよ}及^{およ}び肉^{にく}を食^{くら}ふものは波^は逸^{いつ}提^{だい}なり。

一^い居士^{こじ}が、比^ひ丘^{きう}尼^に僧^{そう}を請^{じやう}じ、之^{これ}が爲^ために種^{しゆ}種^{じゆ}の美^み食^{じき}を設^まけ、明^{みやう}旦^{たん}其^{その}の來^{きた}り受^うくることを待^まち受^うけて居^ゐた。然^{しか}るに此^この日^ひは恰^{あた}かも舍^{しゃ}衛^ゑ城^{じやう}中^{ちゆう}節^{せつ}會^{かい}の日^ひであつたので、諸^{しよ}居士^{こじ}各^{おの}飯^{はん}乾^{かん}飯^{はん}麩^{せう}魚^{ぎよ}肉^{にく}等^{とう}のものを持^もつて僧^{そう}伽^か藍^{らん}に來^きり、之^{これ}を諸^{しよ}の比^ひ丘^{きう}尼^にに與^{あた}へた。比^ひ丘^{きう}尼^に等^{とう}十分^{じふぶん}之^{これ}を食^{くら}ひ已^まりて後^{のち}、居^ゐ士^{こじ}の請^{じやう}に赴^{おもむ}いたので、居^ゐ士^{こじ}の好^{かう}意^い準^{じゆん}備^びせし食^{じき}を十分^{じふぶん}取^とることが出^で來^きず、爲^ために居^ゐ士^{こじ}は、自^じ己^この信^{しん}心^{じん}足^{じやく}らざるものとして之^{これ}を受^うけずとなし、信^{しん}心^{じん}あり阿^あ姨^い但^だ食^{じき}せよと勸^{すす}めた。その時^{とき}比^ひ丘^{きう}尼^に等^{とう}節^{せつ}會^{かい}の送^{そう}食^{じき}により、既^{すで}に腹^{はら}に満^みちて食^{くら}する能^{あた}はざることを告^つげたので、居^ゐ士^{こじ}は大^{たい}に之^{これ}を譏^ぎ嫌^{けん}したといふ。佛^{ほとけ}之^{これ}を聞^きき給^{たま}ひ、先^まきに既^{すで}に居^ゐ士^{こじ}の請^{じやう}を受け、しかも後^{のち}に更^{さら}に餘^よ食^{じき}を受^うくるの非^ひ法^{ぽう}を責^せめて、此^この戒^{かい}を制^{せい}し給^{たま}ふといふのである。

此の戒は、之を比丘戒に比するに、展轉食戒と足食戒との二を合して、一戒としたものである。一たび請を受けて食し已り、或は足食已りて、更に正食を取ることを制したのであつて、飯麩乾飯魚及び肉は、言ふまでもなく五種正食である。法蘊の『疏』には、此の制文を釋して、斯う言つて居る。

「先きに請を受け」とは、背請の縁なり、次ぎに「若し足食已り」は足を犯すの縁なり、「後に」已下は兩罪を雙結す。

と言つて居る。ここに背請は即ち比丘戒の展轉食に當るもので、足食と合して、一戒となつてゐることと言つてゐるのである。何故に比丘戒は離して之を二戒とし、比丘尼戒は合して之を一戒とするのであるか、之に就いて、『開宗記』の言ふところは下の如くである。

然るに古舊釋して云く、尼は背請と足食と合して一戒を制し、大僧は離して之を制す。謂はく離合同じからず、大僧は異多く同少しとは、少きは威、病あれば開す、異多きに三あり、背請は施衣あれば之を開す、食は即ち無し。二に背請には餘法の開なし、足食は即ち有り。三に背請は正請に背くを要す、正請を受くれば犯、正に非れば不犯なり、足食は足り竟れば、正非正俱に犯なり。此の別狀あり、故に二戒を分つ。尼は同多く異少し、異少しとは、背請は施衣の開あり、足食には便ち無し、是れによりて應きに離すべし。同多きに三あり、一には並びに病縁あれば開す、二には俱に餘法の開なし、三に俱に正を食すれば方に犯なり、同多きが故に合す。

と。此の「開宗記」の意は、比丘にありては、二戒の關係、同點少くして異點が多いから、二戒を分離するのであつて、比丘尼戒では、二戒の開、同點多くして異點が少いと云ふのである。比丘戒では、同點が少いと云ふのは、二戒の共通點は、病縁を開するに於て一致して居るのみである。異點が多いといふのは、背請展轉には、施衣の戒があり、即ち施衣のある時は、之を受くるために、展轉食が聽されるのであるが、足食には此の開はない。又足食には、餘食法をなして之を開するのであるが、背請には此の餘食の開がない。次に背請では、五正食を受くることを禁するので、正食でなければ、受けても之を犯戒とはしない。然るに足食では、正非正共に犯である。此の三不同が故、二戒を合することが出来ない。然るに尼戒の方では、異點は、施衣の開の有無の一事で、病縁の開、餘食の開なきこと、正食を犯とすることの三點は、二戒共通であるから、同點多くして、異點が少い、故に合して之を一戒とするといふのである。之を表示すれば、

同 少 病縁開

比丘戒離

背請施衣開、足食無

異 多 足食餘法開、背請無

背請正食犯、足食正非正犯

一異 少一背請施衣開、足食無

一病緣開

一比丘尼戒合

一同一多一餘足法無

一正食犯

之によつて見ると、足食に就いては、尼戒に寛であつて、比丘戒は正非正共に禁するが、尼戒は正食を犯とするのみである。また尼戒には足食に餘食法がないのは如何なる理由によるのであるか、之に就いては種種の説があるのであるが、『開宗記』はまた下の如く言つて居るのである。

問ふ。何を以て尼には餘法なきや。解す。女人は食はざれば九日にして命終す、飢苦に堪耐す、故に餘食なし、丈夫は食はざれば、七日にして命盡す、飢苦に堪へず、故に餘法を開すと。今解す然らず、尼は開に重ねて開せざるを以て、故に餘法なし。比丘の如き、足已りて更に食すれば、正非正俱に犯なり、若し餘法を作すことを開せざれば、教急にして恆なり難し。尼は足竟りて更に五正を食して始めて犯なり、不正ならば不犯なり、已に不正を食することを開して説く、何ぞ更に餘法を開することを須ひんと。此の解を作す者は、七日に死せざるに關して開せざるには非ず。又解す。尼にも餘法あり、大僧を見て起たすして云ふが如し、大徳、我れ餘食法を作さずして食すと。既に法を作さざることを開し、起たざるを不犯ならしむ、故に知る、作すものは須らく起つべし、起た

ざれば即ち不犯なり。

と。最後の説では、比丘尼にも餘食法あり、唯餘食法を作して食ふものは、起つべしと言ふのである。『五分律』を見るに、第二十に數數食戒あり、是れ展轉食である、第二十四に不作殘食法食戒あり、これ足食戒であつて、既に殘食法を説いて居るから、比丘尼にも餘法ありとするもので、第二十五にも、不作殘食法勸足食戒がある、是れは勸足食戒である。『僧祇律』にも、第三十二に處處食戒あり、第二十四に、不作殘食勸足戒がある。『僧祇』では、足食戒の一目が缺けて居るので、且つ單に偈頌の形を以て名稱を列ねて居るに止まるものであるから、二十一戒已下の第三跋渠の偈には、

一食及處處、與衣不捨用、不作殘食勸、不受非時食、停食兩三鉢、藏物別衆食、第三跋渠竟

とあるのみであるが、然しそれでも、比丘尼に殘食法のあることだけは、これによつて推知されるのである。『十誦』は、背請に當るべき尼戒がない、即ち尼には、展轉食戒も、足食戒も規定がない様に見えるのであるが、唯百五十七に、受請都不食戒があり、是れは、請を受けたならば、足食後といへども之を取るべしとの戒で、比丘尼には數數食を聽すと云ひ、若し比丘尼、請を受けて食はざれば波夜提なり」と言ふのである。是れは背請に於て、前に已に請を受け、請前の正食を禁じたのとは全く反對で、請前食足るも、請を受けて主に就けば、食せざるべからずと言ふのである。故にこれも背請戒の一種として見るべきものではあるが、内容に於て、諸律と頗る異なるところがあるものである。

律文には、「彼の比丘尼、先きに請を受け、若しは足食已り、後に他の飯妙乾飯魚及び肉を食し、食すること一咽一波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、非正食の請を受け、若しは先きに請せられず、若しは即ち食上に於て更に食を得、若しは其の家に於て、前食後食を受くるは無犯なり。

149 家慳生嫉妬戒

若し比丘尼、家に於て嫉妬の心を生ずるは波逸提なり。

因縁は、

安隱比丘尼が、提舎比丘尼を誘ひ、其の知れる檀越の家に往つた。然るに安隱は、衣服齊整して威儀を失はない。檀越見て敬意を表し、之に供養を興へたのである。二人僧伽藍に還りて後、安隱は提舎に向ひ、此の檀越を賞讃し、篤信にして、施供養を喜ぶことを言つた時に、提舎は、嫉妬の餘り、此の檀越は、眞に篤信で、汝には施供養を喜んですると言つたので、是れが問題になつたのだといふ。

説いて了了たるは波逸提、不了了は突吉羅である。不犯の文は、戲笑語已下錯説まで、前に既に擧げし諸戒の例に準する。

150 以香塗身戒

若比丘尼、香を以て身に塗摩するものは波逸提なり。

因縁は六群比丘尼である。不犯の文には、如是病、強力所執を無犯とすとある。

151 胡摩油塗身戒

若し比丘尼、胡摩油を以て身に塗摩するものは波逸提なり。

不犯の文、前戒に同じ。

152 使比丘尼塗身戒

若し比丘尼、比丘尼をして身に塗摩せしむれば波逸提なり。

153 使式叉摩那塗身戒

若し比丘尼、式叉摩那をして、身に塗摩せしむれば波逸提なり。

154 使沙彌尼塗身戒

若し比丘尼、沙彌尼をして身に塗摩せしむれば波逸提なり。

155 使白衣女塗身戒

若し比丘尼、白衣の婦女をして、身に塗摩せしむれば波逸提なり。

156 著竹懸衣戒

若し比丘尼、苧屨衣を著くれば波逸提なり。

因縁としては、「時に儉羅難陀比丘尼、是くの如きの念を作す、苧屨衣を着けて、身をして龜大ならしめんと」とある。此の時居士等見て共に譏嫌し、「云何んぞ苧屨衣を着けて身をして龜大ならしむる、

姪女賊女に如似して異なることなし」とある。「苧屨衣とは若しは毳、若しは却具、若しは俱遮羅、若しは乳葉草、若しは芻摩、若しは野蠶綿の一切の物なり」とあり、其の衣財に就いては其の名を列ね

ては居るが、苧屨衣の何たるかに就いては説明がない。「十誦」には、百四十七に著腰絡戒とし、「五分」

は、百五十七に著卑身衣として居る、「僧祇」には此の戒がないのである。弘贊の「式又摩那戒本」には之を苧跨として解釋し、跨衣は即ち禪の類、苧とは、或は綿若しは毳を以て絮するなり」と言つて

居る。元照の「刪定比丘尼戒本」には、「若し比丘尼、跨衣を著くるものは波逸提なり」として、苧屨衣を跨衣と改めて居る。苧屨の字義に就いては、苧は貯と同じとして居るが、綿或は毳の絮と解せられる。

『玄應晋義』には、屨は腰骨として居る。然らば苧屨衣は、いづれ腰邊に纏ふものであらう。元照之を跨衣としたのは、蓋し今の世の猿股の如きものと見たのであらう。『五分律』では之を卑身衣とし、「形

をして曠織ならしめ、中に於て愛欲の心を生ぜしむ」と言ひ、曠織の文字から言ふと、『四分』の龜大

ならしむるとは一致しない如くも思はれるのである。又卑身衣とあるが、『十誦』には、却つて王夫

人大臣の婦の如くであると言つて居るのは、また頗る徑底ある様でもある。『十誦』の文は、「爾の時儉

羅難陀比丘尼、他の質錢を得、腰絡に著けて市中を行く、鈴聲ありて出づ。諸の居士聞き已りて呵責して言はく、諸の比丘尼自ら言ふ、善好にして功德ありと。腰絡を著けて市中を行く、王の夫人の如く、大臣の婦の如し」といふのである。

不犯の文は、

或は如是の病あり、内に病衣を著け、外に涅槃僧を著け、次ぎに袈裟を著く、或は強力者の爲めに執へらるるは無犯なり。

157 畜婦女嚴身具戒

若し比丘尼、婦女嚴身の具を畜ふるは、因縁を除いて波逸提なり。

因縁とは六群比丘尼、婦女の莊嚴身具、手脚の釧、及び猥處莊嚴具を畜ふ」とある。「因縁を除く」といふのは、時に諸の比丘尼、命難梵行難あるも、疑つて敢て莊嚴身具を著けて走らず。佛言はく、自今已去、若しは命難梵行難あらば、莊嚴身具を著けて走れ」といふものは是れである。「婦女の莊嚴身具、手脚の釧、猥處の莊嚴具、乃至樹皮作の鬘、一切波逸提なり」と律文にある。不犯は、如是病、二難、強力である。

158 著草屣擎蓋戒

若し比丘尼、草屣を著け蓋を持つて行く、時の因縁を除いて波逸提なり。

因縁には、六群比丘尼が出て居る。著草屣擎蓋は、姪女賤女の如しと言はれて居る。但し「時に諸の比丘尼、小食大食の處に至り、若しは夜集まり、若しは説戒の時、行いて雨に遇ひ、新染色衣を漬壊す。佛言はく、自今已去、護身護衣護臥具のための故に、僧伽藍内に在りて、樹皮蓋葉蓋竹蓋を作することを聽す。時に比丘尼あり、天雨ふる時、塗洗して泥を行き、脚を汗し衣を汗し坐具を汗す。佛言はく、自今已去、護身護衣護臥具の爲めの故に、僧伽藍の中に在りて、屣を作りて著くることを聽す。諸の比丘尼、屣を作ると雖、簪ほ衣を汗し身を汗し坐具を汗す。佛言はく、自今已去、下に樹皮を著くることを聽す、若し皮墮つれば、縷繩を以て綴り、若し斷ずれば、筋或は毛を用ひ、或は皮帶を用ひて之を繋ぐことを聽す」とある。是れが即ち「時の因縁」を釋した文で、雨天に衣上を蓋ふ樹皮葉竹の雨復ひを聽し、以て僧伽藍内の往來に便し、泥濘の路を行くには、屣を聽し樹皮を下に著け、縷繩等を以て之を束ねるといふに止まるものである。律文に、「彼の比丘尼、革屣を著け蓋を持つて行く、行く所の村界に隨つて一一波逸提、無村阿藍若處は、行くに隨つて十里、一波逸提、減一村界を行けば突吉羅、減十里は突吉羅、一界内を行くは突吉羅、方便して、去らんと欲して去らず、共に去るを期して去らず、一切突吉羅なり」とあるのは、前の諸例により、知るべき配罪である。

不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是病あり、若しは護身護衣護臥具に、僧伽藍の中に於て、樹皮蓋葉蓋竹蓋を

作る、護身護衣護臥具の故に、僧伽藍内に於て屨を作りて著くるは不犯なり。或は強力者に執へられ、或は繋閉せられ、或は命難梵行難あらば、革屨を著け、蓋を持つて行くものは無犯なり。

159 乗 乗 戒

若し比丘尼、病なくして、乗に乗じて行くは、時の因縁を除いて波逸提なり。

因縁には六群比丘尼の名が出て居る。乗とは、此の時代としては、乗とは四種あり、象乗馬乗車乗歩乗なり」としてある。歩乗といふのは、履であらう。「五分」には、乗とは、車象馬乃至著履、皆名づけて乗となす」と言つて居るのである。「時の因縁を除く」とは、時に諸の比丘尼、老者或は羸病にして氣力微弱なるあり、此の住處より彼の住處に至ること能はず。佛言はく、自今已去歩に乗じ、乗を挽く、一切の女乗を聽す。時に諸の比丘尼、難事あり、或は命難梵行難あるも、疑つて敢て乗に乗じて走らす。佛言はく、自今已去、是くの如きの諸の難事あれば、乗に乗じて去るを聽す」とあるものは是れである。

村界一提、無村十里一提、滅一村滅十里突吉羅等は前例に準じ、若し一家界内を行く突吉羅とある。家界内は、村界内と同じであらう。方便して去らんとして去らす、共に去るを期して去らす、皆吉罪である。

不犯の文は、

不犯とは、如是の病あり、種種の女乗に乗ず、若しは命難梵行難あり、乘に乗じて走る、或は強力の爲め執へられ、將ち去らるるものは無犯なり。

160) 不著僧祇支戒

僧祇支を著けずして村に入る者は、波逸提なり。

因縁は、六群比丘尼、僧祇支を著けざる爲め、胷腋乳腰帶を露はして、村に入りしといふにある。

一脚門外一脚門内、方便して入らんとし入らず、入るを期して入らず、皆是れは吉である。

不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是の病あり、或は時に腋下に瘡あり、或は祇支なし、或は方便して作らんと

欲し、或は浣染未だ乾かず、若しは作りて失ひ、或は擧處深固、或は強力者の爲めに執へらる、或

は命難梵行難あらば無犯なり。

161) 夜入出白衣家不自主人戒

若し比丘尼、暮に向つて白衣の家に至る、先きに喚ばれざれば波逸提なり。

因縁は、

偷羅難陀比丘尼が、夜居士の家に行つて座上に坐し、其の後主人に語らず、門を開いて出て行つた。時に盜賊が、素より隙を伺つて居たのが、門の開けたままであつた所から、即ち入りて財物を盗み

去つたといふのである。佛法僧事、或は贍病の事あり、或は檀越に喚ばれた場合は特別であるから、請喚を除くので、「喚ばれざれば」といふ語を附加したのである。各一脚門の内外、方便不去、期去不去皆吉である。總べて前戒に同じ。

不犯の文は、

不犯とは、若し佛法僧事の爲めに、若しは贍病の事あり、若しは請せられ喚去せられ、或は強力者の爲めに執へられ、若しは繫縛して將ち去られ、或は命難梵行難あり、先きに喚ばざるに去つて彼の家に至るも、所住の時頃に隨ひ、主人に語つて去る、若しは彼の舍火の爲めに燒かれ、崩壞し、或は毒蛇あり、或は賊あり、或は惡獸あり、或は強力者のために執へられ、若しは繫縛して將ち去られ、或は命難梵行難ありて、主人に語らずして出づる者は無犯なり。

強力、繫縛、二難の文は重複して居ると思ふ。

162 向暮聞僧伽藍門戒

若し比丘尼、暮に向つて僧伽藍の門を開き、餘の比丘尼に囑授せずして出づる者は波逸提なり。

因縁は、他の比丘尼に囑授せずして、僧伽藍門を開いたまゝ、日暮に出で去りし比丘尼ありしたため、盜賊入り來りて財物を劫奪し去りしといふにある。餘の比丘尼に囑授するといふことは、佛法僧事、看視病事等のことの爲めに出づることを囑授する意である。「時に諸の比丘尼、佛法僧事を以て、或

は石視病事あるも、皆疑つて出でず」とあり、之について佛の特に定め給ひしといふ所のものである。
各一 脚門外以下、配罪前戒の如し。

不犯の文は、

不犯とは、或は佛法僧事、或は石病事にて囑して出づ、若しは僧伽藍破壞し、若しは火の爲めに焼かれ、若しは毒蛇あり、若しは賊あり、若しは惡獸あり、若しは強力者の爲めに執へられ、若しは縛轉して將ち去られ、或は命難梵行難あらば、囑せずして出づるも無犯なり。

163 日没開僧伽藍門戒

若し比丘尼、日没して僧伽藍門を開き、餘の比丘尼に囑授せずして出づるものは波逸提なり。

因縁も前に同じく、其の他一切前戒に準ず。

164 不安居戒

若し比丘尼、前安居せず、後安居せざるものは波逸提なり。

配罪は、「前安居せず後安居せざるものは波逸提なり」とあるのを、「若し比丘尼、前安居せざるものは突吉羅、後安居せざるものは波逸提なり」とありて、安居の前後により、罪に輕重の差あることになつて居るのである。之に就いて、其の理由を解せるもの、假りに「開宗記」の文を引けば、

安居を結するに其の前後あり、前に違へば吉過を獲、後は提を犯す所以を問ふ。答ふ。前を結せず

と雖猶ほ後を結すべし、後結あるを以て但吉羅を犯す。若し後を結せざれば更に結法なし、情として過重し、故に提罪を得。

と。要するに、前安居は結せざるも、後安居あり、故に全く安居を缺く憂がない、若し後安居を結せざれば、全然安居をしないといふことになるから、後安居の罪は重く、前安居は比較的其の罪が軽いといふのである。

不犯の文は、

不犯とは、前安居は、或は佛法僧事、或は瞻視病人の爲めに、後安居を受くるは無犯なり。

165 度大小便常漏人戒

若し比丘尼、女の常漏大小便、涕唾常出者なるを知り、具足戒を與授すれば波逸提なり。

三羯磨竟已下配罪前例による。不犯の文は、

不犯とは、先に知らず、若しは信すべき人の語を信じ、父母の語を信じ、具足戒を與授して後に、是くの如き病あるは無犯なり。

166 度二形人戒

若し比丘尼、二形人なるを知りて、具足戒を與授すれば波逸提なり。

三羯磨竟已下前に同じ。不犯も先不知より、可信者語、父母語、授具後變じて二形となる等である。

167 度二道合人戒

若し比丘尼、二道合者なるを知り、具足戒を與授すれば波逸提なり。

二道合者とは、大小便二道合して一道となれる人のことで、律文にも「二道合とは、大小便道別ならざるなり」と言つて居る。已下前戒に同じ。

168 度負債病人戒

若し比丘尼、有負債難者、病難者なるを知り、具足戒を與授すれば波逸提なり。

負債に就いては「負債とは、乃至一錢の十六分の一となす。病とは乃至常に頭痛を患ふ」とあり、最少の負債、最輕の病も、之を拒むのである。三羯磨以下前に同じ。不犯も前の如し、最後は「若し具足戒を與授し已りて、負債し若しは病むは無犯なり」とする。

169 誦咒爲活命戒

若し比丘尼、世俗の咒術を學び、以て自ら活命するは波逸提なり。

前に百十七戒に於て自誦咒術のことがあり、聽されてる咒術もあるのであるが、ここでは、總べて活命の爲めの咒術を禁するのである。了了波逸提、不了了は突吉羅である。不犯の文は、

不犯とは、若しは咒腹中蟲病、若しは強宿食不消を學び、若しは書を學び誦を學ぶ、若しは世論を

學ぶ、外道を伏するが爲めの故に。若しは咒毒を學ぶ、自護の爲めにして、以て活命の爲めにせざれば無犯なり。

170 以世俗伎術教授白衣戒

若し比丘尼、世俗の伎術を以て白衣に教授すれば波逸提なり。

因縁は、

六群比丘尼が、世俗の伎術を以て白衣に教授し、日月及び神祀廟舎に向つて大小便してはならぬ、糞掃衣や、器物の汗水を棄ててはならぬ、脚を舒ばしてはならぬ、房舎を建てたり耕作下種等には、日月神廟に向つてせよ、今日は某某の星宿の日で、日が好い、屋舎を建てよ、種を植ゑよ、人をして作さしめよ、小兒の剃髮をなせ、髮を長くせよ鬚を短くせよ、財物を取れ、旅行によしなど、所謂吉凶禍福を説いたのである。是等は世俗の伎術に言ふ所で、佛教に説く所ではない。若し佛教者として説かんとするならば、如來塔及び聲聞塔に向つて大小便し、及び糞掃と蕩器の不淨水を除棄すること莫れ、亦如來塔及び聲聞塔に向つて舒脚すること莫れ、若し房舎を起し、及び耕田種作せんと欲せば、如來塔及び聲聞塔に向ふべし。又今日は是くの如きの星宿ありて好し、宜しく舎を起すべし、宜しく種作すべし、宜しく作人を使ふべし、宜しく小兒の爲めに剃髮すべし、長髮し剃鬚すべしと言ふことを得ざれ。應さに語りて言ふべし、宜しく塔寺に入り、比丘僧を供養し、齋法を受

くべし、八日十四日十五日は、變化を現するの日なり」と言つて居るのである。此の意に於て此の戒は制せらる。

了了は波逸提、不了了は突吉羅である。不犯の文は、

不犯とは、教へて言ふ、如來塔及び聲聞塔に向つて大小便し、及び糞掃不淨水を除く莫れ、亦如來塔及び聲聞塔に向つて舒脚する莫れ、若し耕田種作、若しは舍房を起さば、如來塔に向へ、乃至齋法を受けよと。

并びに戲笑語已下錯説は無犯である。

171 被擯不去戒

若し比丘尼、擯せられて去らざれば波逸提なり。

因縁は、六群比丘尼、擯せられて去らざりしといふに出づ。不犯の文は、

不犯とは、若しは擯せらるれば即ち去る、若しは隨順して逆はず、下意悔過して解擯羯磨を求む、或は病を得、或は伴の去る無し、或は水陸道斷じ、或は賊難、或は惡獸難、或は大水暴漲、或は強力者に執へられ、若しは繫閉せられ、或は命難梵行難あらば、擯せられて、去るべくして而も去らざるも無犯なり。

若し比丘尼、比丘に義を問はんと欲せんに、先づ求めずして問ふ者は波逸提なり。

因縁は、安穩比丘尼が、自ら頗る智慧のある人で、諸比丘に向ひ、種種の義を問ふに、比丘等問ひに對し、答ふことが出来ないといふので、頗る困却したことに起るものである。故に佛は此の戒を制し給ふといふ。然しながら、比丘尼は元來比丘の教を受けるのが法であるから、若し比丘に義を問ふ能はずとなれば、比丘尼は、其の指導を失ふこととなるわけである。故に其の義を問はんと欲するならば、先づ其の聽許を請うて、後に問を發すべく、唐突に問ふ莫れといふのである。故に律文には、「時に諸の比丘尼、教授の口、誰に從つて教授を求めんを知らず、疑あるも、當さに何に從つて義を問ふべきかを知らず。佛言はく、自今已去、若し義を問はんと欲せば、當さに先づ聽しを求め已りて、然る後に問ふべし」とあるのである。「彼の比丘尼、比丘に義を問ふに、先きに求めずして問ふ、説いて了了なれば波逸提、不了了なれば突吉羅なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、先きに求めて後に問ふ、若しは先きに常に問ふことを聽す、若しは先きに是れ親厚、若しは親厚の者、語つて言はく、汝但問へ、我れ當さに汝が爲めに求め請ふべしと、若しは彼れ此れに従つて受け、若しは二人俱に他に從つて受く、若しは彼れ問ひ此れ答ふ、二人共に誦す、或は戲笑して語り、或は疾疾に語り、或は屏處に語り、或は夢中に語り、或は此れを説かんと欲して、乃ち

錯つて彼れを説くは無犯なり。

173 身業 惱 戒

若し比丘尼、先住後至、後至先住を知り、彼れを惱亂せんと欲するが故に、前に在りて經行し、若しは立ち、若しは臥すは波逸提なり。

此の戒は、第九十二の語業惱他戒と一對を成すもので、唯語と身との相違あるに過ぎないのである。語業戒に於ては、「惱の爲めの故に、前に在りて、誦經問義教授す」とあり、今此の身業戒にありては、「前に在りて經行し、若しは立ち、若しは臥す」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは先きに知らず、若しは問ひ、若しは先きに經行を聽し、若しは是れ上座、若しは更互に經行す、若しは次ぎに經行す、若しは是れ親厚、若しは親厚の者、語りて言はく、汝但經行せよ、我れ當さに汝がために語るべしと、若しは病んで地に倒れ、若しは強力者に執へられ、或は繫縛せられ、若しは命難、若しは梵行難あるは無犯なり。

174 在僧寺造塔戒

若し比丘尼、比丘ある僧伽藍内に在りて、塔を起すものは波逸提なり。
此の戒の因縁は、

舍衛城中に一の多知識の、即ち有名な比丘尼があつて、其の死んだ時に、比丘の僧伽藍内に、其の墓塔を起したのである。其の時に、處處の大僧の洗足石を取り來り、破つて塔の壘塔に用ひもしたし、また客比丘あり、來つて此の塔を見て、其の比丘尼の塔とは知らず、比丘僧伽藍中にあるので、之に向つて禮拜などをするものもあつた。此等のことから、比丘の寺中に尼塔を建てることは爾るべからずといふことなつたのであるといふ。

律文に、「若し比丘尼、比丘ある僧伽藍なることを知り、中に塔を起し、隨所に洗足石、若しは、團澤若しは草園の多少を取るは一―波逸提なり」とある。

不犯の文は、

不犯とは、若しは先きに足らず、若しは故壞の僧伽藍、若しは先きに塔を起し、後に僧伽藍を作るは無犯なり。

175 百歲尼不禮新受戒

若し百歲比丘尼、新受戒の比丘を見れば、應さに起つて送迎恭敬禮拜問訊し、請うて坐を與ふべし、然らざれば、因縁を除いて波逸提なり。

不犯の文は、

不犯とは、若しは起つて送迎し、或は一坐食、或は餘食法を作さずして食す、或は病み、或は足食

す、語つて言はく、大徳忍せよ、我れに如是如是の因縁ありと、或は病んで地に倒れ、或は強力に執へられ、或は命難梵行難あらば無犯なり。

176 搖身趨行戒

若し比丘尼、好の爲めの故に、搖身趨行する者は波逸提なり。

因縁には六群比丘尼の名が出て居る。不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是の病あり、或は他の爲めに打たれて杖を避く、或は暴象の來るあり、或は賊に遇ひ、或は惡獸に遇ひ、或は荆棘の來るあり、手を以て遮る、或は河水を渡る、或は溝渠注水を渡る、若しは溼を渡る、或は時に著衣を齊整せんと欲し、高下參差象鼻多羅樹葉細攝斂あるを恐れ、是くの如く左右顧視し搖身して看るは無犯なり。

177 作婦女莊嚴具香塗身戒

若し比丘尼、婦女の莊嚴を作し、香を身に塗摩するは波逸提なり。

因縁は、「時に六群比丘尼、自ら身を莊嚴し、髮を梳り、香を身に塗摩す」とある。「彼の比丘尼、婦女の莊嚴を作し、香を身に塗摩す、乃至一點すれば、一切波逸提なり」とある。但し此の戒は、前の「一百五十の以香塗身戒と重複するもので、唯前者は單に香であるが、此の戒は莊嚴と香との二である。然し香の塗身が前後に重なる已上、宜しく其の一は、之を除くべきではあるまいか、之を諸律に對照

するに、『十誦』の一百六十四、『五分』の一百五十三の二戒は、共に香塗身戒に當るもので、後の莊嚴と香塗の二を兼ねし戒については、諸律中全く之を見ないものだと思ふ。『五分』の一百六十二戒に、爲他作嚴身具戒といふのがあるが、然し此の戒は、固より明に區別さるべきものである。不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是の病あり、或は時に父母病を得、繫閉せられ、爲めに洗沐梳髮す、若しは篤信の優婆塞あり、病に遇ひ、繫閉せられて洗浴を與ふ、或は強力者に執へらるるは無犯なり。

178 使外道女塗摩身戒

若し比丘尼、外道女をして、香を身に塗摩せしむるは波逸提なり。

不犯の文は、

不犯とは、或は時に如是の病あり、或は強力のために執へらるるは無犯なり。

五、提舍尼

比丘の四提舍尼とは全然其の内容を異にする八提舍尼が、比丘尼の方にある。八提舍尼とは、卽ち乞酥、乞油、乞蜜、乞黑石蜜、乞乳、乞酪、乞魚、乞肉是れである。中に於て、乞酥戒一つをここに擧示すれば、餘の七戒は、之に準じて同一であるから、敢て一一煩はしく之を示さない。乞酥戒の

制文は、

若し比丘尼、病ますして、酥を乞うて食す、應さに懺悔すべき可呵法を犯す。應さに餘の比丘尼に向つて説いて言ふべし。大姉我れ可呵法を犯す、爲すべからざる所なり、今大姉に向つて懺悔すと、是れを悔過法と名づく。

と。

比丘尼に酥より肉に至るまでの、八種の乞を聽さざるは如何といふにつき、學者の解するところに、よれば、女子は其の味の美に貪著して、乞ふこと數數たるが故、之を制すといふにあるのである。

『法蘊疏』には、

丈夫は報強し、受取して身を資く、然も蘇等は、資微にして數ばせず、故に輕し、尼は多く味を貪り、之を乞ふこと慇懃なり、數ばするが故に提舍を犯す。

と言つて居る。

又『開宗記』も、

初戒に乞酥とは、俗を離れて進修す、須らく凡品に異なるべし、酥は是れ上味、乞へば貪求を増し、内真廉を缺き、外信意を虧く、過たる輕からず、故に須らく制すべし。

とあり、是れは上味は、自ら乞うて食すべからずといふに歸する説である。いづれにしても、此の八

種の提舍尼は、比丘にはなくして、全然比丘尼にのみあるものであつて、比丘の四提舍尼の、在俗家
從非親尼受食、在俗家偏心受食、學家受食、有難蘭若受食等は、比丘尼には用なきものとして省かれ
て居るのである。然らば比丘は、此の八種の上味を乞ふも、何等の罪にもならないかと言ふに、皆吉
罪をなすので、法蘊が「資微にして數ばせず、故に輕し」と言つた所以である。それは律文に、彼の
比丘尼、病なくして酥を乞うて食すれば、一咽一波逸提なり。比丘は突吉羅、式叉摩那沙彌沙彌尼は
突吉羅なり」とあるによつて知らるるのである。

百衆學戒は、全然比丘戒と同一であるから、尼戒の下では、一切省畧して之を説いてないのであ
る。

第四篇 諸律の比較

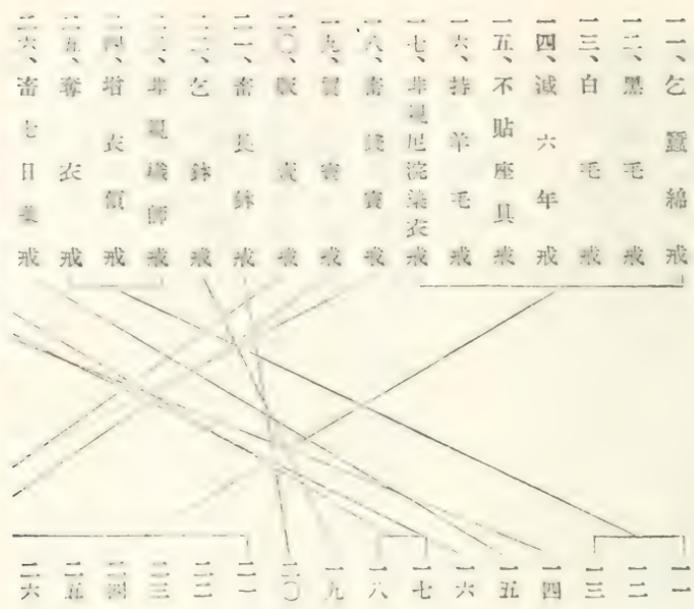
諸律の中に於ても、特に現存の四大律、即ち『四分』、『五分』、『十誦』、『僧祇』の四に就いて、簡單に其の異同を比較して見やう。詳細の説明を試みることは、今は之を畧することとし、多くは對照表示の方法により、概括的に説くこととする。

初めに『四分』と『五分』との比較を試み、次に四大律の全部の對照をなすこととしやう。『五分』を以て『四分』と對比するに、四波羅夷、十三僧殘、二不定までは、其の戒目に於て、些の異點もない。即ち大體上の規定と、其の順序とに於ても、畧は一致して居るのである。勿論是れは、『四分』、『五分』に於てさうであるばかりではなく、諸律また同一である。三十捨墮以下は、其の戒目の列擧に、順序上大に相違する所があり、單提より下は、戒目の數に於ても、『四分』は九十戒であるが、『五分』は九十一戒である。且つ『五分』の第二十一比丘入比丘尼住處戒、第五十八輕師戒、第九十一廻僧物與餘人戒の三は、『四分』には缺けて居てないものである。また『四分』の、第五十四不受諫戒、第六十二飲蟲水戒は、『五分』の中には存しないものであるから、隨つて戒目數に於て、一戒の相違を來して居るわけである。四提舍尼には、全く異點はないが、衆學戒に就いては、大に出入がある。波羅夷より不定までは之を擧ぐる必要はないが、捨墮以下をここに掲げる。捨墮戒に於て、長衣、

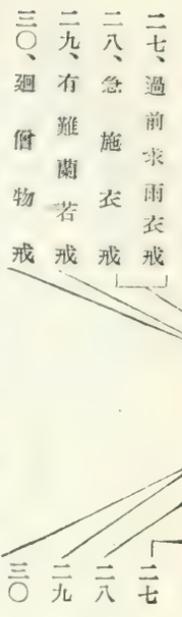
離衣、月晷衣、取非親尼衣、使非親尼浣故衣、從親俗人乞衣、過分取衣、勸增衣價、勸一家增衣價、
 過分忽切索衣價の十戒は、「四分」と「五分」と同一である。其の以下は左に示す如くである。

「四分」

「五分」



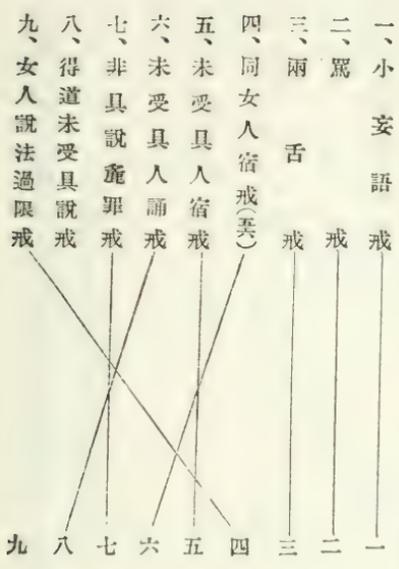
第四編 諸律の比較



此の二十戒は、内容の上からも、詳細に言へば、幾分の相違のあるものもあるが、しかし大體に於て同一のものであつて、唯順序の上に前に、前後を來して居るものに過ぎないと見て、差支のないものである。次に九十單墮に就いて、之を「五分」の九十一單墮と比較をすると、左の如くである。但し第一小妄語戒、第二罵戒、第三兩舌戒の三は、二者同一である。

「四分」

「五分」



一〇、掘地戒(五)	一〇
一一、壞生種戒	一一
一二、身口綺戒	一二
一三、讎罵知事戒	一三
一四、露敷僧物戒	一四
一五、覆敷僧物戒	一五
一六、強敷戒	一六
一七、牽他出房戒	一七
一八、坐脫脚牀戒	一八
一九、用蟲水戒	一九
二〇、覆屋過三節戒	二〇
二一、輒教尼戒	二一
二二、與尼說法日暮戒	二二
二三、譏教尼入戒	二三(入尼住處戒)
二四、與非親尼衣戒	二四
二五、非親尼作衣戒	二五
二六、與尼屏露座戒	二六
二七、與尼期行戒	二七
二八、與尼同船戒	二八

第四篇 諸律の比較

二九、食尼、曠食戒

三〇、女人期同行戒(三七)

三一、施一食處戒

三二、展轉食戒

三三、別衆食戒

三四、取歸婦買客食戒

三五、尼食戒

三六、勸是食戒

三七、非時食戒

三八、食殘宿戒

三九、不受食戒

四〇、索美食戒

四一、與外道食戒

四二、不囑入聚戒(三)

四三、食家強坐戒

四四、屏與女坐戒

四五、獨與女人坐戒

四六、驅他出聚戒(七)

四七、過受四月業戒

二九

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

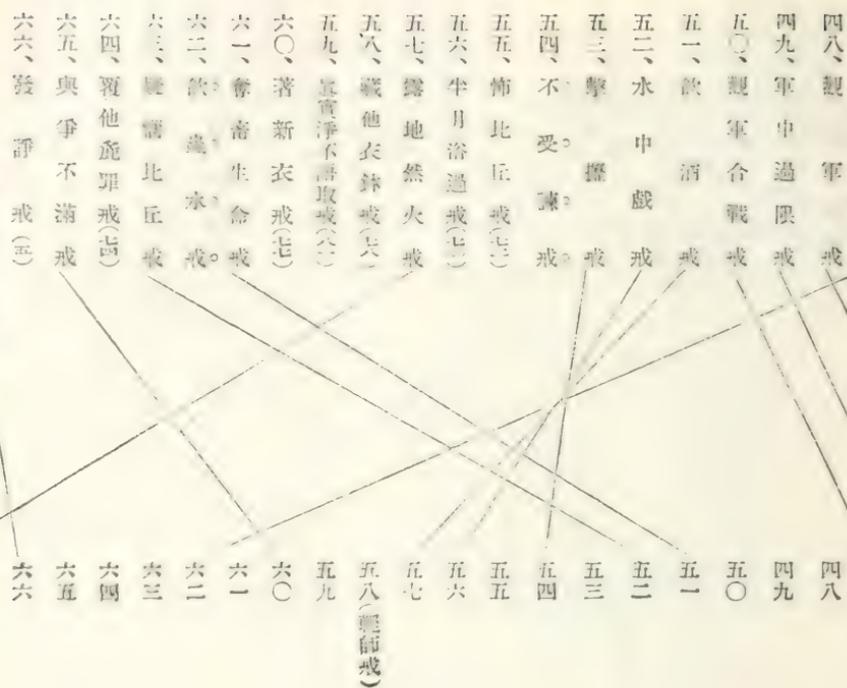
四三

四四

四五

四六

四七



第四篇 戒律の比較

六七、與賊期行戒

六八、惡見違諫戒(四八)

六九、隨舉戒(四九)

七〇、隨擯沙彌戒(五〇)

七一、拒勸學戒(五一)

七十二、毀毘尼戒(五二)

七三、恐舉先言戒(五三)

七四、同羯磨後悔戒

七五、不與欲戒(五三)

七六、與欲後悔戒

七七、屏聽四諍戒(五七)

七八、瞋打比丘戒

七九、搏比丘戒

八〇、無根殘謗戒

八一、突入王宮戒(五八)

八二、捉寶戒(五九)

八三、非時入聚戒

八四、過量牀足戒

八五、兜羅綿牀躡戒

六七

六八

六九

七〇

七一

七十二

七三

七四

七五

七六

七七

七八

七九

八〇

八一

八二

八三

八四

八五

- 八六、骨牙角針筒戒
- 八七、過量尼師壇戒
- 八八、覆瘡衣過量戒
- 八九、雨衣過量戒
- 九〇、與佛等量作衣戒

九一(廻僧物戒)

〔對練を引くに、其の隔りが遠くして困難なるものは之を畧し、括弧内に數字を記入することとせり、即ち第四の同女人宿戒は、「五分」の第五十六戒になつて居るので、そこへ練を引くべきものである、以下之に準ず。尙「四分」にありて「五分」に無いものは、圓點を附し、「五分」にありて「四分」にないものは、下に戒目を加ふることとす。〕

此の表によりて、「四分」と「五分」と、各二戒づつ、相互に具缺があることを見る。即ち「四分」には入尼住處戒と輕師戒とを多く、「五分」には、飲蟲水と不受諫とを缺いて居るのである。但しここに注意すべきことは、「五分戒本」には、二種ありて、共に佛陀什譯として傳へられて居るが、内容には頗る相違があるといふことである。即ち一本は、全然廣律と同一であるけれども、別本は之と違つて、例へば一本は單墮九十一にして、廣律に合致して居るのに、別本は九十戒となつて居るといふが如き是れで、其の諸戒目列次の順序の如きも、彼此の間甚しき相違があるのである。就中之を「四分」と比較すると、「五分」には、用蟲水戒と飲蟲水戒の二を擧げず、唯用蟲水戒一戒であるのに、別本は、用蟲水澆草土戒と、用蟲水戒の二つを擧げ、其の中の後の用蟲水は、「四分」の飲蟲水戒に當るものである。

る。また一本は廣律と同じく、僧不差比丘入比丘尼住處戒のあることは、『僧祇』等にも同じであるが、別本は之を缺くこと『四分』に同一である。仍つて思ふに、別本の『戒本』は、『四分』によりて、支那人が對照改作して成つたもので、恐らくは、眞の『五分』の戒本ではあるまいと思ふ。今は全く別本によらず、『廣律』に一致して居る『戒本』を参照したものである。次に衆學戒の二律の對照表を左に掲げる。

【四分】

【五分】

一、著內衣戒

- 一、不高著內衣戒
- 二、不下著內衣戒
- 三、不參差著內衣戒
- 四、不如多羅葉著內衣戒
- 五、不如象鼻著內衣戒
- 六、不如圓椽著內衣戒
- 七、不細繩著內衣戒
- 八、不高被衣戒
- 九、不下被衣戒
- 一〇、不參差被衣戒

二、著三衣戒

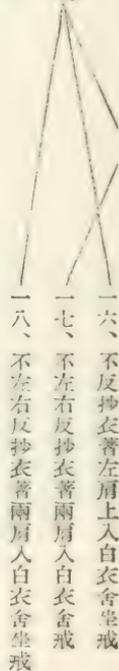
- 一三、不反抄衣著右肩上入白衣舍戒

三、反抄衣戒

- 一四、不反抄衣著右肩上入白衣舍坐戒
- 一五、不反抄衣著左肩上入白衣舍戒



四、反抄衣坐戒



一六、不反抄衣著左肩入白衣舍坐戒

一七、不左右反抄衣著兩肩入白衣舍戒

一八、不左右反抄衣著兩肩入白衣舍坐戒

五、衣覆頭戒⁽¹⁾

六、衣纏頭坐戒⁽¹⁾

七、覆頭戒

四三、不覆頭入白衣舍戒

八、覆頭坐戒

四四、不覆頭入白衣舍坐戒

九、跳行戒

一〇、跳行坐戒⁽¹⁾

四一、躡行入白衣舍戒

一一、躡坐戒

四二、躡行入白衣舍坐戒

一二、又腰戒

二九、不扞腰入白衣舍戒

一三、又腰坐戒

三〇、不扞腰入白衣舍坐戒

一四、搖身戒

一九、不搖身入白衣舍戒

一五、搖身坐戒

二〇、不搖身入白衣舍坐戒

二一、不搖頭入白衣舍戒

二二、不搖頭入白衣舍坐戒

二三、不搖肩入白衣舍戒

二四、不搖肩入白衣舍坐戒

二五、不攜手入白衣舍戒

(7) 二六、不○携○手○入○白○衣○舍○坐○戒

(8) 二七、不○隱○入○白○衣○舍○戒

(9) 二八、不○隱○入○白○衣○舍○坐○戒

(10) 三一、不○挂○頰○入○白○衣○舍○戒

(11) 三二、不○挂○頰○入○白○衣○舍○坐○戒

(12) 三五、不○高○視○入○白○衣○舍○戒

(13) 三六、不○高○視○入○白○衣○舍○戒

一六、掉 臂 戒 三三、不掉臂入白衣舍戒

一七、掉 臂 坐 戒 三四、不掉臂入白衣舍坐戒

一八、覆 身 戒 一一、不好覆身入白衣舍戒

一九、覆 身 坐 戒 一二、不好覆身入白衣舍坐戒

二〇、左 右 顧 視 戒 三七、不左右顧視入白衣舍戒

二一、左 右 顧 視 坐 戒 三八、不左右顧視入白衣舍坐戒

二二、靜 默 戒 四七、不高笑入白衣舍戒

二三、靜 默 坐 戒 四八、不高笑入白衣舍坐戒

二四、戲 笑 戒 四五、不戲笑入白衣舍戒

二五、戲 笑 坐 戒 四六、不戲笑入白衣舍坐戒

(14) 三九、不○企○行○入○白○衣○舍○戒

(15) 四〇、不○企○行○入○白○衣○舍○坐○戒

(16) 四九、不序入白衣舍戒

(17) 五〇、不序入白衣舍坐戒

(18) 五一、一心受食戒

二六、用意受食戒
九九、不棄飯食戒

二七、溢鉢受食戒
五二、不溢鉢受食戒

二八、溢鉢受羹戒

二九、羹飯等食戒
五三、羹飯俱食戒

三〇、以次食戒
五四、不於鉢中所所食戒

三一、挑鉢中食戒
五五、不剝中央食戒

三二、索美飯戒
七九、不爲已索益食戒

三三、飯覆羹戒
七七、不以飯覆羹更望得戒

三四、視比坐鉢戒
八〇、不嫌心視比坐鉢戒

三五、繫鉢想食戒
五八、諦視鉢食戒

三六、大搏食戒
六五、不大張口食戒

三七、張口待食戒
六六、飯未至不大張口待戒

三八、含食語戒
六八、不含食語戒

三九、遙擲口中戒
七五、不搏飯遙擲口中戒

四〇、遺落食戒
六四、不滿手食食戒

四一、頰食戒
六九、脹頰食戒

第四篇 諸律の比較

四二、嚼食作聲戒

六二、不嚼食作聲戒

四三、嚼飯食戒

六一、吸食不食戒

四四、舌舐食戒

六三、不舐取食戒

(19) 五六、不曲指拔鉢食戒

(20) 五七、不躑食戒

(21) 六七、不縮鼻食戒

(22) 七〇、不嚼牛食戒

(23) 七一、不舒臂取食戒

(24) 七三、不吐舌食戒

(25) 七四、不全吞食戒

(26) 七八、不嫌呵食戒

四五、振手食戒

七二、不振手食戒

四六、把飯散戒⁽⁶⁾

四七、汗手捉飯器戒

六〇、不以食手不捉飯器戒

四八、藥鉢洗水戒

七六、不以鉢中有食水灑白衣屋內戒

四九、生草上大小便戒

八三、不大小便生草葉上戒

五〇、水中大小便戒

八二、不大小便淨水中戒

五一、立大小便戒

八一、不立大小便戒

九三、不爲反抄衣人說法戒

五三、衣纏頸說法戒⁽⁷⁾

五四、覆頭說法戒

五五、囊頭說法戒⁽⁸⁾

五六、又腰說法戒⁽⁹⁾

五七、著革屣說法戒

五八、著木屣說法戒

五九、騎乘說法戒

六〇、佛塔中宿戒⁽¹⁾

六一、藏物塔中戒⁽¹⁾

六二、著革屣入塔戒⁽¹²⁾

六三、捉革屣入塔戒⁽¹³⁾

六四、著革屣繞塔戒⁽¹⁴⁾

六五、著富羅入塔戒⁽¹⁵⁾

六六、捉富羅入塔戒⁽¹⁶⁾

六七、塔下坐留食戒⁽¹⁷⁾

六八、塔下擔死屍戒⁽¹⁸⁾

六九、塔下埋屍戒⁽¹⁹⁾

七〇、塔下燒屍戒⁽²⁰⁾

(87) 九四、不爲左右反抄衣人說法戒

九二、不爲覆頭入說法戒

八五、人著革屣不應說法戒

八四、人著木屣不應說法戒

九六、不爲騎乘人說法戒

七一、向塔燒屍戒⁽²¹⁾

七二、塔四邊燒屍戒⁽²²⁾

七三、持衣牀塔下過戒⁽²³⁾

七四、塔下大小便戒⁽²⁴⁾

七五、向塔大小便戒⁽²⁵⁾

七六、塔四邊大小便戒⁽²⁶⁾

七七、持佛像至大小便處戒⁽²⁷⁾

七八、塔下嚼楊枝戒⁽²⁸⁾

七九、向塔嚼楊枝戒⁽²⁹⁾

八〇、塔四邊嚼楊枝戒⁽³⁰⁾

八一、塔下涕唾戒⁽³¹⁾

八二、向塔涕唾戒⁽³²⁾

八三、塔四邊涕唾戒⁽³³⁾

八四、向塔舒脚坐戒⁽³⁴⁾

八五、安佛下房戒⁽³⁵⁾

八六、人坐已立說法戒

八七、人臥已坐說法戒

八八、人在坐已非在坐說法戒⁽³⁶⁾

⁽²⁸⁾八六、人現曾不應說法戒

八七、人坐比丘立不應說法戒

八九、人臥比丘坐不應說法戒

八九、人在高座說法戒

八八、人在高座比丘在下座不應說法戒

九〇、人在前行說法戒

九〇、人在前比丘在後不應說法戒

九一、人在高座行處說法戒(57)

九二、人在道說法戒

九一、人在道中比丘在道外不應說法戒

九三、攜手道行戒(58)

九四、上樹戒

一〇〇、樹過人不得上戒

九五、杖、鎗、囊戒(59)

九六、持杖人說法戒

九七、不爲杖挂人說法戒

九七、持劍人說法戒(40)

九八、持矛人說法戒(41)

九九、持刀人說法戒

九八、不爲提刀人說法戒
(59)九九、不爲提弓箭人說法戒

一〇〇、持蓋人說法戒

九五、不爲持蓋覆身人說法戒

之によつて見れば、衆學に於ては、『四分』に存して、『五分』にないものが四十戒であり、『五分』にありて、『四分』にないものが、二十九戒であり、外に『四分』の著內衣一戒が、『五分』では七戒に分れ、著三衣が三戒となり、二の反抄衣が六戒となつて居るが、然しこれは缺けてるのではない、唯分合の異である。

次に比丘尼戒に就いて、二律を對照するに、八波羅夷は、僅に第七の覆重罪戒と、第八の隨順被

舉戒の二が、相前後して居るのみで、其の他は總べて同一である。十七僧殘も、四戒以下順序の異同はあるが、甚しき相違はないのである。

「四分」

「五分」

- 一、媒 嫁 戒 ————— 一
- 二、無 根 謗 戒 ————— 二
- 三、假 根 謗 戒 ————— 三
- 四、言 入 戒 ————— 四
- 五、度 賊 女 戒 ————— 五
- 六、界外解舉戒 ————— 六
- 七、四 獨 戒 ————— 七
- 八、受漏心男子食戒 ————— 八
- 九、勸受染心男子食戒 ————— 九
- 十、破僧違諫戒 ————— 一〇
- 一一、助破僧違諫戒 ————— 一一
- 一二、汙家損謗違諫戒 ————— 一二
- 一三、惡性拒僧違諫戒 ————— 一三
- 一四、習近住違僧三諫戒 ————— 一四
- 一五、謗僧勸近住違僧三諫戒 ————— 一五

一六、真心捨三寶違諫戒
一七、發起四謗謫僧違諫戒

一六
一七

捨墮に於ては、一より八に至るまでは、二律其の順序に於て相違するところはない。第九戒以下、頗る相前後して居るものがある。即ち左の如くである。

【四分】

一、長衣戒

一

二、離衣戒

二

三、月望衣戒

三

四、非觀俗人衣戒

四

五、過分取衣戒

五

六、勸増衣價戒

六

七、勸二家増衣價戒

七

八、過分忽切衣價戒

八

九、蓄錢寶戒

九

一〇、寶戒

一〇

一一、販賣戒

一一

一二、乞鉢戒

一二

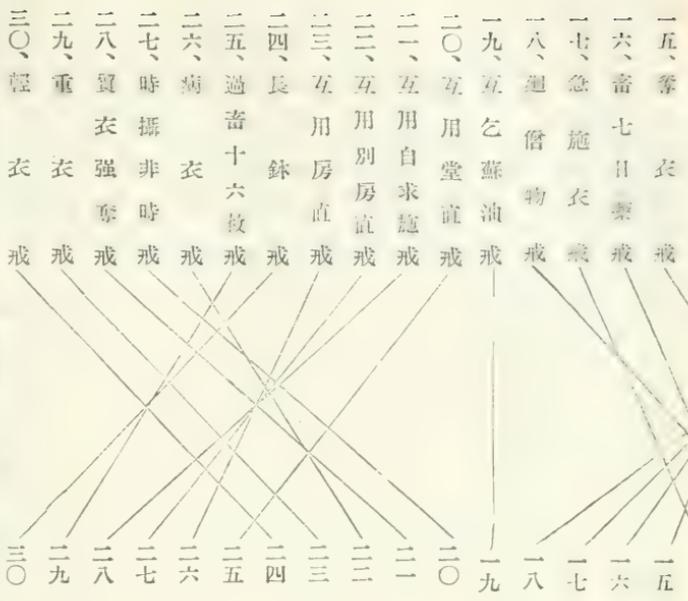
一三、白乞織戒

一三

一四、勸懲無増減衣

一四

第四篇 諸律の比較



二十より二十三に至る四互用戒は、内容に於て、『四分』と『五分』とに、多少の相違はあるが、今は姑らく上表の如く配當して置く。

單提は、『四分』にあつては一百七十八であり、『五分』にありては二百十であるから、戒目の數に於

て、三十二の増減がある。即ち左の如し。

【四分】

- 一、小妄語戒
- 二、罵戒
- 三、兩舌戒
- 四、同男子宿戒
- 五、與未受人宿過限戒
- 六、與未受人同誦戒
- 七、向非其人說重罪戒
- 八、實得道向未具者說戒
- 九、與男子論法過限戒
- 一〇、掘地戒
- 一一、壞生種戒
- 一二、身口綺戒
- 一三、謾罵僧知事戒
- 一四、露處敷僧物戒
- 一五、覆處敷僧物戒
- 一六、強敷坐戒
- 一七、牽他出房戒

【五分】

- 一六
- 一七
- 一四
- 一五
- 一三
- 一二
- 一一
- 四三
- 四
- 八
- 九
- 六
- 七
- 四〇
- 二
- 三
- 一

【四分】

- 一八、坐脫脚牀戒
- 一九、用蟲索戒
- 二〇、覆屋過三節戒
- 二一、施一食處過受戒
- 二二、別衆食戒
- 二三、取歸掃買客食戒
- 二四、非時食戒
- 二五、食殘宿戒
- 二六、不受食戒
- 二七、不嚼同利入衆戒
- 二八、食家強坐戒
- 二九、解處與男子坐戒
- 三〇、獨與男子坐戒
- 三一、驅他出聚戒
- 三二、邊受四月藥請戒
- 三三、觀軍戒
- 三四、有緣軍中過限戒

【五分】

- 一八
- 一九
- 二二
- 二一
- 二三
- 二七
- 二八
- 二六
- 六三
- 二九
- 五七
- 四五
- 三一

三五、觀軍合戰戒 三二

三六、飲酒戒 四一

三七、水中戲戒 三九

三八、擊擥戒 三八

三九、不受諫戒 三八

四〇、怖比丘尼戒 五五

四一、半月浴過戒 五二

四二、露地然火戒 五〇

(輕師戒) 四七〇

四三、藏他衣鉢戒 五九

四四、眞實淨不語取戒 六二

四五、著新衣戒 五八

四六、奪畜生命戒 五〇

四七、飲蟲水戒 五〇

(戒本) 第三十六に加ふ

四八、疑懼比丘尼戒 三六

四九、覆他產罪戒 三六

五〇、發諍戒 五

五一、與賊期行戒 四八

(與男子期行戒) 四九〇

五二、惡見違諫戒 三三

五三、隨舉比丘尼戒 三四

五四、隨煮沙彌尼戒 三五

五五、拒勸學戒 四六

五六、毀毘尼戒 一〇

五七、恐舉先言戒 四七

五八、同羯磨後悔戒 六一

五九、不與欲戒 三七

六〇、與欲後悔戒 六〇

六一、屏聽四諍戒 四四

六二、順打比丘尼戒 五三

六三、搏比丘尼戒 五四

六四、無根變謗戒 五六

六五、突入王宮戒 五〇

六六、捉寶戒 五一

六七、非時入聚落戒 五〇

六八、過量牀足戒 六五

六九、兜羅綿牀褥戒 六四

(骨牙角針筒戒) 六六〇

(與佛等量) 六七八

(通前物典) 六八〇
(餘人戒)

七〇、食 蒜 戒 六九

七一、剃三處毛 戒 七三

七二、洗淨過分 戒 七二

七三、用胡膠作男形 戒 七一

七四、相 拍 戒 七〇

七五、供給比丘水扇 戒 一四三

七六、乞 生 鬘 戒 一六六

七七、好生草上大小便 戒 一三七

七八、不看掃外棄不淨 戒 一三五

七九、觀看伎樂 戒 一七四

八〇、共男子屏處共語 戒 七四

(共比丘入屏) 處共語戒

(與白衣外道入屏) 處共語戒

(與比丘露處) 共語戒 七六〇

(與白衣外道露處) 共語戒 七七〇

八一、共男子入屏露處 戒 一

八二、遣伴遠去與男子屏處耳語 戒 (與比丘卷中) 七八

(與白衣外道街) 共立耳語戒 (卷中) 七九

八三、入白衣家已不辭主人去 戒 一

八四、輒坐他 牀 戒 一二九

八五、白衣家輒宿 戒 一六四

(離水滌衣) 行戒 八一〇

(新衣不) 還戒 八二〇

(離五衣) 行戒 八五〇

(斷施人物) 與僧戒 八七〇

八九(脫漏)?

八六、共男子入閻室 戒 一二八

八七、不審諦受師語 戒 一

八八、瞋心呪 毘 戒 一三四

八九、啼 哭 戒 一三三

九〇、無衣同 牀 戒 一五〇

九一、同 被 褥 戒 一五二

九二、語業 瞞 他 戒 一

九三、不看同活尼病戒 一二三

九四、安居中牽他出房戒⁽¹⁾

九五、無事遊行戒 九二

九六、受請安居竟不去戒 九四

(國內恐怖處獨行戒) 九五⁽²⁾

(安居竟不附嚙出行戒) 九七⁽³⁾

(安居竟不捨精舍還主去戒) 九八⁽⁴⁾

九七、邊境怖處遊行戒 一七五

九八、境內恐怖處遊行戒 一九八

九九、習近居士子違僧三諫戒⁽⁵⁾

一〇〇、觀王宮浴池戒 九九

一〇一、渠河水中露身浴戒 八〇

一〇二、過量浴衣戒⁽⁶⁾ 八〇

一〇三、時中縫僧伽梨過五日戒 八四

一〇四、過五日不見僧伽梨戒⁽⁷⁾

一〇五、僧衣作留難戒⁽⁸⁾

一〇六、輒著他衣戒⁽⁹⁾

一〇七、與白衣外道衣戒 八六

一〇八、衆僧如法分衣遮令不分戒 八三

一〇九、遮僧不得出功德戒 一八九

一一〇、遮僧欲出功德戒

一一一、不與他減評戒⁽¹⁰⁾

一二二、與外道白衣食戒 一三〇

一二三、與白衣作使戒 一四八

一二四、自紡績戒 一六三

一二五、著俗人衣輒坐臥他牀戒 一六五

一二六、綿宿不辭主人輒去戒⁽¹¹⁾

一二七、自誦呪術戒 一四四

一二八、教人誦咒術戒 一四五

一二九、度姪身女戒 一五六

一三〇、度乳兒婦女戒 一七

(未滿十八童女受學戒) 一〇六^(b)

(滿十八童女不作羯磨與受學戒) 一〇七^(b)

(無可作畜衆羯磨事呵儻戒) 一〇九⁽¹⁷⁾

一一一、度減年童女戒⁽¹²⁾

一二二、不與二歲學戒羯磨戒 一一三

一一三、不說六法名字戒 — 一一五

一一四、度請遮童女戒 — 一一四

一二五、度少年曾嫁婦女戒 — 一〇四

一二六、度曾嫁百遮婦女戒 — 一〇五

一二七、度姪女戒 — 一一二

一二八、不以二法攝受弟子戒⁽²³⁾ — 一一二

一二九、不二歲隨和上戒 — 一一〇

(弟子受具不離本處戒) — 一一二(13)

(度鬻人婦女戒) — 一一四(14)

(度鬻夫婦人戒) — 一二六(20)

一三〇、不乞畜衆度人戒 — 一〇三

一三一、未滿十二夏度人戒 — 一〇二

一三二、無德度人戒 — 一一一

一三三、不聽度誘僧戒⁽¹⁾ — 一一一

一三四、父母夫主不聽轉度人戒⁽²⁾ — 一一一

一三五、度與童相敬愛意圖戒⁽³⁾ — 一一一

一三六、不與學戒 — 一一一

一三七、取他衣不爲捉具戒 — 一〇八

一三八、多度弟子戒 — 一一八

一三九、作木法竟經宿往大僧中受具戒 — 一一九

一四〇、教授日往不聽戒 — 一一〇

一四一、不半月請教授戒 — 一〇〇

一四二、不詣大僧自恣戒 — 九三

一四三、不依大僧安居戒 — 九一

一四四、突入大僧寺戒 — 一〇一

一四五、罵比丘戒 — 一三一

(不誦了人語妄圖戒) — 一三三(21)

(牆外糞糞掃及殘食戒) — 一三六(22)

(生草上糞糞掃及殘食戒) — 一三八(23)

(有食家宿戒) — 一三九(24)

(比丘如法問不答戒) — 一四〇(25)

一四六、罵尼衆戒⁽⁷⁾ — 一六八

一四七、不自衆僧使男子被纏戒 — 一六八

一四八、背請戒 — 一六八

(毘舍食戒) — 一六八

(足食戒) — 一四四

(勸足食戒) — 一三五

第四篇 諸律の比較

一四九、家慳生嫉妬戒 八八

一五〇、以香塗身戒 一五三

一五一、胡摩澤塗身戒 一五四

一五二、使比丘尼塗身戒⁽²⁸⁾

一五三、使式叉摩那塗身戒⁽²⁹⁾

一五四、使沙彌尼塗身戒⁽³⁰⁾

一五五、使白衣女塗身戒⁽³¹⁾

一五六、著袴裸衣戒 一五七

一五七、畜婦女嚴身具戒 一五八

一五八、蓄華鬘學蓋戒 一四二

一五九、乘乘戒 一四一

(蓄長戒) 一六一⁽³²⁾

(蓄白衣女人嚴身戒) 一六一⁽³⁴⁾

一六一、不著僧紙支戒 一八一

一六二、夜入出白衣家不自主人戒 一七〇

一六三、向暮開僧伽藍門戒⁽³⁵⁾

一六四、日沒開僧伽藍門戒 一六九

一六五、不安居戒 九〇

一六六、度大小便常漏人戒⁽³⁶⁾

一六七、度二形人戒 一七六

一六八、度負債病人戒⁽³⁷⁾

一六九、誦呪爲活命戒⁽³⁸⁾

(度長病女人戒) 一二五

(度負債女人戒) 一二七

(先聽住後誦) 一六七⁽³⁵⁾

(受請主人未) 一七一⁽³⁶⁾

(唱隨意食戒) 一七三⁽³⁷⁾

(如法集會) 一七五⁽³⁸⁾

(往邊地戒) 一七八⁽³⁹⁾

(度常有月) 一七八⁽³⁹⁾

(水女人戒) 一七八⁽³⁹⁾

(爲人治病合藥爲生業戒) 一四六⁽²⁶⁾

(教人治病爲生業戒) 一四七⁽²⁷⁾

(與白衣外道婦女同衣臥戒) 一四九⁽²⁸⁾

(與白衣外道婦女覆眠戒) 一五一⁽²⁹⁾

(蓄華鬘或蓄戒) 一五五⁽³⁰⁾

(著寶瓔珞戒) 一五六⁽³¹⁾

(蓄髮戒) 一五九⁽³²⁾

一七〇、以世俗伎術教授白衣戒

一七七

一七一、被讚不去戒

一七二

一七二、輒問大僧義戒

一八六

(燒隱處毛戒) 一八〇(34)

(與白衣對坐誨身相近義法戒) 一八二(34)

(自歌舞戒) 一八三(34)

(遮受遮綿那衣戒) 一八四(34)

一七三、身業惱戒(36)

一七四、在僧寺造塔戒(37)

一七五、百歲尼不禮新受戒

一七九

一七六、搖身趁行戒(38)

一七七、作婦女莊嚴香塗身戒

一六二

一七八、使外道女塗身戒(39)

(只男子不淨白內形中戒) 一八七(34)

(作外道事火法然火戒) 一八八(34)

(雖有人處浴戒) 一八九(34)

(請外道呪術若教人誦呪) 一九〇(34)

(一樂擾具戒) 一九一(34)

(自作畜眾羯磨戒) 一九二(49)

(自作二歲學戒羯磨戒) 一九三(50)

(自授二歲學戒) 一九四(5)

(作二歲學戒羯磨竟解宿授具戒) 一九五(5)

(作二歲學戒羯磨竟解宿授學戒) 一九六(5)

(自織作衣戒) 一九七(51)

(若使作衣戒) 一九九(53)

(莊嚴女人戒) 二〇〇(58)

(水中逆流行戒) 二〇一(57)

(仰臥水處下處戒) 二〇二(58)

(治屢便網戒) 二〇三(58)

(種種治身戒) 二〇四(61)

(如使女法著衣戒) 二〇五(61)

(如白衣婦女法著衣戒) 二〇六(62)

(自觀形體戒) 二〇七(63)

(照鏡戒) 二〇八(61)

(自下他下戒) 二〇九(65)

(隨世器用戒) 二百十(6)

以上對照し來つたところによると、『四分律』には在りて、『五分律』に存せざるものは、總べて二十九戒であつて、『五分律』に在りて、『四分律』に無いものが、六十六戒である。但し前述の如く、『五分』は元來『四分』より條目が三十二戒も多いのであつて、一百八十七戒已下は、一百九十八の一戒を除いた二十三戒は、全然『四分』には擧げてないものである。

尙ほ『五分律』に就いて、一つの注目を促すべき問題がある。それは此の比丘尼單提戒目の順序の上に、錯誤がある様に見ゆる所があるといふ一事である。故に現在「比丘尼戒本」として存する明徴の集録したものを檢すると、そこに廣本と相違のあることを發見するのである。思ふに明徴が之を輯めたのは、『廣律』によつたもので、外に據るべきものありとは想はれないのに、唯一條だけ、『廣律』に無いものを加へて居るといふことは、全く不可解のことで、つまり是れは、『廣律』の錯誤を、斯くして補綴したのに過ぎないものであらう。『廣律』の錯誤とは何であるかといふに、第八十九戒が脱漏して居るとも考へらるるといふことである。

つまり此の比丘尼單提は、『五分律』第十二卷の半ばより、第十四卷の大部分に跨つて説かれて居るもので、第十二卷には、第一故妄語（即ち小妄語戒）より、第八十八生妬嫉戒までであり、第十三卷は、第九十不安居戒より、第一百四十一乘乘戒に終り、第十四卷は、第一百四十二著草屣持蓋戒より、第二百十隨世俗論戒に終つて居るのである。即ち

第十二卷——第一小妾語戒……第八十八生妓妬戒

第十三卷——第九十不安居戒……第四百四十一乘乘戒

第十四卷——第四百四十二善草履持蓋戒……第二百十隨世俗論戒

となつて居るのである。之によつて、第十二卷末の第八十八戒と第十三卷初の第九十戒との間に、第八十九の一戒の脱漏してゐるものと疑はしむるといふ所以である。是れ前の對照表中にも、第八十九脱漏を、一疑問として註したわけであるが、然し是れは主として律文の註語の問題であることは、下に述べる如くであるから、假りに斯うして、二百十單提の數に合せて言つてゐるだけのことである。勿論其の戒目の順序の數へ方は、第九十戒を第八十九戒とし、順次に之を繰り上げて、最後を二百九戒にて終るものとし、『五分律』比丘尼單提二百九とし、從來二百十と言つて來たのは誤りであつたとし、之を訂正しても差支はないのであるが、唯律本には、相拍戒の下に、「七十竟」と註してあるし、また正當に數へて實に、相拍戒は第七十戒である。之を基準として數へて行くと、第十二卷末の生妓妬戒は離に第八十八戒である。さうしてまた第十三卷初の不安居戒の下には、「九十」と註せられて居るから、之を引き上げて數へる時は、古來傳へ來つた數には合しないこととなるので、此の「七十竟」「九十」等の註は、果して何人が加へたものであるかは明でないが、恐らくは譯時以來の傳であらうと思ふ。之によつて此の註を捨てない以上第九十下下の順次繰り上げは不可能なることであり、

註を存する限り一戒脱漏と判する外、解釋の方法がないのである。然るに明徴は、之を處理するについで、第八十八戒以下に別に一戒を加へ、順次繰り下げて第九十戒に接続せしめて居るので、即ち明徴の「戒本」では、「四分律」の第四十六に列せらるる、奪畜生命が、「五分」に缺けてるのを見て、之を取りて、「戒本」第三十六に、新に此の一戒を加へ、「廣律」の上では、第三十六戒となつて居る、疑惱比丘尼戒を、第三十七戒に繰り下げ、以て第八十八戒を第八十九戒とし、第十三卷 卷初に接続せしめて居るのである。蓋し「五分」に缺けて「四分」のみに存するものは、既に三十九戒もあるので、必ずしも奪畜生命戒に限るのではないが、如何なる理由で、明徴は此の一戒を特に取つて「五分」に加へたのであるかは、其の理由を知らない、恐らくは明徴の見解により、三十九戒中で、此の戒を最も重しと見たといふに過ぎないものであらう。いづれにしても、明徴が之を加へたといふことは、「廣律」の上には何等の根據もないことであり、また之を三十五の隨擯沙彌尼戒と、三十六の疑惱比丘尼戒の間に挿入したといふことも、更に何の理由あるものであるといふことも發見し得られない。多分比丘戒に於て惡見違諫、隨擧比丘、隨擯沙彌と次第し、其の次ぎに奪畜生命があることにより、一つは「四分律」の第四十六奪畜生命戒は、第四十七飲蟲水戒の前にあり、第四十八が疑惱比丘尼戒となつて居るので、言はば「四分」と對照した上の眼分量でも、此の邊を適當としただけのものであらう。「五分律」の成立上の形態は、此の單提に於ては、第一戒より第六十八戒（廻僧物戒）までは、單に波羅提木叉の

制文を列ねたのみで、所謂戒本の形をなし、第六十九の食蒜戒以下より、一一因縁を擧げて廣説して居るのであるが、明徴は、此の説戒の由來等を要しない、前部に之を挿んだのである。然し是れは全く明徴の私案と見るべきものであつて、寧ろ律文の註を取らず、尼單提二百九戒とするの正當なるに如かざるものである。故に前に一戒脱漏と見ない限り、之を註の誤謬とするのが、或は正しいのではないか。何となれば、此の註は、甚だ信用し難いものがあるからである。又「廣律」の表面では、百九十二以下の、畜衆羯磨、二歲學戒羯磨、二歲學戒の三戒を一戒の如くに記し、單提の終りに、「二百七竟」と註して居るが、是の註も錯誤の様である。明徴は、此の一戒を三に分ち、合計二百七戒と計算して居るのである。尙ほ此の註に就いて委しく言へば、第十三卷の終りの乘乘戒を「一百四十一」として居る、ここまでは計算に誤りはないが、第十四卷に入り、

誤「廣律」の註

正「戒本」

百五十	相覆眼戒	第一百五十二
百六十	續縷戒	第一百六十三
百七十	隨意食戒	第一百七十一
百八十	不著僧祇支戒	第一百八十一
百九十	一衆授具足戒	第一百九十一

二 百 治 腰 使 細 戒

第二百一戒

第二百三戒（戒本）

治腰戒は、『戒本』では、畜衆羯磨を分けて三戒としたから、二戒を増して二百三戒として居るので、『廣律』では之を一つにして居るが、然し律文の上から見ると、分ける方が至當の様である。それは前の因縁には、

爾の時諸の比丘尼、自ら畜衆羯磨を作し、自ら二歳學戒羯磨を作し、自ら二歳學戒を授けて、教誡すること能はず、弟子愚闇無知にして戒を學ぶこと能はず。

と言つて、一つにして言つて居るが、後の制文には、之を別別にして、

若し比丘尼、自ら畜衆羯磨を作せば波逸提なり、若し比丘尼、自ら二歳學戒羯磨を作せば波逸提なり。若し比丘尼、自ら二歳學戒を授ければ波逸提なり。

と言つて居るのである。故に之を三戒とすれば、數に於て二戒を増すこととなるから、百九十三戒以下は二つ宛増して計算し、百九十八戒が二百戒となり、二百一戒は二百三戒となるのである。然るに

『廣律』の註に、「二百」とある治腰戒は、『廣律』の順序に従ふも既に二百一戒であつて、二百戒ではないのであるから、更に『戒本』により二戒を加ふれば、二百三戒となるのである。此の治腰戒以下に、

なほ七戒あるのであるから、『廣律』の形のままでは二百八戒であり、『戒本』により二戒を増せば二百

十戒となる、註の「二百七竟」は、いづれにしても誤りである。唯「戒本」の二百十は、前述の如く奪畜生命を加へて、第十二卷と第十三卷を接續せしめたのであるから、之を二百十といふのも正しくない、實は二百九であると言ふべきであらう。之を要するに、斯くの如く戒目の數方に、註の錯誤のあるのは、譯後の校訂十分ならずして終つてしまつた結果であつて、此の註は信用し難いものであるから、「戒本」の補綴を去り、二百九といふを正しいとしなければならぬ。

次に「五分」の隱處毛戒のことを附言して置くが、それは「五分」には、「戒本」により名目を立てて言へば、第百八十燒隱處毛戒である。「四分」には第七十一に三處毛戒とあり、剃毛の戒であつて、其の下に隨戒として、「若しは拔き、若しは擽滅し、若しは燒く」とあつて、之を悉く突吉羅とし、本罪剃毛は波逸提となつて居るのである。然るに今「五分」では、「四分」の吉罪の燒毛を提罪として居るのであるから、是れは一獨立の戒とし、「四分」の三處毛の中に入るべきものではないとするのである。故に此の戒は「四分」にたくして、「五分」にのみあるものと見るのである。

「五分」にありて「四分」中に存せざる諸律は、一一詳解するの煩を省き、左に見易いため、更に其の名目を列ね、畧釋を加ふることとする。

一、比丘戒

單墮

第二十三、僧不差比丘入比丘尼住處戒

比丘、比丘尼の住處に入り、之を教誡するには、僧の差遣を要す、僧差せざるに、入るを禁ず。

第五十八、輕師戒

師は、和上、阿闍梨及羯磨師の三師で、三師と戒を輕んずるを戒む。

衆學

第二十一、不搖頭戒

第二十二、不搖頭坐戒

第二十三、不搖肩戒

第二十四、不搖肩坐戒

第二十五、不携手戒

第二十六、不携手坐戒

第二十七、不隱人戒

第二十八、不隱人坐戒

第三十一、不拄頰戒

人に隠れて白衣の舎に入るを禁ず

第三十二、不拄頰坐戒

第三十五、不高視戒

第三十六、不高視坐戒

第三十九、不企行戒

第四十、不企行坐戒

第四十一、蹲行坐戒

第四十九、不庠序戒

第五十、不庠序坐戒

第五十一、一心受食戒

食を受くる時、鉢を落す等の失態なきを要す。

第五十六、不曲指拔鉢食戒

扱は拭ふ意とあり、曲指、鉢の内部を、食後に拭ふ意、或は扱を收に作る、義大に異なり。

第五十七、不齧食戒

第六十、不縮鼻食戒

第七十、不嚼半食戒

半ば嚼んで、殘を鉢中に還す不淨を戒む。

第七十一、不舒臂取食戒

第七十三、不吐舌食戒

第七十四、不全吞食戒

全く食を吞むは、丸吞みなり。

第七十八、不嫌呵食戒

食ふに堪へず等と言ふは嫌呵なり。

第九十四、不爲左右反抄衣人說法戒

第八十六、人現智不應說法戒

第九十九、不爲捉弓箭人說法戒

二、比丘尼戒

單墮

第四十七、輕師戒

第四十九、與男子期行戒

第六十六、骨牙角針筒戒

第六十七、與佛等量作衣戒

第六十八、迴僧物與餘人戒

第七十六、與比丘露處共語戒

第七十七、與白衣外道露處共語戒

第八十一、離水浴衣行戒

第八十五、離五衣行戒

捨墮の離衣宿とは異なり、離衣して一家より一家に至る、或は所住の門を出づとある。

第八十七、斷施人物與僧戒

他に施さんとする施人の施物を、施さしめずして僧に施さしむ。

第九十五、國內恐怖處獨行戒

百九十八の國內恐怖處遊行戒と相俣て居るが、此れは獨行で、「依怙する處なくして獨り行く」とあり、彼れ

は多人共行で、「諸の比丘尼、恐怖處に於て遊看す」とある。

第九十八、安居竟不捨精舍還主去戒

精舍を捨てて主に還さずして去るなり。

第一百六、未滿十八童女受學戒

第一百七七、滿十八童女不作羯磨學受學戒戒

第一百九、無可作畜衆羯磨事呵僧戒

畜衆羯磨を請ひ、僧其の資格なきを以て之を聽さず、
之を偏心なりと言つて僧を呵するを禁す。

第二百十二、弟子受具不離本處戒

本處は生處、或は嫁處なり、愛著の念を捨てしめざる
を誡む。

第二百十四、度屬人婦女戒

人に屬する婦女を、聽許なくして度するなり。

第二百十六、度屬夫婦人戒

第二百十三、不謔了人語妄瞋戒

人の語るを見て、己れを罵ると誤解し怒るの類なり。

第二百十六、墻外棄糞掃及殘食戒

第二百十八、生草上棄糞掃及殘食戒

第二百十九、有食家宿戒

「四分」には食家強坐戒あり、是れは宿なり、有食家は
食家と同じ。

第四百十、比丘如法問不答戒

第四百十六、爲人治病合藥爲生業戒

第四百十七、教人治病爲生業戒

第四百十九、與白衣外道婦女同衣臥戒

第四百十一、與白衣外道婦女覆眠戒

第四百十五、畜華鬘或著戒

第四百十六、著寶璣珞戒

第四百十九、畜髮戒

第四百十、畜長髮戒

半月に一剃す、此れを過ぐるを、名づけて髮長となす。

第四百十一、著白衣女人嚴身戒

第四百十七、先聽後瞋謗戒

第四百十一、受請主人未唱隨意食戒

請を受け、主人未だ食ふことを言はざるに先だち、作
食人の處に至りて、其の食を得て食ふ。

第四百十二、如法集會不往戒

第七十五、往邊地戒

邊地未開の地に於て、捕へられて婢となり、或は劫掠に遇ひ、或は梵行を破る。

第七十八、度常有月水女人戒

第八十、燒隱處毛戒

第八十二、與白衣對坐臨身相近說法戒

第八十三、自歌舞戒

第八十四、遮受迦絺那衣戒

他の迦絺那衣を受くるを妨害して、與へしめざるなり。「待つ」と久うして至らず、行動を妨げし」とある。

第八十七、以男子不淨自内形中戒

第八十八、作外道事火法然火戒

第八十九、在有人處浴戒

第九十、誦外道呪術若教人誦戒

第九十一、一衆授具戒

一衆授具は、尼衆のみにて授具するなり。

第九十二、自作畜衆羯磨戒

第九十三、自作二歲學戒羯磨戒

第九十四、自授二歲學戒

第九十五、作二歲學界羯磨竟經宿授具戒

第九十六、作二歲學界羯磨竟經宿授學戒

戒

第九十七、自織作衣戒

第九十九、自作已像若使作戒

二百、莊嚴女人戒

二百一、水中逆流行戒

二百二、仰臥水來下處戒

二百三、治腰使細戒

二百五、如伎女法著衣戒

二百六、如白衣婦女法著衣戒

二百七、自觀形體戒

形體は陰部なり。

第二百八、照 鏡 戒

第二百十、隨世俗論戒

第二百九、自卜他卜 戒（自卜し、他に就いて卜する意）

種種の世俗の談を交換し、世俗の勢を増長するなり、

以上を以て、「四分律」と「五分律」との、大體の對照を終つたのである。以下更に「四分」と、「十誦」

「僧祇」との比較を爲すべきであるが、畧は二律對照の一例により、他を推すに足るものあるを以て、之を省畧し、之より別に四律の對照表を製し、之によつて必要の點を畧解し、以て諸律の異同出入の要領を知らしめやうと思ふのである。但し四波羅夷、十三僧殘、二不定の三は、諸律悉く一致であるから、勿論特に之を掲ぐることをしない。尙ほ戒の名目は、便宜に隨ひ、極めて畧稱によることとする。

捨墮（しんた）

一、長衣……………一	【四分】	【十誦】	【僧祇】	【五分】
二、離衣……………二				
三、月望衣……………三				
四、非觀尼……………四				
五、浣故衣……………五				
六、浴入衣……………六				
七、過分衣……………七				

八、增衣價……………八	【四分】	【十誦】	【僧祇】	【五分】
九、二家增……………九				
一〇、忽索衣……………一〇				
一一、乞蠶綿……………一一				
一二、黑毛……………一二				
一三、白毛……………一三				
一四、減六年……………一四				

一五、壓	具	一五	二五	二二、織	師	二三	二六	一一
一六、持	毛	一六	二六	二四、増	表	二四	二七	一二
一七、浣	毛	一七	二七	二五、帯	衣	二五	二四	一三
一八、畜	寶	一八	三〇	二六、畜	藥	三〇	二三	一五
一九、貿	寶	一九	二九	二七、雨	衣	二八	二五	一七
二〇、販	賣	二〇	二八	二八、急	施	二七	二八	一八
二一、長	鉢	二二	二〇	二九、有	難	二六	二九	一六
二二、乞	鉢	二二	一九	三〇、廻	僧	物	二九	三〇
								一四

此の表の示すところによると、第十の忽切索衣價戒までは、四律の順序悉く一致して居るが、第十一の乞鉢綿戒以下に至り、『五分』の順序が、他と漸く相違を來すこととなつて居る。長鉢以後の『五分』の順序は、大體前の乞鉢綿より販賣までの諸律と、相交換して前後せしもので、其の間の變化は、極めて僅少であることを見るのである。また他の三律に就いて見ると、第十八畜錢寶までは、三律皆一致して居るが、貿寶以下に於て、二鉢以外は、皆相交互して居る。此等の『五分』並びに、貿寶以下諸律の、次序の相違は、何によつて起つたものであるかは明でないが、恐らくは記憶によつて傳へられたる時代に於て、誦出者誦出の際にありて、互にかかる相違を生じたものであつて、其の間に深き理由のありしものであるまい。

次ぎは單墮であつて、此の以下も、諸律の戒目の順序の相違は、主として前と同一の理由に基き、

起おこりしものと思おもふ。

單墮たんだ

「四分」九十戒 「十誦」同上 「僧祇」九十 「五分」九十

一、小妄語……………一……………一

二、罵……………二……………二

三、兩舌……………三……………三

四、女人宿……………六五……………六六

五、未受具宿……………五四……………四二

六、同誦……………六……………六

七、說龜罪……………八……………八

八、實得道……………七……………七

九、女人說法……………五……………五

一〇、掘地……………七三……………七三

一一、壞生種……………一一……………一一

一二、身口綺……………一三……………一三

一三、罵知事……………一二……………一二

一四、露處敷……………一四……………一四

一五、覆處敷……………一五……………一五

一六、強坐……………一七……………一七

「四分」九十戒 「十誦」同上 「僧祇」九十 「五分」九十

一七、牽他……………一六……………一六

一八、脫腳……………一八……………一八

一九、用蟲水……………一九……………一九

二〇、覆屋過……………二〇……………二〇

二一、輒教尼……………二一……………二一

二二、日暮……………二二……………二二

二三、譏教尼……………二三……………二三

二四、與衣……………二六……………二六

二五、作衣……………二七……………二七

二六、屏露坐……………二八……………二八

二七、尼期行……………二四……………二四

二八、尼同船……………二五……………二五

二九、尼嘆食……………三〇……………三〇

三〇、女期行……………七〇……………六八

三一、一食處……………三二……………三一

三二、展轉食……………三二……………三一

三三、別衆食	三六	(四〇)	三二
三四、歸婦	三三	三八	三四
三五、足食	三四	三三	三五
三六、勸足食	三五	三四	三六
三七、非時食	三七	三六	三八
三八、食殘宿	三八	三七	三九
三九、不受食	三九	三五	三七
四〇、索美食	四〇	三九	四一
四一、外道食	四四	五二	四〇
四二、不喝入聚	八一	八一	八二
四三、食家坐	四二	五三	四二
四四、屏女坐	四三	五四	四三
四五、獨女坐	二九	七〇	四四
四六、羈出聚	五一	四四	七六
四七、四月藥	七四	七四	六二
四八、觀軍	四五	五五	四五
四九、有緣軍	四六	五六	四六
五〇、合戰	四七	五七	四七
五一、飲酒	七九	七六	五七
五二、水中戲	六四	六六	五五

五三、擊擡	六三	五四
五四、不受諫	七八	
五五、怖比丘	六六	六五
五六、浴過	六〇	五〇
五七、然火	五二	四一
五八、藏衣鉢	六七	六四
五九、不語取	六八	六三
六〇、著新衣	五九	四八
六一、奪畜生	六一	六一
六二、飲蟲水	四一	五一
六三、疑惱	六二	六二
六四、覆鹿罪	五〇	六〇
六五、年不滿	七二	七一
六六、發諍	四	四
六七、賊期行	七一	七二
六八、惡見	五五	四五
六九、隨舉	五六	四六
七〇、隨擯	五七	四七
七一、拒勸學	七五	七五
七二、毀毘尼	一〇	一〇

二〇、用總本に阿七

七三、怒 擧	八三	九二	六四
七四、羯摩悔	九	……九	八〇
七五、不與欲	七七	七九	五二
七六、與欲悔	五三	四三	七九
七七、屏 聽	七六	七八	六〇
七八、瞋 打	四八	五八	七一
七九、擗比丘	四九	五九	七二
八〇、無優殘	六九	九十	七五
八一、入王宮	八二	……八二	六五
八二、捉 寶	五八	四九	六九
八三、非時入	八〇	八〇	……八三

八四、過量足	……八五	八四	八五
八五、兜羅綿	……八六	八五	八四
八六、骨 芽	……八四	八三	……八六
八七、過量坐	……八九	八六	……八七
八八、覆密衣	……八八	……八七	……八八
八九、過雨衣	八七	八八	……八九
九〇、佛等量	……九〇	八九	……九〇
二三	……二三	……二三	(此等處)
六七	(相指戒)		
九一	……九一	九一	……九一
五八	(影節戒)		

此の單障の比較對照の上から、注意を喚び起さるるもの、の主要なる點は左の數條である。

(一)、其の順序に於て、四律一致して居るものは、左の十戒である。

第一、小妄語戒

第三、兩舌戒

第十一、壞生種戒

第十五、覆處敷僧物戒

第二、罵戒

第六、與未受具人同誦戒

第十四、露處敷僧物戒

第十八、坐脫却牀戒

第廿一、概教尼戒

第廿二、與尼說法至日暮戒

二、「四分」以外の、他の三律の一致して居るものは、左の四戒に過ぎない。

第十六、強數坐戒(三律に、第十
七戒に列す)

第十七、牽他出僧房戒(三律第
十六戒)

第廿九、食尼嘆食戒(三律第
二十戒)

第七十二、毀毘尼戒(三律第
一七戒)

三、「五分」以外の、他の三律の一致して居るものは、左の六戒である。

第七、與非其人說庵罪戒

第八、實得道向未受其人說戒

第九、與女人說法過限戒

第十九、用蟲水戒

第二十、覆屋過三節戒

第六十一、奪畜生命戒

四、以上の外、「十誦」以外の三律の一致して居るものに、

第十二、身口綺戒

第十三、嫌罵僧知事戒

第八十四、過量牀足戒

あり、「僧祇」以外の三律の一致して居るものは、

第八十八、覆禱衣過量戒

第九十九、與佛等量作衣戒

の二である。

五、四律の順序の、全然一致して居ないものは、左の三十二戒である。

第 四、女人 宿 戒

第二十七、與尼期行戒

第三十、與女人期同行戒

第四十一、與外道食戒

第四十六、驅他出聚戒

第五十二、水中 戲 戒

第五十六、半月浴過戒

第五十八、藏他衣鉢戒

第六十、著 新 衣 戒

第六十四、覆他僉罪戒

第六十七、與賊期行戒

第六十九、隨舉比丘戒

第七十三、恐舉先言戒

第七十六、與欲後悔戒

第七十八、瞋打比丘戒

第 五、與未受具人宿戒

第二十八、與尼同船戒

第三十三、別 衆 食 戒

第四十五、獨與女人坐戒

第五十一、飲 酒 戒

第五十五、怖比 丘 戒

第五十七、露地然火戒

第五十九、眞實淨不語取戒

第六十二、飲 蟲 水 戒

第六十五、與年不滿戒

第六十八、惡見違諫戒

第七十、隨撥沙彌戒

第七十五、不 與 欲 戒

第七十七、屏聽四諍戒

第七十九、搏比 丘 戒

第八十、無根殘謗戒

第八十二、捉寶戒

(六)、「四分」と他の諸律との間に於て、其の順序の甚しく相違せるものは、左の諸戒である。

第六十五戒「十誦」

第四、女人宿戒 第六十九戒「僧祇」

第五十六戒「五分」

第五十四戒「十誦」

第五、與未受具人宿戒 第四十二戒「僧祇」

第七戒「五分」

第七十三戒「十誦」

第十、掃地戒 同 前「僧祇」

第五十九戒「五分」

第七十戒「十誦」

第三十、與女人期同行戒 第六十八戒「僧祇」

第六十七戒「五分」

第四十二、不囑同利入聚戒

同 前「僧祇」
第八十二戒「五分」

第六十六、發 諍 戒

同 前「僧祇」
第四戒「十誦」
第五戒「五分」

第七十二、毀 毘 尼 戒

同 前「僧祇」
第十戒「十誦」

第七十四、同羯磨後悔戒

同 前「五分」
第九戒「十誦」
第八十戒「五分」

「僧祇」此の戒なし

此の八戒の中にて、前五戒は、「四分」前にあり、他律後にあるもので、後の二戒は、「四分」後にあり、他律前にあるものである。

(七)、順序の不同は、主として誦出者の記憶の上に関係のあるものの様であるが、然しながら、また

一方より之を見れば、順序の上に甚しき相違あるものは、比較的重要なもので、或は原始的には、後部に置かれしものを、後に前部に誦出せられしといふ意味のものもあつたと思ふ。即ち記憶上からも、重要なものは、特に前部に誦出せらるる理由がある。例へば女人宿戒の如きは、諸律の閉で、最も順序の不同なるものであり、且つ三律の遙に後部にありしものが、『四分』は、第四に誦出せられて居るが如き、其の一例であり、未受具人宿戒の如きも、其の例に加はるべきものであらう。『四分』の後部にある發淨戒や毀毘尼戒が、他の三律には、第四第五に列せられて居るが、是れは前部にあるのが原始の形で、後に後部に轉じたものであるか、或は後部にあるものを、後の諸律が前部に誦出したものであるかは不明であるが、恐らくは後者ではないかと想ふ。何となれば、三律の畧は一致して居る點より見れば、此の方が原始的なのであるとも考へられるが、此の性質上、後部に闕却せらるるよりは、前部に引き上げられる方が、至當であるべき、可なり重要なものであるからである。

(八)、順序に於て、諸律一致して居るものは、比較的重きを置かれて居ないもので、それがために、原始的の位置を動かすに居るものの様である。故に順序の一致して居ないものは、其の數に於ても多しといふが、其の中に重きを置かれて居る諸條目が含まれて居るものである。勿論最初の小妄語、罵、兩舌の如きは、其の初めにあるといふことだけでも、誦出者の總べての記憶に於て、之を

動かすことの出来なかつた理由もあらうし、又比較的重いものでもあるから、原始的の位置を、其のまま保存して居るものであらうが、第四戒の女人宿以後の未受具人宿、未受具人同誦より嫌罵知事までは、未受具人同誦と壞生種の二を除けば、皆重要のものが列せられて居る。さうして四律不一致のものとしては、女人宿が第一で、此の女人宿が、また順序の動いて居る最初と考へられる點からも、此の戒は餘程重きを置かれたことを想像せしめるのである。概して婦女に關する戒が、比丘の修行の上の、最も大きな問題であつたことは、此の女人宿を始めとして、與尼期行、與尼同船、與女人期行、獨與女人坐等が、諸律不一致の中に見らるることから察せらるのであるし、未受具人宿、別序の甚しく隔たつて居る諸戒の中に見らるることからも察せらるのであるし、衆食、飲酒、捉寶、飲蟲水、著新衣、與年不滿、覆他龜罪、隨舉、隨擯、掘地、發諍以下、重要諸戒の、皆順序不一致戒の中に存するのを見るは、注意すべきことである。

(九) 諸律相互の間に存缺の相違がある。此れにありて彼れになきもの合計總べて左の七戒に過ぎない。

第四十五、獨與女人坐戒

『四分』、『五分』にあり、『十誦』『僧祇』に缺く。

第五十三、擊 握 戒

「四分」、「十誦」、「五分」にあり、「僧祇」に缺く。

第五十四、不受諫戒

「四分」、「十誦」にあり、「僧祇」、「五分」に缺く。

第七十四、同羯磨後悔戒

「四分」、「五分」、「十誦」にあり、「僧祇」に缺く。

此の四戒は、「僧祇」には總べて之を缺いて居るといふことは、「僧祇」と他の三律とは、成立上其の系統が著くし違つてゐることを證明する一端とも見られる。

(十)「四分」に缺けて、他の律に存するものは、

不差比丘入比丘尼住處戒「僧祇」、「五分」第二十三戒

但し「十誦」にも之を缺く。

以指相指戒「僧祇」第六十七戒

「四分」以外の他の三律にも缺く。

輕師戒「五分」第五十八戒

「四分」以外の他の二律にも缺く。

迦僧物與餘人戒「僧祇」、「五分」第六十二戒

但し『十誦』も之を缺く。

(十二)、『五分律』では、一戒となつて居るものが、他の諸律では、分けられて二戒となつて居るものがある。

『五分』の第二十用蟲水戒は、他の諸律では、皆用蟲水と飲蟲水の二戒になつて居るものである。さうして此の用蟲水戒は、他の三律では、之を第十九戒に列ね、泥に和し草に澆いで使用する戒とし、飲蟲水戒は、飲用の戒として、『四分』は第六十二戒、『十誦』は第四十一戒、『僧祇』は之を第五十一戒に列して居る。『五分』では、用水、飲用合して一戒である。尤も詳に言へば、此の中で、律文に明に「若しは取りて泥に澆ぎ、若しは飲用す」とあつて、用水、飲水を一戒として居るのであるが、『十誦』では、此の區別がまだ曖昧である。何となれば、第十九戒では、「澆草和泥」とあるから、是れは用水であるが、第四十一戒には、「煮飯羹粥湯染」とあり、此の中の染用は飲水の部には屬しない、用水であるし、また「洗手洗脚洗口面目洗身」ともある、是れも用水である。つまり飲用の外、直接自己の身及び身に著くるものを使用するを第四十一戒とし、自己に直接でない、草木や泥に和する等を十九戒としたものである。故にいづれも用水で、飲水戒といふことは出来ない。されば十九戒では、澆草和泥とし、四十一戒では、自取用とし、用水飲水の區別になつて居ないのである。『四分』に至りては、明に六十二戒に「飲用」とし、十九戒の方は和泥澆

草の語を用ひて居る。「僧祇」も「四分」に同じく、十九戒は「澆草泥」とし、五十一戒は「飲者波夜提」とし、飲用戒として居るのである。いづれにしても、「五分」は一戒、他の諸律は二戒であることだけは一致して居る。此の戒は小殺生を意味し、特に瀉水囊を六物に加ふる理由になつてゐる、重要戒の一つである。

(三)、「四分律」では一戒であるもので、「僧祇律」では二戒になつてゐるものがある。

『四分』の身口綺戒は、『僧祇』の第十二餘語惱他戒と、第七十七異事惱他戒の二となつて居るのである。即ち『四分』の身綺を、『僧祇』は異事惱多とし、『四分』の口綺を、『僧祇』は異語惱多として居るのである。

(三)、「僧祇」には、第四十戒の別衆食を缺いて居る。然し是れは脱落であつて、無いのではない。支那に傳來の梵本が、蟲瞰のために、缺けて無かつた爲め、譯することが出来なかつたのだといふ。其の事は、第三十九索美食戒の終りに、「第四跋渠竟」とし、其の下に註して、「祇洹精舍中の梵本、蟲瞰にて脱す、此の別衆食戒なし」とあるので、さう信せられるのである。「僧祇」の廣本は、元來祇洹精舍に得て傳はつたものであるから、之を「祇洹精舍中の梵本」と言つたのである。して見ると、其の流傳の初めから、印度で既に此の別衆食戒が梵本から失はれて居たわけである。故に比丘戒の方には、第一妄語より、第七十廻向までを、偈頌とし、名目のみを列ねて居る其の中に、第二

(二) 跋渠の終末に於て、別衆食の名を出し、之を第三十戒に列して居るのである。此の偶文は、六句を一段とし、之を第一跋渠とし、第七跋渠までで終つて居るのである。

尚ほ此等諸戒中に於て、多少説明を要するものもあるから、二三ここに畧説して置く。

(一) 單墮の中に於て、主として男女に關する規定は、「四分律」では、大體左の諸戒である。

第四、女人同宿戒

第二十六、獨與尼屏露坐戒

第二十七、與尼期行戒

第二十八、與尼同船戒

第三十、與女人期行戒

第四十三、食家強坐戒

第四十四、屏與女坐戒

第四十五、獨與女人坐戒

此の八戒の中に於て、第四と第二十八と第四十三との三戒を除けば、餘の五戒は、皆男女の同坐、男女の同行で、而も期行といふのは、偶然の同行ではなく、相約しての同行である。第四は同宿であり、第二十八は船中であり、第四十三は、また特殊のものであるから、姑らく之を別種のものとして、見るのであるが、斯くて此の同坐同行の五戒は、之を左の如く表示することが出来るのである。

第二十六、獨與尼屏露坐戒

第二十七、與尼期行戒

比丘尼

【一】跋渠 (巴梵) *paṭisaṅga*

第三十、與女人期行戒

第四十四、屏與女坐戒

第四十五、獨與女人坐戒

之これをどうざどうざやう同はい坐はい同行はいに配はいすれば、一般はんの説せつでは、

俗女人

屏坐

露坐

屏坐

露坐

同坐

第二十七、與尼期行戒

第三十、與女人期行戒

同行

といふことになる。尼にと女人にょにんの期行きやうは正ただしく一對つゐを成なして居ゐる。然しかるに同坐どうざの方は、俗女人ぞくじょにんの方は、屏露坐びやうろざ一對つゐをなして居ゐるが、尼にの方は、戒かいとしては屏露びやうろであると見做みなして、南山等なんざんとうは之これを屏露坐戒びやうろざかいとし、之これを合制がふせいとして、女人にょにんの屏露二戒びやうろにかいと對たいを成なすものと見みるのである。然しかるに律文りつもんによりて其その内容ないようを檢けんするに、第二十六戒だいにじゅうろくかいには、屏處びやうちよのことはあるけれども、露處同坐ろじょどうざのことは更に規定きていしてないのであるから、之これを屏坐戒びやうざかいとなすべきもので、露坐戒ろざかいとすべき理由りゆうはない。故ゆゑに屏露合制びやうろがふせいではな

いのである。それを強ひて之を合制と見やうとするのは、俗女の方に、屏露二戒があるのに、比丘の方には、屏處のみあつて露處がないといふことは、理に合はないといふ考から來て居るのである。是の解釋は、恐らくは古い學者の説を傳承して南山に至つて居るもので、現存疏釋としては、法蘊の『疏』も同じく此の合制の説を取つて居るのである。然し是等は、皆一種の附會強辯の嫌のあるもので、取ることは出来ない。本研究に於て、戒の名稱として、假りに屏露坐戒の目を掲げである所以は、總べて南山の命名を用ふるといふ便宜によつて居るものである。此の戒の内容に、露處の意味のないこと、法蘊等が強ひて合制とせんとせしことの、律文の解釋は、前の本律の上で説明したから、ここでは畧する。要するに尼の露坐戒といふものは、律には無いものである。なほ進んで言へば、屏與女坐戒を、獨與女人坐戒に對する屏坐戒と見るのも、甚しき誤解である。此の二戒は、屏と露との一對の戒をなして居るものではない、屏與女坐戒は、實は第四十三の、食家強坐戒と一對をなすものであつて、全然意味が違ふのである。故に「四分」でも、第四十三を食家強坐戒とし、第四十四を屏與女坐戒として居るので、之を一對として居るのである、第四十三戒の、食家に入りて、女人と同坐するといふのは、不屏處同坐である。屏處といふのは、ここでは姪處、即ち密室の寢處を意味するので、單に其の家内の意味ではない。單に家内に入りて坐し、密室の屏處に入つたのでなければ、それは食家強坐戒になるのである。故に此の屏與女坐戒は、詳に言へば

食家屏處與女坐戒といふべきもので、食家戒の中での一對であり、單に露坐戒に對する屏坐戒ではないのである。故に「四分」には、「若し比丘、食家中に室あり、屏處に在りて坐する者は波逸提なり」とあり、「十誦」には、「若し比丘、食家中に、獨り女人の舍内にありて強坐するは波逸提なり」とあり、廣釋には、「若し比丘、食家の中にあり、獨り一女人と共坐す、三事起れば波逸提なり一には食家にあり、二には獨り一女人と共にす、三には深處に坐す」と言つて居る、其の深處が卽ち屏處の意である。「僧祇」はまた一層適切に、「若し比丘、食家の姪處と知りて坐するものは、波逸提なり」といひ、之に對して、食家強坐戒は、之を一處に相對として擧げて、しかも「若し比丘、食家の屏處と知りて坐するものは波逸提なり」とし、屏處は戸内等の意と解し、姪處と屏處とを對として説いて居るのである。さうして更に之を釋して、「姪處とは、夫婦行姪の處なり」と言ひ、「屏處とは、男女姪を行じて羞ぢざる可き處なり。復た屏處と名づくるあり、若しは閨中、若しは閉戸、皆屏處と名づく」と言つて居る。卽ち屏處の語を廣く解釋すれば、姪處も屏處の一部であること言ふまでもない。然し若し姪處と區別をして言へば、閨中閉戸等を屏處といふので、今姪處と屏處とを對とした場合は、此の屏處は後者の意義であることは言ふまでもない。故に「四分」等に言ふ所の屏處の意味は、「僧祇」に所謂姪處のことであつて、強坐戒の坐處とは違ふのである。故に強ひて強坐戒の坐處を言ふならば、勿論戸内等で露處ではないから、不屏處とでも言つて區別するより外は

ない様に思ふ。『五分律』では、強坐戒の方は、「若し比丘、食家中に女人と坐するは波逸提なり」とし、屏坐戒の方は、「若し比丘、女人と獨り屏處に坐するは波逸提なり」とある。此の後に食家の言は加へてないが、然し屏處坐とあるのは、恐らくは姪處の義で言つてゐるものであらう。以上の次第であるから、獨與女人坐戒を露處とし、屏與女人坐戒を屏處とし、之に對して尼にも屏露なかるべからずと考へるのは、根本的に誤謬である。故に實は

第二十六、獨與尼屏坐戒

尼女一對

第四十五、獨與女人坐戒

第二十七、與尼期行戒

尼女一對

第三十、與女人期行戒

第四十三、食家強坐屏處戒

食家一對

第四十六、食家強坐姪處戒

となるのである。尙ほ第四十五の獨與女人坐戒は、『四分』には、「獨り一女人と露地に坐す」とあり、『十誦』の第二十九にも、「獨り一女人と露地に共に坐す」とあり、『五分』の四十四にも、「女人と獨り露處に坐す」とあるより推して、是れは露處坐戒であることを知るのである。『僧祇』の第七十戒には、「女人と獨り空靜處に坐す」とあるが、空靜處は、蓋し露處の義である。然るに『僧祇戒本』に、

第七十戒として「與女人獨屏處坐」と言つて居るのは、甚しき誤謬である。思ふに、尼は屏處ありて露處のないのは、露處同坐は、不定に於て、既に人の疑を招く場合を規定してあるから、之を掲ぐる必要がないのである、屏處は、人の疑ふ行爲はなくとも之を禁する要があるのである。俗女は、屏露共に獨り同坐することを禁するので、屏は食家の二戒は、廣く言へば共に屏であるから、之を省いたと見たのである。尤も、食家以外の屏處もあるわけであるが、之に包含せしめしものか、それは不明であるが、兎に角律の表面には、露處戒ありて、屏處戒は無いのである。

(二) 身口綺戒のことは、再びここに繰り返す要もない様であるが、畧して一言する。律には、「異語を作し、他を惱ます」とあり、異語は言葉で、他を惱ますは動作である、即ち身口二業の關係があるといふ意味で、南山は之を身口綺戒と呼んで居るのである。故に「四分」では一戒になつて居るけれども、内容は口業の餘語と、身業の惱他の二つを含んで居るのである。此の事は、因縁にも、前に闍陀の餘語の實例を擧げて、「餘語するものは波逸提」と定められ、更に後段に於て、闍陀の惱他の實例を擧げ、前の餘語の語に更の惱他の語を加へて、「餘語惱他」を波逸提と定められしに見ても、二項を含んで居ることは、素より疑ふべくもない。然るに『十誦』には「若し比丘、異事を以て他を惱ます」とあるが、文によつて檢するに、他事に托して語を設くることを異事と言つたので餘語と同義であり、此の餘語を以て他を困惑せしむる意味で、毫も口業以外の身業の意を含んで居

ない。「五分」の文も、「若し比丘、故らに問ひに隨つて答へざれば波逸提なり」とあり、これもまた身業の義がない。故に此の二律は之を單に餘語戒と言ふべく、「四分」の餘語惱他の前半のみの戒である。惱他の譯語は、前二律にも用ひて居るが、然しこれは單に餘語によつて他を困惑さすことであるし、「四分」では、惱他は身業を指して、餘語とは別の事實を指して居るのである。然るに「僧祇」は、また大に前の諸律に異にして、餘語と惱他とを、各別に分ち、之を二戒として居るのである。即ち第十二戒には、「若し比丘、異語にて他を惱ますは波逸提なり」といひ、第七十七戒には、「若し比丘、他を輕んずるは波逸提なり」と言つて居る。他を輕んずるといふことは、闍陀の因縁を擧げ「爾の時僧和合して、羯磨を作さんと欲す。時に尊者闍陀來らず、使を遣はして往いて喚ばしむ。闍陀比丘に語る、僧和合して羯磨を作さんと欲す、長老來れと、而も肯て來らず。諸の比丘言はく、闍陀比丘は、若し來れと喚べば必ず來らず、若し來れと語れば、脱して來る理あり、即ち使を遣はして語る、長老來る莫れと。彼れ言はく、往け往け、汝等盡く往け、我れに來る莫れと語れば即ち來る」等とあるのは、「四分」に、「來れと喚べば來らず、來れと喚ばざれば便ち來る、起つべきに起たず、起つべからざるに起つ」等と言つて居るのと同じで、「四分」は之を惱他の身業とし、之を觸惱を作すと言つて居るが、今「僧祇」は之を輕他と言つて居るので、即ち同一である。故に「僧祇」に隨つて之を輕他戒と言つてもよいのである。即ち「四分」の一戒を「僧祇」は二戒とし、「十

誦、「五分」は、「僧祇」の二戒の中、一戒を缺いて居ると見るべき理由があるのである。但し「僧祇」に擧ぐるところの縁起によつて見るに、異語の解釋が、「僧祇」と他の諸律との間には相違するところがある。即ち他の三律にあつては、比丘が自己の罪を問はるるに當り、之を解せざるが如き態度をなし、之と關係なき他の語をなし、顧みて他を言ふ有様を、異語或は餘語と言つて居るのである。「僧祇」は之と異なつて、僧羯磨を行ひ、懺悔を勧めんとする時、今の事に關係のない問答を往復し、時間を空費せしめて、終に羯磨をして不成立ならしむること、此の不要の問答を餘語と言つたものである。要するに、「四分」と「僧祇」と一戒二戒であることと、餘語の内容に多少の相違があることと、更に二律共に惱他の語を用ひて居るが、「四分」は惱他を身業と解し、「僧祇」は、口業を以て他を惱ますことを惱他と言つたので、語は同一なるも、是れまた區別あるのであることも、知るべき要ありと言ふのである。

(三)、第十九の用蟲水戒と、第六十二の飲蟲水戒との間には、勿論密接の關係がある。思ふに此の二戒は、元來一戒であつたのが、後に分化したものであるのかと思ふ。若しさうであるならば、「五分」の一戒とし分離しない方が原始の形であつたのであらう。故に「十誦」が之を二戒に分けても、二戒の區別がなほ甚だ明確を缺き、用蟲水の意味が第十九戒と第四十一戒の兩戒に跨り、其の差が曖昧を極めて居るのである、即ち澆草和泥も用水、洗身薬用も用水なるに、澆草和泥は第十九戒で

あり、洗身染用等は第四十一戒であり、さうして飲料を煮用は、皆飲水であるけれども、洗身染用と同一に、共に四十一戒に包含せられて居るといふ状態である。然るに「四分」や「僧祇」の二律になると、此の二つの區別が明快に立てられ、澆草和泥と飲用として、之を二戒として居るので、澆草和泥は之を用水戒とし、飲用は之を飲水戒とするといふのは、全く此の「四分」と「僧祇」とによつて言ふのである。此の事は前にも一言したが、尙ほ特に明にして置く。

(四)、第五十九の眞實淨不語取戒は、一旦眞實淨施をして、他に與へしものを、後に一言をも加へないで、取つて之を著用することを誡めたので、即ち「語らずして取り、還た取つて著す」と「四分」にはある。故に此の場合、此の淨施が眞實淨施であることを要するので、「四分」には、ここに特に淨施に、眞實淨施と展轉淨施との二種の區別あることを注意して居るのである。即ち「淨施衣に二種あり、一には眞實淨施、二には展轉淨施なり、眞實淨施とは、言はく此れは是れ我が淨衣、未だ淨を作さず、今淨の爲めの故に長老に與ふ、眞實淨を作すが故に。展轉淨施とは、此れは是れ我が長衣、未だ淨を作さず、今淨の爲めの故に長老に與ふと、彼れ應さに是くの如く語るべし、長老聽け長老是くの如きの淨衣あり、未だ淨を作さず、今我れに與ふ、淨の爲めの故に、我れ便ち受く、受け已りて某甲比丘に與ふ、此の衣は是れ某甲の所有、汝某甲の爲めの故に守護して持ちて隨意に用ひよと。是の中の眞實淨施とは、應さに主に問うて然る後に取りて著すべし。展轉淨施とは、語と

不語と隨意に著す」とあり。此の二種淨施のことは、『善見論』にも同じ様に説いて居る。其の文は、「説淨に二種の法あり、一には對面淨、二には展轉淨。云何んが對面淨。并次に縛して相著け、將つて一比丘の所に至り、胡跪して是くの如きの言を作す、我れに此の長衣あり、淨の爲めの故に我れ今長老に施與す、正さに賞護を得て用ふることを得ず、云何んが用ふることを得る、若し施主語つて言はく此れは是れ我が衣、長老の用に隨ふと、若し是の語を作さば用ふることを得て罪なし、是れを對面眞實淨と名づく。云何んが展轉淨。五衆の中に於て、隨つて一人を得て施主となし、長衣を以て比丘の所に至つて説いて言はく、我れ某甲比丘、此の長衣あり、未だ淨を作さず、展轉淨の爲めの故に長老に施與すと。彼の受施者言はく、大徳此の長衣あり、未だ淨を作さず、展轉淨の爲めの故に我れに施與す、我れ今受く、施主は是れ誰ぞ、答へて言はく某甲比丘と。更に説いて言はく、大徳此の淨衣あり、淨の爲めの故に我れに施與す、我れ已に受く、此れは是れ某甲比丘の物、大徳、某甲比丘の爲めに護持せよ、用ふる時、隨意にして主に問ふことを須ひず、是れを展轉淨施と名づく」とある。之によつて眞實淨施といふのは、一名對面淨ともいふことを知るべく、つまり直接一比丘に此の長衣を施し、之を施主として、其の聽許を得て著用するのが對面淨、即ち眞實淨である。展轉淨は、別に五衆中の一人を施主と定め、此の施主に直接施與せず、比丘を中間に立て、此の比丘に施し、比丘より施主に與ふる意を表し、施主の名を以て之を前比丘に還し、之を托

して使用を聽すといふことにする、即ち間接に施して、中に媒介の比丘あり、一切を處理する形の展轉淨である。故に對面は直接を意味し、展轉は間接を意味するものである。かかる次第であるから、眞實淨施衣は、之を著用せんとするには、必ず施主の同意を経なければならぬのであるが、若し同意を経ないで著用した時は、即ち此の眞實淨不語取戒を犯すこととなるわけである。是れ即ち『四分』の意である。然るに『五分』に隨ふ時は、別に遙示淨施と言ふことを説いて居る。獨房の比丘、外に淨施すべき比丘の居ない場合に、心中に一比丘を假想し、心生口言して、此の比丘に向つて淨施し、更に之を受けるので、之を獨淨施法とも言つて居る。此の獨淨施は、最初より衣が自己の手にあるのであるから、之を別として、他の淨施法に於ては、一旦衣を他の比丘に與ふるのであるが、其の時受衣の比丘が之を前比丘に還さない、即ち還淨しない時に、強ひて之を奪取して用ふる時、此の戒を犯すといふのが、『五分』の意であるから、『五分』は、南山の設けた、眞實淨不語取の戒ではなく、淨施衣不還奪取戒とも言ふべきものである。故に制文には、「若し、比丘、比丘に、式叉摩那、沙彌、沙彌尼に淨施衣を與へ、還た奪ふは波逸提なり」としてあるのである。故に緣起にも跋難陀の淨施衣を受けし比丘が、前より跋難陀に怨恨あり、受けし淨施衣を還さざりし故跋難陀が之を奪取せしことを述べ、佛は淨施するにも、人を選ぶの要あることを教へ、他の諸比丘の跋難陀呵責の言にも、「云何んぞ淨施して信すべからざる人に與へ、而も復た還つて奪ふや」と言つて居る

のである。「十誦」によると、「若し比丘、他の比丘比丘尼式又摩尼沙彌沙彌尼に衣を與へ、他還さず便ち強ひて奪取して著くるは波逸提なり」とありて、淨施衣のことではない。緣起を見ても、淨施衣の奪還ではない、自ら洗染縫することを厭ひ、他に與へ、他また授與を受けし如く思はしめ、洗染縫終はりし時、與へしにあらすと云つて奪取せる六群比丘の例を出して居るのである。故に是れは、與衣更奪還戒であると云つてよい。若しさうであるとすると、前の捨墮の第二十五奪衣戒と同一で、其の區別は何處にあるか、前の奪衣戒では「他の比丘に衣を與へ、後に瞋恚嫌恨し、若しは自ら奪ひ、若しは人をして奪はしむ」とあり、瞋恚強奪の意であるが、ここでは單に「強ひて奪取す」とあり、前は一旦與へしものを、事によりて憤怒の結果強奪するものであり、後は「輕語して得ざれば即ち強ひて奪取して著く」と律文にあるから、最初より與ふる意志がないので、後に還附を要求し、還さざる時奪取するものである。「十誦」には、淨施の意味は、毫も此の中には含まれて居ない。但し長衣は淨施すべきこと、淨施の時還淨しない場合は、之を奪取せよと云つて、此の場合には、公然奪取を認めて居る、是れは全く「五分」とは正反對になる様である。「十誦」の文では、六群比丘が、一比丘のために還淨せざりしことありしを述べ、「又一時夏末月、佛諸國に遊行す。餘の比丘皆新染衣を著く。是の一比丘故弊衣を著く。佛是の比丘を見、知りて故らに問ふ、汝何故に故弊衣を著くる。比丘答へて言はく、世尊、我れに衣あり、淨すべきが故に、六群比丘中の一人に

與ふ。我が衣鉢を受け已りて、便ち肯て還さず、餘の比丘亦懊惱を得、好同心の比丘を得ざるが故にと。佛言はく、是の施は眞實と名づけず、清淨の因縁の故に與ふ、即時に是の比丘應さに還すべし、索め取りて若し得れば好し、若し得ざれば、應さに強ひて奪取すべし、應さに彼れをして突吉羅罪悔過を作さしむべし」とあるのである。又『僧祇律』では、頗る他の諸律と趣きを異にし、一旦淨捨したものは、受持は許すも著用を聽さないものとなつて居る。故に緣起には、六群比丘が、多くの衣を蓄へて、絶えず取り換へ著してゐるのを見て、佛は其の衣の何なるかを問ひしに、淨施衣なりと答へたので、「汝云何んぞ淨施衣を、他に與へて捨せずして三衣を作り受用するぞ」と呵し給ひし事實を擧げて居るし、「今日より後、淨施衣を捨せずして受用することを聽さず」とあり、制文には、「若し比丘、比丘比丘尼式又摩那沙彌沙彌尼に衣を與へ、後に捨せずして受用するものは波逸提なり」と言つて居るのである。故に淨施衣を蓄ふる時は、誤つて之を著用せざる様絶えず注意を要するので、其の弟子や共行の弟子にも依囑し、或は記號を附するも亦可なりとなつて居るので、文には、「受持し已り、淨施し已りて衣架上に著け、日日當さに憶念記識すべし。若し忘るれば、當さに共行の弟子依止の弟子に語るべし、此れは是れ三衣、皆當さに日日我が憶識を助くべし、若し弟子無ければ、應さに衣角頭に、書して字を作すべし」とある。若し此の意によれば、此の戒は、淨施衣不著戒であつて、勿論『四分』とは、大に意味を異にするものである。故に表中同一戒として示

して居るが、内容は斯くの如く、必ずしも一致はして居ないものである。

(五)、第二十一の輒教尼戒は、『四分』では、六群比丘が、比丘尼住處に入り、非法の教誡をなせしより、教誡の比丘は、必ず白二羯磨によりて、僧の差遣せしものに限ると定められしこと、及び六群比丘が、界外に於て、互に差遣の羯磨を行ひ、比丘尼に教誡をなせしこと、佛は之がために十法成就のものにあらざれば、僧差遣することを得ずと制定せられしといふことになつて居るのである。

十法のこととは、前に其の條下で已に述べたところであるが、『五分』の十法、『僧祇』の十二法、『十誦』の五法、各相違するところがあるから、比較上ここに再出するならば、『四分』の十法は、

一、戒律の具足。

二、多聞にして二部戒を誦す。

三、決斷に利にして疑無し。

四、善能く説法す。

五、族姓の出家。

六、顔貌端正。

七、比丘尼衆見て便ち歡喜す。

八、比丘衆のために説法し、勸めて歡喜せしむるに堪任す。

九、佛の爲めに出家し、法服を被て重法を犯さず。

十、若しは満二十歳、若しは過二十歳なり。

である。『五分』の十法は、

一、戒成就し、威儀成就して、恒に小罪を畏る。

二、多聞にして諦かに能く佛の所説に了達し、初中後善にして、善義善味、清白梵行の相を

具足す。

三、善能く二部の戒律を誦解す。

四、善能く言説して理を暢ぶること分明。

五、族姓出家にして諸根殊特。

六、佛法の中に於て未だ嘗て穢濁せず。

七、舉止安詳にして、身に傾邪なく、被服法衣淨潔齊整なり。

八、比丘衆の爲めに敬重せらる。

九、能く隨順説法して示教利喜す。

十、満二十歳、若しは過二十歳。

次に『僧祇』の十二法は、其の名稱は、二十二の説法日暮戒の下に擧げられて居るが、然し十二事

といふことは、輒てふ教けう尼に戒かいの下したに既すでにあるので、即すなはち「十二事成就じふにじやうじゆせざれば、名なづけて差さとなさず」と言いつて居ゐるのである。其そのの所謂すゐ十二事じふにじは、

一、持戒ぢかい清淨しやうじやう

二、多聞阿毘曇たもんあびどん

三、多聞毘尼たもんびに

四、學戒がくかい

五、學定がくぢやう

六、學惠がくゑ

七、能よく人ひとの爲ために惡邪あくじやを除のぞく

八、能よく自みづから毘尼びにし、能よく他たを毘尼びにす

九、辭辯じべんあり

十、梵行ぼんぎやうを汙けがさす

十一、比丘尼びくにの重禁ぢゆうきんを壞こわせず

十二、二十臘じふにろく、若もししは過あま二十臘じふにろく

又「十誦」の五法ごぽうは、差遣させんすべからざる上うへからの規定きぎていで、即すなはち、

一、未滿二十歲、未過二十歲

二、能く戒を持たず

三、能く多聞ならず

四、正語にして説法すること能はず

五、十三事の處處に三衆を汗すを犯す

斯く對照して見ると、持戒と多聞と辯舌と滿二十年以上の四は四律共通のものである。「四分」の九「重法を犯さず」と、「五分」の六、「穢濁せず」と、「僧祇」の十と十一との二、「十誦」の「十三事中の三衆を汗す」とは、蓋し同一事の變化であつて、特に「僧祇」が、之を二としてるのは、分化の跡を示すものであらう。「族姓出家」は、「四分」と「五分」とにあるが、「五分」では、此の族姓出家と「諸根殊特」とを一に合して居るが、「四分」は別けて、「顏貌端正」を、一項目として居る。「四分」の「見歡喜す」は、「五分」の「舉止」で、「四分」の「説法歡喜」は「五分」の「隨順歡喜」であらうし、「僧祇」の「惡邪を除く」も同一の意味のもの様である。唯「四分」の「決斷」は、他律に見ない。要するに、「十誦」が、比較的原始的なもので、「僧祇」が最も整理された形であることは、疑があるまい。且つ「僧祇」は、六群の界外羯磨のことを、此の戒の下で説かず、第二十三戒に於て、別戒として之を出して居るのである。他の三律は、皆僧差遣を経ずして、左の教誡を聽されないので、六群等が、界

外に出でて、互に差羯磨を作し、尼住處に入り、教誡せし事實を説いて居るが、「僧祇」の二十一戒には、此の事が無い。然るに第二十三戒に「有るが言よく、世尊戒を制し給ひ、僧差せざれば比丘尼を教誡することを得ず」と。六群比丘言はく、我等羯磨を作すことを知ると。即便ら界を出でて、羯磨をなし、展轉相拜し已つて、即ち比丘尼精舎に往き、是くの如きの言を作す、姉妹汝等都合僧我れ當さに教誡すべし」等と言つて居る。若し此の意によらば、「四分」の二十一戒を、「僧祇」は二分して、二戒として居るもの様であるが、然し後の二十三戒の内容は、必ずしも、「四分」の界外羯磨のみを分立したものと見ることも出来ないものである。何となれば、「僧祇」の此の戒の意は、之を『五分』に對照して考ふるに、前戒は尼を教誡するを主とし、後戒は、教誡の爲めに、尼の住處に入るを誡むるものと思はれるからである。即ち『五分』の第二十三戒も、「僧祇」と同じく、入尼住處の戒で、制文の上で言ふならば、『五分』の前戒には、「僧差せざるに、比丘尼を教誡す」とあり、後戒には、「僧差せざるに、教誡の因縁を以て、比丘尼住處に入る」とあるので明である。「僧祇」の意も恐らくはこれに一致して居るので、『僧祇』では、前戒の制文は、全然『五分』と同じく、「僧差せざるに、而も比丘尼を教誡す」とあり、後戒では、「比丘尼住處に往き、教誡せんと欲し、善比丘に白さざれば、餘時を除いて波逸提なり」として居る。是れは『五分』でも、「因縁を除く」といふ特殊の場合を聞いて居るが、其の因縁とは「比丘尼の病なり」とし、「僧祇」も、「餘時とは、比丘尼の病時な

り」とありて、二者同一である。故に二律に於て、一方は「比丘尼住處に入る」とし、一方は「比丘尼住處に往き」とあるが、畢竟同一戒である。唯問題は、「僧祇」に、「善比丘に白さす」とある一事で、是れは「五分」にはないのである。仍つて其の意を考ふるに、「僧祇」の釋文に、「白とは、正さにくの如きの言を作すべし、長老憶念して白す、比丘尼精舎に入り教誡すと。彼れ應さに放逸なること莫れと言ふべし」とあり、又「若し二人阿練若住處に在り、若し一人比丘尼精舎に入らんと欲すれば、當さに第二人に白して是の言を作すべし、長老憶念して白す、比丘尼精舎に入りて教誡すと、彼れ應さに放逸なること莫れと言ふべし、答へて言はく、頂戴して受けんと。若し二人俱に往かんと欲すれば、當さに展轉して相白すべし、若し一人已に往き、一人後に復た往かんと欲すれば、當さに是くの如きの念を作すべし、我れ若し道中にて比丘を見れば、當さに白すべし、若し聚落中に見れば、當さに白すべし、若し比丘尼精舎の所に至り、即ち入ることを得ず、應さに比丘ありて、内に在りや不やを問ひ、若し有らば、喚びて來り出でしめて白すべし、白し已りて當さに入るべし」とある。此等の文によりて考ふるに、此の戒は、比丘尼教誡には、比丘に白すことを要すと言ふので、病時は、白なくして入ることを聽さるのである。故に白の有無により、門に入るの得否が斷せられたるので、門に入る入らぬが主要の問題である。故に「僧祇」には、若し白さずして一脚入門越毘尼、二脚入る波夜提等と言つてるのである。然るに若し教誡の爲め、尼住處に入るに、單に

白の有無によるならば、前戒の羯磨差遣は、更に用のないことになる筈であつて、此の二戒の關係は如何。また『僧祇』に、先づ界外の差羯磨を禁じ、直ちに此の白入住處の説を擧げて居るが、界外羯磨と、此の白入住處との關係は、毫も見出されないものである。何故に白入住處の戒を定むるに、其の前分に、何の理由ありて、界外羯磨の六群の緣起を述べて居るか甚だ不可解である。蓋し想像するのに、此の『僧祇』の文には、何か錯誤があるらしい。界外羯磨の緣起は、恐らくは此の、第二十三戒の前に置かるべきものではなく、位置に亂雜を來したものであらう。また白入尼住處の戒は、後に白二羯磨と變じたので、唯比丘相互の間に於て、白して入るといふのみなれば、私かに入るを禁じたに過ぎないのであるが、白二の差遣は、嚴重に資格を究め、十法具足しなければ入處を聽さないのであるから、これ白入處の禁は效果はなくなつたわけである。例へば六群の如き、唯白入ならば、六群互に白して入ることが出来るので、『僧祇』の輒教尼の緣起にも、難陀、跋難陀が、上座より次第教誡であるため、容易に自己の順番が來ないので、舍利弗の入るべき次第順の時に、此の二人の入つて教誡せし因縁を擧げて居る。此等は、差遣羯磨以前に白して容易に尼住處に入りしことを示すもので、此の難陀等のことありしより、白二の法を定めたものと想はれる。故に順序から言へば、白入住處戒は前にあり、白二說法戒は後にあるべきもので、唯白入住處戒では、病者のために、此等の規定を除外して、入尼住處が聞せられて居るだけが、此の戒として殘されてある部分で

あらう。其の以外の白は、最早消滅してゐるものである。故に「五分」は、白のことを除いて、單に入住處の戒とし、前戒を説法の戒として居るけれども、入住處は教誡の爲めの入住處で、入住處なくして教誡は出來ないのであるから、之を二つとして、其の分界線は立てられないわけである。故に「四分」も「十誦」も之を擧げてない、唯差遣羯磨の一戒のみにしてゐる所以であらう。いづれにしても、斯くの如く、第二十一輒教尼戒と、「五分」、「僧祇」の第二十三戒との間の關係は、頗る密接なるものがあり、一戒を二戒とし、或は二戒を一戒としたとも見らるべきものであるが、今特に之を別立して表示した所以は、殊に此の第二十三には、問題のあることを注意せんとする意に出でたのである。

(七)、第七十八の打比丘戒と、第七十九の搏比丘戒との區別は、拳と平手との別である。即ち「四分」の制文には、打比丘に就いて、「喜ばずして比丘を打つ者」といひ、「打とは、若しは手、若しは石、若しは杖」とある。搏比丘戒に就いては、制文には、「喜ばずして手を以て搏つ」とあり、釋して「手とは兩手」と言つて居る。然らば、同じ手でも、拳を打とし、手以外では杖と石を打とし、其の他の器物は、打にも入る、搏にも入る、區別がつかないから、「戸闌、曲鉤、拂柄、香爐柄柱」などは共に突き羅として、之を兩戒の下に數へて居る。然し此の搏戒は、若し「四分」以外の諸律に従ふならば、唯擬掌の意味であつて、即ち打たんとする態度を示して威嚇するに止まり、直ちに手を其の

身みに加くへることとはして居ゐないのである。「十誦じゆ」の文もんには、「若もし比丘びく、瞋しん恚いして不ふ喜き心しんを發おこし、掌しやうを舉あげて他たに向むかふは波は逸いつ提だいなり」とあり、「掌しやうを舉あぐるとは、二種しゆあり、手しやう掌とうと脚きゃく掌しやうとなり」と言いつて、手てのみではなく、足あしをも加くへて居ゐる。脚きゃく掌しやうは足あし掌しやうである。「五分ぶん」には、「瞋しんの故ゆゑに、手てを以もつて比丘びくに擬ぎすれば波は逸いつ提だいなり」とあり、「僧そう祇ぎ」には、「掌しやう刀たうを以もつて、比丘びくに擬ぎするものは波は逸いつ提だいなり」とあり、「掌しやうとは手て、刀たうとは手しゆ指しゆ」と解かいせられ、つまり平ひら手てのことである。以上いじやうを以もつて、「四分ぶん」以外いけわいの三さん律りつは、共ともに擬ぎ掌しやうの意いで、搏はくの意いでないことは明あきらかである。故ゆゑに之これを搏はく比ひ丘きう戒かいとするのは當あたらないので、内ない容ようは「四分ぶん」の搏はく比ひ丘きうとは違ちがひ、擬ぎ掌しやう刀たう戒かいと言いふべきものである。上じやう來ら諸しよ律りつの單だん墮だ戒かいを對たい比ひし、一いつ應おう同どう一いつ戒かいを列れつねては見みたが、然しかし其その内ない容ようは、元げん來ら同どう一いつ戒かいと思おもはるるものでも、相さう當たうに後のちには變へん化くわし、分ぶん化くわして居ゐるので、全ぜん然ぜん同どう一いつと速そく斷だんしてはならないのであるから、此これ等らの諒りやう解かいに資しするたため、三さん四しの例れいを出いだして、其その著しきものを知しらしたたのである。尙なほ他たの諸しよ條じょうに就ついても、詳しやう細さいに言いへば、一いつ一いつ說せつ明めいを要やうするものも少すくくはないが、一いつ一いつを述つぶることは、始はじめらく省しやう畧りやくに従したがふのである。

單だん提だいの中うちで、「四分ぶん律りつ」に缺かけて、他たの諸しよ律りつに存ぞんするものは、前まへに述のべた如ごとく、「五分ぶん」では、第二だいに十じゆ三さん不ふ差さ入にふ尼に住じやう處じよ戒かい、第五だいに十八じゆ輕きやう師し戒かい、第九だいに十一じゆ廻ま僧そう物ぶつ戒かいの三さん戒かいで、「僧そう祇ぎ」では第二だいに二十三じゆ、第六だいに十七じゆ、第九だいに十一じゆの三さん戒かいである。此この中うちに於おいて、第二だいに二十三じゆと、第九だいに十一じゆとは「五分ぶん」と同どう一いつであるから、つま

『五分』の三戒以外としては、『僧祇』の第六十七戒だけが残るわけである。然るに『五分』の三戒は、『五分』の比較の際に、既に畧説して居るから、ここには『僧祇』の一戒、即ち第六十七の以指相指戒に就いて一言する。

以指相指戒 制文は、「若し比丘、指を以て相指すは波夜提なり」といふのである。指して人を笑つたり話したりすることが、甚しく人の感情を害するものであることから誠められしものである。

『僧祇』にのみありて他の三律には全く無い戒であつて、配罪は左の如く定められて居る。

波逸提 一指乃至五指にて指す

拳を以て指す

木或は竹にて指す

比丘相争ひ、指にて指す

指にて指し食に就かしむ

竹木にて指し食に就かしむ

偷蘭遮

突吉羅

人の眠れるを起す時は彈指せよ、起きざれば衣を牽け、指にて指すな。老比丘が、不正坐をしたらば、正坐せよと言ひ、覺らざれば、汝の衣を正せと言ひ、なほ覺らざれば、汝の形(部陰)を覆へと言へ、指にて指すな。比丘尼の場合は、慙愧せしむることを避け、方便を設けて、起つて物を取り來

れと命せよ。一般婦女の場合も同じ。姪女の特に醜態を示す時は、黙して避けよ、如何なる場合も指にて指すなど言ふのである。

四律の中に於て、歴史的に、どの律が最も原始的なものであり、どれが最も後世のものであるかといふ様なことを、明快に言ひ得ることの困難なことは、上來の單墮の比較によりて、之を證明し得ると思ふ。何となれば、或る場合は、原始的の形が「十誦」に残つて、「僧祇」に至り、著しく變化してゐることを示す場合がある。さうかと思ふと、「僧祇」の方に、却つて原始的なものがあつて、「十誦」の方で、發達の形を見ることがある。「四分」の塔に關する衆學の二十四戒の如きは、他の諸律に全く見ないもので、其の遙に後世の添加であることは、誰人も疑はないところであるが、然し此の一事から、「四分律」全體の成立の、最も新しいものであると速斷することがあつたらば、それは甚だ危険なりと言はなければならぬ。何となれば、「四分」の方に、却つて他の諸律よりも、却つて古い形を残して居ることも考へ得るからである。例へば「四分」の身口綺戒は、身に二業を合制して居るが、「僧祇」は之を二分して二戒として居る。此等は、二戒を合して一戒としたするのは不當で、一戒が分化して二戒として整理したものである。さうすると、此の戒は、「四分」の方が「僧祇」より古いと考へられなければならぬ。然し「五分」には、餘語戒があつて、身業の惱他戒がない。蓋し是れは、口業が本で身業が後から加はつたものに違ひないから、「五分」の方が「四分」より古いと思はれるのであるが、然

し「五分」の輕師戒が、「四分」に無いところを見ると、輕師戒が後に「五分」に加はつたもので、「四分」が之を除いたものでない限りは、「四分」の方が新しいといふことになる。此等は一例に過ぎないが、部分部分に、各律皆古い形の残つてゐる所があり、特別に新しい發達の跡を示してゐるものがあつて、頗る交錯して居るのであるから、一概に諸律の前後の歴史の次第を立てるといふことは、出来るものではない。蓋し各教團に於て、上座の間に口傳せられ受持せられてゐる間に、別別に起つた變化の上に、相互の史的發達の道を辿らうとしても、それは到底不可能のことであらう。此等のことが、此の單提の比較で、容易に推量され得ると思ふのである。

提舍尼は、大なる相違はないから之を畧するとして、各律の衆學の對照表を掲げやう。蓋し衆學は、「四分律」、「五分律」に於ては一百戒であり、百衆學戒と普通に言ひ慣されて居るのであるが、然し「十誦律」に於ては一百七戒であり、「僧祇律」に於ては、減じて六十六戒である。

『四分』

『十誦』

『僧祇』

『五分』

一、齊整著衣戒

一——一二

一

一——七

下著、高著、象鼻、多羅樹葉、細幅の五を合して

高著、下著、參差、鉞頭、多羅葉、象鼻、鈔掉、細幅、韓、橋兩邊、細幅、周

下著、高著、參差、百幅、石榴花、參飯團、魚尾、多羅樹葉、象鼻の九を合

高著、下著、參差、多羅葉、象鼻、圓捺、細幅の七を各一戒とす。

一戒とす。

齊の十二を、各一戒とす。

して一戒とす。

二、著 三 衣 戒

一三——一六

二

八——一〇

高著、下著、象鼻、多羅樹葉、細構の五を合して之を一戒とす。

高被、下被、參差、齊整の四を各一戒とす。

下被、高被、婆羅大被、婆戴大被、此の四を合して一戒とす。

高被、下被、參差の三を各一戒とす。

三、反抄衣戒

三七、三九

八

一三、一五、一七

不左右抄衣戒、不偏抄衣戒の二戒

右肩反抄、左肩反抄、左右肩反抄の三戒

四、反抄衣坐戒

三八、四〇

一九

一四、一六、一八

不左右抄衣坐戒、不偏抄衣坐戒

右肩反抄坐戒、左肩反抄坐戒、左右肩反抄坐戒

五、衣纏頸戒

六、衣纏頸坐戒

七、覆頭戒

八、覆頭坐戒

九、跳行戒

一〇、跳行坐戒

一一、蹲坐戒

二九

三〇

一八

四四

七

四三

二八 蹲坐戒に對し、二

十七 跳行戒あり。

四二 蹲行坐戒、四十一

蹲に行戒あり。

一一、又 腰 戒

三五

一〇

二九

一二、又 腰坐 戒

三六

二二

三〇

一四、搖 身 戒

四九

一一

一九

一五、搖 身坐 戒

五〇

一三

二〇

一六、掉 臂 戒

四三

一三

三三

一七、掉 臂坐 戒

四四

一四

三四

一八、覆 身 戒

一七

三

一一

一九、覆 身坐 戒

一八

好覆身、好覆身坐戒

一四

好覆身、好覆身坐戒

一二

二〇、左右顧視 戒

二〇

一四

二二

二一、左右顧視坐 戒

二一

一四

二二

二二、靜 默 戒

二五

五

四七

二三、靜 默坐 戒

二六

小聲、小聲坐戒

一六

小聲、小聲坐戒

四八

不高聲、不高聲坐戒

二四、戲 聲 戒

二四

六

不笑戒

四五

二五、戲 笑坐 戒

二五

六

四五

二六、用意受食 戒

七七

棄著手飯戒

五九

不棄飯食戒

四三、噓飯食戒

六九 吸食作聲戒

三八 吸食食戒

六一 吸食不食戒

四四、舌舐食戒

七四 不舐手食戒

三五 不舐手食戒

六三 不舐飯食戒

四五、振手食戒

七六

四一

七二

四六、把散飯戒

六五 手把飯食戒

四六 不以膩手受鉢器戒

六〇 不以食手不提飯器戒

四七、汗手捉飯器戒

七八 不汗手受食器戒

四六 不以膩手受鉢器戒

六〇 不以食手不提飯器戒

四八、棄洗鉢水戒

八四 不應洗鉢水棄白衣

四六 不以膩手受鉢器戒

七六 不以鉢中有食水濕白

含內戒

衣屋內戒

四九、生草上大小便戒

一〇四 不應生草上大小便

六四 不生草上大小便溺

八三 不大小便生草葉上

溺唾戒

唾戒

戒、又大小便木上戒

五〇、水中大小便戒

一〇五 不應淨水中大小

六五 不水中大小便溺唾

八二 不大小便淨水中戒

便溺唾戒

戒

五一、立大小便戒

一〇六

六六

八一

五二、反抄衣說法戒

九五、九六

九三、九四

人左右反抄衣不應衣說法戒、人偏抄衣不應說法戒

不為反抄衣人說法戒、不為左右反抄衣人說法戒

五三、衣纏頸說法戒

五四、覆頭說法戒

九一 人覆頭不應為說法戒

五三 不為覆頭人說法戒

九二 不為覆頭人說法戒

五五、裹頭說法戒 九二 人機頭不應爲說法戒 五四 不爲纏頭人說法戒

五六、又腰說法戒

九四 人叔腰不應爲說法戒

五七、著革屣說法戒

九八 人著革屣不應爲說法戒 五一 不爲著革屣人說法戒

法戒

戒

戒

五八、著木屐說法戒

九九 人著屣不應爲說法戒 五二 不爲著屣人說法戒

八四 人著屣不應爲說法戒

五九、騎乘說法戒

八五 人騎馬不應說法戒 六二 不爲騎乘人說法戒

九六 不爲騎乘人說法戒

六〇、佛塔中宿戒

之より以下第八十四阿闍舍罰伽藍戒に至る二十五戒、並びに第八十五安佛下房戒は、唯「四分律」にのみありて、他の諸律全く之を缺くものであるが、一一の名稱は「五分」の比較表の下に示したれば、ここに當る。

八六、人坐已立說法戒

八八 四八

八七

八七、人臥已坐說法戒

九〇 四九

八九

八八、人在坐已非在坐說法戒

八九、人在高坐說法戒

八九 八九 人在高比丘在下不 五〇

八八 人在高坐比丘在下坐 不應說法戒

應爲說法戒

不應說法戒

九〇、人在前行說法戒

八六 六一

九〇

九一、人在高經行處說法戒

九二、人在道說法戒

八七 八七 人在道中比丘在道 六三 在道外不爲其中人 九一 人在道中比丘在道外

外說法戒

說法戒

說法戒

九三、携手道行戒

五一

二五

九四、上樹戒

一〇七樹道人不應上戒

一〇〇樹道人不得上戒

九五、杖絡囊戒

九六、持杖人說法戒

一〇〇人捉杖不應爲說法戒

五九 不爲捉杖人說法戒

九七 不爲拄杖人說法戒

九七、持劍人說法戒

九八、持矛人說法戒

九九、持刀人說法戒

一〇〇

五七 不爲捉刀人說法戒

九八 不爲捉刀人說法戒

一〇〇、持蓋人說法戒

一〇一

六〇

九五

衆學戒中、他の律に存して、『四分律』に缺けたるものを擧ぐれば左の如し。

「十 誦」

「偈・祇」

「五分」

四、誦 祇 戒

一二、諦 視 坐 戒

九、不 脚 指 行 戒

三九、不 企 行 戒

四〇、不 企 行 坐 戒

一二、不 搖 頭 戒

二二、不 搖 頭 戒

四七、不 搖 頭 戒

二二、不 搖 頭 坐 戒

一九、善攝身坐戒
二〇、善攝身坐戒

二〇、不抱膝坐戒

二一、不高視戒

三五

二二、不高視坐戒

三六

五五、不累脚戒

二二、不交脚坐戒

五六、不累脚坐戒

二三、不呵供養戒

二三、不動手足戒

二四、不呵供養坐戒

四五、搖肩戒

四六、搖肩坐戒

五二、不携手坐戒

二八に不蹲坐戒あり、「四分」には、唯坐の一戒あるのみにて、此の不蹲行戒なし。

二七、不蹲行戒

三三、肘隱入肩戒

三四、肘隱入肩坐戒

三一、不撲頭戒

第四篇 諸律の比較

二七、不隱戒
二八、不隱坐戒

五七、不掌頰坐戒

三一、不拄頰戒

四一、不以衣覆右肩全舉左肩上戒

三二、不拄頰坐戒

四二、不以衣覆右肩全舉左肩坐上戒

四九、不摩序戒
五〇、不摩序坐戒

五三、不翹一脚戒

五四、不翹一脚坐戒

五八、一心受飯戒

三四、一心受食戒

五一

七二、不吐舌食戒

二八

七三

五九、一心受羹戒

六八、不齧半食戒

三二、不嚙半食戒

七〇

七五、不指拔鉢食戒

三四

五六、不曲指拔鉢食戒

三六、不唾指食戒

三九、不全吞食戒

七四

四七、不以鉢中殘食棄地戒

五七、不躡食食戒

六三、不搏飯食戒

七五、不縮鼻食戒

六七

七八、不據呵食戒

五五、不爲抱膝辯人說法戒

五六、不爲憍憍人說法戒

五八、不爲提弓箭人說法戒

一〇三、人提弓箭種種器械不應說法戒

九九
八六、人現臂不應說法戒

九四、人授腰不應說法戒

九七、人以衣覆右肩全舉左肩不應說法戒

上來の對照比較は、専ら律の廣本の本文によつたもので、『戒本』は之を參考したに過ぎない。蓋し『戒本』は、廣律と必ずしも一致しないものであつて、特に『五分』の如きは、前にも述べた如く、二種の『戒本』あつて、其の間に頗る相違のあることを見るのである。今先づ『十誦』に關し、『廣律』との『戒本』あつて、其の間に頗る相違のあることを見るのである。今先づ『十誦』に關し、『廣律』との所謂『十誦比丘波羅提木叉戒本』とを比較し、其の異同を檢校しよう。四波羅夷以下、九十單提の終りまでは、廣戒殆んど一致して居る。僅に十三僧殘の第二十六有難蘭若離衣戒と、第二十七急施衣戒とが、順序が前後して居るのを見るだけのことである。然るに衆學に至りては、彼此の間に少からぬ差異のあることを示すのであるが、全體に於て、既に『廣律』の一百七戒なるに對し、『戒本』は一百十三戒を總數とし、且つ戒目の順序の如きも、大に相同じくないものがある。蓋し此の戒本は、羅什の譯する所のものであつて、弗若多羅等の、『廣本譯出』以前に於て、羅什が、其の携へて來た原本により譯出したところで、後の弗若多羅の誦出と、所傳が同じくなかつたものと見える。現存『廣律』は弗若

多羅の全然暗誦して來たものを譯出したのが最初であつて、途中で弗若多羅が死んだので中止になつたのを、後に來た曇摩流支が、是れは原本を携へて居たので、前の弗若多羅の譯に續いて完了したものと云はれて居る。果して然らば、曇摩流支の傳來本が、羅什『戒本』の所傳とは、其の説を異にして居たものであらう。今此の什譯『戒本』と『廣律』とを對照し、兩本譯語の相違と、相互缺存出入の二點を比較して見やう。譯語の相違は、

『十誦律』

『戒本』

- 第九、不如韓著內衣戒
- 第十、不攝兩邊著內衣戒
- 第十一、不細縷著內衣戒
- 第十二、善攝身入家內及坐戒
- 第十三、不高視入家內及坐戒
- 第十四、不呵供養入家內及坐戒
- 第十五、不蹲行入家內及坐戒
- 第十六、不偏抄衣入家內及坐戒
- 第十七、不翹一脚入家內及坐戒

- 第九、不如兩著內衣戒
- 第十、不生起著內衣戒
- 第十一、不細生疎著內衣戒
- 第十二、善好入白衣舍及坐戒
- 第十三、不眊視入白衣舍及坐戒
- 第十四、不嗅入白衣舍及坐戒
- 第十五、不胡跪入白衣舍及坐戒
- 第十六、不反抄衣入白衣舍及坐戒
- 第十七、不蹻行入白衣舍及坐戒

第六十二、不偏團中食戒

第六十六、不偏列食戒

第六十三、不搏飯食戒

第六十三、搏飯可口食戒

第七十三、不縮鼻食戒

第七十七、不齧食食戒

第七十七、棄著手飯戒

第八十、不棄飯食戒

第八十二、端視鉢食戒

第八十六、一心觀鉢食戒

第六十、不溢鉢受食戒は、『戒本』は、不溢鉢受飯食戒とあり、一字の差がある。次ぎに相互の出入の戒の條目に就いて見るに、其の廣律に存して、『戒本』に缺けて居るものは、大凡左の如くである。

第三十三、不肘隱人肩入家内戒及坐戒

第四十二、不應以衣覆右肩全舉左肩上戒及坐戒

第五十五、不累贅坐家内戒

『戒本』第五十九、第六十に、不累脚入白衣舍戒、及び坐戒あり、今『廣律』には、第五十五に、不累贅坐戒あり、而して第五十六に不累脚坐戒あり、故に不累脚坐戒は、二本一致するも、不累贅は、『廣律』にありて『戒本』になく、不累脚入舍戒は、『戒本』にありて、『廣律』にはないといふこととなるのである。

第六十五、不手把飯食戒

第九十三、不應爲肘隱人肩者說法戒

第九十七、不應以衣覆右肩全舉左肩上人說法戒

次に、『戒本』に存して、『廣律』に缺けてるものは、左の如し。

第二十五、不自大入白衣舍戒及坐戒

第三十七、不現胸入白衣舍戒及坐戒

第三十八、不現脇入白衣舍戒及坐戒

第三十九、不現脇入白衣舍戒及坐戒

第五十九、不累脚入白衣舍戒

第六十、不累脚白衣舍坐衣は、『廣律』にも存することは、前に述べしが如し。

第九十八、人現胸不應說法戒

第九十九、人現脇不應說法戒

第二百二、人放衣掉不應說法戒

等である。此の外に『廣律』の第一百二不爲捉刀人說法戒は、『戒本』では、第一百七人捉五尺刀不應說法戒、第一百八人捉小刀不應說法戒の二戒に分れてるといふことも、注意を要するものである。

『五分』の二種の戒本の中、『彌沙塞五分戒本』と題する方は、全然『廣律』に一致して居るから、是れ

は問題ではない。他の一本、即ち『五分戒本』、「亦名彌沙塞戒本」と註せられて居るもので、ここでは

假り之を異本の『五分戒本』と呼ぼう。扱此の『異本』も、三十捨墮の中で、第二十五の不貼坐具戒に於

て、坐具を敷具とし、「若し比丘、新敷具を作らば、應さに故敷具四邊各一佛揅手を取るべし、懷色の爲めの故に」といひ、坐具を敷具とした譯は、他に多く例を見ない。又臥具も、同じ様に皆敷具とし、新橋奢耶作敷具(乞毘)、純黑毛作敷具(黑毛臥)、二分黑三分白四分下作敷具(白毛三)、減六年不捨故敷具(三衣)等の諸戒と共に、悉く皆敷具としてある。以上の外は、四波羅夷以下三十捨墮までは、「二戒本」は、大體一致して居るわけである。九十單墮に至り、順序の上には、非常な前後轉倒を見るのであるが、然し内容に於ては、甚しき相違はないのである。唯「異本」に特色な點は、「彌沙塞五分戒本」が、「廣律」と同じく、一戒として居るところの用蟲水戒を、他の諸律と同じ様に、分ちて二戒となして居るといふことで、即ち第二十戒に、蟲水澆草土戒(他の律の)あり、第四十一戒に用蟲水戒(他の諸律の飲蟲水戒に當る、但し戒の意は、狹き意味の水)があるのは是れである。然し「廣律」の方は、此の「異本戒本」よりも、僧不差入尼住處戒と、廻僧與餘人戒との二戒を増して居るので、前者は第二十三戒にあり、後者は第九十一戒にある。但し此の二戒は、「四分」と「十誦」にはないもので、唯「僧祇」と「五分」にのみあるものであることは、前に述べし如くである。随つて此の「異本」は、此の二戒を缺いてること、蟲水に二を分けること等は、大に「四分」、「十誦」に一致して居るといふことになるのである。兎に角戒目の數から言へば、「廣律」の方が一戒多いことになり、「異本戒本」九十となるのは、此の理由によるのである。なほ「五分」の獨特である輕師戒は、「異本」で

は、不恭敬上座戒として第七十九に列せられて居るが、上座恭敬と和上阿闍梨に對する敬意とは、其の意に相違がある様である。兎に角「四分」には此の戒と入比丘尼住處の二戒を缺いて居るのであるが「異本」は、多くの點に於て、前述の如く寧ろ「四分」に一致して居るにも拘はらず、此の輕師の一戒は「五分」の廣本と相似て、之を存して居るのである。尙ほ「廣」戒二本ともに觀軍戒、有緣軍中過限戒、觀軍合戰戒の中、後の三戒に就いて、「廣律」には、「因緣ありて軍中に至り、乃至二三宿し、若し過ぐれば波逸提なり」といひ、また「因緣ありて軍中に到り、二三宿して軍陣合戰を觀るは波逸提なり」と言つて居るのに、「異本」では、「軍中に往き、二宿を過ぐれば波逸提なり」とし、二宿と確定して居るのは、「廣律」の、三宿過ぎて明相出時を波逸提とするとは、其の説の全く異なるものである。又觀軍合戰戒の方には、「異本」には、二三等の語はなく、單に「往いて軍の器仗を看るものは波逸提なり」と言つて居る。

衆學戒は、「廣律」は一百戒であるが、「異本」は一百八戒である。即ち「異本」は「廣律」よりも、其の戒目が八戒多いことになるのであるが、然し彼此の出入存缺があるので、「廣律」の方に在りて、「異本」に無いものが十七戒あり、「異本」に存して「廣律」に無いものが二十五戒もあるのである。所謂「廣律」の十七戒とは、先づ「異本」の反抄衣戒に四種の別あるに對し、「廣律」には六種あるが故、「廣律」は既に二條の多きをここに見るのである。即ち

第三十五、不反抄衣戒

第十三、不反抄衣著右肩上戒

第十四、不反抄衣著左肩上戒

第三十六、不反抄衣坐戒

第十五、不反抄衣著右肩上坐戒

第十六、不反抄衣著左肩上坐戒

「廣律」

第三十七、不左右反抄衣戒 | 第十七、不左右反抄衣著兩肩上戒

第三十八、不左右反抄衣坐戒 | 第十八、不左右反抄衣著兩肩上坐戒

是れは、畢竟同一戒であるけれども、廣器によつて其の數を別にして居るといふに過ぎないものである。此の外の十五戒といふのは、

第二十七、不隱人戒及坐戒

第三十七、不左右顧視戒及坐戒

第四十二、不企行戒及坐戒

第四十五、不戲笑戒及坐戒

第四十九、不庠序戒及坐戒

第六十一、不吸食戒

第六十四、不滿手食戒

第六十七、不縮鼻食戒

第七十一、不舒臂取食戒

第七十八、不嫌呵食戒

次に、「異本」の二十五戒を擧ぐれば、左の如し。

第十五、不好戒及坐戒

第十八、不艱戒及坐戒

第二十九、不自大戒及坐戒

第二十七、不幘頭戒及坐戒

第三十二、不現胸戒及坐戒

第三十三、不現脇戒及坐戒

第三十九、不放衣跳戒及坐戒

第三十四、不躡行戒及坐戒

第四十、不累脚戒及坐戒

第五十一、不躡行戒及坐戒

第五十三、不累脚戒及坐戒

第六十二、不鉢中擇好食戒

第九十一、人幘頭不爲說法戒

第九十二、人扱腰不爲說法戒

第九十四、人現脇不爲說法戒

此の二十三戒の外に、『廣律』の第五十一一心受食戒を、『異本』は一心受美戒と、一心受食戒の二戒

とし、第五十七、第五十八に列し、また『廣律』第九十八捉刀人不應爲說法戒を、『異本』では、人捉五

尺刀不爲說法戒と、人捉小刀不爲說法戒の二戒として、之を一百二、一百三戒に列してあるから、此

の說法戒に於て、『異本』は二條を増して居るわけである。『異本』は二十五戒、『廣律』は十七戒である

から、『異本』の總數八戒の多きを見ることとなつて居るのである。蓋し『異本戒本』は、明藏所收であ

つて、『五分』の本律と一致する、『彌沙塞五分戒本』は高麗藏所收であるが、佛陀什所譯のものとして

は、信を此の高麗本に置くべきであらう。然らば此の『異本』なるものは、どうして出來たものである

かといふに、その詳細は知るよしもないが、然し其の『四分』、『十誦』等に著しく類してるところを

見ると、恐らくは『四分』、『十誦』の盛んに行はるるに際し、之を參照して手を加へ、後人の手によつ

て改作せられしものではないかと推想さるるのである。既に比丘戒について、諸律の對照を試みたのであるから、順序として、次ぎの比丘尼戒に關する、四律の異同を比較することにする。

八種の波羅夷については、其の順序内容ともに、諸律の間に甚しき相違はないが、僧殘に就いては、『僧祇』以外は總べて十七戒である。唯『僧祇』のみは、獨り十九僧殘であるが、其の重なる理由は四獨戒の、獨渡水、獨入村、獨宿、獨在後行の中、前三戒を別戒として開き、戒目を立てた爲めである。但しそのみではない、其の外にも、他の律にはないところの、『僧祇』特殊の戒目も存するのである。なほ四律を對比すれば、畧ぼ左の如くである。

『四分』

『十誦』

『僧祇』

『五分』

- 一、媒 嫁 戒
- 二、無 根 謗 戒
- 三、假 根 謗 戒
- 四、言 人 戒
- 五、度 賊 女 戒
- 六、界 外 解 舉 戒
- 七、四 獨 戒

- 一
- 二
- 三
- 七
- 八
- 九
- 六

- 一
- 二
- 三
- 四
- 八

- 一
- 二
- 三
- 七
- 四
- 五
- 六

五、獨 出 聚 落 戒
 六、獨 渡 水 戒
 九、獨 渡 水 戒

八、受漏心男子食戒	四	一一	八
九、勸受染心男子食戒	五	一二	九
一〇、破僧違諫戒	一〇	一三	一〇
一一、助破僧違諫戒	一一	一四	一一
一二、汙家攢謗違諫戒	一二		一三
一三、惡性拒僧違諫戒	一三	一六	一二
一四、習近住違僧三諫戒	一六	一七	一四
一五、謗僧勸近住違諫戒	一七	一八	一五
一六、瞋心捨三寶違諫戒	一四	一九	一七
一七、發起四諍謗僧違諫戒	一五	一五	一六

七、度主不聽女戒

一〇、先不語僧捨羯磨戒

次に捨墮罪は、諸律通じて、其の數三十といふことに於ては一致して居るのであるが、然し戒目に至りては、必ずしも同一ではない。即ち左の如し。

『四分』

『十誦』

『僧祇』

『五分』

- 一、長衣
- 二、離衣宿
- 三、月望衣
- 四、非親俗食
- 五、過分衣
- 六、勸增衣價
- 七、二家增衣價
- 八、忽切衣價
- 九、畜錢寶
- 一〇、賀寶
- 一一、販賣
- 一二、乞鉢
- 一三、使織師織
- 一四、增衣纒

- 一
- 二
- 三
- 五
- 六
- 二二
- 二二
- 七
- 八
- 九
- 一〇
- 一一
- 一二
- 一三
- 一四

- 一
- 二
- 三
- 七
- 六
- 八
- 九
- 一〇
- 四
- 五
- 二五
- 二二
- 二六
- 二七

- 一
- 二
- 三
- 四
- 五
- 六
- 七
- 八
- 一八
- 一七
- 一六
- 一五
- 九
- 一〇
- 二七

一五、奪衣

一五

二四

一一

一六、畜七日藥

一八

二三

一三

一七、急施衣

二六

二八

一四

一八、廻僧物

一七

三〇

一二

一九、互乞蘇油

二五

一九

二〇、互用堂直

二八

二五

二一、互用自求施

二七

二八

二二、互用別房直

二六

二六

二三、互用房舍直

二九

三〇

二四、長鉢過限

一九

二二

三〇

二五、十六枚

二二

二九

二六、病衣後違

二二

二二

二七、時攝非時

二二

二〇

二八、賀衣強奪

二二

二一

二九、重衣

一九

二三

二〇、時衣作非時衣分
二二、非時衣作時衣分

二四、乞 金 銀

一四、畜 長 鉢

一五、畜 長 衣

一七、摘衣不縫過限

一八、取他衣不爲受具

二九、知他市抄賣

此の對照表中に於て、注意すべき要點を、左に列記する。

(一)、「四分」の四互用戒に對して、「五分」にも四互用戒がある。然し「十誦」と「僧祇」には三互用あるのみである。加之、其の互用の意義も、諸律の説くところ各其の主意に多少の差があるので、表中の對配の如きも、姑らく一應の便宜によりしものであつて、殆んど全く當つては居ないのである。

今「五分」の説より漸次之を畧解して見やう。「五分」では、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八が、即ち四互用戒に當るものであるが、其の第二十五戒は、「若し比丘尼、僧の爲めに是の事を爲し、居士より乞うて餘に用ふるものは尼薩耆波逸提なり」とあるから、「僧の爲めに一人より乞うて餘に互用する者」である。第二十六戒は、「若し比丘尼、僧の爲めに是の事を爲し、衆多の居士より

乞うて、餘に用ふるもの」とある。前は所乞が一居士であり、後は多數居士である。第二十七は、「自ら是の事の爲めに一居士より乞ひ、自ら餘の用を作すもの」といひ、二十八戒は、「自ら是の事の爲めに、乃至衆多の居士より乞ひ、自ら餘の用を作す」とある。故に「五分」では、

僧の爲め

一人に乞ふ

餘用

僧の爲め

衆多人に乞ふ

餘用

己れの爲め

一人に乞ふ

餘用

己れの爲め

衆多人に乞ふ

餘用

となるのである「僧祇」は、第十一、第十二、第十三の三戒が、互用戒であるが、第十一戒は「若し比丘尼、牀蓐のために乞うて、自ら衣鉢飲食疾病の湯藥を作す者は、尼薩耆波夜提なり」といひ、是れは僧の爲めの乞ひである。第十二戒には、「人は是れを作さんが爲めに與ふ、而も彼の用を作すもの」とあり、是れは自己の爲めに乞ふものである。第十三戒は、「食のために乞ひ、衣鉢飲食湯藥を作して受用せば」と言つて、是れも僧のために乞ふのである。故に此の三戒は、

僧の爲め

己れに互用

己れの爲め

目的變更

僧の爲め

多分自己に互用

此の三戒は、僧のために乞ひしものも、己れの爲めに索めしものも、皆目的を變更して己れに互用

することを意味して居るのである。其の中の二は、純然たる目的變更の互用であり、一は、僧物を自己に互用するので、三は施物の大部を自己に互用し、小部を目的に使用するのである。律文には「己れ得じりて、自ら食を作り、及び衣鉢を買ひ、餘殘は施食を作る」とある。是れは僧のために食を作ると言ひて得し施物にて、自己互用の小部の餘殘のみを目的に使用、施食を作りしことを指すのである。「十誦」の説は、第二十六戒は、「若し比丘尼、僧事の爲めに乞ひ、餘事の用を作さば尼薩耆波逸提なり」とあり、僧房を作るといふが如き、僧事の爲めに乞ひ、自己に互用するものである。第二十七戒は、「自らは是の事の爲めに乞ひ、餘事の用を爲す」とあり、是れは、自己の爲めに乞ひ、目的を變更して互用するものである。第二十八戒は、「多人の爲めに是の事を乞ひ、餘事の用を爲す」とあり、多人の爲めに乞ひ、自己に互用するの意である。即ち

僧事の爲め

自己に互用す

自己の爲め

目的變更自己用

多人の爲め

自己に互用す

となるのである。然るに「四分」の意は、第二十戒は、「若し比丘尼、檀越所爲の僧施と異なることを知り、廻して餘用を作すものは、尼薩耆波逸提なり」とありて、僧の爲めに施せしものを、目的を變更して僧に互用するの意である。第二十一戒は、所爲の施と異なる、自ら求めて僧の爲めに廻して

餘用をなす」とあり、是れは他の一人のために自ら求めて、僧に互用し、しかも目的を變更し、衣のために乞ひ、食を作るが如きは、是れを所爲の施と異なりと言ふのである。第二十二は、「檀越の所施物と異なる、廻して餘用をなす」とあり、これは自己の爲めに求めて、目的を變更し互用するのである。第二十三戒は、「檀越所爲の施物と異なる、自ら求めて僧の爲めにし、餘に廻用す」とあり、是れ僧の爲めに求め、僧に互用すること、二十戒に等しきも、二十戒は他施であり、此の二十三戒は自求である。『四分』では、他施と自求とで、此の四互用區分の一要點とせられて居ることは、他律に見ないところである。故に『四分』の四互用は

僧の爲め

他與

僧に互用

他の爲め

自求

僧に互用

己れの爲め

目的變更

僧の爲め

自求

僧に互用

となるのである。以上の次第であるから、諸律の所説、互用の意に於て必ずしも同じくないことは明である。之を更に列示すれば、

第二十、爲僧他與僧互用戒

『四分律』第二十一、爲他僧自求僧互用戒

第二十二、爲己求爲己互用戒

第二十三、爲僧僧自求僧互用戒

第二十五、爲僧乞一人施互用戒

第二十六、爲僧求多人施互用戒

第二十七、爲己求一人施互用戒

第二十八、爲己求多人施互用戒

第十一、爲僧求爲己互用戒

第十二、爲己求爲己互用戒

第十三、爲僧求爲己多分互用戒

第二十六、爲僧求爲己互用戒

第二十七、爲己求爲己互用戒

第二十八、爲多人求爲己互用戒

『五分律』

『僧祇律』

『十誦律』

となるのである。之によつて見ると、『四分』の第二十二戒と、『僧祇』の第十二戒と、『十誦』の第二十七戒との三は畧ぼ三律共通であり、僧祇の第十一と、『十誦』の第二十六も、二律共通と言つて宜いが、他には殆んど共通のものなしと言つてよいのである。つまり『四分』には、他與と自求とを、

特殊條件として居つて、他には之を準據として、互用の區別を立てるものがないのであるから、他律と『四分』との、共通なることはあり得られないわけである。之と同様の理で、『五分』は、一人施、多人施を特別の條件として居るので、是れまた同様の類別法は他律にない。『僧祇』の第三の多分互用は他に見られないもので、僧の爲め、自己の爲めに求めて自己に二種に大別し、之に此の多分互用を加へたのが、『僧祇』の特色であり、『僧祇』と前二は同様でありながら、爲多人求といふ一項を加へたのが、『十誦』の特色である。『僧祇』は使用する方で、多分使用を問題とし、『十誦』は所乞の境で、多人より求むることを問題としたものである。

(二)、法穎の纂集した『十誦戒本』は、現存『十誦戒本』の唯一のものであるが、之によると、『十誦』の尼捨墮には、第十八戒が缺けて無いことになる。何となれば十五戒までは、『四分』の尼戒に準じて數へ、十六、十七、十八の三戒だけは、『十誦』の比丘戒により、順序を改めて、急施衣、廻僧物、畜七日藥として居るが、若し此の順序により、精確に推考すると、どうしても十八戒は無いこととなるわけである。此の事をいふには、大體『十誦』の尼戒目の順序に就いて一應述べて置く必要がある。法穎によれば、『十誦』の捨墮は、第一の長衣戒より、第十八の廻僧物戒までは、大體『四分』と同様である。然し『四分』第七戒の二家勸増衣價戒のみは、『十誦』では遙に後部の第二十三戒になつて居るから、ここでは之を除くのが至當である故、一戒づつ順次に繰り上げらるるが爲め、廻僧物戒は、

第十七戒となるのである。ここまでは、『十誦律』としては比丘戒と等しきを以て、尼戒には之を列擧すること省き、「尼三十捨墮法第三」の題の下に、「此の中の十九は、同じきが故に出さず、餘の同じからざるものは、具さに之を出す」と註し、比丘と同じき前十九戒は、之を畧することを明にして居るのである。但し實際に於ては、十八戒までが畧せられて居るので、第十九の長鉢過限戒から第三十の輕衣戒までは、全部律文に出て居るのである。何故第十九戒を出してあるかといふに就いては、此十九戒の文の終りに、註して「前註既に同じきが故に出さずと云ふ、此比丘と同じ、何ぞ獨り重ねて出せる、此れは唯一夜、彼れは十日を過ぐるのみ」と註して居るのである。即ち長鉢戒は、比丘戒と尼戒とは大に性質を異にし、比丘戒では十日の間があるが、尼戒は一夜にして罪となるので、ここに特に出したといふことである。此の事は前に既に詳に説明した問題である。但し此の註の如くならば、前註に十九とあるのは誤りで、十九は同じくないのであるから、十九同じきが故に出さず」とあるのは、十八と改めなければ意味を爲さないわけである。是れはどうしても、何かの錯誤である。いづれにしても、斯くの如く、十九戒以下は尼戒律文に明瞭なのであるから、別に論はないのであるが、律文に畧せられて居る前十七戒を、單に「四分」の尼戒に順じ、數へ去る時は、其の最後の十七戒廻僧物と、律文十九の長鉢戒との間の、第十八戒が見出されないこととなるのである。是れはつまり尼戒の二家勸増衣價戒が、第二十三に記述せられて居るといふこと

から起る問題である。若し此の戒が、第二十三戒になく、『四分』と同じく第七戒にあつたならば、廻僧物戒は第十八戒となり、直ちに長鉢戒と接続するのである。然しながら、これは僧頼が、十七戒までを、『四分』によつて數へて、其の數を合せた結果で、換言すれば、『十誦』の尼戒は、十九戒以前は比丘戒に同じとあるので、其の比丘戒は、『四分』の尼戒に準じて數へても同一であるといふ前提の下に考へられたことである。『戒本』は、即ち此の説で、十八戒までを大體『四分』の尼戒により、數へて行つたのである。但し第七の二家勸増戒は、『四分』では、二家勸増衣價で、比丘が兩家に向つて、合して一衣を作り、衣價を増すことを求むるの戒であるが、『十誦』では、二家ではなく數家である。故に律には、偷羅難陀比丘尼が、衆多の居士居士婦が、各各一衣を作りて、偷羅難陀に與へんとするを聞き、偷羅難陀が、此の衆多の居士居士婦に對して、合して一衣を作り、衣價を増さんことを求むる緣起を述べ、「諸の居士、先きに辨ずるところの衣價、更に再三倍の價を出して衣を買ひ、比丘尼に與へ竟る」とある。故に制文には、「數多非親里の居士居士婦、各各衣價を辨じて是の言を作さく、我等是の衣價を持つて、各各如是如是の一衣を買うて我れに與へよ、好の爲めの故に」とある。是れ衆多居士家に對する勸増衣價であるが、理として二家と多家と素より二戒あるべきではないから、此の『十誦』尼戒に於ては、當然前の七戒を除くべきであらう。然るに若し斯くの如くする時は、自然十八戒を失ふべきが故、法頼は、前の第七の二家勸増戒を其のままに存

一一、乞 鬻 綿	二一、長 鉢	一三(一一)
一二、純 黑 毛	二二、乞 鉢	一四(一二)
一三、二分黑毛	二三、織 師	一五(一三)
一四、減 六 年	二四、増 衣 纒	一六(一四)
一五、新敷座具	二五、奪 衣	一七(一五)
一六、持 羊 毛	二六、右難 蘭 若	一八(一六)
一七、浣 染 毛	二七、急 施 衣	
一八、取 寶	二八、雨 浴 衣	
一九、買 寶	二九、廻 僧 物	一九(一七)
二〇、賣 買	三〇、蓄 七 日 藥	二〇(一八)
		一一(一〇)

これによつて想ふに、此の二十戒中より、勸増と二家勸増の二戒を除き、總べて十八戒とし、以て十九の長鉢戒に連續するのが、尼戒の意味であるに相違ない。勸増と二家勸増は、後の第二十三に合して、一戒としたものと見るのである。然らずして、若し七戒に勸増を存し、二十三戒に二家勸増を置くとするのは、二戒の順位が甚しく穩當を缺くこととなる、此の二戒必ず相並び數へらるべきもので、斯く位置の分離して數へらるべきものではないからである(忽切以下は、下の括弧内の)。以上によりて、法穎の『戒本』が、十八戒までの數へ方を、『四分』に取つたのが、誤謬の根本であつたことが、證明されたと思ふ。換言すれば、『廣律』尼戒の捨墮は、法穎の『戒本』を信じては、危険であ

るといふことを言ふのである。

(三)「僧祇律」では、衣に就いて、長衣過限戒と長衣戒とを二戒とし、鉢に就いても、長鉢過限戒と長鉢戒とを分ちて二戒として居る。是れは他の律には全く見ないところで、特殊であるといふことが出来る。尤も第一の長衣過限戒は、偈に僅に「十日」の二字あるのみで、甚だ簡單ではあるが、然し十日を開する長衣戒であることは更に疑ふべき餘地はない。之に相對して長鉢過限戒も、偈には唯「長鉢」の二字あるのみで、何等の説明も解釋もないのであるが、然し是れも長鉢過限戒であることは言ふまでもない。偈は次項に擧げて居るから、之によつて知るべきである。此の二戒は、共に淨施せずして、十日以上の畜持を許さない戒であるが、第十四、第十五の二戒は、衣も鉢も共に其の數量の限度を知らしむる戒で、つまり過限戒は畜持の時間に限るものであり、衣鉢二戒は、其の數量に限るものである。故に第十四戒には、「比丘尼、十六枚の鉢を畜ふることを得、一は受持し、三は淨施をなし、四は過鉢、四は減鉢、四は隨鉢なり、若し過ぎて畜ふる者は尼薩耆波逸提なり」とあるにて知らるる。故に此の戒は、「四分」の十六枚戒に似たものであるが、十六枚戒は、釜瓶等の雜用具十六枚を意味するので、「僧祇」の此の戒は、十六鉢であるから、全く別戒と見なければならぬ。第十五の畜長衣戒も、「比丘尼、二十衣を畜ふることを聽す、五衣は受持し、十五衣は淨施し已りて受用せよ、若し是れを過ぎて畜ふるものは尼薩耆波逸提なり」とある。以て第一戒との相

違を知るべきであると共に、鉢の十六枚を聴し、衣の二十を聴す等、『僧祇』の制の漸く寛に至れるを示すものと見ることが出来るものであらう。

(四)、『僧祇』の三十捨墮の名を擧ぐるや、第一戒より第十戒までは、單に偈を以て戒の名目を示したのみで、それは即ち左の如きものである。

(1) 十日離衣宿、非時捉金銀、賣買乞衣、聽乞得取二、辨衣二居士、王臣次第第十、
と言ふものは是れで、

一、十	日	長	衣
二、離	宿	離	衣
三、非	時	月	望
四、捉	金	銀	寶
五、賣	買	畜	寶
六、乞	衣	買	寶
七、聽	乞	過	衣
八、辨	衣	分	取
九、二	居士	俗	衣
一〇、王	臣	勸	衣
		增	價
		勸	增
		二	家
		勸	增
		忽	切
		切	衣
		價	價

月望衣は、衣財不足の時、非時衣を受くるを聴す戒であるから、非時と言つたのである。俗人乞衣

の戒は、二衣を受くることを聽す戒で、聽取二衣戒とも言ふのである。王臣は蓋し忽切索衣價戒で王及び王の大臣、使をして比丘に衣直を送らしめしに、比丘之を勝手に受けず、他に托して保管せしむることより起る戒であるから、王臣と言つたのである。此等十戒は、「比丘法の中に廣く説くが如し」とあり、比丘戒中に説かれて居る故、尼戒には畧せられて居るのである。第十一戒以下二十戒までは、特に詳細であり、第二十一戒以下は、また偶頰になつて居るので、

長鉢減五綴、七日瞋奪衣、賣金并乞縷、織織及急施、抄市廻僧物、

といふのである。即ち中間長行中に説かれて居るのは、三互用と畜鉢と、畜長衣、棄衣奪還、擿衣不絶過限、取他衣不爲受具、重衣及び輕衣である。

一一、爲僧求爲己互用

一二、爲彼求爲此互用 三互用

一三、爲僧求多分爲己互用

一四、畜 鉢 衣

一五、畜 長 衣

一六、棄 衣 奪 還

一七、擿衣不絶過限

一八、取他衣不爲受具

一九、重 衣



二〇、輕	衣	輕	衣
二一、長	鉢	長	鉢
二二、減	緹	乞	鉢
二三、七	日	七	藥
二四、曬	奪	奪	衣
二五、賣	金	取	賣
二六、乞	縷	乞	縷
二七、緞	織	織	師
二八、急	施	急	衣
二九、抄	市		
三〇、廻	僧	廻	僧

此の二十戒中で、他律に見ないものが畜鉢、畜長衣、擲衣、取他衣及び抄市の五戒である。但し擲衣と他衣は、此の律では、捨墮以外の輕罪に加へて居るもので、即ち擲衣戒は「若し比丘尼、故僧伽梨を、若しは自ら擲み、若しは人をして擲ましめ、五六日を過ぎて自ら縫はず、人をして縫はしめざれば、病を除いて尼薩耆波逸提なり」とあるものであるから、是れは『四分』の尼單提八十四（比丘戒一百三）の、時中縫大衣過五日戒と同一のもので、唯彼れは五日とし、是れは五六日としてあるだけの相違である。又取他衣戒は、制文に「若し比丘尼、式叉摩尼に語りて言はく、汝我れに衣

を與へよ、當さに汝がために具足を受けしむべしと。衣を取り已りて具足戒を與受せざるものは尼薩者波逸提なり」とあるので、是れは「四分」尼單提百八比丘戒一百三十七の取他衣不爲受具戒と、全く同一のものである。抄市戒は、「若し比丘尼、他の市ひ得たるを知り、而も抄買するものは尼薩者波逸提なり」とありて、一商人の商品を、他の商人購入の約束をなせしことを知り、途中に於て、更に高價を以て遮り買收することである。委しく言へば、之を知他市買抄買戒と名くる。斯くの如く、他律に見ざる五戒が、「僧祇」の捨墮中に存するといふことは、他律捨墮中の五戒が、此の「僧祇」捨墮中には缺けて居るといふことを意味するので、其の缺けて居るものは、前表にあつて知らるる如く、

一九、互乞蘇油

二〇、互用堂直

二五、過畜十六枚

二六、先許病衣

二七、時攝非時施

の五戒である。なほ比丘尼戒に比して尼戒に除かれてあるものにつき、

比丘尼取衣より、及び浣染と淳黑と三分白と嚮舍耶と六年と尼師壇と三由旬と擘羊毛と雨浴衣と

阿練若處と、此の十一事は、出して説かざるべし。

とある。是の十一事を尼戒に除くことは、諸律共通である。

(五)、『十誦』の第二十四乞金銀戒も、他律に見ない特殊のもので、比丘尼が、自己の爲めに、金銀を求むるを禁ずるのである。制文には、「若し比丘尼、自ら身の爲めに金銀を乞ふものは、尼薩耆波夜提なり」と言ふのである。どうして是れが比丘尼になくして比丘尼戒にのみあるかは不明であるが恐らくは尼にかかる行爲のあつたといふ、特殊の事情に基くものかも知れない。

捨墮終り、次ぎに單提の比較表を出さう。

『四分』^{一百七}_{十八}

『十誦』^上

『僧祇』^{一百四}_{十一}

『五分』^{二百}_{十一}

一、小 妄 語 戒

一

一

一

二、罵 戒

二 形相比丘尼戒

二 種類形相語戒

二 毀誉比丘尼戒

三、兩 舌 戒

三

三

三 兩舌開亂比丘尼戒

四、同 男 子 宿 戒

五〇

四〇

五、與未受人宿過限戒

三九

三二

七

六、向非其人說龜罪戒

七

八

九

八、實得道向未其人說戒

六

七

八

九、與男子說法過限戒

六

七

四

一〇、搦 地 戒

五七

五三

四三

一一、瘞 生 種 戒

一〇

一一

一一

一二、身 口 綺 戒

一二 用異事默然憍他戒

一二 異語憍他戒

一二 故不隨問答戒

一三、塗 罵 潛 知 事 戒

一一 瞋譏僧所差人戒

一三 嫌責戒

一三 誣說僧所差人戒

一四、露處敷僧物戒 一三 露地敷僧臥具戒
 一五、覆處敷僧物戒 一四 房中敷僧臥具戒
 一六、強敷坐戒 一六
 一七、率他出房戒 一五
 一八、坐脫脚牀戒 一七
 一九、用蟲水戒 一八 蟲水澆草和泥戒

(下に別に第二十
六用蟲水戒あり)

(第四十一に飲
蟲水戒あり)

一四 一四
 一五 一五
 一七 一七
 一六 一六
 一八 一八
 一九 一九

二〇、覆屋過三節戒 二〇
 二一、施一食處過受戒 二一
 二二、別衆食戒 二二
 二三、取歸雜賈客食戒 二一
 二四、非時食戒 二三
 二五、食邊前戒 二四
 二六、不要食戒 二五
 二七、不啜同利入聚戒 六五
 二八、食家強坐戒 二七
 二九、屏處與男子坐戒 二八
 (食家中有賣在屏處坐戒)

(十九に與一比丘
屏處坐戒あり)

二一 二一
 二二 二二
 三〇 三一
 二一 二一
 二二 二二
 二八 二八
 二六 二六
 二七 二七
 二五 二五
 六五 六五
 二七 二七
 四三 四三
 四四 四四
 二八 二八
 二六 二六
 六三 六三
 二九 二九
 一〇 一〇
 一一〇 一一〇

(獨與男子露處坐戒)

(一二二に與丈夫屏處坐戒あり)

- | | | | |
|------------|----|------------------------|----------------------------|
| 三一、驅他出聚戒 | 三六 | 三四 | 五七 |
| 三二、過受四月藥請戒 | 五八 | 五四 四月別請戒 | 四五 |
| 三三、觀軍戒 | 三〇 | 四五 | 三〇 |
| 三四、有緣軍中過限戒 | 三一 | 有緣軍中過二夜宿戒 | 四六 有緣軍中宿過三夜戒 |
| 三五、觀軍合戰戒 | 三二 | 二夜宿中觀軍陣軍器合戰戒 | 四七 軍中三宿看軍發行牙旗鬪勢戒 |
| 三六、飲酒戒 | 六三 | 五六 | 四一 |
| 三七、水中戲戒 | 四九 | 五〇 | 三九 |
| 三八、擊擲戒 | 四八 | 四八 | 三八 |
| 三九、不受諫戒 | 六二 | 不恭敬戒 | 五七 輕他戒 |
| 四〇、怖比丘尼戒 | 五一 | 四〇 | 五五 |
| 四一、半月浴過戒 | 四五 | 三一 | 五二 |
| 四二、露地然火戒 | 三七 | 二九 | 五〇 |
| 四三、藏他衣鉢戒 | 五二 | 二二 淨施衣不捨用戒 | 五九 |
| 四四、眞實淨不語取戒 | 五三 | 與衣強奪取戒 | 六二 淨施衣強奪取戒 |
| 四五、著新衣戒 | 四四 | 不以三種壞色著新衣戒 | 三八 |
| 四六、奪畜生命戒 | 四六 | 五 傷文中に脫命(異本斷命)とあり、蓋し此の | 三六 「廣律」に此の戒目なし、「廣律」の第三六は、次 |

〔戒本〕によるに、「十誦」以下に藥請の語なし、然れども、皆藥請の戒ならん

奪者生命戒ならん

ぎの疑懼戒である。「戒本」に之を加へたり、故に「戒本」は、「廣律」に比するに三六以下順次一數を増す、三六は、「戒本」と、「廣律」と重複することとなる

四七、飲 蟲 水 戒 二六 用蟲水戒 四一

四八、疑懼比丘尼戒 四七 二〇

四九、覆他畜罪戒 三五 四

五〇、發 諱 戒 四 五

五一、與賊期行戒 五六 四八

五二、惡見違謙戒 四〇 三五

五三、隨學比丘尼戒 四一 三六

尼共事共住共同室宿戒

五四、隨攬沙彌尼戒 四二 三五

五五、拒勸學戒 五九 四六

五六、與比丘尼戒 九 一〇

五七、恐舉先言戒 六七 不攝耳戒 六〇

五八、匡勸善後悔戒 八 善勸與後還戒 九

五九、不 毀 戒 六一 斷事時默然去戒 五九

六〇、與欲後悔戒

三八

三三

六一、屏籬四誨戒

六一 盜生立聽戒

五八 默然立聽戒

六二、瞋打比丘尼戒

三三

四八

六三、搏比丘尼戒

三四 舉掌擬戒

四九 掌刀擬戒

六四、無根淺謗戒

五四

六九

六五、突入王宮戒

六六

六二

六六、捉糞戒

四三

三九

六七、非時入聚落戒

六四

六四

六八、過量林足戒

六九

六四

六九、兜羅綿鉢蓐戒

七〇

六五

七〇、食蒜戒

七二

八〇

七一、剃三處毛戒

七三 剃大小便處毛戒

七三 腋下隱處毛戒

(一百八十二燒隱處毛戒)

七二、洗淨過分戒

七四

七二

七三、用胡膠作男形戒

八五

七一

七四、相拍戒

七五

七〇

七五、供給與無病比丘水扇戒

七七 比丘食時在前立侍戒

七九

七六、乞生穀等戒

七六 煮生物作食戒

一六六

七七、好生草上大小便戒

一七四 生草上大小便戒

一三九

(七九に糞屎尿著生草上戒)

一三七 (一三八に生草上糞糞掃及殘食戒あり)

七八、不看塙外棄不淨戒

一三八

一三五 籬塙外擲屎溺戒

(一三六に籬塙外擲糞掃殘食戒あり)

七九、觀看伎樂戒

一六一

一二四

一七四

八〇、共男子屏處共語戒

八〇、八二

七四、七五

八、獨與一比丘屏處

七四、與比丘獨屏處共

共立共語戒

立共語戒

八二、獨與白衣男子屏

七五、與白衣外道獨屏

處共立共語戒

處共立共語戒

八一、共男子入厨障處戒

八四

八一

八二、遣伴進去與男子屏處耳語戒

九〇、九一

七八、七九

九、遣伴與一比丘欲

七八、與比丘寄卷中

獨語戒

立耳語戒

九一、遣伴與一比衣男

七九、與白衣外道行荅

子欲獨語戒

中共立耳語戒

【十誦】には、別に第八

一、獨與一比丘露地共

立共語戒、第八三、獨

與一比衣男子露地共立

共語戒あり、露地であ

るから、前の諸戒とは

句讀別であるが、他の

諸律にはない、類戒と

して此に附記する。

【備紙】には第一二二に
共男子申手内住若耳語
戒がある、此の戒は屏
處と限つてはないし、
また共立共語ともない
が、類戒の一つである。

八三、入白衣家已不辭主人去戒

八四、輒坐他牀戒

八五、白衣家輒宿戒

八六、共男子入閤室戒

八七、不審諱受師語戒

八八、瞋心咒阻戒

八九、因事瞋心椎骨啼哭戒

九〇、無衣同寐臥戒

九一、同被褥戒

して此に附記する。

八四

一二三

一二八

九三

八七

一三四

九二

八八

一三二

八七、八八

一一四 同敷牀褥臥戒

一五〇

八七、共一牀臥戒

八八、共一敷具臥戒

一五一

八九

同一衣覆臥戒

一五二

八九

同一衣覆臥戒

一五二

八九

同一衣覆臥戒

一五二

八九

同一衣覆臥戒

一五二

比丘尼式又摩那沙彌
尼更相覆眠戒
(一五一に、白衣外道
婦女更相覆眠戒あり)

九二、語業懺他戒

一〇〇、一〇一

一〇〇、先住惱後住戒

一〇一、後住惱先住戒

九三、不看同活尼病戒

一〇二

九四、安居中棄他出房戒

八六

九五、無事遊行戒

九五 夏中無因緣遊行戒

一三四 安居中遊行戒

九二

九六、受請安居竟不去戒

九六 自恣竟不遊行一宿戒

一三五 安居竟不遊行戒

九四

九七、邊境怖處遊行戒

九八 國外疑處畏處遊行戒

一三五 安居竟不遊行戒

一七五 往邊地戒

(九六に出境恐怖處獨行戒あり)

九八、境內恐怖處遊行戒

九七 國內疑處畏處遊行戒

一九八 國內恐怖處於中遊行戒
(九五に國內恐怖處獨行戒あり)

九九、習近居士違僧三諫戒

九九

八六 與俗人外道習近住戒

九九 種種遊看戒

一〇〇、觀王宮浴池戒

九九 往看畫舍戒

一一九 觀園林故墟戒

九九 種種遊看戒

一〇一、集河水中露身浴戒

一五九 裸形露地洗浴戒

八〇 裸形洗浴戒

(一一七に男子洗浴處浴戒あり)

(一八九に在有人處浴戒あり)

一〇二、過量浴衣戒

一二八

七五

一〇三、時中縫僧伽梨過五日戒

一三〇

(僧祇)捨墮第一七輪衣
不縫過五六日戒あり)

八四

一〇四、過五日不見僧伽梨戒

一三一 五夜不看五衣戒

一〇五、僧衣作留羅戒

一三四 遮輿僧衣戒

一〇六、輒著他衣戒

七一

一〇七、與白衣外道衣戒

一三二 以衣與白衣戒

七二

八六 以衣白衣外道戒

一〇八、衆僧如法分衣遮令不分戒

一三七

八三 遮僧分衣戒

一〇九、遮僧不得出功德衣戒

一八五 遮捨羅網那衣戒

(四分)の二戒を合して

一戒とす

(一八四に遮受羅網) 服衣戒の引

一一〇、遮僧欲出功德衣戒

一三六

一二五 不和合住衆主不斷滅戒

一三〇

一一一、不與他滅諍戒

二九 與裸行外道出家男女

四二、八一

食戒

四二 與無衣外道出家

男女食戒

八一、與俗人外道食戒

一一三、與白衣作使戒

一四二

八四

一四八 以飲食放爲白衣家作戒

一一四、自紡績戒

一四六

一六三

一一五、著俗人衣輒坐臥他牀戒

一四四

不問主人坐他牀上戒

(一四三に坐白衣牀) 不還侍主去戒あり

一六五 至白衣家敷坐臥具不

自擧去戒

(一六四に不問白衣其) 家敷臥具住戒あり

一一六、經宿不辭主人輒去戒

一四

一四四

一一七、自誦咒術戒

一一八、教人誦咒術戒

一四五

一一九、度 姪 身 女 戒

一一六

一二〇、度 乳 兒 婦 女 戒

一一九 畜有男女自隨女人爲

一一七 度 新 產 婦 戒

一二一、度 減 年 童 女 戒

一二六

九六

一二二、不與二歲學戒羯磨戒

一一一、一二二

九七

一一三

法爲衆戒

一一一、不與二歲學六

女不與二歲學六法爲衆

戒

九八 受學戒不滿學與受具

一一五 與滿二歲學戒尼不學

足戒

戒受具足戒

一二四、度 諸 遮 童 女 戒

一一四 滿二歲學戒尼僧不作

羯磨與受具足戒

一二五、度 少 年 曾 嫁 婦 女 戒

一〇八 十二歲未滿曾嫁女爲

一〇〇 減十二兩適他婦與受

一〇四

衆戒

具足戒

一二六、度 曾 嫁 百 違 婦 女 戒

一一八

一〇五

一二七、度 姪 女 戒

一一五

一一二

一二八、不與二法攝受弟子戒

一一四 畜弟子不與財法戒

一一一

一二九、不與二歲隨和上尼戒

一一三

一〇五 (一〇四に、受具已應

一一〇

二年教誡戒あり此の

戒と表裏なると本戒

は二歳和上に隨つて

一三〇、不乞畜衆度人戒

一〇七(一一二)に二歳竟未作

屬和上尼羯磨爲衆戒

あり。

九四

十法具足不羯磨度人

二〇三

教授を受くべきを言ひ、百四戒は受具後二年は必ず教授すべきことを言つてゐるのである。

(一一七、滿二十歳未

作屬和上尼羯磨爲衆

戒あり。

(八九)に、滿學不羯磨

與具足戒あり。

(一〇三)に已適他婦滿

學戒不羯磨與受具足

戒あり、また是れ類

戒)

(一二二、滿二十歳二

歳學戒竟不作屬和上

尼羯磨爲衆戒あり。

(一〇九)に滿十二歳已

嫁女不作屬和上尼羯

磨爲衆戒あり以上の

和上尼羯磨は蓋し畜

衆羯磨である。

一三一、不滿十二夏度人戒

一〇六

九二

二〇二

一三二、無德度人戒

九三

十法不具足度人戒

一三三、不聽度諸僧戒

一三四、父母夫主不聽輒度人戒

一二四

一三五、度與章相敬愛燕暱戒

一三六、不與學戒
一三七、取他衣不爲授具戒

一二五 二歲學戒違約不爲衆戒 一一〇

〔僧祇〕捨墮第十八に取衣
已不與受具是戒あり

一一一
一〇八

一三八、多慶弟子戒

一二六

一〇六

一一八

一三九、作本法竟經宿住大僧
中受具戒

一二七

一〇七

一一九

一四〇、教授日往不聽戒

一五一 半月不往僧中求教誡戒

一三二 僧教誡不恭敬不來戒

一一〇 教誡及羯磨時往不聽戒

〔二三一に布薩不恭敬
戒あり〕

〔一七三に如法集會不
往戒あり、教誡には
直接關係なきも類戒
としてここに出す〕

一四一、不半月請教授戒

一五二 不往受教誡戒

一〇〇

一四二、不請大僧自志戒

一五〇

九三

一四三、不依大僧安居戒

一四九

九一

一四四、突入大僧寺戒

一四三 比丘住處外門不問便入戒

一一六 先不自入比丘伽藍戒

一〇一

一四五、罵比丘戒

一四九

九一

一四六、罵尼衆戒

一六二 使男子解拵糞戒

一三三

一六八

一四七、不自棄僧使男子破齋戒

一五七 受高鄒不食戒

二二二、二四

二〇、二四、二五

一四八、背誦詩戒

一五七

二二二 處處食戒

二二、數々食戒

一四九、家溼生髮垢戒

一五六 護惜他家戒

九 懷嫉心護他家戒

八八

二四 不作殘食勸見戒

二四、不作殘食法食戒

二五、不作殘食法勸令食戒

一五〇、以香塗身戒

一六四 以塗香胡摩淨屑搯身戒

一五三

一五一、胡摩澤塗身戒

一五四 以澤枯搯身戒

一五二、使比丘尼塗身戒

一六五 使他以塗香胡摩淨屑搯身戒
二二七 使比丘尼搯摩澁浴戒

搯身戒

一五三、使式叉摩那塗身戒

一二九、令式叉摩那搯身戒

一五四、使沙彌尼塗身戒

一二八 令沙彌搯摩戒

一五五、使白衣女塗身戒

一二六 令俗人婦女塗香搯摩澁浴戒

一五六、著紵髹衣戒

一四七 著腰絡戒

一五七 著卑身衣戒

一五七、畜婦女嚴身具戒

一六一 著白衣女人嚴身具戒
(一五八に著種種嚴身具戒あり)

(一五五に畜華蓋或著戒あり)

一五八、著革屣擊蓋戒

一四八 提蓋入白衣舍戒

一一二 持傘蓋著革屣戒

一四二

一五九、乘乘戒

一四五

一一一

一四一

一六〇、不著僧祇支戒

一八一

一六一、夜入出白衣家不自主人戒

一七〇 白衣不喚非時入其家戒

一六二、向暮開僧伽藍門戒

一六三、日沒開僧伽藍門戒

一六九

一六四、不安居戒

九〇

一六五、度大小便常漏入戒

一六六、度二形人戒

一六七、度二道合人戒

一六八、度負債病人戒

一七六

一二五、一二七

一二五度長病人戒

一二七度負債女人戒

一六九、誦咒爲活命戒

一七〇、以世俗伎術教授白衣戒

一七一、被擯不去戒

一七二、輒問大僧義戒

一五八 比丘不聽便問經律阿毘曇戒

一七二

一七六

一七三、身業惱戒

一七四、在僧寺造塔戒

一七五、百歲尼不禮新受戒

一〇三 見比丘來下起戒

一七九 見比丘不起不禮不請坐戒

一七六、搖身越行戒

一七七、作婦女莊嚴香塗身戒

一七八、使外道女塗身戒

一六二 爲無伴嚴身具戒

以上の表により、注意すべき二三を左に列ぬる。

(一)、「四分」に於ては、一戒となつて居るものが、他の諸律に於ては、二戒或は三戒となつて居るも

のがある。一戒かひを開いて、二三となつてるところから、假りに開戒と呼んで置く。

【四分】第七十一、剃三處毛戒

【五分】第七十三、腋下隱處毛戒

【五分】第一百八十、燒隱處毛戒

【四分】第七十七、好生草上大小便戒

【十誦】第一百七十四、生草上大小便戒

【十誦】第七十九、棄屎尿著生草上戒

【五分】第一百三十七、生草上大小便戒

【五分】第一百三十八、生草上糞糞掃及殘食戒

【四分】第七十八、不看牆外糞不淨戒

【五分】第一百三十五、離牆外擲屎溺戒

【五分】第一百三十六、離牆外擲糞掃殘食戒

【四分】第八十、與男子屏處共語戒

【十誦】第八十、獨與一比丘屏處共立共語戒

【十誦】第八十二、獨與白衣男子屏處共立共語戒

【五分】第七十四、與比丘獨屏處共語戒

【五分】第七十五、與白衣外道獨屏處共立共語戒

【四分】第八十二、遣伴遠去與男子屏處耳語戒

〔十誦〕第九十、違伴與一比丘欲獨語戒

第九十一、違伴與一白衣男子欲獨語戒

〔五分〕第七十八、與比丘街巷中共立耳語戒

第七十九、與白衣外道行巷中共立耳語戒

〔四分〕第九十、無衣同牀戒

第八十七、共一牀臥戒

〔十誦〕

第八十八、共一敷具臥戒

〔五分〕第百五十、出家女人同衣臥戒

第百四十九、白衣外道女同衣臥戒

〔四分〕第九十一、同被褥戒

〔五分〕

第百五十二、比丘尼式叉摩那沙彌尼更相覆眼戒

第百五十一、白衣外道婦女更相覆眼戒

〔四分〕第九十二、語業惱他戒

〔十誦〕第一百一、先往嚕後往戒

第一百一、後往嚕先往戒

〔四分〕第九十七、違地怖處遊行戒

〔五分〕

第百七十五、律違地戒

第九十六、出國境恐怖處遊行戒

〔四分〕第九十八、城內恐怖處遊行戒

〔五分〕第一百九十八、國內恐怖處於中遊行戒

第九十五、國內恐怖處獨行戒

〔四分〕第一百、渠河水中露身浴戒

〔十誦〕第一百五十九、裸形露地洗浴戒

第一百七十七、男子洗浴處浴戒

〔五分〕第八、十、裸形洗浴戒

第一百八十九、在有人處浴戒

〔四分〕第一百十二、與外道白衣食戒

〔僧祇〕第四十二、與無衣外道出家男女食戒

第八十一、與俗人外道食戒

〔四分〕第一百十五、著俗人衣輒坐臥他牀戒

〔十誦〕第一百四十四、不問主人坐他牀上戒

第一百四十三、坐白衣牀不還付主去戒

〔五分〕第一百六十四、不問白衣在其家敷臥具住戒

第一百六十五、至白衣家敷主人坐臥具不自舉去戒

〔四分〕第一百二十二、不與二歲學戒羯磨戒

〔十誦〕第一百十一、不二歲學六法爲衆戒

第一百二十一、滿二十歲童女不二歲學六法爲衆戒

〔四分〕第一百二十九、不二歲隨和上尼戒

〔僧祇〕第一百五、不二歲隨和上尼戒

第一百四、受具已應二年教誡戒

〔四分〕第一百三十、不乞畜樂度人戒

〔僧祇〕

第九十四、十法具足不羯磨度人戒

第一百三、已通他婦滿學戒不羯磨與受具足戒

第一百七、滿二十歲未作畜樂羯磨畜樂戒

第一百九、滿十二歲已嫁女不作屬和上尼羯磨爲衆戒

〔十誦〕

第一百十二、二歲學戒竟未作屬和上尼羯磨爲衆戒

第一百七、滿二十歲未作屬和上尼羯磨爲衆戒

第一百二十三、滿二十歲二歲學戒竟不作屬和上尼羯磨爲衆戒

〔四分〕第一百四十、教授日往不聽戒

〔僧祇〕

第一百三十二、僧教戒不恭敬不來戒

第一百三十一、布薩不恭敬戒

〔四分〕第一百四十八、背 詩 戒

〔僧祇〕

第二十二、處 處 食 戒

第二十四、不作殘食勸足戒

第二十、數 數 食 戒

〔五分〕

第二十四、不作殘食法食戒

第二十五、不作殘食法勸分食戒

〔四分〕第一百五十七、畜婦女嚴身具戒

〔五分〕

第一百五十八、畜種種嚴身具戒

第一百五十五、畜華鬘或著戒

【四分】第一百六十八、度負債病人戒

【五分】第一百二十五、度長病人戒
第一百二十七、度負債女人戒

以上列擧したところは、若し精密に之を言ふならば、稍當らないと思はるるものもないではない、例へば畜婦女嚴身に對し、畜種種嚴身具を配するは素より異論はないが、畜華鬘或著を之に加へるとなると、華鬘は嚴身具の一種ではあるが、之を同一戒の分開と見るべきや否やは、異論の餘地がないでもない。教授不聽に布薩不恭敬を當てるなども、同一種類のものである。然し大體に於て、是等は先づ不當ではあるまいと思ふ。また此の教授不往戒に對し、『五分』の教授及羯磨時往不聽戒を之に充てるのであるが、更に如法集會不往戒を之に配すべきか否やといふと、如法集會は、其の比丘尼の來らざる爲め、羯磨を行ふ等の行事をなす能はざるを誡めるのであるから、布薩の教誡等とは性質が同じくないので、之を開戒とすることは避けたのである。斯くの如く、『四分』の一戒が、他律にありては、分開して二戒三戒となつてゐる例は、甚だ多いのであるが、他律の一戒が、『四分』に於て開戒となつてゐるものは極めて少い。僅に左の一例を見るに過ぎないのである。

【五分】第一百八十五、遮捨迦掃那衣戒

【四分】第一百九、遮僧不得出功德衣戒

【四分】第一百十、遮僧欲出功德衣戒

之を要するに、此の聞戒は、『十誦』にありては二十一戒あり、『僧祇』には十戒あり、『五分』には二十九戒あり、而して『四分』には二戒あることになつて居るのである。

(二)、『四分』に存して、他律に缺けて居るものを、假りに缺戒と名づける。『十誦』には缺戒總べて四十四である。即ち左の如し。

九、與男子說法過限戒

二〇、覆屋過三筒戒

三〇、獨與男子坐戒

八三、人白衣家已不離五人戒

八四、輻重一輪戒

八五、白衣家輻宿戒

八七、不審諦受師語戒

九九、習誦居士子言僧三誦戒

一〇六、輻重一輪衣戒

一一二、不與他誦詩戒

一一六、經宿不辭主人輻去戒

一一八、數人誦呪術戒

一一九、度妊身女戒

一二三、不說六法名字戒

一二四、度諸羅童女戒

一二六、度智勝百迦女戒

一三二、無德度人戒

一三三、不聽度詩僧戒

一二五、度與相教受誦戒

一三七、取他衣不爲授具戒

一四五、罵比丘戒

一四六、罵尼衆戒

一五一、胡摩澤淨身戒

一五三、使式叉摩那淨身戒

一五四、使沙彌尼塗身戒

一五五、使白衣女塗身戒

一五七、畜婦女嚴身具戒

一六〇、不著僧祇支戒

一六一、夜人出自衣家不自主人戒

一六二、向暮開僧伽藍門戒

一六三、日沒開僧伽藍門戒

一六四、不安居戒

一六五、度大小便常漏人戒

一六六、度二形人戒

一六七、度二道合人戒

一六八、度負債病人戒

(三)、『僧祇』には七十三の缺戒がある。

四、同男子宿戒

九、與男子說法過限戒

二十、覆屋過三節戒

三八、擊擡戒

四一、半月浴過戒

四九、覆他齋罪戒

六七、非時入聚落戒

七一、剃三處毛戒

七二、洗淨過分戒

七三、用胡膠作男形戒

一六九、誦呪爲活命戒

一七〇、以世俗伎術教授白衣戒

一七一、被擯不去戒

一七三、身業惱戒

一七四、在僧寺造塔戒

一七六、搖身趨行戒

一七七、作婦女莊嚴香塗身戒

一七八、使外道女塗身戒

七四、相拍戒

七六、乞生穀等戒

八十、共男子屏處共語戒

八二、遣伴遠去與男子屏處耳語戒

八三、入白衣家已不辭主人去戒

八四、輒坐他牀戒

八五、白衣家輒宿戒

八七、不審諦受師語戒

九一、同被褥戒

九二、語業惱他戒

九三、不看同活尼病戒

九四、安居中牽他出房戒

九七、遮境怖處遊行戒

九八、境自恐怖處遊行戒

一〇一、渠河水中露身浴戒

一〇三、時中經僧伽梨過五日戒（前經條恐にあり）

一〇四、過五日不見僧伽梨戒

一〇五、僧衣作留難戒

一〇八、衆僧如法分衣遮令不分戒

一〇九、遮僧不得用功德衣戒

一一〇、遮僧欲出功德衣戒

一一四、白紡績戒

一一五、著俗人衣輒坐臥他牀戒

一一六、經宿不辭主人輒去戒

一一七、自誦呪術戒

一一八、歌人誦呪術戒

一一九、度疑身女戒

一二〇、度乳兒婦女戒

一二四、度諸蓮童女戒

一二六、度曾嫁百遮婦女戒

一二七、度姪女戒

一二八、不以二法攝受弟子戒

一三三、不聽度訪僧戒

一三四、父母夫主不聽輒度人戒

一三五、度與童相敬愛薰臘戒

一三七、取他衣不爲授其戒（前經條恐にあり）

一四一、不半月請教授戒

一四二、不詣大僧自恣戒

一四三、不依大僧安居戒

一四六、罵尼衆戒

一五〇、以香塗身戒

一五一、胡摩澤塗身戒

一五六、著紵纈衣戒

一五七、畜婦女嚴身具戒

一六〇、不著僧祇支戒

一六一、夜入出白衣家不自主人戒

一六二、向暮闔僧伽藍門戒

一六三、日沒闔僧伽藍門戒

一六四、不宴居戒

一六五、度大小便常濕人戒

一六六、度二形人戒

一六七、度二道合人戒

一六八、度負債病人戒

一六九、誦咒爲活命戒

一七〇、以世俗伎術教授白衣戒

一七一、被擯不去戒

一七二、輒問大僧義戒

(四)、『五分』の三十七缺戒を左に掲ぐ。

二〇、覆屋過三節戒

二九、屏處與男子坐戒

三〇、獨與男子坐戒

四七、飲蟲水戒

四九、覆他鹿罪戒

六五、突入王宮戒

六七、非時入聚落戒

八三、入白衣家已不辭主人去戒

八七、不審諦受師語戒

九二、語業惱他戒

九四、安居中牽他出房戒

一七三、身業惱戒

一七四、在僧寺造塔戒

一七五、百歲尼不禮新受戒

一七六、搖身越行戒

一七七、作婦女莊嚴香塗身戒

一七八、使外道塗身戒

九九、習近居士子違僧三諫戒

一〇〇、觀王宮浴池戒

一〇二、過量浴衣戒

一〇四、過五日不見僧伽梨戒

一〇五、僧衣作留難戒

一〇六、輒著他衣戒

一〇九、遮僧不得出功德衣戒

一一〇、遮僧欲出功德衣戒

一一六、經宿不辭主人輒去戒

一二一、度減年童女戒

一三三、不聽度誘僧戒

- 一三四、父母夫主不聽輒度人戒
- 一三五、度與童相敬愛煮臘戒
- 一四六、罵 尼 衆 戒
- 一五二、使比丘尼塗身戒
- 一五三、使武叉摩那塗身戒
- 一五四、使沙彌尼塗身戒
- 一五五、使白衣女塗身戒
- 一六二、向暮開僧伽藍門戒

(五) 此の三律缺戒の中で、共通に三律に缺けて居るものは、

- 二〇、覆屋過二節戒
- 八三、入白衣家不辭戒
- 八七、不審請受師語戒
- 一一六、經宿不辭主人輒去戒
- 一三三、不聽度請僧戒
- 一三五、度 童 相 敬 愛 戒
- 一四六、罵 尼 衆 戒
- 一六二、向暮開門戒

- 一六五、度大小便常漏人戒
- 一六七、度二道合人戒
- 一六九、誦呪爲活命戒
- 一七三、身 業 欄 戒
- 一七四、在僧寺造塔戒
- 一七六、搯身越行戒
- 一七八、使外道女塗身戒

- 一六五、大小便常漏戒
- 一六七、二道合人戒
- 一六九、誦呪爲活命戒
- 一七三、身 業 欄 戒
- 一七四、僧寺造塔戒
- 一七六、搯身越行戒
- 一七八、使外道女塗身戒

の十五戒である。此等の戒は、唯「四分」のみにありて、三律共に之を缺いて居るとすれば、他律が深い理由を以て、共に之を除いたとしない限りは、「四分」が後に加へた、比較的新しいものと見な

ければならない。しかも左程深い理由で除かるるほど、重要な戒とも思はれないので、是れは新加の項目と解釋するのが最も至當であらう。中にも向暮開門は、日没開門戒ありし後に、之を附加したものであることは、三律に日没開門戒ありて、向暮開門のないので推量さるるし、僧寺造塔は、塔を重んずることの盛んになつた後の規定であることは、前に述べし、「四分」の百衆學中の、二十餘條の塔戒の特設よりも推考さるる所である。身業惱戒などは、比較的重かるべきものであるが、然し是れは語業惱が前からあつたので、遙に後に、語業に對し加へられたものであるから、語業惱他戒が九十二にあるにも拘はらず、遙に間隔を置いて、一百七十三に之を加へたものである、本來から言へば、順序としても、此の二戒は、相竝列して居るべき筈のものである。外道女塗身戒なども、前の以香塗身、胡摩澤塗身、比丘尼塗身、式叉塗身、沙彌尼塗身、白衣塗身等と同一列にあるべきものであるが、唯是れと作婦女莊嚴と是れのみを、二十餘戒を隔てて最後に置いてあるのは、最後に加へし痕迹を示して居るものである。大小便常漏と二道合人の如きは、誠に稀な異常病體であつて、世に容易に見られぬから、または是れ後に至りて、かかる事實に遭遇し特設せられしものとも想像され得る。其の他罵尼衆の如きも、初めは比丘に對する惡語にのみ注意せしことの早かつた事は『十誦』にはまだ無いが、『四分』以下の三律には既にあるので知らるるが、尼衆罵詈は尙ほ後に加へられし事を示し、童相敬愛は戀愛によりて過敏の異狀神經病者を度せし時の經驗に基きて置かれし

ものとも想像さうぞうされる。餘よも皆みな此等これらと同様どうやうに種種しゆじゆの理由りいうにより、新加しんかの條目てうもくと目めせられるのである。

(六)、『十誦』と『僧祇』の間に於て、前舉ぜんこの十四戒じゆじゆの外ほか、二律りふのみの共通きようつうの缺戒けつかいは、

九、與男子說法戒

八四、輒坐他牀戒

八五、白衣家輒宿戒

一一八、教人誦咒術戒

一一九、度婬身女戒

一三七、取他衣不授具戒

一五一、胡摩潭戒

一五七、畜莊嚴身具戒

一六〇、不著僧祇支戒

一六一、夜入出自衣家戒

一六三、日設開門戒

一六四、不安居戒

一六六、度二形戒

一六八、度負債病人戒

一七〇、世俗技術戒

一七一、被擯不去戒

一七七、作婦女莊嚴戒

の十四戒じゆじゆである。此この比較ひかくも、百六十戒ひやくろくじゆ以下以下に於て、著しく二律りふ缺戒けつかいの一致いちじしてることとは、『四分』
の上に後のちに添加てんかせしもの、竝列へいれつせしことを暗示あんしするものとも見みらるるのである。又『僧祇』と『五分』
のみに一致いちじせる缺戒けつかいは、

四九、覆他處罪戒

六七、非時入聚落戒

九二、誦業懼他戒

九四、安居中奉他出房戒

一〇四、過五日大衣戒

一〇五、作大衣留難戒

一〇九、遮僧功德衣戒

一一〇、遮僧欲出功德衣戒

一三四、父母夫主不聽戒

の九戒であるし、『十誦』と『五分』のみの共通なるは、

三〇、獨與男子坐戒

九九、習近居士子戒

一五三、式又塗身戒

一五四、沙彌尼塗身戒

一五五、白衣女塗身戒

の五戒である。是等も、三種塗身戒の、同時代に並列せられしことを物語つて居るものである。

(七)、『四分』を本位とし、他の三律を假りに從位として、『四分』に存し他律に缺けたるを缺戒と呼んで來たことに準じ、『四分』に缺けて他律に存するものは、假りに之を餘戒と呼んで置かう。ここに餘戒を數へて見ると、『十誦』にあつて『四分』に缺けたる、所謂『十誦』の餘戒は、左の三十五戒である。即ち此等の餘戒は、前示の表中に多くは現はれて居ないものである。(戒の順位は、勿論當律による。)

一九、與一比丘屏處坐戒

五五、與男子共期行戒

六八、骨牙齒角鍼筒戒

七一、如佛衣量作衣戒

七九、棄屎尿著生草上戒

八〇、獨與一比丘露地共立共語戒

八二、獨與一白衣男子露地共立共語戒

九四、不審諦看物嫌恨戒

一〇四、不問比丘輒坐戒

一一〇、與止羯磨復畜衆戒

一一八、畜孝女爲衆戒

一二〇、畜惡性女人爲衆戒

一二三、爲受具求物戒

一二九、數數易衣服戒

- 一三三、月病休止流病衣已淨不起去戒
- 一三八、僧斷事時不踰顯戒
- 一三九、以房舍不喝他至聚落中戒
- 一四三、坐白衣牀不還付主去戒
- 一五四、暗喙向比丘戒
- 一五五、以他傷威為恐怖他戒
- 一五七、請受都不食戒
- 一六〇、著白衣嚴身具戒
- 一六三、與男子共行說俗事戒
- 一六六、著頭光戒
- 一六七、不肯出違門去戒

(八) 『僧祇』には、三十三餘戒ある。即ち、

- 五一、以指相指戒
- 六三、骨牙角藏筒戒
- 六六、尼離境過量戒
- 六七、覆蓋衣過量戒
- 六八、軟細末衣裳等作衣戒
- 七十、趨向僧物與人戒
- 七三、安陀會過量戒

第四篇 諸律の比較

- 一六八、鬘頭戒
- 一六九、使他鬘頭戒
- 一七〇、梳頭戒
- 一七一、使他梳頭戒
- 一七二、編頭戒
- 一七三、使他編頭戒
- 一七五、故出精戒
- 一七六、飲精戒
- 一七七、男子洗浴處浴戒
- 一七八、在門中立戒

- 七四、僧祇支過量戒
- 七六、不能歸家為僧乞功德衣戒
- 七七、受持衣不離身戒
- 七八、依陀尼食蒲團尼食更煮煎煎食戒
- 八二、作齋師活命戒
- 八三、授俗人外道醫方戒
- 八五、知食家先不語人戒

八九、不審諦聞呵責他戒

九五、與受學法竟犯戒者與受具足戒

九九、滿學不羯磨與受具足戒

一〇一、適他婦滿十二兩不學戒與受具足戒

一〇二、適他婦學戒不滿戒與受具足戒

一〇四、與弟子受具已應二年教誡戒

一〇八、弟子與俗人外道近住不別離戒

一〇九、不教誡弟子嫌責他戒

一一三、佞囑羅牀過量戒

一一五、僧房牀褥不捨去戒

一一七、知食家宿戒

●●●●●
佞囑羅牀
Sattipatti (巴)
蠶足付の牀

(九) 次ぎに『五分』の餘戒六十五あり。

四九、與男子期行戒

六六、骨牙角鐵筒戒

六七、過量修伽陀衣戒

六八、僧物與餘人戒

七四、與比丘露處共立共語戒

七五、與白衣外道獨露處共立共語戒

八一、離水浴衣戒

●●●
修伽陀
Suttanta

一一八、無商人律向異圖戒

一二一、與一比丘空靜處坐戒

一二二、與男子俾手內住若語戒

一三〇、令俗人婦女揩摩戒

一三一、布薩不恭敬戒

一三六、前嘆譽後難呵戒

一三七、房舍分竟後來擾亂戒

一三八、生草上糞糞掃及殘食戒

一四〇、水中大小便戒

一四一、知衆利廻與一衆戒

八二、得新衣供養不復遺戒

八五、離五衣戒

八七、斷施人物與僧戒

九五、國內恐怖處獨行戒

九六、出國境恐怖處獨行戒

九七、安居竟不付鳴精舍出行戒

九八、安居竟不捨精舍還主去戒

- 一〇六、未滿十八歲童女受學戒
- 一〇七、滿十八歲童女僧不作羯磨與授學戒
- 一〇九、不作如法畜衆便呵他戒
- 一一二、畜弟子不自將不使人將離本處戒
- 一二四、度屬人婦女戒
- 一二六、度屬夫婦人戒
- 一三三、向白衣說比丘過戒
- 一三六、牆外棄糞掃及殘食戒
- 一三八、生草上擲糞掃殘食戒
- 一三九、有食家宿戒
- 一四〇、比丘如法問不答戒
- 一四六、合藥爲生業戒
- 一四七、教他合藥爲生業戒
- 一四九、白衣外道女月衣臥戒
- 一五一、白衣外道女更相覆眼戒
- 一五五、畜著華鬘戒
- 一五六、著瓔珞戒
- 一五八、畜種種嚴身具戒
- 一五九、畜璽戒
- 一六〇、髮長戒

- 一六七、先聽住後瞋謗戒
- 一七一、主人未唱隨意食戒
- 一七三、如法集會不往戒
- 一七八、度常有月水女人戒
- 一八〇、變隱處毛戒
- 一八二、與白衣對坐臨身相近說法戒
- 一八三、自歌舞戒
- 一八四、遮受伽絺那衣戒
- 一八七、以男子不淨自內形中戒
- 一八八、作外道事火法然火戒
- 一八九、在有人處浴戒
- 一九〇、誦外道呪術戒
- 一九一、一衆授具足戒
- 一九二、自作畜衆羯磨戒
- 一九三、自作二歲學戒羯磨戒
- 一九四、自授二歲學戒
- 一九五、作二歲學戒羯磨經宿授具足戒
- 一九六、作二歲學戒羯磨經宿授學戒
- 一九七、自錢作衣著戒
- 一九九、作己像戒

- 二〇〇、莊嚴 女人 戒
- 二〇一、水中遊流行 戒
- 二〇二、仰臥水來下處 戒
- 二〇三、治髮使細 戒
- 二〇四、種種 治身 戒
- 二〇五、如伎女法著衣 戒

- 二〇六、如白衣婦女法著衣 戒
- 二〇七、以欲心自觀形體 戒
- 二〇八、照 鏡 戒
- 二〇九、ト 戒
- 二一〇、隨世俗論 戒

(十) 此等餘戒を對照するならば、相互共通のものに至つて少いことを見るので、皆各獨立して、後に添加せしものであることを推量せしめるのである。三律共通のものとしては、僅に『十誦』の

骨 牙 角 鍼 筒 戒

如 佛 衣 量 作 衣 戒

が、他の二律にも共通であることを見るのみである。如佛衣量は、『僧祇』に效如來衣量等作衣戒とし、『五分』に過量修伽陀衣戒となせるもので、此の二戒は、共に『四分』の比丘戒には存するのであるが、如何なる理由か、尼戒よりはこれが除かれて居り、他の諸律には、二部共に之を存して居るものである。『僧祇』と『五分』とのみ共通なるものは、

「僧 祇」

「五 分」

- 七〇、廻向僧物餘人 戒
- 八二、作醫師活命 戒
- 八三、授俗人外道醫方 戒
- 一一七、知食家宿 戒

- 六八、僧物與餘人 戒
- 一四六、合藥爲生業 戒
- 一四七、教他合藥爲生業 戒
- 一三九、有食家宿 戒

の四戒で、「十誦」「五分」のみの共通も、

「十誦」

五五、與男子共期行戒

八〇、獨與比丘露處共立共語戒

八二、獨與白衣男子露處共立共語戒

の三戒に過ぎないのである。

(六) 比丘戒に於て、「四分」の男女關係の戒に就いて述ぶるところがあつたが、ここにも因みて、尼に於ける此の問題に關する戒目を左に列記して置く。即ち「十誦」では、左の十二戒である。

一九、與一比丘屏處坐戒

二七、食家中強坐戒

二八、食家中獨與男子強坐戒

五〇、與男子同室宿戒

五五、與男子共期行戒

八〇、獨與比丘露處共立共語戒

八一、獨與比丘露處共立共語戒

八二、獨與白衣男子露處共立共語戒

八三、獨立白衣男子共地共立共語戒

八四、闍中無燈與男子共立共坐戒

九〇、遣伴與一比丘禱語戒

九一、遣伴與白衣男子禱語戒

此の中で、遣伴の二戒は、如何にも尼戒に特異のものであることを見る。他はつまり期行と屏露處と食家であるから、比丘戒にも存するものである。「偈祇」には、左の七戒がある。

四三、食家中與男子坐戒

四四、細食家屏處坐戒

八五、知食家先不語入戒

一一七、知食家宿戒

「五分」

四九、與男子期行戒

七六、與比丘露處共立共語戒

七七、與白衣外道獨露處共立共語戒

一一一、與一比丘坐靜處坐戒

一一二、與丈夫屏處坐戒

一一三、與男子握手內住若語戒

一一三、闍中無燈與男子坐戒

此の律で著目さるるものは、食家に關する項目の特に多い事である。『五分』には、また左の十一戒がある。

二九、食家中屏處坐戒

四〇、與男子同室宿戒

四九、與男子期行戒

七四、與比丘獨屏處共立共語戒

七五、與白衣外道獨屏處共立共語戒

七六、與比丘露處共立共語戒

街巷の二戒は、また此の戒に特種のものである。

(三) 次ぎに、『四分』以外の三律の餘戒の、出入有無の關係かどうなるかといふことを示すために、其の對照表を掲出する。

〔十 誦〕

〔僧 祇〕

〔五 分〕

一九、與一比丘屏處坐戒

五一、以指相指戒

五五、與男子共期行戒

四九、與男子期行戒

六八、骨牙齒角鍼筒戒

六三、骨牙齒角鍼筒戒

六六、骨牙齒角針筒戒

六六、尼師壇過量戒

六七、覆着衣過量戒

七一、如佛衣量作衣戒

六八、如來衣量等作衣戒

六七、過量修伽陀衣戒

七九、棄屎尿著生草上戒

一三八、生草上棄糞掃及殘食戒

一三八、生草上擲糞掃殘食戒

七〇、廻向僧物與人戒……………六八、僧物與餘人戒

七三、安陀會過量戒

七四、僧祇支過量戒

七六、不能辨家爲僧乞功德衣戒

八一、獨與一比丘露地共立共語戒……………七六、與比丘露處共立共語戒

八二、獨與一白衣男子露地共立共語戒……………七七、與白衣外道獨露處共立共語戒

七七、受持衣不隨身戒

七八、正非正食更煮熬煎食戒

八一、瀧水浴戒

八二、作醫師活命戒……………八二、得新衣供養不復還戒

八三、授俗人外道醫方戒……………一四六、合藥爲生業戒

八五、知食家先不語人戒

八五、雜五衣戒

八九、不審諦聞呵責他戒

八九、斷施人物與僧戒

九五、與受學法竟犯戒者與受具足戒

九五、國內恐怖處獨行戒

九六、出國境恐怖處獨行戒

九四、不審諦看物嫌恨戒

九七、安居竟不付觸精舍出行戒
九八、安居竟不捨精舍還主去戒

九九、滿學不羯磨與受具足戒

一〇一、適他婦滿十二雨不學戒與受具足戒

一〇二、適他婦不滿戒與受具足戒

一〇四、與弟子受具已應二年教誡戒

一〇四、不問比丘輒坐戒

一〇六、未滿十八歲童女受學戒

一〇七、滿十八歲童女僧不作羯磨與受學戒
戒戒

一〇九、不作如法畜養羯磨便呵多戒

一〇八、弟子與俗人外道習近住不別離戒……
一二二、寄弟子不自將不使人將離本處戒

一〇九、不教誡弟子姦責他戒

一一三、佞嘲羅牀過量戒

一一五、僧房牀褥不捨去戒

一二四、度屬人婦女戒

一二六、度屬夫婦人戒

一三三、向白衣說比丘過戒

一三六、牆外糞糞掃及殘食戒

(一三八)前出、六十七の

次ぎを見よ。

- 一一八、畜孝女爲衆戒
- 一二〇、畜惡性女爲衆戒
- 一二三、爲受具求物戒
- 一二九、數數易衣服戒
- 一三三、月病休止澆病衣已淨不起去戒
- 一三八、僧斷事時不隨順戒
- 一三九、以房舍不囑他至聚落中戒

一四三、坐白衣不還付主去戒

- 一一七、知食家宿戒……………一三九、有食家宿戒
- 一一八、無商人伴向異國行戒
- 一二一、與丈夫屏處坐戒
- 一二二、與男子伸手內住若語戒
- 一三〇、令俗人婦女揩摩戒
- 一三一、布薩不恭敬戒
- 一四〇、比丘如法問不答戒

(一四六)前出、八十

二の次ぎ

- 一四七、教他合藥爲生業戒
- 一四九、白衣外道女同衣服戒
- 一五一、白衣外道女更相覆眼戒
- 一五五、畜著華鬘戒

戒律研究 下卷

一五四、暗喻向比丘戒

一五五、以他俗威恐怖他戒

一五七、請受都不食戒

一五六、著環珞戒

一五九、畜髮戒

一六六、髮長戒

一六一、著白衣女人嚴身具戒

一六〇、著白衣嚴身具戒

一六三、與男子共行說俗事戒

一三六、前嘆譽後嫌呵戒

一三七、房舍分竟後來擾亂戒

一四〇、水中大小便戒

一四一、知衆利迴與一衆戒

一六六、著頭光戒

一六七、不告出遠門去戒

一六八、刷牙戒

一六九、使他刷牙戒

一七〇、梳頭戒

一七一、使他梳頭戒

一七一、主人未唱隨意食戒

一七二、編頭戒

一七三、使 他 編 頭 戒

一七五、故 出 精 戒

一七六、飲 精 戒

一七七、男子洗浴處浴戒

一七八、在 門 中 立 戒

一七三、如法集會不往戒

一七八、度常有月水女人戒

一八〇、燒隱處毛戒

一八二、與白衣對坐臨身相近說法戒

一八三、自 歌 舞 戒

一八四、違受迦輪那衣戒

一八七、以男子不淨自內形中戒

(一八八以下二〇まで二十二戒は「五分」經發のものにて
他經發經なく、命を斷す)

此の表によつて、三律の餘戒が、相互共通してゐるもの甚だ少きことを知るに足るので、即ち「十誦」三十四、「僧祇」三十五、「五分」六十五の中で、三律合致するものは、僅に三、即ち、骨牙と佛衣量と棄屎尿だけであつて、棄屎尿は、「十誦」と、他二律の内容に多少の相違もあるから、嚴密に言へば二戒のみと言つてもよいのである。其の外「十誦」と「五分」との合するものは四、「僧祇」と「五分」との合するものは四で、「十誦」と「僧祇」とには、一致するものは一つもないのである。即ち

此等の戒は、皆他に類の少い特殊のものであることを見るのである。

(三)、「十誦」では、一百七十八戒の中、前の七十一戒は比丘戒と大同であるとして、律本には第七十二の食蒜戒以下を掲げて、其の前は全然之を省いて居り、所謂「前の七十一は大僧と大に同じ、故に出さず」。此の七十二戒以下一百七戒は、比丘に同じからず、故に別に之を明す」と註して居るのである。故に比丘戒の方の單提九十戒の中、尼戒と合致するもの七十一戒を除けば、殘餘十九戒が、尼戒と違ふものと言ふことになる。然るに此の十九戒の中でも、

第七十二、與年不滿戒は尼戒第一百十六

第八十七、過量市浴衣戒は尼戒第一百二十八

と同一で、殘十九中にも、僧尼合致のものが、全く無いのではない。故に全然僧尼不一致のもの、即ち單に比丘戒にのみありて、比丘尼戒にないものは十七戒であることを知るのである。換言すれば、比丘單提九十戒中、此の十七戒を除いたものが、二部の戒相合致するものである。其の不一致の十七戒は即ち左の如くである。

第五、女人說法過限戒

第二十六、與非親尼衣戒

第三十、覆屋過三節戒

第二十七、與非親尼作衣戒

第二十一、輒教尼戒

第二十九、獨與女人露處坐戒

第二十二、與尼說法至日暮戒

第三十、食尼嘆食戒

第二十三、譏教尼人戒

第三十一、數數食戒

第二十四、與尼期行戒

第三十四、足食戒

第二十五、與尼同船戒

第三十五、勸足食戒

(高)、「僧祇」の尼單提一百四十一戒の中で、前七十戒は、前の「十誦」と同じ様に、「同比丘戒の中に廣く説く」と言つて、單に偈により、名目を掲げたのみで、第七十一戒の「輒著他衣戒」以下、七十一戒を廣説し、終りに「比丘同戒七十、不同戒七十一、百四十一波夜提修多羅説き竟る」と結んで居るのである。前七十戒の偈の初跋渠は、

妄語及種類 兩舌更發起 脫命説句法 自稱過人法 未足説三危罪 與遮輕呵戒 初跋渠説竟
種類は種類形相語で、種類の形相で罵詈する罵戒である。發起は發諍、脫命は奪畜生命、説句法は未受具同誦、與遮は同羯磨後悔であつて、初めは與へ後に遮するの意であり、輕呵は毀毘尼戒である。次に、

斫研異語惱 嫌真露地敷 覆處強牽出 先敷尖脚牀 蟲水澆草泥 疑悔使不樂 第二跋渠竟
斫研種は壞生種であること言ふまでもない。異語惱他、嫌真(嫌真(嫌真)、露處敷、覆處敷、牽他出房、強敷坐、尖脚牀、蟲水澆草、疑惱比丘尼の順は、常の如くて説明するまでもない。
一食及處處 與衣不捨用 不作殘食勸 不受非時食 停食兩三鉢 藏物別衆食 第三跋渠竟
不作殘食勸は勸足、藏物は藏他衣鉢戒である。

然火過三宿 與欲後瞋恚 入聚落遣還 障道見不捨 沙彌三壞色 取寶恐怖他 第四跋渠竟
然火、未受具人宿過限、與欲後悔、驅他出聚、惡見違諫、隨學、隨擯、著新衣、提寶、怖尼の順序である。

飲蟲水外道⁽⁴¹⁾ 姪處坐屏處⁽⁴²⁾ 觀軍過三宿⁽⁴⁵⁾ 牙旗及相打⁽⁴⁷⁾ 掌刀水中戲⁽⁴⁹⁾ 第五跋渠竟⁽⁴⁰⁾

外道は、無衣外道出家男女に食を與ふる戒で、過三宿は同一句が前跋渠にもあるが、前は未受具人との過宿で、是は軍中過宿である。姪處屏處は、共に食家で、牙旗は軍中看器仗の意で、打と搏とは例の如し。

は例の如し。

指相指賊伴⁽⁵¹⁾ 掘地四月請⁽⁵²⁾ 不從學飲酒⁽⁵⁰⁾ 輕他默然聽⁽⁵⁷⁾ 斷事不攝耳⁽⁵⁸⁾ 第六跋渠竟⁽⁶⁰⁾

賊伴は與賊期行、不從學は拒勸學である。默然聽は屏聽四諍と、同戒斷事は不與欲戒と同一である。

離同食王宮⁽⁶¹⁾ 針筒過八指⁽⁶²⁾ 兜羅及坐具⁽⁶³⁾ 覆瘡效如來⁽⁶⁵⁾ 僧殘謗廻向⁽⁶⁷⁾ 第七跋渠竟⁽⁷⁰⁾

離同食は不囑同利入聚のことで、過八指は過量牀足であるし、廻向は僧物を人に與ふることで、即ち廻向僧物與人戒であらう。以上七十戒已り、七十一戒以後は、律本に完全に之を具して説いて居るのである。然るに比丘單提九十二戒の中より、此の七十戒を除けば、餘の二十二戒は、全く尼戒に關係のないもの様であるが、然し事實は、七十一戒以下にも、なほ二部共通同戒のものが存するので、即ち左の二戒の如きは實にこれである。

第七十一、不滿二十歲受具戒は、尼戒第九十六

第八十八、過量雨浴衣戒は、尼戒第七十三

となつて居るのである。故に實は比丘同戒七十二、不同戒六十九と言ふべきで、同戒七十、不同七十一といふの全く事實相違である。故に單に比丘戒にして、尼戒には關係のない條目が、九十二戒中、二十戒であつて、其の名稱左の如くである。

第五、女人說法過限戒

第二十、經營大房再三覆戒

第二十一、僧不羞教誡尼戒

第二十二、教誡尼至日沒後戒

第二十三、往尼住處教誡戒

第二十四、譏教尼人戒

第二十五、共比丘尼空靜處戒

第二十六、與尼期行戒

第二十七、與尼期乘船戒

第二十八、與非親里尼衣戒

第二十九、與非親尼作衣戒

第三十、食尼嘆食戒

第三十三、足食戒

第三十九、索美食戒

第五十、半月浴過戒

第六十、覆藏他處罪戒

第六十八、與女人期行戒

第六十九、與女人同宿戒

第七十、與女人獨屏處坐戒

第八十、非時入聚落戒

(五)、「五分」の單障比丘戒は九十一戒であるから、六十八戒を除いた二十三戒は、尼戒に關係のない單比丘戒である。換言すれば、「五分」の廣本では、六十八戒までを、單に制文のみを出し、六十九戒以後を廣説して居るので、前六十九戒は比丘同戒と見て畧説したものである。其の所謂單比丘二十三戒は、

第十九、作大房四壁再三重覆戒

第二十一、僧不羞教誡尼戒

第二十二、教誡至日沒戒

第二十三、爲教誡人比丘尼住處戒

第二十四、譏教誡尼比丘戒

第二十五、與尼等獨屏處坐戒

第二十六、與非親尼衣戒

第二十七、與非親尼作衣戒

第二十八、與尼期行戒

第二十九、與尼期共攝行戒

第三十、食尼嘆食戒

第四十、自手與外道食戒

第四十一、索美食戒

第四十三、與女人獨屏處坐戒

第四十四、與女人獨露處坐戒

第五十一、奪畜生命戒

第六十一、與不滿二十歲受具戒

第六十五、入王宮過後宮門限戒

第七十四、覆他塵罪一宿戒

第八十三、非時入聚落戒

第八十七、過量尼師壇戒

第八十八、過量覆蓋衣戒

第八十九、過量雨浴衣戒

二部同戒の六十八戒に就いては、既に前にも述べた如く、明徴の「戒本」では、「廣律」には全く無い

奪畜生命戒を、第三十六戒に加へて居るから、「廣律」の第三十六疑惱比丘尼戒が、一つ降つて三十

七となり、之より順押しに降つて行つて、同戒の最後の第六十八廻僧物餘人戒は第六十九となり、

不同戒の最初の第六十九食蒜戒が、「戒本」では第七十戒となつて居るわけである。此の食蒜戒が、第

七十になつて居るのは、偶然「四分」にも合致するので、「四分」は第七十食蒜戒であるが、然し「五

分」の廣本には合はないものである。

(其) 上來舉示來つたところにより、諸律の二部に通じない、比丘にのみ限られるものを覽るのに、

大體之を四種に區別することが出来る様である。其の一は、當然比丘尼としてはなし得べからざる

もので、蓋し此の部に屬するものは、其の數に於ても比較的多いのである。例へば、其の單比丘戒

の数の多い「五分」について言ふならば、「五分」の二十三戒の中で、僧不差教誡尼、教誡至日没、入
 比丘尼住處、誡教尼比丘、與非親尼衣、非親尼作衣、尼喫食等の如きは、皆其の例である。其の二
 は、男子と女人の關係を、轉じて女人と男子との關係に變ずる時は、尼戒となり得るもので、例へ
 ば比丘戒の與尼期行戒を、尼與比丘期行戒とし、尼戒とするが如き是れである。「五分」では比丘戒
 に、與女人屏處坐戒、與女人獨露處坐戒があるけれども、之を轉じて尼戒としたものはないが、「四
 分」には、獨與男子坐戒(獨與男子
處坐戒)あり、「十誦」、「僧祇」にも、之と同一の轉戒がある。其の三は、
 男女關係以外のことで、普通女子の爲さざるもの、例へば尼が大房舍造營を企てるといふが如き
 は、一般に無いことであるから、覆屋過三節戒の如きは、諸律多く之を省いて居るが如き是れで、
 然し是れは絶対に無いことでもないから、「四分」などは之を設けて居るものであらう。以上の理由
 以外の意味で、尼戒より除かれてるものもある。例へば索美食戒の如き、婦女の羞恥性、或は消極
 性から、普通行はれないものを除いてるのであらう。中に於て、四律一致して二部不同の戒とし、
 異議のないものは、僅に左の八戒で、他は皆多少諸律の間に相違の存するものである。即ち一致の
 八戒は、

輒教尼戒

「四分」第二十一、「十誦」
以下他の三律皆第二十一

誡教尼人戒

「四分」、「十誦」第二十三、
「僧祇」、「五分」第二十四

與 尼 同 船 戒 〔四分〕第二十八、〔十誦〕第二十三、
〔僧祇〕第二十七、〔五分〕第二十九

與 非 親 里 尼 衣 戒 〔四分〕第二十四、〔十誦〕第二十六、
〔僧祇〕第二十八、〔五分〕第二十六

與 非 親 里 尼 作 衣 戒 〔四分〕第二十五、〔十誦〕第二十七、
〔僧祇〕第二十九、〔五分〕第二十七

與 尼 期 行 戒 〔四分〕第二十七、〔十誦〕第二十四、
〔僧祇〕第二十六、〔五分〕第二十八

食 尼 嘆 食 戒 〔四分〕第二十九、〔十誦〕第三十、
〔僧祇〕第五分共第三十

索 美 食 戒 〔四分〕、〔十誦〕共に第四十、
〔僧祇〕第三十九、〔五分〕第四十一

『四分』以外、不同戒として、三律一致のものは、

覆屋過三節戒

の一戒のみで、『五分』以外の、三律一致のものは、

爲 尼 教 誡 日 暮 戒 〔四分〕、〔十誦〕、
〔僧祇〕共に第二十二

足 食 戒 〔四分〕第三十五、〔十誦〕第三十四、
〔僧祇〕第三十五

の二戒である。『僧祇』以外の三律一致の戒は、

過 量 覆 瘡 衣 戒 三律共に第
八十八戒

過 量 坐 具 戒 〔四分〕第八十七、〔十誦〕第八十九、
〔僧祇〕第八十七

の二である。其の他二律の一致、或は他律に同戒のないものは、

爲女人說法過限戒 〔十誦〕〔僧祇〕其に第五

獨與女人露處坐戒 〔十誦〕第二十九、〔五分〕第四十四

往尼住處爲教誡戒 〔僧祇〕〔五分〕其に第二十三

覆藏他龜罪戒 〔僧祇〕第六十、
〔五分〕第七十四

與女人獨屏處坐戒 〔僧祇〕第七十、
〔五分〕第四十三

非時入聚落戒 〔僧祇〕第八十、
〔五分〕第八十三

與女人期行戒 〔四分〕第三十、
〔僧祇〕第六十八

數數食戒 〔四分〕第三十三、
〔十誦〕第三十一

勸足食戒 〔四分〕第三十六、
〔十誦〕第三十五

自手與外道食戒 〔四分〕第四十一、
〔五分〕第四十

共尼空靜處坐戒 〔僧祇〕第二十五

半月浴過戒 〔僧祇〕第五十

與女人同宿戒 〔僧祇〕第六十九

過量雨浴衣戒 〔五分〕第八十九

骨牙針筒戒 〔四分〕第八十六

與如來等量作衣戒 一四分第九十

等である。共尼空靜處以下の五戒は、比丘にありて比丘尼戒にないもので、他律には二部共存のものである。故に他律に同戒なきものと言ふのである。

(七) 前の三律に準じ、『四分』の比丘同戒、比丘不同戒について言へば、『四分』の比丘單墮は九十戒で、此の中に、單比丘戒が二十一であるから、残り六十九戒が、比丘比丘尼同戒である。是れ前の諸律に所謂比丘戒と大同なるもので、第七十噉蒜戒より以後が、不同比丘なるものである。然し二十一戒中、

第六十五、與年不滿受具戒は尼戒の第一百二十一

第八十九、過量雨浴衣戒は、尼戒の第一百二

であるから、前九十戒より單比丘十九を除きたる七十一戒と、第七十以下百九戒より、前の二戒を除きたる、百七戒とを合したるものが、比丘單墮一百七十八戒をなすのである。所謂比丘二十一戒の中、前二を除いて、其の十九戒は左の如くである。

第二十一、輒教尼戒

第二十六、與尼屏處坐戒

第二十二、教誡尼至日暮戒

第二十七、與尼期行戒

第二十三、譏教尼人戒

第二十八、與尼同船戒

第二十四、與非親尼衣戒

第二十九、食尼嘆食戒

第二十五、與非親尼作衣戒

第三十、與婦女期行戒

第三十二、轉 展 食 戒

第三十五、足 食 戒

第三十六、勸 足 食 戒

第四十、索 美 食 戒

第四十一、自手與外道食戒

第八十六、骨牙角針筒戒

第八十七、過 量 坐 具 戒

第八十八、過 量 覆 瘡 衣 戒

第九十、與如來等量作衣戒

(次)、二部不同戒の中で、比丘戒を比丘尼戒に轉じ得るものでも、事實上、單に比丘戒として、比丘尼戒を設けて居ないものが多い。例へば與尼同船戒の如き、比丘が期して尼と同船することが罪となるからば、之を尼戒に轉じて、與比丘同船戒もあるべき筈である。非親尼に衣を與ふる罪も、非親比丘に衣を與へて、罪を構成する筈である。然し此等は、全く尼戒の方にはないのである。今此の類の、比丘戒を轉じて、尼戒となせしものを舉ぐれば、左の如くである。

女人說法過限戒 四分、十誦

男子說法過限戒 四分、第九

與女人同宿戒 四分、十誦

與男子同宿戒 四分、第四

與女人露坐戒 四分、十誦

與男子露坐戒 四分、第三十

與女人期行戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

與男子期行戒 〔十誦〕第三十五
〔五分〕第四十九

屏處與女坐戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

屏處與男子坐戒 〔四分〕第二十九、〔十誦〕第二十八、
〔僧祇〕第四十四

怖比丘戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

怖比丘尼戒 〔四分〕第四十、〔十誦〕第五十一、
〔僧祇〕第四十、〔五分〕第五十五

隨舉比丘戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

隨舉比丘尼戒 〔四分〕第五十三、〔十誦〕第四十一、
〔僧祇〕第三十六、〔五分〕第三十四

隨擯沙彌戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

隨擯沙彌尼戒 〔四分〕第五十四、〔十誦〕第四十二、
〔僧祇〕第三十七、〔五分〕第三十五

瞋打比丘戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

瞋打比丘尼戒 〔四分〕第六十二、〔十誦〕第三十三、
〔僧祇〕第四十八、〔五分〕第五十三

搏比丘戒 〔四分〕、〔十誦〕
〔僧祇〕、〔五分〕

搏比丘尼戒 〔四分〕第六十三、〔十誦〕第三十四、
〔僧祇〕第四十九、〔五分〕第五十四

或あらかは食家強坐戒じきけがうざの如ごときも、比丘びくと尼にと兩部りやうぶにあり、勿論もちろん一方いほうは比丘強坐びくがうざであり、一方いほうは尼強坐にがうざであ

るから、之を轉戒とも見られるのであるが、然し斯くの如く言ふ時は、尼戒は悉く比丘戒の轉戒であるとも言ひ得るのであるから、これ等を數ふるのは蓋し當らない。又比丘戒にのみありて、尼戒に轉じてない同船戒の如きものがあると同じ様に、尼戒の方にありて比丘戒の方にないもの、即ち此の尼戒を轉じて、比丘戒にも設けらるべきもので、其の實比丘戒に名目の存しないものがある。

共男子屏處共語戒

「四分」第八十、他の三律にも存す、以下同じ

共男子入屏障處戒 「四分」第八十一

遣律遠去與男子屏處耳語戒 「四分」第八十二

共男子入閤室戒 「四分」第八十六

の如き其の例である。

(五)、四律對照して見ると、元來同一の戒であつたものが、後に漸次變じて來て、各律の間に、自ら其の内容を異にしたものと見らるるものがある。例へて言へば、第五の未受具人宿戒に於て、比丘戒では、未受具大戒人と同宿すること過二宿至三宿は單提とある。尼戒は、極めて簡單に過三宿として居るが、これは三宿已りて、第三夜の明相出時に去らざれば單提となるのであるから、單に三宿と言つても、結果は同一である。「十誦」は過二夜として居る、尼戒は比丘同戒であるから、言ふまでもない。「五分」も過二夜とありて、二部同戒であり、「僧祇」は同屋三宿、第四夜當別宿とある。

『善見』によれば、第三夜は未犯で、第四宿の初夜に單墮を犯すとある。之によりて見れば、所謂宿過限には三説あることになる。一は二夜を過ぎ、其の明相出時に罪を成すものと、二は三夜を過ぎると、三は四夜に入るとである。之と同じく、有緣軍中過限戒に於ても、『四分』は軍中に宿することと二宿三宿とあるが、其の意は、前の未受人戒に準じ、二宿を経、三宿に至りて罪を構成することと言つたものである。此の戒も、諸律の相違は、未受人と同様であつて、『十誦』は、軍中過二夜宿戒で、『僧祇』は過三宿戒であるが、然し『僧祇』の意は第四夜に入ることと言つて居るので、尼戒の例には、唯過三宿とあるが、勿論二部同戒であるから、比丘戒に準じて、第四夜別宿の説であることを知るのである。是等のことは、敢て尼戒に於てのみ言ふべきことではないが、同一戒にして、内容の相違の斯くの如きもののあるのは、次第に變化して相互の隔りが出来たものであることを知るに難くない。觀軍令戰戒も、之と同じ様に、内容の變化があるのである。此の觀軍戒は、軍中に宿する間に見るので、其の宿するのは、律に聽されたる範圍内、即ち一夜より二夜の中に見ることは、以上によつて推察せられるであらう。小さい戒ではあるが、搏比丘戒が、『四分』は搏とし『十誦』は擧掌擬といひ、『僧祇』は擬で、掌刀擬として居ることは、前にも述べたことであるが、是等も單に解釋の相違から來たものと見るよりも、内容の變化して來た一例と見るべきであらう。又

其の内容の變化が、範圍の廣狹によつて異つて來て居るものでは、觀王浴池戒の如きがある。是れは王宮内の建築園池を看るといふ『四分』、『五分』の如きあり、特に神祠堂内の彩畫を看るとする『十誦』の如きあり、國內の園林故跡とする『僧祇』の如きもある。即ち『四分』には「王宮の畫堂園林浴池」とあり、王の宮殿及び畫舍とある。『十誦』には、「天祠中の伎樂舍論法舍出家舍の畫彩舍」とある。『僧祇』には、「自の境界内の園林故墟」とある。さうして斯く變化的な變化があつても、目的は歸するところ一つで、要は姪意を衝動せしむる、或は梵行を汗す恐れある危險を避けしむるといふにあつたのである。『四分』に王宮内觀覽を禁ずる所以に就いては、支那の學者の解釋では、其の莊嚴綺麗に心目を奪はれて、徒らに正修を廢し、世事耽著の念を發するが爲めだといふ様に一般に言はれて來て居る。例へば『法勵疏』の如き、「王宮は綺麗精華の所、縱覽蕩逸にして、正業を修することを廢し、又世事に染著して自ら心行を壞すべし」と言つて居る、他の學者も、其の説此の類を出ては居ない。尤も『四分』の律文には、其の釋はない。ところが『五分』は、此等の處、觀石の人雜沓し、男子と相觸るるを嫌ふ意である。「彼の處多人聚また看る。比丘尼諸の男子に語つて言はく汝小しく避くべし、我れに逼り近づくこと莫れと。諸の男子言はく、不吉利の人、剃頭にして割截衣を著くるもの、此に來るべからず、而も此に來るものは、是れ男子を求めんと欲するなり、云何んが我れをして避け去らしむると。便ち捉へて牽曳し、龜息姪欲の語をなす」と因縁にあるので知

らるる。「僧祇」の意は、園林故墟の人稀なるところに於て、男子のために嬉亂さるるのを誡むるのである。「比丘尼故村の舎中に往いて看る。時に諸の年少ありて、林中より出でて、比丘尼を擾亂す」とあるので推量される。「十誦」は、單に畫舎を看るの戒で、特に天祠堂の畫舎として居る。是れには何等の理由も述べてはないが、恐らくは外道天祠等の畫室には、多く猥褻の風俗を圖せしもの存せしことは疑のないところで、之を看るといふことのみでも、既に清淨行を損するものであつたのであらう。故に「十誦」の律文には、迦羅比丘尼は本外道より轉じ來つた人で、好んで外道天祠畫舎を見る、それが諸居士嫌譏の因となつたと縁起にあつて、特に理由は擧げてないのである。此等から考へて見ると、「四分」の設戒の意味も、蓋し男女關係の問題に觸れてるもので、支那學者の言ふ所とは、少しく方向が異なつて居るものであらう。何れにしても、此の一戒が、諸律の閉に、斯くの如く意味内容の上に、多少の變化を來して居ることを示すものであると思はれる。剃三處毛戒のことは、前にも注意を促したところであるが、「四分」は「大小便處及び腋下」とし、「五分」も同様である。「十誦」は「剃大小便處」とし、腋下を除いて居る。是れ「十誦」の方が原始的のもので、他は之に新に一處を加へ、二處毛を三處毛としたものであらう。また「四分」の獨與男子坐戒と、「僧祇」の與一比丘空靜處坐戒の如き、果して一を他の變化と見るべきや否やは不明であるが、一は廣く男子とし、一は狭く比丘に限る、廣狹の差あるもの一例である。一戒が、他の律では、

二戒となり或は三戒となつて居るといふ様なことも、大體は前に示したが、是等もつまり、時の経過に伴ふ、内容の變化と見做すべきものである。『四分』の三處毛戒は、剃毛戒であるのに、『五分』では二處毛戒とし、別に燒隱處毛戒を獨立の一戒として開いて居る。『四分』では、燒毛は剃毛の附屬戒として、吉罪とせられて居るものである。是くの如きは、『五分』の説が本で、『四分』が合して一戒としたものではなく、『四分』が本で、『五分』の如く分開したものであらうと思ふ。『四分』の好生草上大小便戒は、『十誦』では、生草上大小便戒の外に、棄屎尿著生草上戒を開いて居る。是れも行戒と棄戒の別があるから、『四分』には行戒ありて棄戒を缺くのであるが、然し一方より言へば、『四分』の行戒より分岐して、一戒を新に添加せりと見てもよいのである。『五分』はまた屎尿の外に一切の汗物と殘食とを棄戒に加へ、生草上棄糞掃殘食戒として居る、是れも同一戒の分岐である。不看牆外棄不淨戒も、『五分』は、籬牆外擲屎溺戒の外に籬牆外擲糞掃殘食戒を擧げて居るが如き。た是れ前戒と同様分岐戒と見做すべきである。『五分』にまた遮受迦絺那衣戒、遮捨迦絺那衣戒がある。其の名の示す如く、迦絺那衣を受くる時受けしめず、捨つる時捨てしめないものであるが、『四分』では、此の二戒の中受の一戒を缺き、捨戒の方では、此の捨の外に、欲出、即ち捨せんと欲するを妨碍する一戒を加へて居る。故に『五分』の一戒が、『四分』では二戒に分開し、一は遮僧不得出功德衣戒とし、二は遮僧欲出功德衣戒となつて居るわけである。前者は捨つる時に捨てしめず、後者

は捨てんと欲する意あるを見て、豫め妨碍を加ふるのである。「四分」尼戒の背請戒は、比丘戒の展轉食、足食、勸足食の三戒を合したものであることは、前に既に委しく説明したところである。「僧祇」では、之を處處食と不作殘食勸足の二戒とし、「五分」では、比丘戒と同じく、之を三戒として列擧して居る。此等は一戒が三戒に分開したのではなく、三戒を一戒に合したものと見るべく、「僧祇」の二戒も、恐らくは二戒を合して一戒としたものであらう。また「僧祇」が、斯く足食と勸足食の二戒を一戒に合してるのは他に例がなく、また「十誦」の如き、勸増表價戒なく、多家勸増表價に之を一戒に合したるも、また異例である。是等も蓋し二戒を合して一戒となせしものと解釋せらるべきであらう。以上は著しい例を擧げて、一端を説明したに過ぎないものであつて、勿論之を以て全部とすべきではないし、また前に已に示せしものと重複して居るものもないではないが、只便宜上のことであつて、一一の諸戒の詳細なる同異の如きは、素よりここに盡すべきではない。

(三)、「四分」の第一百三、時中縫僧伽梨過五日戒は、「十誦」の第一百三十、「五分」の第八十四に出て居るもので、其の緣起に就いては三律各相違があり、一致はしてないが、要するに僧伽梨を縫はんとし、或は故衣を適みて放置して縫はず、五日を過ぐるものは波逸提を犯すと云ふのである。然るに全然之と同一の戒が、「僧祇」では、六日を限齊し、還た自ら縫はず、人をして縫はしめざれば尼薩者波逸提なり」とし、捨墮罪の第十七戒に列ねて居るのである。又「四分」の第一百三十七取他

衣不爲授具戒も、『五分』の第一百八戒と同一のもので、『十誦』には、此の戒を缺いて居るが、『僧祇』には、また同一戒が、捨墮の第十八戒に擧げられて居るのである。此の事も前に表中にも記入しては居るが、今特に之を明にして置く。

(三) 比丘出家の法は、二十歳にして具足戒を受け、これで完了するのであるが、比丘尼は比丘と異なり、受具前に、十八歳で學戒羯磨を作し、之より戒を學し、六法を受けて之を持たなければならぬ。是れ即ち二年間の式叉摩那である。故に『四分』には、第一百二十二に、不與二歲學戒羯磨戒あり、第一百二十三に、不說六法名字戒がある。此の二終り、二年を経て二十歳受具であるから、第一百二十一に度減年童女戒があるのである。『十誦』には、特に六法名字戒はないが、其の第一百一十一に、不二歲學六法爲衆戒があるから、此の中に二歲學戒羯磨と六法とを合説してゐるものと見られる。『十誦』の不二歲學六法戒は、緣起によると、妊婦の來りて受具し比丘尼となりしより、他の比丘尼等彼れを犯姪と責めし時佛の語として、「汝此の比丘尼に是の事を説くこと莫れ、是の比丘尼は梵行を破りしにはあらず、先きに白衣の時に娠めるあり、今より沙彌尼に、二歲六法を學することを聽す、娠めるあるか娠めるなきかを知るべし」とあり、即ち六法を持つことにより、二年間に女子の有娠無娠を檢することを得るといふのである。事實として、それが二歲學戒の置かれし全部ではないとしても、一部の理由ではあつたであらう。此の緣起により、『十誦』の此の戒は、即ち

『四分』の二戒を合せしものに當ることを知るのである。

又一百二十一戒に、滿二十歲童女不二歲學六法爲衆戒がある。是れは滿二十歲となり、未だ二歲六法を受けざるに、唯滿歲の故を以て、具足戒を受けしめて衆となせしことから起つた戒で、此の戒と前戒と合して、二歲六法は十八歲、滿歲受具足の意が完備するものである。要するに、前戒では未だ年齢に關する規定がなかつたのである。尤も唯滿二十歲受具足の戒は、第一百十六に、「未だ二十歲に滿たざる童女を衆となすは波逸提なり」とあるから、年齢のことは是れで十分である。故に三戒は、一戒を三方面から規定した觀があり、聊か煩重の感がないでもない。『五分』には、不二歲學戒と六法戒とが擧示されて居る。即ち『五分』の第一百十五が不二歲學戒で、第一百十五戒が六法戒である。『僧祇』には六法の名はないが、其の九十七戒が不二歲學であり、第九十八戒が受學戒不滿學で、即ち六法戒に當る。然し『僧祇』には六法の説はない。即ち『僧祇』は、「學戒を受けて學を滿せず、具足を與受する者は波逸提なり」とし、「學戒を滿せずとは、學戒を與受し已り、二歲應さに隨順して十八事を學すべし」とあり、六法ではなく十八法である。十八法の委細は姑らく省畧する。『五分』には、特に度減年童女戒に當る滿年戒がないのであるが、然し已に十八歲で二歲學戒ありとする時は、二十受具は當然暗示されて居るので、事實としては、『五分』の人も、滿二十受具を行つたものであることは疑のないことである。尤も一旦他に嫁せしもの、『四分』の所謂會嫁女は

十二歳で受具を聽され。随つて十歳で二歳學戒となるのである。是れ『四分』の第一百二十五、度少
年曾嫁婦女戒で、此の事は諸律悉く一致して居るところである。即ち『十誦』の第一百八戒、『僧
祇』の第一百戒、『五分』の第一百四戒に之を明して居る。若し受具せんとする時は、受戒者に心身
の缺陷なきや否やを検する、之を『四分』では、第一百二十四の度諸遮童女戒とする。此の戒は、
『五分』の第一百四戒も之に一致して居るが、『十誦』と『僧祇』には、此の戒を缺いて居る。然し
實際として、『十誦』や『僧祇』の派にありても、決して此の檢察を省畧したといふわけのものでは
ない、唯律文に之を畧して居るだけのことである。既に比丘尼和上を請ひ、比丘僧衆の前に於て、
受具白羯磨竟りし後、尼和上は、更に比丘僧衆の前に於て、また羯磨を行ふので、此の二衆の前
に於て、二回の羯磨を行ふことは、實に尼受具の特色である。『四分律』では、此の比丘尼具戒を受
くるの次第は、第一百二十四度諸遮童女戒の下に詳述せられて居る。
是れで單提に關する比較と説明の要點は終つた。八提舍尼は、諸律に大なる相違なく、衆學も比丘
と同一として、律文には之を省いて居る。但し『戒本』には、各律共に尼戒衆學の名目を列擧して居る
が、其の内容に於ては、比丘戒と固より相違のある筈はないが、順序列次には、多少相違のあるもの
もある。即ち『四分律』にあつては、比丘と比丘尼の、二部百衆學戒は、全然同一であるから、ここに
言ふべきことはないが、『僧祇律』も、丹本の『藏經』にありては、二部殆んど同一と言つてよいほど、

極めて僅少の差があるに過ぎない。それは『戒本』には、比丘戒六十六の内、尼戒の方には、第六十四不生草上大小便涕唾戒、第六十五不水中大小便涕唾戒の二を缺いて居るといふことで、此の類戒としては、不得立大小便戒が最後に在るだけである。故に律文に、「衆學法は、廣く説くこと、比丘の中の如し、唯六群比丘尼の、生草上と水中との大小便を除く、餘は悉く同じ」とある。何故に此の二戒のみが除かれて居るかは不明であるが、兎も角も、尼戒は比丘戒より二戒を減じ、六十四戒となつて居るのである。又『丹本』所收の『戒本』では、一の內衣、二の披衣の二戒となつて居るのが、他の藏經所收本では、內衣戒が、

不下著內衣、不高著內衣、不參差著內衣、不百衲著內衣、

不石留華著內衣、不麥飯團著內衣、不魚尾著內衣、不多羅樹葉著內衣、

不象鼻著內衣、不齊整著內衣、

の十戒とし、『丹本』は、單に齊整內衣の一戒に之を攝して居るのである。披衣の方は、

不下披衣、不高披衣、不婆羅天披衣、不婆數天披衣、

不齊整披衣、

の五戒に分つて居るが、同じく『丹本』は、終りの齊整披衣の一戒に合して、之を收めて居るのである。随つて一般藏經所收の『戒本』では、比丘戒六十六よりも増加して、尼の衆學戒は、七十七戒となつて

居るのである。即ち前の生草と水中との二を除きし六十四に、更に十三戒を加ふるにより、此の七十七数を成すのである。

『十誦』の『比丘戒本』、即ち羅什譯出の『波羅提木叉』が、『廣律』と相違あることは、前に述べたるところであるが、法願の『尼戒本』は、衆學に於ては、『廣律』に擧ぐるところと一致して居るもので、甚しき相違はないのである。唯多少列次の順序に相違のあるものもある。蓋し『比丘戒本』は、衆學の數凡そ一百十一戒であるが、『廣律』には一百七戒を擧げてあつて、全く二部一致を缺いて居る。尼の衆學戒は、之と異なり、『廣律』も一百七戒であり、法願の『尼戒本』も同じく一百七戒である。其の他戒目の稱呼等に就いても、『尼戒本』は、皆『廣律』に合致して居るのであるが、其の順序の相異つて居るといふのは、左の五戒である。即ち、

「廣律」

「戒本」

- 第七十八、不置手受食器戒……………第七十五
- 第七十五、不指割鉢食戒……………第七十七
- 第七十七、不得爲身索飯羹戒……………第七十九
- 第七十九、人坐比丘尼立不應爲說法戒……………第八十八
- 第八十八、人在高處比丘尼在下處不應爲說法戒……………第八十九

『五分律』も、明徴の『尼戒本』と比すれば、衆學列次の上にも多少の相違のあることは左の如くである。

「廣律」

「戒本」

第六十七、不 縮 鼻 戒……………第六十九

第六十八、不 含 食 戒……………第七十

第六十九、不 脹 頰 食 戒……………第六十七

第七十、不 嚼 半 食 戒……………第六十八

要するに、此等衆學の、「廣律」と「戒本」との間に存する相違點は、誠に些少なものであつて、大體内容は一つであると言つてよいものであるが、然したとひそれはどれほど些少であつても、二部同戒として、「廣律」には、尼戒の方に全然省畧されてるものが、如何なる理由により、法顯なり、將た明徴なりの人人が、「廣律」によつて纂集した、此の「戒本」に、かかる「廣律」との齟齬を來したものであらうか、是れがまた一疑問たるを失はないと思ふ。

第五篇 犍 度

第一、受 戒 犍 度

古昔に王あり、最初に出世す、大人と名づく、其の太子を善王といふ。善王より以下、樓夷、齊、頂生、遮羅、跋遮羅、微、微驕陀羅、鞞醯梨肆、舍迦陀、樓脂、修樓脂、波羅那、摩訶波羅那、貴舍、摩訶貴舍、善現、大善現、無愛、光明、黎那、彌羅、末羅、精進力、牢車、十車、百車、堅弓、十弓、百弓、能師子、眞闍と相續ぎ、此の眞闍王以後十轉輪聖王種族を分ち、其の一を伽菟支とし、此の伽菟支は五王相續す。二を多樓毘帝とし、後にまた五王あり、三を阿濕卑とし、其の後に七王あり、其の四を乾陀羅とし、八王あり、其の五を伽陵迦とし、九王あり、其の六を瞻耨とし、十四王あり、七は拘羅婆、三十一王あり、八は般闍羅、三十二王あり、九は彌悉黎、八萬四千王あり、十は懿師摩王にして、其の子を憂羅陀といひ、其子瞿羅より、尼浮羅、師子頰を経て悦頭壇に至る、是れ即ち菩薩の父にして、菩薩の子は羅闍羅なり。

以上は、傳説による佛陀世系の説である。菩薩といふのは、即ち釋尊を指す。菩薩生れ給ふ時、相婆羅門相して、若し出家せざれば、刹利水澆頂の轉輪聖王とならん。若し出家すれば、佛とならんと言つた。後出家して苦行六年の後、其の苦行を捨てて少飯麩を食し、氣力を充たし、尼連禪河に浴し

て、菩提樹下に至り、吉安の奉る所の草を敷き、ここに坐して無碍解脫を得給ふ。乃ち菩提樹下に於て七日閉不動にして解脫の樂を受け、終つて定より起ち給ふ。時に兄弟二人の賈客、瓜と優婆塞といふもの、五百の乗車に財寶を載せ、菩提樹に近くここを通過した。菩提樹神、二人を勸めて、蜜餠を以て如來に供養せしむ。佛憐愍を以て之を受け給ひ、「汝等賈人、今佛に歸依し、法に歸依し奉るべし」と宣ひしに、「大徳、われ今歸依佛歸依法す」と答へた、「是れ優婆塞中の最初に二歸依を要くるもの、是の賈客兄弟二人を首となす」と言はるる所のもので、佛あり、法あるも、未だ僧なき時なれば、三歸依なくして二歸依の時代である。此の兄弟ここを去つて本生處に歸らんとするに臨み、「若し彼の閉に至らんに、云何んが當さに福を作すべき、何の禮敬供養する所あらん」と申せしにより、佛は之に髮爪を與へて、作福のため、禮敬供養せしめ給ふとある。麩蜜食後また第二の一七日閉は、結跏趺坐して不動に、解脫三昧に遊び、自ら娛樂し給ふ。竟りて世界中心の閻浮提を去る遠からざる所にある、呵梨勒樹の樹神の上るところの呵梨勒果を受け給ひ、此の時樹神歸依佛歸依法す、「諸神の歸依を受くるもの、呵梨勒神最初なり」とある。第三の一七日は樹下入定、竟りて坐より起ち、鉢を持って鬱鞞羅村に入りて乞食し、鬱鞞羅村婆羅門の施を受け、婆羅門をしてまた二歸依を受けしめ、一離婆那樹下に結跏趺坐して、第四の七日閉入定し給ひ、七日後三昧より起ち、また鬱鞞羅村に入り乞食し、鬱鞞羅村婆羅門の婦、蘇闍羅大將の女の施與を受け給ふ、「諸の優婆夷、歸依佛歸

依法を受くるもの、此の鬱鞞羅の婦、蘇闍羅大將の女の優婆夷を最初と爲す」と言はれて居る。再び離婆那樹下に還りて入定し、第五一七日竟り、鬱鞞羅婆羅門の家に至り、其の一家男女の供養を受け、之をして悉く二歸依を受けしめ、食竟りて、文驕龍王宮に詣りて結跏趺坐す。之を第六の一七日入定とし、天雨降るにより、龍王身を以て佛頭を遮り、佛上を覆ふ。天晴れて龍王、一年少婆羅門と化し、如來の足を禮し奉る。佛乃ち之をして二歸依を受けしむ、「是れを、畜生中に二歸依を受くるは、龍王を首となすと謂ふ」と述べられて居るのである。

爾の時に世尊、文驕龍王樹下に住し、更に阿踰婆尼拘律樹下に至りて、坐具を敷き結跏趺坐し、默然として法を説き給はず。梵天王天上より如來の心中、法を説くも人の能く解するものなしとなし給ふを知り、世間は大に敗壞す、今如來此の正法を獲給へり、云何んぞ默然として説き給はず、世間をして聞かざらしむるや。唯願はくは世尊、時に正法を演べて世に流布し給へ。世間にも亦垢薄く聰明の衆生の度し易き者あり、能く不善法を滅して善法を成就す」と白し、如來は其の勸請を容れ、嘗て教を受けし阿蘭迦蘭のために説法せんとせしに、阿蘭は其の時命終して七日を経て居た。更にまた師たりし鬘頭藍子に法を説かんとせしに、鬘頭藍子は昨日命終せりと云ふのであつた。佛はやがて、其の苦行を捨てし時まで、六年間隨從し、終に佛を捨て去りし五比丘を度せんとて波羅捺國の仙人鹿苑に向ひ、四諦の法を説き給ふ。時に阿若憍陳如法を見法を得、佛に白す、「我れ今如來の所に於て梵

行を修せんと欲す」と。佛言はく、「來れ比丘、我が法中に於て、快く自ら娛樂し、梵行を修し苦原を盡せ」と。「爾の時、尊者憍陳如を、即ち出家して具足を受くると名づく、是れを比丘中初めて具足戒を受くるは、阿若憍陳如を首と爲すと謂ふ」とある、是れが即ち具足戒の起原である。但し此の受具足は、所謂善來比丘受具で、未だ白四羯磨の法なき時のことである。「毘尼母經」に、善來比丘受具、三語受具、白四羯磨受具、勑聽受具、上受具の五種受具を明して居る中で、第一の善來比丘受具に就いては、「此の中何者か是れ善來比丘受具、尊者阿若憍陳如の如し。……世尊告げて曰はく、善來比丘、汝の我が法中に於て梵行を修し苦原を盡すことを聽すと。此の阿若憍陳如、即ち出家することを得、即ち具足を得。如來の言已り、身上所著の婆羅門服、乃至鬚髮即ち皆墮落し、沙門の法服自然に身に在り、威儀庠序として手に應器を執り、二十年學法の者の如し。尊者阿鉢祇、婆犯、跋提伽、摩訶男等、亦阿若憍陳如の如し。耶修陀同侶四人、毘摩羅修婆侯、富那伽憍梵跋提耶奢童子同侶五十人、彌低同侶亦五十人、那羅陀摩那婆跋陀跋提同侶五十人、優樓頻螺迦葉、那提迦葉、伽耶迦葉、此等の徒衆千人、優婆提舍駒律陀を上首となし、徒衆二百五十人、此の如き等は皆豪貴巨富にして、本是れ外道の出家なり、佛已に出世し、悟りを受くるの時至り、皆來りて佛に詣り、求めて出家せんと欲す。最後に須跋陀羅あり、此の如き人等は、皆是れ善來比丘なり」とある。阿若憍陳如と共に、同時の五比丘は皆此の善來で、阿濕卑、摩訶男、婆提、婆敷即ち是れである。『毘尼母』の阿鉢祇は阿濕卑、

婆犯は婆敷、跋提伽は婆提で、摩訶男は同一である、爾の時に此の世間に六羅漢あり、五弟子と如来至眞等覺を六と爲す」とあるのである。

時に波羅捺に耶輸伽といふ富家の子があつて、父母の下より脱し、出家のため佛所に至つた。毘尼母に所謂耶修陀と同一人のことである。其の父逐うて佛の在す鹿苑に至り、佛の教化により始めて三歸を受けたといふ。是れ三歸依の最初であるといふ。「自ら審かに果證を得じり、前んで佛に白して言く、我れ今歸依佛歸依法歸依僧す、唯願はくは世尊、優婆塞の爲めに、今より已去盡形壽まで、不殺生乃至不飲酒と、是れを最初の優婆塞の三自歸は、耶輸伽の父を首と爲すとす」とあるのである。不殺生乃至は、即ち五戒にして、三歸五戒の完具せる優婆塞は、之を最初とするといふのである。耶輸伽は父に伴はれ、世尊と共に其の家に還り、父は母と耶輸伽の妻と共に、二人を迎へ之を供養し、また佛の教化により、三歸五戒を受く、是れを最初の三自歸の優婆夷は、耶輸伽の母、及び其の本二を首と爲す」といふとあるのである。其の後耶輸伽の同友四人、無垢、善賢、滿願、伽梵婆提を波羅捺に度し、次いで城外に於て耶輸伽の同友五十人を度し、次ぎに世尊の同友五十人、遊觀して波羅捺に來るを度し、時に世間に百一十阿羅漢弟子あり、佛と百一十一となす」とある。それから最初の畜生三百歸の因縁がある。それは伊羅鉢羅龍王が、恒河所居の宮殿に於て、金鉢銀粟、銀鉢金粟と、龍女の總べてを賭して、下の偈を解するものに與へんと言つた。其の偈は、「何者が王中の上、染者と染

等と、云何んが無垢なることを得る、何者をか名づけて愚と爲す、何者か流れに漂はさるる、何を得るを名づけて智となす、云何んが流と不流と、而かも名づけて解脱と爲す」といふのである。之を聞いて多人そこに聚まり來つたが、那羅陀梵志此の偈を解かんと言ひ、此の偈を記憶し、七日の間に之を解かんことを約し、波羅捺城に還り、之を當時外道の主要なる學者として知られし、不蘭迦葉に問ひしも、答ふことが出来なかつた。其の外、末伽黎劬奢離、阿夷頭舍欽婆羅、牟提修婆休迦旃延、訶若毘羅吒子、尼毘子等の、世に所謂六師外道の徒も、皆之を解くことが出来ず、それが佛陀の所に至りて解かれ、龍王之を聞いて、那羅陀の力ではない、世尊の説なりと聞き、佛所に至り、其の教化により、三百歸を受けたと言ふのである。

佛之より三迦葉を度せんが爲め、優留頻螺大將村に行かんとするに當り、諸の比丘等をして、分散各自教化に從はしめられた。此の時「四分」の文によれば、「汝等人間に遊行し、二人共に行くこと勿れ」とあり、一人にて行けとあり、然るに「毘尼母」の説では、「佛諸の比丘に告ぐ、汝各各二人共に諸方に詣りて教化せよ、獨り去ること莫れ」とありて、全く反對になつて居るのである。此の時

- 【一】 不蘭迦葉 Purana Kassapa
- 【二】 末伽黎劬奢離 Mulakhi Gosala (巴) Makkhali Gosala...
- 【三】 阿夷頭舍欽婆羅 Ajita Kesakambhali (巴) Ajita Kesa
- 【四】 牟提修婆休迦旃延 Rakakambhala (梵)
- 【五】 訶若毘羅吒子 Sanyaya Rakkhishiputra (巴) Sanyaya Vairasiputra (梵) Nigantaha Napputta (巴)
- 【六】 尼毘子 Nigrahantha Jhapputtra (梵)

弟子等の教化を受け、具足戒を受けんと欲するものあるに當り、如來の所に至らんとて、途中に於て退轉するものあるが爲め、佛は弟子等をして具足戒を授けしむることを聽し、歸依佛歸依法歸依僧、今如來の所に於て出家す」と三唱せしめて、之を受具の法と定められたといふのである。是れ即ち三語受具の最初である。之に就いて『毘尼母經』には、人あり復た更に疑を生ず、何故に優婆塞は三自歸を受け、及び沙彌乃至皆三語を受くるに、何が故に受具と名づけざるやと。佛説いて曰く、此の二義各異なり、優婆塞は三歸に在るに止まらず、更に五戒を加へて始めて名づけて優婆塞と爲すことを得、沙彌乃至八戒も亦復た是くの如し。三語受具とは、此れを與へて足れりとなし、更に加ふる所なし、故に受具と言ふ。加ふる所なき所以は、三歸に二種あり、一には五戒十戒八齋を受けんがための故に三歸を受く、乃至二百五十戒を受けんがための故に三歸を受く。二には直ちに三歸を受く、爾の所以は、爾の時に當り、佛未だ二百五十戒乃至八齋を制せず、是の義を以ての故に、直ちに三歸を説いて受具を得。佛三語受戒を聽さざる已後は、三語ありと雖成就せざるなり」とある。

三迦葉は、鬱鞞羅、那提、伽耶の兄弟で、鬱鞞羅の神力遙に佛に及ばず、五百の弟子と共に、螺髻事火具淨衣澡瓶を尼連禪河に擲ち、如來の弟子となる。那提、伽耶、各其の五百の弟子と共に相次いで如來に隨ふ。それから摩竭國界より竹林に至り、瓶沙王を化せんとするに、王親しく城を出でて佛に見え、ここに竹林の教化あり、王摩竭國人と共に三歸五戒を受く。佛入城先づ迦蘭陀竹園に至る、

王之を佛に施し、ここに精舎を建てたといふ。時に城中の刪若梵志あり、二百五十の弟子あり、其の上首を優波提舍、拘律陀といふ。此の二人また各其の弟子と共に佛に歸して弟子となる。上來耶輸伽の同友四人以下、優波提舍、拘律陀二人に至るまで出家弟子となるものは、『毘尼母』に所謂皆是れ善來比丘なりとあるものである。『四分』の四人の同友、無垢は『毘尼母』の毘摩羅、善臂は修婆候富那、滿願は耶奢で、伽梵婆提は言ふまでもなく、橋梵跋提である。但し『毘尼母』には此の四人の同侶五十人とあるが、『四分』には五十人のことではない。時に此の世間に十阿羅漢あり、弟子と如來と十一となす」とあり、五比丘と耶輸伽と此の四同友の外に、五十人ありしことは全く認めてないのである。波羅捺の五十人の同友は、『四分』には其の名がないが、『毘尼母』には彌底同侶五十人とあり、波羅捺城外五十人の同友も、同じく『四分』には名はないが、『毘尼母』には、那羅陀、摩那婆、跋陀跋期同侶五十人とある。

斯くの如く、具足戒を受くるもの次第に増加し、弟子の數の多きに伴つて、戒に關し委細の教授を受けられないものは、皆頗る不如法の行爲が多い。時に彼れ未だ教誡を被らざるもの、威儀を按せず、著衣齋整ならず、乞食如法ならず、處處に不淨食を受け、或は不淨鉢食を受け、小食大食上に於て、高聲にして大に喚び、婆羅門の集會の法の如し。時に一病比丘あり、弟子なく、瞻視するものなくして命終す、諸の比丘此の因縁を以て往いて世尊に白す、世尊言はく、自今已去和尙あることを聽す、和

尙弟子を看ること當さに兒童の如く看るべし。弟子和尙を看ること、當さに父意の如くなるべし、展轉相敬し、重ねて相瞻視し、是くの如くにして正法久住することを得、長益廣大なり」とあり、ここで弟子が和尙を請するの法、即ち「我れ某甲、大徳を請うて和尙と爲す、願はくは大徳我が爲めに和尙と作れ、我れ大徳に依りて具足戒を受けん」を三唱し、之によつて和尙に受具する白四羯磨の作法を定められたといふのである。此の白四の法、十師の制が定められて後は、三語受具は無くなつたのである。佛言はく、自今已去、三語授具足戒を捨つべし。自今已去、十人を滿じて、當さに具足戒を授くべし。白四羯磨して、當さに是くの如く具足戒を授くべし」とあるのである。

和尙に就いて、十歳の比丘にあらざれば、人に具足戒を授くべからず、十歳にても智恵比丘たるべきこと、自ら智恵比丘と稱して、和尙として爲すべきことを爲さざるを制し、随つて弟子また弟子たるの行爲に缺くる所あるべからざるを制し、自今已去當さに和尙を制し、和尙の法を行せしむべし」といひ、弟子に就いても、同じく「自今已去當

【七】 鄒波提耶 和尙 (三三三) (Tulliyāya) (梵)

さに弟子を制し、弟子所行の法の如く、弟子をして、和尙の行に於て弟子の法を行せしむべし」と言つて、一一委細の説明をして居る。和尙或は和上、「開宗記」の文を引かば、「和上とは梵音、或は和闍此に方生といふ、此の翻、或は優婆陀訶、及び脩耶波第耶、此等は聲相近しといへども、皆正目に非ず、正對に、所以を詳にせず。或は優婆陀訶、及び脩耶波第耶、此等は聲相近しといへども、皆正目に非ず、正しくは、鄒波提耶、或は親教といふ」とある。

新受戒の比丘、和尚命終の爲めに、教授を受ける能はざる時、和尚に代りて教授すべき阿闍梨あるべきことを聽許せられた。「世尊言はく、自今已去、阿闍梨あることを聽し、弟子あることを聽す。阿闍梨は弟子に於て、當さに兒想の如く、弟子も阿闍梨に於て父想の如くなるべし、展轉相教へ、展轉相奏事し、是くの如くにして、佛法の中に於て倍増益し廣く流布すべし」とある。阿闍梨は、「開宗記」に、「梵音阿闍梨、或は阿祇梨、阿祇利、此に正行といひ、或は應可行といひ、或は應供養といふ。正しくは、阿遮利耶といひ、ここに軌範といひ、或は教授と云ふ」とある。阿闍梨は即ち師として、弟子の依止者であるから、阿闍梨を請ふ作法としては、「大徳一心に念す、我れ某甲、今大徳を求めて依止となす、願はくは我に依止を與へよ、我れ大徳に依止して住す」等と言ふのである。受具十歳にして始めて人の依止となるべし、其の十歳を經るも智慧比丘たるべきこと、「阿闍梨の法を制し、阿闍梨の法を行せしむ」る等、和尚と其の例を同じくして居る。また弟子に對して、和尚、阿闍梨の呵責を加ふるにつき、五事の呵責語あることを明し、「佛言はく、五事を以て呵責することを聽す。和尚當さに是くの如きの語を作すべし。我れ今汝を呵責す、汝去れ、汝我が房に入る莫れ、汝我が爲めに使を作すこと莫れ、汝亦我が所に至ること莫れ、汝と語らずと。是れを和尚弟子を呵責するの五事と謂ふ。阿闍梨の弟子を呵責するに亦五事あり、語つて言はく、我れ今汝を呵責す、汝去れ、汝我が房に入る莫れ、我が爲めに使を作すこと莫れ、汝我

【八】阿遮利耶 (Aśvini) (梵)

に依止して住すること莫れ」とあり、和尚と阿闍梨との、弟子を呵責するに就き、弟子にまた七種の五事あること等を説いて居る。此の以下に依止に關する規定を列ねて居る、即ち新受戒の比丘は、皆必ず依止ありて住し、依止と離るることの出来ないといふこと、寂靜を樂ふものは、依止なくして寂靜處に住することを得る等、幾多依止に關する規定を設け、終りに他に具足戒を授くるを得るもの資格等を定めて居る。此等の委細のことは、煩難を恐れてここには略する。

羅闍城に於て、裸形外道の布薩といふものが、論議を能くするを以て自ら任ぜしに、會ま舍利弗のために論破せられ、感激して佛教に入り、跋難陀によりて具足戒を受けた。然るに跋難陀は、布薩の間に對し答ふことが出来なかつたので、布薩はまた佛教を出で、休道すと稱し、袈裟を著けて外道の中に入つた。此の時に佛は、外道の出家者に對して、四月共住の法を定められたのである。是れは外道の入佛道者をして、四月間別住して、方を試みるの方法であつて、即ち或は之を四月別住とも言ふのである。「佛言はく、外道に、衆僧中に、四月共住の白二羯磨を興ふることを聽す」と言ふものは、三歸の後に沙彌の十戒を授け、我れ某甲外道、衆僧に従つて、四月共住を行はざるも、止決定心惡の故に、我れに四月共住を興へよ」と三説するのである。竟りに白二羯磨により四月共住を興へ、然る後でなければ、白四の具戒作法は行はないのである。尤も此の四月共住を行はざるも、止決定心の明瞭なるものは、除外されるのである。然るに前に一旦佛教を去つた裸行布薩は、再び佛教に還歸

せんとした時、佛言はく、此れ内外道を壞するもの、我が法中に於て長益する所なし、若し未だ具足戒を受けざれば、其足を與授すべからず、已に受くれば當さに減損すべし」とあり、是れ所謂破内外道に對する拒絶の最初である。また一奴あり、出家を乞ふ、乃ち度を與ふ、後本主來りて之を捉ふ、左右の居士見て本主を論し、之を放たしめた。何となれば、瓶沙王は佛教の保護者であつて、佛教中に修行するものに對し、妨害を加ふることを禁ずるの令を發して居るからである。ここに於て、本主に憤激したとあり、佛は之を聞いて、奴を度することを禁せられた。引き續いて、盜賊を度することと負債人を度すること、二十未滿のものを度すること、病人を度すること等をも禁せられたとある。牢獄を逃走した罪囚が、僧伽藍に入りて度を受け、之を捕縛することが出来なくなつたり、負債人が負債を免れんがために出家したり、彼の十七群童子の相伴つて出家し、一食に堪へずして、夜間啼泣したので、小兒の出家を止むる必要があつたりして、此等のことが定められたと因縁が述べられて居る。病人は、詳に言へば五種病人で、一に癩二に癰、三に白癩、四に乾疳、五に顛狂とある。此の五種病人に對し、其の治療を拒絶した大醫者婆が、僧伽藍の出家に對しては、特に治療を加ふることを知り、皆度を請ひ、病愈えて後、悉く道を捨てて去つたといふことから、耆婆の請願に基くと言はれて居る。次に邊罪を説く。難提比丘が、魔に誘はれて死馬と不淨を行じ、波羅夷罪を犯せる時、難提は毫も覆藏の意なく、明白に衆に告げ

【九】耆婆、「[二]巴(巴、梵)

て、是れ波羅夷なるなからんやと言ひ、如何にすべきと愁訴せし時、佛は之に波羅夷戒の白羯磨を與ふることを示し、其の罪に對して與へられし制裁に服従すべきことを命せられ、當さに事事隨順して之を行すべし」と言はれ、其の制裁、即ち事事といふのは、一に人に具足戒を授くることを得べからず、二に人に依止を與ふることを得ず、三、沙彌を畜ふることを得ず、四、若し差して比丘尼を教誡するも受くることを得ず、五、説ひ差すとも往いて教誡すべからず等、總べて三十五事の特權を剝奪せられ、所謂清淨比丘と區別せられるのである。若し此の比丘、重ねて姪不淨行を犯さば、滅擯せらるることになる。『五分』には、「爾の時、孫陀羅難陀跋耆子、戒法を捨てずして姪法を行す、後に自ら所犯を説く。諸の比丘云何せんを知らず、是れを以て佛に白す、佛言はく、若し自ら過罪を犯すと説かば、我が法中に於て生きず、受具足戒を與ふべからず、若し己に具足戒を受くれば滅擯すべし」とある。

世尊迦羅羅衛城に於て、羅闍維に會ひ、舍利弗をして度して沙彌となさしめ、十戒を授け、沙彌には房舍臥具等を、大比丘より順次に與ふべきこと、小沙彌は能く大小使等にて、織繩床を汗すを以て、之を愛護せざるものには與ふべからざること、凡そ施物は、衆僧和合すれば、比丘と等分に與へ、和合せざれば半分、或は三分の一を與ふべく、沙彌に與へずして、比丘のみにて分つべからざること等を定められた。時に淨飯王來りて、羅闍維を度せることを悲しみ、爾今父母の聽許を得ざる子を度す

る莫れと訴へたので、佛は之を容れ、「爾の時世尊、此の因縁を以て比丘僧を集め、諸の比丘に告げたまはく、父母は子に於て饒益するところ多し、養育哺乳して其の長大を冀ふは世人の觀る所なり。而も諸の比丘、父母聽さざるに輒く便ち之を度す、自今已去、父母聽さざれば、度して出家せしむることを得ざれば、若し度すれば、當さに法の如く治すべし」とある。又(10)拘睺毘 瞿師羅園に於て、一巧師の子僧伽藍に來りて出家せし時、其の父母泣いて之を搜求し、比丘に其の子の來るなきやを問ひしに、比丘は更に之を見ずと答ふ。父母房中を索めて之を得、比丘の妄語を譏嫌した。是れは其の子の出家のことを、其の比丘が知らざりしによるものである。故に佛は

〔10〕 拘睺毘 Kosambhi(Ē)
Kosambhi(梵)

〔11〕 瞿師羅 (Chosita)

「汝等善く聽け、自今已去、若し僧伽藍の中に在りて剃髮せんと欲せば、當さに一切の僧に白すべし、若し和合を得ざれば、房房に語り、知らしめ已りて剃髮を與へよ」と命せられたのである。巧師は、「五分」には、一鍍金の小兒とある。長老比丘が、其の兒を出家せしめ、共に村に入りて乞食し、店頭の餅飯等を見、兒は之を與へよと言つては手を舒ばした。爲めに世人の譏嫌を受けたので、十二歳以下の小兒の出家を禁ずることにした。世尊の言はく、自今已去、年十二を減する者を度することを得ざれ」と。然るに一家悉く死して、一人の小兒の殘存せるものあり、此の時阿難の請により、此の小兒能く鳥を驅ひ、能く戒を持ちて一食するや不やを問ひ、驅鳥の沙彌として出家を聽されたのである。

年二十に満たずして受具するも、「自今已去、若し具足を受けじり、是くの如きの疑あらば、胎月を數へ、若しは閏月を數へ、若しは十四日説戒の日を數ふることを聽す」とある。但し二十に満たざるも、漏盡きて阿羅漢を證すれば、是れ已に受具である。故に「若し阿羅漢を得れば、即ち名づけて出家受具足となす」とある。是れ『毘尼母經』の五種受具の中の上受具なるものである。『毘尼母』には、「如何んが上受具、如し一人あり、一切の漏を盡くことば、未だ二十に満たざるも、已に具足を受く」といふものは是れである。界外に出で、戒を受けんと欲する時不同意の比丘來りて之を遮す、此の時佛は不同意の比丘の界を出でざる間に、疾疾に一處に集まり、白二羯磨して小界を結し、ここにて受具戒せよとある。既に竟らば、解界して去るべし。解界せずして去ることを聽さない。勿論和尚たくして或は二和尚、或は三和尚、或は其の以上の衆多和尚にては、戒を受くることを得ない。和尚若し十歳にならず、九歳の時は、受具に妨げはないが、衆僧に罪があることにならぬ。

一時波羅捺國に於て飢饉の折のことである。食得難きの際、佛と衆僧とは、多く供養を得たので、一年少外道之を見、出家受戒して此の中に入り來つた。後供養斷えた時に、諸の比丘、此の年少比丘に向つて乞食せしめしに、此の年少遂に休道して去つた。之によつて年少外道の、來りて出家せんと欲する者ある時は、之に先づ四依法を與ふることとした。爾の時また一年少外道の出家を乞ふものあるにより、之に先づ四依法を與へしに、我れは乞食と樹下坐の二依を受くることは難からざるも、種

衣と腐爛樂の二依は之に堪へずと言つて、休道して出家することを中止した。後人之を惜むものあり、彼れをして出家せしむれば、必ず道證を得たであらうにと言つたので、之より後は、受戒してから、四依法を與ふることと定められた。次ぎに舍衛國に於て、一勇健の大將あり、來りて出家を求め具足戒を受けた。然るに會々國界に反亂あり、波斯匿王軍を遣はして之を伐たしめしに、敗退した。斯くの如きもの再度に及んだので、王は彼の大將を派遣せんとせしに、彼れは既に出家せりと聞き、頗る王之讒嫌を招いた。此の時に佛は、「自今已去、官人を度することを得ず」と言つて、官吏の出家を禁せられたのである。重ねて衣鉢無きもの、他衣を借るもの、比丘尼を犯すもの、賊心入道の者等、皆其の受具を禁せられたのである。衣鉢なきものは、比丘命じて汝村に入りて乞食せよと言ひしに、我れに衣鉢なしとて、乞食すること能はざりしものありしにより、借衣とは、具戒を受くるに、他の衣を借り、受け已りて主に還し、裸形にして蹲まり羞慚せしものありしといふに起り、比丘尼を犯すとは、衆多比丘相共に旅行するに當り、一比丘あり、嘗て白衣の時比丘尼を犯せしことを自ら他に語りしに因り、賊心入道とは、波羅捺國飢饉の時、食を得んがため、自ら剃髮して袈裟を著け、鉢を執り衆中に入りて食せり。比丘之に向つて、其の戒を問ひ、出家の時を問ひ、和尚を問ひ、阿闍梨を問ふに、皆知らずと言ふ。其の名を問へば某甲外道なりとて、其の事實を自白した。此の時佛は、「自今已去、賊心入道の者は、我が法中に於て長養する所なし、出家受具足戒を與ふべからず、若し出家し

は截耳鼻、或は截男根、或は截眼、或は截男根脚、或は截臂、或は截肘、或は截指、或は截骨、或は截脊、或は截相現、或は身癭、或は身女身の如し、或は名猪あり、或は官の租賦を避く、或は癩瘡、或は身腫、或は尖頭、或は左背癭、或は右背癭、或は臨尙、或は龜身、或は龜頭、或は頭髮煥煥、或は曲指、或は六指、或は癩指、或は一腳あり、或は無脚、或は指癩、或は身内曲、或は身外曲、或は内外曲、或は上氣病、或は癩病癩、或は吐沫病、或は病あり、或は諸の苦惱あり、或は男根病、或は青眼、或は黄眼、或は赤眼、或は爛眼、或は有紅眼、或は黄赤色眼、或は青盲眼、或は黄盲眼、或は白盲眼、或は水精眼、或は極眼、或は三角眼、或は彌離眼、或は大強眼、或は凸眼、或は一眼、或は眯眼、或は盲眼、或は尖出眼、或は針眼、或は瞖怒眼、或は瞖眼、或は眼に瘡患あり、或は身直、或は身疥癩、或は身疥瘡に侵る、或は癩、或は髒、或は癩髒、或は癩髒、或は癩星指、或は癩、或は鬼脚、或は一手指一耳、或は無手無脚無耳、或は無髮無工、或は無齒、或は青髮黃髮白髮、大目大短婦女、或は天子、阿僧羅子、醫闍婆子、或は象頭あり、或は馬頭あり、或は駱駝頭あり、或は千頭あり、或は驢頭あり、或は猪頭あり、或は猪頭あり、或は兎羊頭あり、或は白羊頭あり、或は鹿頭あり、或は蛇頭あり、或は魚頭あり、或は鳥頭あり、或は三頭あり、或は三頭あり、或は多頭あり、一切青、一切黄、一切黒、一切赤、一切白、一切圓眼の色に似たり、或は風病あり、或は熱病あり、或は瘧病あり、或は癩病、或は喉疔あり、或は鬼缺あり、或は無舌、或は截舌、或は好惡を知らず、或は身前凸或は後凸、

或は前後凸、或は蟲病、或は水病、或は内病、或は外病、或は内外病、或は癩病ありて常臥不轉病、或は常老極あり、或は乾癆病あり、或は威儀を失うて行下極に、一切衆僧を汗辱す、此くの如き人は度して具足戒を受くることを得ず」と言つて居る。

具足戒の授受に就いて、受者、授者共に互に虚空中に在り即ち一方虚空中の授受、或は各一方隠没不現にして授受す、或は各一方互に離見開處にて授受す、或は各一方界外にありて授受する等は、受具足戒と名けず、若し沙彌戒を與へずして具足戒を授くる時は、受具は成就するも、衆僧に犯あり、又一比丘授具の時、受戒者を界外に伴ひ、衣を脱せしめて看る、受戒者慙恥して受戒を中止したので、「是くの如く、露形にして看て授戒を爲すことを得ざれ」と定められた。

以上述べ來りし所により、特に受具を遺する十三事を列ねて、之を十三難事といふので、律文には「自今已去、十三難事を問ひ、然る後具足戒を授くることを聽す。自四羯磨して當さに是くの如く問ふべし。汝邊罪を犯さざるや、汝比丘尼を犯さざるや、汝は賊心入道に非すや、汝は壞二道に非すや、汝は黃門に非すや、汝は殺父、殺母に非すや、汝は殺阿羅漢に非すや、汝は破僧に非すや、汝は惡心出佛身血に非すや、汝は是れ若人に非すや、汝は畜生に非すや、汝は一形に非すや、自今已後、先きに十三難事を問ひ、然る後に具足戒を授くることを聽す」とある。受具自四の法は、爾の時具足戒を受けんと欲するものを立て、眼耳鼻不閉處に置く、時に戒師當りに白羯磨を作して

言ふべし。

大徳僧聽け、彼れ某甲、某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、若し僧時到らば、僧、某甲を教授師となすことを忍聽せよ、白すること是くの如し。

時に教授師當さに彼れに往いて語りて言ふべし、此の安陀會、鬱多羅僧、僧伽梨、鉢、此の衣鉢は是れ汝が有なりや否や、彼れ答へて言はく是なりと。應さに語りて言ふべし、善男子諦に聽け、今は是れ至誠の時なり、我れ今當さに問ふべし、汝我が間に隨つて答へよ、若し實ならずんば、當さに實ならずと言ふべし、若し實ならば、當さに實なりと言ふべし。汝の字は何等ぞ、和尚の字は誰ぞ、年二十に滿するや否や、衣鉢具足するや不や、父母汝に聽すや不や、汝は負債人に非ずや不や、汝は奴に非ずや不や、汝は官人に非ずや、汝は是れ丈夫なりや不や、丈夫には是くの如きの病あり、癩癰疽白癩乾疔顛狂病なり、汝今此の諸病ありや不や、若し無ければ答へて無しと言へ。應さに語りて言ふべし、我れ今汝に問ふが如く、僧中亦當さに是くの如く問ふべし、汝の向きに我れに答ふるが如く、衆僧中にて亦當さに是くの如く彼れに答ふべしと。教授師是くの如く問ひ已り、還りて衆僧中に來り、常威儀の如く、相去ること舒手相及處にして立ち、當さに是くの如く白すべし。

大徳僧聽け、彼れ某甲、某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、

我れ已いまに問とひ竟きはる、將しょう來らいを聽きし給たまへ、白びやくすること是こくの如ごとし。

と、彼かれ喚よんで言いはく、汝なんぢ來きたれと、彼かれ來きたり已いまり、當まさに爲ために衣え鉢ぼつを捉とり、教をへて僧そうの足あしを禮らいせしむべし、已いまりて教をへて戒かい師しの前まへに在あらしめ、右う膝しつ地に著つけて合あ掌じやうし、當まさに教をへて是こくの如ごときの語ごを作なさしむべし。

大德たいとく僧そう聽きけ、我われ某甲むかふ、某甲むかふに從したがつて具ぐ足そく戒かいを受うけんことを求もとむ、我われ某甲むかふ、今いま衆しゆ僧そうに從したがつて具ぐ足そく戒かいを受うけんことを乞こふ、某甲むかふを和尙わじやうとなす、願ねがはくは僧そう、慈愍じみんの故ゆゑに我われを拔濟はつさいせよ。

と。第二だいに第三だいに亦是また是こくの如ごとし。時ときに戒かい師し當まさに白びやく羯磨こんまを作なすべし。是こくの如ごとく白びやくす。

大德たいとく僧そう聽きけ、此この某甲むかふ、某甲むかふに從したがつて具ぐ足そく戒かいを受うけんことを求もとむ、此この某甲むかふ、今いま衆しゆ僧そうに從したがつて具ぐ足そく戒かいを受うけんことを乞こふ、某甲むかふを和尙わじやうと爲なす、若もし僧そう時とき到いたらば僧そう忍にん聽ちやうせよ、我われ諸しよの難事なんじを問とふ、白びやくすることは是こくの如ごとし。善男子ぜんなんし聽きけ、今いま是これ至誠しじやうの時實語ときじつごの時ときなり、我われ今いま汝なんぢに問とふ、汝なんぢ當まさに實じつに隨したがつて我われに答こたふべし、汝なんぢの字あざなは何等なんらぞ、和尙わじやうの字あざなは誰たれぞ、汝なんぢの年とし二十にじふに滿まんするや未いまだしや、三衣鉢さんいぼつ具ぐするや不いなや、父ちち母はは汝なんぢに聽きすや不いなや、汝なんぢ負債むねづかいせざるや不いなや、汝なんぢ奴やつに非あらざるや不いなや、汝なんぢ官人くわんじんに非あらざるや不いなや、父ちち母はは汝なんぢに聽きすや不いなや、汝なんぢは是これ丈夫ぢやうぶなるや不いなや、丈夫ぢやうぶ是こくの如ごときの病やまひあり、癩癰疽らいとうそ疔ぢやう白はく癩らい乾癩かんらい癩らい狂きやう病びやうなり、汝なんぢ今いま是こくの如ごときの病やまひありや不いなや。若もし無なしと言いはば、當まさに白びやく羯磨こんまを作なすべし。應まさに是こくの如ごとく白びやくすべし。

大徳僧聽け、此の某甲、某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、此の某甲今僧に從つて具足戒を受けんことを乞ふ、某甲を和尚と爲す、某甲自ら清淨にして諸の難事なしと説く、年二十に滿じ、三衣鉢具す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今某甲に具足戒を受けしむ、某甲を和尚と爲す、白することは是くの如し。

大徳僧聽け、此の某甲、某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、此の某甲今僧に從つて、具足戒を受けんことを乞ふ、某甲を和尚と爲す、某甲自ら清淨にして諸の難事なしと説く、年二十に滿じ、三衣鉢具す、僧今某甲に具足戒を授く、某甲を和尚と爲す、誰か長老忍せよ、僧某甲のために具足戒を授け某甲を和尚と爲すものは默然せよ、誰か忍せざるものは説け。

此れは是れ初羯磨なり、第二第三も亦是くの如く説く、僧已に忍す、某甲のために具足戒を受けしめ、某甲を和尚と爲し竟る、僧默然するが故に、是の事は是くの如く持つ。

教授師が、先づ受戒人に、其の名、和尚の名等を問ふものは、所謂十遮であつて、前の十三難と合せ、之を十三難十遮とし、之に於て此の遮難の一を具するものも、具戒を受くることは聽されないものである。

白四羯磨竟り、直ちに四波羅夷を説き、次ぎに四依法を説く。四依法は、前にも言ひし如く、一は糞掃衣に依る、二に乞食に依る、三に樹下坐に依る、四に腐爛藥に依ると是れである。若し比丘あり

其の罪を擧せられ、一旦体道せしもの、再び僧伽藍に來りて出家せんと乞ふものあれば、其の罪を自覺せりや否やを問ひ、自覺すと言はば之に授具し、更に懺悔せしめ、若し懺悔せずと言はば解羯磨を與ふべからず、僧和合すれば、更に擧することとなる、僧和合せざれば、共に止住するも無犯とある。

第二、説戒 毘尼 度

諸の外道は、月の八日十四日十五日の三回、必ず相集まつて、知友に飲食を供給することとなつて居る。瓶沙王は、外道の此の慣例に基きて、佛教に於ても亦月三回の集會をなさんことを佛に請ひ、其の聽許を得たのである。初めは相集まりしも、比丘等唯默然として坐せしに過ぎざりしも、後には比丘の説法を聞かんことを要求するものがある

に至つた。初めは契經を説き、極少一偈に至るも之を聽されたのであるが、

更に新受戒の比丘の未だ戒を聞かざるものあり、佛以爲へらく、諸比丘一處集會の機を利用して波羅提木叉、即ち戒條を説くこととせんと定め、之より (二三) 布薩説戒のことは定められたのである。即ち毎月十四十五の兩日を説戒の日と定め、其の日は、上座が「今日衆僧説戒」と唱へ、其の時刻には、「若しは破竹の聲を作し、若しは打地の聲、若しは烟を作し、若しは貝を吹き、若しは鼓を打ち、若しは

三三 麈尾を打ち、若しは告げて語つて言はく、諸の大徳、布薩説戒の時來る」と。蓋し佛は、一爾の時世尊、靜處より出でて、此の因縁(自思惟)を以て、諸の比丘を集めて告げて言はく、我れ向きに靜處に

【三】 布薩 Uposatha(巴)

【一】 毘尼(梵)

【二】 麈尾 (chinnia)

在りて思惟し、心に念言すらく、我諸の比丘の爲めに戒を結し、及び波羅提木又戒を説く、信心藉受戒の比丘あり、未だ戒を聞くを得ず、當さに云何んが戒を學すべきかを知らず、復た自ら念言すらく、我れ今波羅提木又戒を説かんと欲す、汝等諦かに聽け、善く心に之を念せよ、若し自ら犯すありと知らば、即ち應さに自ら懺悔すべし、犯さざる者は默然せよ。默然する者は、諸大徳の清淨なることを知る。若し他問ふ者あれば、亦是くの如く答へよ。是くの如く比丘、衆中に在りて乃至三たび問ひ、憶念して罪あるも、懺悔せざる者は故妄語罪を得、故妄語は、佛は障道の法なりと説き給ふ、若し彼の比丘、憶念して罪あり、清淨を求めんと欲する者は、應さに懺悔すべし、懺悔すれば安樂なることを得」と言ふによれば、説戒は、之によつて比丘の反省を捉し、不知不覺の間に犯せしものは、説戒を聞いて自ら覺知し、以て告白懺悔を行ふの意で起されしものである。勿論戒を聞き、將來の鑑誡に供せしことは、自ら當然附帶して來たことである。布薩は譯して淨住と言つてゐるのは、懺悔によりて其の心安樂に、犯罪の跡消えて清淨の念に住する義であらう。

六群比丘が、自己親厚のものと、和尚、阿闍梨一團を成し、別房、或は園中に於て、別部説戒をなせしに、佛は之を禁じ給ふとあり、また大迦賓那が、仙人住處黒石山側に在り、自ら自己の清淨なるを確信し、説戒の時往不往我れに關せずとなせし時、佛は縱令自ら清淨なるも、布薩恭敬の意

〔二四〕 大迦賓那 (Mahakassapa)

を以て、必ず集會に往かざるべからずと示し給ふ等により、布薩説戒には、必ず一切の比丘の出席を要求し、相互分裂して、各自に之を行ふべきものでないことが知られる。故に佛は、「白令已去、一處に集まり、説戒することを聽す」とあるのである。最初は、集會の處も一定せず、唯「所住の處の多少に隨ひ、共に一處に集まつて説戒す」とあり、且つ説戒場と云ふものもなかつたのであるが、終に「佛言はく、説戒堂を作ることを聽す、白二羯磨せよ」とあり、布薩を行ふ堂舎も出来る様になつたのである。若し説戒堂二處にある時、一方は白二の解羯磨を作し、一方を專用することも聽され、また二堂各經營の人別なる時は、更互に共に使用することも認められ、また説戒堂小にして、容るることの出来ない時は、「僧自在にすることを得、若しは結し、若しは結せざるも戒を説くことを得」とあつて、結界せざる説戒堂外の説戒も聽せざるのである。

〔二五〕 舍羅 三三二(二) 巴
三三二(一) 梵

説戒堂に於ける一切の準備、及び説戒已りて後の説戒堂の收攝作業は、上座之を作さず、必ず年少比丘之を作すべく、年少知らざれば、上座之を教へて、爲さしむべきである。準備とは、掃灑敷坐具淨水瓶洗足瓶燃燈舎羅などを用意すること、(五) 舍羅は計數の詩である。説戒見れば、此等のものを收攝して本處に置くとある。また上座の説戒すること能はざる場合は、能作者を請ふことを聽すのであるし、説戒の時の人の數等は、舎羅を以て計算することが出来る。此等の舎羅及び舎羅の容函は、骨牙角及び銅銀白銀鉛錫華竹木の類を用ひ、寶類を用ひず、函の蓋また同じである。

羅闍城に於ける説戒の時、諸方より來るもの、路遠くして疲るるものがあつたので、結界して、適宜の處處に説戒の場所を作ることが聽された。結界には白二羯磨を作す、さうしてそれは、「自今已後、所住の處に隨つて、若しは村、若しは邑の境界の處に説戒す」とあり、村は人家の聚まつてるところ、邑の境界は、他の村邑より來るに都合のよい處で、恐らくは、各方面から集まつて來るに便宜のところを指したのである。其の説戒場の結界には、四方に目標を定めるので、律文には、「當さには是くの如く結して界方相を唱ふべし、若しは空處、若しは樹下、若しは山、若しは谷、若しは巖窟、若しは露地、若しは草藉處、若しは近園邊、若しは塚間、若しは水澗、若しは石積所、若しは樹杪、若しは荆棘の邊、若しは汪水、若しは渠側、若しは池、若しは糞聚所、若しは村、若しは村界」とある。此の位置を中心として、大界が結せられ

【二六】 四摩室 (Ghama)

る。同一説戒に屬する比丘の住處を、一區域として結するのである。此の結界には、「佛言はく、自今已去、結界を聽す、應さに是くの如く結すべし、當さに座を敷くべし、當さに鍵稚を打つべし、盡く共に一處に集まり、受欲することを聽さず」とあり、此の結界の時は、界内に屬する比丘は、欠席を許さないのである。結界の語意を釋して、『法蘊疏』には、「作法して限約し、此れは斯れ同じきが爲め、之を曰つて結となし、彼此分隔して各差分あり、之を名けて界と爲す、故に結界といふ。明了論に、西音名けて 四摩室といひ、此の方の翻名、稱して別住となす。彼の疏に釋して言はく、此

に布薩界と云ふ、或は戒壇と稱するものは、正しき翻名にあらす、謂はく、此の住處、餘の住處と相通せず、此の作法に於て、餘處の欲を取るべからず、故に別住といふ。別住同じからず、十七種あり、謂はく長圓別住、四角別住、水波別住乃至十七癡狂別住等なり。水波と言ふは、界相水波の形の如くなるが故に」とある。是の釋は、主として大戒を基本として説明して居るものである。十七種別住のことは、「明了釋」に存せざるが故に、詳細に知ることは出来ないが、主として界相により區別せしもの如く、最後癡狂別住は、戒相によるものではない様である。「善見論」には、方、圓、鼓形、半月形、三角の五種の界相を擧げて居る。「開宗記」には、「位は且らく二と爲す、謂はく自然と作法となり、自然に四あり。一に聚落無難、二に聚落有難、三に蘭若無難、四に蘭若有難なり、此等は人に隨つて界分あり、物の爲めに造らず、名けて自然といふ。次ぎに作法とは、法を加へて限約し、分齊各殊なり、之を稱して結となし、既に分齊あり、彼此差分す、之を名けて界となす。了論に、梵に四摩此の別住といふ」といふと、謂はく、此の住處と餘の住處と、分齊各殊なり、稱して別住となす、別住同じからず、其の大小あり、大界は位に約し、通じて説くに四あり、一に別說戒別利養、名けて入法同二界となす。二に同說戒同利養、名けて合二法食同界となす、三に同說戒別利養、名けて合二單法同界となす、四に別說界同利養、名けて合二單食同界と爲す、此の一は別の界體なし、但羯磨を作し通じて食す、故に位に約して明す」とある。此の自然作法及び大界四種の別等は、蓋し「法蘊疏」の説を承け

てるのである。此の大界内の比丘、必ずしも皆集まる必要のない、小集會の時は、大界内の一部のものを限る必要があるので、之に應ずる爲め、また別に小結界をなすので、大界に對して之を小界といふのである。律文には、「時に諸の比丘、四人衆を須ふる羯磨事起り、五比丘衆、十比丘衆、二十比丘衆羯磨事の起るあり、是の中の大衆集會して疲極す、諸の比丘佛に白す、佛言はく、戒場を結することを聽す」とある、此の戒場が即ち小界である。法蘊の『疏』には、小界に限りて之を戒場といひ大界を戒場と言はざるにつき、「解して言はく、大界は處所寬逸なり、又是れ僧の住處にして、本より専ら滅惡生善の爲めにあらず、故に大に従つて稱を受く、場の名を與へず、戒場を結するの意、本別人の生善滅惡の爲めに、穢を簡び精を取ること、世の場に似たるあり、喩に就いて名を彰はす」と釋して居る。大界を結すには、大界四方相を唱へ、小界には四方小異相を唱へて羯磨白二を作すのである。大戒四方相は、「是の中の舊住の比丘、應さに大界四方相を唱ふべし、若し東方に山あれば山を稱し、壑あれば壑を稱し、若しは村、若しは城、若しは疆畔、若しは園、若しは林、若しは池、若しは石、若しは垣牆、若しは神祀舍、東方相の如く餘方も亦爾なり」とある。小界相にも、「白二羯磨四方界相を稱す、若しは安杖、若しは石、若しは疆畔、齊限を作す」とある。ここに疆畔とあるのは、「名義標釋」に、「田界なり」と言つて居る。尚ほ戒場に就いて、諒解し易いために、「名義標釋」の文を下に引く。云く、「本此の場を設くる者は、一住處には衆多集まり難きが故、別して斯の場を

結し、用つて衆中要事あれば時に随つて作すを得るに擬す。故に律に云く、四人十人二十人衆を須ふる羯磨事の起るあり、大衆集會して疲極す、佛戒場を結することを聽すと。然るに此の壇場は、諸部の律文並びに定制なし。按ずるに、西方在處皆其の量あり、纔に丈餘ばかりの平地を、塼にて圍む、高さは二尺ばかりなり。塼内の壘基は高さ五寸許、擬するに僧の坐を以てす、更に階級等の事なし。中に小塔を安んず、高さ人と齊し、傍らに小門を開き、出入すべきことを得。且らく中天竺那欄陀大寺の戒壇式の如き、方大尺一丈餘ばかり、即ち平地に於て塼牆を周壘し、高さ二尺許、塼内の坐基は高さ五寸ばかり、中に小制底あり、唯斯れは是れ則ち自餘の諸處も、還た此の式に同じ。善見律に云く、結界場は、極少二十一人を容ると。此れは他に出罪を與ふるに擬す、其餘一切の羯磨を作す、亦成辨することを得と。然るに此の戒場は、本要事の爲めの故に設く、若し衆多能く共に集まる者は自ら大界内に在りて諸法を乗作すべし。有るが云く、作法の時天雨の患に値へば、屋下に在りて結して戒場を作することを聽すと、此の説ありと雖、本律の正文に非ず、原意は多く羯磨成就することを得ざるを恐るるを防ぐにあり、惟善見律に云く、界場を作り已りて、後に屋を起して覆ふ、界も亦失せずと。其の正しく作法界は、但二種あり、一は戒場二は大界なり、若し結せんと欲せば、先づ結して戒場を作り、其の場は應に大界内の一邊、無妨難處に在りて之を安んずべし、應に先づ其の標相を置くべし。五分律に云く、先づ三重の標相を安んず、内裏の一重を、戒場の外相と名づけ、中間の一

重を大戒の内相と名づけ、最外の一重を、大戒の外相と名づく。戒場の外相と大界の内相と、此の二相の中間、應さに相去ること二尺許なるべし、或は云く一

財許とも然り此くの細くなり、三相を立て已りて、盡く自然界内の僧、集まりて戒場の標内に在り、先づ一比丘をして戒場の外相を唱へしむ、先づ東南角の標より起り、本律は、但東方より起らしむ。四方相を唱へ已り、衆方

に差して羯磨を作し、如法に結し竟る、次ぎに大界内外の四方相を唱ふ。有るが云く、戒場を結する時、一切集まると集まらざると、隨意多少な

り、但五人以上は結することを得、大界なきを以ての故に、衆集まらざるも罪なし、若し無戒場界を結するには、但直るに大界の外相を唱ふ、必ず屈曲あり、事に隨つて之を覆す、曇びに須らく別して分齊と、尺寸處所を指すべし、制眼を知らざるより、結既に成ぜず、

羯磨盡しく説き、授戒等の法も、俱に是れ空作なり、故に須らく分明に三唱すべし、相を唱へ已りて、衆中乃ち能く法を

乗る者を差し、羯磨を作して之を結す」とある。

同一羯磨界内に於て不失衣界を結することが聽されて居る。「時に厭離の比丘あり、阿蘭若處に一好窟あるを見、自ら念じて言はく、我れ若し離衣宿することを得ば、即ち此の窟に於て住すべしと。時に諸の比丘此の事を以て往いて佛に白す、佛言はく、自今已去、當さに不失衣界を結すべし、白二羯磨して結せよ」とある。但し此の不失衣界には、一般白衣の住んで居る、其の部分は、衣界より除外さるべきである。「時に諸の比丘、衣を脱して白衣の舎に置く、衣を著脱する時に當り形露はる。

時に諸の比丘、此の事を以て往いて佛に言す。佛言はく、自今已去、比丘不失衣界を結することを聽す、村と村の外界とを除く」と言つて居るのである。二衣界相接する時は、標幟を作せ、相錯渉する時は、中間を留めて區別せよ、界を解くには、先づ失衣界を解き後に大界を解け、大界を前にして

衣界えがいを後に解とくこと勿なれ、中間ちゆうげんに河流かろうあり、危険きけんなる時は、河かの兩方りゆうはうを結けつして一衣界えがいとなすことを得す、橋はしがあれば特別とくべつである。別利養べつりやう別説戒べつせつかいの二住所にじうしょあり、合あして共一説戒せつかい共一利養りやうを結けつせんとするに、白二羯磨はくにけつぼして解界げがいし、共に一處いっしょに集あまり、四方相はうほうさうを唱となへて結界けつがいするのである。別説戒べつせつかい別利養べつりやうの二住處じうじよを、結けつして同一どう説戒せつかい別利養べつりやうとなし、別説戒べつせつかい別利養べつりやうを別説戒べつせつかい同一利養どうりやうとなし、同一どう説戒せつかい同一利養どうりやうを別説戒べつせつかい別利養べつりやうの場合あひあも、皆上みなかみに準じゆんじて同一どうである。若し二住處にじうじよ相隔さうかくり、しかも同一どう説戒せつかい同一利養どうりやう界がいを結けつするといふことは聽きされぬ。「爾の時そのとき二住處にじうじよあり、相去あひさること遠とほく、同一どう説戒せつかい同一利養どうりやうなり、若し少飲食せうおんじきの供養きやうを得、具そろに持もち來きたりて此こゝに至いたるに、日時にちじ已すでに過すぐ、若しは此こゝに利養りやうを得、持もちて彼かれに至いたり、日時にちじ已すでに過すぐ。時に諸もろもろの比丘びく往いいて佛ほとけに白まをす。佛ほとけ言ことばはく、相去あひさること遠とほき處ところに、同一どう説戒せつかい同一利養どうりやうを得ざれ。佛ほとけ言ことばはく、自今じこん已すで去い、是かくの如ごときの語ごを作なすことを聽ゆるす。若し此處こゝに少飲食せうおんじきの供養きやうを得ば、即すなはち此こゝに於おいて處分しよぶんし、若し彼れかに少供養せうきやうを得ば、即すなはち彼れかに於おいて處分しよぶんすと」とあるのである。

衆多しゆたの比丘びく、無村曠野むそんかうやの中うちを旅行りよくし、途中ちゆうちゆう説戒せつかいの日に當あたらば、一處いっしょに集あまりて小界せうがいを結けつし、説戒せつかいすること聽きされる。「佛ほとけ言ことばはく、比丘びく善よく聽きけ、無村曠野むそんかうやの中うちに於おいて行ゆく、衆僧しゆそう應おうに和合わがくし、集あまりて一處いっしょにありて共に説戒せつかいすべし、若し僧和合そうわがくを得えざれば、同和尙どうわじやう同阿闍梨どうあせり善友ぜんゆう智識ちしきに隨したがひ、當まさに道みちを下くだりて一處いっしょに集あまり、小界せうがいを結けつして説戒せつかいすべし」とある。これは臨時りんじの小界せうがいであるから、標相へうさうも唱な

法もない、唯白二の作法のみである。河水を隔てた兩地の布薩結界、相去ること遠き二地の結界を聽きないことは、前の衣界に準じて知るべきである。若し同一説界内に河あり、或は相去ること遠き時は説戒の日に説戒處に到る能はざるの恐れがあるので、必ず其の前日に到達することを要するとなつて居る。「諸の比丘、十五日説戒には、應さに十四日に先づ往き、十四日説戒には、十三日に應さに先づ往くべし、受欲することを得ず」とある。

説戒の時、一處に集まりて説戒すといふも、若し一人の時は心念法、二三人の時は對首法である。「爾の時説戒の日、一比丘ありて住す。心自ら念じて言はく、佛戒を制し給ふ、應さに和合して、一處に集まりて説戒すべしと、我れ今當さに云何んがすべき、即ち諸の比丘に語る。諸の比丘往いて佛に白す。佛言はく、汝等善く聽け、若し説戒の日、一比丘ありて住せば、彼の比丘應さに説戒堂に詣り、掃灑して淨ならしめ、座具を敷き、澡水瓶、洗足瓶を具し、燈火を然やし、舎羅を具し、若し客比丘の來るあり、若しは四若しは過四ならば、應さに先づ白し已つて然る後説戒すべし。若し三人あらば、各相向つて説け、今僧十五日説戒す、我れ某甲清淨なりと、是くの如く三たび説く、若し二人あらば、亦相向つて説け。三人は第四人の欲清淨を受けて、白説戒することを得ず、二人は第三人の欲清淨を受くることを得ず、應に各各三語を説くべし。若し一人は、第二人の欲清淨を受くることを得ず、應さに心に念じて三説すべし」とある。之について「行事鈔」は、僧別の二を分ち、四

人以上説戒を僧の本制とし、三人以下を別法とし、「資持記」は釋して「僧は是れ本制、四人已上作法して戒を誦す、別は即ち縁開、對首と心念と、但三説を陳ぶ」と釋して居る。故に律の此の文は、即ち別法を擧げたのであつて、一比丘客比丘の來るを俟ち、説戒するのであるから、四人已上來ると雖も前の本制とは、自ら異なる意味を有して居る。故に「資持記」は「此に別法を明して四人を列ぬるものは、本獨住なるにより、外客の來るを待擬するも期すべからず、因つて之を明す、初位の常途の僧法に同じからず、行事に至りては還た復た前に同じ」と言つて居るのである。「行事鈔」に云く、「若し三人各儀を修め、更互に説いて云く、二大徳一心に念せよ、今僧十五日説戒なり、我れ某甲清淨なり」と。若し二人相向ふ、彼此上の如く三説す」と。又云く、「若し一人は、心に念じ口に言ふ、今僧十五日説戒なり、我れ某甲清淨なり」と。若し獨り山野聚落を行けば、人無ければ亦此の法に同じ」と。又説戒について四種の區別がある。非法別衆、非法和合衆、法別衆、法和合衆である。中に於て前後の法和合衆羯磨説戒が、正式の説戒であるが、他の三は皆説戒を成せずとある。此の三非に就いて、「善見論」の文を引けば、「第一白非法別衆とは、云何んが非法別衆、同一住處に四比丘あり、一人は受欲し、三人波羅提木叉を説き、或は三人、一人受欲し、二人波羅提木叉を説く、是れを非法と名づけ、亦別衆と名づく、是れを非法別衆と名づく、第二句非法和合衆とは、同一住處に四比丘あり、四人應に廣く波羅提木叉を説くべし、廣く説かず、三人の法を作し、人人對首して説く、是れを非法

和合衆と名づく。第三句云何んが法別衆、同一住處に四比丘、或は三人あり、一人受欲し、三人對首して説く、或は三人、一人受欲し、二人對首して説く、是れを法別衆と名づく。第四句は、同一住處に四比丘あり、和合して波羅提木叉を説く、或は三比丘和合して布薩三語を説く、之を法和合衆と名づく」とある。之によれば、四人集まるべくして、しかも一人を缺く、三人では僧とならないから僧の中の一人を受欲して缺くことは聽かれない、しかも之を缺くから非法である、故に非法別衆といふ、法礪の『疏』にも、「見論に、三人は僧に非ず、與欲を成せず、即ち是れ別衆なり、白して戒を説くは、是れ四人の行法なり、今三人乗るが故に、是れを非法と名づく、是れを非法別衆といふ」とある。『毘尼母』に、「羯磨とは、四の因縁ありて羯磨成ずることを得、一には如法、二には僧齊しく集まる、三には如法白一處には白一し、乃至白四處には白四し、白四處に三二一白せず、四には衆僧來らざるものは與欲し、衆中に難を説くものなし、此の四法成就す、是れを如法羯磨と名づく」とある。法礪懷素は、此の四法中の第二を取りて、非法を説き、『開宗記』には、「三非と言ふは、若し僧集まらず、一白處に二白を作し、或は三人、第四人の欲を受け、白して戒を説く、是れを非法別衆と名づく。若し四人盡く集まり、重ねて二白を作し、或は四人共に三語を作すべし、是れを非法和台と名づく。若し四人集まらず、白法の如く白をなし、或は三人等しく受欲作法す、是れを法別衆と名づく」と言つて居る。即ち四人の中、一人受欲之を缺くことは、一と三と同じ、故に之を別衆といふのである。一

は「白處に二白をなし、或は『名義標釋』の文に隨へば、「彼れ白二羯磨を作し、白四羯磨を作し、此の事を白して、乃ち彼の事を爲し、而も羯磨を作す」ともあつて、一白で足るところを二白をなし、或は白と所爲行と異なるが如き、是れ非法である。三は一白處には一白で、白は如法である、故に『名義標釋』にも、「彼れ白二白四羯磨を作し、如法にして作す」と解して居る。故に之を法別衆と言ふのである。二の非法和合衆は、四人數に於て缺くところはない、しかも一白處に二白をなし、或は四人にて三語說戒をなすが如き、是れ非法である、故に非法和合衆と言ふのである。如法の羯磨は、法和合衆羯磨說戒で、四人不缺、如法白であるか、或は別法は皆一如である。之を『開宗記』には、「一如と言ふは、若し四人已上盡く集まり、白して説く、或は三人等しく受欲せず、共に三語を作し、心念す、是れを法和合と名づく」と言つて居るのである。此の三非のことは、律文では、六群比丘が之をなせしを因縁として、佛の制し給ふところとなつて居る。「世尊言はく、非法別衆羯磨說戒、非法和合衆を得ず、法別衆羯磨說戒を得ず」とあるのである。

ここで與欲を聽許せらるる事を擧ぐる。與欲は、佛が病比丘のために、特に之を聞せられしものである。「時に說戒の日、衆僧集まりて僧事あり、世尊告げたまはく、諸の比丘寂靜にて今僧に事ありと、異比丘あり佛に白して言さし、大徳、病比丘ありて來らずと。佛言はく、自今已去、與欲を聽す」とある。與欲の意に就いては、姑らく『開宗記』の釋文を引かば、一夫れ欲を論せば、乃ち是れ希

須を義と爲す、故に御論第六に云く、何を以ての故に欲と名づくる、欲とは、所作の事、樂うて隨喜し、共に如法の僧事を同うすと。十誦第五十八に云く、欲法とは欲は貪心に名づく、如法僧事の中僧法に隨つて與欲す、是れを欲法と名づくと。實論第七に云く、心に所須あり、是れを名けて、欲となす」と。『名義標釋』には、「凡そ是れ與欲の時に三種の分別あり、一には説戒の時に欲及び清淨を與ふ、二には自恣の時、與欲自恣す、三には自餘の羯磨に、但與欲と言ふ。有るが云く、惟結界與欲を聽さざるを除く。界未だ成せざるを以て、別衆の過なしと雖、界相を知らざるに由り、後に離衣あり、別衆の故に並びに須らく俱に集まるべし」とある。其の與欲の時には、「大徳一心に念せよ、我れ某甲比丘、如法僧事に、與欲清淨なり」説一と言ふ、欲を受けしものは、僧中に至る、彼の羯磨の人間うて言はく、來らざる者は欲を説け、即ち應に威儀を具すべし。答へて言はく、「大徳僧聽け、某甲比丘、我れ彼の欲清淨を受く、彼の如法僧事に、與欲清淨なり」と言ふ。斯くて『名義標釋』は註して若しこれが説戒でなく、他の羯磨であれば清淨の語を除くとある。

與欲の時は、其の事を口に言ひ、或は身相を現してもよい。口説と身相となければ與欲を成じない。若し病比丘の與欲を受け、受欲已りて病比丘が命過したといふ様なことがあれば、與欲不成である。此の與欲不成を『行事鈔』等は失法と言つて居るので、『行事鈔』の文には、「欲を受け已りて、縁に遇ひて便ち失す」といひ、「四分に二十七種あり、他の欲を受け已りて、自ら我れは是れ十三難の人、三

舉二滅の十八種の人といふと。又云く、「又七種あり、若しは命過、若しは餘處に行く、若しは道を罷む、若しは外道衆に入る、若しは別部衆に入る、若しは戒場の上に至る、若しは明相出づ」とある。又云く、「四分に又三種あり、謂はく神足在空と隱没と、離見聞處とあり」と。十八と七と三で、二十八である。然るに之を二十七と言ふにつき、『資持記』は釋して、「本宗の標數、下の列相と並びに業疏に準するに、まさに二十八といふべし、若し律文に據らば、即ち隱没なし、今祖意を詳にするに、不足數に準じ、まさに之を具すべし、但是れ文畧するなり、或は此の明、律本寫脫す、必ず他意なし」といひ、律文には二十七で、隱没の一を缺いて居る、然し是れはあるべきであるから、前には律文によつて二十七といひ、『鈔』の文では二十八を列ねて居るといふ意味になる。律文を擧げると、「若し受欲の比丘、病比丘の所に往いて受欲し、受欲已りて便ち命過し、若しは餘處に行き、若しは道を罷め、若しは外道の衆に入り、若しは別部の衆に入り、若しは戒場の上に至り、若しは明相出づ、若しは自ら過罪を犯す、若しは比丘尼を犯す、若しは賊心沙門と作る、若しは二道を破す、若しは黃門、若しは殺父母、若しは殺阿羅漢、若しは鬪亂衆僧(合僧)、若しは惡心出佛身血、若しは非人、若しは畜生、若しは二形と言ひ、若しは被擧、若しは滅擧、若しは應滅擧、若しは神足空に在り、若しは離見聞處は與欲を成せず、應さに更に餘者に欲を與ふべし」とあるので、即ち命過から明相までは七種であり、過罪以下二形までは十三難であり、被擧は三擧で、滅と應滅は二滅である。餘處に行くといふの

は、界外に出るのである、別部とは、調達等の黨其の他異派異宗である、戒場失とは、前に界外に出でて今戒場に上るの疑あるものである。「資持記」に、「戒場とは、疏に云く、前に界を出で、此には内に局るを疑ふが故に」と釋し、法礪も、「今戒場失と言ふは、實は是れ出界なり」と解して居るのである。明相出とは、後夜に受欲し、羯磨の時明相出づるのである。十三難に、自ら十三難の人であることを言ふので、失法となる意を示して居る。自ら言はざれば、與欲を失はないのである。

若し受欲の人睡り、入定し、或は忘るる時、若し故作でなければ、與欲を成する、若し故らに説かざれば吉罪である。若し病比丘其の病重くして與欲すること能はざる時は、與欲を扶けて僧中に來らしむべく、來ること能はざる時は、衆僧病比丘の處に往いて、圍繞して作羯磨を與ふべし、病者多き時は之を一處に集め、之を一處に集むること能はざる時は、界外に出で羯磨を行へとある。「若し病者衆多、能く一處に集まる者は善し、若し能くせざるものは、諸の比丘當さに界外に出で、羯磨を作すべし、更に方便して別衆の羯磨を作すことを得ることなきが故に」と律文にある。

説戒には與欲清淨とあること前に述べし如くであるが、然し初めは、與欲するも清淨を與へないものがあつたので、與欲の者は清淨なるが故に、與欲と清淨とを一つにして、之を受欲受清淨者に與ふることとしたのである。此の清淨は、十八人其の他の失法等のこと、一に前の與欲に準するのである。律文には、「佛言はく、自今已去、與欲の時應さに清淨を與ふべし、應さに是くの如く言ふべ

し、我れ汝に欲清淨を與ふ一とある。また欲清淨を受くるもの、此の事を以て受けしに、更に餘事の起るあり、時に持欲の比丘は、我れ某事の欲清淨を持ち來るも、餘事の欲清淨を持ち來らずとて、爲めに荆磨を行ふことが出来なかつた、其の時に、佛は、「事を稱へて欲清淨を與ふべからず、如法僧事に、欲清淨を與ふることを聽す」とある。若し愛欲清淨の比丘、命終、体道、入外道、入別部、戒場上、明相出の時に失法である、道路隔塞、賊難、獸難、河水大漲して至ることが出來ない、便ち界外に出で、界外より僧中に至るも、是れは失法ではない。一人の與欲清淨を聽すのみならず、また二人、三人、四人の與欲清淨を受くることをも聽す、律文には、「佛言よく、若し能く盡く字を記識する者は、能く憶する多少に隨つて受けよ、若し字を憶する能はざれば、當さに姓を稱すべし、姓を記識する能はざる者は、當さに相貌を稱すべし、若し能く相貌を記する能はざれば、但衆多比丘、如法僧事に與欲清淨すと云へ」とある。

説戒の日に、説戒者の聲小にして、大衆に徹せざる時は、衆中に立ちて説戒すべく、猶ほ聞えざれば、高座を敷き、なほ聞えざれば、轉輪高座を作り、平に手を立て、及び上座に在りて説くとしてある。「行事鈔」は、此の終りの一段を釋し、「此れは則ち見て聞かざるなり」と言つて居る。説戒の形相を望見するも、其の語を聞かざるもので、これでも失法ではない。之と同じく、其の聲を聞いて、其の相を見ざるも失法ではない。之に就いて「行事鈔」は、「多人説戒の如き、何に由つて併せて作法者

の面を見ることを得ん、此れ則ち聞いて見ざるなり」と言つて居る。即ち見聞俱離を以て失とするのである。上座説戒に、若し誦するに忘語すれば、次座之に代り續いて誦し、次座忘語すれば第二比丘代り、次を以て説け、重ねて説くことは聴されないとある。持欲清淨の比丘、佛法僧病事のために去る時は、轉授欲清淨を聽すのである。説戒の時和尙阿闍梨の字を稱すべからず、問ふ者あらば稱せよ、波利婆沙、摩那埵、阿浮呵那の時、羯磨、立制、受戒、差人、解の時、之を稱すべし。事の因縁あらば稱せよ。欲清淨を與へ已りて事休むも、必ず説戒に往くべし。我れ及び我が親厚知識の爲めに羯磨を作し、説戒を遮せらるるの恐れありとて、説戒場に至らず、至るも坐せざるは不可なり。若し説戒の時、八難起り或は餘縁あらば、畧説戒を行ふことを聽すのである。八難とは、王、賊、火、水、病、人、非人、惡蟲である。此の中の病と人につき、法臘の「疏」に釋して、「八難とは、住處に衆多の白衣あるが如き、説戒を礙ふるが故に、病難とは、説戒師病の故に、現に説戒を礙ふ」とある。餘縁とは七畧である。七畧といふのは、此の七種の場合、戒を畧説することを聽すのである。即ち文に、「餘事の縁とせば、若し大衆ありて集まるも、牀座少し、若しは衆多病まんにし、畧して戒を説くことを聽す。若し大衆ありて集まる、座上覆蓋周からず、或は天雨ふらば、畧して戒を説くことを聽す、若し布薩多くして夜已に久し、或は鬪諍の事あり、或は阿毘曇毘尼を論じ、或は説法して夜已に久しければ、自今已去、一切の衆未だ起きず、明相未だ出でざるに、應さに羯磨説戒を作すべし、更に

方便して、宿して受欲清淨獨磨說戒するを得べきなし」とある。但し其の畧する程度は、勿論難の來る遠近によつて差あり、近く迫れば、僅に戒序を説いて散する時もあり、更に迫れば、戒序を説く違もなく、直ちに解散することもあり得るので、「時に諸の比丘是の念を作さく、此の難事近し、我等戒序を説くを得ず、諸の比丘、此の難事の因縁を以て、應さに即ち塵より起ちて去るべし」とあるのは是れである。或は四重を説いて去ることもあり、十三僧殘で散することもあり、乃至九十事で終ることもあり、難遠くして、說戒中到ることなしと見れば、宜しく廣説すべきで、「彼の比丘是の念を作さく、今此の難因縁を以て、畧して戒を聽くことを聽し給ふ、難來るも猶ほ遠くして未だ至らず、我等廣く戒を説くを得べしと、時に彼の比丘應さに廣く戒を説くべし、廣く説かざれば法の如く治せよ」とあるのである。但し畧して後を説かない時は、「僧常に聽く」と言へとあつて、以下僧の常に聽く所であると云つて畧せよといふのである。「序を説き已り、餘は應さに言ふべし、僧常に聽く」といふものは是れである。

狂癡の比丘あり、說戒の時に來りて戒を説くに、憶して説くものあり、憶して戒を説かざるものあり、また來るものあり來らざるものがある。つまり此の狂癡病者に三種の區別を立てることから出来る。文には「三種の狂癡あり、一には說戒の時、憶し、憶せず、來り、來らず、二には或は狂癡あり、憶して戒を説き、而も來る、三には或は狂癡あり、憶して戒を説かず、來らず、是れを三種の狂癡とい

ふ」とあるものは是れで、第一の憶して説くこともあり説かざることもある。來ることあれば來らざることもあり、總べて不定の状態にあるもので、之が爲めには、僧之に對し、癡狂羯磨を與ふべきである。第二のものは、狂癡といへども常人と異なるなきが故、これは作羯磨の要はない。第三は説戒場に來らざるものであるから、是れ亦羯磨を與ふる要はないのである。故に、「是の中憶して戒を説き、憶して戒を説かざるあり、來り、來らざるあり、是くの如き比丘は、衆僧應にために癡狂羯磨を作すべし、彼れ憶し戒を説き、而も來るものあり、衆僧ために癡狂羯磨を作すべからず、彼れ狂癡憶して戒を説かず、亦來らざるものあり、ために狂癡羯磨を作すべからず」と言つてるのである。狂癡羯磨といふのは、心亂狂癡自二羯磨とあり。

大德僧聽け、此の那那由比丘、心亂狂癡、或は憶して戒を説き、或は憶して戒を説かず、或は來り或は來らず、若し僧時到らば僧忍聽せよ、此の比丘のために、心亂狂癡羯磨を作せ、若しは憶し若しは憶せず、若しは來り若しは來らず、僧羯磨説戒を作せ、白すること是くの如し。

大德僧聽け、此の那那由比丘心亂狂癡、或は憶して戒を説き、或は憶せず、或は來り或は來らず、今僧那那由比丘のために、心亂狂癡羯磨を作す、若しは憶し若しは憶せず、或は來り或は來らず、羯磨を作す、誰か長老忍し、此の那那由比丘のために、狂癡心亂羯磨を作せ、或は憶し或は憶せず、或は來り或は來らず、誰か忍せざるものは説け。

と言ふのである。此の規定は、那那山の狂癡から起りしといふ因縁となつて居るのである。故にここに那那山の名が出て居るのである。但し此の狂癡の病、若し回復して常態に還る時は、解羯磨を與へるので、随つて起れば随つて與へ、随つて回復すれば、從つて解羯磨を作すのである。故に、佛言はく、「若し狂者、ために羯磨を作し已り、後狂癡病止む、應さにために白二羯磨を作して解くべし」とも、佛言はく、「自今已去、狂癡病の時に隨つて、ために羯磨を作し、狂止めば還た解け」ともあるのである。

佛瞻婆國 伽伽河の側にあり、十五日説戒の時、衆中に不淨の者の居

[17] 伽伽河 Gaggara (巴)

た爲めに、佛は初中後夜過ぎ、明相出で衆鳥鳴くも、なほ説戒し給はず、大目連は、衆中不淨の者の居ることを知り、之を發見して衆中より門外に牽き出し、衆僧清淨なり、願はくは世尊説き給へと申して説戒を乞うた。其の時に佛は、之を衆中より牽き出せしことの穩當でないこと、彼をして自言治して滅罪せしむべきことを示し、尙ほ「自今已去、汝等自ら羯磨説戒を作せ」と宣ひ、之に就いて、「犯す者あらば、ために説戒すべからず、犯す者あらば、説戒を聞くことを得ず、戒を犯す者に向つて、罪を解くことを得ず、罪ある者は、他の解罪を受くることを得ず」と定められたのである。つまり不淨の者には、説戒すべからず、不淨の者は、説戒を聞くべからず、不淨の者は、他の罪を解くべからず、不淨の者は、他の解罪を受くべからずといふのである。

衆多の癡比丘、一處に集まりし際、上座に向つて説戒を請ふに、上座戒を誦することが出来ぬ、中座下座皆同じ、此に於て、佛は五歳比丘誦戒羯磨の制を定め給ふ。五歳比丘にして能くせざる時は、法によりて罪を治せよとある。また衆多癡比丘一處に集まり、誦戒羯磨に就いて、忘却して通じない時も前に同じく、五歳比丘は必ず誦して通利なるべし。要するに若し戒を知らず、戒を忘れたる如き癡比丘のみ、一處に集まりて夏安居すべきではない、安居には、必ず誦戒の比丘に依るべきである。但し此の誦戒の比丘が、安居中に命終し、或は遠行、休道、乃至畜生、二道等のことあり、若しは後安居未だ至らざれば、比近處に後安居を結するか、然らざれば、比近の能く戒を誦する者を請ひ來りて安居を終るか、或は後安居を結し已りし後なれば、比丘等、比近の戒序を誦することを學びしもの、四事、十三事、二不定、三十事、九十事、若しは餘殘の法を誦するものより之を傳へ、本住處に還つて、一人に教へて之を誦せしめ、一人にて盡く之を誦する能はざれば、先きに誦し得た所のものが、次第に之を誦して、重ねて誦することは出来ぬと言つて居る。若し斯くの如くすることが出来なければ、唯誦經説法して去るべきである。

難陀の弟子に聰明にして營事を善くする一比丘がある。難陀の聽許を得て、跋難陀に従ひ、人間に遊行した。跋難陀は癡人にして、説戒羯磨のことを知らない、故に他の比丘等皆難陀の弟子を聽許せしことを非難した。蓋し跋難陀は、此の弟子比丘をして、説戒羯磨等の事を營ましめんとしたのであら

う。故にかかる場合は、師は必ず其の弟子に向つて、「何事の爲めに行く、同伴は誰ぞ、何の處に詣るとかする」と質問し、其の中の一事にても非なることがあれば、遣して去るを聽すべからずとするのである。次に穢比丘の一處に集まりし時、ここに客比丘の來るあるも、毫も之を迎へて承事するの禮がない。其の客比丘中に優波離尊者の居りしにも拘はらず、此の状態であつたので、優波離は、即日彼の處を離れて去るとある。此の時「佛言はく、善く聽け、若し有住處に、衆多の穢比丘あり、共に一處に集まる、若し客比丘ありて來至し、能く説法し律を持し摩夷を持し、能く契經の義を説かん、諸の比丘聞かば、當さに往いて半由旬に至り、迎逆承事瞻視し、安處し洗浴し、其の所須の飲食を給すべし、若し爾らざれば、當さに法の如く治すべし」とある。(二〇)

摩夷は
【二〇】摩夷 Mulla (巴)
Mulla (梵)

大迦葉等の如き、即ち持論師なり」とある。

比丘あり、説戒の日に罪を犯す、世尊既に犯戒者の説戒聞戒を得ざること、犯戒者に向つて懺悔し犯戒者は受懺を得ざること、罰し給ふ、比丘此の事を念じ、諸の比丘に告ぐ、比丘等之を佛に白す、佛乃ち清淨比丘に向つて發露懺悔し、然る後説戒を聽くことを聽し給ふ。比丘説戒の日に、所犯の罪に於て疑ある時、所犯の罪名を擧げ、「我れ某甲所犯の罪に於て疑を生ず、今大德に向つて自ら説く、後に疑なきを須ち、時に當さに如法に懺悔すべし」と言つて、事實を告白し、後に聞戒を聽さる

るのである。衆僧集まり一處にあり、説戒せんとするに當り、比丘の罪を犯すものがある。若し此の時、説戒の人に向ひ、「少しく止まりて戒を説くこと莫れ、我れ某甲の罪を犯す、我れ長老に向つて懺悔せんと欲す」と言ひ、説戒の前に衆僧を鬧亂し説戒の妨害を成す恐れがある。此の時は、比座の比丘に向つて、此の事を告げ、衆を鬧亂する恐れある故、座已りて如法に懺悔せんと言ふか、或はなほ傍人に語るも、却つて衆を亂すの恐れある時は、「彼の比丘當さに心に念すべし、坐を罷め已るを須ちて、當さに如法に懺悔すべしと、作すこと是くの如くし已りて、説戒を聽くことを得」とある。次ぎに戒を説かんと欲するに當り、犯罪に疑あることを知りし比丘は、比座に懺悔するか、若しくは心に念じ、疑なきを須ちて如法に懺悔すべきことを誓ひ、やがて説戒を聞くことを得とある。要するに、説戒前に犯罪明なれば、懺悔して戒を聞く、説戒前罪を犯し、懺悔の時を得ない場合は、説戒後に如法懺悔を誓ひ聞戒すべきである。犯戒の疑ある時は、説戒後に其の疑を決し、疑なく犯罪なる時は如法懺悔すべしと誓つて説戒を聞くといふのである。

異住處ある一切の僧、盡く犯あり、此の異住の僧皆犯戒である場合は、若し客比丘ありて來り、清淨無犯の人であつたならば、此の比丘の所に於て、其の罪を説き、懺悔の意を表すべく、若し客比丘が來なければ、比近の清淨比丘衆中に、二三の人を差し、其の犯罪を説き、懺悔の意を示し、本所住の處に還らば、諸比丘は、此の比丘に向つて、犯罪を説き、然る後に説戒すべきである。「佛言はく、

汝等善く聽け、若し異住處ある一切の僧盡く犯す、皆自ら念じて言はく、世尊戒を制し給はく、犯あるものは説戒することを得ず、聞戒することを得ず、犯者に從つて懺悔することを得ず、犯者は他の懺悔を受けることを得ずと。若し客比丘ありて來る、清淨にして無犯ならば、當さに彼の所に往くべし、偏へに右肩を露はし、革屣を脱し、右膝地に著けて合掌し、若し上座は足を禮し已り、口に自ら所犯の戒名を稱し、是の言を作さく、我れ某甲、某甲の罪を犯す、今大徳に向つて説くと、彼れ當さに語りて言ふべし、厭離心を生ぜよと、此れに報へて言はく爾りと。若し客比丘の來るもの無ければ、即ち當さに二三人を差し、比近の清淨比丘の衆中に詣るべし、偏へに右の肩を露はし、革屣を脱し、右膝地に著けて合掌し、自ら所犯の戒名を稱し、口には是の言を作さく、我れ某甲の罪を犯す、今大徳に向つて説くと、彼れ當さに詣つて言ふべし、汝厭離心を生ぜよと、報へて言はく爾りと、此の比丘當さに還りて、所住の處に來至すべし、所住の處の諸の比丘、當さに此の比丘に向つて犯を説き、作すことと是くの如くし已りて當さに説戒すべし」とあるのである。一異住處一切の僧、罪に於て疑ある時のことは、準じて知るべく、唯發露懺悔の語に於て、「某甲の罪を犯す」と言ふを、「我れ某甲に於て疑を生ず」とし、「後疑なき時を須つて、如法懺悔すべし」と言ふのが相違である。同住の僧、一處に集まりて説戒せんとするに、一切の僧著犯す時は、「彼の比丘、白し已りて當さに懺悔すべし、當さに是くの如く白すべし、大徳信聽け、此の一切の衆僧罪を犯す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、此の一切の

僧懺悔す、白すること是くの如しと、是の白をなし已つて、然る後説戒せよ」とある。同じく犯罪に疑ある時は、前に準じて知るべし。若しまた一切の僧犯罪の時、罪名罪相を知らざる時は、客比丘の持法持律持摩夷の者來らば、之によつて之を問ふべく、客比丘は、教授し易き者を眼見耳不聞の屏處に將る行き、如法に懺悔せしめ、還りて彼の比丘の所に至り、今已に懺悔せりと告げる、若し之を信せざるも、なほ強逼して懺悔せしむることは出來ない。

「爾の時説戒の日に、客比丘あつて至る、彼の客比丘十四日に説戒す、舊比丘十五日に説戒す。諸の比丘云何せんを知らず、即ち諸の比丘に告ぐ。諸の比丘往いて佛に白す。佛言はく、汝等善く聽け、若し住處あり、説戒の日客比丘ありて來るに少し、客比丘十四日、舊比丘十五日ならば、客比丘少し、當さに舊比丘に従ふべし、若し従はざれば法の如く治せよ」と。客比丘舊比丘と等しければ舊に従ふべし。客比丘多ければ、舊は客に従ひ和合を求むべく、和合せざれば界外に出でて説戒すべし。異住處あり、客比丘少、舊に従ふべく、不和合なれば界外説戒前の如し、異住處、客比丘舊と等し、客は舊に従ひ和合を求む、不和合なれば界外なり。異住處、客比丘多し、舊は客に従ふ、前の如し、前と同じく客比丘十六日、舊比丘十五日とするに、亦同様である。以上合して十二句となる。時に説戒の日住處あり、舊比丘集まりて説戒せんと欲す、説戒の時客比丘來ること少し、彼れ是くの如きの念をなす、我等當さに云何んがすべき、即ち諸の比丘に告ぐ、諸の比丘往いて佛に白す、佛言はく、若し説

戒の日に住處あり、舊比丘集まりて説戒せんと欲す、時に客比丘來ること少し、舊比丘若し已に戒序を説き已らば、客比丘當きに清淨を告ぐべし、餘は當きに次第に聽くべし、若し説戒竟り、舉衆未だ起たず、若しは多く未だ起たず、若しは都べて已に起つ、客比丘來ること少ければ、當きに清淨を告ぐべし、告げざる者は、法の如く治せよ、客比丘來ること等しければ、更にために説戒すべし、客比丘多し、舊比丘また更に説戒すべし。住處あり、客比丘説戒せんと欲し、舊比丘來る少し、等し、多し、前に準す。舊比丘説戒、舊比丘來る、客比丘説戒、客比丘來る、皆推知すべし。以上十二句あり、爾の時に異住處あり、説戒の日客比丘ありて來る、舊比丘未だ來らざるを知る、我等若しは四人若しは過四人あり、羯磨を作し共に説戒すべしと。即ち羯磨を作し共に説戒す。羯磨を作し説戒する時、舊比丘來る、客比丘是の念を作す、我等當きに云何んがすべき、即ち諸の比丘に告ぐ、諸の比丘、往いて佛に白す、佛言はく、汝等善く聽け、若し説戒の日、住處あり、客比丘ありて來る、舊比丘未だ來らざるを知り、我等若しは四人、若しは過四人あり、羯磨を作し共に説戒すべしと、彼の人即ち共に羯磨を作し説戒す、羯磨を作し説戒する時、舊比丘來ること少ければ、若し已に戒序を説かんにば、當きに清淨を語るべし、餘は次第に聽くべし、若し説戒竟り、舉衆未だ起たず、若しは都べて已に起つ、舊比丘來ること少ければ、當きに清淨を告ぐべし、しかせざれば法の如く治せよ、同上舊比丘來ること等し、多し、更に説戒すること、前に準じて知るべし。舊比丘説戒、

客比丘後に來らずと知る、少、等、多、之に同じく、客比丘說戒、客比丘來らず、舊比丘說戒舊比丘來らず、少、等、多、皆各三句あり、合して十二句となる。以上三種の十二句で、合計三十六句である。法の如く治せよといふのは、「或は說戒すべしと言ひ、或は說戒すべからずと言ひ、若し來らざる者は、失し去れ滅し去れと、種種の方便を作して他を破壊し、便ち羯磨說戒を作す、彼れ羯磨成せず、偷蘭遮を得」と言ふものは是れである。法礪の「疏」に、「初めより偷蘭遮に至るまで、日の回不同、來る少等多あり、應不應の三十六句を説く、……初めの中に三箇の十二あり、初めに日の不同、來る少等多ありと説くに十二あり、第二に時に說戒の日より已下、說戒の日は同じく、互に相知らず、來る少等多ありて十二となる、第三に十二あり、正さに來るを知るを以て異となす」とある。

爾の時說戒の日に、客比丘ありて來り、舊比丘の住處房舎、舊比丘の相、敷繩床木床座具氈褥枕具洗足石淨水淨水瓶を見、相を見已りて求めず、便ち羯磨說戒を作す、時に舊比丘來る、客比丘是の念を作す、我等當さに云何んがすべき、即ち諸の比丘に告ぐ、諸の比丘佛に白す、佛は、「相あるを見て求めず、便ち羯磨說戒を作す、若し作せば羯磨說戒を成せず、罪あり。相を見て便ち求め、求めて既に得ざれば、便ち言ふ、滅し去れ失し去れと、種種の方便を作して他をして破壊せしめんと欲し、即ち羯磨說戒を作す、彼の比丘羯磨を成せず、偷蘭遮を犯す、相を見て便ち求め、求めて得ざれば便ち喚ぶ、喚び已つて羯磨說戒を作す、彼の比丘羯磨を成せず、不犯なり。相を見て便ち求め、求めて

之を得、和合して羯磨説戒を作すは、羯磨説戒を成す、無犯なり。見疑も之に準ず。舊比丘、客比丘の衣鉢針筒尼師壇洗脚等の相を見、及び見疑また推して知る。客比丘、舊比丘の聲經行の聲響咳の聲誦經の聲説法の聲等を聞き、聞き已りて求めず羯磨説戒す、羯磨説戒をなす時舊比丘來る、求め、喚ぶ等、見相に同じ、犯せば偷蘭遮である。舊比丘の客比丘に於ける理同じ、聞疑も共に同一である。一段ごとに、見相不求、求不喚、不得破壞、喚已、和合説戒の五句あるにより、此の八段には四十句ある、之を法礪は、「僧伽藍裏、互に見聞疑するに四十句あり」と言つて居るのである。

爾の時一異住處あり、説戒の比丘是の念を作す、我等當さに云何んがすべきと。此の時佛は、「見て求めず、便ち羯磨説戒を作す、諸の比丘是の念を作す、我等當さに云何んがすべきと。此の時佛は、「見て求めず、便ち羯磨説戒を作すは、彼の比丘羯磨説戒を成す、罪あり、若し見已りて便ち求め、求めて得ず、喚ばず、便ち羯磨説戒を作す、彼の比丘羯磨説戒を成す、罪あり、見已つて求め、求め已つて喚び、喚び已つて羯磨説戒を作す、彼の比丘羯磨説戒を作す、罪なし、見疑も亦是くの如くである。舊比丘の客比丘に於けるも同じく、見疑も亦同じ、説戒の日、客比丘來り、舊比丘の戒場の上にいるを聞く、聞疑と皆前の見と見疑に準ずる。以上二十四句は、大界戒場の見聞疑である。爾の時一異住處あり、説戒の日、客比丘來り、舊比丘の界内に在るを見、見て求めず便ち羯磨説戒を作す、羯磨説戒を作す時、舊比丘來る、羯磨説戒を成せず、罪あり、以下前に準じ、また二十四句あり、これ界裏藍外の互見

開疑である。之を二十四句とするのは、戒場の二十四句は、見に於て、見て求めず、求めて喚ばず、喚び已つて羯磨説す、此の三あるにより、見と見疑、聞と開疑の四段に、客舊を配し、八段となり、八段各三句あるが故、二十四句といふのである。界内も之に例して知らるるであらう。

時に六群比丘是くの如きの念を作す。有比丘有住處より、無比丘有住處に至る、恐らくは餘の比丘、我等が爲めに羯磨を作し、若しは説戒を遮せんと。時に諸の比丘往いて佛に白す、佛言はく、是くの如きの念を作すべからずと。有比丘有住處より無比丘有住處に至る、有比丘有住處より、無比丘有住處に至る、有比丘有住處より、無比丘有住處に至る、有比丘有住處より、無比丘有住處に至る、有比丘有住處より、無比丘有住處に至る、有比丘有住處より、無比丘有住處に至る、若しは比丘戒場上に往かば、餘の比丘、我がために羯磨を作し、若しは説戒を遮せんを恐れ、若しは僧無くして共に去り、若しは難事なくして去る者は突吉羅である。有比丘無住處より、無比丘有住處、無比丘無住處、無比丘有住處無住處に至る、皆同じ。有比丘有住處無住處より、無比丘有住處、無比丘無住處、無比丘有住處無住處に至るも之と異ならず。親厚の知識の爲めするも亦是くの如しとある。時に六群比丘尼是くの如きの念を作す、寺内に往きて、餘の比丘を遮して言はく、六群比丘の爲めに羯磨を作し、説戒を遮する勿れと。爾の時諸の比丘此の事を以て往いて佛に白す、佛言はく、比丘尼是くの如きの念を作すべからず、寺内に往きて餘の比丘を遮して言はく、六群比丘の爲めに羯磨を作し、説戒を遮する勿れと、亦比丘尼の前に於て羯磨を作し若しは説戒を遮すべからずと。故に比

丘尼は、式叉摩那、沙彌、沙彌尼を遣はして、餘の比丘尼を遮せしめたので、佛は之を禁せられしにより、白衣の知識を遣はして之を遮せしめ、佛また之を制す。

爾の時摩竭國王瓶沙、諸將を遣はして僧伽藍を守護せしめた。諸比丘說戒の時、其の出でて外に在らんことを求めしも、王命なればとて應せず、佛は之を諭して出でざれば、比丘等自ら外に出で、不見不聞に至り、羯磨說戒して、未受大戒人の前に於て、作羯磨說戒すべからずと制し給ふ。但し人を除いて、天龍鬼神等は此の限りでない。

僧團分れて二部となる時、若し能く中に於て改悔すれば、相發舉せずして和合することを得ると定めらる。「自今已去、先づ白し、然る後說戒せよ、當に是くの如く白すべし、大德聽け、衆僧所因の誣事僧をして鬪誣せしむ、而も和合せずして衆僧破壞し、僧をして塵垢せしめ、僧をして別異せしめ、分れて二部となる。彼の人自ら罪を犯す事を知り、今已に改悔し、僧垢を除滅す。若し僧時到らば僧和合說戒することを忍聽せよ、白すること是くの如し」と、是く如きの白をなして、然る後和合說戒するのである。

第三、安居 躡度

爾の時佛舍衛國祇孤獨園にあり、時に六群比丘、一切の時に於て、春夏冬人閉に遊行す。時に夏月天暴雨して水大に漲り、衣鉢坐具針筒を漂失し、生草木を踏殺した。之を見し諸居士譏嫌して、諸の

外道の法すら、尙ほ三月安居す、此の諸の釋子一切の時に於て、春夏冬人間に遊行し、衣鉢等を漂失し、生草木を踏殺して他の命根を斷じて居る、蟲鳥すら尙ほ巢窟止住の處ありと言つたので、佛之を聞き、六群比丘を呵し、「今より已去、諸比丘、三月夏安居することを聽す、所依の人に白して言さく、我れ此の處に於て夏安居す、長老一心に念せよ、我に比丘某甲、某甲聚落、某甲僧伽藍、某甲房前に依り、三月夏安居す、房舎破れ修治の故にと。是くの如く第二第三説く、後三月安居の法亦斯くの如し」と。是れは安居の由來と起源とを説明して居るものである。但し所依の人なくして白する所なければ、安居せんととの發意あれば、心念安居が聽され、忘れて心念せざるも、安居の意志明瞭なれば、安居を成すと言はれて居る。「世尊言はく、發意して安居の爲めの故に、便ち安居を成すことを得、今日より諸の比丘、若し所依の人なければ、心念安居することを聽す」とあり、また「爾時比丘、住處に於て安居せんと欲す、所依の人なく白する所な、忘れて心念せず、安居に疑あり、安居成するや不やを知らず、往いて世尊に白す、世尊言はく、若し安居の爲めの故に來らば便ち安居を成す」とある。安居せんとして、僧園内に入りし時に、明相出でたりとせんに、此の日より安居は成するや否や。安居せんとして住處に往く、一脚門内、一脚門外にして明相出づ、安居成するや否や、一脚僧園外、明相出づ、安居成するや否や。佛は、安居の意志にて來りしものは、安居皆成すと。安居の時の房舎臥具等の分配に就ては、「今より已去、分房分臥具を聽す、應さに分房分臥具人を差し、

白二羯磨すべし」とあり、五法あるものは、此の分房分臥具人として差遣されぬ、即ち愛顧怖癡及び可分不可分を知らず、之を五法とする、之に反する五法を具するものは、差せらるべし、不愛不瞋不怖不癡にして可分不可分を知ると、是れである。「分房舍臥具人を差し覺れば、應さに比丘を數へ、房舍を數へ、臥具を數ふべし、彼れ應さに問ふべし、幾房か人ありて住し、幾房か空しき、幾房か臥具あり、幾房か臥具なき、幾房か被あり、幾房か被なき、幾房か利養あり、幾房か利養なき、幾房か器物あり、幾房か器物なき、幾房か檀越施衣あり、幾房か檀越施衣なき、幾房か福饒あり、幾房か福饒なき、誰か是れ經營の房主、若し經營の者あれば、應さに問ふべし、長老何處の房に住せんと欲し、何處の房に住せざる、彼れ盡く房舍臥具を數へ竟り、上座の前に至り、是くの如きの言を作す、大徳上座、是くの如きの房舍臥具、意の樂ふ所に隨ひ便ち取れと、先づ上座に房を與へ竟る」とあり、之より第二上座第三上座と順次に分ち、以て下座に至り、なほ餘の房舍臥具あれば、更に上座より分ち、終りに客比丘に與へるのである。若し缺壞の房を受けしものは、其の力に隨つて之を修治すべきである。僧集處、溫室、夏堂、經行堂などは、分つことは出來ぬ。若し閣下堂が衆集處であれば、閣下は分つべく、閣下が衆集處であれば、閣下は之を分つことが出来る。若し阿練若窟あり、ここに入りて安居せんとし、之に入りしに、後に同じくここに安居せんとて、他の比丘來り、衆多の比丘衆集して、逢狭を感じ、多くの疾病を見るに至つた。其の時一世尊言はく、若し比丘、是くの如き處にありて安

居せんと欲せば、先づ往きて作相せよ、若しは作手迹せよ、若しは作輪せよ、若しは摩醯陀羅の像を作せ、若しは膝像、若しは葡萄蔓像を作せ、若しは華を作せ、若しは五色を作せ、若しは書して名字を作せ、某甲此に於て安居せんと欲すと。佛先きに相を作す者の住することを聽す」とある。若しこころを去る時、名を滅せざれば、後の比丘人ありとして入らざるが故、必ず之を滅し去るべきである。

爾の時波斯匿王、邊國の人民反叛す、王自ら之を征討した後、諸の比丘、此の邊國に往くに、房舎狹隘で、此の比丘を相容受することが出来ない。諸の比丘皆言ふ、佛は我等に臥具を分つべきを勸し給ふと、之を佛に白す、佛言はく、牀を齊りて分つことを聽す、若し相容受せざれば、等しく、繩牀を分つべし、若しなほ容受せざれば、等しく臥處を分つべし、若しなほ容受せざれば、共に坐處を分つべしとある。彼の比丘、此の房に定めて備へらるる牀褥臥具を、餘の房中に置くに、佛は其の移轉を禁じ、若し或房には臥具多く、或房には少い場合は、舊住人、若しは佛圖主、若しは經營人に告げて移すべく、但しここを去る時は、之を本處に還すべきことを定められて居る。房舎缺壞の時は、臥具を他房に移すことは、已むを得ざることをして聽される、移せし臥具は、之を用ふることを聽す、用ひずして蟲爛壞する等のことあらしめてはならぬ。之を用ふるには、脚を洗はず拭はずして、之を用ふべからず、また膝已上腋已下は、體に褌することを得ず、尤も檀越が、特に褌體衣として施せしものは、此の限りではない。缺壞の房舎、既に修治し已らば、他房に移せし臥具は、之を本處に還し置

くべきである。此の寺の定臥具を、他寺に移すことは聽されないが、恐怖、怨家、人民反叛、國邑荒廢、人民破喪し、住處亦壞する等の場合は、特に移すことを聽される。若し國邑靜に還り、人民還復し、寺舎も亦成る時は、其の臥具は本處に還すべく、其の間は比丘之を藏すべく、他に與ふべからず、他索むべからず、後に必ず還すといふ信すべきものには、之を與ふことを聽すのである。爾の時住處あり、四方衆僧大に不定の臥具繩牀乃至杖扇等を得た。其の處分を佛に問ひ奉る、佛は先づ房中臥具なきものに附し、餘あれば、上座より分配せよと言つて居る。

爾の時舍利弗目連が世尊と共に安居せんとし、十五日に所住處を發し、十七日に到著をした。此の時佛は後安居を聽されたのである。「佛言はく、後安居を聽す、二種の安居あり、前安居あり、後安居あり、若し前安居に在りては、應さに住すること前三月なるべく、若し後安居は、應さに住すること後三月なるべし」とある。南安居共に自念を聽し、自念已りて歳を數へるのである。前安居のものは、後安居の者を驅遣してはならない。前安居のものは、自念已りて、夏の所得の物、或は臥具等を分つに、後安居のものは、安居未だ竟らざる者なれば、畏慎して敢て受けざりしに、佛は受くることを聽し、其の不足の目を満足すべきことを命ぜられて居る。露地安居は出來ぬ、必ず覆障處でなければならぬ、三月も露地に居ることは、身體を害するからである。樹上安居も聽されない、樹上より大小便利せしものありしによる。此の時人頭の上にまで、樹に上ることを禁せられたが、然し惡獸等の危難あ

り、命難梵行難は此の限りではない。採着の爲めに、梯によりて乾枝を取ることは聽されるし、通身乾樹は、また上ることを得る。樹若し人頭を過ぎて、枝葉一座を覆ふ時は、其の樹下に安居することには差支がないことである。帳に蠟蜜を塗り、中にありて安居することを聽さず。小屋内の、起つて頭を礙へず、坐して膝を容れ、雨を凌ぐに足る所に安居することを聽す。山窟中、或は自然山窟中、樹空中等も、同一の意味で安居を聽される。牧牛者に依りて安居することも差支がない、牧牛者移徙すれば、其の去る所に隨ひ、同じく去るべきであつて、此の點は、壓麻油人、船上、斫材人等によりて安居するも同様で、此等の安居は、皆佛の聽す所である。若しまた聚落によりて安居するもの、聚落分れて二とならんに、所須を供給して具足する所に住し、安居中に移徙する時は、また共に移動するのである。

爾の時檀越あり、比丘を請うて言はく、我れ布施せんと欲す、及び房舎あり、彼の比丘自ら念ずらく、彼の處遠し、即日還ることを得ず、佛未だ是くの如き因縁あらば去るを得ることを聽し給はず、諸の比丘往いて佛に白す、佛言はく、自今已去、七日去を受くることを聽す、専ら飲食の爲めの故に、七日去を受くべからず、餘の因縁を除く、若し衣鉢坐具針筒乃至藥草の爲めなり、第七日に至らば應さに還るべしとある。下の場合は、皆七日去及び七日還を受くることを聽さる。諸の比丘、餘の比丘長老を請ひ、僧殘を犯せしを以て、覆藏法を治し、本日治摩那墮出罪を乞はれし時、比丘尼、

比丘長老を請ひ來り、僧殘の爲めに摩那埵出罪を作さんことを乞はれし時、式叉摩那、比丘を請ひ、犯罪の爲めに懺悔し、且つ受戒を乞はれし時、沙彌尼、比丘を請ひ、六法を受けんと乞ひし時、不信樂の大丘、信樂の大丘、比丘を請うて相見んと言ふ時、此の信樂の大丘は病或は諸の憂惱の事あり、或は利養の爲めの故である。不信樂の父母相見んといふ時、是れは父母を教化する意味である。信樂の父母は、病、或は憂惱の事、或は利益の事ありて、相見んといふ時、父に呼ばれし時、母に招かれし時、兄弟姉妹親里智識も皆また同じである。爾の時に比丘あり、「梵動經」等の六十種の經を誦す、よつて同誦の者を求めんとす、かかる時も七日去を受けて之に應ずることが出来る。經營の比丘、作事ありて林樹の間に行く時、また同じ。波斯匿王征討のための邊國に赴く、留守大臣不信樂で、佛及び衆僧に供養をしない、之を王に訴へんと欲する時、また七日去を受けざるを得なかつた。同じく王遠征中、不信樂の大丘が、祇園に通渠を穿たんとせし時も、同様のことであつた。檀越の供養に請はれし時、また七日去を受けることを請ふ。

爾の時世尊、拘跋彌國にあり、時に大臣あり勇健にして能く闘ふ、往いて佛に詣り、信を以て家を捨てて道を爲す。時に優填王語つて言はく、汝何ぞ休道せざる、當さに汝に婦と資生の田宅と財寶とを與ふべしと。比丘自ら念ずらく、我れ此に在りて安居せば、必ず我が淨行の爲めに留難を作さん。此の念を作し已りて、往いて佛に白す、佛言はく、若し此の難事あらば、便ち應さに去るべしと。

比丘安居の處へ、大童女來りて誘惑し、ここに安居せんに、淨行の爲めに留難を作さんと念じ、佛に白せしに、佛また休道すべしと言はれた。姪女、黃門、鬼神の誘惑、鬼神、賊、毒蛇、惡獸等の爲めに命根を絶たるる恐れある時は、また休道すべきを聽さる。爾の時比丘あり、住處にありて安居す、意の如く飲食を得ず、意に隨つて醫藥を得ず、意に隨つて人を使ふことを得ず、斯く念じて佛に白す。また住處に安居す、經行の處毒蟲多し、而かも此の比丘經行に狎習し、經行せざれば體不安である。また比丘あり、此の比丘あるがために、僧を破せんとするものがある、比丘之がために苦心す。また比丘尼破僧を謀るものあり、これも前と同一の事情である。また破僧を謀るものがある、比丘あり自ら之を諫めんとし、若し諫めて聽かざれば、我が一親友に之を依頼せんに、必ず此の破僧事を止むることが出来る、此の親友に依託するには、この安居の處を去らなければならぬ。比丘尼にも、之と同じ場合のある時、以上の如きは、皆佛の去るを聽し給ふ所のものである。

七日を受けて界外に出で、七日内に還らんとしても、父母兄弟姉妹及び本二、本私通の者に留められ、或は夜叉鬼神の難等に遭ひ、七日内に還ることが出来なかつたとしても、歳を失はぬと言はれて居る。一比丘母の留むる所となりし因縁を擧げ、佛に白せしに、佛は、「歳を失はず、父母兄弟姉妹本二、若しは私通の者、若しは夜叉鬼神の難も亦是くの如し」と言はれたとある。水陸道不通、賊難、虎狼師子難等も同様である。

佛の拘跋彌國瞿師羅園に在せし時のことである。王優陀延と跋難陀釋子とは親友であつた。王乃ち跋難陀を請ひ、夏安居をしたのである。然るに跋難陀は、餘の住處に、大に利養を得、衣物を得るところがあるとき、此の處に起き、ここの安居に少時住した上、また王の處に還つて來たのである。王頗る之を讖嫌した。其の時佛は跋難陀を責め、「若し比丘、前安居の處にあり、彼の處に大に利養を得、大に衣物を得ると聞き、即ち彼れに往く、彼の比丘前歲を得ず、本要に違ひ罪を得」とある。これは前安居を破して、歳を得ないことになるのである。又「若し比丘、此に於て他の前安居の請ひを受け、界外布薩已り、便ち餘處に往く、彼の比丘前安居を破し、本要に違ひ罪を得。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、界外にありて布薩し已り、來りて請處に至り、即日還り去る、彼の比丘前安居を破し、本要に違ひ罪を得。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、界外に至り、房舍臥具を受け、無事にして便ち去る、彼れ前安居を破し、本要に違ひ罪を得、七日を受け、界外に出で、意來るに七日を過ぎんと欲す、彼の比丘前安居を破し本要に違ひ罪を得。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、界外に在りて布薩已り、來りて住處に至り、七日を受けて界外に出で、及び七日に還る、彼の比丘前安居を成す、本要に違はず、罪なし。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、界外に在りて布薩し已り、來りて住處に至り、末後に七日を受けて界外に出づ、彼の比丘若しは來り、若しは住處に來らず、彼の比丘前安居を成じ、本要に違はず罪なし。若し比丘、他の前安居の請ひを

受け、來りて界内に至り、布薩し已りて住處に至り、即日還り去る、彼の比丘、前安居を破し、本要に違ひ罪を得。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、來りて界内に至り、布薩已りて住處に到り、房舎臥具を受け、無事にして便ち去る、彼の比丘、前安居を破し、本要に違ひ罪を得。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、來りて界内に至り、布薩已りて住處に到り、七日を受けて界外に出で、意還りんと欲して七日に及ばず、彼の比丘前安居を破し、本要に違ひ罪を得。若し比丘前安居の請ひを受け、來りて界内に至り、布薩已りて住處に到り、七日を受けて界外に出で、七日に及びて還る、彼の比丘前安居を破せず、本要に違はず罪なし。若し比丘、他の前安居の請ひを受け、彼れにありて命難若しは淨行難あるを見、彼れ是の如きの念を作す、我れ當さに云何んがすべき、即ち諸の比丘に告ぐ、諸の比丘往いて佛に白す、佛言はく、若し比丘住處にあり、若し前安居後安居、命難若しは梵行難あらんには、彼の比丘、若しは自ら往き、若しは信使を遣はして、往いて檀越に白して移去を求めよ、若し聽かば善し、聽かざれば便ち應さに去るべし」と。以上の内、界外と界内とに分けてあるのは、界外は、前安居の請ひを受けて、未だ請處に至らず、界外布薩じりて請處に至るもので、界内は、請處に至りし故に言ふのである。故に界外布薩は、四月十五日に未だ請處に至らないのであり、界内布薩は、四月十五日に、既に請處に到つてるのである。然らば未だ請處に至らざるに、前安居を破する理由如何といふに、法礪の『疏』には、「一に釋す、請を受くれば安居を成するが故に、故に前を破

すと言ふ」といふ一説を出して居る。「若し爾らば、上の法を列する中に、何故に請を受くれば安居を成ずることを出さざる、故に知る爾らざることを。又解す、此れに背いて彼れに就く、即日後家結して成せず、故に前を破すと言ふ」と言つて前説を破して居るのである。

第四、自念 健度

爾の時佛舎衛の祇樹給孤獨園に在し、衆多の比丘、拘薩羅の異住處に夏安居せし時のことである。此の安居に安樂に住するため、共に制を作して安居を結すべしとあつて、先づ聚落に入り、乞食し還る者は、食處を掃除し、座具を敷き、水器を具し洗足器を具し盛食器を具する。そこへ比丘等乞食より還り來り、其の食を食處に置き、多きものは減じて之を留め、若くは足して食ひ、食訖れば默然として房に還る。次ぎに聚落に入り乞食し還るものまた前の如く、足らざるものは、前に留めし食を足して食ふのである。末後の人聚落に入る之に準じて知るべきである。斯くて殘食あれば、之を乞人非人に與へる、若し與ふる者がなければ、淨地無草の處、若しは無蟲の水中に置き、食器を洗つて本處に復し置く。臥具水洗足器座具等も、亦本處に復し、食處を掃除し、水器洗足器が空であれば、持つに勝へたらば持ち還る、勝へざれば、手を以て伴を招き、本處に復し、やがて默然として房に還るのである。比丘等世尊に對し、此の無言の行の如き、安居の狀を白した時に、世尊は之を外道の喩法と呼んで斥け、佛は、「汝曹癡人、共に住して怨家に似たり、猶ほ白羊の如し、何を以ての故に、我れ無數

に方便して諸の比丘に教ふ、彼此相教へ、共に相受語し、展轉して覺悟することとを」としてあるのである。斯くの如く、安居中は、徒らに靜肅、唯默然として居てはならない、互に相教へ相戒むべしと聞き、六群比丘が、清淨の比丘を擧げたといふので、佛は、凡そ事ある比丘を擧せんと欲する前には、先づ其の人の聽しを受くべしと定められた。「世尊言はく、他の無罪の比丘の事を擧すべからず、若し有事の比丘を擧せんと欲せば、應さに先づ語りて知らしめ、求聽すべし、然る後に應さに擧すべし」とある。然るに清淨比丘は六群に聽を求めしに、之を覆ひて答へず、また六群比丘が、清淨比丘に求聽した。之を聽さなかつた。そこで佛は、他に聽を求むるものは、「時を知りて非時を以てせず、如實にして虚妄を以てせず、利益ありて無利益を以てせず、柔軟にして兪癡を以てせず、慈心にして瞋恚を以てせず」の五法を具せしものにして、始めて他の聽を求むべく、また其の聽を求むるに對しては拒むことが出來ないと定められた。ところが六群は、他に聽を請ひ、また他に聽を與へて、しかも去つたので、斯くして去ることが出來ぬ、要を言ふことを聽すと定めらる。六群はまた要を言つて去つたので、此の時自恣のことを制せられしと言ふのである。是れは自恣の由來である。「自今已去、安居竟りて自恣することを聽す」とある。自恣も初めは一時に行はれて闍亂したので、順序を立て、隨意自恣を聽さず、上座に從つて自恣することとし、「授自恣人を差し、白二羯磨することを聽す」といひ、五法あるものは、受自恣人となることは出來ないとある。五法とは愛瞋怖癡と、自恣

と未自恣とを知らずとあり、之に反するものが、受自恣人として差すべしといふのである。自恣する時は、座上よりすることは出来ぬ、必ず座を離れて胡跪するのであつて、上座之を爲せば、一切の僧も皆之に倣ふのである。自恣覚れば座に復する。自恣は了了たるべし、他をして聞かしむるに足るものでなくてはならぬ。六群比丘が、他の比丘のために、或は羯磨を作し、自恣を遮せらるることあらんを恐れ、竊語自恣したといふ因縁が擧げられて居る。また疾疾語自恣、一説自恣、二説自恣等は、皆聽されない。自恣は必ず三説を要するので、

大德衆僧、今日自恣す、我れ某甲比丘亦自恣す、若し見聞疑の罪、大德長老、哀愍の故に我れに語れ、我れ若し罪を見れば、當さに如法に懺悔すべし。

是くの如く第二第三も説くといふのである。反抄衣、衣纏頸、裹頭通肩披衣、著草屣、地坐、牀上坐自恣等は、皆聽されないものである。自恣の時に、説戒堂外に在ることも、また之を禁せられる。非法別衆、法別衆、非法和衆自恣の禁せらるることも、言ふには及ぶまい。

爾の時自恣の時、異住處に前安居後安居の人雜住す、云何んせんを知らず、前安居に隨はんや後安居に隨つて自恣すとやせん。諸の比丘佛に白す。佛言はく、上座の所在の處に隨つて自恣せよ、上座或は前安居、或は後安居ならば、應さに舊住者に隨つて自恣せよ、舊住者亦前安居あり後安居あらば、多き者に隨つて、應さに自恣すべし。自恣は十四日十五日とし、尤も王命によりて、其の日時を改め

らるる時は、之に従ふべきである。比丘等其の自念日を知らざる場合がある、「佛言はく、自今已去、若しは小食上、中食上、上座唱合することを聽す、今日衆僧自念」と。其自念の時刻を知らしむるの道は、「鞞羅を打つか、貝を吹くか、鼓を打つか、烟を起すか、若しは影を量れ、若しは唱へて言へ、いまは、自念の時」とある。自念は總べて一處に和合して行ふべきで、共同和尚阿闍梨親厚等と、別房に於て、所謂別部自念を作すことは聽されない。自念は説戒處に於て作さるべきで、若し自念の日は、此の小界の解羯磨を作して捨て去るべきで、之を解かずして去ることは、聽されないのである。爾の時自念日に、異住處あり、一比丘ありて住す、彼れ自ら念じて言はく、世尊教あり、和合して一處に共に自念せよと、我れ當さに云何んがすべきと。此の時に、此の一比丘説戒處に至り、一切の準備をなして客比丘の爲めにし、客比丘來りて、五人或は過五人なる時は、白羯磨を作して、受自念人を差し、若し四人あれば、更互に自念を爲して言はく、今日衆僧自念す、我れ某甲比丘亦自念清淨なりと、第二第三亦是くの如く説く。若し三人二人あれば、亦是くの如く自念す、若し一人なれば心念口言自念す、今日衆僧自念す、我れ某甲比丘自念清淨なりと、第二第三、亦是くの如く説く。若し五人あり、一人欲を受くれば、白して受自念人を差するを得ず。若し四人あり、第五人の欲を受くることを得ず、更互に自念す。若し三人あり、第四人の欲を受くることを得ず、更互に自念す。若し二

人あり、第三人の欲を受くることを得ず、更互に自恣す。若し一人あり、第二人の欲を受くることを得ず、心念自恣す」とある。五人は僧の作法である、四人以下の更互は對首である。一人は心念である。五人の中、一人欲を受くると、四人の中、第五人の欲を受くるとは、事實に於て一つの様であるが、第一は作法に就いて言つたので、第二は對首につき言つたのである。故に「開宗記」には、「初句若し五人あり、一人欲を受くると、次句若し四人あり、第五人の欲を受くると、此の兩句人に望むれば相似たり、但初めの作句は、白して人を差し自恣す、是れ非法別衆なり、次ぎの句は、更互自恣なり、是れ法別衆なり、下の三句は、並びに法別衆なり」と言つてゐるのは、此の意味である。

病人は自恣に來ることが出來ない、是れは囑授を聽す、口或は動身によりて囑授の意を表すれば、囑授は成する。病人の所に至れば已に命過す、或は界を出で去る、休道乃至滅擯、應滅擯は囑授自恣を成じない、更に餘人に與ふべきである。若しは道中、若しは僧中で、是くの如き事起れば、僧は爲めに不見罪羯磨を作し、若しは不懺悔罪羯磨を作し、若しは不捨應見羯磨を作す、是くの如くにして囑授自恣を成せず、更に他人に囑授すべきである。眠、入定、忘誤が、若し故作でなければ、囑授を成する。囑授の出來ない病人は、應さに病比丘を扶けて、繩床木床、或は衣を合せて昇き去り、自恣の處に至る。衆僧此の病人の所に至り、羯磨自恣を作すのである。また、若し多くの比丘がありて、病みて集まりて一處にあらば善し、若し能はずんば、諸の比丘應さに界外に出でて、羯磨自恣を作

すべし、別衆自恣すべからずとある。爾の時囑授自恣を受くる比丘命過し、或は休道し、或は戒場の上に至り、若しは明相出づるに至る。佛は、之を以て囑授を失ふと言つて居る。又水陸二道斷じ、賊、虎狼獅子難、水大漲、界内道斷、界外に出でて囑授自恣を持ちて來る、是等は囑授自恣を失はざるものとせられて居る。「自今已去、囑授自恣を受くる比丘、若し命難、淨行難、界内無道、聽從界外持囑授自恣來は、我れ説く囑授自恣を失はずと」ある。

囑授自恣は、一人二人三人四人、能く字を憶する多少に隨つて受くることを得、若し字を憶するものは盡く字を説くべく、若し字を憶せざれば姓でもよい、若しは相貌を説くも亦可、或は我れ衆多比丘の囑授自恣を受けたりと言つてもよいとある。年少比丘の自恣を知らざるものは、和尚阿闍梨教詔すべく、なほ忘れて憶せざれば、授自恣者教詔せしむべく、なほ復た忘るるは、句句に説くべしとある。若し比丘、囑授自恣を受け已りて事の起るあらば、更に餘人に轉與することを聽す、但し與欲已りし後事も亦息まば、自恣戒場に往くべきである。時に六群比丘是の念を作さく、我れ自恣の處に往かず、恐らくは我が爲めに羯磨を作し、若しは自恣を遮せんと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、是くの如きの念を作すべからずと。親厚知識の爲めに自恣處に往かず、また往くも自恣を説かず、智識親厚の爲めに往くもまた同じ。佛皆是の念をなす莫れと教ふ。八難事あれば、畧して自恣を説くことを得べし。即ち八難八事であるが、八難のことは、前にも述べたが、王難、賊難、火難、水難、病難、

人難、非人難である。八事といふのは、若し衆僧多くして坐處違し、若しは多人病す、若しは衆僧多
房屋少、若しは天雨ふる、若しは布薩の夜多きに過ぐ、鬪諍の事あり、若しは阿毘曇毘尼を論じて折喻
し、若しは説法夜に久しである。此等の場合は、皆畧説を許さるので、前の説戒の下に説くところ
と畧は同一である。凡そ自恣は、衆僧未だ起きず、明相未だ出でざるに、羯磨自恣すべし、他の羯磨
自恣を受くるは、明相出づるに至ることを得ず、若し明相出づるに至れば、羯磨自恣することを得な
いのである。難事畧説については、難事の遠近により、或は廣く三語自恣を説くことを得ざれば、畧
して二語とし、二語の時を得ず、難事近ければ一説自恣することを得。一説自恣を得ざれば、各共に
白して三語自恣し、再説、一説例して知るべきである。若し各三語自恣し、白することも能はざる
時は、即ち應さに此の難事を以て去るべしとある。

爾の時異住處の比丘あり、僧殘を犯す、彼れ云何んせんを知らず、諸の比丘に告ぐ。諸の比丘往い
て佛に白す。佛言はく、彼の比丘若し覆藏を與ふべきは覆藏を與ふべし、覆藏羯磨を與へ竟つて自恣
すべし。本日治を與ふべきは、當さに本日治を與ふべし、本日治羯磨を與へ竟りて應さに自恣すべし、
摩那埵を與ふべきは、當さに摩那埵を與ふべし、摩那埵羯磨を與へ竟りて應さに自恣すべし。應さに
出罪を與ふべきは、當さに出罪を與ふべし、出罪羯磨を與へ竟りて應さに自恣すべし。異住處に比丘
あり波逸提を犯す、或は波逸提を犯すと言ひ、或は波羅提舍尼を犯すといふ。佛言はく、若し自恣

日に、異住處に比丘あり、波逸提を犯す、是の中の比丘、或は波逸提を犯すと言ひ、或は波羅提舍尼を犯すといふ、若し波逸提を犯すと知らば、即ち應さに此の人を將ゐて、一處にありて彼をして言はしむべし。波羅提舍尼を犯す者は、眼耳鼻不聞處にて、教へて懺悔せしめ已り、彼の波羅提舍尼を犯すといふ比丘の處に至り、語つて言はく、彼の犯罪の比丘、我れ教へて懺悔せしめ已ると。應さに是くの如き方便を作し已りて自恣す。爾の時自恣日に、異住處に比丘あり、偷蘭遮を犯す、然るに或は偷蘭遮を犯すと言ひ、或は波羅夷を犯すといふものあり、各皆多聞持律の比丘比丘尼と、優婆塞優婆私、王大臣外道梵志の類で、若し今日自恣すれば、ここに誣論を起して、僧をして別異分裂せしむるの恐れがある。佛は即日自恣せず、小しく自恣を停止したのである。佛が自恣を遮するを聽し給ふと聞き、六群比丘は清淨比丘を遮して自恣せしめない。佛は之を制し、清淨比丘の自恣を遮してはならぬ、たとひ遮するも遮にはならない、即ち「若し遮するも猶ほ遮せざるが如し」といひ、之に就いて、下の六句を擧げて居る。「若し無根不作を遮するものは、是れを不遮自恣と謂ふ、若し有根有作を遮する者は、是れを遮自恣と謂ふ、若し無根有餘不作を遮する者は、是れを不遮自恣と謂ふ、若し有根有餘作を遮する者は、是れを遮自恣と謂ふ、若し無根無餘不作を遮する者は、是れを不遮自恣と謂ふ」とある。之に就いて、法礪の「疏」の釋を引かば、有根無餘作を遮する者は、是れを遮自恣と謂ふ」とある。之に就いて、法礪の「疏」の釋を引かば、「文に六句あり、初と三と五とは遮を成せず、無根を以ての故に、二と四と六とは遮を成す、有根を以

ての故に。初句は不作の故に成せず。但し不作に兩あり、一に不作有餘とは、謂はく殘等なり、二に不作無餘とは、謂はく夷等なり。即ち是れ初と三と五となり。第二句に但作といふ、作に其の兩あり、一に有餘とは謂はく殘等なり、二に作無餘とは、謂はく夷等なり、即ち是れ二と四と六となり」とあるのである。此の六句の遮不遮の外に、尙ほ九句の遮不遮がある。即ち「未だ二語自態を説かざるに、若し遮すれば、是れを不遮自態と謂ふ、三語自態を説き竟りて、若し自態を遮すれば、是れを不遮自態と謂ふ。三語自態を説く時に當り、若し自態を遮すれば、是れを遮自態と謂ふ。一説と再説と亦是くの如し」とあるので、一説再説も亦各三句あるべく、即ち九句をなすのである。自態人を遮するに、若し身業不清淨、口業不清淨、意業不清淨、また身業清淨、口意業不清淨、また身口業清淨、意業不清淨に、無智にして分明ならず、問ひを知らず答ふること能はず、餘の比丘應さに此の比丘に語りて、止めよ長老、此の闍諍の事を起すべからず、此の比丘の語を用ふること莫れ、便ち應さに自態すべしと。三業共に清淨にして有智分明に、能問能答の比丘、自態人を遮する時は、餘の比丘此の比丘に語り、何故に此の比丘の自態を遮するや、犯戒の爲めか、破見の爲めか、破威儀の故によるかと問ひ、犯戒の爲めと言はば、何の戒を犯せしかと問ひ、波羅夷僧殘偷蘭遮と答ふるのである。破見の故と言はば、何の破見かと問ひ、六十二見の諸邪見と答ふるのである。破威儀と言はば、何の破威儀かと問ひ、波逸提波羅提舍尼突吉羅惡説と答ふるのである。次ぎに復た問ふべし、何事を以て他の自

恣を遮するや、見か聞か疑か。見と言はば、何事を見、云何にして見、何に因りての故に見、彼の比丘また何の因縁を以て、汝をして見せしむるや、汝何處に住し、彼れまた何處に住し、何事を見て波羅夷を犯すとみすぞ、僧殘乃至突吉羅惡説となすぞと問ふべきである。聞疑また之に準ずる。若し自恣人を遮して、有智人に答ふる能はざれば、若し波羅夷を以て遮するは、應さに僧殘の罪を與へ、然る後に僧自恣し、若し僧殘の罪を以て遮するは、應さに波逸提を與へ、波逸提を以て遮するは餘罪を與へて、然る後に僧自恣すべし、餘事を以て遮するは、法の如く治して後自恣すべし。若し自恣人を遮し、能く有智人に答ふれば、若し波羅夷を以て遮するは滅擯、僧殘を以て遮するは、波利婆沙若しは本日治若しは摩那埵若しは出罪、波逸提を以て遮するは懺悔、餘事を以て遮するは法の如く治し、然る後自恣するのである。自恣日に、有住處の病比丘、病比丘の自恣を遮す。佛は今日は病比丘遮すべからず、病の差ゆるを待ちて、互に妙法に説くべしと言ひ、斯くして然る後自恣する。病比丘無病比丘の自恣を遮し、無病比丘病比丘の自恣を遮するも、亦同じく病差を待つこととし、是くの如く作し已つて然る後に自恣するのである。

爾の時異住處あり、衆多の比丘安居を結びて精勤行道し増上の果證を得た。彼れ是くの如きの念を作す、我等若し今日自恣すれば、餘處に移住することとなる、恐らくは是くの如きの樂を得べからずと。此の事を佛に白せしに、佛は、彼の比丘即ち應さに白して自恣を増益すべしと告ぐ。其の白は、

「大徳僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今日自恣せず、四月満じて當さに自恣すべし、白する」と是くの如し」といふので、一月を延期し、四月に自恣するのである。

爾の時異住處あり、衆多の比丘共に住す。自恣日に、諸の比丘彼の住處の比丘鬪諍して和合せず、

ここに來りて自恣せんとすと聞く。佛に白す。佛は下の如く教示し給うた。彼の比丘應りに若しは二、若しは三、日を減じて自恣すべし、若し十五日自恣は、減じて十四日とし、若し十四日自恣ならば、減じて十三日とし、若し今日來ると聞かば、便ち應りに僧を集めて疾疾に自恣し、若し已に界内に至ると聞かば、便ち應りに外に出で、自恣すべし、若し已に寺内に入ると聞かば、應りに洗浴器、浴牀、浴瓶、刮垢刀、水器、泥器、澡豆、藥草を具し、上座に白して火を然らし、僧を請じて浴室に入らしめ、舊比丘は、應りに密かに浴室より一界外に出で、自恣すべし、若し客比丘喚んで自恣せば、應りに答へて、我曹已に自恣し竟ると答ふべし。若し舊比丘自恣し竟れば、客比丘自恣を遮するも遮することを得ず、客比丘自恣する時、舊比丘遮すれば遮することを得。若し是くの如く方便して作すを得れば善し、若し能はずんば、彼の比丘白して増上自恣を作すべきである。増上自恣の白は、「僧今日自恣せず、黒月十五日に至り、當さに自恣すべし」といふので、若し此の半月を経て、客比丘は住せば、「後白月十五日當さに自恣すべし」と白し、所謂第二増上自恣をなすのである。斯くて尙ほ客比丘住する時は、如法如律強和合自恣をなすべく、此れ以上の増上は聽されない。前の増上果證

に於ても、今此の惡比丘を避くるに於ても、一月以上の遷延は聽されないので、「彌疏」に、「亦更分の末は、是れ自恣の時なるを以て、故に唯二却なり、若し更に第三却すれば、各分に入るが故に」といふのも、其の意を知るべきである。また自恣日に、住處あり、自恣の時罪を識らず人を識らず、自恣竟りて罪を識り人を識る、彼れ是くの如きの念を作す、我曹當きに云何んがすべき。佛言はく、若し自恣竟らば、前聽を以て他の罪を擧すべからずと。自恣の罪を識らず人を識る、罪を識らず人を識る、また前に同じである。

爾の時、異住處あり、自恣日に、客比丘ありて來り十四日なり、舊比丘は十五日なり、客比丘少ければ、舊比丘に隨ふべし。客比丘舊比丘に等しければ、舊比丘に隨ふ。客比丘多く舊比丘少ければ、客比丘に隨ひ、和合を求め、若し和合せざれば、舊比丘界外に出でて自恣せよ。自恣日前に反して、客比丘十五日舊比丘十四日なるも、前に準じて知るべきである。客比丘舊比丘に和合を求め、若し和合を與へざる時は、客比丘界外に出でて自恣すること、また前の舊比丘に準ずる。自恣日十五十六とするも、また之に同じである。若し自恣日に、舊比丘集まり自恣の時、客比丘來ること少ければ、客比丘の上座は、上座の次に隨ひて自恣し、下座は下座の次に隨ひて自恣し、若し自恣を説き竟り、擧衆未だ起たず、若しは多くは未だ起たず、若しは都べて已に起ち、客比丘來る少ければ、應さに清淨を與ふべし、與へざれば法の如く治せよ。自恣の時、客比丘來ること等しければ、舊比丘應さに更に

自恣すべし、自恣竟り、舉衆未だ起たず、多くは起たず、都て已に起つ、また同じく舊比丘更に自恣すべし。客比丘來ること多き時は、また同じ。前に反して、客比丘坐して自恣せんと欲し、舊比丘來ること少ければ、舊比丘の上座、上座自恣の處に隨つて自恣し、下座は、下座の處に隨つて自恣す。自恣竟れば、未起、多起、已起、舊比丘少ければ、清淨自恣を説くべし。舊比丘等しければ、客比丘更に自恣すべく、多ければ、また同じである。舊比丘と舊比丘、客比丘と客比丘の時も、前に準じて知るべく、皆同様である。自恣日に、客比丘來り、舊比丘の未だ來らざるを知り、我等五人若しは過五人あり、羯磨自恣を作すべしと、即ち羯磨自恣を作す時、舊比丘來る、此の時舊比丘少ければ、上座は上座の次に隨ひ、下座は下座の次に隨ひ自恣し、若し自恣竟れば、未起多起已起、舊比丘清淨自恣を説く。舊比丘來ること等し、舊比丘來ること多し、共に客比丘更に自恣すべきである。如上に反し、舊比丘來り、客比丘の未だ來らざるを知り、五人過五人なればとて、羯磨自恣を作す時、ここに客比丘來る、或は羯磨竟る時客比丘來る、客比丘少等多、前に準じて知るべきである。客比丘と客比丘、舊比丘と舊比丘に於ける、また同じ。或は自恣すべしと言ひ、或は自恣すべからずと言ひ、若し來らざれば、失し去れ滅し去れと、種種の方便を作さんと欲し、他を破壊せんと欲し、便ち羯磨自恣を作さば、彼の比丘羯磨を成せず、偷闌遮を得る。

爾の時自恣日に、若し客比丘來り、舊比丘の相を見、求覓せずして羯磨自恣を作す、作す時舊比丘

来る、若し羯磨自恣を作さば成せず罪あり、相を見て求め、求めて得ざれば喚ぶべし、喚ばずして羯磨自恣を作す、成せず罪あり。相を見て求め、求めて得ず、便ち失し去れ滅し去れと言ひて、種種方便し他をして破壊せしめんと欲し、便ち羯磨自恣を作す、成せず偷蘭遮を得。相を見て求め、求めて得ず、得ずして喚ぶ、喚び已つて羯磨自恣を作す、成せず罪を犯さず。相を見て求め、求めて之を得、和合して羯磨自恣す、成せず罪なし。見の如く見疑も之に準じ、聞と聞疑とまた同じ理である。客比丘に於けると同様に、舊比丘の客比丘に於ける、また例して知るべきである。自恣日に、客比丘あり、舊比丘の戒場の上にあるを見、見て求めずして羯磨自恣を作す、舊比丘ありて來り、客比丘の戒場の上にあるを見、求めずして羯磨自恣を作す、見疑と聞疑と、皆また前に例して推すべきである。戒場上に於けると同じく、界内の見聞疑の諸句も、また例同する。

時に六群比丘、是くの如きの念を作す、有比丘有住處より無比丘有住處に至る、恐らくは餘の比丘我が爲めに羯磨を作し、若しは羯磨を遮せんと。佛言はく、是くの如きの念を作すべからずと。有比丘有住處より、無比丘無住處に至る、有比丘有住處より、無比丘有住處無住處に至り、若しは比丘の戒場の上に行く、恐らくは餘の比丘、我が爲めに羯磨を作し、若しは自恣を遮せんと、若し僧なく共に去り、難事なくして去る者は突吉羅を得。有比丘無住處より無比丘有住處に至り、有比丘無住處より無比丘無住處に至り、有比丘無住處より無比丘有住處無住處に至る、亦是くの如し。有比丘有住處無

住處より無比丘有住處に至り、有比丘有住處無住處より無比丘無住處に至り、有比丘有住處無住處より無比丘有住處無住處に至るも同じ。若し親友の智識の爲めにするも亦是くの如し。爾の時に六群比丘尼、寺内に往き、餘の比丘を遮し、六群比丘の爲めに、羯磨を作し、若しは自念を遮する莫らしむ、佛言はく、是くの如きの意を作すべからず。寺内に往き、餘の比丘を遮して言はく、六群比丘の爲めに羯磨を作し、若しは自念を遮すること莫れ、比丘尼の前に在りて羯磨を作し、若しは自念を遮すべからずと。時に諸の比丘尼、式叉摩那、沙彌尼を寺内に遣はし、六群比丘の爲めに餘の比丘を遮すること前の如し、佛之を禁じ給ふ。更に白衣を遣はす、また之を禁す。

波斯匿王兵を遣はして衆僧を衛護す、羯磨自念の時、衆僧其の兵の小却

を求む、兵王命の故に應せず、佛乃ち去らざる時は、自ら去りて、不見不聞處に至りて羯磨自念を作し、未受大戒人の前にて、羯磨自念を作すべからずと示し給ふ。天龍夜叉來りて自念を聽く、人を除いて餘は、之を聽す。

彼れ自念覺りて、說戒坐久しくして疲れ極まる。諸の比丘佛に白す。佛言はく、自念覺りてまた說戒すべからず、自念は即ち是れ說戒なりと。

第五、皮革鞣度

時に瞻婆城に大長者あり、一子を「守籠那」といふ、假りに「名義釋」の文を引けば、一或は首

【二】 守籠那 (Sūrahā) (梵)

樓那といふ。根本律に云く、説籠拏は二十億、或は聞二百億と。言はく、其の長者豪富、晩に繼嗣を得たり、時に報する者あり、輒ち金錢二百億を賜ふ、因つて其の子を名づけて聞二百億といふ」と。此の守籠那、父母愛念して、嘗て地を踏んで行かず、足下に毛を生ず。瞻婆城主見て之を喜び、自ら作うて佛に耆闍崛山中に見えしむ。守籠那佛の説法を聞き、出家を希ひ、父母に強ひて請ひ、終に佛弟子となり、勤行精進、其の經行の處、血流れて地を汗すに至る。終に阿羅漢果を得たといふ。爾の時守籠那、異時に於て佛所に往き、頭面禮足し、却つて一面に住す。佛守籠那に告げ給はく、汝生來樂を習ひて涉苦に申れず、汝に寺内に於て、一重の革屣を著くることを聽すと。即ち佛に白して言さく、我れ五象王を捨てて出家して道を爲す、或は人の笑ひを致さん、言はく、守籠那五象王を捨てて出家して道を爲し、一重の革屣を貪ると。若し世尊、諸の比丘に畜ふることを聽し給はば、我れ亦當さに畜ふべしと。佛時に默然として之を可す。即ち是の因縁を以て比丘僧を集め、護身護衣護臥具のための故に、寺内に在りて一重の革屣を著くることを聽す」と制し給ふ。五象王とは、五象を有するほどの富豪の意で、「善見論」には、「五象王とは、一父象に六母象あり、名づけて象王となす」とあるから、五象王は、父象五に、母象三十を意味するのである。若し此の一重の革屣壞する時は、穿壞は、樹皮若しくは皮を以て補ひ、斷壞は、筋、毛、皮縷を以て縫ひ、之に要する錐を畜ふることを聽す。

大迦旃延たかぢんぜんが、阿槃提國あはんたいこくに於て、(三〇)拘留歡喜山曲くわうくわんせんこくの中に、億耳おくじ優婆塞うわさく使人しにんと俱ともに住すまして居た。億耳おくじは終つひに出家しゅつがせんことを希こひひ、之これを大迦旃延たかぢんぜんに請こひしに、再三さいさんにして聽許ちやうきよを得えしも十僧じゆしゆを請しゆずる能あたはざるが爲ため、三年ねんにして漸やうやく受具じゆぐすることを得たのである。久ひさしからずして、(三一)億耳おくじ阿羅漢道あらかんどうを得、佛ほとけを三見奉けんほうらんと欲ほつしたが、其その時大迦旃延たかぢんぜんは、億耳おくじに向つて下しもの如ごとく言いつた。「汝なんぢ我が名なを以もちつて佛所ぶつじよに詣より、頭面禮足かぶらふし、起居ききよ少病安樂せうびやうあんらくなりや不ふやを問訊もんじんし、五事ごじを以もちつて往ゆいて佛ほとけに白ませ。(三二)阿濕婆阿槃提國あしつばあはんたいこくは、比丘びく少すくくして、大戒だいかいを受うくること難かたし。三年ねんの中うちにして、乃すなはち戒かいを受うくることを得たり。何を以もちつての故ゆゑに。十僧じゆしゆを滿みせざるを以もちつての故ゆゑに、今いまより已去いこ、願ねがはくは世尊せそん、少すこしく方便ほうべんを開ひらきて、阿濕婆阿槃提國あしつばあはんたいこくにて大戒だいかいを受うくることを得せしめ給へ。阿濕婆阿槃提國あしつばあはんたいこくは、諸あつちの刺棘しよく瓦石わしやく多おほし、一重いちじゆの革履かくしは久ひさしきを經へること能あたはず。願ねがはくは世尊せそん、重革履じゆうかくしを著つくることを聽きし給へ。阿濕婆阿槃提國あしつばあはんたいこくの世人せじん浴よくを好このむ。願ねがはくは世尊せそん、比丘びくに數數さくさく洗浴せんよくすることを聽きし給へ。餘方よふの如ごとく好臥具かうふぐ多おほし、(三三)伊梨延陀いりぜんた、耆羅きら、耆羅きら、毘毘びび、是かくの如ごとく。阿濕婆阿槃提國あしつばあはんたいこくは、皮かわを以もちつて臥具ふぐとなす、毘羊皮びやうかわ、白羊皮びやうかわ、鹿皮しかかわなり。願ねがはくは世尊せそん、皮臥具ひぐわぐを畜たくふることを助たすし給へ。或あるは比丘びくあり、異方いほうに往ゆき、後あとに住處すまに衣えを得えるも肯かんて受うけず。何を以もちつての故ゆゑに。尼薩耆にさきを犯とすを恐おそるればなり。願ねがはくは世尊せそん、少方便せうほうべんを開ひらき給へ」と。前後ぜんごの一事いちじは、異方いほうに往ゆき、後あと自分じぶんの本住地ほんぢうぢにて衣え

- 〔三〇〕 拘留歡喜山 Kururaghara
- 〔三一〕 億耳 Kullikamma
- 〔三二〕 阿濕婆阿槃提國 Ashvaka-Ayanti (梵) Avanti (梵)
- 〔三三〕 伊梨延陀 Chiriyava (巴) Anigaya (梵)

を興ふものありと聞くも、未だ入手しないのであるが、しかも捨墮を犯すを恐れて受けないといふのである。「名義標釋」に、伊梨延陀耆羅耆羅を釋し、「亦伊尼延陀に作る、此等は皆是れ外國の敷具、即ち此の方の類なり、屨皮革を以て之を作る、此の方似たる者あることなし、故に翻すべからず。十誦律に云く麻褥覆、毛褥覆、華衣褥覆」とある。億耳世尊の所に至り、佛前に說法し、十六句義を説き、不増不減不壞の經法にして、音聲清好、章句次第了了であつた。億耳やがて大迦旃延の此の五事を以て請ひしに、默然聽許し給ひ、明日清旦、此の事を以て比丘僧を集め、下の如く制定し給うた。「阿濕婆阿槃提國は、持律五人にて大戒を受くることを聽す。若し餘方あらば亦聽す。餘方とは、東方に國あり、白木調國と名づく、已外に便ち聽す。南方に塔あり、靜善塔と名づく、已外は便ち聽す。西方に國山あり、一師利仙人種山と名づく、方外は便ち聽す。北方に國あり、柱と名づく、方外は便ち聽す。是くの如く諸の方外、持律五人にして、大戒を受くることを得るを聽す。阿濕婆阿槃提國は、重革屨を著くることを聽す。阿濕婆阿槃提國は、數數洗浴することを聽す。殺羊皮白羊皮鹿皮臥具を敷くことを聽す。諸の比丘、衣を得て入手し、滿十日を數へて、過ぐれば應に捨すべし、捨し已りて懺悔せよ」と。終りの一事につき、『名義標釋』は、説明して、「謂はく比丘ありて異方に往く、彼の住處に衣を得るを聞く、便ち敢て受けず、捨墮を犯すを恐る、故に佛、彼の諸の比丘に、衣を得て入手し、滿十日を數ふるを聽し、若し過ぐれば捨すべし、捨し已りて懺悔すべし」と。五分に云く、「比丘

あり、衣を寄せて餘方の比丘に與ふ、衣未だ至らず、比丘あり所與の比丘に語る、比丘疑を生ず、恐らくは長衣を犯さんと。佛言はよく、比丘先きに聞知すと雖、衣未だ手に入らず、長衣を犯さずと。此れ本部と縁同じからずと雖、其の義は別なし、餘部は或は殊なり、根本は畧ば異なり」とある。革履の穿壞の所を補ひ、重革となるのは聽さるる。未治皮は、自ら之を鞣し、人をして鞣せしむることを得る。此の鞣皮で一重革履を作るに、必要な器具、刀、裁板、筋或は毛或は皮縷、刻(かん)、磨石(石砥)、及び此等の者を盛るべき囊等を畜ふることを聽し、囊は、竹籠、樹皮籠を、毛囊を以て裏むことを聽し、十種衣中の一一の衣にて囊を作することを聽すとある。皮の囊は聽されぬ、新衣にて革履上に坐す、衣を汗すを以て聽されず、阿槃提國は別として、皮上に坐することも禁せらる。革履を前に置き睡りて狗に衝み去らるる比丘あり、革履は草を以て覆ふか、兩底相合して、尼師壇下に置くべし。邊に革履を置いて睡り、轉反して革履の上に居るも、皮上の戒を犯すものではない、革履を鉢中に置いて行くものあり、或は一手に、革履と鉢を提りて行くものあり、皆之を禁す。但し泥水を渡るに、衣を裳ぐる必要ある時は、指にて革履を鉤し、鉢は掌中に置き、一手衣を裳ぐべし。諸の比丘、拘薩羅國に至り、比丘の住するなき一村に於て、陶師の舍に宿し、泥作邊に皮あり、其の上に眠る、清旦見て犯戒を疑ふ、佛不犯といふ。六群比丘、獅子、虎、豹、獼、野狸、迦羅、野狐等の大皮を畜ふ、佛大皮を畜ふるを禁す。迦羅は黒色の意、十誦には黒鹿皮とあるのである。大皮は、「十誦」に獅子、虎、豹、

獼、狸を五大皮と言つて居る。又象、馬、狗、野干狐、黑鹿の皮を畜ふることを禁ずるとある。六群
 また高大牀上に坐し、繩牀、木牀、象牙牀に坐して、馬皮、象皮、錦褥、雜色の臥具、麈尾若しは獼毛を敷き、
 貯褥を用ふ、佛之を禁ず。諸の比丘白衣の舍に至る、比丘の爲めに好高の大牀を敷く、比丘等禁戒の
 故に坐せず、白衣他に牀なし、佛は寶牀ならざる限り、白衣の舍にありては、之を聽し給ふ。白衣の
 舍の皮牀、長繩牀の木牀に、上座と同牀すること、此等は皆他に牀なきことあるを以て聽許さるる
 のである。跋難陀牧牛人に説法し、牧牛人其の欲する所のものを施さんと
 いふ、跋難陀一雜色の犢子を見て、其の皮を得んといふ、牧牛人殺して之
 を與ふ、佛生皮を請ふことを禁じ給ふ。浮囊を帯びて水を渡ること、牛尾
 を提りて水を渡ること、皮船に乗すること、鼈、劫貝、大皮を以て刀囊を
 作ること等を聽す、兩重の革履、迦那富羅の革履を畜ふることを聽さす。

迦那富羅は、『善見』に鞞跟革履とある、道を行くに、木刺のために脚を刺され、血大に出づ、白衣所
 著の革履を與ふ、迦那富羅を犯すを恐れ、畏慎して取らず、佛受くることを聽すとある。『五分』に
 「比丘、刺脚を刺す、居士鞞を與ふ、敢て著けず、佛著くることを聽す」とあると同じ。旋角革履、鹿角革
 履、(三五) 阿羅梨革履、雜色皮革履帶、絹布作革履帶、(三六) 富羅跋陀羅革履、(三七) 眞誓梨革履、編邊革履、多
 帶革履、捲形革履、大皮革履、大皮緣革履、大皮の帶縫、青色、青緣革履及び帶縫、黃革履、黃緣革履及

- 【四】 迦那富羅 (Cinaṅguṇṇa) pīṭha (巴)
- 【五】 阿羅梨 Khullikarādha-uppāṭhana (巴)
- 【六】 富羅跋陀羅 Paṇḍita-uppāṭhana (巴)
- 【七】 眞誓梨 Fahigūṭhika (巴)

び帶縫、赤革履、及び縁帶縫、白革履及び縁帶縫、似孔雀毛革履、錦色革履、毳行革履、劫貝行革履、弊帛行革履、芒草、婆娑草、舍羅草、漢陀羅草行革履等、一切畜ふことを聽さぬ。阿羅梨革履は、象毛を以て、革履の邊に安んず、富羅跋陀羅革履は、木綿及び諸雜物を以て、皮と合せ縫ひ中央をして起らしむとある。眞摺梨辯草を以て作るものあるは、辯は交なり、摺、なりとあり、草を交絡して作るものであらう。編邊革履は、孔雀の尾を以て、邊を辯すとある。雨の爲め泥脚、坐具、臥具を汗すことあり、佛護身護坐具の故に、僧伽藍内にて蒲革履を著け、足を洗ふことを聽し、足を洗つて、水履内に入り、脚座具臥具を汗すので、樹皮、皮にて、底を縫著することを聽し給ふ。欽波羅履、毘羅樹葉履を畜ふることを禁する。木履は馬行の聲の如く、諸坐客を亂すを以て畜ふることを禁せらる。但し大小便履、洗足履は此の限りではない。金銀履、琉璃履、寶履、寶瑱履、昔畜ふることを禁せらる。一切革履を畜ふることを禁じ、また革履と雖、之を著けて、和上、和上等、阿闍梨阿闍梨等經行し、己れ好經行處、高處にあり、和尚等は惡處、低處にあり、或は反抄衣、褌頭、裏頭、通肩披衣、革履を著くる等、皆不恭敬の態度として禁せらる。白衣の舎にあり、和尚等の前にありて取與する所あり、右肩を露はし、革履を脱する時形露はる、佛白衣の舎にありては、和尚等の前に於て、不露右肩、不脱革履にて取與することを聽し給ふ。また道にありて行く時、取與するに革履を脱せざることを得る。時に六群比丘、和尚等を見て起つて迎へず、佛言はく、起つべしと。若し一坐食、若しは餘食法を作し

て食はず、若しは病むは、「大徳忍せよ、我れ因縁あるが故に起たず」と言つて、起たざることを聽す。和尚とは、從ひ受けて戒を得るなり。和尚等とは、多く已に十歳なり。阿闍梨とは五種の阿闍梨あり、出家の阿闍梨、受戒の阿闍梨、教授の阿闍梨、依止の阿闍梨あり。出家の阿闍梨とは、所依として出家することを得る者は是れなり。受戒の阿闍梨とは、受戒の時、羯磨を作すものは是れなり。教授の阿闍梨とは、威儀を教授するものは是れなり。受經の阿闍梨とは、所從受經處に修妬路を讀み、若しは義を説き、乃至一四句偈なり。依止の阿闍梨とは、乃至依止して住すること一宿なり。阿闍梨等とは、多く已に五歳なり。依止の阿闍梨を除いて、若し比丘所住の房は、應さに掃灑すべし。掃灑已りて若しなほ塵あらば、泥は漿汗は灑することを聽す。泥漿汗灑し已りてなほ塵あらば、地敷を作することを聽す。若しは伊梨延陀、耆羅、耆耆羅、毘羅、若しは十種衣、得る所に隨つて之を敷く。時に諸の比丘、足を洗はずして地敷に上る。佛言はく、戸邊にありて、洗足物を安んせよ、若しなほ不淨ならば、應さに戸外に、水器を安んじ、足を洗ふべし。比丘足を洗ひ已りて、足未だ乾かざるに、地敷に上り、地敷爛壞す。佛言はく、足未だ乾かざるに地敷に上ることを得ず、若し急事あらば、足を以て膝を拭ひ、若しは蹲を拭ひ、若しは手を以て拭ひ、若しは弊物を以て拭ふ。時に諸の比丘、和尚和尚等阿闍梨阿闍梨等の爲めに取與する所あり、數數是を洗うて疲勞す。諸の比丘佛に白す。佛言はく、自今已去、若し和尚和尚等阿闍梨阿闍梨等の爲めに取與する所あらば、銅盤若

しは案、若しは机を用ひ、飲食所須の物は、盡く持ちて上に置き、一時に授與することを聽す。時に比丘あり、足下に惡腫あり、天雨中に、餘の比丘扶けて廁上に行く、泥中に臥して、極めて患苦す。諸の比丘佛に白す。佛言はく、護身護衣護臥具の爲めの故に、僧伽藍内に、一重の革履を著くることを聽す。道を行くに、和尚等の爲めに、取與するに、偏露石屑、脫革履をなし、疲極す。佛は、道に行く時は、頭上肩上の取與を聽し給ふ。六群革履聚落に入る、病者を除いて之を禁す。六群病に托して、革履聚落に入る、佛之を禁す。畢陵伽婆蹉脚跟破る、鞆跟革履を聽す。同じく畢陵眼間し、脚指地をり蹴足を壞る、鞆足指革履を聽す。畢陵智識多し、道にて大に大麥小麥斑豆糲米を得、佛受くることを聽し、糲或は箱に盛らしむ。また酥油蜜石室を得、佛受くることを聽し、鍵瓦は小鉢に入れ、小鉢は鉢に入れ、鉢は大鉢に入れしむ。此等の鍵瓦乃至鉢は、淨施せしめて、畜ふることを聽す。畢陵老耆步涉に堪へず、步挽車、輿に乗することを聽す。女人牝牛馬を除く。鞆は之を受くることを聽す、皮鞆は受けて皮を却け、十種衣中の一衣を以て裏む、織皮鞆も之と同じ、皮繩髮繩を却け、餘繩を以て織りて畜ふべしとある。鞆鞆、鞆繩を作ることを聽し、特に鞆繩は、數ば斷する故、特に皮を用ふることを聽す。擔鞆肩痛む、枕薦を安んず、脚痛む、橙を作り枕薦を安んずるを聽す。鞆を擔ふものは、僧伽藍の民、優婆塞或は沙彌である。車も鞆と同じく、皮車は皮を却け、十種衣中の一衣を以て裏みて畜ふ。織皮車、織皮鞆の如し、之を牽くもの鞆の擔に同じ。守僧伽藍の人

は畜ふべし。皮牀皮褥皮枕皮臥具皆畜ふべからず。婆羅門の出家せる者(二)伊師皮を以て、拭足物を作り戸内に置く、佛畜ふるを聽す。伊師皮は、『名義標釋』に、「未だ詳にせず、疑ふらくは是れ燕皮か。十誦に云く、人あり僧に熊皮を施す、諸の比丘受けず、何の用ふ所たるを知らず、佛言はく、受くべし、鷹さに僧房の戸に著け、用ひて脚を施うて房に入るべし」云云とある。汲水罐及び汲水罐繩、戸繩、皆皮を用ひ、戸の開閉に手痛む、大皮を以て之を裹み、戸樞轉せず、皮を著く、上樞壞る、皮を以て纏す、嚮も同じ、牀脚壞す、また同じ。比丘脚痛む、大皮を以て脚を裹み、差えて却く、覆屋繩斷す、皮にて作る、戸居繩數は斷す、筋又は毛にて作る、鉢囊、革屣囊、鍼綆囊は畜ふべからず、十種衣の一一の衣を盛るに、木作器を畜ふるを聽す。酥油瓶露はる。佛言はく、濕皮を以て覆ふべし、若し蟲嚙まば、泥を以て泥すべし。比丘花形皮油器を得、佛畜ふるを聽す。角作油器を得、上に同じ。下漏上漏邊漏は、皮を以て纏覆するを聽す。比丘あり、木刺脚を刺して破る、鞭革屣を須ふ、畜ふるを聽す。佛阿難と戸陀林冢閉を行くに、遠からずして貴價の重革屣を見る、佛殊更に阿難に取らしむ。是れは糞掃なれば、重革屣を犯さないものである。比丘道を行き、遠からずして死人を見る、皮厚し、剝ぎ取りて房に還り、一重革屣を作る、房内臭氣甚し、佛人皮を畜ふるを禁ず、畜ふれば偷蘭遮である。餘の不淨可惡皮の類、總べて畜ふべからず、畜ふれば吉である。寒國の比丘凍傷にて足を壞す、佛見て彼の國人何を著くると問ふ、富羅菴鞮と答

【二六】 伊師 【二七】 (巴) 伊師 【二八】 (梵)

ふ、佛之を聽す。若し鞋を用ふれば、作ることを聽す、非親里の居士居士婦より乞うて作るべし、但し餘に用ふるを許さず。六群皮にて腰帶を作る、禪帶を作る、皮器、皮帽、皮繫殊炭皆畜ふことを聽さす。皮繫殊炭とは何であるか、審でない。革屣は常に拂拭すべし、然らざれば、脚を汗し、器具を汗す。足を洗つて、未だ乾かざるに草屣を著くべからず。拭脚物は、數に洗ふべし、洗ひ竟らば、振りて曬燥すべきである、然らざれば蟲を生ずる恐れがある。

第六、衣 躰 度

爾の時世尊、波羅捺國鹿野苑中にあり、時に五比丘往いて世尊の所に至り、我等何等の衣を持つべきと問ふ。佛は糞掃衣及び十種衣と答へ給ふ。十種衣は、拘舍衣、劫貝衣、欽跋羅衣、芻麻衣、舍菟衣、麻衣、迦夷羅衣、拘攝羅衣、曬羅鉢尼衣である。此の十種衣は、袈裟色に染めて之を持つのである。冢間衣、願衣、貴價糞掃衣皆取ることを得る。遺中死人の衣、盜心にあらずして取る、最初の犯戒は罪なし、自今已後之を取るを禁すとある。諸居士洗衣、曬して壁間に置く、比丘糞掃視して取る、上に同じ。大官斷事所の前にて、死人の衣を取る、旃陀羅大官の命により、死人を運んで之を捨つるに、比丘其の衣を取るを見て、比丘をして運ばしむべしと言つた。是れより佛、斷事所前の刑死人の衣を取ること禁じた、蓋し其の衣は、旃陀羅の取るべきものである故であらう。未壞死人の衣を取るに、死人之を拒み、強ひて取るに死人逐ひ來る、未壞死人の衣を取るを禁す。牧牛人の眠れる

を、比丘見て死人と誤り、未壞死人なるが故、他の死人の臂骨を取り、此の牧牛人の頭を打ちて壞せしめんとす、牧牛人驚き起きて故を詰る、比丘死人と誤認せしを説く、牧牛人爲めに死す、未壞死人を打ちて壞せしむるを禁せらる。

非衣にて、鉢囊革屣針筒を作り、錦文の臥具、氈褥枕氈毼麤皮を畜ふることを禁す、但し塚間に錦文臥具、氈褥枕を得るは聽す、伊梨延陀耆羅耆羅毼毼も塚間のものを取り、皮と草とを却け、餘を著け、地敷を作りて畜ふるは聽す。冢間の皮繩牀、木牀、皮を却け、十種表中の衣を以て作り、繩牀、木牀、獨坐牀も、皮繩髮繩を除いて畜ふるは差支がない。鞞、蓋、步挽車、瓶、澡罐、杖、扇、鈞、刀、鎌、冢間に得るもの、皆畜ふるを得べし。冢間錢を得、畜ふべからず、打つて錢相を壞し、然る後持ち去ることを得。糞掃衣に十種の別あり、皆取りて用ふべし、即ち牛嚼衣、鼠嚼衣、燒衣、月水衣、産婦衣、神廟中衣、烏銜衣、風吹衣、冢間衣、求願衣、受王職衣、往還衣である。戰爭に戦死人の衣を取るには、人あれば先づ語りて取り、人無ければ輒ち自ら取る。衆多の居士、死人を埋めんとて、衣を脱して一處に置く、比丘誤りて糞掃衣と思ひ之を取る、佛其の盜心にあらざるを以て不犯とし、今後大聚衣を取るべからずと制す。居士冢間死人を燒く、比丘他の比丘を誘ひ、糞掃衣を得んとて來る。時に居士一貴價衣を與ふ。一比丘受く。他の比丘見て、共に分たんといふ。一比丘已れ受くるとなし分つことを肯んせず。佛之を居士に問はしめ、居士の與ふるもの取るべく、二人に與ふ

と言はば分つべしと宣ふ。比丘糞掃衣を取る。他の比丘見て分たんといふ。糞掃衣は無主なり、先きに取るもの之を取るべし。二人共に取らば、之を二分すべきである。居士等、父母祖父母のために、幡蓋衣物を以て、其の塔を裏み、供養をなすを、糞掃として取るべからず、風吹きて餘處に漂置し、鳥銜餘處に著くるものは、取るに妨げなし。

爾の時王舎城に、姪女 菴婆羅婆利といふ美人あり、一夜五十兩、一晝五十兩といふ。人四方より之がために王舎城に集まる。人之を王に告ぐ、王姪女を招かしむるに、菴婆羅婆利に勝れる美人で、

〔三〇〕 婆羅跋提といふものがあつた、晝夜各百兩と稱せらる。時に王子無畏

此の姪女と共に宿し、娘めるあり、姪女守門の者をして之を棄てしむ。王子無畏之を知らず、清且車に乗じ、父王を見んとして宮中に向ふ、此の兒

を拾ひ得、自ら子なきを以て之を養はしむ、是れ即ち 〔三二〕 菴婆羅童子である。

醫道を學んで、神醫の名を成すに至りし人である。此の菴婆童子、一領の貴價衣を得、價半國に値す、

菴婆佛所に至り、清淨の願を興へ給へといひ、世尊哀愍の故に、此の衣を受け給ふことを聽し給へと

申し、且つ諸の比丘をして、今後檀越施衣を受けしむることとし、糞掃衣と共に、隨意に之を著けし

めんと願つたのである。佛此の時、「自今已去、諸の比丘、隨意に、檀越施衣、糞掃衣を著けしむること

とを聽す」と制定し給うたのである。既に檀越施衣を受くることを聽されしと聞き、瓶沙王は、所

- 〔二九〕 菴婆羅婆利 (Amphali) (梵)
- 〔三〇〕 婆羅跋提 (Brahmadati) (梵)
- 〔三一〕 菴婆羅童子 (Amphali) (梵)
- 〔三二〕 菴婆羅童子 (Amphali) (梵)

持の貴價の欽波羅衣を持つて、比丘に贈與す、後又王所著の貴價の毘羅を送る、佛皆之を畜ふることを聽し給うた。然るに六群比丘、廣丈長毛の毘羅を畜へたので、「自今已去、諸の比丘、廣三肘、長さ五肘、毛長三指の毘羅の者を、畜ふることを聽す、應に淨施して畜ふべし」と定められたのである。檀越施衣多き時は、人の多少を數へ、若し十人ならば十分し、百人ならば百分すべし。但し分衣の時好惡相參はる、分衣の者、自ら分を取る、佛は之を不可とし、異人をして分たしむることとした。異人をして分たしむるの法、當に籌を擲ちて分たしむるので、之を擲つのは、不見者をして擲たしむるとある。王所著の大貴價衣の如き、之を分つには、刀を以て衣を截りて分たしむ。此の時比丘未だ衣を洗はず、佛言はく、自ら洗ひ人をして洗はしむるを聽す、洗器を須ふるが故、之を畜ふるを聽す、洗板、剪刀また同様である。

爾の時世尊、王舍城を出で、南方人閒に遊行す。中道に田ありて、能く事を作し、畦畔齊整するを見、見已りて阿難に告ぐ、汝此の田を見るや不やと。答へて言はく、已に見る世尊、佛阿難に問ひたまはく、阿難汝能く諸の比丘の爲めに、是くの如きの衣法を作るや不やと、答へて言はく、能くすと。佛阿難に告げたまはく、汝往いて諸の比丘に教へよと。時に阿難、彼れより王舍城に還り、諸の比丘に教へ、是くの如き割截衣を作り、此れは是れ長條、此れは是れ短條、此れは是れ葉、此れは第一縫、此れは第二縫、此れは是れ中縫、此の條葉は兩向なりと。時に王舍城にて多く割截衣を著く、爾の時

世尊、南方人間に遊行し已りて王舍城に還り、諸の比丘、多く割截衣を著くるを見、告げて言はく、阿難聰明大智恵あり、我れ爲めに畧して説く、而も能く廣く其の義を解す、過去の諸の如來無所著佛の弟子、是くの如きの衣を著く、我が如き今日、未來世の諸の如來無所著佛の弟子、是くの如きの衣を著く。我が如き今日、刀截して沙門衣となす、怨賊の爲めに剃がれず。今日より已去、諸の比丘、割截の安陀會、鬱多羅僧、僧伽梨を作ることを聽す。時に諸の比丘、割截の安陀會を作り、體に纏して著く。葉邊速に破れて、塵垢葉内に入る、自今已去不割截安陀會を作ることを聽す。諸の比丘、割截の鬱多羅僧、僧伽梨を著く、葉邊速に破る、塵垢内に入りて露濕す。佛言はく、自今已去、割截鬱多羅僧、僧伽梨を著くることを聽し、葉は鳥足縫と作し、若しは馬齒縫と作すことを聽す。諸の比丘、當きに幾條衣と作すべきかを知らず。佛言はく、當きに五條とすべし、六條とすべからず。應きに七條とすべし、應きに八條とすべからず。應きに九條とすべし、十條とすべからず。乃至十九條とし、二十條とすべからず。是の條數に過ぐれば、畜ふべからず。反纏して涅袈僧を著け、白衣の舍に入りて、解脱して露形す。佛乃ち帶を作りて著くることを聽す。帶は上色、錦、白等にて作り畜ふべからず、袈裟色なるべし。廣長の腰帶を作るべからず、廣さは二指にして、腰を纏ふること三周なるべし。比丘は、僧祇支を繫けずして聚落に行くべからず。衣をして墮ちて形露せしむる故である。舍利弗白衣の舍に入り、風の吹くを思ふ、割截衣肩を落つ、佛肩頭に鈎紐を安んずる

ことを聴し給ふ。

爾の時世尊王舍城にあり、千二百五十の比丘と人間に遊行す。時に比丘多く衣を持つ、頭に戴き、肩に擔ひ、帯にて腰に著く。佛此の様を見て、衣の多少に、齊限あらしむるの必要なることを感じ給ふ。婆闍園より毘舍離に至り給ふに、菴婆羅婆提、佛と千二百五十の僧を迎へ、菴婆羅園中に請じ、佛の説法を聞く。菴婆羅婆提、此の園を佛に施す。爾の時世尊靜處にありて思惟す、衣を齊限して畜ふるを得ざらしめんとし、初夜露地にありて坐し、一衣を著く、中夜に至り、身の寒さを覺え、第二衣を著く、後夜に至りて身の寒さを覺え、第三衣を著く。時に世尊是くの如きの念を作す、當來世の善男子、寒に忍びざる者は、三衣を畜へて足すことを聴す。「我諸の比丘に、三衣を畜ふることを聴す、過ぐることを得ず」と。

爾の時異住處の四方僧、貴價の僧伽梨を得て臥具を作る。諸の比丘云何んせんを知らず。佛言はく應に持ちて餘物に貿易し、隨處に用ふべし。誰をして貿易せしめんかを知らず、佛に白す。佛言はく、比丘の貿易を聴す、若しは守僧伽藍人、若しは沙彌、優婆塞をして易へしめ、若しは施主自ら易へ、隨處に用ふ。芻麻衣、羅曱多衣、阿哆曱多衣皆畜ふることを聴す。上色染衣、錦衣、白衣は畜ふべからず、白衣は袈裟色に染むべし、不截鬚衣、錦作衣鬚、頗那陀施衣、皆畜ふべからずとある。

時に世尊波羅捺國にあり、檀越ありて食を送る。諸佛の常法食に往かざれば、後にありて房舎を案行す。房舎を案行する時、比丘ありて僧伽梨を舒べ、地にありて帖を安んせんとするを見る。其の故を問へば、比丘答へて、裏相をして外に著し、帖あつて現せしめんと欲すと言つたので、佛は善い哉善い哉比丘、汝の所作の如しと讚し、比丘僧を集めて此の事を告げ、自今已去、諸の比丘の新衣を作ることを聽す、一重は安陀會、一重は鬱多羅僧、二重は僧伽梨なり。若し故衣は、二重安陀會、二重鬱多羅僧、四重僧伽梨を聽す。若し黃掃衣は、意の多少に隨つて數を重ぬ」とある。

爾の時世尊跋耆國に在し、人閉に遊行し、失守摩羅山に往き、恐畏林鹿野苑中に住す。時に菩提王子新殿堂を作り、佛を請うて坐せしめ、然る後に王子坐せんとす。佛之を許可し、殿堂に至り給ふに、佛堂前に於て默然として立ち給ふ。王子新衣を布きて階陛より殿に至る、佛は之を躡み給ふことを欲しなかつたのである。王子疾疾に衣を却くるに、佛上りて座に就き、食を受け、說法已りて還り給ひ、衆僧を集めて、「若し大價衣地に布く、上に在りて行くべからず」と制し給ふ。但し房舎塵土多ければ、灑掃し、なほ塵あれば、泥漿汗灑し、なほ塵あれば、伊梨延陀耆羅耆羅麤毳、十種衣中の衣を以て地敷を作ることを聽す。

波斯匿王の異母佛法を信樂す、王所著の大價錦衣を四方僧に施して命過した。比丘之を以て地敷を作る、不信樂の大匠等、見て之を護嫌す。佛仍つて、王所著の大價衣は、地敷を作るべからず、臥褥

坐褥枕覆上衣を作ること聴せり。比丘あり、裹頭して佛所に至り、是れ頭陀端嚴の法なり、願はくは佛聽し給へと白す。佛之を白衣の法として聽さなかつた。但し頭冷病の時は、禿若しは劫貝を以て帽を作り頭を裹むことを聽す。誕陀廬多黎して衣を著く、僧伽藍内を除いては、白衣の法として之を聽さす。一衣を著く、大小便處を除いて、白衣の法として聽さす。串頭衣、襖、皮衣、襦、袴、行藤、蒲草行藤を著くる等は、皆白衣の法として禁せらる。假りに編髮螺髻を作る、木鉢を持つ、鉢樓を持つ、三奇杖側に地に挂し、鉢を持つて中に置き、上に横。繡手衣を著く、草衣を著く、若しは草衣、娑婆草衣、樹皮衣、樹葉衣、珠璣瓊衣等一切の衣、外道皮衣、鷲毛衣、人髮欽波羅衣、露身にし往く、此等は皆外道の法として聽さない所で、露身は特に偷蘭遮である。

可分衣の分法、人の多少に隨ひ、自ら分を取らず、籌を擲ちて分つ等、檀越施衣の下の如くである。物を分つ時に客比丘來らば、分を與へよ、分を作し竟りし時來り、未だ擲籌せざるに來り、擲籌の時來る、分を與ふべし。擲籌已りて來り、分を受け已つて來るは、分を與へず、餘あれば更に分ち、分ち竟れば分を與へず、若し已に沙彌に與へ、人をして分たしめ已りて來る、分を與ふべからず。比丘分衣の時、客比丘數數來り、衣を分ちて疲極す、一人を差し、白二羯磨して其の任に當らしむる。比丘婆輸伽衣を得、佛畜ふるを聽す、寒き時は複貯衣を著くることを聽す。爾の時異住處あり一比丘住す。現前僧大に可分衣を得、佛は客比丘の來るあり、四人或は過四人なれば、衣を一比丘に與へ

白二磨磨して分たしめる。三人なれば三語にて受けて共に分つ、二人も三語共に受けて分つ、一人は心念口言し、此れは是れ我が分と言つて受けるのである。爾の時住處有比丘有比丘想、別部に分衣するは不成吉罪である。有住處有比丘疑、別部分衣、同じく不成吉である。有住處有比丘無比丘想別部分衣、不成分不犯である。有住處無比丘有比丘想分衣、成分吉である。有住處無比丘有疑分衣、成分吉である。有住處無比丘無比丘想分衣、成分無犯である。有住處有比丘有比丘想別部受衣、不成受衣吉である。有住處有比丘疑別部受衣、不成受得吉である。有住處有比丘無比丘想別部受衣、不成受不犯である。有住處無比丘有比丘想受衣。成受得吉である。有住處無比丘疑受衣、成受得吉である。有住處無比丘想受衣、成受無犯なりとある。

爾の時に舍衛國に多知識の比丘あつて死す。多くの僧伽藍あり、多くの僧伽藍に屬する園田果樹あり、多くの別房と別房に屬する物とあり、多くの銅瓶銅釜鑿燈臺、多くの重物あり、多くの繩牀木牀臥褥坐褥枕あり、多く伊梨延陀、耆羅、耆耆羅、毘毘羅を畜ふ、多く守僧伽藍人あり、多く車輿あり、多く澡罐、錫杖扇あり、多く鐵作器木作器剃髮刀竹作器、多くの衣鉢尼師埵針筒あり、佛は其の多知識と無知識とに關せず、之を分つべからず、四方僧に屬すと定め、唯毘羅の廣さ三肘長さ五肘毛長三指のものは、現前僧分つべし、剃刀衣鉢坐具針筒は分つことを聽し、彼れ俱夜羅器を分つ、現前僧分つべしと言つて居る。俱夜羅器は、「名義釋」に、「即ち貯器なり、或は翻じて隨鉢器といふ、

乃ち匙箸鉢鉢鉢等の器を貯ふ」とある。異住處二部の僧に於て、多く可分衣物を得たる時、比丘多
く比丘尼僧少し、或は尼なく皆式叉なり、或は式叉なく純ら沙彌尼なり、此等の場合には、之を
二分すべく、唯比丘のみの時は、僧分つべしとする。比丘少く比丘尼多し、比丘なく沙彌あり、皆
二分すべし、沙彌なし比丘尼分つべきである。一比丘拘薩羅の一無比丘住處村に至り、命過した
其の衣鉢の處分につき、諸比丘之を佛に白せしに、佛は、若し彼の處に信樂の優婆塞或は守園人
あらば、彼れ之を掌鉢し、五衆の出家人來らば、之を與へよ、來る者なければ、近處の僧伽藍に送
與すべしと示された。佛舍衛國に在せし時のことである。諸の比丘に告げたまはく、「我れ三月靜
坐思惟せんと欲す、一供養人を除くの外は、他人の入ることを聽さず」と。衆僧制して、若し入る者
は、波逸提懺をなごしむることとした。時に長老和先跋檀陀子、波羅國の六十の比丘と、舍衛に來
り、佛に見えんとす、盡く是れ阿蘭若乞食、糞掃衣を著け、餘食法を作して食はず、一坐食一搏
食、塚閉坐露地坐樹下坐、常坐に坐に隨つて三衣を持つ。衆僧之に告ぐるに、佛の三月思惟、入る
ものは單提懺のことを以てした。和先其の單提は、佛制にあらすして、衆僧の定むる所と聞き、之に
隨ふの要なしとし、隨意問訊すべしとて、六十比丘と佛所に至る。佛之を聞き、阿蘭若の隨意問訊
を聽し給ふ。時に諸比丘之を聞いて、或は阿蘭若を作るものあり。或は不受請常乞食の者あり、
或は檀越施衣を捨てて糞掃衣を持つものあり、或は長衣を捨てて三衣を持つものあり、爲めに捨衣

大積聚を成した。佛之を衆僧に布施せしめ、若しは佛に、若しは塔に、若しは一人に施與せしむ。一人施與と聞いて、之を白衣に與へたので、佛は白衣と外道とは與ふべからずと制し、比丘尼に、非衣鉢囊革屣囊針筒帶腰帶幅拭巾攝熱巾裏革屣巾を與ふるを聽す。波利婆沙、摩那埵を行する比丘にも分を與ふべし、被呵責、擯出、依止、遮不至白衣家、作舉、是くの如き諸羯磨を被る人にも分を與へ、地に置いて與へ、若しは人をして與へしむるのである。比丘若し外道衣を得ば、染めずして著してはならぬ、白衣をして作らしめ、衣分を索めしめたならば、功の多少を計りて、食と價とを與ふることを聽す。守僧伽藍人と沙彌にも、僧和合して衣分を與ふべし。沙彌は、僧和合すれば等分を與へ、和合せざれば半ばを與へ、半ばを聽させれば三分一を與ふべく、與へずして僧分つことを得ず。守僧伽藍人は、四分一を與ふべく、これも與へずしては分つことが聽されぬ。父と母とは、之を與ふべしと定めらる。舍衛の琉璃王、迦維羅衛の釋種を討滅する時、摩訶那尊者の死を見て痛惜し、人をして諸釋種を釋放せしめた。諸釋種被破れて剝脱し、形を露はし僧伽藍に來る。白衣に衣を與ふべからずとあるので、如何ともすることが出來ないと比丘等は言ふ、佛は「衣を借せ、露形にして來つて我を見せしむるなかれ」と言はれたので、衣を借したとある。

舍利弗佛と拘薩羅に遊行せし時、一處に坐して息ひ、僧伽衆を地に置きて忘れ去つた。佛は阿難に命じ、親友意を以て之を取らしめ、七法あり、是れ親友なり、親友之を取れば、利益慈惠の意あるが

故、彼れをして歡喜せしむと言つて居る。親友の七法とは、「與へ難きを能く與へ、作し難きを能く作し、忍び難きを能く忍び、密事相語り、相發露せず、苦に遭うて捨てず、貧賤にして輕んぜず」といふのである。親友にあらすして、親友意取は、勿論出来ないことである。佛の波婆城に在せし時、阿難白衣時の親友に、樓延といふ人があつた。阿難著衣持鉢樓延の家に至りしに、樓延不在にして其の婦のみであつたが、阿難は、其の婦をして衣籠を持ち來らしめ、其の中より大價衣を取り、持つて僧伽藍に還つた。樓延歸宅後婦此の事を告げたので、樓延阿難を僧伽藍に訪ひ、何故に彼の麤を取り好を取らざりしぞと言ふと、阿難は、正さに是くの如き衣を須めた爲めであると言ふ。佛は此の事より、白衣親厚意取を聽し、主在らざるも取りて可なりと聽されたのである、是れ親友意取の一例である。

【三】樓延 二二

佛舍衛國にあり、請食に就かず、諸房を按行せしに、病比丘の瞻視供養人なく、大小便中に臥すを見、病人を扶けて起きしめ、身の不淨を拭ひ、洗衣曬乾し、故壞臥草を棄てて新草を敷き一衣を敷き、掃除清淨ならしめ、病比丘を安臥せしめた。食後に世尊比丘僧を集め、此のことを説いて、病人に對し、相瞻視供養の要を、最も痛切に示されたのである。若し比丘なき時は、比丘尼、式叉摩那、沙彌なければ、沙彌尼之を作すべく、但し比丘に觸るることを禁じて居る。爾の時一比丘、拘薩羅に於て、一小住處に病比丘を見て、之を看護供養し、命過の後其の亡比丘の衣鉢臥具針筒を持つて祇洹精舎に

歸來した。佛此の衣鉢等を、此の住處の現前僧をして分たしめ、更に諸比丘に告げ、之を以て、白二羯磨して瞖病の比丘に與へしめられたのである。多知識の比丘ありて死す、多くの三衣あり、佛瞖病人には、亡者常所持の三衣を與へしむ。小小瞖病の比丘、例へば一扶起、一扶臥、一與楊枝水、此等小小の瞖病人は、衣鉢を取るべからず。看病人が病人の衣物を取るに五法あり、一には病人の可食不可食を知る、二には病人の大小便唾吐を惡賤せず、三には慈悲心ありて衣食の爲めにせず、四には能く湯藥を經理して乃ち差え若しは死するに至る、五には能く病人の爲めに說法し、病者をして歡喜せしめ、己身も善法に於て増益す。此の五法なき者は衣物を取ることは出来ない。若し病人臨終の時、斯くの如きの言あり、我が此の衆物は、佛に與へ、法に與へ、僧に與へ、若しは塔に與へ、若しは人に與へよ、若し我れ終らば後に與へよ、若し死せざれば我れに還せと。然しながら、是くの如く與へてはならない、現前僧にて分つべきものである。病人が、死後瞖病人に取らるるを恐れ、好衣を受けず不好衣を受くるとか、衣鉢を餘處に送著する等のことをしてはならない。舍衛の多知識の比丘命過せし時、多くの三衣あり、瞖病人に其のいづれを與ふべきかを知らず。佛に白せしに、佛は、極上瞖病には上の三衣を與へ、中には中の三衣を與へ、下には下の三衣を與ふべしと言はれたのである。負債比丘の死せし時、佛は長衣を持つて償ひ、物なければ三衣を以て與へよと命せられた。餘のれば瞖病人に與へよ。瞖病人は、死前に病比丘に向ひ、何者か是れ三衣、何者か長衣、汝誰に負ひ、誰か汝

に負ひ、汝應に誰にか與ふべきと問ふべく、若し問はざれば、法の如く治せよとある。病比丘の瘡、衣臥具を汗すにつき、覆身衣を畜ふることを聽し、また衣毛結乾して瘡に著き、或は時に痛を思ふ、佛は大價好衣の覆身を内に著け、外に涅槃僧を著くることを聽す。若し白衣の舎に至らば、應に語りて言ふべし、我れ瘡を思ふと。白衣若し苦なし但坐せよと言はば、應に涅槃僧を裹けて坐すべし。比丘下脱痔病を患へ、麤木を以て籌草を作り、痛を思ふ、佛、毳若しは劫貝、若しは烏毛故衣物を以て之を拭ふことを聽す。病比丘瘡を患へ、衣臥具を汗す、覆瘡衣を畜ふることを聽す。若し衣なければ、僧中に衣を取りて作り、作り已りて、比丘此の佳處の、覆瘡衣を移して餘處に著けず、佛に白す、佛言はく、移すことを聽す、比丘後瘡差え、持つて本處に還さず、佛言はく、若し差ゆれば、洗染治して本處に還すべし、還さざれば法の如く治す。六群比丘帳を作る、聽さす。比丘露處に大小便し露形す、草若しは樹葉樹枝、伊梨延、耆羅、耆耆羅、若しは毳毼を以て覆障を作るを聽す。六群比丘帳を作る、聽さず、道を行き熱を思ふ、草若しは葉、十種衣中の一一の衣にて、覆障を作ること聽す。衆僧複衣を作る、畜ふることを聽す。帳は幔なり、帳は車幔なりとある。

時に比丘三衣を持つことを知らず、佛言はく、應に受持すべし。若し疑はば、應に捨て已つて更に受くべし。若し三衣ありて受持せざれば突吉羅なり。佛是くの如く語る、應に三衣を受持すべし、彼れ小小の衣を受けて三衣に當つ、若しは拭身巾、若しは拭面巾、臥氈なり。佛に白す。佛言は

く、應まさに是かくの如ごとき小せう小せうの衣えを以もつて三衣さんえに當あつべからず。佛ほとけ言げはく、長ながさ四肘しう、廣ひろさ二肘にうの衣えを以もつて安あん陀だ會えを作り、廣ひろさ三肘さんう長ちゆうさ五肘ごうにて、鬱うつ多た羅ら僧そうを作つくることを聽ゆるす、僧そう伽が黎りも亦また是ごとくの如ごとし。衣え壞えすれば、之これを補ほ治ちすべし。割かつ截さい衣えを著つけずして聚じゆ落らくに入いるべからず。若もしは恐おそ怖おそを疑うたひ、若もしは雨あめ、若もしは雨あめを疑うたひ、若もしは僧そう伽が黎りを作つくりて未いまだ成ならなず、若もしは洗くわん染ぜん壞え色しき堅けん舉この五事ごじの因いん縁えんあれば、僧そう伽が黎りを留とどむることを得うる。僧そう伽が黎りを反はん著ちやくして聚じゆ落らくに入いるべからず、聚じゆ落らく外がいにては反はん著ちやくを聽ゆるす。縵まん衣えを得え、廣ひろ長ちゆう足あしる、割かつ截さい衣えを作り、少せうしく帖てふ葉え衣えを作つくらんと欲ほつす、佛ほとけ聽きす。縵まん衣えにて五納ごなう衣えを作つくらんと欲ほつす、佛ほとけ作つくることを聽ゆるす。時ときに諸もろの比丘びく衣え犯はんありて捨しやす、佛ほとけに白まをす、佛ほとけ言げはく、捨しやすることを聽ゆるす。若もし僧そう中ちゆうに於おいて、若もしは衆しゆ多た人にん、若もしは一人にん、應まさに捨しやして然しかる後のちに淨じやう施しすべし、捨しやせざるべからず、應まさに捨しやして然しかる後のちに遺つがはすべし、捨しやせずして遺つがはすべからず。彼かの比丘びく捨しやせず、便すなはち受じゆ用ようして三衣さんえを作つくり、波か利り迦りや羅ら衣えを作る、故こ壞こ故こ燒せう、用もちひて非ひ衣えを作つくり、若もしは數さう數さう著ちやく、若もし捨しやせざれば受じゆ用ようし、三衣さんえ波か利り迦りや羅ら衣えを作つくるべからず、故こ壞こ故こ燒せう、用もちひて非ひ衣えを作つくり、若もしは數さう數さう著ちやくなり。諸もろの比丘びく是ごとくの如ごときの念ねんを作つくす、波か利り迦りや羅らは現げん在ざい前ぜんせず、尼に薩ざく者しやくを得えるや否いなや、佛ほとけ言げはく不ふ犯はんなり。彼かれ衣えを捨しやせずして便すなはち著ちやくく、佛ほとけに白まをす、佛ほとけ言げはく、捨しやせずして便すなはち著ちやくくべからずと。彼かの比丘びく疑ぎひ、敢あて捨しや墮だ衣えを以もつて人ひとに與あたへず、用もちひて被ひ衣えを作つくり、佛ほとけに白まをす、佛ほとけ言げはく、人ひとに與あたふるを聽ゆるし、被ひ衣えを作つくるを聽ゆるす。時ときに比丘びく、畏おそ慎しんして、燒や衣え、奪だつ衣え、漂へう衣え、敢あて著ちやくけず、佛ほとけに白まをす、佛ほとけ言げはく、著ちやくくることを聽ゆるすと。

時に比丘、衣を捨てずして他と貿易す、佛言はく、捨てざるべからず、捨て後に貿易すべし。諸の比丘是くの如く念す、衆僧の衣、十日を過ぐ、捨墮を犯すや否や、佛言はく不犯なり。比丘淨施衣を主に還さざれば突吉羅である。若し遮して與へず、また突吉羅である。比丘衣を染めず壞色にせずして白衣の舍に寄す、白衣取りて著く。佛言はく、染めて壞色にせずして白衣の舍に寄すべからず、染めて壞色にし、沙彌衣を作りて後に白衣の舍に寄せよ。比丘上狹下廣衣を得、僧祇支を作る、佛之を聽す。異住處現前僧大に可分衣物を得、六群比丘界外に出でて共に分つ、諸の比丘佛に白す、佛言はく、界外に出でて分つべからず。時に長老比丘あり、多知識なり、人間に遊行す、大に現前僧應分の衣物を得て分ち難し。彼れ畏懼す、佛界外に出でて衣を分つことを聽し給はず、諸の比丘此の事を以て佛に白す、佛言はく、應さに是くの如く唱合して言ふべし、來りて某甲に向ひ、某甲衣を處分す、若し可分衣は應さに分つべしと。彼れ何の時に分つかを知らず、應さに相を作し、若しは時を量り、若しは影を量り、若しは烟を作し、若しは貝を吹き、若しは鼓を打ち、若しは鞭撻を打す。若しは白の時至り、若しは自ら來り、若しは人を遣はして來らしめば、應さに分を與ふべし。

彼の諸の比丘臥具を轉易す、佛言はく、移易すべからず。或は房に臥具多きあり、少きあり、此の理由で他房に轉易する要あらば、舊住人、摩摩帝、經營人、次ぎに房を得るものに問ひて、後に移轉すべきである。但し去る時は、其の臥具を本處に還復すべきである。房舍崩壞したる時は、臥具の移

轉は已むを得ないが、移したのみで用ひなければ、爛壞する恐れがあるから、用ひて臥すべき時は、用ひて臥すを聽す。用ふる時は、脚を洗ひ之を拭ひ、腋より膝に至るまでは、體に褌することを聽さぬ。檀越所施の褌體衣は、臥具とは自ら別であるから、受けて體に褌するも妨げはない。崩壞の房舎修治されば、移轉の臥具は、之を本處に還復すべきである。此の住處の定臥具は、彼の處に移してはならぬ。但し國土に人民の反亂恐怖あり、住處も亦壞する等のことあれば、之を移すことを聽す、移す時、體に褌するを畏れて敢て藏覆せず、佛は隨所方便して藏覆し、移すことを聽す。爾の時舍利弗上色の辟段衣財を得、五納衣を作らんとせしに、佛は之を作ること聽し給ふ。爾の時に、現前僧大に可分衣物を得たが、六群比丘等、相推倚して誰も之を藏舉するものが無かつたので、佛に白す、佛は見たものが之を收舉すべしと言はれたのである。時に客比丘來りて、衣物を移して餘房に著くるも堅牢ならず、佛に白す、佛は別房を結して庫藏屋となすことを聽し給ひ、之がために白二羯磨を作す。また守物人を要する時は、また某甲比丘を守物人となすにつき、白二羯磨を作すのである。比丘若し守物人たるを肯んせざれば、福龍に粥を與ふべし、なほ肯んせざれば、一切所受の衣食を分ち、其の二分を與へよ、なほ肯んせざれば法の如く治すべしとある。浴衣を精舎に送るものあり、佛上坐より次第に分たしめ、足らざれば更に得、續いて前の次ぎより次第に分つのである。大貴價衣を得たるを浴衣を得ざるものに、次ぎ與へたので、佛は之を禁じ、更に上座より與へ、若し足らざれば、僧中の

可分衣物を足して等分せよ。僧が鶯伽那羅衣を得、佛畜ふることを聽し給ふ。比丘僧の覆身衣を著け、温室食堂の中に至るものあり、羹飯空塵によりて汗さるるので、佛は之を禁じ給ふ。冬の寒い時は、汗泥せしめぬ様注意して、特に著くことを聽す、著けて廁上に至ることは、大小便にて汚す恐れある故、之を禁ず、大小便急なる時は、廁邊若し衣架、或は龍牙材、若しは屋、樹、草、石あれば、衣を其の上に置き、天雨ふらば、雨無き所に置くべく、若し雨のために已むなき時は、應さに著くべし、好く捉つて廁戸に觸れざらしめ、廁に上り、正しく脚を安んじ、好く蹲まりて衣を汚さざらしむるのである。比丘衣を著けて經行處に至るべからずと制す。上座の病比丘遠道より來るものは、著くることとを聽し、臥氈を敷いて上に置き、愛護して臥せしむ。比丘異住處にありて安居を結し、復た餘の住處に住す、何れの住處にて安居物を取るべきやを知らず、佛言はく、住する日の多き處にて取るべく、二處等各半ばを取るべし。彼の比丘夏安居食をも分つ、佛言はく、分つべからず、施に隨つて食すべしと。佛が毘蘭若婆羅門の請を受け、九十日安居竟りし時のこと、佛阿難をして、安居竟りここを去るべきことを毘蘭若に告げしめ給ふ。毘蘭若は、之を請するも、九十日終に供養せざりしを思ひ、更に九十日を請うたが、佛は之を聽し給はざりしを以て、更に明日の食を受け給へと請ひ、佛之を聽し給ふ。其の日の供養竟り、佛及び僧に三衣を布施す、比丘未だ佛の夏衣を受くるの聽許なきを

以て之を辭したが、佛見て之を受くることを聽し給ふ。時に跋難陀比丘佛の夏衣を受くることを聽し給ふと聞き、春夏冬一切の時に夏衣を索め、至るところの夏安居に於て、頻りに夏衣を受く。一住處に安居し、異住處に夏安居衣を得べしと聞けば、彼の住處に往き、また他の住處に往いて、夏衣未だ分たざれば、持ち來りて汝の分を與へよと言つては、多くの衣分を得て、祇洹に入り來つた。餘の比丘見て、世尊三衣を畜ふることを聽す、此の多衣は是れ誰の衣ぞと。跋難陀其の由來を語つたので、之を佛に白す、此の時佛は、一切の時春夏冬に夏衣を求索し、安居未だ竟らざるに亦衣を乞ひ亦衣を受け、亦此の處に安居して衣分を受け已り、復た餘處に於て衣分を受くべからず、若し受くるものは、法の如く治すべしと定められた。未だ夏衣を分たざる前に、比丘出で去り、已に分衣して後に還り來り、其の夏衣を分ち竟るも、此の比丘の分を取らざりし故、比丘既に安居に居りしもの爲めに、衣を取らざることを難じたり、之を佛に問ひ奉るに、佛は分つべし、其の還るを待つか、然らずんば他人に囑授して受くべしと示された。又比丘あり、他に囑授して出で去りしも、漠然たる囑授なれば、誰も之を承諾し、分衣の時其の分を取りしものなし、比丘還り來りて之を難じた。佛は、待つべし、然らずんば、明に一人を的指して囑授すべしと示された。又一人を的指して囑授し出で行きしも、其の被囑授の比丘忘れて受けず、佛は是れ忘れしもの過なりと示された。夏安居の食を留めて去る人あり、食は留むべきではない、施に隨つて受くるものである。舍利弗、目連の般涅槃せし

時、多く可分の衣物あり、是れは現前僧の分つべきものである。之を留めて夏安居後に至りしものがある、留むべきではない、現前僧のみで分つべきである。

一比丘ありて安居し、大に僧の夏安居衣物を得たり。是れは僧は四人以上たるに、一人にして僧の衣を得たるなり。佛はかかる場合、其の比丘の有とし、餘の比丘來るも分つべからずと宣ふ。比丘可分衣物を得たるに、僧分裂して二部とならば、分ちて二分となすべし。未だ可分衣物を得ざるに二部となり、後に衣物手に入らば、之を檀越に問ひ、某甲某甲上座に與へよと言はば、其の言に隨ひ、若し知らずと言はば、二分として俱に與ふべし。已得衣と未得衣とある時は、已得衣は二分し、未得衣は檀越に問ふべし。若し比丘此の部より彼の部に轉じたらんには、已得、未得及び得未得、共に皆分を與ふべからず。また若し此の部より彼の部に往き、途にして死せば、其の衣鉢は、往かんと欲せし本人志望の部に與ふべく、彼の部に至り死せば、また同じ。若し舉せられて比丘死せんに、其の衣鉢は、共同の羯磨擧僧に與ふべし。住處の僧破して二部となる時、檀越此の二部僧を請じ、一處に飯食し、衣と縷とを布施せんには、檀越の意を問ひ、衣は誰に縷は誰に與ふべきかと聞くべし。某某上座と言はば之に隨ひ、知らずと言はば、二分すべし。夏衣は、已得、未得、若しは已得未得、皆分れて二部となりし場合、相互の人數を計へて、總べてに分與すべきである。餘部に往く、また之に準ずる。一居士あり、廣く諸處の僧に飯食を供養し、衣を布施す。佛は此の時八種施衣を説き、之を聽許し給

ふ。八種施衣は、比丘僧、比丘尼僧、二部僧、四方僧、界内僧、同羯磨僧、或は其の名字を指示して與へ、或は一人に與ふるのである。

冬月寒きを思ふるには、帽を聽し、露地に坐し、背痛を思ふるには、禪帶を作るを聽し、身瘡汗臭には、拭身巾を作り、面汗には拭面巾を作り、眼を患ふる時は、捫涙巾を作るを聽す。畢陀婆躡大貴價の疎衣を得、夏衣を作らんとて之を畜へ、佛に問ひ奉る、佛淨施し持つべしといふ。淨施には眞實淨施と展轉淨施との二種の別がある。

比丘使を遣はして、某比丘に衣を貸與せしに、使者若し借者に對する親厚意を以て之を取り、或は途中にて取り、或は彼れに至りて取る、皆不可なり。若し遣衣者に對する親厚意を以て取らば、其の托せられし時、途中、彼れに到りて、取ることは皆聽される。同じ場合に、若し所遣借與衣の比丘、即ち借衣者死せし時は、之を命過比丘衣として受くることは、總べて許されず、若し之に反して遣人借與比丘、即ち貸與比丘死せし時は、之を命過比丘衣として受くることを聽すのである。若し衣を遣はして某甲比丘に與ふとせんには、遣衣主に對する親厚意取を聽さず、所遣與衣比丘に對する親厚意取を聽す。彼の所遣衣主比丘命終すれば、取るべからず、所遣與衣比丘命終すれば、受くることを聽す。居士衣を持ち來り、僧伽藍に至りて、之を某甲比丘に與へよ、又別に此の衣は大徳に與ふといふ、然るに彼の比丘は、我れは須ひずと言つて、其の比丘の處に共に置いて去らば、之を録して、他日須

ふる時に受持することを聽すのである。

第七、藥 鍵 度

食には五種食あり、乞食して食することを聽す。飯には粳米飯、大麥飯、床米飯、粟米飯、俱跋陀羅等種種の飯がある。此の中で床は、『名義標釋』には麩とし、「音塵、稌なり。高誘曰く、關西之を麩と謂ひ、冀州之を麩牽字、律文に稌に作るあり、稷の粘なるもの、即ち稷なり、本草に云く、即ち今の高粱粟是なり」とある。俱跋陀羅は、『善見論』に稌米飯とある、『名義標釋』も此の説によつて居るが、前の床米と區別しがたいことになる。蓋し床と稌とは、自ら別なのであらう。麩、乾飯、魚、肉、之に飯を加へて五種食である。修歩、乳、酪、酪漿、吉羅羅、蔓菟、菜、佉闍尼食等皆食することとを聽す。修歩は『善見』に青豆羹なりとある。吉羅羅は竹筍とあり、筍である。蔓菟古來譯語を知らず、『標釋』も、「未だ的翻を詳にせず、應に是れ煎漿なるべし、即ち鑽酪漿、亦清酪漿といふ」とある。佉闍尼食には、根食、葷食、葉食、華食、菓食、油食、胡摩食、石密食、蒸食等がある、蒸食は『標釋』には、「炊なり、細末を以て、火氣の上に於て熟するものなり」と言つて居る。腐爛藥は盡形壽服し、病比丘盡形壽呵梨勒を服し、風を患ふれば酢麥汁を服することを聽す。淨人をして器を洗はしめ、水に麥を漬し、爛して漉器で漉して汁を飲むのである。漉器は、銅、木、竹を以て漉水筒の如く作らしむとある。水が燥いたらまた水を益し、汁が臭くなつたら覆ふのである。病

比丘が多人の前で飲んだので、屏處で飲めと制せられ、諸比丘各飲めば、衆器皆臭くなる恐れがあるから、一器を用ひて、傳へて共に飲むべく、あとは其の器を洗はずに置いてはならぬ。病比丘の粥は、完全麥、完全稻穀を熟せしめ、破漉の汁を飲ましてはいけない。病比丘は鞞醢勒、阿摩勒を服することを聽す。醫の教により、蕤羅、菓葉、大五種根藥、小五種根藥、質多羅葉、闍沙藥、娑梨娑婆藥、貳菓、帝莖、華菱椒等を服することを聽す。蕤羅は樹名である。質多羅葉は、「善見」に、外國の藥名とあるのみである。闍沙は、律文に、「根葉菓花菓、若しは堅韌の者なり」とあり、貳菓は「善見」に、「膩菓とは外國の藥、能く毒を治す、漢地有ることなし」といひ、帝莖は、「善見」に、「此れは是れ外國の藥」とあるのみ、華菱は、「標釋」に、「亦韋鉢に作り、或は華菱羅、百一羯磨に云く、華菱利は即ち蕒醬なり、舊に華菱といふは畧なり」とある。洗滌用として細末藥を用ひ、及び細末藥を作るに必要な杵臼簸箕從掃帚を畜ふことを聽す。細末藥には、塗香を加へ、瓶中に入れ、蓋をして畜へて宜しい。鹽には、明鹽、黑鹽、丸鹽、樓廣鹽、支頭神鹽、鹵鹽、灰鹽、新陀婆鹽、施盧鞞鹽、海鹽の種類がある。此等鹽のことは、甚だ明瞭でない。此の鹽類は、藥用として服することを聽さる。薩闍灰、賓那灰、波羅摩灰の灰藥あり、薩闍以下皆樹の名とある。闍婆葉には、馨牛、馨菘、婆提、婆梨陀步、梯夜婆提、薩闍婆羅の別があると

【三】 質多羅 (三三巴) (三三三) 梵

ある。皆服用を聽す所である。眼藥としては、陀婆闍那、耆羅闍那を服用し、白鬚には人血、人骨、納轉髮の燒末等を用ふるを聽す。眼痛に用ふる琉璃筥を畜用してもよい。舍利弗風を患へ、藕根を用ふとある。舍利弗の食せし殘藕を看病人に與ふ、佛看病人、病人の殘食を食ふことを聽し、又普通の殘食は、餘食法を作して食ふことを聽すのである。

象肉、馬肉、龍肉、狗肉、及び人肉を食ふことを禁ずる、人肉を食へば偷蘭遮である。佛ほしけのたま「言ことばいよく、二種の請あり受くることを聽す、請僧と別請であると。病比丘の爲めには、酥油蜜生酥石蜜の五種藥を用ふることを聽し、尙ほ時非時に關せず之を用ふることを得ることとした。病比丘五種藥を服し、肥美食を得るも食する能はず、看病人に與ふ、看病人之を受けて食するも無犯である。風を患ふる時、五種脂を服することとを聽す、罷脂、魚脂、驢脂、豬脂、(三)先守摩羅脂である。先守摩羅は、蓋し鱧魚である。

黒石蜜に鬪尼を加へたるもの、軟黒石蜜、黒石蜜漿、(三)摩滄緞、白石蜜、烏婆陀頗尼、水和甘蔗汁、甘蔗汁、及び甘蔗等々を食ひ、飲むことを聽す。鬪尼は雜物、前に既に釋した、摩滄緞は、「標釋」に、「即ち濃石蜜、甘蔗汁の煎じて稠なるものなり」とあり、烏婆陀頗尼につき、亦云く、「善見に云く、烏婆陀頗尼、頗尼とは、薄甘蔗糖なり。正法念處經に云く、甘蔗汁、器中に火煎す、彼れ初め離垢

【三】先守摩羅脂 Samsamāra-
vāsi (巴) Samuravasi (梵)
【三】摩滄緞 Aluechandi (巴)
Matsandhi (梵)

するを頗尼多と名づく、次ぎに第二煎は則ち微しく重し、名づけて巨呂といふ、第三煎は其の色則ち白し、名づけて石蜜といふ」とある。但し此等の酥油蜜等、多く之を畜へて食する能はず、腐爛せしめ、漏溢汗穢ならしむる恐れがあるので、七日以上畜ふことを禁するのである。風を思ふる時、漬麥汁、油漬麥汁、頗尼漬麥汁を飲むことを聽す。時藥、非時藥、七日藥、盡形壽藥等を互に相和して、時藥、非時藥、七日藥、盡形壽藥を作る、皆受くることを得るのである。

炮には人脂を用ひ、吐を患ふる時は、細軟の人髮を焼いて、末として飲むべしとあり、人脂人髮は、塚間に往き、人の見ざる時に取れとある。身熱を患ふるには、檜檀、其の他の沈水、畢陵紙、伽羅、雀蒙羅等の香を身に塗ることを聽すのである。蛇毒を受けるときは、刀破出血して藥を塗るべく、腐爛藥を服すべきである。腐爛藥の地に墮らしものは、器に水を盛り、之に和し灑して飲むのである。大小便虚腹下の病には刀治せず、筋又は毛繩にて急に結び、爪にて皮を斷じ取り、藥を著けるのである。灰藥を作ることに、盛灰藥器を作ることを聽す。世尊風を患へ給ふ時、醫の教により三種和藥を作る、三種和藥とは、十誦には、胡麻と秋米と大小豆とある。阿難自ら煮て奉つたのであるが、佛は此の時、自ら煮て食ふこと、界内にて宿煮食を食することを禁じ給ふ。宿といふは、食物を藏して一宿を経ること、界内經宿食で、之を内宿といふのである。煮は内煮で、界内或は伽藍中で食を煮ることである。

食ふために、故らに殺したものは食ふことはならぬ、見聞疑共に不淨肉として食ふべからず。之に反する三種の淨肉は、之を食ふことは差支がない。漿に八種あり、梨漿、閻浮漿、酸棗漿、甘蔗漿、薤菓漿、舍樓伽漿、婆樓師漿、蒲桃漿である、佛は此の八種の漿を飲むことを聽す、但し留めて明日に至ることを聽さぬ。

世尊(三) 波婆城に至り給ひし時、末信の(三) 盧夷佛に歸依し、城中の人人の供養せる食中に、唯餅の無いことを見て、特に種種の餅を作り、明日諸比丘に與へた。此の時佛は、前食に餅を受くることを聽し給うたのである。根藥には、阿漏、彌那漏、比那漏、提婆檀豆檀盧乾(三) 漏、私羅漏あり、盡形壽藥に、沙蔓那、摩訶沙蔓那、杏子仁、兜兜漏、秦敵黎、蓼あり、脚の劈破には、酥油、脂を脚に塗るがよい。是等は皆受くることを聽されたのである。塗脚には入れる瓶あり、之を覆ふ蓋あり、塗るには手によらず、塗藥篋を用ふべきである。頭痛にも、頂上に油を著けることを聽し、油には香油を用ふることも差支はないのである。除風藥としては、蒸稻穀、蒸酒糟、大麥、若しは種種の治風草、薤糠或は小便を煮るなどである。小便は銚で煮、畜ふることを聽すのである。

吐下の比丘、舍衛城中の人に粥を煮せしめしも、城門晚く開き、煮粥を得ざるに已に死んだ、佛之を聞いて、僧伽藍内に淨地を結することを聽し給うたのである。淨地は特に食物を置く爲めに結する

〔三〕 波婆(一) 〔三〕 盧夷(一) 〔三〕 秦敵黎(一) 〔三〕 兜兜漏(一)

のである。淨地には四種の別がある。即ち處分淨、檀越淨、院相不周淨、白二羯磨結である。處分淨は、伽藍を作る時、檀越或は經營人が、某處を淨地とすると云つて、決定したところである。「五分」には、新住處を作り、未だ淨屋あらず、當さに先づ某處を指して淨地と作し、食を以て中に置き、然る後僧住すべし、若し明相出を経れば成せず」とある。檀越淨は、僧の爲めに寺を造るも、未だ僧に施與しない閒である。施與せざる閒は僧物でないから、中に食を置いてあつても、更に差支がない、故に淨といふ。院相不周淨は、僧の住處の周圍で、離障、垣、牆、塼、暫欄にて圍むこと不完全で、半ば以下或は全く離障等はないのである。是れは露地であつて、儲積の出來ない所である。四は白二結であつて、是れが眞の律文に合する淨地である。若し淨地あるを疑はば、解いて後に結するのである。樹根不淨地にあり、枝葉淨地を覆ふ時は、其の枝葉は不淨、之に反して樹根淨地にあれば、不淨地を覆ふ枝葉も淨である。樹根不淨地、枝葉淨地で、其の葉自ら淨地に墮ちたならば、葉は淨である。風雨の爲め、獼猴諸鳥の爲め、不作業にして墮ちしは淨、樹根淨地にあり、葉不淨地に墮つ、また淨、胡瓜甘蔗菜等、其の根の淨地不淨地にあるに隨ひ、枝葉地を覆ふ關係は、樹に同じである。

不淨菜を食つてはならぬ、淨菜の法に五種ある、所謂五種淨法は、火淨、刀淨、瘡淨、鳥啄淨、不中種淨である。火淨は火を以て觸るること、刀淨は刀にて損壞す、瘡淨は菓上に傷のあるもの、鳥啄淨は鳥の啄傷したもの、不中種淨は、種となるに堪へぬもの、種を成せぬものである。又別に五種淨

法がある。皮剥、剥皮、腐、破、瘰癧である。皮剥は皮を少く剥ぐので、剥皮は、すべて剥皮、腐は腐敗、破は自ら破れしもので、瘰癧は、種のなりそこなひで、種の力のないものである。比丘菓を破らずして食ひ、大便し已りて子生ず、以て生種を食ふとし、之を佛に問ふ、佛言はく不犯、是れ淨なりと。自ら種子を散して菜を種う、菜を餘處に移す、自ら胡瓜甘蔗蒲桃梨栗阿梨勒鞞醯勒阿摩勒椒薑華鬘を植忍、或は移す、皆自ら食ふことを得。小沙彌淨食を捉りて水を過ぎ自ら舉するに勝へず、大比丘扶けて過ぎしむべし、岸に上ることが出来ぬ、大比丘扶くべし、沙彌小にして、淨食を上懸けること、下すことが出来ぬ、牀机蹬を安んじて上ることを聽す。酥瓶油瓶覆はざれば、淨人をして覆はしむ、淨人なければ自ら蓋を捉りて上に懸けよ、手觸れざることを要する、不淨菜は淨して食ふ、自ら淨すべからず、淨人をして淨を作さしむ、自手捉り食ひ淨を作さしむべからず、地に置いて淨を作さしむ、淨を作さば、手を洗つて受け食ふべし。蓮根菜は洗へば即ち淨、洗つて更に淨する要なし。他の淨食に觸るれば食不淨となる、觸るるものは突吉羅、病者は自ら粥を煮ることを聽す、淨人をして器を洗つて水を入れ米を入れて煮せしめ、手を洗つて受けて自ら熟せしむるのである。重ねて粥を煮るは、界内共宿界内煮とはならぬ、盡形壽樂も同じ、自煮を聽す。酥を受けんとして油を受け、油を受けんとして酥を受く、此れを受けんとし、錯つて彼れを受く、皆受を成せず。比丘忘れて、食を受けずして持つて行き、途にて憶念すれば、淨人あるを見て、地に置き、手を洗つて更に受くべき

である。飢饉にて穀價騰貴の時に、食を露處に置くに、賊持ち去る、特に界共宿食を聽す。露處に食を煮る、また賊持ち去る、特に界内煮を聽す。淨人をして煮せしむるに、分取し或は食ひ盡す、自煮を聽す。道路を行きて地上菓あるを見、淨人を求むる間に他人已に取る、斯る時は草又は葉にて覆ふべく、尙ほ人取らん恐れあらば、自ら取り、淨人を見て地に置き、手を洗つて受くるのである。然し飢饉の時は、自ら食を取ることを聽す。比丘早く起きて食を受け、之を置いて村に入り、還りて餘の比丘の邊に餘食法をなして食ふ、長老比丘村にて乞食し、一處にて食ひじり、餘食を僧伽藍に持ち還り、餘の比丘の間に餘食法をなし食ふ、斯る折は、餘食法をなさずして食ふを聽す。菓物、藥根等の水中可食物同じ。つまり飢饉の時は、特に界内共宿、界内煮、自煮、自手取食と及び受早起食、從食處持餘食來、胡桃菓等食、水中可食物は餘食法を作さずして食ふを聽すの八事である。比丘は升斗斛秤を畜ふることを聽さぬ、手にて抄量し、或は鍵錠、鉢、小鉢で量るのである。酥油蜜石蜜は、木を刻して鉢兩を作るのである。頭痛には、酥油を鼻に灌ぎ、風患には、煙筒にて煙を用ふ、瘡は熱すれば、特に刀破著藥を聽す。

第八、迦絺那衣韃度

世尊の舍衛に在せし時のことである。拘薩羅國にて安居せし衆多の比丘、十五日日暮竟り、十六日に世尊を見奉らんとて來る、雨のために衣服皆濕ひ、僧伽黎重くして疲勞を極む。佛處に至り此の

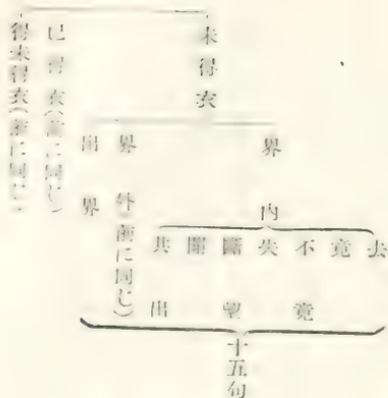
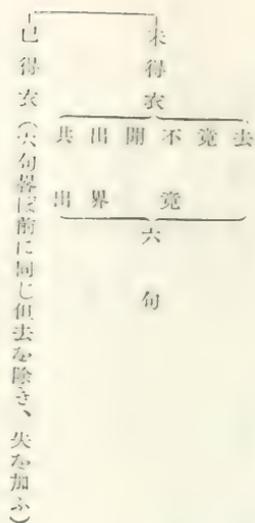
事を申したので、佛は此の時安居竟りて四事の作すべき事を定め給ふ。自恣と解界と結界と功德衣を受くべきことと是れである。五事の因縁の爲めに此の功德衣を受け、受け已つて五事の功德を生ずるのである。五事の因縁とは、長衣あり、衣を失はず、別衆食す、展轉食す、食前食後不囑比丘入聚落する是れで、受後の五事は、之に應じて、畜長衣、離衣宿、別衆食、展轉食、食前食後不囑比丘入聚落である。功德衣は、新衣、檀越施衣、糞掃衣であつて、新衣故衣新物帖は作淨し、或は洗つて後作淨する、邪命、相、激發、經宿して得てはならぬ、捨墮衣も作淨して即日來るは差支がない、應法受衣すべし、衣は四周に縁あり、五條十隔、或は五條以上も受けてよい。自ら洗染舒張輶治し、裁つて十隔とし縫ふのであつて、是れは衆僧の前にて受くべきである。但洗つたのみでは、功德衣を受くることを成じない。之に準じて但輶治、安縁、裁隔、編邊、安紐、作業、安鈎せしのみと、及び邪命得衣、諂曲得衣、相得衣、經宿得衣、捨墮不作淨不即日來、不應法受衣、四周不安縁、不在僧前受、若しは有難無僧伽梨、僧既に如法に功德衣を受くるに、彼れ界外に住して自ら衣を受く、是等は受衣を成じない。功德衣は、大色にて染め、白色を用ひ、錦にて作つてはならぬ、必ず袈裟色であるべきである。

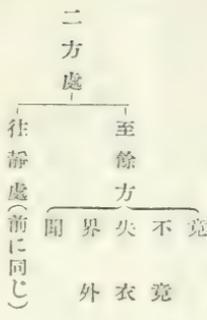
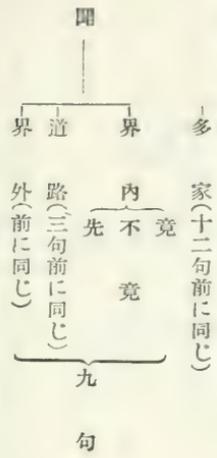
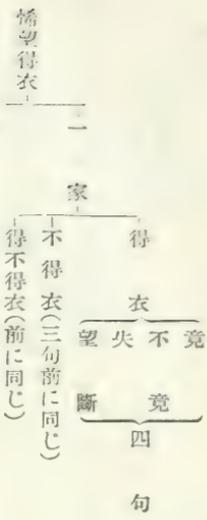
功德衣を得たならば、衆僧功德衣を受けしことを白し、特に之を得るものを差定し、羯磨を作して之を與へるのである。

功徳衣は、春夏冬一切時中受くることを得るものではない、自恣^{じし}竟^まりて之^{これ}を受けるので、受ければ五月^{ごがつ}閉^つ之^{これ}を持つのであつて、之^{これ}を衣^え時^じとし、功徳衣^{くどくえ}を受けざれば、一月^{いちがつ}閉^つを衣^え時^じとするのである。衣^え時^じ竟^まれば、功徳衣^{くどくえ}を出すので、出すは捨^すてることである。即^{すなは}ち冬^{ふゆ}四^し月^{がつ}竟^まりて、功徳衣^{くどくえ}を出すに、衆僧^{しゆそう}集^あまり、白^{びやく}を爲^なして出^いす、出^いさざれば突吉羅^{とつきら}である。功徳衣^{くどくえ}を捨^すするに八種^{はつしゆ}の因縁^{いんねん}がある、即^{すなは}ち去^さ、竟^ま、不^ふ竟^ま、失^{しつ}、斷望^{だんぼう}、聞^{もん}、出界^{しゅつがい}、共出^{きうしゅつ}である。功徳衣^{くどくえ}を受けた後^{のち}、不^ふ還^{げん}意^いを作^なして界外^{がいがい}に出^いて去^さるは去^こである。受^うけし功徳衣^{くどくえ}を受けた後^{のち}、界外^{がいがい}に出^いて作^{つく}れば、作^{つく}衣^え竟^まりて功徳衣^{くどくえ}を失^{うしな}ふ、是^これは竟^まである。功徳衣^{くどくえ}を受けし後^{のち}、界外^{がいがい}に出^いて衣^えを作^{つく}らず、衣^えを還^{かへ}さずとの念^{ねん}をなせば、前^{まへ}の功徳衣^{くどくえ}を失^{うしな}ふ、不^ふ竟^まである。同^{おな}じく界外^{がいがい}に出^いて衣^えを作^{つく}りて、其^{その}の衣^えを失^{うしな}ふ時は、功徳衣^{くどくえ}また失^{うしな}ふ、失^{しつ}である。同^{おな}じく功徳衣^{くどくえ}を受け竟^まり、界外^{がいがい}に出^いて、衣^えを得^えんことを稀望^{けぼう}の處^{ところ}あり、稀望^{けぼう}得^え衣^えの處^{ところ}に至^{いた}りて衣^えを得^えず、望^{ぼう}斷^{だん}じて功徳衣^{くどくえ}を失^{うしな}ふ、斷望^{だんぼう}である。同^{おな}じく界外^{がいがい}に出^いて去^さりて衣^えを作^{つく}り、衆僧^{しゆそう}の功徳衣^{くどくえ}を出^いすと聞^きき、失^{うしな}ふは聞^{もん}である。同^{おな}じく界外^{がいがい}に作^な衣^えし、數^{かず}は還^{かへ}意^いを作^なすも、遂^{つひ}に還^{かへ}るに及^{およ}ばず、衆僧^{しゆそう}功徳衣^{くどくえ}を出^いす時^{とき}に至^{いた}る、出界^{しゅつがい}である。同^{おな}じく界外^{がいがい}に作^な衣^えし、竟^まと不^ふ竟^まとに關^{くわん}せず、住處^{ぢゆうじょ}に還^{かへ}り、比丘^{びくう}和合^{わがく}して出^い衣^えするは共出^{きうしゅつ}である。此^この八句^{はつく}を配合^{はいがふ}すれば、二^にの六句^{ろくく}、三^のの十五句^{じふごく}、二^のの十二句^{じふにく}、三^のの九句^く、二^のの五句^{ごく}の五位^ごとなり、合^あして一百十八句^{ひやくはちじふはちく}を成^なすのである。即^{すなは}ち比丘^{びくう}功徳衣^{くどくえ}を受け竟^まり、界外^{がいがい}に出^いて不^ふ還^{げん}意^いを作^なして去^さる、未^{いま}だ衣^えを得^えずして去^さり、便^{すなは}ち功徳衣^{くどくえ}を失^{しつ}するに六句^{ろくく}ある。それ^{それ}は八事^{はつじ}の内^{うち}の失^{しつ}

衣と望斷の二を除いて、餘の六につき、皆未得衣を配するのである。八の中で、前の三と六は知りて捨したのであるし、七八の二は、衆によつて當然捨したのである。失と望斷は、捨する意志なくして捨したのであるから、之を除くのである。次の六句は、功德衣を受け、其の衣を持つて界外に出たので、之を已得衣の六句とする。これには去と望斷の二を除く、去は初めより還意のないものであるから、持ち去りて失といふことにならない。第四の失は、界外作衣でなく、界内より持ち去りて失衣するから、之を加へる。次に三の十五であるが、其の中初めは、八の中より第七をひと數へる、第七は界外失衣であつて、他の七は界の内外に通ずるからである。即ち去も界外に去ると、界内で捨衣の意志ありて捨てれば失衣である。故に七を内外に配し十四とし、第七を加へて十五である。此の十五句は未得と已得と未得已得の三に配當せられるのである。已得未得は、受くる時少許を得、餘は未だ得ざるの義と釋せらる。二の十二句とは、一家の起望に約して十二、多家の起望に約して十二である。一は得衣の望處に於て、所望衣を得ると二は得ず、非所望衣を得ると三は所望の一を得一を得ざるであつて、之に竟と不竟と、失と望斷とを配するのである。三の九句とは、界内にあつて衆僧の出家を聞く、界外に往く道路にて之を聞く、界外に至りて聞く、此の三聞の別あり、之に竟と不竟と失を配して九句をなすのである。二の五句は、比丘界外に出でて餘方に至り、若し善伴を得ば去るべし、得ざれば還るべしと思ふ。中道にて衆僧の出家を聞き、衣を作り竟りて功德衣を失ふ。不竟、失衣、

界外、間に配して五句である。比丘功德衣を受け竟り、静處に往き、清淨ならんと欲し、若し樂なれば住すべし、樂ならざれば還らんと。道中衆僧の出衣を聞く、餘は前の如し、五句あり、之を二つの五句とする。以上の一百十八句を表出する。





稀望得衣には、去と聞と界外と共出との四句がない、聞には去及び斷望、聞、界外、共界なく、二類には、去と斷望と共出とがない。稀望に缺く四句は、衣の得不得に關係がない、聞の九句は、衣の作不作に關してゐるので、去等の五句は、作不作に關係がない。二方處が、三句に關係のないことは、

言ふまでもないことである。

第九、拘唵彌健度

佛の拘唵彌に在せし時のことである。比丘の戒を犯したものがあつて、之に就いて、犯戒と判するものと、不犯戒と見るものと、ここに意見の相違を來した。そこで見犯比丘が、不見犯比丘に對し、其の犯戒であることを説明したので、遂に不見犯比丘も之に同意し、和合して共に犯戒比丘の罪を擧したのである。然るに犯戒比丘は之に服せず、此の擧罪を以て違法なりとし、非法擧は羯磨を成せずと言ひ、自ら不犯なりと主張し、其の黨を語らひ、之に贊成せる、所謂隨擧の比丘と共に、其の擧罪を認めず、ここで僧は二部に分裂し、被擧隨擧の比丘一派を成して、別に說戒羯磨を行つたのである。そこで擧罪比丘は、佛處に至りて此の事情を申した所が、佛は、癡人僧を破す、されど、二者住處を同うせざるものなれば、各別に說戒羯磨を行ひ、共に非法でなければ、共に羯磨成就すべく、いづれも不犯であると示され、二の不同住處あることを示されたのである。一は彼の比丘自ら不同住となす者で、これは比丘が破僧して朋黨を求め、別立するものである。二は僧が作法によつて不同住とするもので、是れは僧が、不見犯羯磨、不懺悔羯磨、惡見不捨羯磨を作して、不同住とするものである。隨つて同住處にもまた二種ある。一は比丘自ら同住處するもので、比丘破僧して外の善部黨を求め、之と同住するものである。二は衆僧和合して、不見、不懺悔、惡見不捨羯磨を與へしものが、後和合

して解羯磨し、同住するものである。

被舉比丘、隨舉比丘と、舉比丘とが、互に鬪誣して罵詈誶して止まない。衆多の比丘、佛處に至りて之を訴へたので、佛は、僧破して相互和合せざる時は、其の座に於て、身口に惡を出さざる處に坐せしむべし、相互和合する時は、一人を隔てて坐すべしと言はれた。而して佛は被舉比丘の處に往き、汝等罪を犯して、犯さず懺悔せずと言つてはならぬ、何となれば、餘の比丘が、長老罪を犯す見る不やと言ふ時、見ずと言つても、彼の比丘は、多聞にして、阿含を知り、持法持律にして摩夷を知る、四部の伴黨王大臣外道に至る、摩夷は持論である。故に必ず與ふるに、不見罪、不懺悔、惡見不捨羯磨を以てし、之より共に羯磨を作さず、自恣せず、同一屋に住し一處に坐し、一牀一枚にあり、前食後食することもなく、歳數の大小により、恭敬禮拜し手を執りて迎逆せず、同一羯磨同一説戒せず、斯くてまた鬪誣となり、罵詈誶するといふことになり、僧を破し、塵垢せしめ、別異に住せしむることにもなる。故に此の破僧の事の重きを思ふものは、罪あらば如法に懺悔せよ、鬪誣して罵詈誶し、誹謗し、長短を伺求せしむることを禁ずる。共に和合し同一師の下に聚まり、水乳の合するが如くにして、佛法を利益し、安樂に住せしむべしと説き給うたのである。次ぎに舉他比丘の處に至り、汝等數は他の比丘の事を舉してはならぬ、比丘若し罪を犯さば、自ら犯罪を見る不やを問ひ、見ずと言ふ時、其の罪を舉して、破僧に至ることを説くこと前に同じ、故に破僧の重きを知るものは、彼の比

丘の罪を擧すべきではない、止めよ鬪諍してはならぬ、斯く説き給うて佛は、僧伽藍に還り、僧を集めて、次ぎの如き因縁を説き給ふのである。乃往過去の世に、(三) 梵施あり、拘薩羅王(四) 長生とは、父祖以來仇視し来たつた所の者であつた。梵施王は、兵力も多く且つ勇健で、財力も富んで居たが、長生王は、遂に之に劣つて居た。梵施王は、終に長生王を伐ち、其の國土兵衆財寶の一切を奪ひ、長生王は、第一夫人と共に波羅捺に逃れ、螺髻婆羅門となりて陶師の家に住して居たのである。ここで第一夫人は姪姫をしたが、一日夫人は土地平整にして、交通四叉の道頭で、日初出の時に、四部の兵共に闘つた後の、洗刀汁を飲みたいと言ふことを言ひ出したのである。長生王は、自分の力が、斯る願ひを容るるに足らないことを説いて之を慰めたが、夫人は之を聽かず、若し願容れられなければ死ぬる外はないと言つた。王は已むを得ず、其の友人で、今は梵施王の大臣である(四) 富盧醜侈の處に至り、事情を訴へると、大臣は、來りて夫人の腹内を瞻、偏露右肩長跪執手し、拘薩羅王腹内に在りと三反稱へ、夫人に其の願ひを達せしむべしと言ひ、還りて梵施王に勸め、是の如きの呈現はる、之に就いては、清具に、平整の地回交道頭に於て、四部兵共に闘ひ、刃及を洗ふべきであると言つて、王をして之を行はしめ、其の水を長生夫人に飲ましたのである。其の結果生れた男兒を、長摩納といひ、顔貌端正であつた。王之を愛育して漸く成長したのである。

- 【一】 伽奢 スガ(巴) スガ(梵)
- 【二】 梵施 Brahmadatta(巴) 梵
- 【三】 長生 Dipati(巴)
- 【四】 富盧醜侈 Purchita(梵) 巴
- 【五】 長摩納 Dighana(巴)

其の中に、梵施王は、長生王逃匿の處を知り、之を捕へしめたが、長生は先づ長摩納を逃れしめ、自分等夫婦は、終に縛せられ殺されたのである。長摩納は、微服し來りて其の最後を見て、啼泣したのであるが、長生王は、其の子の居るのを見て、「怨みは軽重となく皆報ゆるに足るものはない、怨を以て怨に報ゆれば、互に報いて永久に怨みは絶えない、唯怨無きことによりて、怨みは除かる」と、再三繰返して、暗に其の子に遺言したのであるが、集まり來つた人人は、長生王は心狂亂し、長摩納に言ふことを獨語して居るのだと思つたのである。斯くして長生王夫婦を、右門より引き出して、斬りて七分とし、尖標頭に著けて之を梟したのである。長摩納はやがて波羅捺に還り、有らゆる學問と技術とを學び、衆中第一と稱せらるるに至つた。時に梵施主の妓女所住處に近く、調象師が住んで居た。長摩納はここに来て、調象を學んで居たが、長摩納は夜半になると、非常な美音で歌を歌ひながら、能く琴を弾じたものである。會ま梵施王が之を聞いて、之を呼び出し、御前に於て演奏せしめ、之より頗る愛せらるるに至つたのである。王の第一夫人の居住屋は、王と夫人の外に、出入を聽されてるものは、長摩納のみであつた。一日夫人所持の摩尼珠が失はれたので、長摩納に疑がかり、訊問された時に、長摩納は、其の身或は拷問に附せらるるやも計りがたい、我れは到底其の苦楚に堪へ得るものではないと考へ、直ちに自分が盗んだといふことを白狀した。其の逆類ありやと問はれると、逆類は王太子と、智慧第一の大臣と、國中第一の長者と、第一の姪女とであると答へた

ので、此等の人人は皆拘禁されたのである。波羅捺に賊あり、之を聞いて疑を懷き、長摩納の處に行き、當時其の屋に出入せしものの、夫人以外には王と我れとのみであつたことを聞き、他に何か居ないかと問ふと、獼猴が一疋居ると答へたので、賊は必ず是れであらうと察し、王の處に至り、珠を見出すべしと告げ、夫人所持の莊嚴の具を出さしめ、多くの獼猴を牽き來つて之を身に著けしめたのである。前より畜つてあつた獼猴は之を見て、自分も之を真似んとて、其の盗んだ摩尼珠を出し身に著けた、之を見て賊等は之を捕へて珠を王に還したのであつた。そこで王は、長摩納を召し、其の自ら盗めりと自白せし理由、并びに連類者に就いて質したところが、太子は之を連類とするも、王の愛念深ければ、必ず生命に關することはない。大臣の智惠あるものを引いたのは、珠を索むるに妙案あるものは、此の人の智惠に俟つと思つたからである。長者を加へたのは、遂には其の財力で、處理し得る人を見出したのである。姪女を連類とせしは、之を愛するもの多し、必ず爲めに之を償ふものあらんと思つたからであると答へたといふ。之より王の寵愛愈深くなつたのである。或時王は、四部の兵を率ゐて鹿を獵すべく出かけた、時は炎熱の時で、王は車を停め、車陰に於て、長摩納の膝を枕として眠つた。長摩納は、此の時王と父祖以來の仇敵であること、其の國は亡び其の父母は殺されたことを回想し、ここで仇を報すべき時と思ひ、劍を抜いては思ひ返し、父の「怨なきことのみ怨みを除く」の遺言を繰り返しては、劍を納めたこと三回である。王は其の都度眼を聞いては、恐ろしい

夢を見た 拘薩羅王の子長摩納我れを殺さんとする夢を見たと言つた。長摩納は、ここには唯王と我れとあるのみ、長摩納なし、安んじ給へと言つたが、三回目には、劍を抜いた時に、王は愕然眼を開き、汝我れを殺さんとするかと叫んだ。長摩納は然りと答へ、始めて長生王の子長摩納なることを名乗つたのである。梵施王は、其の土地兵衆財寶を返還すべし、生命を奪ふ莫れと言つた時、長摩納は、劍を收めて王を赦し、我れ王を殺さず、王また我れを殺す莫れと言つて、ここで父祖の怨仇の念を捨て、同一乗で波羅捺に還歸し、諸大臣を集めて問うて曰く、若し長生王子長摩納を發見したりとせば、汝等は之を如何に處せんとするやと。諸大臣皆王子殺害に關する方法を述べた。そこで王は長摩納はこれである、今より皆かかる言を吐いてはならぬ、彼れは我れの生命を活かした、我れ彼れの生命を活かしたと言ひ、やがて其の約の如く國土兵衆財寶を返還し、其の女を之に興へたと言ふのである。佛は此の話を説き終りて、手に劍を執りて、父祖の怨仇を報せんとせし長摩納すら、尙ほ能く其の怨みを捨てて和合し、和睦むこと父子と同じであるといふではないか。汝等出家道の爲めに、同一師に同一學す、水乳の合するが如くであるべきである。相罵り合ひ、誹謗し合つて、互に長短を求め、共に誣つてはならぬと制せられたのである。

拘睺彌の比丘、鬪諍止まざるにより、世尊喜ばず、衆僧及び供養人に語らず、自ら臥具を木處に著け、衣鉢を執持し、神足力を以て舍衛國に還り給うたのである。此に於て諸優婆塞等は、拘睺彌の比

丘を見ても、起迎恭敬も禮拜問訊もせぬ、語言も交へぬ、衣服飲食醫藥の供養もせぬといふことにきめた、其の他優婆夷も、國王大臣より種種の沙門外道まで、誰も共に語るものもないといふことになつたのである。そこで拘跋彌比丘等大に困却して、佛處に至りて、此の團靜を滅しなければならぬといふことになつたのである。時に舍利弗佛處に至り、拘跋彌比丘來らば如何にすべきやを問ひ奉る、佛は、二部の所説を聞き、十八事破僧に照し、如法語は之を受けて、稱譽長養して伴黨となるべしと示された。拘跋彌比丘來らば、屏處の房舍臥具を與へよ、屏處がなければ、屏處を作りて與へよ、衆僧の臥具は等しく與へよ、衣物は上座より次第に與へよ、小食に粥を與ふるには、其の座法は前に述べし如く、和合せざれば身口に慳を出さざる所に坐し、和合すれば一人の座を隔てて坐すべしとて、一一舍利弗の問ひに答へ給ふのである。次に摩訶波闍提比丘來り、また拘跋彌比丘來らば、如何にすべきと問ひ、二部所説を聞き、如法語に伴黨たるべきことを教へ給ふ。次に阿難邪抵來る、佛宣ふこと、比丘尼に答ふるに同じく、唯檀越布施は二分すべし、二部共に僧にして、金杖を破して二分と爲すが如く、二俱に金なりとの語を附加して居る。次に毘舍佉無夷羅母來る、答前に同じ、布施衣物は二分すべしと言つて、金杖の譬喻も前の如くである。斯くて拘跋彌の被擧比丘は、道路を行きて、靜處に思惟すらく、我が此の靜事は、經律論に照して檢するに、我が行爲は元來犯戒である、擧は如法である、隨つて羯磨は成就で

【四二】 阿難邪抵 Anāpīṇḍita (巴) Anāpīṇḍita (梵)

ある。斯く考へて隨舉比丘の處に行き、此の事を告げ、仍つて被舉比丘と隨舉比丘と、相伴つて擧罪比丘の處に赴き、此の事を告げ、やがて三者共に世尊の處に至り、擧罪比丘より此の事實を白したのである。此に於て世尊は諸比丘に此の事は犯であり擧は如法であり羯磨は成就してゐることを告げ、比丘若し僧に隨順して懺悔改過し、不見羯磨を解かんことを求むるならば、白四羯磨によりて之を解くべきである。また和合白を作し、更に白羯磨和合布薩を作し、これで鬪諍は終結して、衆僧和合の常態に復したわけである。

佛、優波離に告げ給ひ、犯罪人に五種の區別あることを説き給ふ。即ち

比丘罪を犯す、餘の比丘が、汝罪を犯せり見るや不やと問ふ、答へて見す

と言はば、此の比丘に語り、若し此の罪を見ば、應きに懺悔すべしと言ふ、是れ第一の犯罪人である。

前部に上に同じ、汝若し罪を見ば、僧中に懺悔すべしと言ふ、第二犯罪人である。同じく當きに此の

僧中に於て懺悔すべしと言ふ、第三犯罪人である。見ずと言はば、捨棄して問ふことを止める、さう

して斯う言ふ、汝今罪を見ず、汝が往く所の處、汝の罪を擧し、汝のために自言を爲すであらう。汝

に 阿菟婆陀を聽さず、阿菟婆陀は、僧の非時集會である。布薩自恣を聽さず、調馬師が、調御し

がたき惡馬を、所繫の杓と共に之を棄つるが如く、一切捨棄し、汝の往くところは、何處でも共に布

薩自恣を聽さぬ、是くの如き人は、求聽に従ふべからず、是くの如きは、此れ即ち是れ聽なりとあ

【四】 阿菟婆陀 Anudhamma

る、此れは是れ第四犯罪人である。若し罪を見ざれば、衆僧中に不見舉白四羯磨を作す、是れ第五犯罪人である。以上の五種犯罪に就いては、ここに『開宗記』の釋文を引いて置く。

此の五人の中、前三は實犯ありと雖、或は衆滿せず、或は僧和せざれば即ち治すべからず、治すれば破僧を成す、但慰諭して言はく、汝若し罪を見ば、當きに懺悔すべしと。後の二人は、衆滿じ和合す、要須らく治罰し、調伏せしむべし、若し其れ置いて治せずんば、衆を匡すの徳を成せず、此の初人の罪は是れ提等なり。二は是れ殘罪なれば、故に僧中に悔ゆといふ。三は乞鉢を犯す、故に此れ僧中に懺すといふ。四は是れ惡馬治法、此の人の犯罪は罪體虚ならず、衆並びに見聞す、即ち須らく治罰すべし。又僧の解を輕んじ拒むなきを以て、既に罪に伏せざれば、棄つること惡馬に同じ、直此の衆のみにあらず、餘衆亦然り、故に所住の處亦當きに汝を舉すべしといふ。此れ即ち義自言に同じく及び求聽に等し。故に求聽すべからずと言ふ、此れ即ち是れ聽なり。

と。此の釋は『禰疏』に基いて居るのであるが、求聽については、『禰疏』更に親切であるから、ついでに左に引いて置く。云く、

後の二人……初めに一の惡馬治とは、其れ此の人過を作して無慚なり、僧の解を輕んじ拒む、理容し難きにあり、衆並びに見聞す、犯すこと虚謬にあらず、自言を待たずして即ち治法を行す。……求聽すべからずとは、屏處に過を作し、若し爲めに舉し來れば、必ず須らく求聽すべし、假し自言

を得れば方に治罰を行す。此れ既に衆に對す、公作にして虚にあらす、義自言及び求聽に同じ、故に求聽すべからず、是くの如きは此れ即ち是れ聽なりといふ。

と。次に佛は、優波離の間に對し、護法匡衆の料理事人の五法を擧げて居るのである。即ち幾法ありてか、料理事人と作すべきやといふにつき、佛は五法ありて料理すべしといひ、下の如く述べて居るのである。事を作さんと欲する比丘は、此の事の實と不實とを觀察し、不實と知らば作すべきでない、實なりと知らば、此の事の有益無利益を觀察し、無利益は作すべきでない、有益と知らば、此の事の時作非時作を觀察すべきである。非時作は作すべからず。時作と知らば、更に之を作すにより、僧の和合を破することなきや否やを觀察し、よし和合を破することなきも、また伴黨あるや無きやを觀察し、無き時は作すべからずといふのである。此の中の時作非時作といふのは、衆滿じ和合し、彌彌俗人なくして法に順應する時に作すのは時作である、非時作は之に反す。

第十、瞻婆毘度

世尊の瞻婆城 伽戸國の 婆娑聚落在に在せし時のことである。ここに一人の比丘が居つて、常に衆人に接し、供給すること泉水の盡きざるが如くであつた。若し客比丘の來ることあらば、我れ必ず所須の總べてを供給するであらうと言つて、客比丘の來るを俟つて居た。そこへ衆多の客比丘が

【四七】 瞻波 Campā (巴)

【四八】 伽戸 Kāśī (巴)

【四九】 婆娑聚落 Vasatigraha (巴)

來たので、此の比丘は、言の如く、飲食等を供給したのである。後此の比丘思ふのに、我れ白衣より飲食供具を索め、洗浴を作し、粥を作りて供養す、事容易ではない、客比丘遠くより來る、當時は他の供給を要したのであるが、今や多く知識もあり、最早我が供給を要しないと、之より此の供給を止めたのである。之を見た客比丘等は、之を以て急に自己を薄遇するものとし、一致和合して此の比丘のために擧罪をしたので、比丘は、果して此の羯磨の成就するや否やを確定せん爲め、曠波の佛處に至り、其次第を佛に白したのである。其の時に佛は、汝は罪を犯しては居ない、其の擧罪は非法である、羯磨は成就しないと宣ひ、早く婆娑聚落に還り、客比丘に所須を供給せよと勸告されたのである。後に彼の客比丘がまた佛處に至つたので、無事無縁にして擧罪羯磨を行つたことにつき、之を吐責し、戒し、四羯磨四滿數の説を示し給ふのである。四羯磨とは、非法羯磨、非法別衆羯磨、非法和合羯磨、法別衆羯磨である。要は非法と別衆の二羯磨で、是れ作すべからざる所のものである。四滿數とは、詳には滿不滿の四句である。人あり、滿數を得呵すべからざる所、人あり滿數を得ず呵すべし、人あり滿數を得ず呵すべからず、人あり滿數を得呵すべし。滿數は、羯磨を行ふ僧の數に缺くるなきの謂である。此の中の第一句は、呵責羯磨、擯羯磨、依止羯磨、遮不至白衣家羯磨を作す時の如き、滿數を得たらば、呵することを得不い。第二句は、大戒を受けんと欲する人が滿數を得ざれば呵することを得る。第三句は、比丘の爲めに羯磨を作すに、滿數を得ずとて、比丘尼は呵することを得ぬ。或は式

又摩那、沙彌、沙彌尼、邊罪、犯尼、賊心受戒、壞二道、黃門、五逆、非人、畜生、二根、被擧、滅
擯、應滅擯、別住、在戒場上、神足在定、隱沒、離見聞處、所爲羯磨人等は、呵すべからざるもの
である。第四句は、若し善比丘、同一界に住し、不以神足在定、不隱沒、不離見聞處、乃至傍人に語
る、是等は滿數を得たる時でも呵することを得るのである。呵するといふのは、此の羯磨に對し、抗
議し遮することである。又一人にして一人二人三人或は僧を擧し、二人にして一人乃至僧を擧し、三人
にして一人乃至僧を擧し、僧が僧を擧してはならぬ。此等は皆非法非毘尼羯磨である。僧に四種の別
がある。四人僧と五人僧と十人僧と二十人僧と是れである。是の中で四人僧といふのは、自恣と受大
戒と出罪の三を除いた餘は、皆四人で如法羯磨を作すのである。五人僧は、中國に於ての受大戒と出
罪とを除いた餘である。十人僧は、出罪を除いた餘の一切である。二十人僧とは、一切の羯磨皆これ
で行へば如法である、況して二十人以上であれば、如何なる羯磨も行はることは言ふまでもない。
四人羯磨に於て、一人を少いて羯磨を作しても、非法非毘尼羯磨である、若し比丘尼を以て第四人に
充て、或は式又摩那沙彌沙彌尼、十三種人、被擧、滅擯、應滅擯、所爲作羯磨人等の二十一人は、第
四人に加へらるべきでない、加へれば非法非毘尼羯磨である。五人僧、十人僧、二十人僧も、之に準
じて同一理である。非法非毘尼羯磨は作すべきではない、非法別衆羯磨、非法和合羯磨、法別衆羯磨、
法相似別衆羯磨、法相似和合羯磨、作呵不止羯磨等は作してはならない。非法非毘尼羯磨とは下の如

羯磨衆多白、衆多羯磨一白、衆多羯磨二白、衆多羯磨三白、衆多羯磨衆多白、皆非法非毘尼である。
 白四羯磨に於て、不如白法の白を作し、不如三羯磨法の羯磨を作す、共に非法非毘尼である。作すべ
 きものではない。要するに以上の白二羯磨白四磨羯の二に於て、不作と非作と不如作との三に歸する
 のであつて、見易いために白二羯磨につきて、表示すれば左の如くである。

不作羯磨

- 一白不作羯磨
- 二白不作羯磨
- 三白不作羯磨
- 衆多白不作羯磨

非作白羯磨

- 一白二羯磨
- 一白三羯磨
- 一白衆多羯磨
- 二白一羯磨
- 二白二羯磨
- 二白三羯磨
- 二白衆多羯磨
- 三白一羯磨
- 三白二羯磨
- 三白三羯磨
- 三白衆多羯磨
- 衆多白一羯磨

一衆多白二羯磨
一衆多白三羯磨
衆多白衆多羯磨

不作白

一羯磨不作白
二羯磨不作白
三羯磨不作白
衆多羯磨不作白

非作羯磨白

一三羯磨一白
一三羯磨二白
一三羯磨三白
一三羯磨衆多白
一衆多羯磨一白
一衆多羯磨二白
一衆多羯磨三白
一衆多羯磨衆多白

不如作

白法不如
三作法不如

第五篇 梵 度

此の表の中で、非作白羯磨の初めに、一白一羯磨のないのは、白二の正式で、非作ではないから、一白のみは三句になつて居るのである。非作羯磨白の初めも三句であつて、第一句の一羯磨一白の缺けて居るのは、一白一羯磨ならば正式であるが、羯磨を前にし、白を後にするのは、不如白であるから、後の不如作に加へるのである。不如羯磨とは、白と羯磨と相違してゐることで、白には此の事を作すと云つて、羯磨には彼の事の爲の羯磨を作すことである。後の如法別衆の羯磨等を見るべし。白四羯磨は、此の表中で、非作白羯磨の初めに、一白一羯磨を加へ、一白三羯磨を除くのである。一白三羯磨なれば、白四の正式であるからである。最後の非作羯磨白の中の三羯磨より、一羯磨一白を除く、これは前の白二に準じて知るべきである。

無罪の比丘に對し、汝罪を犯せり見るや不やと問ひ、見ずと答へたる時、即ち舉して不見罪羯磨を作すは、非法非毘尼にして、作すべきことではない。懺悔すべき罪なきに懺悔せよといひ、應せずとて不懺悔羯磨を作す、惡見なきに惡見あり捨てよと言ひ、捨てずとて惡見不捨羯磨を作す、罪なく、懺悔なきに、罪を見ず、懺悔せずとて、舉して不見罪不懺悔羯磨を作す、罪なく惡見なきに、罪を見ず、懺悔せずとて、舉して不見罪惡見不捨羯磨を作す、懺悔なく惡見なきに懺悔せず惡見を捨てずとて、舉して不懺悔惡見不捨羯磨を作す、無罪無懺悔罪無惡見のものに對し、舉して不見罪不懺悔不捨惡見羯磨を作す、是等は皆非法非毘尼羯磨である、作すべきことではない。若し比丘の無罪なるに、

汝罪を見るや不やと問ひ、答へて見るといふ時、擧をなして不見罪羯磨を作す、また懺悔と惡見とに於ても同じ、罪と懺悔罪、罪と惡見、罪と懺悔罪と惡見とに於ても同じ、皆是れ非法毘尼羯磨である、作すべきではない。又比丘の罪あるものに對し、汝罪あり見るや不やと問ふ、答へて言ふ見ると。然も擧を作して不見罪羯磨を興ふ、懺悔罪及び惡見とに於ても同じ、罪と懺悔罪、罪と惡見、懺悔罪と惡見、罪と懺悔罪と惡見とに於ても皆同じ、是れ悉く非法毘尼である、齎るべからずとある。如法如毘尼羯磨は、上來の説くところに反し、白二羯磨は、如白法白を作し、如羯磨法羯磨を作し、白四羯磨と同じく、如白法、如三羯磨法であるべきである。罪ある比丘に對し、汝罪あり見るや不やと問ひ、答へて見ると言はば、彼れ即ち擧して不見罪羯磨を作す、之れは如法如毘尼である。懺悔、惡見皆準す。以下推して知るべきである。

非法毘尼羯磨は以上の如し、次ぎに非法別衆羯磨とは、同一住處にして、羯磨の時來らざるものがある、又與欲すべきであるのに與欲しない、現前に於て呵すべきものは便ち呵し、而かも止めずして、然かも白二、白四羯磨を作し、此の事を白して、乃ち彼の事のために羯磨を作し、白と羯磨に相違して居るのである。非法和合羯磨は、前の如く同一住處で、而も來らざるものは與欲し、現前に呵を得べきものは呵せず、白と羯磨と相違して羯磨を作すのである。法別衆羯磨は、與欲すべくして與欲せず、呵すべきものは呵して、しかも止めずに羯磨を如法に作すものである。法相似別衆羯磨とは、

與欲すべくして與欲せず、呵すべきものは呵し、しかも、前に羯磨をなし、後に白を作すものである。相似和合羯磨は、與欲すべきものは與欲し、呵すべきものも呵せず、前羯磨後白の羯磨である。

呵の成不成に就いて、比丘の爲めに羯磨を作す時、比丘尼の呵責は不成である。式叉摩那、沙彌、沙彌尼、及び十三種人、被擧、減擧乃至所爲作羯磨人は呵を成せぬ。善比丘同一界内に住し、定に在るでなく、隱没でない、離見閑處に居るでない、乃至比座に語る、是くの如き人は、呵して呵成す、是れを呵羯磨と爲すのである。

呵責羯磨を與ふべきに、之に擯羯磨を與へたり、呵責羯磨を與ふべきに依止羯磨を與へたり、或は遮不至白衣家羯磨乃至如草覆地を與へたりするが如く、相互の羯磨を誤りて、展轉相與ふるは、非法非毘尼である。呵責羯磨を與ふべきものには、則ち呵責羯磨を與へ、乃至如草覆地羯磨を與ふべきものには、如草覆地羯磨を與ふるが如法如毘尼羯磨である、是れ作すべき羯磨である。

衆僧、比丘の爲めに呵責羯磨を作したが、それは非法別衆羯磨であつた。即ち羯磨成せずとあつたので、餘の衆僧之を聞き、比丘の爲めに呵責羯磨を作したが、更にそれは非法和合羯磨であつた。斯くて漸次に、我等呵責羯磨を作すべしとて作した羯磨は、皆法別衆、法相似別衆、法相似和合衆等の、非法非毘尼の羯磨であつた。時に彼の比丘即ち諸比丘に白したので、諸比丘更に佛に白す。佛言はく、是くの如き不如法の羯磨は、一切成就せぬと。又衆僧が比丘のために非法別衆羯磨を作した時のこと

である。衆僧之を以て非法別衆羯磨だと言ふものあり、非法和合といふものもあり、法別衆、法相似別衆、法相似和合衆と言ふものあり、互に相諍ひ、羯磨成すと云ふものあり、羯磨成せずと言ふものもあつた。此の事を餘の比丘より佛に白した時、佛は、非法別衆と言ふもの、乃至法相似和合といふもの、是れ皆法語なりと答へられた。是れは皆非法なるが故、之を非法なりとすることを認めためたのである。『礪疏』に、比丘の爲めに非法別衆羯磨を作す、七人共に諍ふ、佛言はく、非法別衆と言ふ者、是れ法語なりと。五分に説くが如し、應きに二人如法語と言ふべし、謂はく非法別衆と、及び不成と言ふ者はなり。餘の五非法語も、亦應きに然るべし」とあるものは是れである。七人といふのは、五種羯磨と、成と不成である。『五分』は、非法別衆を非法とするを法語と言つたので、非法なるが故に羯磨不成とする。其の不成も又法語である、以下之に準する。故に『開示記』の文には、「此の中、唯非法別衆是れ法語、乃至法相似和合亦爾りと言ふ。此等の人は、咸非説を稱ふるを以て、故に是れ法語なり」と言ふのである。

佛また慶波離の間に對し、僧先きに羯磨を興へ、後に衆僧解を興へば、十三種人を除けば、其の解は成なり、僧先きに羯磨を作す時、十三人は驅出を成す、解羯磨成せず、是れ永拔驅出である、十三人を除けば、餘は解羯磨により、解くことを得るので、驅出は成じないのである。

第十一、呵責毘度

佛の舍衛國に在す時のことである、ここに二人の比丘ありて、一を【四六】智恵といひ、一を【四九】盧醴那と呼ぶ。性鬪諍を喜び、若し共に鬪諍するものあれば、往いて之を激勵し、自ら勉めて他に如かざること莫れ、我れ汝の伴黨とならんと言つて、鬪諍なき所に鬪諍を起さしめ、滅すべき鬪諍も爲めに滅せざらしむるのであつた。衆中之を世尊に訴ふるものがあつたので、世尊は二人の比丘を召して、之に白四の呵責羯磨を作さしめ給ふのである。此の呵責羯磨を作し竟れば、之を受けたものには、作すべからざることがある。七種の五事あり、即ち合し三十五事となるのである。第一は、【一】人に大戒を授くべからず、【二】人の依止を受くべからず、【三】沙彌を畜ふべからず、【四】僧の差を受けて比丘尼を教授すべからず、【五】若し差するも教授すべからず、第二は、【一】説戒すべからず、【二】若し僧中にて毘尼の義を問ふも答ふべからず、【三】若し衆僧差し羯磨を作すも作すべからず、【四】若し僧中に智恵者を揀集し、共に衆事を評論せんも其の例に在るを得ず、【五】若し僧差して信命を作すも作すべからず。信命は、命令をなすことである。第三に、【一】早く聚落に入るを得ず、【二】暮に逼りて還ることを得ず、【三】比丘に親近すべし、外道に親近すべからず、【四】好人比丘の教に順従すべし、【五】異語を作すべからず。第四に、【一】衆僧所犯に隨ひ、爲めに呵責羯磨を作し已らば、復た更に此の罪を犯すべからず。餘も亦犯すべからず、【二】若しは相似、【三】若しは此れより生ずる者、【四】若しは復た此れより重きものなり、【五】羯磨及び羯磨人を嫌ふべからず。第五に、【一】善比丘爲めに座を敷きて供養す、

【四六】 智恵 Panulaka (巴)

【四九】 盧醴那 Lohitaka (巴)

受くべからず。①他の洗足を受くべからず。②他の洗足を安んずるものを受くべからず。③他の草履を拭ふを受くべからず。④他の身を揩摩するを受くべからず。第六に、善比丘の①禮拜と、②合掌と、③問訊と、④迎逆と、⑤持衣鉢とを受くべからず。第七に、①善比丘を擧して憶念を作し、②自言を作すべからず。③他の事を證すべからず。④布薩自念を遮すべからず。⑤善比丘と共に誣ふべからず。以上三十五事である。

呵責羯磨を作すも、非法非毘尼にして、羯磨成就せざるものに三法あり、此の三法は九種に分たれて居る。第一の三法は、擧を作さざると、憶念を作さざると、首罪に伏せざるとである。第二は、無犯と犯不應懺悔(四重と僧殘)と罪を犯して懺悔し竟るとである。第三に、擧を作さざると、非法と別衆とである。第四に憶念を爲さざると、非法と別衆とである。第五に罪に伏せざると、非法と別衆とである。第六に、不犯と非法と別衆とである。第七に、不應懺罪を犯すと、非法と別衆とである。第八に、罪を犯し懺悔し已ると、非法と、別衆とである。第九に、不現前と非法と別衆とである。如法如毘尼にして羯磨成就する三事は、第一に、擧を作すと、憶念を作すと、自言を作すとである。第二に罪を犯すと、可懺悔罪を犯すと犯して未だ罪を懺せざるとである。第三に、擧を作すと法と和合衆とである。第四に、憶念を作すと、法と、和合とである。第五に、自言を作すと、法と、和合とである。第六に、罪を犯すと、法と、和合とである。第七に、可懺罪を犯すと、法と、和合とである。第八に、現前と、法と、和合とである。五法ありて非法非毘尼で、呵責羯磨を作しても成就せぬ。現在

に在らず、自言せず、清淨なる者である、非法、別衆とである。如法の五法は上に反し、現前に在り、
自言、清淨ならず、法、和合である。

呵責羯磨を受けし人が、衆僧の大食上、小食上、或は説法、若しくは布薩の時に於てでも、懺悔を
して、解羯磨を求むる時は、白四羯磨を作して、之を解くことを聽す。

世尊の舍衛國に在せし時のことである、(四) 鞞羅那國に、(五) 阿濕卑と (五) 富那婆娑といふ二人の比丘
が居つた。此の二人は、惡行を行じ他家を汚して居たもので、眼見耳聞の事實である。衆多の比丘が、
伽尸國より鞞羅那に行つて、此の事實を目撃して、舍衛に還り、之を佛に
白したのである。佛は此の時に、此の二比丘のために、擯羯磨を作し給う

たのである。此の擯白四羯磨を受けしものは、五法の不應作がある、大戒
を人に授くべからず、乃至善比丘と共に闘ふべからず等、上の呵責羯磨と同一である、但し説戒すべ
からずの一は除くとある。非法非毘尼と、如法如毘尼の三法五法等、皆前の呵責羯磨に同じ 被擯の
比丘は、嘆ばざるに、自ら界内に至ることが出来ない。若し好信を遣はし、懺悔の意を通じ、解を乞
はば、白四解羯磨を與ふべきである。

同(四) 世尊舍衛に在せし時、(五) 僧芻比丘、癡にして知る處なく、白衣に雜住して、相親附し佛法に
順はない。佛之がために依止羯磨を作し給ふ。依止羯磨を被りしものの、五事不應作、三法五法等皆

【四〇】 鞞羅那 Kinnari (巴)
【四一】 阿濕卑 Asaji (巴)
【四二】 富那婆娑 Punāpāsā (巴)

呵責羯磨に同一である。依止とは、他に依止して住すべきことを言ふのであるが、他とは方でもなく、國土でもなく、住處でもなく、人でもなく、安居でもない。方には方の破壊があつて人民反亂す、國土にも、國土破壊し人民散亂し、住處は人民破壊し、人は、或は破戒し破見し破威儀し、被擧、滅擧、應減擧等で、依止とするに足らぬ、安居中に智惠を得るも、安居が依止ではない、依止は語言を聽くことである。僧芻比丘、聚落に於て多聞智惠の比丘あり、能く語言するものと親厚である。即ち往いて法毘尼を學び、安居中に智惠を得、ここで此の依止羯磨を解かんことを求む、解を聽すこと、前の二羯磨に同じである。

世尊舍衛國に在せし時のことである。舍利弗と目連とが、五百の比丘等と、迦尸國より人閒に遊行し、密林中の阿摩梨園に來た。蓋多羅居士といふ人之を聞き二人に明日の請を受けんと乞ひ、二人は之を受く、質多羅は家に還り、直ちに其の準備に著手した。然るに善法比丘といふものありて、此の事を聞いて、其の居士の食物調理の處に往き、嫉妬心より憤恚して、此の飲食中に、胡麻津なきは如何と言つて、之を罵つたのである。質多羅は、長老、心に根力覺意禪定正受を懷きながら、何とて斯くの如き僞言を放つや、是くの如き美食に於て、胡麻津何の用をなすべきぞ。譬へば國中に鶏の無い所へ、商人が雌鶏を持つて來たとこそろが、雌鶏がないので、此の雌鶏は鳥と通じ、遂に卵を産み、其の卵から子が孵へつた。其の子は、

【五三】僧物・Seyyavaka (三)

【五四】質多羅・Citta (色)

【五五】善法・Sallhamma (色)

鶏にほとりでもなく鳥からすでもない、名づけて之を鳥鶏うけいと言つた、善法ぜんはふよ、心こころに根力覺意禪定こんりきかくいぜんぢやうじやうじゆ正受せいじゆを懐いだき、口くちに麁言そごんを吐はく、猶なほほ此この鳥鶏うけいに似にてると言つた。善法ぜんはふは罵詈はりせられしと思おもひ、此この地ちより去さらんとするを見み、居士こじは、我れ罵つたのではない、此この密林中みつちゆうぢゆうに住すること従來じゆうらいの如ごとくせよ、衣服臥具飲食いふくふぐいじ湯藥たうやく、我れ皆供養みぎやくやうせんと言つて之を慰なぐさめたのである。善法ぜんはふは、罵詈はりせられたにより、此この地ちを去さると語つた。何處いづこへ去さるやと問ふと、舍衛國せゑこくの世尊せそんの處ところに去さると言つた。汝佛處なんぶつしよに至いたらば、有ありのままに事實じじつを語かたれ、さうして再びふたたびここに還かへり來きたれと言つた。善法ぜんはふ佛處ぶつしよに至いたり、事實じじつを白まをすと、世尊せそんは善法ぜんはふを呵責かじやくし、之こがために遮不至白衣家しやふしびやくえけ白四羯磨びやくこんまを作なしたのである。五法ほふありて、斯かくの如ごとく白衣家びやくえけに對たいしては、遮不至白衣家羯磨しやふしびやくえけこんまを作なすべきではなない。(1)父の母を恭敬せず、(2)沙門、(3)婆羅門を敬せず、(4)持つべき所ところのものを堅持けんぢせずと是れである。遮不至白衣家羯磨しやふしびやくえけこんまを作なすべき五法ほふは、上かみに反はんして知るべし。比丘びくに十法じゆはふありて、此この遮不至白衣家羯磨成就しやふしびやくえけこんまじやうじゆするのである。一ひとに惡說あくせつして白衣の家びやくえけを罵ののし、二ふたに方便ほうべんして白衣の家びやくえけをして損滅そんめつせしむ、三さんに無利むりを作なす、四しに無住處むぢゆうしよを作なす、五ごに白衣を鬪亂とうらんせしむ、六ろくに白衣の前まへにて佛を謗ぼうす、七しちに同じく法ほふを謗ぼうす、八はちに同じく僧そうを謗ぼうす、九くに白衣の前まへにて下賤げせんの罵ののしを作なす、十じゆに如法にこほふに白衣びやくえに許ゆるして而しかも實じつならず。此この十法じゆはふの中うち、九法くほふ八法はふ乃至たぎ一法いほふにても、遮不至白衣家羯磨しやふしびやくえけこんまを與あたふべきで、之これを作なすのは、僧そうを集あつめ、擧こを作なし、憶念おくねんを作なし、已おほりて罪つみを與あたへ、白四羯磨びやくこんまを作なすのである。不應ふかうそ作な五法ほふ以下いひか、前まへに準じゆんじて知しるべし。若もし比丘びく懺悔ざんげして羯磨こんまを解とか

んとするには、白衣の處に使を差し、比丘のために懺悔するのである。即ち賈多羅居士の處へは、僧阿難を差したので、差遣のためには、自二羯磨を作すのである。此の使は、八法あるものを遣はすので、阿難に此の八法あるが故、其の任に當つたとある。八法とは、一聞く、二能善く説く、三己れ自ら解す、四能く人の意を解す、五人の語を受く、六能く憶持す、七闕失なし、八善惡の言義を解すといふのである。使は居士の家に至りて、比丘の罰せられしこと、懺悔せしことを告げるのである。若し居士が其の懺悔を受くればよし、若し受けない時は、羯磨比丘を、眼見耳不聞の處に置き、教へて法の如く懺悔せしめ、再び居士の處に來りて、懺悔して罪の除かれしことを告げて之を受けしむるのである。尚ほ受けざれば、犯罪の比丘が、居士の處に往き、自ら懺悔するのである。斯くして始めて衆僧に解羯磨を求め、之を聽するのである。

【五六】 阿利吒 Avilhana (巴)

世尊の拘陵彌に在せし時、闍陀比丘罪を犯し、餘の比丘語りて、汝罪を犯す、見るや不やと言ふ。答へて曰く見すと。世尊則ち闍陀比丘のために、舉して不見罪自四羯磨を作さしむ。五法不應作已下前に同じ。また同じく闍陀の爲めに、不懺悔自四羯磨を作さしむ、以下前の如し。次ぎに佛舍衛に在せし時、阿利吒比丘あり、惡見を生ず。佛之がために、不捨惡見羯磨を作さしむ。他は前に準じ、煩はしければ一一説かない。

第十二、人 難 度

比丘若し僧殘罪を犯し、覆藏した時は、覆藏の日に随つて覆藏羯磨を作すのである。覆藏羯磨は白四である。然るに若し覆藏を行する時、更に重ねて罪を犯す時は、佛は之がために、本日治の白四羯磨を作すことを聽し給ふのである。既に覆藏を行じ已れば、僧は六夜摩那埵を與へるのである。此の六夜摩那埵を受くるに、また白四羯磨を作すのである。六夜摩那埵が終れば、出罪白四羯磨を行ふのである。

比丘若し僧殘罪を犯し、覆藏せずして諸比丘に白す。佛は之に白四羯磨を作し、六夜摩那埵を與へしむ。摩那埵を行する中に、また重ねて罪を犯す、之には摩那埵本日治羯磨を與へるのである。摩那埵を行じ終れば、出罪羯磨を作すことを聽される。

比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し、覆藏すること一夜、或は二夜乃至十夜である時は、犯衆多僧殘罪覆藏一夜乃至十夜白四羯磨を作すのである。覆藏を行じ已れば、六夜摩那埵白四羯磨を與へ、六夜摩那埵を行するのである。六夜摩那埵を行じ竟り、出罪羯磨を與へるのである。

比丘二僧殘罪を犯し、二共に覆藏し、一罪を憶して一罪は憶してない。憶する方の罪について、覆藏の日に随つて覆藏日羯磨を與へられたが、覆藏日を行する時に、第二罪を憶したりとする。此の時は、また第二罪覆藏日に随つて、また覆藏羯磨を與へるのである。二罪覆藏上の如く、しかも一罪に就いては疑なし、一罪には疑あり、仍つて疑なき罪に就いて覆藏羯磨を受け、覆藏を行する間に、第

二罪も疑なく犯せりと知る、また一罪を識り、一罪を識らず、前に準す。比丘二僧残を犯し、二俱に覆藏し、覆藏を乞ふ時、一罪を説いて一罪を覆藏す、覆藏羯磨を受け、覆藏を行する時、第二罪に於て慚愧心生じ、諸比丘に白す、則ち第二罪覆藏の日覆藏羯磨を行ふのである、二僧残を犯し、一は憶し一は憶せざる時、之に俱に覆藏羯磨を與ふるは、非法羯磨にして羯磨成就せぬ、摩那埵を與ふべきである。此の時は、衆僧突吉羅懺を作すべきである。疑不疑、識不識の場合も同一の理である。二月覆藏して、一月を憶し、一月を憶しなかつた時は、僧は一月覆藏羯磨を作し、覆藏を行する時、二月であつたと憶したならば、第二月覆藏羯磨を與へるのである。二月について、疑不疑、識不識も同様の理で推される、覆藏を乞ふ時、覆藏一月、發露一月も之に準す。一月憶し、一月憶せず、僧兩月覆藏羯磨を與ふるは、非法である。摩那埵を與ふべし、僧は突吉羅懺を爲すべきである。疑不疑、識不識亦是くの如くである。比丘二僧残を犯し、共に覆藏し、後道を罷め、再び還りて大戒を受け、前の二罪を尙ほ覆藏して居つた時は、前の覆藏日と、後の覆藏日とに随つて、覆藏羯磨を與へ、摩那埵を與へるのである。若し道を罷め、還つて大戒を受けて、直ちに前の二罪を發露したとすれば、前の覆藏日に随つて、羯磨を與ふべきである。また二僧残を犯して覆藏せず、道を罷め、また大戒を受けて前罪を覆藏したりとせば、後の覆藏日に随つて、

憶一罪不憶一罪
一有疑一無疑
識一罪不識一罪
憶一月不憶一月
疑不疑
識不識
乞覆藏時

亂にも百句、痛惱にも百句、僧與作不見罪舉も百句、不懺悔罪も百句、惡見不捨罪も百句あるべきこと
と同理である。(1)行覆藏の比丘道を罷め、また還つて大戒を受けたならば、前日を續いて覆藏を行すべ
きである。(2)本日治を作すべき比丘、道を罷めて、また大戒を受けたならば、僧は彼の比丘の爲めに、
本日治白四羯磨を作すべきである。(3)若し比丘覆藏を行じ竟りて道を罷め、再び大戒を受けたならば、
僧は應さに彼の比丘のために、六夜摩那埵白四羯磨を作すべきである。(4)摩那埵を行じて道を罷めし比
丘、再び大戒を受けたならば、摩那埵を行じ已らざる場合は、之を續行すべきである、(5)摩那埵を行じ
竟りて道を罷め、再び大戒を受けたならば、僧は彼の比丘に出罪白四羯磨を興ふべきである。還た
沙彌となるものも此の五句あるべく、癡狂にも、心亂にも、痛惱にも、五句是くの如く、僧與不見罪
舉、不懺悔罪、惡見不捨舉羯磨各五句あることも同様である。行覆藏の比丘、中間に罪を犯し、日
數を知りて覆藏せば、僧は中間の犯罪に隨つて覆藏羯磨を興へ、竟りて本日治を興へ、竟りて摩那埵
を興へ、竟りて當さに出罪を爲すべきである。日數を知らざる場合も、數を知り數を知らず覆藏する
時も亦之に同じく、覆藏を行じ竟るもまた同じである。摩那埵を行する比丘、中間に罪を犯し、日數
を知りて覆藏せず、僧之に摩那埵を興へ、竟りて摩那埵本日治を興へ、摩那埵本日治を行じ竟りて、
出罪羯磨を興ふべきである。日數を知らずして覆藏せざる場合、日數を知り日數を知らず覆藏せず亦
同じく、摩那埵を行じ竟りて、日數を知り覆藏せざるも、日數を知らず覆藏せざるも、日數を知り日

數を知らず覆藏せざるも同じ。時に比丘あり、僧殘を犯し、日數を知り、日數を知らず、覆藏し、覆藏せず、等覆し、等覆せず、一名と多種、自性と非自性、住別異とあり、如何せんを知らず、佛言はく、僧彼の比丘に覆藏する所の日に随つて覆藏羯磨を與ふることを聽し給ふ。彼の比丘、僧中に至りて、偏露右肩、革屣を脱し、僧の足を禮し已りて、右膝地に著け、合掌して白して言はく、「大德僧聽、我れ某甲比丘僧殘を犯す、日數を知り、日數を知らず、覆藏し、覆藏せず、等覆し、等覆せず、乃至別異に住す、覆藏の日に隨ひ、僧に從つて覆藏羯磨を乞ふ、願はくは僧、我れに隨覆藏日羯磨を與へよ、慈悲の故に」と、是くの如く第二第三を説くのである。衆中より羯磨に堪能なるものを差し、「大德僧聽、此の某甲比丘僧殘の罪を犯す、日數を知り、日數を知らず、覆藏し覆藏せず、等覆し等覆せず、乃至別異に住す、彼れ覆藏の日に隨ひ、僧に從つて覆藏羯磨を乞ふ、若し僧時たらば僧忍聽せよ、僧彼の比丘に隨覆藏日羯磨を與へよ、白すること、是くの如し」と。次いで三羯磨の後、竟ること常の如くである。行覆藏の時、中間重ねて罪を犯し、日數を知りて覆藏せんには、佛彼の比丘に、前罪中間覆藏を與へ、本日治白四羯磨を與ふることを聽す。比丘僧中に至り、前罪中間重犯覆藏本日治羯磨を與へんことを乞ふの白をなして三説し、僧爲めに三羯磨を作すのである。比丘行覆藏中、第二重犯の時、また上に同じく、覆藏羯磨を與へ、竟りて六夜摩那埵白四羯磨を與ふるのである。前罪中間第二犯覆藏本日治羯磨を乞ひ、更に六夜摩那埵を乞ふの白例の如く、三羯磨また例の如くである。

時に彼の比丘摩那埵を行じ竟り、諸の比丘に白す、諸の比丘佛に白す、佛言はく、僧應さに彼の比丘に出罪白四羯磨を與ふべしと、上の如くにして應さに是くの如く出罪すべきである。若し比丘僧殘の罪を犯し、僧覆藏日羯磨を與へ、行覆藏中間に重ねて犯し、僧中間重犯覆藏本日治羯磨を與へ、行覆藏中第二犯あり、日數を知りて覆藏し僧中間重犯第二犯覆藏本日治羯磨を與ふるに非法なれば、彼の比丘覆藏を行じ竟ると謂ひ、六夜摩那埵を乞ひ、出罪を乞ふに、僧之を與ふるも皆非法である。同じ六夜摩那埵を乞ふ時、僧之に與ふるに不如法なり、摩那埵を行じ竟りて出罪羯磨を乞ふ、僧彼れに出罪を與ふ、非法である。同じく前は總べて如法であつて、出罪羯磨非法であれば、また此の人不清淨にして出罪はしないと云ふのである。以上の三句は、第二犯に於て、日數を知り覆藏せず、日數を知り覆藏し覆藏せず、日數を知らず覆藏せず、日數を知らず覆藏せず、日數を知らず覆藏し覆藏せず等の諸句に配せられ、皆各三句あるべきである。比丘僧殘を犯し、覆藏羯磨、重犯の中間重犯本日治羯磨、第二犯の中間重犯第二犯覆藏本日治羯磨、六夜摩那埵、出罪羯磨等皆如法なれば、此の比丘之を清淨無犯にして出罪を得るとするのである。此の如法羯磨は、また三句として、之を諸句に配すべきことは、前に述べしところによりて知らるるであらう。覆藏は、罪を憶するもので、罪を憶せざるものは之を覆藏とはしない。疑つて覆藏するものは覆藏ではない、疑はざるもの之を覆藏とする。知りて覆藏するものは覆藏とする。知らざるもの

は覆藏とはしない。時に比丘あり、僧殘を犯して波羅夷と謂ひ、之を覆藏した。佛はこれに突吉羅讖を作して後に摩那埵を與へよと教ふ。僧殘を犯して、波逸提乃至惡説と謂ひて覆藏せしものは、また同じである。波逸提を犯して波羅夷羅と謂ひ覆藏せしものは、突吉羅讖の後如法懺悔をするのである。波逸提を犯して、僧殘乃至惡説と謂ひ覆藏するものまた同じ。波羅提提舍尼、偷蘭遮、突吉羅、惡説皆準じて知るべきである。僧殘を犯して、僧殘と思つて覆藏した場合は、突吉羅讖を作して後、覆藏を與ふべきである。波逸提以下皆之に準ずる。比丘衆多の僧殘罪を犯し、犯數を憶せず、日數を憶せず、佛は之に向つて、清淨已來の覆藏を與へしむ。犯數を憶して日數を憶せず、また同じ。日數を憶して犯數を憶せざるは、日數に應じて覆藏を與ふべきである。疑不疑、識不識之に準ずる。若し比丘、一罪數を憶して一罪數を憶せず、或は一罪の日數を憶して一罪の日數を憶せざるは、清淨已來の覆藏を與ふべく、若し犯數を憶し、或は一罪の日數を憶し、一罪の日數を憶せざるも同じ。若し日數を憶し、或は犯數を憶し、或は犯數を憶せざるは、日を數へて覆藏を與ふべきである。疑不疑、識不識之に準ずる。比丘僧殘を犯し、數を知りて覆藏せず、六夜摩那埵を乞ふ、僧之に六夜摩那埵を與ふ、其の日の中間に於て重ねて犯し、數を知りて覆藏す、これは重ねて六夜摩那埵を行せしむるのである。若し摩那埵を行じ、一夜乃至六夜の中間に重ねて犯し、數を知りて覆藏すれば、僧此の比丘に摩那埵を與へ、已りて摩那埵本日治を與へ、摩那埵本日治を行じ已りて出罪を與ふべきである。比丘僧殘を犯し、

數を知り、覆藏せずして六夜摩那埵を乞ふ、僧之を與へんに、中間重ねて犯し、數を知らずして覆藏するは、また摩那埵を與ふる等、數を知るものと同じ。日數を知りて覆藏せず、六夜摩那埵を乞ふ、數を知り數を知らずして覆藏す、數を知らずして覆藏せず、數を知り數を知らずして覆藏せず等、皆準じて同様である。

第十三、覆藏 韃 度

佛の舍衛國に在せし時のことである。六群比丘が、自ら覆藏を行じながら、また他人に對し、更互に覆藏羯磨、本日治、摩那埵、出罪羯磨を與へたので、佛は之を聞き給ひ、自ら覆藏を行じつつ、他人に向つて、此等の覆藏や、本日治、摩那埵、出罪を與ふべからずと定められた。同時に、本日治を行する比丘、また更互に、覆藏、本日治、摩那埵、出罪を作してはならぬ、同じく自ら摩那埵を行する比丘、他のために覆藏乃至出罪を作すことを得ず、自ら出罪を作しつつ、他のために覆藏乃至出罪をなしてはならぬと言ふのである。又覆藏を行じつつ、更互に覆藏羯磨、本日治、摩那埵を作して、二十人足滿出罪羯磨を作すことは出来ない。自ら本日治、或は摩那埵、或は出罪を行じつつ、更互に覆藏乃至二十人足滿出罪を作すことの出来ないのは、同一理である。覆藏を行するものは、他に向つて大戒を授けたる、他の依止となり、沙彌を畜へ、僧差を受け、又差を受け已りて、比丘尼を教授することは出来ない。餘の比丘の能く戒を説くもののあることを知りて、しかも他の爲めに戒を説き、

僧中に於て或は毘尼を問ひ或は答へ、衆僧の羯磨を作す人數中に在り、或は僧の羯磨を受けて差して事を平斷し、衆僧の差使を受くる等のことも、覆藏を行するものは、之を作すべきではない。或は早く聚落に入り、暮に逼つて還り、或は沙門に親附せずして外道に親近し、比丘に隨順せずして異教を説く、これ皆行覆藏比丘の爲すべからざる所である。若し此の罪を犯すか、若しは相似た罪、若しはこれより生ぜし罪、若しは之より重い罪を犯して、しかも他の羯磨、及び羯磨を作す者を呵することは出来ない。清淨比丘の敷坐、洗脚、拭革履、揩摩身を受けてはならない。清淨比丘の起迎逆、禮拜、執手、恭敬、問訊、衣鉢を持つ等の禮を受けてはならない。清淨比丘を擧して、憶念、自言を作し、他の爲め證を作し、説戒を遮し、自念を遮し、清淨比丘と鬪ふ等のことを爲すべからず。清淨比丘と共に歩いて白衣の家に入り、或は他の比丘に隨つて行き、或は他の比丘を將ゐて行き、或は他の供養を受け、或は清淨比丘の剃髮を受け、或は清淨比丘の使とすることを受くることは出来ない。清淨比丘丘と共に歩いて前食後食の上に至り、前に在り行き、或は並び語りて並び行き、或は衣を反抄し、或は通肩に衣を披、或は裹頭し、或は兩肩を覆ひ、或は革履を著くることを得ぬ、今よりは必ず偏露右肩で革履を脱し、後に隨從し行くべきである。覆藏を行する比丘、其の覆藏を行することを他の比丘の知るを恐れて、食上に往かぬもの、食上に至りて坐せざるもの、請うて食を取りて食するものがある、佛は皆之を爾るべからずとして禁じ給ふ。又行覆藏の比丘は、清淨比丘の次に隨つて坐するこ

とを聴きぬ、末行にありて坐すべきである。但し之を誤りて、白衣の下に坐せし時、佛は之を禁じ、又沙彌の末座に就くべきでもないとし、大比丘の末行に坐すべしと命じ給ふ。清淨比丘と經行處に行くに、清淨比丘は下經行處に在り、已れは高行處に在り、或は前にありて行き、或は並び語り、或は並び行き、衣を反抄し、通肩に衣を披、或は裏頭し、兩肩を覆ひ、草屨を著くる事は出来ない、偏露右肩にして草屨を脱し、後へに在りて行くべきである。行覆藏の比丘竟に思ふ、恐らくは餘の比丘、我が覆藏を行することを知らんと、乃ち正道を行かず、或は後へにありて行く、皆宜しくない。清淨比丘と共に、一牀一板に一坐することは出来ない、長牀板ならば、間に隔斷を作りて坐することを聽す、然らざれば餘牀を取りて後へに坐すべきである。小食大食上にありては、掃灑し、坐を敷き、水瓶洗瓶を具し、盛殘食器を具し、清淨比丘の爲めに、坐を敷き、乃至洗足器物、拭足巾、盛水器を具し、清淨比丘來らば、應さに出でて遠く迎へ、爲めに衣鉢を持つべく、若し鉢牀鉢支あらば、其の上に安置すべきである。若し僧伽梨が頭上肩上にあらば、應さに取りて之を看、垢穢の汗れなきや不やをしらべて、若し汗れがあれば、却すべきものは却し、洗ふべきものは洗ひ、洗ひ已れば繩牀木牀上に曬して、之を輿へるのである。清淨比丘には、洗足器、拭足巾、盛水器を輿へ、草屨を拭うて左面に置いて、泥水をして汗しては居ないか不やを見、若し泥水の汗れがあれば、移して之を置くべきである。清淨比丘足を洗ひばらば、石と水器を除去して本處に置き、手を洗ひ、清淨比丘に食を

與へるのである。清淨比丘の食する時は、畧漿、蔓菟、苦酒、鹽菜、皆其の所須を供給すべきである。若し熱い時は之を扇ぐべく、水を須ふと言はば水を與へよ、時の過ぐることを恐るる場合は、俱に食してもよろしい。清淨比丘の食已らば、鉢を取り、手を洗はしむべく、若し自ら食し已りて、殘食あらば、人或は非人に與へ、或は無蟲水中、或は無草處に置き、食器は洗つて本處に還復し、食堂を掃灑して糞土を除却するのである。然るに其の用ひし鉢に、其の糞掃を盛りて棄てたる比丘があつたので、佛は之を禁じ給ひ、瓮、澡盤、掃帚を用ひよと宣ひ、鉢は淨潔にして畜ふべしと命じ給ふのである。若し僧洗浴する時は、行覆藏の比丘は、其處に行いて洗浴するや否やを問ふのである。若し洗浴すべしと答ふる時は、先づ浴室に塵穢なきや否やを看、若し塵穢ある時は、掃ふべきは之を掃ひ、水灑すべきは灑ぎ、薪を取る必要があれば取り、之を割るべきは割り、然火すべきは然火し、薪を加ふる要あれば之を著け、清淨比丘の爲めに、洗浴瓶、浴牀、刮汗刀、若しは水器、泥器、樹皮、細末薬、泥を具し、上座に問ひ已りて然火するのである。若し清淨比丘が、病或は老羸であれば、扶けて浴室に伴ふべく、行くこと能はざるものは、繩牀木牀衣を以て昇いて浴室の所まで來るのである。浴室では、清淨比丘の爲めに、其の衣を取りて、衣架上或は龍牙杙に安著し、若し油あれば、之を身に塗るのである。油器は、之を龍牙杙上若しくは壁上に懸けよとある。清淨比丘病み或は老羸の爲め、扶けて浴室中に入らば、之に繩牀木牀浴瓶刮汗刀水器泥器を與へ、樹皮細末薬泥を與へ

よ、若し煙が眼を熏する時は、煙の來らぬ様障を安んずべく、若し頭熱し背熱する時は、覆を爲すべきである。若し自ら洗浴せんとして浴室に入らんとせば、應に清淨比丘に白すべく、若し之を白さんとせんに、却つて清淨比丘の心を亂して之を嫌ふ様な場合は、直ちに浴室に入り、清淨比丘の後に在りて、其の身を揩摩するのである。浴室では、必ず清淨比丘の後へに住すべく、餘の比丘の身を揩摩するも、他の比丘の揩摩を受くることは出来ない。清淨比丘の洗浴已らば、後に自ら浴するのである。清淨比丘老いたるは、扶けて浴室を出づべく、病者には、繩牀木牀を以て、昇いて浴室を出づべきである。浴室を出たならば、清淨比丘のため座を敷き洗脚器拭巾を與へて、洗脚せしめ、革履を與へ、なほ其の衣を取りて舒看抖擻し、蛇蝎其の他の毒蟲なきことをしらべて授與すべきである。若し眼藥丸香あらば與ふべく、若し甜蒲桃漿蜜石室あらば、手を洗つて受けて、清淨比丘に授與せよとある。若し清淨比丘、老病等で氣力乏しき者は、繩牀木牀衣を以て、昇いて房に還り、先づ清淨比丘の房内に入れて臥具若しくは氈を敷き、手にて捫摸して看、清淨比丘を扶けて臥さしめ、禮體衣を内に著けて、上を覆うて、房を出づる時は戸を閉づるのである。それより浴室の中に至りて看、若し繩牀木牀あり、若しくは浴瓶、刮汗刀、水器、泥器、樹皮、細末藥、泥等あれば、それは皆本處に還復すべく、浴室を洗ひ、不淨水を出し、火を滅し、之を覆ひ、戸を閉ぢ、脱すべきは脱し、擧すべきは擧するのである。清淨比丘に對しては、日に三時之を見、作すべきは一切如法に之を作し、若

し清淨比丘が作せと言はば、違逆してはならない、違逆すれば法によつて治すべし。行覆藏の比丘、布薩の日に至れば、應さに布薩處を掃灑し、坐を敷き、水瓶、洗脚瓶、燃燈具、舍羅を具すべきである。布薩終れば、牀座、水瓶、洗脚瓶、舍羅を還復して本處に置くのである。行覆藏の比丘、上好房中に住し、餘の客比丘住處なかりし時、諸比丘之を佛に白せしかば、佛は、覆藏を行する比丘は、上好房中に在りて住してはならぬ。小房中に在つて住することを聽すと定められた。客比丘來りて、行覆藏の比丘を遣はして房を出でしめしに、佛は遣はすべからず去るべからず、唯「大德、我曹三人共に宿することを得ず」と言ふことを聽すと言はれた。行覆藏の比丘は、衆僧の衣物次に隨つて取る、坐處も亦次に隨つて取るべきである。行覆藏の比丘は、更互に使と作ることを聽される、また更互に相恭敬し迎逆し執手し問訊することを得るとせられ、また僧伽藍人及び沙彌を使ふことを得、僧伽藍人沙彌の禮拜迎逆執手問訊を受くることを得るのである。行覆藏の比丘、清淨比丘に向ひ、行覆藏の事を白すべきである。それは布薩の日に於て、僧中に至りて偏露右肩にして革屣を脱し、右膝地に著け、是くの如く白すのである。

我れ某甲比丘、僧殘の罪を犯し、覆藏の日に隨つて、僧に從つて覆藏羯磨を乞ふ、僧已に我れに隨覆藏日羯磨を與ふ、我れ某甲已に若干日を行じ、餘若干日の在るあり、大德に白して、我が覆藏を行することを知らしむ。

と。若し大衆が集まり難いとか、若しは行くを欲しないと、若し彼の人軟弱にして羞愧多いといふ時は、清淨比丘の所に至りて、「大徳上座、われ今日教勅を捨てて作さず」と白すべく、若し作さんと欲する時は、「我れ今日教勅する所に随つて、當きに作すべし」と白すのである。行覆藏の比丘、若し餘處に至り、餘の比丘を見たならば必ず白すべきである。若し白さざれば、一夜を失ひて突吉羅罪を得る。但し此處より特に餘處に至りて、一之を白すは、疲極堪へ得る所ではない、因縁ありて往きし時には白すのである。また客比丘の來りし時、之に白さざれば一夜を失ひ、突吉羅罪を得、但し道路に至り、一疾行の客比丘を見出して、之に白すべきではない、僧伽藍内に於て、徐行の者に對して之を白すのである。若し病ある時は、信を遣はして白すべし、白さざれば一夜を失ひ、吉罪である。行覆藏の比丘、二三人共に一屋に宿してはならぬ、宿すれば一夜を失ひ吉罪を得る。また無比丘の處に住することは出來ぬ、若し住すれば一夜を失ひ吉罪である。半月半月説戒の時に白さざれば一夜を失ひ、吉罪である。故に失夜に八事ある。(一)餘寺に往いて白さず、(二)客比丘ありて來るに白さず、(三)緣事ありて外に出でて白さず、(四)寺内徐行の者に白さず、(五)病んで信を遣はして白さず、(六)二三人共に一屋に宿す、(七)無比丘の處にありて住す、(八)半月半月説戒の時に白さず、是れを八事失夜と言ふのである。半月半月説戒の時の白は、其の言前に擧げし如くである。摩那埵を行する比丘も、上と同様の諸事を行ふので、此の行摩那埵の比丘は、常に僧中に在りて日に白すべきである。偏露右肩脫革屣右膝著

地合掌して白す。

大徳僧聽け、我れ某甲比丘僧殘の罪を犯して覆藏せず、僧に從つて六夜摩那埵を乞ふ、我れ某甲比丘、已に若干日を行じ、未だ若干日を行せず、諸の大徳僧に白して、我が摩那埵を行することを知らしむ。

と。

第十四、遮 難 度

佛の舍衛國に在せし時のことである、六群比丘が、佛の諸の比丘に、互に相教へ相受語し合ふことを教へ給ふにより、清淨無罪の比丘を舉せしに、佛は之を禁じ、清淨無罪の比丘を舉してはならぬ、今より後は、之を舉せんとする時は、先づ比丘に向つて、尋問せんとすることの承諾を受くべし、即ち先づ語りて知らしめ、求聽せよと命じ給うたのである。然るに六群比丘は、また先づ自己に向つて求聽せし清淨比丘に向ひ、却つて逆に清淨比丘に求聽した、そこで佛は、内に五法なきものは求聽することはならぬと定め給ふ、五法といふのは、時を知りて非時を以てせぬこと、眞實にして不實を以てせぬこと、利益のためにして損滅の意を以てせぬこと、柔軟にして麤獷を以てせぬこと、慈心を以てして瞋恚を以てせぬことである。然るに六群には五法なし、餘の比丘五法ありて、六群に向ひ求聽せしに、六群之に聽を與へざりしかば、佛は、五法ありて求聽するものには、必ず聽を與ふべしと命

じ給うたのである。また六群は、他に何つて求聴し、而かも其のまま去つてしまひ、また他に聴を許し、しかもまた去つてしまつた、佛は之を爾るべからずと宣ひ、かかる場合は、自言せよと聴し給ふ。然るに六群は、他に求聴して自言せしめて去り、また自己も自言して去つた、佛は之を爾るべからずと禁じ給ふ。佛は遮説戒に就いて、如法遮説戒の別あることを示し給ふ。非法と如法とに、各一二三四五六七八九十ありと説く、一非法とは、無根作を遮するのである。一如法とは、有根作を遮するのである。二非法とは、無根作不作、二如法とは、有根作不作、三非法とは、無根破戒破見破威儀、三如法とは、有根破戒破見破威儀、四非法とは、無根破戒破見破威儀と無根邪命、四如法とは、有根破戒破見破威儀と有根邪命、五非法とは、無根波羅夷僧殘波逸提波羅提提舍尼と無根突吉羅、五如法は、有根波羅夷乃至突吉羅を遮するのである。六非法は、無根破戒作不作、破見作不作、破威儀作不作、六如法は、有根破戒作不作以下上に同じ。七非法は、無根波羅夷僧殘波逸提波羅提提舍尼偷蘭遮吉羅惡説、七如法は、有根の七前に同じ。八非法は、無根破戒作不作、破見、破威儀、邪命の作不作、八如法は、有根の八上の如し。九非法は、無根破戒、若しは作、若しは作不作、破見、破威儀、破威儀また同じ。九如法は、有根上に同じ。十非法は、非波羅夷、波羅夷説中に入らず、非捨戒、捨戒説中に入らず、如法僧要に随ふ、如法僧要に随つて違逆せず、如法僧要違逆説中に入らず、破戒不見不聞不疑、破見不見不聞不疑、破威儀不見不聞不疑である。十如法は上に反して、波羅夷、波羅夷説

中に入る、捨戒、捨戒說中に入る、如法僧要違犯、如法僧要呵責、如法僧要呵說中に入る、破戒、破見、破威の三各見聞疑是れである。第一の波羅夷を犯すを遮するといふのは、比丘其の相貌を見て波羅夷を犯すことを知り、若しは比丘の波羅夷を犯すことを聞き、見聞疑を以て布薩の時に、偏露右肩右膝地に著け、合掌して是くの如きの言を作す、「此の某甲比丘波羅夷を犯す、衆僧此の比丘の前に在りて説戒すべからず、今此の比丘の説戒を遮し、遮説戒を成す」と。波羅說中に入ると言ふのは、遮説戒の時、衆僧に八難事あり、王難、賊難、火難、水難、病難、人難、非人難、惡蟲難である。此の八難の爲めに遮戒決定しなかつた場合に、更に此の比丘此の見聞疑を以て、彼此の住處に於て説戒の際、此の言を作すのである。某甲比丘波羅夷說中に入り、此の事未だ決定せず、今應之に決定すべし、此の比丘の前に説戒すべからず、今此の比丘の説戒を遮し、遮説戒を成す」と。以下之に準じて釋せらるべきである。若し比丘他を舉せんと欲する者は、内に五法あることを要する、五法は時を以てして非時を以てせず等、前の求聽に同じである。若し五法なくして他を舉した時には、餘の比丘其の被舉の比丘に向ひ、汝を舉す、非を以てして時を以てせず、瞋恨を起すこと莫れと。不實、損減、麤獷、瞋恚また同じ。不實にして他を舉するものも五事を以て呵責すべし、汝他を舉するに非時にして時を以てせず、慙愧すべしと。他の四事之に同じ。此の呵責により、再び不實を以て清淨比丘を舉せざらしめ、呵責じりて法の如く治するのである。眞實に舉せらるる比丘に對しては、また五事を以て呵責

すべく、汝を擧す、時を得非時を以てせず、瞋恨を生ずること莫れと、四事之に準ず。呵責じり法の如く治するのである。又眞實に他を擧する者は、五事を以て讚美する、他を擧するに時を得非時を以てせず、悔恨を生ずること莫れと、以下同じ。是れ後に他を擧するものをして眞實に他を擧せしめんがため獎勵するのである。遮説戒の比丘上座の前に至り、我れ某甲比丘の説戒を遮せんと欲す、願はくば聽されよと言はんに、上座は、汝内に五法ありやと問ふのである。無しと言はば遮せしむべきではない、有りと言はば五法とは何ぞやと問ひ、語の能はざれば遮せしめてはならぬ、若し能く五法を語らば、汝中に中座に問ふや不やと言ひ、若し未だ問はずと言はば問はしむべきである。中座比丘の前に至りて、問答また上座の時と同じく、遮説戒を請ひ、五法の有無、五法を問ふ、斯くて汝中に上座に問ふや不やと質し、未だ問はずと言はば問はしむべく、已に問ふと言はば、更に下座に問ふや不やと言ひ、未だしと言はば下座に問はしむるのである。下座比丘の前に至りて問答前に同じく、上座中座に問ひ已ると言はば、汝彼の比丘に問ふや不やと言ひ、未だ問はずと言はば、彼の遮せんとする比丘の所に至りて問はしむるのである。そこで此の比丘は、彼の比丘の所に至り、我れ長老の説戒を遮せんと欲す、願はくは聽されよと。以下問答また前に同じく、斯くて被遮比丘自ら、我が此の事比丘の伴を得るや不やを観察し、若し伴を得ざる時は、遮する莫れと言ふべく、伴を得れば、時に從ふべしと答ふるのである。異住處あり、布薩の時比丘ありて僧殘を犯す、佛は此の時衆僧之に波利婆沙

を與へ、本日治を與へ、摩那埵を與へ、さうして出罪を與ふべきことを命じ給ふ。比丘波逸提を犯せしに、或比丘は波逸提を犯すと言ひ、或比丘は波羅提舍尼を犯すと言ふ、此の時現に波逸提を犯すを見たる比丘あらば、此の比丘彼の比丘を將ゐて眼見不聞處に至り、教へて如法に懺悔せしめ、それから説戒することが出来る。比丘偷蘭遮を犯せし時、或は偷蘭遮を犯すと言ひ、或は波羅夷を犯すと言ふ、偷蘭遮を犯すといふ比丘は、多聞にして阿舍を學し、法と律と摩夷とを持ち、比丘比丘尼優婆塞優婆夷國王大臣種種の外道沙門婆羅門等の伴黨がある。然るに波羅夷を犯すと言ふ方も、また之と同様の事情にあるとすると、若し今日説戒すれば、僧をして聞誦し、誹謗し、僧を破壊せしめ、僧を塵垢せしめ、僧を別異に住せしむることとなり、破僧の大事を見ることとなるのであるから、此の日は説戒してはならない。佛遮説戒を聽し給ふことを聞きし六群比丘は、清淨比丘の説戒を遮したので、佛之を制し給ひ、かかる時は、遮説戒も遮を成せぬ、無根は、作も不作も無根有餘の作不作、無根無餘の作不作、皆遮を成じない、有根のみ遮を成すと示し給ふ。若し五種説戒（説戒韃度を見よ）に、未だ説戒せざるに遮説戒するも遮を成じない、若し説戒竟りて遮説戒するも遮を成じない、若し説戒の時に遮説戒すれば遮を成する。若し遮説戒の比丘が、身口に不清淨を行じ、邪命にして癡、口言ふこと能はざるもので、方便を知らず問答を解せずと言ふものであつたならば、餘の比丘應さに語りて、長老止めよ、此の鬪誦を作すべからずと言つて、之を止めて説戒すべきである。遮説戒の比丘、

身行は清淨でも、口行不清淨、邪命、癡、言ふ能はず、方便を知らず、問答を解せざるもの、身口清淨なるも、邪命以下上に同じきもの、また同様である。身行清淨、口行清淨、不邪命、智慧あり、能く言ひ、方便を知り、能く問答す、斯くの如き遮説戒の比丘ならば、餘の比丘は之に向つて、何の爲めの遮説戒ぞ、破戒か破見か破威儀かと問ふべきである。若し破戒と言はば、如何なる破戒ぞと問ひ、波羅夷、或は僧殘、或は偷蘭遮と言はば、これは破戒である。破見は六十二見であり、破威儀は波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅、惡説である。次ぎに見聞疑の何れぞと問ひ、見と言はば、見處を問ひ、其の兇せし罪の何をか波羅夷とし、僧殘とし、乃至惡説とするやを質すのである。若し見たのではない聞くと言はば、如何なることを誰人より聞くかと問ひ、其の所犯の罪は、波羅夷か、乃至惡説かと問ふのである。若し聞いたのではない、疑ふのであると言はば、何事が疑はしい、如何に疑はしい、誰より疑はしいと聞きしかと質し、如何なる罪を犯せしと疑ふか、波羅夷か乃至遮説かと問ふのである。遮説戒の比丘が、答ふること能はずして、智慧持戒の比丘を歡喜せしむることが出来ない場合は、波羅夷を遮すれば、僧殘を與へ已りて説戒し、僧殘を遮すれば波逸提、波逸提を遮すれば、偷蘭を以て懺悔せしめ已りて説戒するのである。遮説戒の比丘が能く答へ、智慧持戒の比丘をして満足させた場合は、波羅夷を以て遮すれば滅摺を與へ已りて説戒し、僧殘は覆藏を與へ已りて説戒し、若しは本日治、摩訶尸、出罪、已りて説戒するのである。若し波逸提を以て遮すれば、如法懺悔已りて説

戒し、若し餘事を以て遮すれば、同じく如法懺悔已りて説戒するのである。時に異處説戒あり、時に病比丘が病比丘の説戒を遮せり、此の時諸比丘佛に白せしに、佛は病差えて後如法に説くべきで、病比丘を遮することは出来ぬと言はれた。病比丘が不病比丘を遮することも同様で、無病比丘が病比丘を遮する時もまた同じ、皆病氣平癒の上で、如法に説くべしとある、此く止め置いて後に説戒するのである。時に異處にて、衆多比丘説戒の日に、比丘等鬪諍を喜びて罵詈訾し、共に相誹謗し、口に利劍を出し、此に來りて説戒せんと欲すと聞く、佛は此の場合二三種布薩を作せと説示されて居る。即ち十五日の説戒は、繰り上げて十四日に作し、十四日の説戒は十三日に作し、若し今日來ると聞かば、疾疾に一處に集まりて布薩し、若し已に界内に至ると聞かば、界外に出でて布薩し、若し已に僧伽藍に入ると聞かば、浴室を掃除し、浴牀浴瓶刮汗刀水器泥器樹皮細末藥泥を具し、上座に問うて燃火し、彼の客比丘入浴の間に、一一浴室中より界外に出でて説戒するのである。(前の繰り上げが二種、後の三が三種である)。若し客比丘が舊比丘を喚び、共に説戒せんと言はば、舊比丘は答へて、我曹は既に説戒し已ると答へるのである。舊比丘説戒已りし以上は、客比丘遮説戒するも遮は成就しない。但し客比丘説戒の時に、舊比丘の遮説戒は遮を成する。若し以上の如く順序よく、客比丘と説戒することなくして終るを得ばよきも、然る能はざる場合は、却説戒日を白するのである。それは、「大德僧聽、僧今説戒せず、黒月に至りて當きに説戒すべし、白すること是くの如し」といふので、説戒繰り

下げである。若し客比丘が之を聞いて、次ぎの黒月まで待つて居て去らないといふ様なことがあつたならば、更にまた説戒を延期するのである。之を第二却説戒と言ふのである。即ち「大徳僧聴け、僧今説戒せば、白月に至りて當さに説戒すべし」と言ふのである。それでもなほ客比丘が、其の白月まで待つて去らない時には、舊比丘は當さに如法に、強く客比丘と問答すべし」とあるから、共に説戒すること能はざる所以を、論明して之を却けるものである。

第十五、破僧躑度

世尊王舎城に在りて、因縁あり衆僧集會の時に、提婆達多が、坐より起ちて舍羅を行じ、「諸の長老、此の五事は、是れ法である毘尼である佛の教ふる所であると認むるものは籌を捉れ」と言つた時、五百の新學無智の比丘等皆籌を捉つたのである。其の時に阿難は、此の五事の非法非毘尼佛の所教に非ずと言つたところが、坐中六十長老の比丘が、我曹必ずしも佛による要もなく、衆僧にたよる理由もない、別に自ら羯磨を作すべきであると言つて、提婆を促して伽耶山中に去り、教團を別立したのである。比丘等此の事を佛に白したので、佛は、此の癡人僧を破す、八非正法あり、纏縛覆障して善心を消滅す、提婆達多非道に趣き、泥梨の中に在ること一劫にして救はず。何等をか八とする。利、無利、畏、不喜、恭敬、不恭敬、惡智識、樂惡友であつて、是くの如き八非正法あり、纏縛覆障して善心を消滅す」とある、此の時提婆が主張した五法は、一乞食、二糞掃衣、三露坐、四不食酥鹽、五不

食魚肉である。佛は、提婆達多を以て、毛髮許の善法もなし、人の屎中に没する如く、手の著け様がないと言つて居る。舍利弗、目連の二人伽耶山に往く、比丘等此の二人も、提婆の下に去りしものと誤解せしが、二人は伽耶山に於て、提婆の眠れるに乗じ、弟子等を教化し、伴つて佛處に還つたのである。佛此の時、過去に於ても此の事ありしよしを説き、ここに本生譚を述べ給ふのである。舍利弗、目連は、提婆と去りし五百の弟子をつれて佛前に到り、偷蘭遮懺悔を作さしめ、斯くて提婆の佛をまねて、苦惱を受くる、過去本生譚を述べ給ふのである。

優波離佛に問ひ奉るに、云何んが僧を破する、幾人にて僧を破すると。佛答へ給はく、妄語と相似語との二事を以て僧を破する。また方法としては、羯磨と舍羅との二によるのである。一人乃至三人にては破僧は行はれない、唯僧を塵垢せしむるに過ぎない、四人若しは其の以上にて、始めて破僧と言はる、破僧の者の受くる報は、泥犁中一劫閉の受苦であり、破僧後も、和合して動かないものは、梵天に於て一劫受樂である。

第十六、滅誣躄度

迦留陀夷が六群比丘と、阿夷羅跋提河に浴した時、誤つて六群の衣を著けて去つた。六群後に岸に上り、迦留陀夷の衣の存するを見、彼れ六群の衣を偷むものとなし、即ち滅擯羯磨を作したのである。迦留陀夷之を佛に白したので、佛は全く誤つたので、迦留陀夷の盗意なきを見、其の不注意を誡めた

に止めて不犯とし、常人不現前の處で行つた羯磨は總べて無效とし、若し之を行へば突吉羅と定められた、是れが現前毘尼滅諍を結せられし最初である。苾芻羅摩子重罪を犯さざるに、諸比丘重罪を犯すと云つて、難詰して止まない。佛乃ち苾芻羅摩子に犯罪を憶念するやと問ふに、全く憶念せずといふ。佛仍つて苾芻羅摩子のために、自問憶念羯磨を爲さしめ給うたのである。即ち憶念せざるものの無罪なることを決する法であつて、是れ憶念毘尼滅諍を結する最初である。難提比丘は、時時顛狂發作のあり、無自覺にして罪を犯し、平靜に歸すれば常人で、其の犯罪の自覺がない。しかも數は他の比丘の難詰を受けるので、佛は之がために不礙毘尼自問羯磨を作すことを聽し給うたのである。是れも憶念なき行爲の不犯なることを證するもので、不礙毘尼滅諍を結せしは、之を初めとするのである。世尊の 鷲婆城の 亮 伽 渠池邊に於て、十五日布薩をなし、最後の夜に、初夜已に過ぎて明相出づるも説戒がない、日連は衆中に不清淨の者れども、默然として應じ給はぬ。中夜後夜過ぎて明相出づるも説戒がない、日連は衆中に不清淨の者居ることを知り、觀察して其の人を知り、牽いて門外に出でしめた。時に釋尊は、日連の行爲を非難し、彼れをして罪に伏せしめ、然る後に罪を與ふべく、自ら罪に伏せざるに、罪を與ふべきではないと訓せられた。是れは自言治滅諍を結せし最初である。舍衛の比丘、相爭ひし時、佛多人知法の者を用ひよと示し給ふ、これは多數の人の意見を用ふるの義である。是れが用多人語滅諍法を結する最

【六〇】 鷲婆城 (Jhūṭṭhī) 亮 伽 渠池邊 (Sāḷvatthī) に於て、十五日布薩 (Pācāyama) をなし、最後の夜 (Uttarāyana) に、初夜已 (Pūjā) に過ぎて明相出づるも説戒 (Dhamma) が無い、日連 (Sāmaṇera) は衆中に不清淨 (Aśuddha) の者れども、默然 (Mānasa) として應じ給はぬ。中夜後夜 (Madhyāhna) 過ぎて明相出づるも説戒 (Dhamma) が無い、日連 (Sāmaṇera) は衆中に不清淨 (Aśuddha) の者居ることを知り、觀察 (Anāyama) して其の人 (Pāpaka) を知り、牽いて門外 (Mānasa) に出でしめた。時に釋尊 (Gotama) は、日連 (Sāmaṇera) の行爲 (Kamma) を非難 (Anāyama) し、彼れ (Sāmaṇera) をして罪 (Pāpa) に伏せしめ、然る後 (Pācāyama) に罪 (Pāpa) を與ふべく、自ら (Sāmaṇera) 罪 (Pāpa) に伏せざるに、罪 (Pāpa) を與ふべきではないと訓せられた。是れは自言治滅諍 (Sāmaṇera) を結せし最初 (Pūjā) である。舍衛 (Sāvatthī) の比丘 (Bhikkhu)、相爭 (Sāmaṇera) ひし時 (Sāmaṇera)、佛 (Gotama) 多人知法 (Sāmaṇera) の者を用ひよと示し給ふ、これは多數 (Sāmaṇera) の人の意見 (Sāmaṇera) を用ふるの義 (Sāmaṇera) である。是れが用多人語滅諍法 (Sāmaṇera) を結する最

初である。比丘象力びくどうりき論議ろんぎを熹よろこび、能よく外道げだうと論ろんじたのであるが、愈いよいよ固こつ詰つめられると、前後ぜんごの言相ごんさう違ちがひして、一致いちじを缺かくものが多く、之これを僧中そうちゆうで問とはれても、同じおなじ様に前後顛倒ぜんごてんたうの言ごを吐ついた。之こがたの
外道げだうは、比丘びくは妄語まうごをなして恬然恥てんぜんちおすとの非難ひなんを受けただのである。世尊せそん之こを呵責かさくし給たまひ、罪處所ざいじよしょ
白四羯磨びやくしけまを作なさしめたのである。罪處所ざいじよしょは、前まへに違ちがへし寃罪相みやんざいさうと同一どうである。是これは事實じじつを推問すまらんして、
罪相ざいさうの明白めいひやくなることを證しやうするものである。之こを罪處所滅罪法ざいじよしょめつざいぽうを結けつする最初さいしよとする。舍衛せゑいの比丘等びくどうらう互たがひに
相諍あひまをそうて、和合わがふを缺かいた時とき、佛ぼつは草くさの覆おほふが如ごとく、此この諍まをを滅めつすべしと言いはれたのが、如草覆地滅諍ごとくくさおほぢめつまを
法の起原きげんとある。各自各自自己じこの非ひを反省はんせいして、互たがひに相懺悔あひさんげし合あふふことを、草くさの伏ふして地ちを覆おほふに喻たとへた
のである。

佛ぼつはよく、諍まをには四種ししゆある、言諍ごんじやう、寃諍みやんじやう、犯諍はんじやう、事諍じじやうである。法非法ほふふを諍まをひ、毘尼非毘尼びにひびにを諍まをふ等
は言諍ごんじやうである。比丘びくの罪つみを推寃すひみやくして、破戒破見破威儀はか、はげんはゑいにつき、見聞疑けんもんぎを諍まをふのは、寃諍みやんじやうである。波羅
夷ひ乃至惡說やくせつの犯罪ざいみに就ついて、其この犯否はんひを諍まをふのは犯諍はんじやうである。事諍じじやうは上三種かみさんしゆの諍まをひについての、羯磨作
法事ほふじにつき、成不成じやうふじやうを諍まをふのは事諍じじやうである。此この四諍しじやうの起おこる生因しやういんを根こんとし、言諍ごんじやうは貪恚癡どんじんちと無貪無恚
無癡むぢと僧そうと界かいと人と六諍ろくじやうと十八破僧事はそんじとを根こんとし、言諍ごんじやう根こんと呼よぶのである。六諍じちゆうは、「中阿含ちゆうあかん」の瞋惱しんなん、
不語結ふごけつ、慳嫉けんしつ、諂誑てんじやう、無慚愧むざんけい、惡欲邪あくよくじやとあるものである。十八事は、法ほふ、非法みほふ、律りつ、非律ひりつ、犯はん、不犯ふはん、
輕きやう、重じゆう、有殘うざん、無殘むざん、龜惡きそあく、非龜惡ひそあく、常所行じやうしゆじやう、非常所行みじやうしゆじやう、制せい、非制ひせい、說せつ、非說ひせつで、此この中ちゆうの龜

惡は憍蘭遮で、常所行は、「十誦」に、「常所行事とは、若しは白一、白二、白四羯磨、布薩、
 自恣、十四人を立つて羯磨なり」とある。三不善心三善心は内心に約して根とし、僧、界、人は事に
 約し、六諍は因に約し、十八破僧事は法に約して根とするのである。覓諍根は、三不善心乃至僧界
 人上と同じく、三舉事と 六犯所起を加ふ。犯諍根は、貪恚癡僧界人三
 舉事、六犯所起である。事諍根は、三善不善心、僧界人である。此の四諍
 には、各善不善無記の三種の別がある。是れは善心を以て諍ふのと、不善
 心、或は無記心にて諍ふのとの別である。言諍に就いてまた七句ある。即
 ち言言諍の二句、言有り即ち言諍、言あり言諍にあらず。言諍言、即ち言
 諍あり是れ言。言諍の二句、言あり即ち是れ諍、言あり諍にあらず。諍言
 の二句、諍あり即ち是れ言、諍あり言にあらず。以上四句の七句である。覓
 諍以下皆七句あり、故に二十八句を成すのである。言即言諍は、十八事を
 諍ふのである。言非言諍は、親子兄弟等の相語るが如きである。言諍即言は、十八事を諍ふのである。
 言即諍は前に同じ。言不諍とは、親子兄弟姉妹等相語るのである。諍即言は十八事を諍ふので、諍非
 言は、言諍以外の餘の諍事之に屬するわけである。覓、覓諍、覓諍覓、諍覓等以下の三諍は推知す
 べきである。若し一比丘が、二比丘の現前に在りて、好く教語を言ひ、若し非法非毘尼非佛所教を擧げ、

【六】六犯所起は、律文六十卷
 の毘尼者一に出て居るのて、
 「或は犯あり、身に由りて起り
 心口に非ず、或は犯あり、口
 に起り、身心を以てせず、或
 は犯あり、身口より起り心な
 りてせず、或は犯あり、身心
 より起りて口にあらず、或は
 犯あり、口心に起りて身にあ
 らず、或は犯あり、身口心よ
 り起る」とある。

さうして是れは法、是れは毘尼、是れは佛の所教なれば、受行すべきである。是くの如くにすれば誣事は滅することを得る、是れは非法滅誣である、非法相似現前毘尼であると云ひ、一比丘が、二比丘の爲め、三比丘の爲め、僧のためにも同じく斯く言ひ、或は二比丘が、一比丘二比丘三比丘僧の爲めに斯く言ひ、一比丘二比丘三比丘僧の爲めに斯く言ひ、僧が一比丘二比丘三比丘僧の爲めに斯く言ふ。若し一比丘、一比丘の前に在りて、好く教語を言ひ、法の如く毘尼の如く佛の所教の如くし、此れは是れ法、是れは毘尼、是れは佛の所教である。汝受けて忍可せよと言ふ、是くの如くすれば誣滅することを得、是れを如法滅誣現前毘尼とするのである。此の中、法現前とは、所持の法を以て滅誣することである。毘尼現前とは、所持の毘尼を以て滅誣することである。人現前とは、言議往返するものである。若し比丘、誣事滅し已れるに、若し更に發起する者は波逸提である。若し後來の比丘、若しくは新受戒の者は初誣である、而も更に發起する時は波逸提である。是等のことを、一比丘、また二比丘三比丘僧の爲め、二比丘、一比丘二比丘三比丘僧の爲め、三比丘、一比丘二比丘三比丘僧の爲めにする是くの如くである。僧が一比丘の爲めに、好く教語を言ひ、乃至是れ佛の所教、是れを受け是れを忍せよ、若し是くの如くすれば誣事滅すと、是れを如法滅誣現前毘尼とする。僧には、法現前、毘尼現前、人現前、僧現前、界現前がある。僧現前は、同羯磨和合して一處に集まり、來らざる者は囑授し、現前に在る呵すべき者呵せざる者は是れである。界現前は、界内の羯磨制限を作すもので

ある。若し一旦諍事滅して、更に發起する者は波逸提、後來の比丘、新受戒の者は初諍、而も更に發起すれば波逸提、與欲し已りて、後に悔ゆる者は波逸提である。僧、二比丘、三比丘の爲のにするも同じ。阿難佛に問ふ、言諍は幾滅を以て滅する。佛言はく二滅を以て滅す、現前毘尼を用多人語である。阿難又問ふ、言諍に唯現前一滅を以てして、多人語を用ひざる者ありやと。佛言はく有り、一比丘、一比丘の前に於て、法の如く毘尼の如く佛の所教の如くにして、是れは法、是れは毘尼、之れは佛の所教なり、是れを受け是れを忍せよと言つて、これで諍事を滅することが出来る、是れ一滅を以て滅して多人語を用ひざるものであると。二比丘、三比丘、僧に對し、また二比丘、三比丘、僧が諍ひを滅する、理皆同じ。諍比丘が、僧の滅諍を忍可せず、異住處に好衆僧好上座智惠人ありと聞き、彼の住處に往かんとし、若し途中にて如法如毘尼如佛所教に滅諍せば、是れまた一滅を以て滅し、現前毘尼にして多人語を用ひすと云ふべきである。彼諍比丘道路に於て滅諍せず、彼の僧中の上座智惠人の處に至り、其の諍事の起原、僧の滅諍を忍可せざりし次第を説き、其の滅諍を請ふ時彼の僧は、諍比丘若し下座なれば、小しく出てよ、我等自ら共に此の事を評すべしと言つて、如法如毘尼如佛所教に、此の事を決するのである。若し上座なれば、其の前に於ける評斷は、却つて諍を増長せしむる恐れもあるので、席を避けて餘處に集まり、共に此の事を評斷するのである。評斷には、僧今諸の智惠の者を集めて、共に別に事を評斷すべし」の「一白の後にするので、評斷の比丘は、下の十法を具

することを要する、一に持戒具足、二に多聞、三に二部の毘尼を誦すること極めて利、四に廣く其の義を解す、五に善巧の言語、辭辯了了にして問答に堪へ彼れをして歡喜せしむ、六に若し諍事起れば能く滅す、七に不愛、八に不悲、九に不怖、十に不癡である。若し斷事の比丘の中に戒を誦せざる者、戒毘尼を知らずして、正義を捨て非法語を作すものがあれば、一白の上之を遣出するのである。正義を捨て、少許の文を説くものも同じ。正義を捨て、言辭を以て方めて強説するものも同じ。若し比丘座中に、戒と毘尼とを誦し、正義に順じ如法に説くものあらば、之を佐助せよ、さうして前の僧の滅諍が、如法如毘尼如佛所教でなければ、此の僧に於て、如法如毘尼如佛所教に諍事を滅すべく、若し前の滅諍が、如法如毘尼如佛所教であれば、此の僧之を忍可して、諍比丘に此の事を告ぐべきである。是れも現前の一滅を以て諍事を滅したものである。諍比丘また之に満足せず、他の衆多比丘持法持律持摩夷の處に赴かんとし、途中にて諍を滅すれば、是れ一滅を以て滅するものである。途中にて滅諍せず、彼の處に至り滅諍を請ふ、總べて第二に同じ、斯くて下座は俱に語りて評し、上座は別處に評決し、第二僧の滅諍を忍可し、之によりて滅諍すれば、これまた一滅現前で、多人語を用ひないものである。

舍衛國の比丘に諍事ありし時、舍衛の僧如法に滅諍せしに之を忍可せず、衆多の比丘、二比丘、一比丘の滅諍者之を忍可しない。時に佛は諍比丘を呵し給ひ、多人語を用ひて此の諍ひを滅すべく、舍

羅を行ずることを聴し給うたのである。白二羯磨にて行舍羅人を差すのであるが、五法あるものは差して舍羅を行せしむることが出来ない。五法とは、愛あり、恚あり、怖あり、癡あり、己れ行するや行せざるやを知らず、是れである。舍羅を行するには三種の別がある、一は顯露、二は覆藏、三には就耳語である。顯露と言ふのは、衆中に非法の比丘多きも、上座は智人で、持法持毘尼持摩夷の人であるから、顯露に舍羅を行すべしと。又此の諍事に就いて、如法語のもの多きや、非法語の者多きやは知らざるも、上座は皆如法語であるから、顯露を行すべしと。又此の諍事には法語の人多し、顯露に舍羅を行すべしと。舍羅には破と完との二種を作り、是くの如き語を作すものは不破舍羅を捉れ、是くの如き語を作すものは破舍羅を捉れと。斯くて如法語の比丘多ければ、白を作して諍事滅すと云ふのである。若し如法語の比丘少ければ、禮を作し已りて起つて去り、信を遣はして、其の事を告げ、能く往いて彼れに至らしめ、彼れに如法語の比丘多ければ、諍事滅し功德多しと言はしむるので、此の淨比丘聞いて應さに往くべきである。若し往かずして如法に治して諍事滅すれば、言諍二滅を以て滅すと言ふべきで、現前と多人語である。現前には法毘尼人界僧上の如し、多人語は持法持毘尼持摩夷である、如法滅後の發趣は波逸提とすること上の如くである。覆藏行舍羅は、行舍羅人が、此の諍事は如法比丘多し、而も和尚阿闍梨は不如法である、顯露に舍羅を行せば、諸比丘、和尚阿闍梨に隨つて舍羅を捉らんと念じ、こゝで覆藏に舍羅を行するのである。又下の如く念するも同じ、此の諍事

如法の比丘多し、しかも衆中の上座標首の智人は、持法持毘尼持摩夷なるも、非法に住して居る、故に顯露にすれば、諸比丘、非法の上座標首の智人に倣つて舍羅を捉るならん。耳語行舍羅とは、如法の比丘多きも、衆中の上座智人標首の比丘は、非法に住して、持法持毘尼持摩夷であると念じた時、耳語して舍羅を行するのである。それは舍羅を行する時、希に坐間に身小の比丘を坐せしめて、汝の和尚、同和尚、阿闍梨、同阿闍梨、親厚智識は已に舍羅を捉れり、汝も當さに舍羅を捉るべし、慈愍の故にと耳語して、舍羅を捉らしむるのである。舍羅を捉るに、十不如法あり、舍羅を捉ることを解せず、之れは此の諍事に於て、是法非法乃至説不説を知らず、決了せざるが故舍羅を捉ることが出来ないのである。(一)善伴と共に舍羅を捉らず、是れは多聞にして持法持毘尼持摩夷の者よ、伴の是法非法乃至説不説に一致しないのである。(二)非法の者をして多からしめんと欲し舍羅を捉る、(三)非法比丘の多きを知りて舍羅を捉る。是れは非法の伴を誘ふ意である。(四)衆僧をして破せしめんと欲するが故に舍羅を捉る。(五)衆僧の破すべきを知るが故に舍羅を捉る。(六)非法舍羅を捉る。非法は、白二白四羯磨に、白異羯磨異なるものである。(七)別衆舍羅を捉る。小犯を以ての故に舍羅を捉る。是れは犯罪を念じたり、故意でなく犯したり、或は發心して作す等のことで、しかも舍羅を捉るのである。(八)所見の如くならずして舍羅を捉る、異見異忍にして舍羅を捉るのである。また五種の平當人といふことがある、身作口作を一とし、身に相を現せずして口に言教を説くものである、口不作身作を二とす、口に言教を説か

す身に相を現する、身不作口不作が三である。身作口作が四である。不愛不恚不怖不癡が五である。中に於て第五を最も尊貴とする。

阿難佛に問ふ、免證は幾滅を以て滅する。佛告げ給はく、四滅を以て滅す、現前毘尼、憶念毘尼、不癡毘尼、罪處所毘尼であると。阿難また問ふ、免證は二滅を以て滅し、不癡毘尼と罪處所毘尼とによ

らざるものありやと。佛言はく有りやと。何者か是れぞ、若し比丘重罪波羅夷僧殘偷蘭遮を犯さざるに、

諸の比丘犯すと言ひ、而も諸の比丘、汝之を犯すことを憶する不やと言ふ、我れ憶せず、長老、

數は難詰して我れに問ふこと莫れと。而も彼の比丘故らに難詰して止まず、僧應に此の比丘に、白

四羯摩憶念毘尼を與ふべきである。三非法與憶念毘尼がある。一は比丘重罪波羅夷僧殘偷蘭遮を犯し、

諸の比丘の難詰に遇ひ、我れ犯すことを憶せず、數は我れを難詰する莫れと言ひ、なほ難詰止まざ

る時、彼の僧に憶念毘尼を乞ふ、若し與ふれば非法である。二は比丘重罪を犯し、諸比丘の難詰に遇

ひ、我れ小罪を犯すことを憶す、當に如法に懺悔すべし、長老數は我れに詰問する莫れといひ、

僧に憶念毘尼を乞ふ、若し與ふれば非法である。三には我れ小罪を犯すことを憶す、已に如法に懺悔

せりと言ひ、なほ難詰に遇ひて憶念毘尼を乞ふのである、若し與ふれば非法とする。又憶念毘尼を與

ふるに五不如法ある。現前せず、自言せず、清淨ならず、非法、別衆である、之に反するものは、五

如法與憶念毘尼である。即ち現前、自言、清淨、法、和合である。若し是くの如くにして、諍事滅す

るならば、是れ^こ免^み諍^{やくじやう}、現前^{げんぜん}、憶念^{おくねん}の二滅^{めつ}を以て滅^{めつ}するものである。阿難^{あなん}問^とふ、免^み諍^{やくじやう}に現前^{げんぜん}不^ふ癡^ちの二滅^{めつ}を以てして、憶念^{おくねん}と罪處所^{ざいじよしょ}によりぬものありやと。佛^{ほとけ}言^{いは}はく有り^ありと。何者^{なにもの}か是^これぞ。比丘^{びく}あり、癡狂^{ちきやう}心亂^{しんらん}にして多く衆罪^{しゆざい}を犯^なし、後^{のち}に還^{かへ}つて心^{しん}を得^え、諸^{しよ}の比丘^{びく}皆^{みな}言^いふ、重罪波羅夷僧殘^{ぢゆうざいばらゐしやうぜんざん}偷蘭遮^{とらんしや}を犯^なすと。即^{すなは}ち問^とふ、汝^{なんぢ}重要^{ぢゆうやう}を犯^なすことを憶^{おく}するやと。答^{こた}ふ憶^{おく}せず、我^{われ}癡狂心亂^{ちきやうしんらん}の爲^{ため}に衆罪^{しゆざい}を犯^なす、故作^{こさ}に非^あらず、長老^{ちやうらう}數^たば難詰^{なんきつ}する莫^なれと。諸比丘^{しよびく}難詰^{なんきつ}して止^やまぬ、佛^{ほとけ}乃^{すなは}ち僧^{そう}に、此^この比丘^{びく}の爲^{ため}に、白四羯磨^{はくしやく}不^ふ癡^ち毘尼^{びに}を與^{あた}ふことを聽^{ゆる}し給^{たま}ふ。三非法^{さんひぼう}の與^よ不^ふ癡^ち毘尼^{びに}がある。一^{いち}は詐^{いつは}りて癡^ちと作りて重罪^{ぢゆうざい}を犯^なし、憶^{おく}せず故作^{こさ}にあらざると言^いつて、僧^{そう}に不^ふ癡^ち毘尼^{びに}を乞^こふもの、二^にに我^{われ}衆罪^{しゆざい}を犯^なすことを憶^{おく}す、人^{ひと}の夢中^{むちゆう}の所作^{しよさ}の如^{ごと}しといひ、三^{さん}は我^{われ}衆罪^{しゆざい}を犯^なすことを憶^{おく}す、高山^{かうざん}より地^ちに墮^おちて、少片物^{せうぺんぶつ}を捉^とるが如^{ごと}くであると言^いふ、之^{これ}に與^{あた}ふれば非法^{ひぼう}である。五非法^{ごひぼう}與^よ不^ふ癡^ち毘尼^{びに}、五如法^{ごにほふよ}與^よ不^ふ癡^ち毘尼^{びに}あり、上^{かみ}に舉^あげし所に同一^{どうい}である。是^かくの如^{ごと}くにして諍事滅^{じやうじのめつ}すれば、現前^{げんぜん}と不^ふ癡^ちの二滅^{めつ}を以て滅^{めつ}するものである。免^み諍^{やくじやう}に現前^{げんぜん}と罪處所^{ざいじよしょ}を以てして、憶念^{おくねん}と不^ふ癡^ちを用^{もち}ひざるものがある。比丘^{びく}論議^{ろんぎ}を好^{この}み、外道^{げだう}の切難^{せつなん}に遭^あつて、前後^{ぜんご}の言語^{ごんご}相違^{さうゐ}す、僧衆^{そうじゆう}中に於^おいて問^とはれて、また前後^{ぜんご}相違^{さうゐ}し、衆中^{しゆうちゆう}に妄語^{まうご}した、此^この時^{とき}には白四羯磨^{はくしやく}して罪處所^{ざいじよしょ}毘尼^{びに}を與^{あた}ふべきである。三非法^{さんひぼう}與^よ處所^{じよしょ}毘尼^{びに}がある、舉^あげを作^なさず、憶念^{おくねん}を作^なさず、自言^{じごん}を作^なさず、是^これである。又^{また}三^{さん}あり、無犯^{むはん}、犯^なすも懺罪^{ざんざい}すべからず、罪^{つみ}を犯^なし已^やつて懺^{ざん}す、復^{また}三^{さん}あり、不^ふ舉^こと非法^{ひぼう}と別衆^{べつしゆ}、不^ふ作^な憶念^{おくねん}と非法^{ひぼう}と別衆^{べつしゆ}、不^ふ作^な自言^{じごん}と非法^{ひぼう}と別衆^{べつしゆ}、不^ふ犯^なと非法^{ひぼう}と別衆^{べつしゆ}、犯^な不可^{ふか}懺罪^{ざんざい}と

非法と別衆、犯罪已懺と非法と別衆、不現前と非法と別衆とである。以上に反するものは、三如法與
 罪處所である、又五非法與罪處所がある、不現前、不作自言、不清淨、非法、別衆である。之に反す
 るものは五如法罪處所である。若し是くの如くにして諍事滅すれば、是れ免諍の現前、罪處所二滅を
 以て滅するものである。阿難問ふ、犯淨は幾滅を以て滅する。佛告けたまはく、三滅を以て滅す、現
 前毘尼と自言治と草覆地とであると。阿難また犯淨に、現前と自言治の二滅を以て滅するありやと。
 佛有りと答ふ。何者か是れであるか。若し比丘罪を犯し、一比丘の前にて懺せんと欲し、清淨比丘の
 處に至り、偏露右肩、若し上座ならば禮足して右膝地に著け、合掌して罪名罪種を説き、長老一心に
 念す、我が某甲比丘某甲の罪を犯す、今長老に隨つて懺悔す、敢て覆藏せず、懺悔すれば則ち安樂な
 り、懺悔せざれば安樂ならず、犯すことを憶念して發露す、知つて覆藏せず、長老我が清淨戒身を憶
 し、清淨布薩を具足せしめたまへ、是くの如く第二第三説く、彼れ應さに語つて、自ら汝が心を以て、
 厭離を生ずべしと言ふ、爾りと答ふ、斯くして諍事滅すれば、是れ現前、自言治の二滅を以て滅する
 ものである。是の中の現前は、法現前は前に同じ、人現前は懺悔を受くるものである。若し二比丘の
 邊にて懺悔する時は、受懺者先づ第二比丘に問ふ、若し長老我れに某甲比丘の懺を受くることを聽さ
 ば、我れ當さに受くべしと。第三比丘爾るべしと言ふ、餘は前に同じである。三比丘の邊に懺悔せん
 とするも、準じて知るべし。僧中にて懺悔せんとするには、僧中に往き、偏露右肩脫革屣、僧足を禮

し已りて右膝地に著け、合掌して白をなすこと三説、受懺者また一白の後懺を受くる。是れは同じく
 現前、自言治二滅の滅である。現前と草覆地の二滅の滅諍は、若し比丘諍事あり、此の中の比丘、多
 く衆罪を犯して沙門の法でない、言に齊限なく、出入行來威儀に順せず、比丘思へらく、斯くては
 罪をして愈深重ならしめんと、即ち諸の比丘に向つて、第一衆中の者諸の比丘に向つて此の事
 を述べ、第二衆中よりまた起つて此の事を言ひ、即ち如草覆地懺悔白をなし、「大徳僧聽け、若し僧時
 到らば僧忍聽せよ、僧今此の諍事、草覆地懺悔を作す、白すること是くの如し」と。さうして二衆中
 より各起ちて、「諸の長老、我が今此の諸の諍事、已に犯すの罪、重罪遮不至白衣家羯磨を除い
 て、若し諸の長老聽さば、諸の長老及び己れの爲めに、草覆地懺悔を作す」と白し、斯くて諍事滅
 すれば、是れ現前と草覆地と二滅を以て滅諍するものである。阿難問ふ、事諍は幾滅を以て滅する。佛
 言はく、一切滅を以て滅する。長老饒波離座より起ち、自言治は一切如法なりやと問ふ、佛言はく一
 切如法ではないと。比丘波羅夷を犯さず、擧を作さず憶念を作さずして、自ら波羅夷を犯すと云ふ、
 故に諸の比丘波羅夷罪治を與ふ、是れは非法自言治である。波羅夷を犯さず、僧殘を犯すと云ふ、
 僧殘治を與ふ、非法自言治である。乃至自言惡説も亦同じ。僧殘を犯さず僧殘を犯すと云ふ、僧殘
 法治を與ふ、僧殘を犯さず、波逸提乃至惡説を犯すと云ふ、理皆同じ。波逸提を犯さず、自ら波羅
 夷乃至惡説を犯すと云ふ、波逸提提舍尼を犯さず、自ら波羅夷乃至惡説を犯すと云ふ、偷蘭遮乃至惡

説、突吉羅乃至惡説、惡説を犯さず波羅夷を犯すといひ、乃至惡説に至る皆之に準じて推知すべきである。比丘波羅夷を犯さず、擧を作し憶念を作し、自ら波羅夷を犯すと言ふ、波羅法治を作す、是れ非法作自言治である。波羅夷、僧殘、波逸提、波羅提提舍尼、偷蘭遮、突吉羅、惡説の七句に配すること前に同じ。波羅夷を犯して、擧を作さず憶念を作さず、自ら僧殘を犯すと言ひ、僧殘治を作す、非法自言治である。乃至惡説を犯すと言ふ、同じ。僧殘を犯して、波羅夷乃至惡説を犯すと自言す、同じ。波羅夷を犯し、擧を作し憶念を作して、自ら僧殘を犯すと言ひ、乃至惡説に至るまで、互に句を作ること前に準ずる。如法自言治は上に反し、波羅夷を犯し、擧を作さず憶念を作さず、自ら波羅夷を犯すと言ふ、又擧を作し憶念を作し、自ら波羅夷を犯すと言ふ、波羅夷治を作す、僧殘以下之に準ず、是れ如法自言治である。一比丘不淨行を犯したれば体道せんと言ふ、優波離聞いて問ふ、誰と不淨を行する、曰く故二。故二來るや汝往けりや。來らず往かず夢中に於て犯すと。優波離曰く、汝突吉羅をも犯しては居ないと。

第十七、比丘尼韃度

佛釋迦の尼拘律園に在せし時のことである。摩訶波闍波提が、五百の舍夷女人と同じく居り、佛所に至りて出家を乞うたのであるが、佛は、女人佛法の中に出家すれば、佛法の世に存すること久しき能はずと宣ひ、之を許可せられなかつたのである。後佛祇洹精舍に在せし時、瞿曇彌はまた五百女

人と、門外に立ちて、脚を破り塵土を身に被り、流涕して居たのである。阿難世尊の所に至らんとし、之を見出して其の故を問ひ、女人等出家の望の切なることを知り、之を世尊に白し、世尊を養育せし波闍波提の恩を説き、其の望を達せしめられんことを請うたのである。其の時阿難は、佛に向ひ、女人も佛道の中に於て出家受戒し、初果乃至阿羅漢果を得べきやを問ひ奉りしに、佛は得べしと答へ給ふ。此に於て阿難はさらば女人の出家受戒を聽し給へと申したので、佛は此の時に、八盡形不可過法を制し、能く之を行するならば聽すべしと宣ひ、ここで波闍波提以下の五百女人は、之を行すべきを誓ひ、始めて比丘尼といふものが聽許せられたといふのである。八不可過法とは下の如くである。

一、百歳の比丘尼と雖、新受戒の比丘尼を見れば、起つて迎逆禮拜し、淨座を敷いて請うて坐せしむべきこと。二、比丘を罵詈してはならない、呵責してはならない、誹謗して破戒破見破威儀と言うてはならぬ。三、比丘尼は、比尼の爲めに罪を擧し、憶念、自言、他の免罪を遮し、說戒を遮し、自恣を遮することは出来ぬ。比丘尼は比丘を呵することは出来ぬが、比丘は比丘尼を呵することを得る。四、式叉摩那は、學戒已れば、比丘僧に隨ひて大戒を受くべきである。五、比丘尼僧殘を犯せば、二部僧中に在りて、半月摩那埵を行すべきである。六、比丘尼は、半月僧に從つて教授を乞はねばならぬ。七、比丘尼は、比丘の居らぬ處で、安居することは出来ない。八、比丘尼は、安居竟れば、比丘僧中で、三事の自恣見聞疑を求むべきである。これが生涯守るべき八不可過法である。過は違の意味であ

る。

比丘尼となり出家せんとするには、比丘尼寺内の僧に白し、若しは一一語りて知らしめ、剃髮の白を作し、剃髮をする。然る後同じく寺内の僧に白し、或は一一に知らしめ、出家の白を作し、袈裟を與へて著けしめ、三歸依を三唱するのである。次ぎに戒を授ける、即ち不殺生以下十種の沙彌尼戒である。童女十八に達すれば、後二年中戒を學び、滿二十に達して、比丘尼僧中に大戒を受けるのである。若し十歳にして曾出適の者は、二年學戒で、滿十二にして受戒を聽される。二歳學戒を受けるには、乞學戒三説すれば、此の沙彌尼を、離聞處見處に伴ひ、一白三羯磨を作すのである。それから六法を與へる、一某甲諦かに懸け、如來無所著等正覺六法を説き給ふ、不淨行を犯し、姪欲の法を行することを得ず、若し式叉摩那姪欲の法を行すれば、式叉摩那に非ず釋種女に非ず、染汗心の男子と共に、身相摩觸すれば戒を犯す、應きに更に戒を與ふべし、是の中盡形壽犯すことを得ず、若し能く持たば能くすと答へよとあり、以下偷盜減五錢、斷畜生命、故作妄語、非時食、不飲酒之に準する。二十歳受具の法は、前に既に述べた所であるから、ここには畧する、比丘尼八波羅夷、及び比丘尼、比丘衆中二回羯磨等のことも、既に述べたところである。

小小の顔貌を以て、使を遣はして戒を受くことを聽さない。此の意は、佛在世に、非常な美人が居て、外出すれば危険であるため、受戒に佛所に至ることが出来ない、特に使を遣はして受戒する

ことを聽したといふので、之を例として、小小の容姿を以て、遣使受戒を願ふも、聽さるべきではないことを言ふのである。常血出者には受具を聽さずとあり、月水不出者にも受具せしめてはならぬ。無乳者に授くべからず、一乳者にも授けてはならぬ。二道爛壞者、二道爛臭者、二根は、皆受大戒を聽さない。

比丘尼も、比丘の如く一處に聚まり法毘尼を誦すべきであるが、それは比丘の閉に於て受誦すべきである。比丘が比丘尼の前にあつて教ふれば、羞慚するが故、比丘の背後に座を敷いて誦することを聽す。また十種衣中の一つで、障を作ることも聽される。

比丘は、比丘尼のために羯磨を作すことは出来ない。比丘尼の羯磨は、比丘尼之を作すべきである。若し知らざれば、比丘の邊で羯磨を誦し已り、後に羯磨を作すことを聽す。比丘体道せんとするものもあるも、摩訶波闍提之を知り、しかも比丘尼は比丘を呵すること能はざれば、敢てために説法して呵することせず、之を佛に問ふに、佛は、教へて戒心智を増上せしめ、學問誦經のためには、呵してもよいと示し給うた。比丘尼剃髮の時は、剃髮師に欲意のあるものがあるから、伴と共に居ることを聽す、かかる男子には剃らせてはならない。男子をして鼻中の毛を除かしめ、爪を剪らしむる等のことを禁する。比丘來りて乞食する時、比丘尼白衣の家在らば、主人に語りて知らしむるを聽す、但し讚嘆してはならぬ、比丘は尼の嘆食を食はぬ、比丘尼白衣の家にあり、比丘來らば起つべきであ

る、但し長く起立するに堪へぬものは、坐することを望んで坐してもよい。比丘尼比丘と行くに、反抄衣纏覆頭右肩被衣著草屣してはならぬ、必ず偏露右肩脫草屣し、比丘の後に在りて行くべく、三寶事、病比丘尼事あれば比丘に白して前に行つてもよい、命難梵行難等には、問はずして去るも可なりである。比丘尼道を行くに、比丘來らば道を避けよ、避くる能はざる時は、少しく身を曲げ、合掌して「大徳我れを恕せよ道達し」と言ふべし。檀越二部の僧を請せば、先づ比丘に食を與へ、後に比丘尼僧に與ふべく、時過ぐる恐れあれば、同時に與ふべきである。また比丘尼僧を請じて到り、年歳の大小を問ふ頃に時過ぎんとする場合は、上座八比丘尼次第に坐し、餘は適宜に坐してよい。比丘尼が比丘僧伽藍に至りしに牀を與ふるを聽す、但し月水出でて貯繩牀木牀臥具を汚せしより、之を與ふることを誦じ、爲めに來りて教授を求むる時は、石上壁上枕木頭上草上樹葉上墻上に坐せしめしにより、苦に堪へず病を得しに至る、故に比丘尼に語りて、坐具を愛護するものには、坐を與ふることとしたのである。

飢饉にして食得難き時、比丘尼餘食を比丘に與へ、授くるを得、宿食を比丘に與ふるに淨である。比丘の比丘尼に與ふるも同じ。比丘尼は、危険なるが故、阿練若處に住してはならぬ。比丘尼の白衣の家に在るは、退心を起す恐れあれば、別に住處を作ることを聽す。別住處にて技を作し、醋酒し、姪女を住せしめ、香華莊嚴の具を具するを聽さぬ。四衢道頭の糞掃聚邊に立ち住してはならぬ、姪女

の如しとの譏嫌があるとする。牙骨にて身を摩し、細末葉にて揩摩し、身毛を摩して卷かしのめ、身毛を剪る、衣を腰に纏うて細好ならしめ、女人の衣、又男子の衣を著け、多衣を纏ひて廣好ならしめ、衣を著けずして身を現じ、腰帶頭に烏緋を作る、曼陀羅腰帶を作る、鞞樓腰帶を畜ふ、裳腰帶を畜ふ、散線帶を腰に繫ぐ、皆いけなす。帶は編織のもので腰に一周、圓織の者は再周を聽すのである。烏緋は毳飾とあり、鞞樓は雜と翻じ、雜色である。

比丘尼は、女人浴處、白衣男子の邊に浴してはならぬ。比丘尼、他の依頼を受けて、死屍を棄ててはならない、然し白衣病人來りて、比丘尼の住處に至り死なんには、住處淨の爲めに棄つることを聽す。邊國の恐怖の處には遊行してはいけなす。

比丘尼阿蘭若住處あり、比丘聚落住處あり、互に貿易することを得、比丘尼の阿蘭若住處と、居士の聚落閉住處とは、淨人をして貿易せしむることが出来る、二居士互に住處を諍ふ時、一居士之を比丘尼に施す、比丘尼之を受けてはならぬ、比丘尼は阿蘭若處に住してはならないが、王園中の阿蘭若處は危険なし、故に除外する。

比丘尼の教授處に行かないのはいけなす、三寶事病尼事あれば、與欲すべきである。比丘が比丘尼を打罵し、唾し、華擲水灑し、兪語、詭語、勸諭してはならぬ。兪語は姪猥の語、詭語は總べて身を治め莊嚴することを説く、勸諭は誘惑の意である。若し之を爲せば、此の比丘を禮拜せざることとし、

〔六一〕 曼陀羅 Mandala (巴)

〔六二〕 鞞樓 Jambhā (巴)

爲めに白二不禮羯磨を爲すのである。悔いて隨順すれば、解羯磨を爲すことを聽す。比丘が比丘尼の處に來り、調弄戲笑等をなし、坐禪を妨ぐる時は、遮して其の處に入るを禁じてよい、都べて住處を亂さば、一切を遮することが出来る、比丘尼の比丘の住處に來るも之と同様である。沙彌が沙彌尼式又摩那の處に至りて之を爲さば、喚んで之を譴罰すべく、若し改めざれば、其の和尚阿闍梨に對し、不禮羯磨をなすのである、沙彌尼式又摩那の、沙彌に至るも之に準ずる。

比丘尼道を以て渠流の落つるを承け樂を感ず、佛之を偷蘭遮とし、禁じ給ふ。比丘尼は結跏趺坐してはならぬ、半跏趺坐するを聽す。是れは結跏趺坐して、血不淨出で、脚跟指奇間を汗し、乞食を進行する時、蟲草脚に著いて他の笑ひを招きしによるといふ。白衣の家に在りて孔中に嚮つて看るべからずとある、是れは孔からのぞくことである。

第十八、法 躩 度

客比丘、舊比丘に問はずして空房に入り、蛇其上に墮ち來りし時、驚いて蛇蛇と叫ぶ、佛之を呵責し、客比丘法を制し給ふこととしたといふ。客比丘寺内に入り、佛塔聲聞塔、若しは上座ありと知らば、革屣を脱して手に捉り、門内に入り、塔の左を行過せず、必ず右遮して過ぐべきである。杙龍牙杖表架、或は渠水の邊、樹、石、草の上に、其の衣鉢を置き、洗脚處に至りて脚を洗ふのである。水には蟲あるや無きやと問ひ、大蟲は瓶を以て水を取りて去り、瓶は兩臂を以て抱き、衣角にて其の

耳を穿ち、手を洗はぬ前に、其手にて瓶を捉り水を取ることを避けるのである。瓶に水を取り、一手水を捉り一手脚を洗ふので、脚を洗ふ手で水を捉ることを嫌ふ、洗脚は、先づ左脚を洗つて、其の右脚を洗ふのである。革屣は拭うて之を著け、革屣は、脚水を灑去した後に著けるのである。扱ここで房を得る順序であるが、先づ自己の若干歳を告げ、房の有無を問ふのである。それから人の住する有無、臥具の有無、被の有無、利の有無、器物の有無、房衣の有無、福饒の有無を問ひ、皆有りと言はば、其の房を取るのである。戸を排して入り、房中を看、蛇や諸毒蟲が居れば、之を逐ひ出し、牀褥臥具枕地敷氈被を木上板上に出し、房中を淨掃し糞土を除き、可棄處を看て之を棄てる、針線刀子以下一丸薬まで、之を一とまとめとし、一處に置き、所有主がわかれば之を取らしめる、門戸窓や杖龍牙杖衣架を拂拭し、壁の破れや鼠孔を繕ひ、地の不平は之を平らげ、地敷を日に曝し、不好敷は之を取り替へて敷き、牀支物を淨拭し、臥具枕氈被は、淨抖擻して繩牀上に敷著し、常著衣不著衣を分ちて、別處に置き、鉢囊革屣針筒盛油器を、各別處に置く、此のことは次ぎの房舍韃度にも見えて居る。戸居の高下を看て之を閉ぢ、房外に出でて壁の四面を看、塵土あれば、掃灑除去する。机を淨洗し、淨水瓶洗瓶飲水器を具すべきである。大行處小行處を問ひ、淨地不淨地を問ひ、佛塔聲聞塔を問ひ、第一上座の房、第二第三第四上座の房を問ひ、順序により之を禮すべきである。禮するには、偏露右肩脱革屣右膝著地捉兩脚で、大德我禮と言ふのである。四上座房内思惟の時、

順次に房を禮するのである。それから大食處小食處、夜集處說戒處を問ひ、僧の差食、檀越送食、月八日食、十五日食、月初日食の何かを問ひ、檀越請食に行く處、明日は何の檀越請、衆僧の大小食ありやを問ひ、何の檀越あり、覆鉢を作すや、學家は誰が家ぞ、何處の狗は悪しき、何の處は好人、何處は惡人等を問ふのである。

客比丘來る時は、舊比丘は外に出でて迎へ、爲めに衣鉢を捉り、溫室重閣經行處あればここに安置し、客比丘に坐を與へ、洗足水水器拭足巾を與へ、革屣を捉りて左面に置き、泥水をして汗ざらしめる、長老水を飲まんと欲するやと問ひ、飲むと言はば、瓶に水を取るのである。水を取るに、兩臂瓶を抱き、衣角耳に鉤し、水邊にて手を洗ひ、池水流水は、手にて上を除き、下の淨水を取る。水を擔ふに、日の爲めに水熱する恐れあれば、草樹葉を以て覆うて陰をなすべきである。器を洗はずして水をつぎ、已に飲んで、また洗はずして他に與へてはならぬ。水を與ふる時、語りて唾を水中に墮してはいけない、語るならば、面を廻らして語るべきである。なほ客比丘に對し、其の巖を問ひ、其の房について、此れは是れ繩牀木牀乃至大小便處、淨不淨處、佛塔、聲聞塔、第一二三四上座の房より、狗惡、好人、惡人を告ぐべきである。是れは舊比丘法として、隨順すべきところのものである。

婆羅門出家の者に、汗れを惡むの極、自己の大小便を惡み、大便の時に利廁草を用ひて身を傷け、

膿血を出して身衣臥具牀を汗したものである。佛此の時に便廁法を制し給ふとある。久しく大小便を忍んではならぬ、廁に行くには、必ず廁草を捉れ、下座が上座の前行き同時に行くに、前後にありて反抄衣纏頸裏頭著草屣等の非禮のことがあつてはならぬ。廁外に至らば、彈指或は嚔咳せよ、代龍牙杖衣架衣屋水邊樹石草の上に衣を安んじ、雨の降る時は、雨のない處に置くべきである。風があり雨があつて、已むを得ない時は、著衣のまゝ、堅く捉つて廁の雨邊に觸れぬ様にし、脚を安んじて廁に上れ。蛇蠍等の毒蟲が居れば驅出し、未だ蹲まざるに衣を舉げ形を露はしてはならぬ、蹲むと共に、徐徐に衣を舉げ、蹲み已つて前後を見、大小便涕唾をして、廁孔を汗さしめてはならぬ。高聲に大鳴(放屁)してはならぬ、大便の時覺えず卒かに鳴るは無犯である。廁上に嚼楊枝し、眠り、入定してはならぬ。便後は廁草を用ひて拭ふのである。廁草の長さは、極長一搦手、極短四指で、短に過ぎて手を汗してはならぬ。廁草を抖擻せず、糞を著けて棄ててはならない、抖擻はよく拂ふことである。已用未用の廁草を雜處してはならない、廁草を用ひ已りて、起つて形を露はしてはいけぬ、徐ろに起ちて、漸次に衣を下ろすべきである。それから洗處に至り、彈指し、毒蟲居らば追ひ、衣を襄ぐることに、徐徐に同じ、水器の中にて直ちに洗つてはならない、洗ふ時聲あらしめてはならぬ、水を用ひ盡すべきではない、必ず一人分を残すべきである。洗ひ已らば、手葉繁物を以て拭ひ、手臭ければ、齒土灰泥牛屎を以て洗ひ、なほ臭ければ、石土壘澡豆を以て洗ふのである。洗器に水の無いのを見たなら

ば、水を入れて置くべきである。廁前廁邊で受經誦經、經行作衣して、比丘の大小便を妨ぐることを禁ずる。廁に上りて糞掃を見たならば、必ず之を取り除くべきものである。

年少の比丘、門相を見ずして入り、中に女人の露形仰眠不淨を出すを見、疾疾に出でしに、適ま其の夫外より還り、此の比丘、其の婦を犯して去るものと誤解し、打ちて比丘を死せしめた。佛よつて乞食比丘法を定めたといふ。比丘村に入りて乞食せんとするには、清旦手を洗ひ、衣架の邊に至り、一手衣を舉げ一手挽き取り、毒蟲なきを見、腰帶僧祇支を著け、鬱多羅僧を舒張抖擻して看、僧伽梨を纏んで頭上或は肩上に著け、鉢を洗ひて絡囊に入れ、或は手巾に裹み、若しは鉢囊に盛り、褌身衣、洗足革屣、氈被を舉し、道路行革屣を取り、戸鑰を取つて房を出で、門を閉ぢて推して看、堅牢ならば繩を推して内に著け、四顧して看て人が見て居なければ戸鑰を藏舉し、人が見て居たならば、持ち去るか、更に堅牢の處に置くのである。道を行くにも善法を思惟し、人を見たらば、問訊して善來といひ、聚落に入らんとする時に、少しく道を下りて鉢を地に置き、僧伽梨を著け、村邊の賣器處、或は屋あり、作人あらば、道行革屣を脱してここにあづけ、村に入る時は、巷相、定處、市相、門相、糞聚を見て白衣の家に入り、第一門相乃至第七門相を看るのである。他の舍内で、風衣を吹き肩より墮らしたる場合に、女人に向つて衣を正してはならぬ、壁に向つて正すべきである。右手鉢を捉り、左手杖を捉る時、形露は、佛は右手に杖を捉り左手に鉢を捉れと示す。道に在りて住し、往來の妨碍とな

つてはいけぬ、さりとて屏處に居れといふのではない、見處に住すべきである。他食を持つて出で來るに、比丘の方より進んで迎へ取つてはならぬ、女人病あり姪娘抱兒、或は天雨、兩手提物、地泥水のために比丘を噴ぐ等の時は差支がない。飯乾飯妙魚肉を得て一處に雜著することはよくない、一鉢の中で、樹葉皮、若しは鍵鐵で隔て、或は次鉢、小鉢に分ける、鉢は手巾に裹むのである。特に大家を選んで乞食してはならぬ、次第に乞ふべきである、強ひて乞ふことは之を聽さない。出づる時は第一門相乃至糞聚相を見、村を出づれば前の道行革履を著け、道を下りて鉢を地に置き、僧伽黎を疊んで、頭上或は肩上に著け、善法思惟、善來問訊來る時に同様である。常に食する處は、往いて淨掃灑し、水器、殘食器、及び牀座、洗脚石、水器(脚洗)、拭脚巾を具すべきである。若し餘の乞食比丘の來る時は、起つて迎へ、鉢を取りて鉢牀鉢支に置き、衣を取りて舒張し、膩塵羣泥鳥糞の汗れ等は之拭ひ、揉み抖擻し洗ひ、乞食比丘に坐を與へ、水器、水、洗足石、拭足巾を與へ、革履を左邊に安んじて水に汗漬せぬ様にし、乞食比丘の洗足後は水器等を本處に還復し、澡豆にて手を洗ひ、水を乞食比丘に授け、食を授け、酪漿清酪漿苦酒鹽菜を與へ、熱ければ扇ぎ、水を須むれば與へ、食時過ぎんとする時は、俱に食する、食じりて鉢を取り、手を洗はしめ、自ら食して餘食あれば、人非人に與へ、若しは無草地、無蟲水中に置き、殘食器を洗つて故處に復し、食處を掃除するのである。

時に阿蘭若比丘、窳惰にして都べて具する所なし、賤來りて水器洗足物及び餘食ありやと問ふに、

皆無しと答ふ。賊阿蘭若處住の比丘に、これなきを怒り、遂に打ちて死に至らしめた。佛乃ち阿蘭若比丘法を定め給ふのである。其の村に入り乞食する等は、一に前の乞食法と全然同じく、其の他に、淨潔にして殘食を留め、賊が來らば、水、洗足物、食を示し、汝等の爲めに淨潔にして留めてある、食を欲すれば食せよと言へとある、また賊が今夜は何時ぞと問ひ、方を問ひ、今日は何の星ぞと問はば、之に答ふるだけのことは知つて置くべきである。また阿蘭若比丘は、好臥具を敷いて安眠することとは禁せられる、應さに初夜後夜警心思惟すべしとある。

居士が衆僧を請じて、明日の食を供養せんとし、聽可を得て準備し、清旦時到ると白す。時に比丘の請食を受くるに錯亂亂雜で、坐するもの、坐せんとするもの、食せざるもの、食するもの、食せんとするもの、食せざるもの、食し已つて去るもの、去らんとするもの、殆んど辨別が出来ない。佛此の時食上法を制定し給ふと言ふのである。請食を受くるには、衆僧の常小食處大食處に往き、見處に住する。檀越來りて時の到れるを報ずれば、上座先づ前に在りて往くのである。上座大小便處に往かば、之を待つのである。下座前に往く、或は並語並行する、或は反抄衣乃至著革履の非禮なく、偏露右肩脫革履にして後に從ひ行くのがよいのである。三實事病比丘事には、上座に問ひ、命難梵行難には、問不問共に去ることを難す。食處に往かば、次に隨つて坐し、上座坐し已りて中下座を看、不如法に坐し善く身を覆はざるものには、彈指して注意し、或は人をし語りて正さしむるのである。中

座下座の坐し已る時また同じである。食上にて鉢なければ、比坐之を借すべく、鉢を洗はずして、食上を持ち來ることは出來ない。恭敬を受けんとて、殊に後れて至り、衆をして起たしめてはならぬ、未だ來らざるものの爲めには、比座坐處を開くべきである。檀越上座に菓を與ふる時は、菓の淨不を問ひ、未淨は語りて淨ならしめ、已に淨なるは、誰の爲めに送り來ると問ひ、上座の爲めと言はば上座隨意に取り、僧の爲めと言はば、衆僧に徧からしむべきである。若し比丘の食を得ざるあれば、比座爲めに索むべく、無ければ比座半ばを減じて與ふべきである。食を得て直ちに食つてはならぬ、等得と唱へて後に食するのである。等得は、平等に得たる意味で、『十誦』に

【六〇】僧跋・Sampagata (梵)
 【六一】達嚩・Dakṣiṇa (巴)
 Dakṣiṇa (梵)

は等供といひ、『摩得勒伽』に(三三)僧跋とある、衆僧の飯皆平等の意である。肘を斂めて比座の妨碍をせぬ様にし、咳唾送りて比座の上に墮ちぬ様、唾は徐徐に棄てよ、食後の餘菓菜根は脚邊に聚め、去る時持ち去つて棄て、地を汗してはならぬ、洗鉢水は澡盤に承け、外に棄てよ、机上共に食し、起つ時比座に知らしめず、机傾きて顛倒せしむることありてはならぬ。食已り默然として去るべからず、達嚩を説き、或は一偈にても説いて、布施を嘆するのである。達嚩は施頌の義とある。達嚩を説く時は、上座四人を留め、餘は去ることを聽すのである。

最後に染衣法である。衣服垢膩すれば鹵土、灰、土、牛屎にて洗ひ、色脱すれば染めるのである。

染料は泥、^{〔五〕}陀婆樹皮、^{〔六〕}魁陀羅、^{〔七〕}華菱、^{〔八〕}阿摩勒、若しは樹根、茜草とある。此等の染料は、大に過ぐれば斧にて細斬し、禁滿、銅瓶、鏝にて煮る、禁滿は、『標釋』に、「按ずるに此れ本器物、但未だ何に出づるを詳にせず、元梵音に非ず、亦此の方の言にも非ず、疑ふらくは是れ胡國の語、應さに是れ小釜なるべし」とある。染料の華菱は畢鉢である。煮て熟する者は、二三滯を取り冷水に投ずれば、沈澱するのでわかる。熟する時は之を濾して、其の汁を瓮に入れ、冷熱を合してはいけない、別別に置いて、冷えた後に和合する、此の染汁を適宜別器に別ちて染め、伊犁延陀、菴羅、老菴羅、毘毘、十種衣の一を敷き、其の上に著け、或は繩の上に懸著するのである。染汁偏流する時は、倒易する必要がある。染め終つたならば、之に要せし一切の器具諸物は之を藏舉し、染處を掃除し、掃除には新衣を著けず故衣を著け、私衣がなければ、僧衣を著けてもよい。

第十九、房舍 毘度

佛成道の初めに於て、波羅捺の五比丘、住すべき房舍臥具等に就いて佛に問ひ奉りしに、佛は、「阿蘭若處の樹下、若しは空房、若しは山谷の窟中、若しは露地、若しは草苫^{〔一〕}皮^{〔二〕}草積の邊、若しは林間、若しは塚間、若しは水邊、若しは草若しは葉を敷く」とあり、枕には、石、繫、木、若しは十種表中の一で枕を作ることゝ藏すとある。當時未だ作房のことがなかつた。佛の王舍城に入り給ひし時、

【六五】 陀婆 Dabha (巴) Dawya
 (梵) 魁陀羅 Mandira (巴) 梵

瓶沙王迎へて、迦蘭陀竹園を奉施したが、佛は之に告げて、佛に施さず、之を佛及び四方僧に施さしめられたのである。時に諸比丘著闇岬山より王舍城に至りしに、塚中の一大長者、此の比丘等の宿するに房舎なきを知り、著闇岬山に六十の別房を作り、所須の物を具して佛と四方僧とに施し、佛之を受くることを聽し給ふ。瓶沙王之を聞いて、迦蘭陀竹園に大講堂を作り、また檀越ありて僧の爲めに樓閣舎を作り、毘摩那房を作り、象形房を作り、種種房を作る、佛皆之を聽す。毘摩那房を、『標釋』は、『或は毘摩羅といふ、此れは是れ闇浮提中の大師子王の名なり、彼れ作る所の房、形大師子王の如し』と言つて居る。

【七〇】 毘摩那房 Vimala (巴、梵) 舍兜 Sana (巴) Sana (梵)

地は之を泥すべく、上には敷を用ふることを聽す。地敷は、伊梨延陀、耆羅、耆耆羅、毛毘、十種衣中の一を用ひて作る、なほ病あるものは牀を作ることを聽し、皮繩と髮繩の二種以外の繩を用ひて、牀を織ることも聽されるのである。牀にも、病あるものには、褥を作ることを聽す、褥は、草、毳、劫貝、紵を用ふるのである。褥垢膩すれば重褥を作り、重褥垢膩すれば、臥氈を作りて之を覆ふことを聽すのである。枕の形は、方圓、三角等に作るべきである。舍兜麻は、之を受けて、繩牀の繩、木牀の繩を作り、織りて褥の表裏とし、地敷を作り、繩や褥紵を作ることを聽す、跋摩草の繩、織牀を受くることも聽される。舍兜牀は、『標釋』に、『舍兜、亦扇那に作り、或は奢那といひ、即ち麻の

類なり、其の樹高き人と等し、皮は緝織して衣と爲すに堪ふ、これを用ひて織りて繩牀となす」とある。跋摩草は、同じく『標釋』に、「草體堅韌にして勢あり、少力斷する能はず、故に西國取りて以て繩となす、用ひて織りて繩牀となす、此の方の菅草の如し」と言つて居る。又云く、「按ずるに梵音跋摩、此に錠と言ふ、義、固に當る」と。蛇蝎蜈蚣等の諸毒蟲の屋に入るため、支牀脚を聽す、高さは尺五、若しくは一搽子を限るのである。

衣は疊んで之を頭邊、或は背後に置いて臥すことを聽す。轉側して衣上に墮つるが故、之を繩上、龍牙杖上に置き、衣架を作るも宜しい。常著衣と不著衣と、一所に置けば、著時亂雜を來す故、別別に置くべきである。鉢草履囊鐵筒油器も、一處に置いてはならない。鉢囊、鐵筒とを一處とし、革屨囊と油器とは一處となすのである。

房中開ければ燃燈すべし、随つて油、炷、箸等の必要がある。燈は木牀、繩牀の角頭や、瓶上に置き、或は壁窟中に置くべく、蟻子を防ぐには之を障ふべし、箸は鐵で作るを聽すのである。(後の傳燈) 牧羊羊人の賊として入るを防ぐ爲め房には戸を作るべく、随つて戸樞あるべく、戸には戸扇を穿ち、氣の出入を計り、此の孔より毒蟲等の入らざるため、簾板障戸を作ることを聽す。闔鑰あることを要するは、作ることを聽し、閤を患へば嚮を聞くべく、嚮には扇板障を作り、之を作るには、方、圓、象耳形に作るべしとある。夜は蝙蝠、晝は鶉形の入るを防ぐため、籠疏障を織り成し、若しくは嚮の嚮

【六六】跋摩・Yaman

子を作り、闍居并びに居に横槩を安んずることを聽すのである。「標釋」に「雜事」を引いて、窻扇風に吹き開かる、佛言はく、應さに轉櫃を著け、上に復た居を安んずべし、彼れ開閉の時難し、佛言はく、應さに羊甲杖を用ふべし」と。槩は杖である。

臥具は、私臥具と僧臥具とを混雜してはならぬ。即ち衆僧の臥具を私に用ふることはならない。之を區別するには、標幟を作ることを聽す。或は摩醯陀羅の像、捲像、蒲桃像を作り、或は五色を作し、蓮華を作し、或は自己の名字を書するが如き是れである。捲は、「標釋」に「木を屈して之を爲す、之を捲と謂ふ」とある。私物と僧物の標幟の混雜してはならない。六群比丘が、私物に半月像、圓、日光、麥根、如一片菟像、牛形像等の標幟を作りしに、佛は之を聽す。如水滂灑地、牛屎搏、輪などの標幟を聽されたのである。「標釋」に云く、「根本雜事に云く、時に諸の苾芻、僧物及び私物並びに記驗なし、佛言はく、其の印を畜ふべし、凡そ印に二種あり、一は是れ大衆、二は是れ私物なり、若し大衆の印は、刻して轉法輪の像を作し、兩邊に鹿伏跪して住するを安んずべし、其の下に、應さに元本造寺と施主の名字とを書すべし。若し私印は、刻して骨鎖の像を作し、或は髑髏の形を作すべし、見る時に、厭離を生せしめんと欲するが故に一等とある。要するに、僧物と私物との記驗標幟は、適宜に之を定むるもの様である。房中の定臥具は、移して之を餘處に置くことを聽さない、其の臥具には、一一某甲房の臥具と、名字を

【七】摩醯陀羅 Mahinda (梵)

Mahinda (梵)

記し置くべきである。

比丘に小沙彌あり、其の居に隔障を施すこと、房前の入口に曲障巻を開くこと、房後に内房を作ること、戸、壁、半壁、大牀、小牀、繩牀、小繩牀、獨坐牀等、必要に應じて作ることを聽す、房の四邊に簷を出し、上に欄楯を作ることも聽される。布薩の日に、堂小にして人を容るる能はざれば、方、圓、長、或は兩房、三房、四房の大堂を作ることを聽すのである。また人各一牀にては不足なる時、大僧三臘の者は、共に一牀とすべく、尙ほ不足ならば、長牀長板を作る、尙ほ容るることが出来ないので、草縛して坐を作り、更に泥漿を地に灑ぎ、若しは沙を布き、或は草樹葉を地に敷いて坐することを得る。但し此等の草上葉上、或は敷衣を共にして、女人と坐することを得ない。女人と船上りに疑あらば、直ちに渡り、若しは坐し、若しは立ち、若しは臥すことを聽す。露地經行の時、風雨日曝等の爲めに、經行堂を作ることを聽す。堂は長行に作る。老病比丘の爲めには、繩索を兩頭に繫ぎ、循つて索め行くこと」が聽され、繩索に絶つて手を破らざるには、捲を作ることを得る。經行に疲勞するものの爲めに、兩頭に牀を置き、また特に洗脚處を設け、之に必要なる水鉢、水瓶、洗脚石、石、坐具等を與ふことは聽される。兩時洗脚に、泥が脚、坐具、衣を汚すので、石、磚、木にて道を作ることも聽されたといふ。

耆闍崛山中は、水處を去ること遠い、佛乃ち渠を作ることを許し、寺内に池を掘ることを聽し、其

の崩決を防ぐ爲めに、石、甃、木で之を障へることを得として居る。池の上を屋を作りて覆ふもよく、池邊泥を患へば、石、甃、板、碎石を布くべく、小兒の水に墮つる危険を防ぐ爲めに、欄を作り、水は晝は瓶に盛りて屋内に置き、夜は外に置き、別に安水屋を作ることとも聽さるのである。

舍衛國に 須達多といふ居士がある、常に孤窮乞兒に給施するを好むが故、 給孤獨食の名がある。

彼れ王舍城に田あり、時時ここに行くのである。王舍城に親厚の長者が居る、給孤獨食の詩ひ來るごとに、長者は迎接し、座を與へて馳迎するのであるが、一日其の訪ひ來るに會し、長者は之を顧

みる違もなく、堂舎の莊嚴等に忙しいので、給孤獨食は其の所以を怪しみ

問ふに、明日佛及び僧千二百五十人を請じ、供養せんとするのであること

を知つた、此の時給孤獨食は、始めて佛のことを聞いたのである。早速佛

に迦蘭陀竹園に詣し、佛及び僧を請じ、明日の供を受けんことを願ひ、供養竟りて舍衛に還り、佛を

舍衛に請ひ、夏安居を爲さんがため、僧伽藍を建てんと欲し、祇陀王子の好園最も之に適することを

思ひ、之を買はんとしたが、王子は容易に之を聽かず、汝若し金錢を以て、側布し地に滿ち、閒無か

らしむるも與へず」と言つた。既に金錢側布と、一定の價格を言ふ時は、法律上之を決價とする、當

時の法により、終に給孤獨に賣らなければならぬことになり、給孤獨は、金を地に布いたが、王子

之を見て、給孤獨食の其の行爲を見、佛の異常の人なることを知り、布金を中止せしめて、餘は王子

【七二】須達多 Suddata (梵、巴)
 【七三】給孤獨食 Anathapindaka (梵)

之を佛に奉上したのである。是れが祇園精舍建立の由來である。

比丘は長幼の序に隨ひ、上座を恭敬禮拜し、迎逆問訊すべきである。但し白衣を禮拜し、女人を禮拜し、前受大戒の者が後受者を禮拜し、邊罪、犯尼、賊心受戒、壞二道、黃門、及び五逆罪、非人、畜生、二根、被擧、滅擧、應滅擧、一切非法語の者等は、禮拜すべきではない。小沙彌尼は、大沙彌尼、沙彌、式叉摩那、比丘尼、比丘、及び此等の人人の塔を禮すべく、乃至小比丘は大比丘及び其の塔を禮拜すべきである。一切の諸天人諸魔梵王沙門婆羅門は、皆如來世尊及び其の塔を禮拜すべきである。白衣の塔を禮拜してはならないが、其の塔廟を左邊して行くことを禁ずる。此の事は文に、「彼れ既に白衣の塔廟を禮することを得ず、便ち左邊して行く、護塔廟の神瞑る、佛言はく、本來る所の處に隨つて行け、故らに左邊して行くべからず」とある。『標釋』には、「尼陀那に云く、佛言はく、慈爲天神の處に於て供養すべからず、亦輕凌する勿れ。天神の像に於て毀壞すべからず、天廟を右繞すべからず、亦左邊する勿れ、若し道の便に因つて右邊せば、聖伽陀を誦し、磬效彈指して、其れをして警覺せしめよ」とある。

沙彌の次第は、生年を以てして、出家年によらず、生年等しき時は出家年の次第による。先至の比丘ある時は、後至の比丘は其の下座に就かなければならぬ。下坐と言つても、其の坐の白衣の下座でなく、沙彌の下坐でもなく、必ず大僧の下座に就くのである。後安居に及ばずして大戒を受け、數へ

て以て歳となすのは宜しくない、和尚阿闍梨は、受戒の時には、必ず受戒の時節を教授し、若しは冬、若しは春、若しは夏、汝若干日を待たり、若しは一月、若しは半月、若しは一日、若しは前食、若しは後食時、乃至量影時と。此の意味は、五月十六日夜分に大戒を受ければ、此の日よりの後安居に加はることを得るが、十七日になれば、後安居には加はれない、故に十六日の夜が、最小であるのに、十七日以後受戒であるから、ここに後安居に及ばずといふので、安居に入らないから、之を一歳として數ふことは出来ないわけである。受戒の時節を教ふるとは、年月日時を示すので、冬春夏の何月何日、その食前或は食後、時間、量影何の時と教ふる。之によつて、坐次は則ち定まるのである。白衣の家いへに在りても、水邊樹下石邊草上すゐへんじゆげせきへんさうじやうじやう、皆僧地みなそうぢにあらすとて、上座じやうざに對し、起たたざるは法ほふでない、必ず皆起みなたつことを要ようする。

居士僧こじそうの爲ためめに房はうを作るに、人の住ぢゆうするなく、居士貧窮こじびんきゆうの故ゆゑに僧來そうきたらずとする。其の時ときは、衆僧しゆそう白びやく二羯磨ごんまを作なし、比丘びくを遣つかはして、住ぢゆうして料理れうりせしむべきである。比丘作房びくさくはうには、地ちを平たいらげ、石樹根棘いしじゆこんきやく刺しを除のぞく、坑渠かうきよ低下ていげの處ところを填みづめ、水みづに對たいしては堤障ていじやうを設まうけ、地ちの所有しよいう者もの其た他の支障しじやうなきことを確たしかめ、大樹だいじゆ株しゆの掘ほり出だせないものは燒やき去さり、水みづ或あるひくは苦酒くしゆを澆そそぎ、石椎せきすい或あるひは鐵椎てつすいを以もつて打破だはして出いし、或あるひは邊へんに大坑だいかうを作つくりて深ふかく埋うづめるのである。斯かくして地ちを平たいらげるのは、比丘びく、沙彌しゃみ、守僧しゆそう伽藍人がらんにん、或あるひは優婆塞うぱさい之これに當あたるべきである。

比丘は、葦日多人の處で、脇を地に著けて眠つてはならない。上座老病、或は遠來で疲れてる比丘は、房内に入り、戸を閉ぢて眠るべきである。病比丘は、自ら大小便處に至る能はざる不便あれば、開上の大房に居てはならぬ、下の小房か、然らずんば、別に小屋を作りて住すべきである。大小便處に行くことの出来ない者は、近處に坑を掘つて、之を便處に充ててよろしい。房を出づることも出来ないものは、屋中に便器を安んずべく、起つて牀を離るる力もないものは、牀に孔を穿ち、便器を下に著けるのも差支はない。房中に唾をして、室を汗してはならない、上座の老病比丘は、唾器を作るべきである。多人の住處に於て、虱を拾つて地に棄つることを禁する。器、甕、助貝、弊物、綿を以て、拾つて中に著け、若し虱が出る時は、筒を作りて入れ、蓋をなすべきである。此の筒は、縷を以て繫いで、牀脚の裏に著くべきである。比丘房を分つ時、破れた房を得た時、修治を要すとして、之を受けないのはよくない、受けて方に應じて之を修治すべきである。房を治せんと欲する時は、一切所須の具は、之を供給すべしとある。

給孤獨食祇園の地を以て、佛及び四方僧に施す。牛羊等の入るを防ぐために澗を掘る、之に橋を架して老病比丘の爲めにした。橋の兩邊には、索を安んじて手捉し、度るの便に供したが、尙ほ地に倒れるものがあるので、橋の兩邊に欄柵を作つた。瘡のみでは不十分であるので、重ねて繻を作り、離堅牢ならずとありて、尙ほ繻を造り、重樓閣を作り、之に門を作ることを聽された。中には華樹、果

樹、葉樹の三種を種ゑ、熱さに堪へざるものの爲めに、草或は樹葉を以て障へ、十種衣中の一を以て、蔭を作り、階道の邊にも、三種の樹を植ゑたのである。祇園は水より遠いので、渠を作りて水を通じ、其の草を以て崩壊を防ぎ、草にて十分ならざる所は、甌石或は木にて遮り、また井を鑿ち、出井泥器破るれば、木で四邊を壓して器の中に入れ、尙ほ破るれば毛氈囊を用ひ、更に皮革で作り、繩斷すれば皮繩を用ひ、手にのみよる時は、手痛に堪へざる故、轉輪にて牽く、輪孔壞るれば鐵にて作り、水の復た井に流入する時は、石、甌、木等にて四方を障へ、洗處には甌石を安んじ、小兒の井に墮つる恐れあれば、木瓦甌石にて欄を作る、泥器の繩斷じて井に墮つる時は、鉤を以て鉤取る、井索は、井邊に近く架を作り、上に著くべきである。祇園に浴室がないので、之を作ることが聽かれた。浴室は、邊屏處に作るべく、冷を防ぐに戸あることを要し、煙を出すに、上に孔を開き、闇を思ふるが故窓を開き、泥を思ふるので、石甌、或は木にて浴牀を作り、泥の脚を汚すが爲め、石甌を地に砌すべく、若し木頭差跌すれば、鑿りて狗牙を作り相壓するのである。浴室では、戸の開閉衆の所欲に隨ひ、上座涼を得んとするに戸を閉ち、熱を欲するに戸を開く等のことは爲すべきでない。浴室内でも、上座より次に隨つて坐すべきである。煙面に熏すれば物にて遮り、頭熱ければ覆ひ、背熱ければ遮し、身汗臭なれば泥にて洗ふ、泥中に香を加ふること等皆聽さる。浴室裏の地熱ければ、水を澆いで冷やすことを得。白衣と共に浴することは聽さぬ、但し共に三寶を稱嘆するものなれば、白衣でも共に浴

して可なりである。衣は疊んで壁上龍牙杖上或は衣架上に置く、煙の衣を汗す恐れあれば、別に
衣屋を作るを聽すとある。露形者、露形者の爲めに身を措す、露形者、不露形者の身を措す、皆禁す
る。不露形者が露形者のために身を措するのは差支がない。露形者、露形者の頭を剃るはいけない、
以下二前に準ずる。露形にして楊枝を嚼む、手脚面を洗ふ、食す、大小便す、露形ならば皆いけない。
露形者が露形者を禮する、不露形者が露形者を禮する、露形にして道を行く、經
行する、皆いけない。祇園の浴室水に遠い、渠を通じ、井を鑿る、上に述べた所に準ずる。水を汲む
に手痛むにより、椶櫚を安んずることを聽し、水を儲ふるには甕中とし、天雨の患あるが故、井上に
屋を安んじてよし、裸形にして水を汲んではならぬ。泉、渠、池水中に浴することはならぬ、四種の
覆障浴を聽す、即ち墻壁障處、樹木草障處、水障身、衣障身是れである。若し水少ければ、大に水
處を開通し、水の漏下多ければ、邊に更に小漏處を作るのである。露地浴を思ふ、別に小浴室を作る
を聽して居る。地泥を思ふならば、甌石、木、碎石、沙を安んずべきである。露處に湯をわかすに
は、雨天に不便であるから、溫水室を作つてよい。薪を置くには、安薪屋を作るがよく、食物を調理
するには、淨食廚屋を作るがよし。白衣の請を受けて行く途中、雨に遇ひし時に、聚落の間に、別に
僧伽藍處を置くことを聽す。大小便の爲めには厠を作るべく、多人のためには、衆多の厠を作り、外
より見えぬ様に障を作り、相互の間には隔障を作り、上座老病の比丘の爲めに、邊に欄架を安んずべ

きである。大便には、處處に拭ふを防ぐ爲め、洗處を作るべく、小便も一處に定め、或は小便處を作るべく、小便處は地を掘り坑を作り、石を置き、上に瓮を据え、瓮底を開いて漏下せしめ、瓮の兩邊には木を安んじ、臭氣を防ぐために蓋を作るとある。

毒蟲を防ぐために、經行の際、懸經行處を作ること聴す。下に柱を堅て、上に板を安んじ、木閣道を行くのである。之に屋を施して、風雨日曝を防ぐもよい。好綵畫の嚴飾房中に、燃火して房や臥具を、煙で熏汗してはならない。寒い時には、露地に火を燃いて炙つてもよい、露地では、背が冷えるならば、外で火を燃き、煙の盡きたのを屋に入れてもよし、別に燃火堂を作つてもよい、燃火堂には、中に火爐を安んずべきである。輪火爐を畜ふるを聽し、沙彌比丘守僧伽藍人之を推すべし、火を吹くに筒あるべく、竈中の薪火墮つれば上げる、それには鉗を用ふる、若し頭燒を思ふたらば、銅鐵鏝を安んずべしとある。

冷水にて面手脚を洗ひ、冷たい時は、濡水(湯)で洗つてよい、冬月洗脚には、澡盤洗脚器を、屋内に置いて洗つてよい。比丘早起して、油を脚に塗り、入聚落して乞食する時、女人接足禮して手を汗し、其の手で鉢を捉る、故に早起油を脚に塗り、聚落乞食は禁せられた。脚劈破の時は差支かない。

一居士自ら發意して房を作り羅睺羅に施したが、羅睺羅が人閒遊行の間に、また之を衆僧に施した。佛は羅睺羅をして、自己にあつて、口に行ひに、罪あるを見てなせしやを問はしめたが、居士は罪を見

ないと言つた。そこで佛は、衆を集め、非法施非法受非法住と如法施如法受如法住の別を説示し給うたのである、即ち已に一人に施せしものを、更に他の衆多人、僧に施し、施し已りて僧破れて二部となりし、其の中に自己に同するものに施す、また異部に施す、是れ皆非法の施受住である。已に衆多人に施せしものを、僧等に施す、前に準ずる。如法は上に反する、推して知るべきである。

佛の騎連國に行きし時、三阿濕鞞、西不那婆娑、五毘陀樓、六醯那の四舊住の比丘が居て、佛隨從の五百比丘中に舍利弗目連の二人あり、來らば必ず我等を此の住處より驅逐するならんとて、佛を請じて上房を興へ、餘は悉く四人分有して私物となすことの相談をしたのである。佛來止して、舍利弗目連をして、諸比丘に臥具を供給すること

を、四比丘に命せしめた。四比丘は、世尊は法上なれば、隨意に住し給へ、

已に上房を特に奉上して居る、餘の財産は四人に分割して、客比丘の臥

具は無いと答へた。時に佛は衆を集め、僧物を分割私有し、賣買することの出来ないこと、之をなせば偷蘭遮を犯し、分割賣買は成せざることを示し給うた。

僧地に私房を作り、上座の來るも、私房の故に起つて避けないものがあつた。佛は其の不可を説き、若し然らば、僧地を還付すべきであると言はれた。卒時に不牢の房を作るべきではないが、盡形壽一房を作るべきでもない、大好重閣堂でも十二年を限度とし、他は大小により適宜なるべしとある。經

- 【七〇】阿濕鞞、三巴、以下同。
- 【七一】不那婆娑、Punadassaka.
- 【七二】毘陀樓、Pantuka.
- 【七三】醯那、Lahitaka.

營人は、春夏冬、僧の常營事房を受くべきではない、夏三月竟りて、上座に隨つて分つべきである。通じて僧伽藍經營の比丘、處處に房を取つてはならぬ、九十日閉一處に住すべきである。經營人が、衆多人の住處に住し、食堂温室經行堂に住し、他の客比丘をして、住處なからしむるは善くない。小小の經營をなし、例へば泥壁、補缺、平地などをして、營事者の房を索めてはならぬ、沙彌や僧伽藍人を差して營事人としてはいけない、小房を作りて、營事者房を索むるもよくない、作る所の房に、繩牀木牀を受くる時は、營事房を與へてもよい。惡房を作りしもの、營事房を索むべきではない、作る所の房に、莊嚴香熏所須具足すれば、房を與ふるを聽す。營事比丘、房を受けて死すれば、其の房は僧に屬する。

拘睺彌王優填、親厚の跋難陀を請じ夏安居をなす。跋難陀其の請を受けた後、異處の安居に大に衣物を得ると聞き、彼れに行き、少時にして拘睺彌に還つて來た。佛は之に就いて、一旦去りて他に行けば、此處の安居は無効であり、彼れより少時にして還れば、彼處の夏安居も失はれたと制定し給うたのである。僧の房舍故壞した時、異居士之を得て修理せんと言はば、白二羯磨の上之に與ふべきである。營事の比丘、分房せずして出で行く、應さに還らざるに房を分つてはならぬ、然らずんば、出で行く時、人に囑して房を取るべきである。囑する時も、其の房を指授すべきである。房に屬すべき、衆僧の戸鉤鋸杖環杙角杓銅杓浴牀を捉ることを聽す。此等の諸物は、此の住處よ

り彼處に移すことを聽さるるのである。

第二十、雜 躰 度

鉢は迦羅鉢と舍羅鉢を持つを聽す。迦羅は黒、舍羅は赤である。若し比丘中に鉢なき時は、二種の鉢あるもの之を貸與せよ、鉢は總べて洗はずして用ひてはならぬ。

比丘髮長すれば剃ることを聽す。之に要する剃刀を作ることを得。剃刀には、之に附屬する鬪、鞘、并びに鬘、劫貝、杖皮等の障、及び此の障を連続する縊、此の總べてを盛る囊、囊口を繋ぐ繩等の必要を認め、之を更に繩にて繫絡して肩に著くることを聽す。障といふのは、刀を巻いて絲にて纏ひ、之を鞘に入れるものの様である。「彼れ刀鞘を作る、動もすれば刃を壞することを思ふ、應さに物を以て障ふべし、若しは鬘、若しは劫貝、若しは犬皮なり。若し墮落せんには、應さに縊を以て連続すべし」とあるので知られる。剃髮には、承髮器を畜ふることを聽す。承髮器は、竹を織りて作り、或は木を屈して樹皮を斲き、または十種衣中の、一一の衣にて作るのである。承髮器は、常に繩を以て懸け、或は杖上に置くべく、地上に置くべからず、之を膝上に置いて用ふる故、衣を汗すの恐れある故である。

毘中の毛長き時は、之を抜くことを聽す、之に要する鋸を作ることも随つて聽さる。鋸は筒に入れ、蓋を作りて塞ぎ、零落しない爲めに、之を刀囊中に入れて所持するのである。

比丘は長爪を畜ふべからず、爪を切り過ごして血を出すに至つてはならない。爪を切つて半月の如く、或は頭を尖にし、爪を磨いて光澤あらしめ、彩色にて爪を染める等のことを禁ずる。爪の長さは、極長一麥の如くにして剪るべしとある。

剪刀を以て、鬚髪を剪ることを得ず。鬚髪は共に之を剃るべく、一方を剃り、一方を殘すことは出来ない。鬚を抜いてはならない、髭を燃りて翹げてはならぬ、髪は極長兩指以上に延ばすことが出来ず、二月には必ず一剃すべく、それ以上延ばしてはならない。鬚髪を梳り、油を以て髪に塗るとは聽されない。

眼瞼に畫いてはならぬ、是れは眼の縁に彩色するのである。但し眼を患ふる時、種種の藥を著くることは聽す。鏡或は水面に照して見、或は壁面を摩して面貌を映すことを聽さぬ、然し藥を用ふる時に、水鏡等を用ふることは差支がない。治身治髮、及び身に唾して揩摩し、露處に洗浴し、肩臂を推打して好ならしめ、香を身に塗り、刮汗刀を以て身毛を去る等のことを禁ずる。病瘡の時、藥を用ひて患痛を洗ふ等のことは、素より差支がない。耳鐺を著け、耳輪上に珠を著け、耳環、耳聾を著くることを聽さない。其の他腰帶、頸璫、臂脚玦、指環、五色の繩、指印等の裝飾は、一切之を著くることを聽さないのである。腰帶は、普通の帶ではない、鉛錫の腰帶とあるから、裝飾用のものである。耳環には、耳に垂るるものと、多羅葉、鉛錫にて環を作り、張りて耳孔をして大ならしむといふのと

ある。五色の繩は、腋を絡して腰臂に繋ぐ」とある。指環と指印は、蓋し指印は指環に加へ施すものである。『名義標釋』には、「寶物を以て其の印文を作り、指環の上を飾り、以て其の指を嚴る」と釋して居るのである。

鐵鉢は之を受畜することを聽すと共に、また之を作ることを聽すのであつて、是れは鐵作者の比丘となりしものありしに起ると言はれる。爐を作り、椎鉗、鞞囊、錯、鋸器、及び此等の諸器具を盛るべき囊を畜ふることを聽し、熏鉢の方法等をも定めて居る。熏鉢は、鉢に垢を生じ、臭を患ふるより、之を防ぐためのものである。(毛)蘇摩國に於て、陶師をして瓦鉢を作らしむる方法を定め、比丘に此の

瓦鉢を受畜することを聽されたのである。之を細分すれば、鉢には、畜ふ

【七】蘇摩(ṣoma) (巴、梵)

ることを聽されたる六種の鉢がある。即ち鐵鉢、蘇摩鉢、優伽羅鉢、優伽羅鉢、黑鉢、赤鉢是れであるが、之を要するに、是れは鐵鉢と瓦鉢の二種に歸するのである。優伽羅と優伽羅は、共に瓦器産出の地名である。鉢には大小の別があり、「一斗半を受くるあり、三斗を受くるものあり、此れ應きに受持すべし」とある。鉢は總べて石の墮ちんとする處、棚閣上、道中、石上、菓樹下、不平處等の危険の處に置いてはならぬ。一手にて兩鉢を捉ることは、指にて中間を隔て捉る以外は、聽されない。一手兩鉢を捉る時も、其のまゝ戸を開くことを得ぬ、戸扉の後、戸扉の前、繩牀木牀の下、繩牀木牀の閉、繩牀木牀の角頭等に、須臾の閉は別として、之を置

いてはならない。立つて鉢を洗ふべからず、故らに鉢を破ることを得ぬ、長物を鉢中に置くことを禁ず、鉢中に蒲桃蔓蓮華等を畫いたり、萬字（卐）を作つたり、己れの名字を記したりすることが出来ぬ。鉢は、之を鉢囊に盛り、其の口は繩にて繋ぎ、更に之を帯にて肩に絡ふことを聽す。囊中出入頻繁のため、瓦鉢の蘇摩鉢の如き、或は損する恐れあるものは、函或は箱を作り、之に入れて、蓋をすることも聽さるのである。

熟した菴婆羅菓、煮た菴婆羅菓は之を食ふことを得、菴婆羅菓汁之を飲むことを得、菴婆羅菓漿の酒とならぬものも之を飲むことを聽す。

衣の壞れた時は、之を補治すべく、補治は縫を以て縫ひ、孔處があれば、物を以て補つて之を縫ひ、爲めに縮む患ひがあれば、石を以て四角を鎮し、或は四角の堅杖を以て之を張り、杭を作りて之を張るのである。針は銅鐵にて作り、指痛を防ぐために指搭を用ひ、また必要なる繩墨拵、緋縷、縷の染料としての石灰、赤緒土、白塼（白堊）、墨、雌黃を受くることを聽し、尺度量を用ふることも出来るのである。此等の繩墨拵、緋縷、縷の針に就いては、針氈を作り、零落を防ぐ爲めに筒を作りて、蓋を用ふることを聽すのである。此等の針筒と刀子や碎納縷縫なども、囊に盛り、口を繩にて繋いで、帯を以て肩に絡ふことを得るとしてある。

鐵鉢の破れた時は、之を補ふことを聽す。補ふ方法は、釘を著け、或は朱泥、若しくは樹膠を以て膠するのである。蘇摩鉢の場合には、胡膠を以て塞ぎ、石灰、白堊などで繕ふので、黒鉢は、鑽りて孔を作り、針を以て綴綴すとある。鑽るに鑽が要用であるから、之を作ることが聽される。縷縫は斷ずる恐れあれば、筋或は牛馬の尾毛を用ひ、此の筋や尾毛が、蟲に損する時は、胡膠を以て膠せよとしてある。

阿蘭若處に於ては、火珠を以て火を出すことを許さない。是れは、賊が入りて、火珠を以て比丘を備ませしことありしといふ因縁に基くと言はれて居る。火を作るには、火母木を用ひ、或は鑽火子を用ふべきである。之に要する繩等は之を與ふことを聽す。此等鑽火の具も、囊に盛り、之を濕を思ふ處に置かず、牀下に懸け、龍牙杖上に懸け置くのである。但し屏處に於て、火珠を用ふことは聽される。

水を用ふるに、難澁水を用ふことは聽されないのだから、澆水囊を作るべきである。其の形は、勺形三角、楕圓、橢圓とあり、細蟲の出づるを防ぐ爲めに、中に沙を入れることを聽するのである。此の澆した難澁沙は、陸地に棄てずして、水中に安著すべきである。比丘は、此の澆水囊なくして、半由旬以上の地に行くことが出来ぬ。澆水囊なき時は、僧伽梨を以て水を澆すことを聽するのである。

二人の比丘が、同一牀に宿す時、比丘の女人と宿するものと誤認せらるることがある、故に同牀

宿しゆくは之これを聽ゆるさない。同被褥どうひじよくの場合はあひも、之これに準じゆんじて同様どうようである。但し病比丘びやうびくの時ときは之これを除ひく、寒時かんじに唯ただ一被びある時は、各別かくべつに裸身衣しんしんえを著ちやくすれば、上うへは通つうじて一被びにても之これを聽ゆるす。同一鉢どういの食じきを、二人同時にふりどうじ食じきしてはならない、若し一器きの飯はんは、必ず餘器かたらよきに分わかちて別食べつじきし、或あるひは半なかばを食じきし、半なかばを留とどめて與あたへ、或あるひは一人一搏食にんたんじきを取りて、餘よを他たに與あたふべきである。亞臥あがわして食じきすることは聽ゆるさない、病人びやうじんは別べつである。

牀上しやうじやうには立つべからず、取とるものあり舉こするものあらば、牀拵しやうひの上に立つことを聽ゆるす。大牀だいたの外がわに、小牀せうしやうを畜たくはふることを聽ゆるさざるも、浴室よくしつに於おいては、大小牀だいたせうしやうを安やすんじて浴よくすることを聽ゆるす。これは迦留陀夷かるといが、身大みだいにして、小牀せうしやうにては用もちをなさなかつた爲ために、かかる場合はあひを豫想よざうして設せけられし規定きぎんであるといふ。

白衣びやくいの器き、耕犁かうり若もしくは撈等らうとうを畜たくはふることは出來できぬ。寶澡罐ほうそうくわん、澡盤さうばんを畜たくはふべからず。種種しゆんしゆ外道げだうの法ほふに事つかへ、火ひ或あるひは日月等じつげつとうを禮拜らいはいしてはならぬ。同食しじきは之これを非時食ひじじきと非難ひなんすべきではない、牛うしの如ごとく反芻はんさうするの病びやうとして、之これを聽ゆるすのである。烏鸚鵡からすあうむさう等の鳥來とりきたりて、聲こゑを出いたして禪行ぜんぎやうを妨さまたぐる時は、聲こゑを發はつし、或あるひは弓ゆみを彈たんじ木きを打うち、驚おどろかして去さらしむべきである。夜集よのあつまりて布薩ふさつに往ゆく時とき、聞きくして困難こんなんを感かんずれば、炬こを執とることを聽ゆるす。坐處ざしこ聞きければ燃燈ねんとうすべく、隨したがつて燃燈器ねんとうき、油あぶら、燈炷とうしゆを與あたふることを聽ゆるす。燈明とうめいかならざれば、高たかく炷しゆを出いし、油あぶらの手てを汗けす時は箸はしを作り、箸火はしひに燒やける恐おれれあれば鐵てつ

箸を作ることを聽す。燈炷臥す時は、炷の中央に鐵柱を安んずべく、不明の時は炷を大にし、なほ明かならざれば、四角に燈を安んじ、更に轉輪燈を作り、または室内の四周に燈を安んじ、或は燈樹を安んじ、また瓶を以て水を盛り、油を安んじて上に著け、布を以て芥子を裏んで炷を作り之を燃すべしとある。燈籠も、之を受けけることを聽されて居るが、燈籠は、『毘奈耶雜事』には、竹を以て籠を作し、薄紙、或は紙絹等で之を覆ふとある。

勇猛比丘が、佛に向つて、世間の好言論を以て、佛經を修理することを聽し給へと請ひし時、佛は外道の言論を以て、佛經に雜糅するは、是れ佛經を毀損するものであるとして之を斥け、國俗の言の解する所に隨つて、佛經を誦習することを聽す」とあるから、他の國語土語に譯することは聽されないのである。

一比丘道を行き、屏處に大小便をした時、一女人また來りて大小便をした。比丘一池水に至り洗ひしに、此の女人また來りて洗つたので、人見て二人不淨を行へりと疑つたといふ。佛乃ち是くの如き處に大小便し、また池水にて洗ふことを得ずと制し給ふ。

比丘暮に向つて白衣の家に至るべからず、佛法僧塔事病比丘事に關しての場合を除く。是れは比丘白衣の家を出て去りし後に、賊の入りし因縁に基く。欲意を以て、女人の爲めに説法してはならぬ。女人の爲めに卜占してはならぬ、總べて卜占は禁せられる。他と共に物を購けてはならぬ、購けて得

た物を取つてはならぬ。比丘を手を携へて道を行くことを聽さぬ、道路を行く時、革屣盛油革瓶を施す、佛に之を受くることを聽す。息物を出すこと、及び他の息物を舉することは聽されない、息物は、物を貸して利息を取るものである。他と鬪諍し、及び反抄衣、衣纏頭、裏頭、通肩被衣、著革屣の状態で、上座と語ることとは出来ない。

圓蓋を持ちて道を行くべきではない。大食小食に往かんとするに、若しくは夜集まる時、布薩の時等に、雨降るに遇はば、護衣の意味で、寺内では、蓋を作り用ふることを聽す。それは樹皮、葉、竹にて作るものである。随つて此の蓋に附屬した、料、蓋子、蓋宏、覆蓋頂、蓋竿等を作ることを得べく、之が長短を自在にする爲めに、竿を脱することを得しめ、更に孔を作りて尙を作り、其の梶は鐵にて梶頭を作り、鎖を作りて之を繋ぐことを聽すのである。料は柱上の方斗、宏は欄、干は傘柄、梶は杖或は杵なりとある。鉢を絡囊に盛り、囊中を杖頭に貫いて、肩に荷つて行くことを得ぬ。かかる杖と絡囊を畜ふることは出来ない、但し老病人は杖を捉ることを聽す。杖下の頭盡に、踏を作ることを得る、踏は杖の下端を覆ふものである。若し蛇蠍蜈蚣足等を見、怖るるものは、錫杖を捉りて揺すことを聽す、或は筒に碎石を盛り、また破竹を揺す等により、其の聲で避けても差支はない。

比丘は大圓扇を捉ること、皮扇を捉ることを得ぬ。六群比丘、十木を縦横にし、皮を以て上に縋して扇を作る、佛言はく、畜ふることを得ずとあり、これも皮扇の一種の様である。但し熱を思ふる時

は、樹葉、枝、草、十種衣中の一を以て扇を作ることは聽される、之を補ふに、樹皮、葉、若しは皮でも差支なく、之を縫で縫ひ、筋を用ひてもよし、邊の壞れたのは、皮にて繕ふもよしとしてある。大小食上、夜集、説戒の熱時には、大扇を作り、轉關扇車を作ることを得、沙彌、守園の人、優婆塞等をして之を推さしむとある。既扇を畜ふることを聽さぬ、既は毛の貌といひ、或は毛の茂る之を既既といふともあつて、鳥毛の扇の様である。これは細蟲や草の身につくのを拂ふので、これで蟲草類を多く殺すのを避けるものと見え、織毛既扇を作りて、多く細蟲若しくは草を殺す」とある。蟲草塵蓋の身上に隨つるを拂ふためには、拂を作ることを聽すのである。拂は、草、樹皮葉を以て、縷縫にて作り、或は絹帛を裁碎して作るとある。尾拂を畜ふるも可なりとして居るが、尾拂は動物の尾毛にて作れるものである。

新學年少で、數について算出の出来ないものは、算子を用ひて數を記することを聽す。算子は板上に置き、板は脚を加へて机となせ、地に置いて、之を衣上に移した時、衣を汗すことを避けるのである。算子は囊に入れて、繩を以て口を繫ぎ、之を杖上に懸くべきである。一切の比丘に蒜を嚼ふことを禁じたのは、比丘が蒜を食つて、佛説法の時、佛に遠く坐し、蒜のために法を十分に聽くことが出来なかつたことがあるによるのである。然し病の時、蒜を服することは聽される。比丘は、白衣の如く、背に物を負つて歩いてはならない、薪、染草、牛屎、毳絁など、自ら擔持せんと欲する時は、

人の居らぬ處を擔ふべきである。白衣を見たれば、下に地に置くか、肩上に移せ、伊梨阿若著衣して物を負ふべきではない、伊梨阿若は、『名義標釋』に、「謂はく白衣の物を擔ふ著衣の如し、母經に云く、爾の時六群比丘泥洹僧を背上に抄し、重きを負ひ低頭にして行く、身體露現し、白衣の爲めに嫌はる。佛言はく、今より已去、比丘の重きを負ひて髣抄することを聽さず、若し因縁ありて、三寶の事のために髣抄することを須ひば、好く自ら料理して、身をして、現せしむること莫れ」とある。伊梨阿若は、蓋し此の意か。但し寺内のことにつき、背負移徙は妨げないので、「寺内背負を聽す」とあるのである。

舍利弗、目連の死後、佛檀越に對し、之がために塔を起すことを聽し給ふ。塔は、石、擊、或は木にて作り泥するのである。形は方、圓、八角等で、泥は黒泥、葉泥、牛屎泥、白泥、石灰、白堊等を用ひ、塔には塔臺あるべく、四邊に欄柵を作り、華香をここに安んじ、幡蓋を安懸する。特に取るべきものない限りは、塔上、欄上、柵上に上りてはならない、像のある場合は、像に上ることは一切禁止である。塔の露地に、華香燈油幡蓋伎樂供養具等を置く時は、雨や風や鳥糞等により、汗される恐れがあるので、屋を作り之を覆ふことが聽されるのである。地を泥類にて塗ること、洗足器を用ふること、石にて道を作ること、地敷を用ふること、周圍に墻障を作ること、門を造ることを聽す。總べて舍利弗目連生時の如く、美飲食を供養すること、供養器としては、金銀鉢寶器雜寶器も聽さる

る。比丘日用品所持品は、一切金銀寶を嚴禁するのであるが、此の供養器は聽許されて居る。此の器具飲食は、象馬車にて運ぶもよし、昇き、頭載、肩擔皆可なりである。比丘の作伎吹貝等は聽されな
いが、白衣をして作さしめて供養するのは差支がない。此等の供養の飲食は、後に沙彌、優婆塞、或
は之に従事した、所謂經營作者之を食するのである。塔内には、莊嚴具、即ち華香瓔珞伎樂幢幡燈油
高臺車等を作ることを禁す。形像を作ることを得、此の像は、金銀寶雜寶等の塔中に安置し、繒綿、
鉢肆毘嵐婆衣、(天)頭頭羅衣等で裹み、此の像は、象馬車、鞞曇等に乘せ、或は肩頭上に擔うて持
ち行くべきである。塔を拂はんには、多羅樹葉、摩樓樹葉、孔雀尾等を用ひ、拂拭するのである。

小兒優波離始めて佛のために剃髮した時、其の剃髮の態度に就いて、曲
身、太直、出入息麤等の注意を與へ、盛髮器の故を去り新を用ふべきこと
等を附加して居る。但しこれは佛の剃髮に就いて言ふのであるが、此の如來髮は、王舍城の王子瞿波

離將軍が金銀寶雜寶の塔を起した、是れ如來在世時の、塔の起原と言はれて居る。佛塔を腋下に扶
み、反抄衣、覆頭、裹頭、通肩被衣、著草屣にて擔ふこと、大小便處に往くこと、大小便處を洗はず
して持つこと、不好房中に置いて己れ上好房に宿すること、己れ佛塔と同宿する等皆聽さない。尤も
守護の爲めなれば、塔を牝上龍牙牝上、又は頭邊に安置して眠るべきである。

佛在時に佛塔を起すことを聽し給ふ、其の法前の聲聞塔に畧ぼ同一である。莊嚴のために幢を作る

【七六】 頭頭羅衣 Dantula

ことを聽す。幢は師子幢、龍幢、羘牛幢である。飲食供養も前に同じく、其の後作者之を食するのである。守護以外佛塔内に宿すること、堅牢保存を要する以外佛塔内に物を藏すること、革屣入塔、提革屣入塔、革屣旋塔、富羅、提富羅入塔、著富羅旋塔、塔下食を聽さず。但し衆多僧集會狹隘の時は、汗穢不淨ならざる様注意して、特に塔下食を得、若し汗穢する時は、集めて持ち出づべきである。塔下持屍、埋死人、燒屍、及び塔前燒屍、塔四面燒屍皆禁する。死人衣を持ち、塔下を過ぐることを得ないが、勿論糞掃衣の比丘は差支がない。死人衣も、淨洗染し、香薰の上は妨げない。塔下塔前塔四邊の、大小便は聽されない。塔下塔前塔四邊の嚼楊枝、塔下塔前の涕唾、塔前舒脚坐を聽さないが、伽藍と塔との間に隔障があれば、舒脚は聽される。

比丘病の時は、服藥を聽すこと言ふまでもない。粥も鳥肉も、皆必要とあれば與へて宜しい、また病の爲めに浴室を作ること聽される。

慈地比丘が、毘舍離に來た時のことである。毘舍離の諸離奢の親友智識を使喚して、衆中に於て、沓婆羅摩が、離奢の姉を犯したと語りて、虚構の言を以て、犯重罪に陥らしめんとしたのである。然るに其の事情が明白になつたので、佛は諸の比丘に告げて、覆鉢を爲さしむることとした、自今已去、大離奢のために覆鉢を作し、與に往反言語せず」とある。凡そ白衣に五法と十法とあり覆鉢をなす、五法とは、(一)父に孝順ならず、(二)母に孝順ならず、(三)沙門を敬せず、(四)婆羅門を敬せず、(五)比丘に供事せず

とあり、また比丘を罵謗すると、比丘の爲めに損滅を作すと、無利益を作すと、方便して住處なからしむると、比丘を鬪亂せしむると、比丘の前に於て佛の惡を説くと、法の惡、僧の惡を説くと、無根淨法を以て比丘を謗すると、比丘尼を犯すと、此の十法に對してはまた覆鉢を作すべきであつて、覆鉢羯磨は白二である。白二羯磨已れば、比丘を白衣に遣はして之を通告するので、惹地比丘の場合、阿難が使者として、大離奢の處に行つたのである。若し白衣之を聽いて、覆鉢を解かんことを乞はば、白二の解羯磨を作すことを得るのである。

草を焼くのは、生命を壞するのであるから、之を禁するが、他より延焼し來る時は、之を防ぐために、中間の草を刈り除くことを聽す。草のために行路を妨げらるる時は、竹を以て壓するか、石や木を上に乗せて、道を開くのは妨げがない。

羸老の比丘、盛鉢の爲めの絡囊なく、杖なくして歩行することの出來ないものには、之を與ふることを難す、與ふるには、白二羯磨を作すのである。若し如法羯磨に心同せず、若しは同意の件を得、若しは小罪と見、別件を作し、戒場上にあり、此の五に於て默然たるは非法である。他の非法を見、件を得ず、犯重、同住、同住地に在り、此の五法は默然すべきである。如法、默然、與欲、可信の人より聞く、先き中にあり默然として坐す、是の五事は和合すべきとある。世尊衆中説法の時、説し給ひし時、諸比丘皆覺醒して長壽といひ、坐に在りしもの皆之に應じて長壽と言ひし爲め一時喧騒を致

せし故、佛は之を禁じ給ふ。但し居士嚔せし時、或は諸居士、比丘を禮せし時等は、長壽の咒願を爲すべし。小事に對し、大袈裟に之を爲さば、三惡道に墮して佛法の中に生ぜずなどと咒願してはならない、唯南無佛と言ふべきである。

腰帶の頭に、鞋をつけること、革帶、閣提那帶、散綆帶を畜へてはならぬ。また長廣帶を禁じ、腰帶は廣さ三指、遶腰三周と限定する。眞色染帶、錦帶、白帶皆聽さず、悉く袈裟色となすべきである。

瓦坐牀と瓦斛斗升合の二種は、受くることを聽さぬ。瓦器の上に坐し、白衣の家にて、髀を重ねて坐してはならぬ。外道の咒を誦し、解してはいけない。口臭きは、楊枝を嚼むべし、口氣臭からず、味を別つ、熱陰消す、食を引く、眼明かなる、之を嚼楊枝の五事の利益とする。楊枝の長さは、一搯手以上を禁じ、極短四指とする。嚼楊枝は、屏處に於てせよ、大小便と共に、此の三皆屏處にてなすべきものである。舌の垢を去る刮舌刀(舌こき)、摘齒物(小楊枝)、耳篋(耳掻き)等を用ふことを聽す。

比丘は、諸鳥、狗子、鷄子等の動物を畜ふことを聽さぬ。一切の象馬車等に乗つてはならぬ、但し老病人は步挽車に乗ずべし、命難梵行難の時は、象馬等に乗つてもよい、但し男子の乗は、動物も男であるべきである。刀劍等を持つてはならぬ、檀越の依頼により、之を保管することは差支がない。

集法毘尼五百人

爾の時に世尊、(七〇)拘尸那城、末羅國、沙羅林間に在して、(七二)般涅槃し給ふ。諸の末羅子、佛舍利を洗ひ已りて、淨地貝を以て裏み、復た五百張の蠶を以て之を籠ひ、鐵棺を作りて香油を盛滿し、舍利を安んじて蓋を以て上を覆ひ、復た木柩を作り、鐵棺を安んじて中に著き、下に衆香薪を積む。時に末羅子中、標首たるもの、火を持ちて之を然やす。時に天即ち火を滅す。餘の大末羅子、展轉して大炬を以て之を然やす。時に天亦皆之を滅す。阿那律、末羅子に語るらく、乃ち爾の疲苦を須ひざれ、諸天汝等の火を滅せんと。即ち阿那律に問うて言はく、大德、諸天何が故に火を滅する。答へて言はく、摩訶迦葉、波婆と拘尸那城との兩國の中間に在りて、道に在りて行く、大比丘衆五百人と俱なり、彼れ是の念を作さく、我れ當きに未だ燒かざる佛舍利を見るを得るや不やと。諸天迦葉の心には是くの如く念するを知り、是を以ての故に火を滅すと。末羅子言はく、大德阿那律、今便ち少しく停め、彼の諸天の意を遂げしめんと。爾の時摩訶迦葉、彼の二國の中間に在りて道を行く。大比丘僧五百人と俱なりき。時に異尼鞭子あり、世尊の般涅槃の時の、(七三)曼陀羅華を持つて道に在りて行く。時に迦葉遙に見て問うて言はく、汝等何處より來るやと。彼れ答へて言はく、我れ拘尸城より來ると。復た問うて言はく、我が世尊を識るや不や

- 【七九】 拘尸那 Kusinara (巴)
- Kushinagara (梵)
- 【八〇】 末羅 Malia
- 【八一】 沙羅 Sala (巴)
- 【八二】 般涅槃 Parinibbana (巴)
- Parinivana (梵)
- 【八三】 曼陀羅華 Mandarava (巴)

と。答へて言はく謙ると。復た問ふ、今故世に在すや不やと。答へて言はく、世に在さず、般若涅槃して來已に七日なり、我れ彼れより此の華を持ち來ると。時に迦葉之を聞いて悦ばず、中に未離欲の比丘あり、世尊の已に涅槃を取り給ふと聞き、便ち自ら地に投ず、譬へば樹を斫り根斷ちて樹倒るるが如し、此の諸の未離欲の比丘も亦復た是くの如し、啼哭して言はく、善逝涅槃し給ふこと、何ぞ乃ち太だ早き、世間の明眼何ぞ乃ち速に滅する、我曹所宗の法、何ぞ便ち盡くることを得ん。或は宛轉地に在るあり、猶ほ圓木の如し、此の諸の未離欲の比丘も、亦復た是くの如く、啼哭憂惱して言はく、善逝涅槃し給ふこと何ぞ太だ早きと。爾の時に跋難陀釋子あり、衆中に在り、諸の比丘に語りて言はく、長老且らく止みね、大に憂愁啼哭すること莫れ、我等彼の摩訶羅の邊に於て解脱することを得たり、彼れ在る時は、數は我等を教ふ、是れは應はは不應、是れを作すべし、是れを作すべからずと。我等今便ち自ら任ずることを得、作さんと欲すれば便ち作し、作さざらんと欲すれば便ち作さずと。時に大迦葉之を聞いて悦ばず、諸の比丘に告げて言はく、且らく起て、疾く衣鉢を捉れ、時に往いて世尊の舍利未だ燒かざるに及んで、當處に見たてまつることを得べしと。諸の比丘、迦葉の言を聞き、即ち疾疾に衣鉢を執持す。是に於て大迦葉、五百人と俱に拘尸那城に往きじり、城を出で(八五) 薩蘭若河を渡り、天觀寺に往き、阿難の所に至りて語りて言はく、阿難、我れ世尊の舍利未だ

【八四】摩訶羅 Mahila

【八五】薩蘭若河 Sālanvāhī

Thānāvati (梵)

焼かざるに及んで之を見たてまつらんと欲す、而かも之を見たてまつらんと欲するも、見たてまつることを得べきこと難し、何を以ての故に。世尊の舍利已に洗浴し、褻むに新幼貝を以てし、復た五百張の氈を以て次いで之を覆ひ、置いて鐵棺に在り、香油を盛滿し、木柩の中に著き、下に衆香薪を積み、今之を焼かん欲するに垂んとす。是の故に見たてまつることを得べきこと難しと。時に大迦葉漸く前んで佛舍利の積所に往くに、棺蓋自ら開き、世尊足を現じ給ふ、時に大迦葉、世尊足下の輪相垢汗せるを見、即ち阿難に問ふ、世尊は顔容端正にして、身は金色を作す、誰か足下の輪相を汗すやと。阿難答へて言はく、大德迦葉、女人は心懷かにして、前んで佛を禮したてまつる時、泣涙上に墮ち、手捉して世尊の足を汗すと。大迦葉之を聞いて悦ばず、即ち世尊の足を禮したてまつる。比丘比丘尼優婆塞優婆私諸天大衆、亦皆佛足を禮したてまつる。時に世尊の足還た棺中に内りて現せず。時に大迦葉哀歎して偈を説き、棺蓋違ふこと七市す、火焼かざるに自ら然ゆ。時に大迦葉舍利を燒き已り、此の因縁を以て比丘僧を集め、告げて言はく、我れ先きに道に在りて行く、時に跋難陀の諸比丘に語るを聞くに是くの如きの言を作す、長老且ら、止みぬ、復た憂慙啼哭すること莫れ、我等今彼の摩訶羅の邊に於て解脱することを待たり、彼れ世に在る時、教へて我等を呵す、是れ爾爾べし、是れ爾るべからず、是れを作すべし、是れを作すべからずと。今我等自ら任することを得、作さんと欲すれば便ち作し、作さざらんと欲すれば便ち作さずと。我等今共に法毘尼を論すべ

し、外道をして以て餘言讖嫌を致さしむること勿れ、沙門瞿曇の法律は烟の若し、其の世尊、皆共に戒を學す、而も今滅後戒を學するものなしと。諸の長老、今料りて比丘の多聞智惠、是れ阿羅漢の者を差すべしと。時に即ち差して四百九十九人を得たり、皆是れ阿羅漢にして、多聞惠の者なり。時に諸の比丘言はく、應さに阿難を差して數中に在るべしと。大迦葉言はく、阿難以て數中に在らしむること勿れ、何を以ての故に、阿難は愛悲怖癡あり、愛悲怖癡あるは、是の故に數中に在らしむべからずと。時に諸の比丘言はく、此の阿難は是れ佛を供養するの人、常に佛に隨つて行き、親しく世尊に従つて教ふる所の法を受く、彼れ必ず處處に世尊に疑問したてまつる、是の故に今應さに數に在らしむべしと。即ち數に在らしむ。諸の比丘皆是の念を作さく、我等當さに何の處に於てか、集まりて法毘尼を論すべき、飲食多饒にして、臥具乏しきことなきやと。即ち、皆言ふ、唯王舍城のみ房舍飲食臥具衆多なり、我等今宜しく共に行き、彼れに集まりて法毘尼を論すべしと。時に大迦葉白を作さく、大德僧聽け、此の諸の比丘、僧のために差せらる、若し僧時たらば僧忍聽せよ、僧今王舍城に往き、集まりて共法毘尼を論す、白すること是くの如しと。白を作し已りて俱に毘舍離に往く。時に阿難道に在りて行く、靜處に心に自ら念じて言はく、譬へば新生の犢子の猶ほ故ほ乳を飲むに、五百の大牛と共に行くが如し、我も亦是くの如し、學人有作の者、五百の阿羅漢と共に往くと。時に諸の長老皆毘舍離に往く、阿難毘舍離に在りて住す。諸の比丘比丘尼優婆塞優

婆私國王大臣種種の沙門外道皆來りて問訊し、多くの入衆集まる。時に 跋闍子比丘あり、大神方あり、已に天眼智他心智を得、是くの如きの念を作す、今阿難毘舍離に在り、比丘比丘にうはさくうはさく私國王大臣種種の沙門外道皆來りて問訊し、多くの入衆集まる、我れ今寧ろ阿難を觀察すべし、是れ有欲とせんや無欲とせんや、即使ち阿難を觀察するに、是れ有欲にして無欲にあらず。復た念じて言はく、我れ今當さに其れをして厭離心を生ぜしむべしと。即ち偈を説いて言はく、

靜かに空樹の下に住し、

心に涅槃を思ふ、

坐禪して放逸なる莫れ、

多説するも何の作す所ぞ。

時に阿難、跋闍子比丘の厭離を説くを聞き已り、即使ち獨處精進して不放逸に、寂然として亂るるなし、是れ阿難未曾有の法なり。時に阿難露地

に在り、繩牀を敷き、夜多く經行す。夜過ぎて明相出でんと欲する時、身疲極す。念じて言はく、我れ今疲極す、寧ろ小しく坐すべしと。念じ已りて即ち坐し、坐し已りて方に亞臥せんと欲し、未だ頭枕に至らざる頃に、其の中間に於て、心に無漏解脫を得、此れは是れ阿難未曾有の法なり。時に阿難、阿羅漢を得已りて、即ち偈を説いて言はく、

多聞にして種種に説き、
 已に生死を斷じ、
 常に世尊を供養す、
 瞿曇今臥せんと欲す。

【六六】 跋闍子比丘 Vajriputtaka.
 Indika (巴) Vajraputtaka.
 (一七) (梵)

時に諸の比丘、毘舍離より王舍城に往き、是くの如きの言を作す、我等先づ當きに何等をか作すべき、先づ房舎臥具を治すべしとせんや、先づ法毘尼を論せんやと。皆言ふ、先づ當きに房舎臥具を治すべしと。時に大迦葉、此の因縁を以て比丘僧を集む。時に陀隴羅迦葉ありて上座となし、長老婆那を第二上座となし、大迦葉を第三上座となし、長老大周那を第四上座と爲す。時に大迦葉、僧事を知り、即ち白を作す。大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今集まりて法毘尼を論す、白することは是くの如しと。時に阿難即ち坐より起ち、偏露右肩にして右膝地に著け、合掌して大迦葉に白し言さく、我れ親しく佛に従つて聞き、佛語を憶持す。自今已去、諸の比丘の爲めに雜碎戒を捨てんと。迦葉問うて言はく、阿難汝世尊に問ひたてまつるや不や、何者か是れ雜碎戒なりやと。阿難答へて言はく、時に我れ賴失無からんやを愁憂し、世尊に問ひたてまつらす、何者か是れ雜碎戒なりやと。時に諸の比丘皆言はく、來れ我れ當きに汝に雜碎戒を語るべしと。中に或は言ふあり、四波羅夷を除いて、餘は雜碎戒なりと。或は言ふあり、四波羅夷十三事を除いて、餘は皆是れ雜碎戒なりと。或は言ふあり、四波羅夷乃至九十事を除いて、餘は皆是れ雜碎戒なりと。時に大迦葉諸の比丘に告げて言はく、諸の長老、今衆人の言各不定なり、何者か是れ雜碎戒なるやを知らず、自今已後、應さに共に制を立つべし、若し佛先きに制し給はざる所は、今應さに制すべからず、佛先きに制し給ふ所は、今應さ

に却くべからず、應さに佛の制し給ふ所に随つて學すべし、時に即ち共に此くの如きの制限を立つと。大迦葉、阿難に語りて言はく、汝佛法の中に於て、先きに女人を度せんことを求む、突吉羅罪を得、今應さに懺悔すべしと。阿難答へて言はく、大德、此れ我れ故らに作すに非ず、摩訶波闍波提は佛に於て大恩あり、佛母命過し、世尊を長養せり、大德迦葉、我れ今此れに於て自ら罪あることを見ず、大德を信するを以ての故に、今當さに懺悔すべしと。大迦葉復た言はく、汝世尊をして三反請はしむ、汝供養人となり、而も作さすと言ふ、突吉羅罪を得、今當さに懺悔すべしと。阿難、迦葉に答へて言はく、我れ故作せず、佛の爲めに人を供養するの難きを作す、是の故に能はずと言ふのみ、我れ此の中に於て自ら罪あることを見ず、大德を信するを以ての故に、今當さに懺悔すべしと。迦葉復た言はく、汝、佛の爲めに僧迦梨を縫ふ、脚踏して縫ふ、突吉羅を得、今應さに懺悔すべしと。阿難答へて言はく、大德迦葉、我れ慢して故らに作すにあらず、更に人の捉るなきが故に爾のみ、我れ此れに於て罪あることを見ず、大德を信するが故に、今當さに懺悔すべしと。迦葉復た言はく、世尊涅槃を取らんと欲し、三反汝に告ぐ、汝世尊に、世に住すること一劫、若しは過一劫にして、無数人をして利益を得しめ、世間の諸天人民を慈愍し、安樂を得しむることを請はず、汝突吉羅罪を得、今應さに懺悔すべしと。阿難答へて言はく、大德迦葉、我れ故らに作すにあらず、魔我が心に在り、我れをして佛に世に住することを請はざらしむ。我れ此の中に於て自ら罪あること

を見ず、大徳を信するが故に、今當さに懺悔すべしと。迦葉復た言はく、世尊世に在す時、汝に従つて水を索め給ふ、汝與へず、突吉羅罪を得、今應さに懺悔すべしと。阿難答へて言はく、我れ故らに作すに非ず、時に五百の乘車あり、水中より過ぐ、其の水甚だ濁れり、世尊之を飲みて思を作し給はんことを恐る、是の故に與へず。迦葉復た言はく、汝但應さに與ふべし、若し佛の威神、復た諸天能く人をして清淨ならしむ。阿難言はく、我れ此の中に於て自ら罪あることを見ず、大徳を信するが故に、今當さに懺悔すべしと。迦葉復た言はく、汝世尊に問ひたてまつらず、何者か是れ雜碎戒なりやを、突吉羅罪を得、今應さに懺悔すべしと。阿難言はく、我れ故らになすにあらず、我れ頼失なからんやを愁憂し、世尊に、何者か是れ雜碎戒なるやを問ひたてまつらず、我れ此の中に於て自ら罪あることを見ず、大徳を信するが故に今當さに懺悔すべしと。迦葉復た言はく、汝女人を遮せず、佛足を汗さしむ、突吉羅罪を得、今應さに懺悔すべしと。阿難答へて言はく、我れ故らに作すにあらず、女人は心軟かにして、佛足を禮したてまつる時、泣涙の手にて佛足を汗す、我れ此の中に於て自ら罪あることを見ず、大徳を信するが故に今當さに懺悔すべしと。時に大迦葉即ち白を作して言はく、大徳僧聽け、若し僧時到了らば、僧忍聽せよ、僧今優波離に法毘尼を問ふ、白すること是くの如しと。時に優波離即ち白を作す、大徳僧聽け、若し僧時到了らば僧忍聽せよ、僧今上座大迦葉をして問ひ、我をして答へしむ、白すること是くの如しと。時に大迦葉即ち問うて言はく、第一波羅夷、

本何の處にか起る、誰か先づ犯すやと。優波離答へて言はく、毘舍離にありて、須提那迦蘭陀子初めて犯すと。第二は復た何の處にか起るやと。答へて言はく、王舍城にありて、陀尼伽比丘陶師子初めて犯すと。復た問ふ、第三は本何の處にか起るやと。答へて言はく、毘舍離婆婁河邊にありて、比丘初めて犯すと。復た問ふ、第四は本何の處にか起るやと。答へて言はく、毘舍離婆婁河邊にありて、迦留陀夷初めて犯すと。是くの如く展轉して、所起の處に隨ふこと、初分に説くが如し。復た問ふ、第一不定法本何の處に起るやと。答へて言はく、舍衛國に在りて、迦留陀夷初めて犯すと。第二復た爾り。復た問ふ、毘薩耆本何の處に起るやと。答へて言はく、舍衛國にありて、六群比丘初めて犯すと。是くの如く展轉すること、亦初分に説くが如し。復た問ふ、初波逸提本何の處に起るやと。答へて言はく、釋迦瘦にありて、象力釋子比丘初めて犯すと。是くの如く展轉すること、初分に説くが如し。復た問ふ、波羅提提舍尼本何の處にか起るやと。答へて言はく、舍衛國に在りて、蓮花色比丘尼に因りて起ると。第二第三第四初分に説くが如し。復た問ふ、第一衆學法本何の處に起るやと。答へて言はく、舍衛國にありて、六群比丘初めて犯すと。是くの如く展轉すること、初分に説くが如し。比丘尼の別戒、律に説くところの如し。復た問ふ、最初に大戒を受くることを聽す、本何の處に起るやと。答へて言はく、波羅捺の五比丘にありと。復た問ふ、最初に説戒を聽すは、何の處にありやと。答へ

て言はく、王舎城に在りて、諸の少年比丘の爲めにすと。復た問ふ、初め安居を聽すは、本何の處に
か起るやと。答へて言はく、舍衛國に在りて、六群比丘に因りて起ると。復た問ふ、自恣本の處に
か起るやと。答へて言はく、舍衛國にありて、六群比丘に因りて起ると。是くの如く展轉して問ひ、
乃ち毘尼増一に至る、時に彼れ即ち比丘の一切の事を集めて、並びに一處に在りて比丘律となす、比
丘尼の事並びに一處にありて比丘尼律となす。一切受戒法を一處に集めて受戒難度となし、一切の布
薩法、一處に集めて布薩難度となす。一切の安居法、一處に集めて安居難度となす。一切の自恣法、
一處に集めて自恣難度となす。一切の皮革法、一處に集めて皮革難度となす。一切の衣法、一處に集
めて衣難度となす。一切の藥法、一處に集めて藥難度となす。一切の迦絺那衣法、一處に集めて迦絺
那衣難度となす。二律並びに一切の難度、調部、毘尼増一、都べて集めて毘尼藏となす。時に大迦葉
即ち白を作す。大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今阿難に法毘尼を問ふ、白すること
の如しと。時に阿難即ち復た白を作す。大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今大迦葉をして
問ひ、我れに答へしむ、白すること
是くの如しと。大迦葉即ち阿難に問うて言はく、梵動經は何の處
に在りて説くや、増一は何の處にありと説くや、増十は何の處にありて説くや、世界成敗經は何の
處にありて説くや、僧祇陀經は何の處に在りて説くや、大因緣經は何の處にありて説くや、天帝釋問
經は何の處にありて説くやと。阿難皆答ふ、長阿含に説くが如く、彼れは即ち一切の長經を集めて

長阿舎となし、一切の中經を中阿舎となし、一事より十事に至り、十事より十一事に至るを増一となし、比丘比丘尼優婆塞優婆私諸天を雜へ、帝釋を雜へ、魔を雜へ、梵王を雜へ、集めて雜阿舎となす。是くの如く生經、本經、善因緣經、方等經、未曾有經、譬喻經、舍婆提舍經、句義經、六八波羅延經、雜難經、聖偈經、是の如きを集めて難藏となす。有難無難禁相應作處を、集めて阿毘曇藏となす。時に即ち集めて三藏と爲す。時に長老富羅那、王舎城の五百の阿難漢共に法毘尼を集むと聞き、即ち五百の比丘と俱に王舎城に往き、大迦葉の所に至り、語ることは是くの如し。言はく、我れ聞く大徳五百の阿羅漢と共に法毘尼を集むと、我れ亦豫りて其の次に在りて法を聞かんと欲すと。時に大迦葉、此の因縁を以て比丘僧を集め、此の比丘の爲めに、更に優波離に問ふ、乃至集めて三藏と爲す、上に説く所の如し。彼れ言はく、大徳迦葉、我れ盡く此の事を忍可す、唯八事を除く。大徳、我れ親しく佛に従つて聞き、憶持して忘れず、佛は内宿、内煮、自煮、自取食、早起受食、從彼持食來、若しは雜菜、若しは池水出す所の食すべき者、是くの如きは皆餘食法を作さずして食することを得るを聽すと。大迦葉答へて言はく、實に汝の説くところの如し、世尊、殺貴き時は、世の人民相食して乞求すらも得難きを以て、比丘を慈愍するが故に、此の八事を聽す、時に世還た明熟にして、飲食多被なり。佛還た制して聽し給はずと。彼れ復た是の言を作さく、大徳迦葉、世尊は是れ一切知

- 【八七】 優婆提舍經 Upadesa (巴)
- 【八八】 波羅延經 Parāyana (巴)
- 【八九】 富羅那 Purana (巴)

見なり、制し已りて開し、開し已りて復た制すべからずと。迦葉答へて言はく、世尊は一切知見なるを以ての故に、宜しく制し已りて還た開し、開し已りて復た制すべし。富羅那、我等是くの如きの制を作す、是れ佛の制し給はざる所は應さに制すべからず、是れ佛の制し給ふ所は、則ち應さに却くべからず、佛の制し給ふ所の如く、戒は應さに隨順して學すべしと。王舍城に在る五百の阿羅漢、共に法毘尼を集む、是の故に法毘尼を集むるに五百人ありと言ふ。

七百集法毘尼

爾の時世尊般涅槃の後百歲、毘舍離の跋闍子比丘十事を行じて言はく、是の法は清淨なり、佛の聽し給ふ所なり、應さに兩指にて抄食すべし、聚落閉に得、寺内に得、後に聽可す、常法を得、和するを得、鹽と共に宿するを得、閣樓羅酒を飲むを得、不截坐具を畜ふるを得、金銀を受くることを得と。彼れ布薩の日に於て、檀越金銀を布施す、而も共に之を分つ。時に 耶舍伽那子あり、毘舍離の比丘是くの如きの事を行すと聞き、即ち跋闍子比丘の所に往き、檀越を勧めて、布薩の時に衆僧に金銀を布施せしむるを見る。僧中唱合して、伽那子比丘に與へしむ。即ち言はく、我れ受けず、何を以ての故に、沙門釋子は金銀を受取すべからず、沙門釋子は、珠寶を捨て飾好を著けすと。彼れ餘日に、分を作り已りて伽那子比丘に送與す。伽那子比丘言はく、我れ須ひず、我れ先に言ふ、沙門釋子は、珠寶を棄捨し飾好を著けすと。

【六〇】 耶舍伽那子 Yasa Kinnara-
nālakaputta (四)

彼れ即ち言はく、毘舍離の優婆塞願る、汝往いて教化して喜ばしめよと。時に即ち使を差して共に往かしむ。耶舍伽那子比丘、毘舍離の優婆塞の所に至り、語ることは是くの如し。言はく、汝實に我が語を願るや、我れ言ふ、沙門釋子は金銀を受取せず、珍寶を棄捨し飾好を著けずと。優婆塞に語りて言はく、世尊王舎に在す時、王の宮中に、王の群臣集まり、是くの如きの語を説く、沙門釋子、應に金銀を受取することを得べし、珍寶を捨てず、飾好を著けざるにあらざるべしと。時に彼の衆中に大長者あり、字は珠鬘、諸の大臣に語りて言はく、是の言を作すこと勿れ、沙門釋子金銀を受取し、珠寶を捨てず、飾好を著けざるにあらざると。何を以ての故に、沙門釋子は金銀を受取すべからず、珠寶を棄捨し飾好を著けずと。時に珠鬘長者、諸の大長者の爲めに解説し、各解を得て歡喜せしむ。珠鬘長者、後異時に於て、世尊の所に往き、頭面禮足却いて一面に坐し、先きの因縁を以て、具さに世尊に白して言さく、我れ即ち爲めに解説し、各歡喜せしむ。世尊、我れ是の言を説く、聖旨を違失し、如法に教へざる無からんやと。佛言はく、長者、汝の説く所の如し、如法如實にして、世尊の教法に違はず、何を以ての故に、沙門釋子は、金銀を受取すべからず、珠寶を除捨し、飾好を著けず、其れ金銀を受取る者あれば、則ち五欲を受く、若し五欲を受くれば、則ち沙門釋子の法にあらず、長者、汝若し沙門釋子の金銀を捉持するを見れば、決定して應に知るべし沙門の法に非ることとし。我れ是の説を作す、竹葦草木の爲の故に、金銀を乞求することを聽

すも、終つひに白みづから金銀こんごんを受取じゆしゆすべからずと。是この故ゆゑに離奢りしや、此この因縁いんねんを以もつて、沙門しやもん釋子しやくしは金銀こんごんを受取じゆしゆすべからず、珠寶じゆほうを棄捨きしつし、飾好じきかうを著つけず。離奢りしや、復またた異時いじに於おて、世尊せそん祇洹ぎわん中に在ありし、諸もろの比丘びくに告つげ給たまふ、四事じあるが故ゆゑに、日月にちげつをして明あきらならざらしむ、何等なんらをか四よとなす、阿修羅あしゆらと、烟雲えんうんと塵ちりと霧きりとなり、是これを四事じの日月にちげつをして明あきらならざらしむといふ、是かくの如ごとく、沙門しやもん婆羅門はらもんにも亦また四事じの汗染塵穢あせぞみちありて、沙門しやもん婆羅門はらもんをして、光顯くわうけんあることなからしむ。何等なんらか四よなる。或あるは沙門しやもん婆羅門はらもんあり、愛門あいもんあり、飲酒おんじゆして能よく除斷じよたんすること能あたはず、此これは是これ第一だいいちの塵穢ちんさいなり。或あるは沙門しやもん婆羅門はらもんあり、愛欲あいくの法ほふを行まひて捨離しつりすること能あたはず、此これは是これ第二だいにの塵穢ちんさいなり。或あるは沙門しやもん婆羅門はらもんあり、金銀こんごんを受取じゆしゆし飾好じきかうを捨すてず、此これは是これ第三だいにの塵穢ちんさいなり、或あるは沙門しやもん婆羅門はらもんあり、邪命じやめいを以もつて自活じくわつし、除斷じよたんすること能あたはず、此これは是これ第四だいにの塵穢ちんさいなり、是これを四事じと爲なす。此この四事じを以もつての故ゆゑに、沙門しやもん婆羅門はらもんをして、汗穢あせぞみち不明ふめいにして、光顯くわうけんあることなからしむと。世尊せそん爾とき即すなはち偈げを説といて言のたまはく、

貪欲あんよく垢けがに汗あせさるる沙門しやもん婆羅門はらもんは、
 飲酒おんじゆして心こころを散亂さんらんし、
 金銀こんごん瓔珞やうらくを受取じゆしゆす、
 沙門しやもん婆羅門はらもん、邪命じやめい以もつて自活じくわつす、
 日ひの雲翳うんたいを出いだすが如ごとし、

愚癡ぐぢに覆蓋ふくがいせられて好色かうしきに愛著あいせやくし、
 復またた愛欲あいくの法ほふを行まひ、
 此これを無智むち者と爲なす、
 佛ほとけは此これを説といて結けつと爲なす、
 光顯くわうけん威耀ゑいようなく不純淨ふじゆんじやうにして垢汗けあせなり、

盲冥闇の閉づるところ、

惡不善の業を造る、

怨憎甚だ増益し更に未來身を受く、

愛欲の使ふところ、

癡にして何ぞ能く道を行せん、

是の故に離奢、此の因縁を以ての故に、汝等當さに知るべし。沙門釋子は金銀を受取すべからず、

飾好を除去せよ、我れ是の語を説く、汝此の事を以て我れを信せざるやと。彼の離奢言はく、我れ信

せずとなすにあらず、我れ汝に信樂あり、汝此の毘舍離に住すべし、我れ當さに衣服飲食醫藥所須の

物を供給すべしと。時に伽那子比丘、諸の離奢の爲めに解説し、歡喜を得

せしめ已りて、彼の、彼の使比丘と俱に、婆闍子比丘の所に還る。遙に伽

那子比丘の來るを見、即ち使比丘に問うて言はく、伽那子比丘、諸の離奢を解諭して信を得るやと。

答へて言はく、爾りと。即ち言ふ、彼れ已に伽那子を信樂し、我等を持つて沙門釋子に非すととなすと。

婆闍子比丘問うて言はく、何の故ぞやと。即ち具さに先きの因縁を説く。彼の毘舍離比丘、伽那子比

丘に語つて言はく、汝先きに衆僧を罵る、罪を見るや不やと。答へて言はく、我れ衆僧を罵らすと。

彼れ即ち和合してために擧を作す。伽那子比丘是の念を作さく、我が此の誣事は、若し長老 離婆

多を得て、我がために伴となせば、便ち如法に滅することを得べしと。彼れ即ち餘人に問うて言はく、

離婆多何處に在ると。彼れ即ち答へて言はく、聞く 婆呵河邊に在りと。即ち婆呵河邊に往くに、

【九】 離婆多、Mogallana (巴)

【十】 婆呵河、Mogghira (巴)

離婆多在らさず、彼れ即ち問ふ、離婆多何處にか在ると。彼れ即ち答へて言はく、聞く 伽那憍闍

國にありと。即ち彼の國に往くに、既に至れば離婆多復た在らさず、復た問ふ、離婆多何處に居るや

と。答へて言はく、畜阿伽樓羅國に在りと。即ち彼の國に往く、而も復た在らさず。即ち問ふ、離婆

多何處に在るやと。答へて言はく、僧伽藍國に在りと。即ち復た彼の國に往き離婆多を見る。衆僧の

集まれるに値ふ。離婆多供養の弟子に問うて言はく、汝大徳、長老離婆多是衆僧中に往くや不やと。

答へて言はく、當さに往くべしと。時に離婆多、集僧中に往き、説法を聽き已りて、夜半後、尼師

壇を掘りて屋に還る。時に耶舍伽那子、亦僧中に在りて集まり、法を聽き

已り、夜半後尼師壇を掘り、離婆多の所に往く、彼れ是の念を作さく、

今正に是れ時なり、當さに具さに先きの因縁を説き、其れをして聞くこと

を得せしむべしと。彼れ即ち離婆多に問うて言はく、大徳上座、二指抄食を得るや不やと。彼れ

還つて問うて言はく、云何んが二指抄食と。答へて言はく、大徳長老、足食已りて、威儀を捨て、

餘食法を作さず、二指食を抄し食することを得るや不やと。離婆多言はく、爾るべからずと。問う

て言はく、何の處に在りてか制すると。答へて言はく、舍衛國に在りて、餘食法を作さずして食す、

是の故を以て制すと。復た問うて言はく、大徳長老、村間を得るや不やと。彼れ還つて問うて言は

く、云何んが村間を得ると。答へて言はく、大徳長老、足食已り、威儀を捨て、餘食法を作さず、

【九三】 伽那憍闍 Kanakajjā
【九四】 阿伽樓羅國 Aggathapana

一 巴

村中の間に往きて食を得るなりと。離婆多言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、舍衛國に在り、餘食法を作さずして食す、是の故を以て制すと。彼れ問うて言はく、大德長老、寺内を得るや不やと。彼れ還つて問うて言はく、云何んが寺内を得ると。答へて言はく、大德長老、寺内にありて別衆羯磨を得るなりと。離婆多言はく、爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、王舍城布薩難度の中に在りて制すと。大德長老、後に聽可することを得るや不やと。還つて問うて言はく、云何んが後に聽可することを得ると。答へて言はく、大德長老、界内にありて別衆羯磨し、已りて後に聽可するなりと。離婆多言はく、爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制すると。答へて言はく、王舍城布薩難度の中に在りて制すと。復た問ふ、常法を得るや不やと。還つて問うて言はく、云何んが常法を得ると。答へて言はく、大德長老、此に是れを作し已りて言はく、是れ本來作す所と。彼れ答へて言はく、比丘知るや不や、應さに修多羅毘尼を觀じ、法律を檢校すべし、若し毘尼を觀せず、法律を檢校せず、而も法に違反し、若し已に作さば作すべからず、未だ作さざれば亦作すべからず、若し修多羅毘尼を觀じ、法律を檢校し、修多羅と相應し、法律と相應し、本法に違せざるは、若しは已作、若しは未作、應さに作すべし。復た問うて言はく、大德長老、和を得るや不やと。彼れ還つて問うて言はく、云何んが和を得ると。答へて言はく、大德長老、足食已りて威儀を捨て、酥油蜜生酥石蜜酪を以て、一處に和して

食することを得るや不_レやと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、舍衛國に在りて、餘食法を作さずして食す、是の故を以て制すと。復た問ふ、大德長老、鹽と共に宿するや不_レやと。彼れ還つて問うて言はく、云何んが鹽と共に宿する。答へて言はく、大德長老、共宿の鹽を用ひて、食中に著けて食するを得るや不_レやと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、舍衛國藥毘度の中に在りて制すと。復た問うて言はく、大德長老、閣樓羅酒を飲むを得るや不_レやと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、拘睭彌國にあり、長老婆伽陀比丘に因りて制すと。復た問ふ、大德長老、不割截坐具を畜ふるを得るや不_レやと。答へて言はく畜ふべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、舍衛國に在り、六群比丘に因りて制すと。復た問ふ、大德長老、金銀を受取るを得るや不_レやと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、王舍城にあり、跋難陀釋子に因りて制すと。彼れ言はく、大德長老、毘舍離の婆闍子比丘、此の十事を行じて言はく、清淨如法にして、是れ佛の聽し給ふところと。彼れ檀越を勸めて、布薩の時に於て、衆僧に金銀を施さしめ、分物人をして分たしむと。彼れ言はく、餘人に語ること莫れ、能を以ての故に、恐らくは諸の比丘、見る所同じからずして和合を與へずと。比丘汝阿吽恒河山中に往くべし、彼の處

【九五】 阿吽恒河山 Anuranga-palasa (梵)

(九五) 三浮陀比丘あり、是れ我れと同和上なり、六十波羅離子比丘と共に住す。彼れ皆勇猛精進にして、度するに畏るるところなし。此の因縁を以て、具さに彼れが爲めに説き已りて共に婆呵河の邊に期せよ、我れも亦當さに往くべしと。時に耶舍伽那子比丘即ち彼の山中に往き、三浮陀の所に至り、此の因縁を以て、具さに彼れに向つて之を説き、婆呵河の邊に期せん、大徳離婆多亦當さに來るべしと。時に毘舍離の婆闍子比丘、耶舍伽那子比丘の、人間に往いて伴黨を求索すと聞き、彼れ即ち大に毘舍離の好衣を持つて、離婆多の弟子の所に往き、語つて言はく、我れ大徳離婆多の爲めの故に、此の好衣を持ちて與ふ、今止めて與へざれば、即ち廻して汝に與ふ、取るべしと。彼れ言はく、止めよ止めよ我れ受けずと。彼れ復た慇懃に逼つて受けしむ。彼れ遂に便ち受く、既に受け已りて是の言を作す、長老、彼の波夷那と波梨と、二國の比丘共に諍ふ。世尊出でて波夷那に在り、願はくは大徳、波夷那の比丘を助けよと。彼れ即ち答へて言はく、汝癡人、我れを持つて不淨部中に在らしむ、汝去れ、復た汝を須ひずと。彼れ遣を得已りて、便ち毘舍離婆闍子比丘の所に往き、語ることは是くの如し、言はく、長老、我先きに汝に語る、大徳離婆多尊重なり、言を爲すべきこと難し、我れ語ること能はずと、今大に責めらるると。彼れ問うて言はく、何等をか説くと。彼れ言はく、已に我を遣ると。復問うて言はく、汝幾臘ぞと。答へて言はく、十二歳と。問うて言はく、汝十二歳、猶故

〔九五〕 三浮陀 Tṛṇḍhāta (梵)

〔九六〕 波羅離子比丘 Parileyya

Paṭhikūta (梵)

〔九七〕 波夷那 Paṭṭhāna (梵)

〔九八〕 波梨 Pāṭhāna (梵)

〔九九〕 波梨 Pāṭhāna (梵)

遣を怖畏するやと。答へて言はく、我れ供養を受けず、云何んぞ畏れざらんと。時に彼の離婆多及び諸の比丘、是くの如く語た。我等今當さに諍所起の處に往くべしと。即ち船に乗じて恒水の中より往く。時に天熱くして疲極す、船を住めて、岸邊の蔭下に在りて息む。時に 100、婆搜村に長老あり、道に在りて行く。是くの如きの念を作さく、我れ今此の諍事、當さに修多羅毘尼を觀じ、誰か法語、誰か非法語なるやを知るべしと。彼れ即ち修多羅毘尼を觀じ、法律を檢校し、便ち波梨國の比丘は是れ法語、波夷那の比丘は非法語と知る。時に天あり、身を現せずして讚して言はく、善い哉善男子、汝の觀するところの如し、波梨比丘は如法語なり、波夷那の比丘は非法語なりと。時に諸の長老、即ち共に毘舍離に往く、毘舍離に長老あり、字は一切去、是閻浮提中の最上座なり。時に三浮陀、離婆多に語りて言はく、今一切去上座の屋中に往きて宿し、具さに此の事を説き、其れをして聞くを得しめんと。時に二人即ち共に相隨ひ、往いて彼の屋に至る。時に一切去長老、夜坐禪思惟して夜已に久し。離婆多是の念を作さく、此の上座年已に老い、氣力羸劣なり、而かも久しく坐することは是くの如し、泥んや我の而も久しく坐せざらんやと。時に彼の長老、即ち復た久しく坐して思惟し、夜已に過ぐることも多し。離婆多に語つて言はく、長老、汝此の夜何の法をか思惟する。答へて言はく、我れ先きに白衣の時、嘗て慈心を習ふ、此の夜思惟して慈三昧に入ると。彼れ即ち言はく、汝此の夜小定に入る、何を以ての故に、慈心三昧は是れ小定な

【100】婆搜村 Vasāḍḍa (梵)

りと。即ち復た問うて言はく、大徳一切去、此の夜何法をか思惟すると。答へて言はく、我れ先きに白衣の時空法を習ふ、我れ此の夜空三昧に入ると。彼れ言はく、大徳此の夜大人の法を思惟す、何を以ての故に、大人の法は空三昧に入ると。彼れ是の念を作さく、今正に是れ時なり、先きの因縁を説いて、其れをして知ることを得せしむべしと。彼れ問うて言はく、大徳長老、二指抄食を得るや不やと。問うて言はく、云何んが二指抄食を得る。答へて言はく、大徳、足食已りて威儀を捨て、餘食法を作さずして、二指抄食を得て食ふと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、舍衛國に在り、餘食法を作さずして食ふ、是の故を以て制すと。是の如く一一に説き、乃至布薩の時金銀を受取し、分物人をして分たしむ、上に説くが如し。彼れ即ち言はく、餘人に語ること勿れ、恐らくは人心同じからず、和合することを得ずと。一切去上座第一上座たり、三浮陀第二上座、離婆多第三上座、婆搜村は是れ第四上座、阿難は皆其の和尙たり。時に長老一切去、僧事を知る、時に上座即ち白を作す、大徳僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、今僧法毘尼を論ず、白することは是くの如しと。時に波夷那比丘、波梨比丘に語りて言はく、汝等今平當の人を出すべしと。彼れ即ち言はく、上座一切去、離婆多、耶舍、一〇二蘇曼那は是れ平當の人と。波梨比丘、波夷那比丘に語りて言はく、汝等も亦應に平當の人を出すべしと。彼れ即ち言はく、長老三浮陀、婆搜村長老、沙留、

【一〇】蘇曼那 Samana
【一一】沙留 Sāliha (梵)

【一〇三】不闍蘇摩は是れ平當の人と。是の中に 阿夷頭比丘あり、勸化に堪任す。彼の比丘言はく、此の比丘を以て數中に在かん。何を以ての故に、彼れ在所の處、當さに我等がために勸化すべしと、即ち數中に著く。彼の 諸の上座是の念を作さく、我等若し衆中に在りて此の事を問はば、恐らくは更に餘の諍事を生じ、誰か是を語り、誰か非を語るを知らず、我等今寧ろ差次して別處に在り、共に平論すべきかと。彼の長老是の念を作さく、我等何れの別處に於て、此の事を平宜せんと。即ち言はく、當さに 婆梨林中に於てすべしと。時に一切去長老即ち白を作す、大德僧聽け、此くの如く僧のために舉せらるる所の比丘、若し僧時たらば、僧忍聽せよ、婆梨林中に於て法毘尼を論ず、餘の比丘は中に在らず、白することは是くの如しと。

是くの如く白をなし已り、應さに羯磨して二三比丘を差すべし、餘の比丘を取りて婆梨林中に至らんと欲す。時に一切去上座、此の因縁を以て比丘僧を集む、是くの如く諸の上座皆集まる。時に一切去上座即ち白を作す、大德僧聽け、若し僧時たらば、僧忍聽せよ、今僧法毘尼を論ず、白することは是くの如しと。時に離婆多即ち白を作す、大德僧聽け、若し僧時たらば僧忍聽せよ、僧今一切去上座に法毘尼を問ふ、白することは是くの如しと。時に上座一切去、即ち復た白を作す、大德僧聽け、若し僧時たらば僧忍聽せよ、僧今離婆多をして問ひ、我れに法毘尼を答へしむ、白することは是くの如しと。離婆多問うて言はく、大德上座、二指淨なることを得るや不やと。還つて

【一〇三】不闍蘇摩 Khamjissamhita
 (梵)
 【一〇四】阿夷頭 Ajita
 【一〇五】婆梨林 Vāṭṭāraṃ (梵)

問うて言はく、云何んが二指淨と。答へて言はく、大徳長老、足食已りて威儀を捨て、二指抄食を得て食すと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りてか制する。答へて言はく、舍衛國に在り、餘食法を作さずして食す、是の故を以て制すと。此れは是れ第一事、法に非ず、毘尼に非ず、佛の教ふる所に非ず、別處平宜已り、一 舍羅を下す。是くの如く一一に檢校し、乃至十事は法に非ず、毘尼に非ず、佛の教ふる所に非ず、皆舍羅を下す。彼の諸の長老是の語を作す、我等の如き、今別處に於て此の事を平宜し已る、今復た僧中に於て、是くの如く檢校せんと欲す、何を以ての故に、衆人をして皆知らしむるが故にと。彼の諸の長老、皆毘尼離に往く。時に一切去上座即ち比丘僧を集め已りて白を作す。大徳僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今法毘尼を論す。白すること足くの如しと。長老離婆多即ち白を作す。大徳僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、今一切去上座に法毘尼を問ふ、白すること是くの如しと。時に一切去上座即ち白を作す、大徳僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今離婆多をして法毘尼を問ひ、我れに答へしむ、白すること是くの如しと。離婆多即ち問うて言はく、大徳長老、二指淨なることを得るや不やと。彼れ問うて言はく、云何んが二指淨なることを得る。答へて言はく、大徳長老、足食已りて威儀を捨て、餘食法を作さず、二指抄食を得て食すと。答へて言はく爾るべからずと。問うて言はく、何の處に在りて制する。答へて言はく、舍衛國に在りて、餘食法を作さずして食す、是

【二六】舍羅の語第一

の故に制すと。此れは是れ第一事、法に非ず、毘尼に非ず、佛の教ふる所に非ず、僧中に於て檢校し已り、一舎羅を下す。是くの如く一に檢校し、乃至十事、法に非ず、毘尼に非ず、佛の教ふる所に非ず、僧中に於て檢校し已りて、皆舎羅を下す。毘舍離に在りて、七百の阿羅漢集まりて法毘尼を論ず、故に七百集法毘尼と名づく。

調部、一

爾の時世尊毘舍離に在しき、時に優波離即ち座より起ち、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、須提那伽蘭陀子、故二と不淨行を行す、是れ波羅夷を犯すや不やと。佛言はく、優波離、最初は未だ戒を制せざれば不犯なりと。爾の時婆闍子比丘、愁憂して樂まず、淨行を樂はず、故二と不淨を行す、我れ將た波羅夷を犯さざるなからんや、云何せんを知らず、即ち同伴の比丘に語る、世尊諸の比丘の爲めに戒を制し給ふ、若し比丘不淨行を犯し、姪欲の法を行すれば、波羅夷不共住を得と。而も愁憂して樂まず、淨行を樂はず、家に還りて、故二と不淨を行す、我れ將た波羅夷を犯さざるなからんや、善い哉長老、我が爲めに佛に白すべし、佛の教ふる所に隨つて、我れ當さに奉行すべし、我れ若し復た佛法の中に於て、淨行を修することを得るを得ば、我れ當さに之を行すべしと。時に彼の比丘、即ち佛所に往き、頭面禮足し、却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊爾の時此の因縁を以て、比丘僧を集め、無數に方便して婆闍子比丘を呵責して言はく、汝の所爲

は非なり、威儀に非ず、沙門の法に非ず、淨行に非ず、隨順行に非ず、爲すべからざる所なり、
 云何んぞ癡人、淨行を樂はず、而も家に還りて故二と不淨を行す。入りては便ち波羅夷不共住を
 犯す。若し餘の比丘あり、愁憂して樂まず、淨行を樂はざるものは、捨戒して去ることを聽す。若
 し復た佛法に於て清淨行を修せんと欲する者は、還つて出家して大戒を受くることを聽すと。爾の
 時優波離坐より起ちて、偏袒右肩右膝地に著け、合掌して世尊に白して言さく、是の道に道想を作す
 は犯とせんや不やと。佛言はく波羅夷と。復た問ふ、是の道の疑はしきは、是れ犯なりや不やと。佛
 言はく波羅夷と。復た問ふ、是の道を非道想するは、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。復た問
 ふ、非道に道想するは、是れ犯すや不やと。佛言はく憍蘭遮と。非道の疑はしきは、是れ犯すや不や
 と。佛言はく憍蘭遮と。復た問ふ、是れ男なるに女想を作して不淨を行す、是れ犯すや不やと。佛言
 はく波羅夷と。復た問ふ、是れ女に男想を作して不淨を行す、是れ犯すや不やと。佛言はく波
 羅夷と。此の男に於て、彼の男想を作して不淨を行す、是れ犯すや不やと。佛言はく波
 羅夷と。此の女に於て、彼の女想を作して不淨を行す、是れ犯すや不やと。佛言はく波
 羅夷と。比丘あり、女衆と不淨を行す、彼れ疑ふ、是れ波羅夷を犯すや不やと。佛言はく犯すと。是くの如く、
 牝牛馬鹿鹿羊猪狗鴈鳥孔雀鷄、是くの如きは一切盡く波羅夷なり。

爾の時世尊毘舍離に在しき。時に一乞食の比丘あり、林間に在りて住す。雖獼猴ありて林間を行く。

此の比丘人闍に出でて乞食し、持ちて林中に還りて食し、餘食あれば此の獼猴に與ふ。獼猴遂に便ち親近して東西に隨逐す、乃至手捉して去らす。時に比丘即ち共に不淨を行す。時に衆多の比丘、房舎器具を按行し、次いで彼の林中に至る。彼の獼猴來りて、諸の比丘の前に在りて住し、尾を擧げて相を現す。彼の諸の比丘是くの如きの念を作す、此の獼猴今我等の前にありて、相を現すること是くの如し、將た餘の比丘ありて、此の獼猴を犯すことあるなからんやと。卽使ち隠れて屏處に在りて之を伺ふ。時に乞食の比丘、食を持ちて林中に還り、食し已りて餘食を以て獼猴に與ふ。獼猴食し已りて共に不淨を行す、彼の諸の比丘觀見し、卽ち問うて言はく、長老、佛は不淨を行することを得すと制し給はざるやと。彼れ答へて言はく、佛は人女を制し給ふも、畜生を制し給はざと。時に諸の比丘、佛所に往き、頭面禮足して、却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊爾の時、此の因縁を以て比丘僧を集め、彼の乞食比丘を呵責して言はく、汝の所爲は非なり、威儀に非ず、沙門の法に非ず、淨行に非ず、隨順行に非ず、爲すべからざる所なり。云何んぞ乃ち獼猴と共に不淨を行す。入りては便ち波羅夷なり、癡人共住すべからずと。爾の時優婆塞坐より起ち、偏露右肩右膝地に著け、合掌して世尊に白して言さく、大德、若し比丘餘の畜生と不淨を行せば、是れ波羅夷を犯すや不やと。佛言はく犯すと。

爾の時世尊王舍城に在しき。難提比丘あり、坐禪して世俗心の解脫を得、第四禪より覺の已る。時

に魔天女即ち前に在りて立つ。比丘捉へて犯さんと欲す、魔女便ち外に出づ、比丘亦隨つて外に出づ、彼れ屋欄の外に出づ、比丘も亦隨つて屋欄の外に出づ、彼れ中庭に出づ、比丘も隨つて中庭に出づ、彼れ寺外に出づ、比丘も亦寺外に出づ。寺外に死せる驢馬あり、彼れ死馬の所に於て便ち滅して、天の形現せず。時に難提比丘、便ち死馬形に於て不淨行を行す。不淨行を行じ已りて、都べて覆藏心の形現せず。即ち是の念を作さく、世尊諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、不淨を行することを得ず、若し不淨を行すれば波羅夷不共住と。而るに我れ今不淨を行す、都べて覆藏心あることなし、將た波羅夷を犯すことなからんや、我れ當さに云何んがすべきと。即ち同伴の比丘に語る、世尊諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、若し比丘不淨を行すれば、波羅夷不共住を得と。而るに我れ今不淨を犯す、都べて覆藏心なし、將た波羅夷を犯すなからんや、善い哉長老、我が爲めに佛に白せ、佛の教ふる所に隨つて、我れ當さに奉行すべしと。時に諸の比丘佛所に往き、頭面作禮して、却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊爾の時、此の因縁を以て比丘僧を集め、告げて言はく、今僧難提比丘に波羅夷戒を與ふ、白四羯磨して是くの如く與へよ、彼の比丘應さに僧中に往き、革履を脱し、偏露右肩右膝地に著け、合掌して是くの如く白すべし。大德僧聽け、我が難提比丘、好歡の法を犯し、都べて覆藏心なし、今僧に従つて波羅夷戒を乞ふ、願はくは僧慈愍の故に、我れに波羅夷戒を與へ給へと。是くの如く第二第三も説く。衆中羯磨に堪能なる人を差し、上の如く是くの如きの白を

作すべし。大徳僧懸け、此の難提比丘、姪欲の法を犯す、都べて覆藏心なし、今僧に従つて波羅夷戒を乞ふ、若し僧時到了は僧忍難せよ、僧今難提比丘に波羅夷戒を與ふ、白すること、是くの如しと。大徳僧懸け、此の難提比丘姪欲の法を犯す、都べて覆藏心なし、今僧に従つて波羅夷戒を乞ふ、誰か諸の長老忍す、僧難提比丘に波羅夷戒を與ふるものは默然せよ、誰か忍せざるものは説けと。是れ初羯磨なり。第二第三も是くの如く説く。僧已に難提比丘に波羅夷戒を與へ竟る、僧忍して默然たるが故に、是の事はく、如く持つ、波羅夷戒を與へ已りて、應さに隨順して行すべし。是の中に隨順の行法とは、人に大戒を授け、人に依止を與ふべからず、沙彌を畜ふべからず、比丘尼を教授することを受くべからず、設ひ差すとも往いて教ふべからず、僧のために戒を説くべからず、僧中に在りて、毘尼を問答すべからず、僧の差使を受けて、知事人と作るべからず、僧の差を受けて、別處に事を平斷すべからず、僧の差の使命を受くべからず、早く聚落に入り、暮に通りて還るべからず、應さに比丘に親附すべし、外道白衣に親附すべからず、應さに比丘法に隨順すべし、餘の俗語を説かざれ、更に此の罪を犯すべからず、餘も亦應せず、若しは相似たる、若しは此れより生じたる、若しは此れより重き者なり。非羯磨すべからず、非羯磨とは、清淨比丘の敷座、洗足水、水器、拭革屣、揩摩身、及び禮拜、迎送、問訊を受くべからず、清淨比丘の捉持せる衣鉢を受くべからず、清淨比丘を擧して、作憶念作自言を爲すべからず、他の語を助くべからず、説戒自恣を遮すべからず、清淨比丘と

諍ふべからず、波羅夷戒を與ふる比丘の爲めに、僧戒を説き及び羯磨する時は、來るも來らざるも無犯なり。諸の比丘是くの如きの語を作す。比丘波羅夷戒を與へ已りて復た重ねて犯さば、應さに更に波羅夷戒を與ふことを得べきや不やと。佛言はく、爾るべからず、應さに滅擯すべしと。爾の時に比丘あり體軟弱なり、男根を以て口中に内る、彼れ疑ふ、我れ將た波羅夷を犯すべからんやと。佛言はく犯すと。時に比丘あり、字は藍婆那、男根長し、持ちて大便道中に内る、彼れ疑ふ、我れ將た波羅夷を犯さざらんやと。佛言はく、犯すと。時に比丘あり、男根起つ、異比丘即ち持ちて自ら口中に内る、此の比丘以て樂と爲さず、即ち却つて受けず、疑を生ず、我れ將た波羅夷を犯すべからんやと。佛言はく、汝は不犯、彼の比丘は犯すと。時に乞食の比丘あり、晨朝衣を著け鉢を持ちて白衣の家に至る、白衣の家に小兒ありて眠る、男根起つ、比丘即ち持ちて自ら口中に内れ已つて疑を生ず、我れ將た波羅夷を犯すべからんやと。佛言はく犯すと。時に比丘あり、餘の比丘を捉へて共に姪を行す、彼れ疑ふ、我れ將た波羅夷を犯すべからんやと。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく受くと。佛言はく、二俱に波羅夷と。時に比丘あり、沙彌と共に姪を行す、疑ふらくは我れ將た犯すべからんやと。佛言はく、汝が沙彌樂を受くるや不やと。答へて言はく受くと。佛言はく二俱に犯すと。時に沙彌あり、大比丘を捉へて共に姪を行じて疑ふ。佛言はく、比丘汝樂を受くるや不やと。答へて言はく受くと。佛言はく二俱に犯すと。時に沙彌あり、沙彌と共に

に姪を行じて疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく受くと。佛言はく二俱に犯すと。時に比丘あり、強ひて比丘と共に姪を行す、樂を受けずして還出して疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく受けずと。佛言はく、汝無犯、入るる者は犯すと。時に比丘あり、強ひて沙彌を捉へて姪を行す、樂を受けずして還出して、彼れ疑ふ。佛言はく沙彌樂を受くるや不やと。答へて言はく受けずと。佛言はく、汝不犯、入るる者は犯すと。時に沙彌あり、強ひて比丘を捉へて共に姪を行す、樂を受けずして還出して疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝は不犯、入るるものは犯すと。時に沙彌あり、強ひて沙彌を捉へて姪を行す、樂を受けずして還出して疑ふ。佛言はく、汝沙彌樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく、汝は不犯、入るる者は犯すと。時に比丘あり、自身の根壞して覺觸する所なし、彼れ是の念を作す、我れ覺觸せず、姪を行すとも無犯なることを得んと。彼れ即ち姪を行じ已りて疑ふ。佛言はく、汝波羅夷を犯すと。時に比丘あり、男根起たず、念じて言はく、我れ姪を行するも無犯なりと。即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく、汝波羅夷を犯すと。時に比丘あり是の念を作す、我れ眠れる女人と姪を行せんに、彼れ樂を覺せず、無犯なることを得んと。即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷を犯すと。時に比丘あり是の念を作す、醉へる女人と姪を行せんに、彼れ樂を覺せず、無犯なることを得んと。即ち共に姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。

時に比丘あり是の念を作す、我れ曠蕪の女人と共に姪を行せん、彼れ樂を受けず無犯なることを得んと、即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。時に比丘あり是の念を作す、我れ苦痛の女人と共に姪を行せんに、彼れ樂を受けず無犯なることを得んと。即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。時に比丘あり是の念を作す、我れ身根の壊せる女人と共に姪を行せんに、彼れ樂を覺せず無犯なることを得んと。即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。時に比丘あり是の念を作す、我れ強ひて女人を捉へて共に姪を行せんに、彼れ樂を受けず無犯なることを得んと、即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。時に比丘あり是の念を作す、我れ強ひて黃門を捉へて姪を行せんに、彼れ樂を受けず無犯なることを得んと、即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。時に比丘あり是の念を作す、我れ男子を捉へて姪を行せんに、彼れ樂を受けず無犯なることを得んと、即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく、汝波羅夷と。時に女人あり、強ひて比丘を捉へて姪を行す、比丘樂を受けず暹出して彼れ疑ふ。佛言はく、比丘汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝不犯と。時に黃門あり、強ひて比丘を捉へて共に姪を行じて疑ふ。佛言はく、比丘汝樂を受くるや不やと。答へて言はく受けずと。佛言はく汝不犯と。時に男子あり、強ひて比丘を捉へて共に姪を行す、彼れ樂を受けず、暹出して疑ふ。佛言はく、比丘汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝不犯と。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、比丘を捉へて大便秘道、若しは口中に姪を

行す、彼の身に樂を受け、還出して疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるをやと。答へて言はく樂を受くと。佛言はく二俱に波羅夷と。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、比丘丘、沙彌、沙彌尼、式又摩那を捉へて、大小便道口中に姪を行す、彼れ樂を受けて還出して疑ふ。佛言はく、汝沙彌尼樂を受くるをやと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく、汝は不犯、彼れは犯すと。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、眠比丘を捉へ、大便道口中に姪を行す、彼れ眠りて覺えず、覺むる時も亦知らず、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝覺ゆるをやと。答へて言はく、覺ゆるをやと。答へて言はく、覺えずと。佛言はく汝は不犯、彼れは犯すと。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、眠れる比丘尼、式又摩那、沙彌、沙彌尼を捉へ、大小便道口中に姪を行す、彼れ眠りて覺えず、覺むる時亦知らず、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝覺ゆるをやと。答へて言はく覺えずと。佛言はく、汝沙彌尼は不犯、彼れは犯すと。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、眠れる比丘の大便道口中に於て姪を行す、彼れ眠り覺めて樂を受けず、還出して彼れ疑ふ。佛言はく汝樂を受くるをやと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝は不犯、入る者は犯すと。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、眠れる比丘尼、式又摩那、沙彌、沙彌尼の大小便道口中に姪を行す、彼れ眠りて覺えず、覺の已りて樂を受けずして疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるをやと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝は不犯、彼の入るものは犯すと。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、眠比丘の大便道口中に於て姪を行す、彼れ眠りて覺えず、覺の已りて知りて

樂を受け、還出して疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるや不々と。答へて言はく受くと。佛言はく二俱に犯すと。時に惡比丘、惡沙彌、惡阿蘭若あり、眠れる比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼の大小便道口中に於て姪を行す、彼れ眠りて覺えず、覺めて乃ち知りて樂を受く。佛言はく、汝樂を受くるや不々と。答へて言はく樂を受くと。佛言はく二俱に犯すと。時に蓮華色比丘尼、晝日戸を開きずして眠る。賊屋に入り、姪を行じ已りて去る。彼れ眠りて覺えず、覺め已りて不淨の身を汗すを見て、彼れ是の念を作す、我が身不淨ありて汗すや、將一人ありて姪して我れを犯す、なからんやと、彼れ疑ふ。佛言はく不犯、比丘尼は、晝日戸を開きずして眠るべからずと。爾の時難陀比丘尼あり、晝日華樹の下、衆人戯るる處にあり、賊あり捉へて姪犯す、彼れ疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるや不々と。答へて言はく、天徳、鐵鐵を體に入るるに似たり。佛言はく、無犯、比丘尼は是くの如き處に住すべからずと。爾の時乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ち白衣の家に至る、彼の門下に小狗子を繋ぐ。比丘を見て便ち聲を作す、比丘慈愍して解放し去らしむ。比丘復た餘處に往く、故二見て喚び共に不淨を行す。彼れ是の念を作す、我れ他の狗子を放ち去らしむ、已に波羅夷を犯す、便ち故二と共に不淨を行すと。諸の比丘是くの如きの念を作す、此の比丘前を犯すとせんや、後を犯すとせんやと。佛言はく、前は不犯、後を犯す、他の狗子を放ちて去らしむべからずと。時に比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往く。豚子ありて水中に溺るるを見、比丘を見て便ち聲を作す、比丘慈愍して即ち出

し放ち去らしむ。復た餘處に往き、故私通女人を見、喚んで共に不淨を行す。彼れ是の念を作す、我れ他の豚子を放ち去らしむ、已に波羅夷を犯す、便ち共に不淨を行すと。餘の比丘是の念を作す、此の比丘前を犯すとせんや、後を犯すとせんやと。佛言はく、前は不犯、後は犯す、而かも是くの如き事を作すべからずと。時に異女人あり、屠牛處に往き、肉を買ひて持ち行く。鴟鳥あり、其の肉を抄撮して空中に在り、失つて乞食比丘の鉢中に墮す、彼の女人是を見て即ち語つて言はく、大徳、此れは是れ我が肉なり、持ち去ること莫れと。比丘答へて言はく、我が鉢に墮つ、汝が肉に非ずと。持ち去りて還さず。前行して姪女を見る、此の比丘を喚んで共に不淨を行す。彼れ是の念を作す、我れ向きに他の肉を持ち來る、已に波羅夷を犯す、即ち此の女人と共に不淨を行すと。諸の比丘是の念を爲す、彼の比丘前を犯すとやせん、後を犯すとやせんと。佛言はく、前は無犯、後は犯す、而も是くの如き肉は受くべからず。時に比丘あり、狗口中に於て姪を行す、彼れ疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、衣を褰げて小便す、狗あつて小便を舐め、以て漸く前んで男根を含む。彼れ樂を受けず、即ち還出して便ち疑ふ。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく不犯と。時に比丘あり、衣を褰げて小便す、狗あつて小便を舐め、復た前んで男根を含む。彼れ樂を受け已りて還出して疑ふ。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受くと。佛言はく汝波羅夷と。時に比丘あり、衣を褰げて

【C7】伊羅婆提河 Aśramā

あり男根を含む、彼れ樂を受けずして還出して疑ふ。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく不犯と。時に比丘あり、衣を褰けて伊羅婆提河を渡る、魚あり男根を含む、彼れ樂を受けて還出して疑ふ。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受くと。佛言はく汝汝羅夷と。時に比丘あり、大小便道の中間に煙を行じ、彼れ疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。(二〇) 膻中、曲脚の閉、脇邊乳閉、腋下耳鼻中、齋孔中、繩牀木牀の閉、大小禰の閉、枕邊にあり、地泥搏の閉、著持口中に在り、若しは道想、若しは疑、一切偷蘭遮なり。爾の時乞食の比丘あり、晨朝衣を著け鉢を持し往いて白衣の家に至る。童女あり、門内に在りて仰臥して睡る。彼れ是の念を作す、我れ若し男根姪犯して入れば便ち波羅夷と、即ち足の五指を以て彼女の根中に内れて疑ふ。佛言はく僧殘と。時に比丘あり、欠口なり。異比丘あり、男根を以て口中に内る、彼れ樂を受けず、之を出して疑ふ。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝は不犯入るる者は犯す。今より已去、若しは欠口の時、應さに手を以て口を障ふべしと。時に比丘あり、浴室の中に於て、異比丘のために身を措す、此の比丘身軟なり、異比丘即ち欲心を生じ、便ち其に煙を行す。彼れ樂を受けず、還出して彼れ疑ふ。佛言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝は無犯、彼の入るるものは犯すと。爾の時世尊舍衛國に在しき。比丘あり、晝日戸を開きすして眠る、男根起つ、時に衆多の女人あり、

【二〇】膻は肥貌

僧坊に至りて觀看す、彼の比丘の屋に至り、比丘の仰眠し、男根の起つを見、見じりて慚愧し、痰疾にして出づ。諸の女人中に賊女ありて共に行く。賊女屋に入り、即ち比丘の形上に於て姪を行す、姪を行じりて、華鬘を持ちて、男根の頭に繋けて去る。彼の比丘眠りて覺えず、覺のじりて、不淨身を汗し、男根に華鬘あるを見、便ち是くの如きの念を作す、乃ち不淨ありて身を汗し、男根に華鬘あり、將た女人ありて、我れに於て姪を行するやと疑ふ。佛問うて言はく、汝覺ゆるや不やと。答へて言はく覺えずと。佛言はく無犯。而も晝日戸を關さずして眠るべからずと。時に舍衛國に、比丘比丘尼母子ありて夏安居す。母子數は相見る、既に數は相見て俱に欲心を生じ、母兒に語つて言はく、汝此れより出づ、今還た此れに入れよ、無犯なることを得べし、兒即ち母の言の如くし、彼れ疑ふ。佛言はく波羅夷と。

時に比丘あり、死女人の上に於て姪を行じ、彼れ疑ふ。佛言はく波羅夷と。若し多く壞せざれば波羅夷、若し半ば壞すれば偷蘭遮、若しは多壞、若しは一切壞は偷蘭遮なり。爾の時 蘇卑優婆私、比丘に語りて言はく、男根と女根と俱に遮して姪を行すれば無犯なることを得べしと。比丘即ち言の如くにして姪を行じ、已りて疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に 蘇摩優婆私、比丘に語りて言はく、汝我れと共に姪を行するも、外に於て精を出さば無犯なることを得べしと。即ち言の如く姪を行じ、疑ふ。佛言はく汝波羅夷と。時に姪女あり、比丘に語つて言はく、汝樹葉を以て男根を裹んで姪を

【一〇九】蘇卑優婆私 *Sūbhāyaputika*

Udāhita (徒)

【一一〇】蘇摩 *Sūmāra* (3)

行ずれば無犯なることを得べしと。即ち言の如くにして姪を行じ已りて疑ふ。佛言はく、汝波羅夷と。爾の時に比丘塚間に在りて行く。遙に死女人を見る、身猶ほ衣服莊嚴あり、即便ち姪を行じ已りて疑ふ。佛言はく、汝は波羅夷と。時に比丘ありて房を守る、小女あり來りて時到ると白す。比丘即ち捉へて姪を行じ、彼の女根を破り、大便通と通じ、即便ち命終す、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく、殺を犯さず姪を犯す波羅夷なり。時に比丘あり、木女像の身中に於て姪を行じて疑ふ。佛言はく、偷蘭遮を犯すと。壁上の女像の形に於て姪を行す。佛言はく、偷蘭遮と。時に比丘あり、天女と共に姪を行じ已りて疑ふ。佛言はく、波羅夷と。阿修羅女、龍女、夜叉女、餓鬼女、若しは畜生能變化の者の女に姪を行すれば一切波羅夷なり。時に比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持って白衣の家に至りて乞食す。時に天女に兩ふる。女人あり、身を低うして潦水を除決し、形露はる。彼れ是の念を作す、我れ其の身に觸れず、但男根を以て入れんには無犯なることを得んと。念じ已りて即便ち姪を行じて疑ふ。佛言はく、波羅夷と。爾の時世尊舍衛國に在しき。比丘あり、阿蘭若處にありて晝日眠る。取薪の女人あり、比丘の形上に於て、姪を行じ已りて去る、比丘に遠からずして住す。比丘覺め已りて、身不淨に汗るるを見、念じて言はく、此の女必ず我が身上に於て姪を行すと、疑を生ず。佛問うて言はく、汝覺ゆるや不やと。答へて言はく、覺えずと。佛言はく不犯、比丘是くの如き處に住し、晝日眠るべからずと。

爾の時世尊、婆祇提國に在しき。比丘あり、阿蘭若處に往きて晝日眠る。擔草の女人あり、比丘の形上に於て姪を行す、比丘知らず、覺め已りて樂を受けず、即ち之を却け已りて、女人を打つ、比丘疑ふ。佛問うて言はく、汝樂を受くるや不やと。答へて言はく樂を受けずと。佛言はく汝は不犯、女人を打つは突吉羅を得。時に世尊瞻婆國に在り、比丘あり阿蘭若處に至りて、晝日思惟繫念して前に在り、此の比丘は是れ阿羅漢、風患ありて男根起つ。時に賊女あり、強ひて比丘と共に姪を行す。比丘是くの如く語る、阿羅漢猶ほ欲ありて男根起つやと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、五事の因縁ありて男根をして起たしむ。大便急なる、小便急なる、風患、周陵伽藍の嚙むを慰めて欲心あり、是れを五事と爲す。若し阿羅漢に欲心あり、男根起つとは、是の處あること無しと。

爾の時世尊王舍城に在しき。王子 無畏男根に病あり、女人をして之を含ましめ、後差ゆることを得じりて、即ち此の女人の口中に於て姪を行す。此の女人憂愁して樂まず、便ち是の念を作さく、若し王瓶沙來る時、我れ當さに頭に覆ひ、形を露はし、王の前に在りて住すべし、若し王我れに問うて言はん、汝は狂人か、何んが故に乃ち是くの如きを作すと。我れ當さに答へて言ふべし、狂せず、是れ王子の須ふる所なるが故に、我れ今覆護す、何を以ての故に、王子は常に我が口中に於て姪を行す、是の故に覆護すと。後異時に、王瓶沙無畏の所へ往く、時に女人先きの所念の如く、王の前に

【二】無畏・Alahava

於て是くの如くにして住す。王問うて言はく、汝狂するか、何んが故に是くの如くする。女答へて言はく、我れ狂せず、是れ王子の須ふる所、是の故に覆護するのみと。王即ち無畏を喚び來らしめて語つて言はく、汝云何んぞ乃ち待女の口中に於て姪を行するやと。無畏之を聞いて甚だ以て慚愧す。後異時に於て、王子無畏言はく、此の女人罪ありと、爲めに黒衣を著けて、城門の邊に安置し、是くの如きの言を作す、若し是くの如きの病者あらば、當きに此の姪女の口中に於て姪を行すれば差ゆることを得と。時に諸の比丘是くの如きの言を作す。若し病を治せんがための故に、男根を以て彼の女人の口中に著けて含ましむるに不犯なりと。佛言はく波羅夷と。爾の時に城あり、婆樓越舎と名づく。王の守は海、姪女罪あり、王是の言を作す、女根の兩邊の肉を剝ぎ、此れを以て罰と爲せよ。即使ち之を剝ぐ、諸の比丘是くの如きの言を作す、若し生人の骨間に於て姪を行せば、犯と爲さんや不やと。佛言はく偷蘭遮と。

爾の時世尊王舍城に在しき。優婆塞坐より起ちて偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大德、陀尼伽陶師子、王瓶沙の村木を取り、興へざるに而も取る、是れ犯となすや不やと。佛言はく、最初に未だ戒を製せず不犯なり。復た佛に白して言はく、大德、若し空處の他の守護する所の物、若しは五錢、若しは過五錢を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。他物に他物想して、若しは五錢、若し過五錢を、興へざるに而も取らば、是れ犯すや不やと。佛言

はく波羅夷と。他物の疑あり、若しは五錢、若しは過五錢を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。他物にあらざるに他物想し、五錢若しは過五錢を取らば偷蘭遮。他物に非るに疑ありて、五錢若しは過五錢を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。若し他物を他物想し、減五錢を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。若し他物に疑ありて、減五錢を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく突吉羅と。他物に非るに疑あり、減五錢を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく突吉羅と。佛言はく突吉羅と。佛言はく突吉羅と。若し女想をなして、男物の五錢、若しは過五錢なるを取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく突吉羅と。若し女想をなして、男物の五錢、若しは過五錢なるを取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。若し男想をなして、女物の五錢、若しは過五錢なるを取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。若し此の女想を作して、餘の女物を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。若し此の男想を作して、餘の男物を取らば、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。

爾の時世尊波羅捺に在しき。時に世殺貴く、人民飢餓し、乞食得難し。時に乞食の比丘あり、晨朝衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往く、女人あり、器に飯を盛り、地に置き已り、還つて屋に入る。比丘左右を見るに人を見ず、是の念を作さく、我れ此の食を取る、我れに於て益あり、即ち持ちて去る、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以て取るやと。答へて言はく、盜心を以て取ると。佛言はく、

若し價直五錢にして、取りて本處を離るれば波羅夷なり。麩、乾飯、魚、肉、佉闍尼も是くの如し、
 一切の直五錢を取りて本處を離るれば波羅夷なりと。時に乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ち
 て白衣の家に往き、(二三)銅付あるを見る。左右を看るに人を見ず、念じて言はく、此れ我れに於て益
 ありと、即ち持ち去りて疑あり。佛問うて言はく、汝何の心を以て取ると。答へて言はく、盜心にて
 取ると。佛言はく、若價直五錢を取り、本處を離るれば波羅夷なりと。時に乞食の比丘あり、晨朝に
 衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往き、獨座(二三)槍踏あるを見る、左右を看るに人を見ず、念じて言は
 く、此れを取れば我れに於て益あり、即ち持ち去りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以て取ると。
 答へて言はく、盜心にて取ると。佛言はく、若し價直五錢を取り、本處を
 離るれば波羅夷なり。時に比丘あり、洗衣處に於て、他の衣を取り、持ち
 去りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以て取ると。答へて言はく、盜心を以て取ると。佛言はく、
 價直五錢を取り、本處を離るれば波羅夷なりと。時に比丘あり、洗衣處を去ること遠からず、貴價衣
 を離らすを見、即ち憶識して去る。念じて言はく、還る時當さに取るべしと。便ち疑ふ。佛問うて言
 はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、盜心を以てすと。佛言はく、方便して五錢を求め、未だ
 本處を離れざれば偷蘭遮なりと。時に乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往き、
 門屋の下に貴價衣を懸すを見、脚を以て轉側して看、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てす

〔二三〕銅付は水を盛る器

〔二二〕槍踏は杖杖の杖のこと

ると。答へて言はく盜心を以てすと。佛言はく、方便して五錢を求め、未だ本處を離れざれば偷蘭遮なりと。時に乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往く。獨坐牀あるを見る、左右を看るに人を見ず、自ら念ずらく、此れ我れに於て益あり、即便ら持ち去りて疑ふ。佛問うて言はく、何の心を以て取ると。答へて言はく盜心を以てすと。佛言はく波羅夷と。時に乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往き、獨坐牀并びに衣あるを見る、左右を看るに人を見ず、自ら念ず、此れ我れに於て益ありと、即ち持ち去りて彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく盜心を取ると。價直五錢を取り、本處を離るれば波羅夷なりと。時に乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往き、獨坐牀あるを見、暫取し、用ひて坐し、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、暫取にして盜心にあらずと。佛言はく無犯、主に問はずして暫取し用ふべからずと。時に比丘あり、他の塔廟中の衣を取りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以て取ると。答へて言はく、糞掃衣を以て取ると。佛言はく無犯、他の塔廟中の莊飾衣を取るべからずと。時に比丘あり、賣繩人と共に行く、彼れ比丘に語つて言はく、長老、汝等關を度るに税を輸せず、今此の繩を以て長老に託して關を度らんと欲すと、時に比丘即ち爲のに之を過ぎて疑ふ。佛言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく盜心を以てすと。佛言はく、價直五錢にて、關を過ぐれば便ち波羅夷なりと。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし他物を取り、五錢若しは過五

錢を得て彼れ疑ふ。佛言はく、一切波羅夷なりと。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし他物
 を取る、中に疑ふものあり、而も遮せず、即ち往いて物を取り、五錢若しは過五錢を得て彼れ疑ふ。
 佛言はく、一切波羅夷と。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし他物を取る、中に疑ふものあ
 り、即ち遮す、彼れ故ほ往いて取り、五錢若しは過五錢を得て彼れ疑ふ。佛言はく、遮する者は偷蘭
 遮、遮せざるものは波羅夷と。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし他物を盗む、即ち往いて
 五錢若しは過五錢を取り、減五錢を得たり、彼れ是の念を作す、我等減五錢を得、波羅夷を犯さすと、
 佛言はく、二三本取物處前五錢なるに依り波羅夷と。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし、
 五錢若しは過五錢を取り、還りて共に分ち、各減五錢を得、彼れ是の念を
 作す、我等減五錢を得たり、波羅夷を犯さすと。佛言はく、通じて一分を
 作す、盡く波羅夷と。時に衆多の比丘あり、方便して共に一人を遣はし他物を取る、彼れ減五錢を取
 り來れと。此に至りて五錢を得、彼れ是の念を作す、我等五錢を得波羅夷なりと。佛言はく、本取物
 處に依りて偷蘭遮と。時に比丘あり、彼の聚落物を取り來り、城に入りて疑ふ。佛言はく、汝何の心
 を以てする。答へて言はく、盜心と。佛言はく、五錢を取り、本處を離るれば波羅夷と。時に比丘あり、
 他の處を盜む、是の念を作す、佛語は價なし、應きに眞墨の直を計すべしと。彼れ疑ふ。佛言はく、
 汝何の心を以て取んと。答へて言はく、盜心を以て取ると。佛言はく、五錢を取り、本處を離るれば波

【二画】本取物處は、其の盜取の
 最初の意也

羅夷と一時に王家の勇健の人あり、信樂を以ての故に、世尊に從つて出家す、異の破戒の比丘あり、誘誑して言はく、長老、彼の某甲村中に多く財物あり、亦健人あり、而も汝は彼れに勝つ、今共に往いて彼の財物を取るべしと。即ち答へて言はく爾るべしと。彼の比丘語り已りて便ち去りて遠からず、此の比丘是の念を作す、我れは信樂して出家す、是くの如き惡事を作すべからずと。彼の破戒の比丘、異時に於て復た來り語つて言はく、今共に往いて彼の財物を取るべしと。答へて言はく我れ往かすと。問うて言はく何を以ての故に。答へて言はく、我れ汝の去れる後に於て思惟して是の念を作す、我れ信を以て出家し、而かも是の事を作さんやと、是の故を以て往かすと。復た異時に、彼の破戒の比丘、彼の村に往いて他物を盜む、各各分ち已り、一分を奪りて此の比丘に送與す、此の比丘答へて言はく、我れ此の分を須ひず、我れ先きに是くの如きの言を作さずや、信を以て出家す、是くの如きの事を作すべからずと、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。即ち具さに因縁を以て佛に白す。佛言はく無犯、先きに然も可す、彼れは突吉羅と。時に比丘あり、他の衣を盜まんを欲して、而も錯つて已れが衣を取り、疑ふ。佛言はく、汝偷蘭遮と。時に比丘あり、他の衣を盜取し、并びに己れが衣を得たり、疑ふ。佛言はく、己れが衣は偷蘭遮、他の衣は波羅夷と。時に比丘あり、他物を盜取す、而も彼の盜者の物を奪ひ、疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に衆多の白衣あり、塚間において、衣を脱して一處に置き死人を埋む、糞掃衣の比丘あり、是れ糞掃衣と謂ひて即ち持ち去る。諸の白衣見已りて語る、大

徳、我が衣を持ち去ること莫れと。答へて言はく、我れ是れは糞掃衣なりと謂へりと。即ち衣を置いて去り、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、糞掃衣想を以てす、盗心を以てせすと。佛言はく、無犯、若し多く衣聚あるも、糞掃衣取を作すべからずと。時に比丘あり、塚を去ること遠からずして行く。遙に多く糞掃衣あるを見、即ち聚集して去る、言はく、還りて當さに取るべしと。餘の糞掃衣比丘、見て是れ糞掃衣と謂ひ、即ち持ち去る、彼の比丘還つて衣を見ず、寺内に至り、比丘あり洗治するを見、即ち語りて言はく、汝我が衣を偷み盗を犯すと。彼れ答へて言はく、我れ盗取せず、糞掃衣のみと、彼れ疑ふ。佛言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、糞掃衣取を作すと。佛言はく、不犯、而も聚糞掃衣を取るべからずと。時に居士あり、塚を去ること遠からずして行く、遙に大價糞掃衣あるを見、即ち往いて取り、草中に置いて去る、言はく、還つて當さに取り、某甲比丘に與ふべしと。時に糞掃衣比丘あり、見て即ち持ち去る、彼の居士還りて衣を見ず、寺中に至りて比丘の洗治するを見、即ち語りて言はく、汝我が衣を盗むと。比丘答へて言はく、汝の衣を盗まざる、糞掃衣を取るのみと、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、糞掃衣取を作すと。佛言はく、無犯、而も是くの如き處の糞掃衣を取るべからずと。時に牧牛人あり、衣を脱し頭前に置いて眠る。糞掃衣比丘あり、見て是れ死人と謂ひ、是の念を作す、世尊宛死人の衣を取ることを聽し給はず、即ち死人の臂骨を取りて頭を打つ。彼れ覺めて起つて言はく、大徳、何が故に我れ

を打つやと。比丘言はく、我れ汝は是れ死人と謂へりと。彼の牧牛人言はく、汝寧ろ我が死生を別たざるべけんや、即ち比丘の熟手を打つ。諸の比丘佛に白す。佛言はく、死人を打ちて破れしめ、衣を取るべからずと、時に衆多の小兒あり、衣を脱して一處に置き、土堆を作りて戯る。糞掃衣比丘あり、見て即ち持ち去る。諸の小兒見て語りて言はく、我が衣を持ち去ること莫れと。比丘答へて言はく、我れ是れは糞掃衣と謂へりと。置いて去り、佛問うて言はく、汝何の心を持つて取ると。答へて言はく糞掃衣を以て取ると。佛言はく無犯、而も聚糞掃衣を取るべからずと。時に六群比丘、石蜜を以て小兒を誘誑し、將つて人間に賣らんと欲す。父母之を見、即ち比丘に問うて言はく、大徳何の説くところぞと。彼れ答へて言はく説くところなしと。即ち小兒を留めて去り、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく盜心と。佛言はく、直五錢にして本處を離るれば波羅夷と。時に比丘あり、他の分物籌を盗み、疑ふ。佛言はく、直五錢、本處を離るれば波羅夷と。時に比丘あり、他の籌を轉側し、疑ふ。佛言はく、方便して五錢を取り、未だ本處を離れざれば偷蘭遮と。時に比丘あり、再び物を盜取して五錢に満たず、彼れ是くの如きの念を作す、我れ前後五錢に満たず、波羅夷を犯さずと。佛言はく、前後五錢に満つれば波羅夷と。時に祇洹を去ること遠からず、居士の耕すあり、客比丘あり見て語つて言はく、此れは是れ僧地なり、耕すこと莫れと。答へて言はく、僧地

に非ず我が地のひと。比丘復た語つて言はく、是れは僧地、汝耕すこと莫れと。居士即ち犁を放ちて去り、是くの如きの言を作す、我れ自ら地を有するも而かも耕すことを得ざるなりと。彼の客比丘祇洹に入りて舊比丘に問ふ、居士あり、此を去ること遠からずして耕す、此れは是れ誰の地ぞと。答へて言はく、是れ彼の居士の地と。舊比丘言はく、汝何の故に問ふやと。即ち具さに因縁を説き、便ち疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。具さに因縁を説く。佛言はく、汝無犯、是くの如き事を作すべからずと。時に優波離坐より起つて偏露右肩右膝地に著け、佛に白して言さく、若し減損の意を作して、五錢若しは過五錢を取り、自ら取り若しは人をして取らしむ、自ら斷壞し、若しは人をして斷壞せしむ、自ら破り人をして破らしむ、若しは燒き、若しは埋め、若しは色を壞す、是れ犯なるや不やと。佛言はく、一切波羅夷と。時に比丘あり、地を分ちて他の標相を移し、彼れ疑ふ。佛言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、盜心を以てすと。佛言はく、移標相若し五錢を直せば波羅夷と。爾の時衆僧園に水無くして荒蕪す、六群比丘他の田水を決して僧園中に著け、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、盜心と。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり、檀越の田、水なくして荒蕪せるあり、彼れ他の水を決し、檀越の田中に著け、疑ふ。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり、白衣の家に怨みあり、彼れ他の田水を決して之を棄て、田をして毀廢せしめ、彼れ疑ふ。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり他の水を盜み、彼れ疑ふ。佛言はく、直五錢は波羅夷と。諸の

比丘、敢て取らざる渠水泉陂池水を疑ふ。佛言はく、若し人の護る所にあらざれば不犯なりと。時に

比丘あり、字は二五旃陀羅、鬪諍の事あり、貴價の蘇摩鉢あり、彼れ諍事を以ての故に常に憂愁を懷

き、是くの如きの語を作す、若し能く我が諍事を滅する者あらば、當さに此の鉢を與ふべしと。時に

阿夷頭比丘あり、聰明了了能く諍事を滅す、即ち彼れが爲めに諍を滅しじりて鉢を持ちて去る。

此の比丘鉢を失ふと謂ひ、便ち行いて求覓す。阿夷頭の手中に捉るを見て、即ち語つて言はく、汝我

が鉢を偷むと。彼れ即ち答へて言はく、我れ汝の鉢を偷まず、汝自ら要言あり、若し能く我が諍事

を滅する者あらば、當さに此の鉢を持ちて與ふべしと、是の故に我れ取る

のみと、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以て取ると。彼れ具さに

因縁を答ふ。佛言はく汝不犯、而も是くの如き物を受くべからずと。時

に比丘あり、字は耶輸伽、僧伽梨あり、復た比丘あり、字は二七婆修達多語らずして輒ち著けて

聚落に入りて乞食す。彼れ衣を失へりと謂ひ、便ち行いて求覓し、婆修達多の著くるを見、即便ち

之を捉へて言はく、汝盜を犯すと。彼れ答へて言はく、我れ汝の衣を盜まず、親厚意を以て取るの

みと、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、親厚意を以て取る、

盜心にあらすと。佛言はく無犯、而も非親厚に於て、親厚意を作して取るべからずと。時に比丘あ

り、字は清淨、僧伽梨あり、須陀夷比丘あり、主に問はずして輒ち著け、聚落に入りて乞食す。

【二五】旃陀羅 (Candila)

【二六】阿夷頭 (Aila)

【二七】婆修達多 (Vasudatta)

主、衣を失へりと謂ひ、便ち行いて求覓し、須陀夷の著くるを見、即ち捉へて語つて言はく、汝我が衣を取り、盜を犯すと。彼れ答へて言はく、我れ盜まず、借りて著くるのみと、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、借りて著く、盜心には非すと。佛言はく、無犯、而も主に問はずして、輒ち著けて聚落に入るべからすと。時に比丘あり、他の梨菓を取り、疑ふ。佛言はく、直五錢、本處を離るれば波羅夷と。二八閻婆菓、二九梨婆菓、蒲桃の種種の菓、若し直五錢ならば一切波羅夷と。時に比丘あり、他の梨菓を擗りて墮し、損滅せしめんと欲す。佛言はく、直五錢なれば波羅夷と。若し閻婆菓、波梨婆菓、蒲桃の種種の菓を擗墮し、損滅せしめんと欲するは、一切波羅夷と。時に比丘あり、他の胡荽を盗み、疑ふ。佛言はく、直五錢なれば波羅夷と。時に比丘あり、他の菓を取り疑ふ。佛言はく、直五錢なれば波羅夷と。時に比丘あり、他の蓮華を取り疑ふ。佛言はく、直五錢なれば波羅夷と。鉢頭摩、拘頭摩、分陀利華、直五錢なれば一切波羅夷、若し復た折壞して他を損滅せんと欲せんに、直五錢なれば一切波羅夷と。時に他の守視人及び賊あり、比丘に佞闍尼食を與ふ、比丘是くの如きの意を作して言はく、此れは彼の食に非ざれば受けずと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、此れ即ち是れ檀越食、手を淨洗し、受けて之を食することを聽すと。時に比丘あり、他の藟根を取りて疑ふ。佛言はく、直五錢なれば波羅夷と。時に比丘あり、他

【二八】閻婆菓 Jundā

【二九】波梨婆菓 Pīṇṣāḍa 巴

【三〇】鉢頭摩 Pāṭama 巴

【三一】拘頭摩 Kumudā 巴

【三二】分陀利華 Pāṇḍarika 巴

の守護する所の林中に在りて材を取りて疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、盜心 無根にして他の食を取りて食ひ、疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、無根にして他の食を取りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく盜心なしと。佛言はく無犯、妄語の故に波逸提と。時に比丘あり、比丘を遣はして繩牀を盜取し、彼の使比丘は盜みずと謂ひ、即ち爲めに牀を取り來りて疑ふ。佛言はく、方便して教ふるものは波羅夷、使者は不犯と。時に比丘あり、比丘を遣はして繩牀を取る、彼の使盜取と謂ひ、即ち牀を取り來りて疑ふ。佛言はく、取るものは波羅夷、教ふるものは無犯と。時に衆多の比丘あり、輿あり、六群比丘と共に行く。六群比丘是の念を作す、前んで住所に至らば、當さに彼の輿を盜取すべしと。佛言はく、若し此處にありて盜まば波羅夷、若しは道中に在り、若しは住處に至りて盜まば亦波羅夷と。時に六群比丘あり、恒水中に流船あるを見、是の念を作す、我等此の船を盜取するに、身手を勞せざるべしと、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。即ち具さに因縁を答ふ。佛言はく、但意は無犯、而も是くの如きの意を生ずべからずと。比丘あり、他の船を盜取し、此の岸より彼の岸に至り、疑ふ。佛言はく波羅夷、彼の岸より此の岸に至る、水に順ふ、若しは水に逆ふ、若しは水中に沈む、若しは牽いて陸地に著く、若しは他の船を解いて處を離する、一切波羅夷。若し方便して解かんと欲し、處を離せざるは偷蘭遮と。時に二比丘あり、阿夷羅婆提河中に往いて浴す。

【二三】無根は虚偽の意

貴價衣籠の水に随つて流下するを見る。一比丘見て便ち言はく、此の〔三四〕掃は我れに屬すと、第二比丘言はく、籠中の物は我れに屬すと、即ち共に貴價衣を得て便ち疑ふ。佛言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、糞掃衣想と。佛言はく不犯、水中の糞掃衣を取るべからすと。時に比丘あり、金華鬘を盗み、疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に祇洹中に衆多の鳥あり、巢くうて住す。後夜に至り、鳴喚して諸の坐禪の比丘を亂す。舊比丘あり、守園人を遣はして、鳥巢を除去す。彼の鳥巢の中に於て金あり、碎帛あるを見、持ち來りて舊比丘に與へ、彼れ疑ふ。佛言はく、鳥獸には用なし、無犯なり、而も是くの如きものを受くべからすと。時に祇洹中に鼠穴あり、比丘守園人をして彼れを壊せしむ、鼠穴の中に於て藥、碎帛を得、持ち來りて比丘に與ふ、比丘疑ふ。佛言はく、畜生は用なし、無犯なり、而も是くの如き物を受くべからすと。

〔三四〕掃は糞掃の意

時に寺を去ること遠からずして村あり、諸の鼠村中に往き、胡桃を取り來り、寺内にありて大聚を成す。六群比丘盜心を以て取りて食し、彼れ疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に祇洹を去ること遠からず、獵師あり、機發を安んじて鹿を捕ふ。機中に死鹿あり、六群比丘盜心を以て取りて食ひ、疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、晝日阿蘭若處に往く、賊ありて牛を繋いで樹にあり、牛比丘を見て泣す。比丘慈念して便ち解いて放ち去らしむ、比丘疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、慈心を以てし、盜意なしと。佛言はく無犯、是くの如き的事を作すべからすと。時に

胡麻子美なりや不^ふやと。彼^かれ答^{こた}へて言^いはく、何等^{なんら}の胡麻^{ごま}ぞと。檀越^{だんごつ}即^{すなは}ち具^ぐさに本末^{ほんまつ}を説^とく。差摩^{さま}比丘^{びく}尼^に尼^に還^{かへ}り、彼^かの弟子^{でし}比丘^{びく}尼^にに語^{かた}りて言^いはく、汝^{なんぢ}我が五斗^{ごとう}の胡麻^{ごま}を盗^{ぬす}むと。弟子^{でし}答^{こた}へて言^いはく、我^{われ}れ盜^{ぬす}ま^ず、親厚^{しんこう}意^いを以^{もつ}て取^とると、疑^{うたが}ふ。佛^{ほとけ}問^とうて言^いはく、汝^{なんぢ}何^{なに}の心^{こころ}を以^{もつ}てする^と。答^{こた}へて言^いはく、親厚^{しんこう}意^い取^とと。佛^{ほとけ}言^いはく、無^む犯^{はん}、而^{しか}も非^ひ親厚^{しんこう}意^いを作^{つく}して取^とるべからず、妄^{まうご}語^ごを以^{もつ}ての故^{ゆゑ}に波逸^{はいいつ}提^{だい}を得^うと。時^{とき}に佛^{ほとけ}言^いはく、無^む犯^{はん}、而^{しか}も非^ひ親厚^{しんこう}意^いを作^{つく}して取^とるべからず、妄^{まうご}語^ごを以^{もつ}ての故^{ゆゑ}に波逸^{はいいつ}提^{だい}を得^うと。時^{とき}に差摩^{さま}比丘^{びく}尼^にに檀越^{だんごつ}家^けあり、其^{その}の弟子^{でし}其^{その}の家^{いへ}に往^ゆきて語^{かた}りて言^いはく、阿^あ姨^い、差摩^{さま}三^{さん}種^{しゆ}の藥^{やく}粥^{じゆく}を須^{もち}ふと。彼^かれ言^いはく、得^うべきのみと。即^{すなは}ち與^{あた}ふ。彼^かれ得^えて便^{すなは}ち自^{みづか}ら食^{じき}す。後^ご時^じに差摩^{さま}比丘^{びく}尼^に、晨^{じんでう}朝^うに衣^えを著^{ちやく}け鉢^{はつ}を持^もち、其^{その}の家^{いへ}に往^ゆき、座^ざを敷^しいて坐^ざす。檀越^{だんごつ}問^とふ、阿^あ姨^い、三^{さん}種^{しゆ}の藥^{やく}粥^{じゆく}美^みなりや不^ふやと。彼^かれ即^{すなは}ち言^いはく、何等^{なんら}の三^{さん}種^{しゆ}の藥^{やく}粥^{じゆく}ぞと。檀越^{だんごつ}即^{すなは}ち具^ぐさに爲^ために本末^{ほんまつ}を説^とく。差摩^{さま}還^{かへ}りて彼^かの比丘^{びく}尼^に弟子^{でし}に語^{かた}りて言^いはく、汝^{なんぢ}我が三^{さん}種^{しゆ}の藥^{やく}粥^{じゆく}を盗^{ぬす}むと。彼^かれ答^{こた}へて言^いはく、我^{われ}れ盜^{ぬす}ま^ず、親厚^{しんこう}意^いを以^{もつ}て取^とると、彼^かれ疑^{うたが}ふ。佛^{ほとけ}問^とうて言^いはく、汝^{なんぢ}何^{なに}の心^{こころ}を以^{もつ}てする^と。答^{こた}へて言^いはく、親厚^{しんこう}意^い取^とと。佛^{ほとけ}言^いはく、無^む犯^{はん}、而^{しか}も非^ひ親厚^{しんこう}意^いを作^{つく}して取^とるべからず、妄^{まうご}語^ごを以^{もつ}ての故^{ゆゑ}に波逸^{はいいつ}提^{だい}を得^うと。時^{とき}に比丘^{びく}尼^にあり、和尙^{わじやう}の佉闍^{きつじやく}尼^に分^{ぶん}を取^とる、和尙^{わじやう}語^ごりて言^いはく、汝^{なんぢ}我が分^{ぶん}を食^{じき}す、盜^{ぬす}を犯^{おか}すと。答^{こた}へて言^いはく、我^{われ}れ盜^{ぬす}ま^ず、親厚^{しんこう}意^い取^とすと、彼^かれ疑^{うたが}ふ。佛^{ほとけ}問^とうて言^いはく、汝^{なんぢ}何^{なに}の心^{こころ}を以^{もつ}てする^と。答^{こた}へて言^いはく、親厚^{しんこう}意^い取^とと。佛^{ほとけ}言^いはく、無^む犯^{はん}、而^{しか}も非^ひ親厚^{しんこう}意^いを作^{つく}して取^とるべからずと。時^{とき}に比丘^{びく}尼^にあり、陶^{たうし}師^しを檀越^{だんごつ}となす。檀越^{だんごつ}語^ごりて言^いはく、大^{たい}德^{とく}、器^きを須^{もち}ひんには便^{すなは}ち語^{かた}られよと。彼^かれ答^{こた}へて言^いはく、爾^{しか}るべしと。其^{その}の檀越^{だんごつ}起^たり去^さつて家^{いへ}に還^{かへ}る。

更に異人あり、來りて賣器處に至りて器を賣る。後時に比丘瓶を須ふ、即ち他の瓶を取りて持ち去る。彼れ比丘に語りて言はく、大徳、我が瓶を持ち去ること莫れと。比丘言はく、此れは是れ某甲の瓶、某甲先きに我れに語りて言はく、若し器を須ひんには便ち取れと、是の故に我れ取ると。彼れ言はく、此れは某甲の瓶に非すと。比丘即ち瓶を放ちて去り、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすと。即ち具さに因縁を説く。佛言はく無犯、而も主に問はずして取るべからすと。時に比丘あり、沽酒家を檀越となす、檀越比丘に語りて言はく、大徳、若し瓶を須ひんには取れと。答へて言はく、爾るべしと。時に檀越即ち家に還る。更に異人あり、沽酒處にありて住す、後比丘瓶を須ふ、來りて取り去る。彼れ語りて言はく、大徳、我が瓶を持ちて去ること莫れと。比丘言はく、此れは是れ某甲の瓶、某甲先きに語るらく、瓶を須ひば便ち取れと、是の故に取るのみと。彼れ言はく、此れは某甲の瓶にあらずと。比丘瓶を放ちて去り、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。具さに因縁を答ふ。佛言はく不犯、而も主に問はずして他の物を取るべからすと。時に比丘あり、俗客を檀越と爲す、語つて言はく、大徳、若し所須あらば、便ち取れと。答へて言はく、爾るべしと。彼の俗客家に還る。更に異人あり、此の處にありて物を賣る。比丘米を須ふ、即ち米を取りて持ち去る。彼れ語りて言はく、大徳、我が米を持ちて去ること莫れと。比丘言はく、此れは是れ某甲の米、先きに我れに語りて言はく、若し所須あらば取れと、是の故に我れ取ると。彼れ言はく、此れは某甲の米にあらずと。比丘即ち米

を置いて去りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。具さに因縁を答ふ。佛言はく無犯、而も主に問はずして取るべからずと。時に賣衣人あり、檀越となる、檀越語つて言はく、大徳、衣を須ひんには便ち取れと。答へて言はく、爾るべしと。彼の檀越命過す、兒の在るあり。比丘衣を須ふ、即ち衣を取りて持ち去る、彼れ言はく、大徳、我が衣を持ちて去ること莫れと。比丘言はく、是れは某甲の衣、先きに我れに語つて言はく、衣を須ひんには便ち取れと。彼れ答へて言はく、某甲は已に死すと。比丘衣を放ち去りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。具さに因縁を答ふ。佛言はく無犯、而かも主に問はずして取るべからずと。

爾の時世尊毘舍離に在しき。不信樂の難奢あり、弊物を以て五錢を裹み、糞聚の間に置き、人を遣はして徴に伺ふ。若し取る者を見れば將ゑ來れと。時に糞掃衣比丘、見て是れ糞掃衣と謂ひ、即ち取りて囊中に著く。時に彼の使人見じりて語りて言はく、某甲離奢喚ぶと。比丘答へて言はく去らんと。去りて離奢の所に至る。離奢問うて言はく、大徳、應さに錢寶を捉るべきや不やと。比丘答へて言はく、捉るべからずと。汝何んが故に取るやと。答へて言はく我れは取らずと。言はく、出して之を看よと。彼れ即ち囊中より出して示す。此の比丘慚愧す、餘の比丘亦爾り。此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊言はく、諸の比丘善く聽け、若し比丘あり、若し是くの如きの糞掃衣を取らんと欲せば、應さに左足指を以て躡み、右足指にて牽解して看よ、若し不淨あらば之を出し、淨なる者は持

ち去れと。

爾の時世尊舍衛國に在しき。迦留陀夷、六群比丘と阿夷婆提河中にありて浴す。迦留陀夷先づ岸上に出で、錯つて六群比丘の衣を着けて去る。六群比丘後に出づ、河岸の上に己れの衣を見ず、迦留陀夷の衣を見る。便ち言はく彼れ盜を犯す、我等の衣を取ると、現前に於てせずして滅擯を作す。時に迦留陀夷之を聞いて疑を生じ、世尊の所に往き、頭面禮足し、却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、是れ己れの衣と謂ひ、盜心を以てせずと。佛言はく無犯、衣を看ずして便ち著くべからず、亦不現前に呵責、若しは擯、若しは依止、若しは遮して白衣の家に至らざる、若しは擧す、若しは滅擯羯磨を作すべからず、若し作すも成せず、突吉羅を得。爾の時比丘あり、風飄衣を得、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以て取ると。答へて言はく糞掃衣を以てし、盜心を以て取らざと。佛言はく無犯、風飄衣の糞掃衣を取るべからずと。爾の時に居士あり、衣を洗ひ已りて牆上に著けて曬す。糞掃衣比丘見て、是れ糞掃衣と謂ひ、卽ち持ちて去る。時に居士見て語りて言はく、大徳、我が衣を持ちて去ること莫れと。比丘言はく、我れ是れ糞掃衣と謂へりと、卽ち衣を放ちて去りて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく糞掃衣取と。佛言はく無犯、而かも牆上、若しは籬上、若し澗中に於て、糞掃衣を取るべからずと。時に居士あり、衣を洗ひ已りて籬上に著けて曬らす。一六群比丘あり、盜心持ち

去りて彼れ疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に衆多の賊あり、舍衛城を出で、祇洹を去ること遠からず、晝日酒を飲み、日入り已りて、餘酒は擧して樹間に著け、舍衛城に入る。時に六群比丘祇洹を出で、盜心取り飲みて疑ふ。佛言はく、汝は波羅夷と。時に乞食の比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ち、檀越の家に往き、天の溼雨に遇ひ、水に種種の脂を飄はす。彼れ念じて言はく、此れ求めずして得、以て薬と爲すべしと、即ち取りて之を服して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、糞掃取にして盜心にあらずと。佛言はく、無犯、水中の糞掃物を取るべからず。受けずして服す波逸提と。時に比丘に檀越家あり、異比丘あり語りて言はく、我れ汝の檀越の家に往かんと欲す、何の説くところぞやと。答へて言はく、汝の説に隨はんと。彼の比丘五十兩の石蜜を須ふ。檀越の家に至りて語つて言はく、某甲比丘五十兩の石蜜を須ふと。檀越言はく得べしと、即ち之を與ふ。此の比丘得て便ち自ら食ひ、彼の比丘に與へず。後異時に、彼の比丘檀越の家に至る、檀越語りて言はく、大徳、石蜜好きや不やと。比丘問うて言はく、何等の石蜜ぞ、誰が爲めの石蜜ぞと。檀越即ち具さに本末を答ふ。彼の比丘還りて此の比丘に語りて言はく、汝盜を犯す、我が石蜜を取ると。彼れ答へて言はく、我れ盜を犯さず、汝我れに語りて言はく、(三三) 汝の説に隨はんと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、是くの如きの語を作すべからず、應さに説いて、是の語を説けと言ふべしと。是の時比丘あり、他の輩を盜み、彼れ疑ふ。佛言はく波羅夷と。

【三三】汝の説に隨はんといふは
汝に一任すといふに同じ

時に比丘あり、他の薪を盗みて疑ふ。佛言はく、直五錢は波羅夷と。爾の時畢陵伽婆蹉に檀越あり、檀越に二小兒あり、點了にして人を畏れず、畢陵伽婆蹉家に至る時、小兒便ち脚を抱いて婉轉して戯る。後異時に、此の二小兒賊の爲めに偷み去らる。時に畢陵伽婆蹉、晨朝に衣を著け鉢を持ち、檀越の家に至り、座を敷いて坐す。小兒の父母向つて涕泣し、涙を流して言はく、小兒賊の爲めに偷み去らる。若し今在らば、當に來りて大徳の脚を捉へて戯るべしと。即ち答へて言はく、屋内の處處に於て求覓すべしと。彼の父母求覓して得ず。時に畢陵伽婆蹉還りて寺内に至り、房中に入り、思惟入定念じて身に在り、清淨過人天眼を以て小兒を見るに、賊偷んで恒水中に在り、船に乗じて去る。見已りて譬へば如屈伸臂頃に、寺内より没して、恒水賊船の中に至りて立つ。時に小兒見て即ち歡喜し、來りて脚を抱く。婆蹉即ち神足を以て、小兒を持ち來りて閣上の房中に著けしめ、檀越の所に至り、座を敷いて坐す。時に父母涕泣して言はく、若し我が兒在らば、今當に大徳の脚を抱きて戯るべしと。答へて言はく、閣上の房中に於て覓むべしと。彼れ言はく、已に求覓すれども得ずと。畢陵伽婆蹉言はく、但更に覓めよと。彼れ即ち更に閣上房中に於て覓めて得。時に兒の父母大に歡喜して言はく、我が兒賊の爲めに偷まる。而るに今畢陵伽婆蹉我がために將ち來ると。時に諸の比丘閉く、中に少欲知足にして、頭陀を行じ、戒を樂學し、慧徳を知る者あり、畢陵伽婆蹉を嫌責して言はく、云何んぞ賊他の兒を偷み去るに、而も奪ひ來るやと。畢陵伽婆蹉聞き已りて疑ふ。佛所に往き、頭面

禮足却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊知りて故らに問ふ。汝何の心を以て取ると。答へて言はく慈心にて取る、盗意あることなしと。佛言はく、無犯、而かも是、の如き事を作すべからずと。爾の時比丘あり字は高勝、檀越家あり、檀越病む、比丘來りて問訊す。彼れに二小兒あり、黠了なり、時に檀越寶藏を示し已り、此の比丘に處所を語り、語りて言はく、此の二小兒長大し已り、若し勝るるものに此の寶處を示せと、是に於て便ち命過す。時に高勝比丘、後に此の二兒の勝るるものを見て、即ち寶處を示す、時に一小兒涕泣し、來りて寺内に至り、阿難に語りて言はく、大徳、此の高勝比丘を看よ、我が父の遺財二人の分を以て、併せて一人に與ふと。時に阿難高勝比丘を語つて言はく、汝云何んぞ他の父母の遺財二人の分を以て、一人に與ふるや、高勝、汝去るべし、汝と布薩を同うすべからずと。時に阿難六布薩を経て、與に共に同うせず。時に高勝比丘、羅闍羅と伴黨たり、時に羅闍羅晨朝に衣を著つ鉢を持ちて迦維羅衛國に至る、舍夷の婦女、拘梨の婦女、語ること是くの如し、言はく、汝曹男女を將ちて阿難の前に著くべし、若し小兒啼かば、阿難當さに言ふべし、小兒を將ち去れと。汝等當さに是くの如きの言を語るべし、我等小兒を將ち去ること能はず、乃至阿難當さに高勝比丘の語を聽くべしと。時に諸の婦女、羅闍羅をして去らしめ、男女を將ちて阿難の前に著く。時に小兒啼く、阿難言はく小兒を將ち去れと、時に諸の女人言はく、我等小兒を將ち去ること能はず、乃至高勝比丘の語を受けずと。阿難慈心にして即ち言はく、高勝、汝の事云何、

高勝即ち爲めに具さに因縁を説く。阿難言はく汝去れ、乃至突吉羅をも犯さず。

爾の時世尊毘舍離に在しき。優波離坐より起ち、徧露右肩膝地に著け、合掌して佛に白し言さく、

大徳、諸の比丘婆夷河邊にあつて不淨觀をなし、身を厭うて自ら殺す、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。佛言はく、

初めは未だ戒を制せざれば無犯なり。人に人想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。人疑

是れ犯すや不やと。佛言はく儉蘭遮と。人に非人想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく儉蘭遮と。

非人に人想、是れ犯すや不やと。佛言はく儉蘭遮と。非人疑是れ犯すや不やと。佛言はく儉蘭遮と。

大徳、若し女想を作して男命を斷ず、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。大徳、若し男想を作し

て女命を斷せば、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。若し此の女想を作して、彼の女命を斷ず、

是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。大徳、若し此の男想を作して、彼の男命を斷ず、是れ犯すや

不やと。佛言はく波羅夷と。若し持刀人を求覓す、是れ犯すや不やと。佛言はく、若し命を斷すれば

犯と。爾の時比丘あり、檀越家病む、往いて問訊す、彼の檀越の婦顔容端正なり、比丘見已りて欲心

繫著す、比丘語りて言はく、我れと共に如是の事を作すべしと。其の婦言はく、是の語を作すこと莫

れ、我が夫存在す、如是の悪事を作すことを欲せずと。比丘即ち其の夫に向ひ、死の快きを歎す。

彼の夫即ち死す、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく波

羅夷と。時に比丘あり、檀越病む、往いて問訊す、檀越の婦端正なり、比丘見て欲心繫著し、語りて

言はく、我れと共に如是の事を作すべしと。其の婦言はく、我が夫存在す、如是の事を作すを欲せずと。比丘即ち彼の夫に、藥を與へて死せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、殺心を以てすと。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり、檀越病む、往いて問訊す、檀越の婦端正なり、比丘見已りて欲心繫著す、語りて言はく、我れと共に如是の事を作せ。其の婦言はく、我が夫存在す、如是の事を作すを欲せずと。比丘即ち其の夫に吐下藥を與へ、命を斷せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、殺心と。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり、檀越病む、往いて問訊す、檀越の婦端正なり、比丘見已りて欲心繫著す。語りて言はく、我れと共に如是の事を作せと。其の婦言はく、我が夫存在す、如是の事を作すも欲せずと。比丘即ち非所應の食を與へて命を斷せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、殺心を以てすと。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり、檀越病む、往いて問訊す、檀越の婦端正なり、比丘見已りて欲心繫著す、語りて言はく、我れと共に如是の事を作せと。其の婦言はく、我が夫存在す、如是の事を作すを欲せずと。比丘即ち其の夫に非藥を與へ、命を斷せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てする。答へて言はく、殺心と。佛言はく、波羅夷と。時に比丘あり、檀越病む、往いて問訊す、比丘形貌端正なり、其の婦見て欲心あり、意を比丘の所に繋く、語りて言はく、大徳、我れと共に如是の事を作すべしと。比丘答へて言はく、我が應せざる所なり、汝の夫存在す、云何んぞ如是の惡事を

作さんと。其の婦是くの如きの言を作す、我が夫未だ死せざるの間は、與に共に和合することを得ずと。即ち其の夫に藥を與へて命を斷せしむ、夫既に死し已り、比丘に語りて言はく、我が夫已に死す、我れと共に如是の事を作すべしと。比丘言はく、大姉、是くの如きの語を作すこと莫れ、我が應せざる所なりと。彼の婦語りて言はく、我れ汝の爲めの故に、夫の命を斷す、云何んぞ如是の事を作さざると。比丘之を聞いて疑を生じて佛に白す。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。即ち具さに因縁を説く。佛言はく無犯と。吐下藥、非所應食、非藥も亦是くの如し。時に婦人あり、夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、即ち家の常に供養する所の比丘の所に往き、語りて言はく、我が夫在らず、他の邊に娠むことを得たり、我れに藥を與へて之を墮せよと。比丘即ち食を咒して之に與へて食せしむ、彼れ墮胎することを得たり、比丘疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく、波羅夷と。時に婦人あり、夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、即ち家の常に供養するところの比丘の所に往き、語りて言はく、大德、我が夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、我れに藥を與へて之を墮せよと。比丘即ち藥を咒して與へ墮胎せしめ、比丘疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく波羅夷と。細末藥を咒し、華鬘を咒し、薰香衣服を咒し、胎を咒する亦是くの如し、一切波羅夷なり。時に婦人あり、夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、常に供養する所の比丘尼の所に往き、語りて言はく、阿姨、

我が夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、我れに薬を與へて之を墮せしめよと。比丘尼言はく、大姉、我れ薬を解せず、汝來れ、汝の爲めに按腹せん、即ち爲めに之を按して胎墮せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく波羅夷と。時に婦人あり、夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、常に供養する所の比丘尼の所に往き、語りて言はく、阿姨、我が夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、我れに薬を與へて之を墮せしめよと。比丘尼言はく、我れ薬を解せず、來れ汝がために之を嚙まんと、即ち胎處に當り、嚙んで墮せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てすと。佛言はく波羅夷と。時に婦人あり、夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、常に供養の比丘の所に往き、語りて言はく、大徳、我が夫行いて在らず、他の邊に娠むことを得たり、我れに薬を與へて之を墮せしめよと。比丘過度の吐下薬を與へ、母死して兒活く、彼れ疑ふ。佛言はく、母死す無犯、方便して墮胎せんと欲す、死せず、偷蘭遮と。時に比丘あり、病人を扶けて起たしむ、病者命過して疑ふ。佛言はく無犯と。若し扶け坐せしめて命過す無犯、若し洗浴を爲す時命過す無犯、若し服薬の時命過す無犯。時に比丘あり長く病む、時に病を瞻る者厭患し、非所應食を與へ、命を斷せしめて疑ふ。佛問うて言はく、病を瞻るもの心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、長く病む、病を瞻る者厭患す、即ち非薬を與へて命過せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言

はく殺心と。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり長く病む、多く器物あり、瞻病の者利を貪り、即ち非
 應食を與へて命過せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛
 言はく波羅夷と。時に比丘あり、長く病む、多く財物あり、瞻病者、利を貪り、即ち非樂を與へて命
 過せしめて疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく波羅夷と。
 時に比丘あり、腋下に癰腫あり、比丘あり爲めに之を按す、彼れ語りて言はく、按すること莫れ、按
 すること莫れと。而も故ほ之を按して止まず、遂に便ち命過す、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を
 以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も是くの如く強ひて案すべからず
 と。時に比丘あり、通身腫る、比丘あり、急燥藥を以て之に塗る、彼れ言はく、止めよ止めよ、塗る
 こと莫れ、我れ熱痛を患ふと。彼れ言はく、小しく忍べ、當さに除差することを得べしと、之を塗り
 て止まず、遂に便ち命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を
 以てせずと。佛言はく無犯、而も是くの如く強ひて塗るべからずと。時に比丘あり、蔭中より病比丘
 を移して日中に至る、彼の病者命過して疑ふ。佛言はく無犯と。日中より蔭處に至るも亦無犯。病
 者自ら蔭中より日中に至り、日中より蔭中に至らんと欲し、病者命過す、彼の扶くる者疑ふ。佛言
 はく無犯と。若し病人を扶けて屋を出で、若しは屋に入り、病者命過して疑ふ。佛言はく無犯と。
 病人自ら屋を出でんと欲す、扶けて屋を出でしめて命過す、扶くる者は無犯。病人を扶けて大便處

に至りて命過す、若しは扶けて屋に還りて命過す、盡く無犯。病人を扶けて小便處に至りて命過す、若しは屋に還りて命過す、盡く無犯。時に比丘あり、瘡を患ふ、比丘あり強く上を壓す、彼の病者言はく、壓する莫れ、壓する莫れと。之を壓して已まず、遂に便ち命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而かも是くの如く強ひて壓すべからずと。時に比丘あり、病む、餘の比丘往いて問訊す、衣を撥いて面を看る、問うて言はく、長老、病小しく差ゆるや不やと。彼れ言はく、撥くこと莫れ、撥くこと莫れと。彼れ之を撥いて已まず、遂に命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而かも強ひて撥くべからずと。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし、彼れの命を斷せしむ、即ち往いて命を斷じ、彼れ疑ふ。佛言はく一切波羅夷と。時に衆多の比丘あり、方便して一人を遣はし、他の命を斷せしむ。中に一人あり、疑つて而も遮せず、彼れ便即ち往いて命を斷じて疑ふ。佛言はく一切波羅夷と。時に衆多の比丘あり、方便して共に他の命を斷ず、中に一人あり、疑つて即ち遮す、而も使故ほ往いて命を斷じて疑ふ。佛言はく、遮するものは偷蘭遮、遮せざるものは波羅夷と。時に賊あり、比丘の衣鉢針筒坐具を盜取す、時に比丘即ち賊を捉へ、壓治して遂に命過し、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而かも壓治すべからずと。時に賊あり、比丘の衣鉢坐具針筒を盜む。比丘賊を捉へ得、地窖中に内著

し、遂に命過して彼れ疑ふ。佛言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も爾すべからずと。時に惡比丘あり、比丘の衣鉢坐具針筒を盜む、餘の比丘言はく、此の惡比丘、比丘の衣鉢坐具針筒を盜む、應さに捉取して説法語を與ふべしと。即ち捉取して打つて手を熟せしむ、後遂に命過す、彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も受大戒人を打つ波逸提と。時に比丘あり、白衣と共に諍ふ、比丘即ち官に詣りて言す、時に大臣あり、捉へしめて繋閉す、遂に獄中に命過す、彼れ疑ふ。佛言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も言人は突吉羅と。時に比丘あり、彌猴を殺す、彼れ疑ふ。我れ人命を斷す、波羅夷と。諸の比丘佛に白す。佛言はく無犯、畜生命を斷するは波逸提と。時に比丘あり、彼の比丘と共に諍ふ、彼の比丘病む、此の比丘往いて問訊す、餘の比丘之を察す、此の比丘病比丘と先きに怨あり、今來りて問訊す、必ず異あらんと。時に此の比丘、即ち病者に非樂を與へ、命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、比丘と諍ふ、彼の比丘人間に往いて病を得。此の比丘言はく、汝人間に往くと雖、猶ほ脱することを得ずと。即ち往いて問訊す。餘の比丘之を察す、此の比丘先きに病比丘と怨あり、今來りて問訊す、必ず異あらんと。此の比丘、即ち病者に非樂を與へ、命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心と。佛言はく

波羅夷と。非食を與ふるに二種あり、亦是くの如し。爾の時偷羅難陀比丘尼、晨朝衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往く、一小兒あり、確室の中に在りて睡る、偷羅難陀往いて彼の步、確杵に觸る、杵小兒の上に墮ち、即ち命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、他の確杵に觸るべからずと。時に偷羅難陀比丘尼、晨朝衣を著け鉢を持ち、白衣の家に往く、小兒あり、確臼の邊にありて眠る。偷羅難陀他の確臼に觸れ、臼轉じて小兒を壓殺して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而かも他の確臼に觸るべからずと。時に偷羅難陀比丘尼、晨朝衣を著け鉢を持ち、白衣の家に往く、牀上に小兒ありて眠る、偷羅難陀看すして坐す、檀越の婦言はく、阿姨、小兒の上に坐するこゝと莫れと。彼れ聞かすして便ち坐す、小兒即ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も白衣の家にて、牀座を看すして坐すべからずと。爾の時舍衛國に檀越あり、佛及び僧を明日の食に請す。即ち夜に於て種種の多くの美飲食を辨具す。晨朝往いて時至ると白す。世尊衣を著け鉢を持ち、千二百五十比丘と俱に、檀越の家に至り、座に就いて坐す。諸佛の常法、衆未だ集まらざれば飲食を受けず。時に晚出家の比丘あり、兒を將つて出家す。小食の時、餘の白衣の家に往く、諸の比丘其の兒に問うて言はく、汝の父何處に往いて去る、乃ち世尊をして待つて食せざらしむる。彼れ言はく知らずと。比丘語つて言はく、汝往いて求覓せよ

と。彼れ求覓して之を得たり、兒父に語りて言はく、何の處に往いて來る、父を待つを以ての故に、佛と兼備とをして、食を受くることを得ざらしむと。其の父贖りて即ち兒を捉へ、兒自ら解いて父を推す、地に倒れ、即ち命過して彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も父を推すべからずと。時に母あり比丘を捉ふ。比丘自ら解き即ち母を推す、地に却倒し即ち命過して彼れ疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も母を推すべからずと。時に父あり比丘を捉ふ、比丘自ら解いて推却す、父地に倒れて即ち命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も推すべからず。兄の比丘を捉ふる、姉の比丘を捉ふる、故二の比丘を捉ふるも亦是くの如し。時に故二の姉あり、其の妹に語つて言はく、何ぞ比丘より衣食を索めざると。彼れ言はく、出家するを以て、所索あるに従ふを欲せずと。若し我れに比丘の處を示さば、我れ當に汝がために索むべしと。彼れ即ち處を示す。彼れ比丘に語つて言はく、汝何ぞ我が妹に衣食を與へざる。即ち前んで比丘を捉ふ。比丘推却して自ら解く。彼れ地に倒れて命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も推すべからずと。時に男女ありて比丘を捉ふ、比丘推却して自ら解く。彼れ地に倒れて命過して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無

犯、而も推すべからずと。時に比丘尼寺を去ること遠からず、男子ありて、手を截り脚を截る。時に比丘尼、蘇毘羅漿を持ちて、彼れを去る遠からずして行く。彼れ見已りて語つて言はく、阿姨、我れに漿を與へて飲ましめよと。比丘尼即ち與ふ、彼れ飲んで便ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく無犯と。時に比丘尼寺を去ること遠からずして、人あり手を截られ足を截らる。比丘尼水を持ちて彼れを去ること遠からずして行く。彼れ見已りて語つて言はく、阿姨、我れに水を與へて飲ましめよと。即ち與ふ、飲み已りて便ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯と。時に比丘尼寺を去ること遠からずして、人あり手を截られ脚を截らる。比丘尼あり、蘇毘羅を持ちて、彼れを去ること遠からずして行く。彼れ見已りて語りて言はく、阿姨、我れ蘇毘羅を須ひて瘡を洗はば、或は小しく差ゆることを得んと。即ち與へて洗はしむ。洗ひ已りて便ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而かも與へて洗ふべからず、水を持つて洗ふも亦是くの如しと。時に比丘尼寺を去ること遠からず、人ありて手脚を截らる。比丘尼あり、蘇毘羅を持ち、彼れを去ること遠からずして行く。比丘尼是の念を作す、若し蘇毘羅を以て彼の瘡を洗はば、或は早く死なしめんと。即ち爲めに之を洗つて便ち死す。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てすと。佛

言はく波羅夷、水を以て與へて洗ふも亦是くの如しと。爾の時衆多の比丘あり、耆闍崛山にあり、共に木片を破りて屋を覆ふ。一の六群比丘あり、尖頭の木片を握りて、直に人に當りて擲つ。木彼の身に入りて過ぎ、即便ち死す、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく殺心を以てせずと。佛言はく、無犯、而も人に當りて直に木を擲つべからず、應に横に擲つべしと。時に經營の比丘ありて新房を作る、誤つて石を失つて比丘の上に墮つ、即ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯と。擊を失ひ、若しは木頭、榑棋、屋棟、種種の材木の墮つるも亦是くの如し。爾の時耆闍崛山に牧牛人ありて牛を放つ。一の六群比丘、石を以て彼の牛角を打つ、石進りて牧牛人の上に墮ち、即ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、畜生の不能變化の者を打つは突吉羅と。爾の時に比丘あり、耆闍崛山中にあり、石を崩し墮ちて、道行人を打つ、死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせずと。佛言はく無犯、而も石を崩すべからず、若し因縁ありて石を取らんと欲すれば、當さに人に語りて避けしむべしと。時に比丘あり、捨戔して下業に墮ちんと欲す、彼れ是の念を作す、我れ已に佛法の中に於て出家し、是くの如きの惡事を作すべからずと。即ち鹿頭山頂に往き、自ら身を投じ、斫竹人の上に墮つ、比丘は活き彼の人は死して疑ふ。佛言はく、彼の人死

するは無犯、方便して自殺せんと欲す、偷蘭遮と。時に比丘あり、林道して下業に墮ちんと欲し、是くの如きの念を作す、我れ佛法の中に於て出家す、是くの如きの惡事を作すべからずと。彼れ波羅呵那山頂に上り、自ら身を投じ、斫竹人の上に墮つ、彼れ死して比丘活きて疑ふ。佛言はく、彼の人死するは無犯、方便して自殺せんと欲す偷蘭遮と。時に比丘あり、蘇毘漿を持ちて、塚を去ること遠からずして行く。尖標頭人語りて言はく、我れに此の漿を與へて飲ましめよと。比丘即ち與ふ、飲み已りて便ち死して疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、殺心を以てせず。佛言はく無犯と。時に比丘あり、水を持ちて、塚を去ること遠からずして行く。尖標頭人言はく、我れに水を與へて飲ましめよと。即ち與ふ。飲み已りて便ち死して疑ふ。佛言はく無犯と。時に顛狂の比丘あり、人を殺して後、還た醒め了りて疑ふ。佛言はく無犯、若し心錯亂し、苦痛の惱ます所となるは、一切無犯なり。

爾の時世尊毘舍離に在しき。時に優波離坐より起ちて偏露右肩右膝地に著け、合掌して世尊に白して言さく、大德、婆裘河邊の比丘、食の爲めの故に、不眞實にして己れの有にあらざるに、白衣の前に於て自ら歎じて上人法を得たりと説く、是れ犯すや不やと。佛言はく、初めは未だ戒を制せざれば無犯なりと。時に比丘あり、増上慢にして自ら記す、後精勤して懈らず、増上の勝法を證す、彼れ是の念を作す、世尊諸の比丘の爲めに戒を制し給ふ、若し比丘自ら知らず、自ら上人法を得たりと

稱し、我れ是れを知り是れを見らんと。後異時に於て、若しは問ひ、若しは問はず、清淨を求めんが爲めの故に是の言を作す、我れ知らず見ず、而かも知り見ると言ふ、虚誑の妄語なり、比丘波羅夷不共住なり、我れ増上慢を以て自ら記す、後精勤懈らず、増上の勝法を得たり、我れ當きに云何んがすべき、即ち因縁を以て具さに同意の比丘に向つて説く、善い哉長老、我が爲めに世尊に自せ、世尊の教に随つて我れ當きに修行すべしと。諸の比丘往いて佛所に詣り、頭面接足して却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊爾の時此の因縁を以て比丘僧を集め、而も爲めに隨順して法を説き給ひ、無數に方便して頭陀端嚴、少欲知足にして出離を樂ふを讚歎し給ひ、諸の比丘に告げ給はく、増上慢は無犯と。諸の比丘佛に白して言さく、大徳、若し不能變化の畜生の前に於て、自ら上人法を得たりと稱す、是れ犯すや不やと。佛言はく突吉羅と。大徳、人に人想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。人疑是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。人に非人想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。非人に人想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。非人疑は是れ犯すや不やと。佛言はく偷蘭遮と。大徳、若し男前に女想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。女前に男想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく波羅夷と。若し此の女前に於て、彼の女想を作す、是れ犯すや不やと。佛言はく、若し説いて了了たるものは波羅夷、若し了了たるものは偷蘭遮と。此の男前に於て、彼の男想をなす、是れ犯すや不やと。佛言はく、若し説いて了了たるものは偷蘭遮と。

るものは波羅夷、説いて了了たらざるものは偷蘭遮也。若しは手印、若しは使、若しは書、若しは現相、了了として知らしむるものは波羅夷、了了知らざるものは偷蘭遮也。大徳、天龍阿修羅閻婆夜叉餓鬼畜生の能變化の者の前に於て、自ら上人法を得たりと稱す、是れ犯すや不ぞと。佛言はく、説いて了了たるものは偷蘭遮、了了たらざるものは突吉羅、手印使書現相、了了知らしむるものは偷蘭遮、了了たらざるものは突吉羅と。時に比丘あり、人前に自ら稱して、上人法を得たりと言ひて疑ふ。佛言はく、説いて了了たるものは波羅夷、了了たらざるものは偷蘭遮、此れに向つて説かんと欲し、乃ち彼れに向つて説くは、一切波羅夷と。時に衆多の比丘あり、拘薩羅國に於て遊行す、時に信樂能相の婆羅門あり、見じりて是くの如きの言を作す、大徳の阿羅漢來ると。比丘問うて言はく、汝何の説く所ぞやと。答へて言はく、大徳、應さに飲食衣服醫藥所須の具を受くべしと。比丘言はく、是の理あり、比丘疑ふ。佛言はく無犯と。時に比丘あり、自ら根力覺意禪定解脫三昧正受を得たりと説き、比丘疑ふ。佛言はく波羅夷と。時に比丘あり、人の爲めに根力覺意禪定解脫三昧正受を得たりと説く、而も自ら得たりと言はず、比丘疑ふ。佛言はく無犯と。時に比丘に檀越あり、比丘語りて言はく、常に汝が爲めに説法する者は是れ阿羅漢と。檀越即ち問うて言はく、大徳何の説く所ぞと。便ち默然たり、比丘疑ふ。佛言はく、了了たらざるは偷蘭遮と。時に比丘に檀越あり、比丘語りて言はく、數は汝の家に至る者は是れ阿羅漢と。檀越即ち問うて言はく、大徳何の説く所ぞと。便ち默然たり

り、比丘疑ふ。佛言はく、了了たらざるは偷蘭遮と。時に比丘に檀越あり、比丘語つて言はく、數ば汝の座に坐するものは是れ阿羅漢と。即ち問うて言はく、大徳何の説く所ぞと。便ち默然たり、比丘疑ふ。佛言はく、了了たらざるは偷蘭遮と。時に比丘に檀越あり、比丘語りて言はく、數ば汝の食を授くるものは是れ阿羅漢と。檀越問うて言はく、大徳何の説くところぞと、彼れ便ち默然たり、疑ふ。佛言はく、了了たらざるは偷蘭遮と。時に檀越あり、常供養の比丘に語りて言はく、若し大徳是れ阿羅漢ならば僧伽梨を脱せよと。比丘即ち脱して、現相して語らず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に檀越あり、常供養の比丘に語りて言はく、大徳若し是れ阿羅漢ならば僧伽梨を著げよと。比丘即ち著けて現相して語らず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に檀越あり、常供養の比丘に語りて言はく、大徳若し是れ阿羅漢ならば細牀に坐すべしと。彼れ即ち坐して現相して語らず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に檀越あり、常所供養の比丘に語りて言はく、大徳若し是れ阿羅漢ならば起こと。彼れ即ち起ちて現相して語らず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に檀越あり、常所供養の比丘に語りて言はく、大徳若し是れ阿羅漢ならば閣屋に上れと。彼れ即ち上りて現相して語らず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に檀越あり、常所供養の比丘に語りて言はく、大徳若し是れ阿羅漢ならば下るべしと。比丘即ち下りて現相して語らず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に比丘あり、檀越あり、比丘語つて言はく、數ば汝のために説法するものは是れ佛弟子聲聞と。檀越問うて言はく、大徳何の説く所ぞと。

彼れ默然たり、疑ふ。佛言はく、了了たるざるは偷蘭遮と。數ば檀越の家に入り、若しは坐を受け、若しは食を受くるも亦是くの如し。時に檀越あり、常供養の比丘に語りて言はく、若し大德是れ佛弟子聲聞ならば僧伽黎を脱せよと。即ち脱して現相して語らず、疑ふ。佛言はく偷蘭遮と。僧伽黎を著け、若しは坐し、若しは閣上に入る、若しは下るも亦是くの如し。時に目連諸の比丘に告げて言はく、業報の因縁にて神足を得と。諸の比丘言はく、目連汝業報の因縁に神足を得ると言ふ、是の處りあることなし。虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非すと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、是の業報の因縁ありて神足を得、目連は無犯と。時に目連諸の比丘に告ぐ、業報の因縁にて天耳、識宿命、知他心、天眼を得と。諸の比丘言はく、目連汝言ふ、業報の因縁、天耳、乃至天眼を得と。是の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘にあらすと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、業報の因縁あり、天耳を得乃至天眼を得、目連無犯と。時に目連諸の比丘に告ぐ、諸の長老、是くの如きの衆生ありて虚空より過ぐ、其の身骨相觸るる聲を聞くと。諸の比丘目連に語りて言はく、大德汝は言ふ、是くの如きの衆生ありて虚空より過ぐ、其の身骨相觸るる聲を聞くと。是の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非すと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、是くの如きの衆生あり、目連無犯と。爾の時目連諸の比丘に告ぐ、我れ衆生ありて、舉身針を以て毛となし、自ら其の身に於て或は出し、或は入れ、苦を受くること無量にして、

號哭して大に喚ぶを見ると。時に諸の比丘目連に語りて言はく、汝是くの如きの衆生あるを見るとき、此の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、我れ先きに亦是くの如きの衆生を見る、而も我れ説かず、何を以ての故に、人の信せざることを恐るればなり、其れ信せざる者は、長夜に苦を受けん、此の衆生は、王舎城中に於て、兩舌を憲んで調亂す、此の惡業の因縁を以て地獄の中に墮ち、百千萬歳を経て諸の苦痛を受く、此の餘罪の因縁を以て、是くの如きの形を受く、是の故に目連は無犯なりと。爾の時目連諸の比丘に告げて言はく、我れ衆生ありて、屎中に没在し、大苦痛を受け、號哭して大に喚ぶを見ると。諸の比丘、目連に語りて言はく、汝自ら言ふ、是くの如きの衆生ありて屎中に没在し、大苦痛を受け、號哭して大に喚ぶを見ると、是の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、我れも先きに亦是くの如きの衆生を見る、而も我れは説かず、何を以ての故に、人の信せざることを恐るればなり、其れ信せざるものは、長夜に苦を受けん、此の衆生は波羅捺國にあり、迦葉佛の時に婆羅門たり、時に佛及び僧を請じ、屎を以て槽に盛滿し已り、人を遣はして往いて時剋ると白さしむ、語りて言はく、大徳汝此れを食ひ、此れを飲み、意に隨つて持ち去るべしと。此の惡業の因縁を以て泥犁の中に墮ち、百千萬歳大苦痛を受け、餘罪の因縁を以て屎中に没在す、是の故に目連は無犯と。爾の時目連諸の比丘に告ぐ、我れ衆生ありて鐵牀の上に坐し、

てつしやう 鐵牀より 火出でて 舉身 燦然、衣鉢 坐具 針筒も亦皆 燦然たるを見るとき、諸の比丘 目連に語つて言はく、汝是くの如きの衆生、苦を受くること是くの如きを見るとき、是の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘 佛に白す。佛言はく、我れも先きに亦是くの如きの衆生、苦を受くること是くの如きを見る、而かも我れは説かず、何を以ての故に、人の信せざることを恐るればなり、其れ信せざるものは、長夜に苦を受けん、此の衆生は過去世の時、波羅捺國にあり、迦葉佛の時の惡比丘なり、此の因縁を以て地獄の中に墮ち、百千萬歳 諸の苦痛を受け、餘業の因縁此の身を受く、是の故に目連は無犯と。惡比丘 尼、惡式叉摩那、惡沙彌 沙彌尼、苦を受くること亦是くの如し。爾の時目連 諸の比丘に告ぐ、我れ衆生ありて、其の身熟 爛衆 蠅封著し、苦痛大に喚ぶを見るとき、諸の比丘 目連に告げて言はく、汝是くの如きの衆生あり、苦を受くること是くの如きを見ると、是の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘 佛に白す。佛言はく、我れも先きに亦是くの如きの衆生を見る、而も我れは説かず、何を以ての故に、人の信せざることを恐るればなり、其れ信せざるものは長夜に苦を受けん、此の衆生は是れ迦陵伽王の第一の夫人なり、嫉妬を以ての故に、熱沸油を以て、第二夫人の眠れる時、以て其の頂に灌ぐ、此の業報の因縁を以て地獄の中に墮ち、百千萬歳 諸の苦痛を受け、餘業の因縁此の身を受く、是の故に目連は無犯と。爾の時目連 諸の比丘に告ぐ、我れ阿修羅 宮殿 城郭 海底にあり、而も水其の上

に懸りて其の宮城に入らざるを見ると。諸の比丘目連に語りて言はく、汝自ら言ふ、阿修羅の宮城海底にあり、四邊及び上より、而かも水の入ることなしと、是の處りあることなし、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す、佛言はく、是くの如き事あり、阿修羅の宮城、四面及び上に、四種の風ありて水を持つ、住風、持風、不滅風、牢繫風なり、是の故に目連は無犯と。爾の時に目連諸の比丘に告ぐ、我れ是くの如きの衆生あり、骨なく皮なく肉なく血なく、不淨あることなく、亦跛缺なく、女にして産まざるを見ると。諸の比丘言はく、目連汝自ら言ふ、是くの如きの衆生あり、乃至女にして産ますと、是の處りあることなし、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、是くの如きの衆生あり、目連無犯と。爾の時世尊王舍城に在しき。時に大目連諸の比丘に告げて言はく、諸の長老、我れ空惠定に入り、(三七)伊羅婆尼象王の、難陀池水に入るの聲を聞くと。諸の比丘言はく、大德目連、汝言ふ、空惠定に入りて、伊羅婆尼象王の難陀池水に入るの聲を聞くと。大德、空惠定に入りて音聲を聞くこと、是の處りあることなし、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す、佛言はく、是の定あり、而も清淨ならず、目連無犯と。時に目連諸の比丘に告げて言はく、我れ空惠定に入り、八萬四千象の、曼陀延池水に入るの聲を聞くと。諸の比丘目連に語る、大德自ら言ふ、空惠定に

【三七】伊羅婆尼象王 Iṭṭhinīya (巴)

入りて彼の諸象の曼陀延池水に入る聲を聞くと。大徳、空惠定に入りて音聲を聞く、是の處りあることなし、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非すと。時に諸の比丘往いて佛に白す。

佛言はく、是くの如きの定あり、但し清淨ならず、而も目連は無犯と。爾の時目連諸の比丘に告ぐ、我れ空惠定に入り、彼の象王の蘇池水に入るの聲を聞くと。時に諸の比丘目連に語る、汝

自ら言ふ、空惠定に入り、彼の象王の蘇池水に入るの聲を聞くと、何ぞ空惠定に入るありて、而かも聲を聞くあらん、是の處りあることなし、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非すと。

諸の比丘佛に白す。佛言はく、是くの如きの定あり、清淨には非ず、目連は無犯と。識惠定處、無所有惠定處も亦是くの如し。時に目連諸の比丘に告ぐ、諸の長老、北方に池あり、阿耨達と名づく、其の水清淨

にして垢穢あることなし、中に分陀利華あり車輪の如く、其の根車軸の如く、之を折れば汁出で、色白きこと乳の如く、其の味蜜の如しと。諸の比丘言はく、汝自ら言ふ、

北方に是くの如きの池ありと、是の處りあることなし、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非すと。諸の比丘佛に白す、佛言はく、北方に是くの如きの池あり、目連の説くところの如し、

目連無犯と。時に目連諸の比丘に告ぐ、北方に池あり阿耨達と名づく、彼れを去ること遠からず、更に一池あり曼陀延と名づく、縱廣五十由旬、其の水清淨にして垢穢あることなし、中に金色の蓮

【三六】蘇池(或は藪池)

Sappinhi (巴)

【三九】阿耨達 Anuttarā (巴)

Anuttarapadda 梵

華あり、大さ車輪の如しと、諸の比丘言はく、目連汝の所説の如き、是くの如きの池あること、是の處りあることなしと。時に大目連、神足力を以て彼れに往き、華を取り、寺に還りて置いて屋内に在り、諸の比丘を喚びて語りて言はく、北方に池あり、阿耨達と名づく、池を去ること遠からず曼陀延池あり、中に金色の蓮華あり、車輪の如しと。諸の比丘言はく、目連是の處りあることなし、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非すと。時に目連即ち屋に還り、華を取りて諸の比丘に示し、語りて言はく、諸の長老、此の華如實なりと不ぞと。諸の比丘復た言はく、汝は是れ阿羅漢、神足力あり、或は能く化作す眞實に非ず、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非すと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、目連の説く所如實なり無犯と。時に目連諸の比丘に告ぐ、北方に池あり、阿耨達と名づく、水彼の池より流れて此に涌出すと。諸の比丘目連に語りて言はく、汝北方に池あり阿耨達と名づく、水彼れより流れ來りて此に涌出すと説く。世尊も是くの如きの言あり、本に依りて彼の池水の清涼なることを知る、而も今此の水熱沸して垢濁、事相應せず、虚しく上人法を得ると稱す、波羅夷にして比丘に非すと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、目連の所説の如し、而かも此の水小地獄を經過し來りて王舍城に涌出す、是の故に熱沸して垢濁す、目連は無犯と。時に目連諸の比丘に告ぐ、此の水の出づる處の下に池水ありて清涼なり、水は彼れより來る。諸の比丘言はく、目連汝是くの如きの語を作す、世尊の説き給ふ所の如し、本に依りて知るに、此の水熱沸して

下水清涼なり、事相應せず、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、比丘、目連の所説の如し、沸水出づる處、下に池水あり、清涼にして垢濁あることなし、水彼れより來る、小地獄を経過し來りて王舍城に涌出す、是の故に熱沸して垢あり、目連無犯と。時に拘薩羅國王波斯匿、摩竭王阿闍世、二國の中間にありて共に戰ふ。波斯匿王、阿闍世王の軍を破る。時に大目連、諸の比丘に告ぐ、波斯匿王阿闍世王二國の中間に共に戰ふ、波斯匿王勝つと。後阿闍世王復た更に軍を起して共に戰ひ、阿闍世王勝を得たり、時に王舍城國內に告令す、阿闍世王、波斯匿王を破ると。諸の比丘目連に告げて言はく、汝言ふ、波斯匿王、阿闍世と共に戰ひ、波斯匿王、阿闍世王を破ると。而も今摩竭國告令して言はく、阿闍世王、波斯匿王を破ると。目連虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非ずと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、是くの如きの事あり、波斯匿王、阿闍世王を破る、阿闍世王後に更に軍を起して波斯匿王を破る、目連前を見て後を見ず、是の故に目連無犯と。阿闍世王、毘舍離と共に戰ふも亦是くの如し。

爾の時世尊目連に告げ給ふ、止めよ止めよ、復た説くことを須ひざれ、比丘汝の言を信せず、何を以ての故に、諸の比丘をして信せざらしむるが故に多罪を得と。時に世尊諸の比丘に告げ給ふ、汝等當さに是くの如き阿羅漢比丘に大神力あることを信すべし、疑ふこと勿れ、信せずんば長夜に苦を受けんと。中に比丘あり、名を嚴好と曰ふ、諸の比丘に告げて言はく、諸の長老、我れ五百劫の事を

憶すと。諸の比丘言はく、世尊も未だ曾て五百劫の事を憶すと説き給はず、而も汝自ら説く、虚しく上人法を得たりと稱す、波羅夷にして比丘に非すと。諸の比丘佛に白す。佛言はく、嚴好比丘一生の事を憶す、我れは無數生の種種の事を憶す、乃至受形の相續、言説する所あれば皆悉く之を憶すと。佛言はく、嚴好比丘無犯と。

爾の時世尊舍衛國に在しき。優波離坐より起ち、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大徳、迦留陀夷故らに不淨を出す、是れ犯すや不やと。佛言はく、最初は未だ戒を制せざれば無犯なり。時に比丘あり、散亂心にて眠る、夢中に不淨を失す、夢中に於て識了し、彼れ是の念を作す、世尊比丘の爲めに戒を制し給ひ、故弄出不淨は僧伽婆尸沙と。而も我れ散亂心にて眠り、夢中に不淨を失す、自ら覺めて憶識す、我れ將た犯さざる無からんや、云何んせんを知らず、此の因縁を以て具さに諸の比丘に白す、善い哉長老、我が爲めに佛に白せ、若し佛教へ給ふあれば、我れ當に修行すべしと。時に諸の比丘世尊の所に往き、頰面嚴足し、此の因縁を以て具さに世尊に白す。世尊此の因縁を以て比丘僧を集め、告げて言はく、散亂心眠に五の過失あり、夢に惡事を見、諸天衛護せず、心に法を憶せず、想を繋けて明に在らず、夢中に不淨を失す、散亂心眠に此の五の過失あり。住心にして眠るに五の功德あり、惡夢を見ず、諸天衛護す、心に樂法を思ふ、想を繋けて明に在り、不淨を失せず、是くの如く、住心にして眠るに五事の功德あり、若し夢中に失するは不犯と。時に比

丘あり、夢中に憶識して弄して不淨を失す、彼れ疑ふ。佛言はく不犯と。時に比丘あり、邪憶念にして不淨を失す。佛言はく不犯と。若し美色を見觸れずして不淨を失す、不犯。時に比丘あり、憶念して弄して不淨を失す、彼れ疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、憶念して弄して失せず、疑ふ。佛言はく、偷蘭遮と。時に女人あり、比丘の前を捉る、彼れ動身して不淨を失す、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に女人あり、比丘の前を捉る、不動身にして不淨を失す、疑ふ。佛言はく、突吉羅と。比丘の後を捉る、二事あること亦是くの如し。是の時女人あり、比丘の足を執りて禮す、動身して不淨を失す、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に女人あり、比丘の足を執りて禮す、不動身不淨を失す、疑ふ。佛言はく、突吉羅と。時に女人あり、難陀の足を禮す、難陀多欲にして不淨を失し、女人の頭上に墮つ、時に女人慙愧し、難陀亦慙愧す。諸の比丘佛に白す。佛言はく、難陀に遮身衣を作ることを聽すと。時に比丘あり、行く時男根衣に觸れ、涅槃僧に不淨を失す。佛言はく不犯と。若しは大小便の時失するは不犯、若しは冷水、若しは沸水中にて、洗つて失するは不犯。時に比丘あり、男根を以て水に逆ひ、憶想し身動して不淨を失す、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、男根を以て水に順ひ、憶想し身動して不淨を失す、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、水を以て男根に灑ぎ、憶想し身動して不淨を失し、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、男根風に逆ひ、憶想し身動して不淨を失し、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。若しは風に順ひ、若しは口にて男

根を嘘き、憶想し身動して不淨を失し、憶想して空に動身し不淨を失す、疑ふ。佛言はく、是くの如きは一切僧伽婆尸沙と。時に母あり、比丘兒を捉る、身不動にして不淨を失す、疑ふ。佛言はく突吉羅と。姉比丘を捉り、故二、故私通處、姪女比丘を捉る、亦是くの如し。時に比丘あり、憶想して骨間に弄し、不淨を失す、疑ふ。佛言はく偷蘭遮と。時に比丘あり、憶想して、大小便道の中間に於て、弄して不淨を失す、疑ふ。佛言はく、若しは道想を作し、若しは疑はば偷蘭遮、若し非道想、疑はざれば僧伽婆尸沙と。是くの如く、股間、膝間、若しは曲膝、若しは脇邊、若しは乳間、若しは腋下、若しは耳鼻中、若しは齧中、若しは繩牀木牀間、若しは大小髻間、若しは枕間、若しは地、若しは泥埵間、若しは君持口中に於ける、是くの如きの一切は、若しは道想、若しは疑はば偷蘭遮、若しは非道想、不疑は僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、藥の爲めの故に、憶想して拵して不淨を失す、疑ふ。佛言はく、僧伽婆尸沙と。樂のための故に、自試の爲めの故に、福德の爲めの故に、祠の爲めの故に、善道の爲めの故に、施の爲めの故に、種の爲めの故に、戲の爲めの故に、力の爲めの故に、顔色の爲めの故に、當きに審定して作すべき、一切僧伽婆尸沙と。

爾の時世尊舍衛國に在しき。優波離坐より起ち、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大德、迦留陀夷女人の身と相觸る、是れ犯すや不やと。佛言はく、初めは未だ戒を制せざれば不犯なりと。大德、若し男子の身と相觸るれば是れ犯すや不と。佛言はく突吉羅と。大德、若し黃門

を捉りて水を渡る、水を渡り已りて方さに是れ牝牛なりと知る、疑ふ。佛言はく無犯。牝牛の尾を捉りて水を渡るべからずと。時に比丘あり、欲心にて女人の衣角を捉り、疑ふ。佛言はく儉蘭遮と。時に比丘あり、欲心にて、女人の身上に就き、女人の嚴身具を捉り、疑ふ。佛言はく儉蘭遮と。時に比丘あり、欲心にて女人の尻を抄し、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。

時に母あり、比丘を捉ふ、彼れ觸を覺し樂を受け動身せず、疑ふ。佛言はく突吉羅と。姉、故二、婦女も亦是くの如し。時に比丘あり、欲心にて女人の髪を捉り、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。時に女童女あり、水のために漂さる、比丘見已りて慈念し即ち接し出し、疑ふ。佛問うて言はく、汝觸を覺し樂を受くるや不やと。答へて言はく不と。佛言はく無犯と。時に比丘あり、死女人の身の未だ壊せざる者の身と相觸れ、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。若し多く壊せざる者の身と相觸る、僧伽婆尸沙。若し半ば壊する者の身と相觸る、儉蘭遮。若しは身多く壊する者、若しは一切壊する者の身と相觸る、儉蘭遮と。時に女人あり、却いて牀に倚る、比丘欲心にて牀を動かし、疑ふ。佛言はく儉蘭遮と。時に比丘あり、欲心にて女人の手を捉り、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、欲心にて女人の脚を捉り、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。時に女人あり、比丘の手を捉る、比丘觸を覺し樂を受け動身し、疑ふ。佛問うて言はく、比丘汝觸を覺し樂を受くるや不やと。答へて言はく爾りと。佛言はく僧伽婆尸沙と。女人比丘の脚を捉る、亦是くの如し。時に比丘あり、戲笑して女人の手を捉

り、疑ふ。佛問うて言はく、比丘汝觸を覺し樂を受くるや不^{いな}と。答へて言はく不^{いな}と。佛言はく不^{いな}犯^{はん}と。佛言はく不^{いな}犯^{はん}と。脚を捉る、亦是くの如し。時に女人あり、戲笑して比丘の手を捉る、比丘疑ふ。佛比丘に問ふ、汝觸を覺し樂を受くるや不^{いな}と。答へて言はく不^{いな}と。佛言はく無^む犯^{はん}と。脚を捉るも亦是くの如し。時に比丘あり、欲心にて女人の衣角を捉りて牽^ひき、比丘疑ふ。佛言はく儉^{けん}蘭^{らん}遮^{しゃ}と。時に比丘あり、欲心にて女人と共に衣を抖擻^{たうさう}し、疑ふ。佛言はく儉^{けん}蘭^{らん}遮^{しゃ}と。時に比丘あり、欲心にて女人の耳環を捉り、疑ふ。佛言はく儉^{けん}蘭^{らん}遮^{しゃ}と。華鬘^{けまん}を捉り、釵^{さい}を捉る、一切儉^{けん}蘭^{らん}遮^{しゃ}。時に比丘あり、雨中女人と共に行く、泥滑りて女人の脚踏地に倒る、比丘亦脚踏地に倒れ、女人の上に墮^おち、疑ふ。佛問うて言はく、汝觸を覺し樂を受くるや不^{いな}と。答へて言はく不^{いな}と。佛言はく無^む犯^{はん}と。比丘地に倒れ、女人上に墮^おつるも亦是くの如し。時に比丘あり、雨中女人と共に行く、俱に脚踏地に倒れ、相觸れて宛轉^{えんてん}し、還^また相離^{あひはな}れ、疑ふ。佛問うて言はく、汝觸を覺し樂を受くるや不^{いな}と。答へて言はく不^{いな}と。佛言はく無^む犯^{はん}と。時に比丘あり、手女人の大小便の間に觸れ、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙^{そうがはししや}と。若しは股^こ間^{かん}、臍^{さい}間^{かん}、若しは曲膝^{まげしつかん}間、若しは脇^{けふん}邊^{へん}、若しは乳^{にゅう}間^{かん}、若しは耳^に中^{ちゆう}、若しは鼻^び中^{ちゆう}、若しは瘡^{さう}中^{ちゆう}、一切僧伽婆尸沙^{さいごうがはししや}。時に比丘あり、小沙彌^{せうしやみ}を捉へて摩捫^{まもん}鳴^{めい}し、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、愛^{あい}の故^{ゆゑ}に、欲^{よく}心を以てせずと。佛言はく無^む犯^{はん}、爾^{しか}すべからずと。時に比丘あり、比丘尼の身と相觸れ、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙^{そうがはししや}と。式叉^{しきや}摩^ま那^な、沙彌^{しやみ}尼^にも亦是くの如し。時に比丘あり、蘇毘^{そび}羅^ら漿^{じやう}を持^もちて

道に在りて行く、故に喚んで共に不淨を行せんと。即ち其の女根を示す、彼れ即ち蘇毘羅漿を以て之
 に灑いで言はく、臭物には還た臭物を著けよと、疑ふ。佛問うて言はく、比丘汝何の心を以てすると。
 答へて言はく、其の意を折辱す、欲心を以てせずと。佛言はく無犯、爾すべからずと。水を持ちて道
 に在りて行くも亦是くの如し。時に姪女あり、比丘を喚び不淨を行せんと、女根を以て比丘に示す、
 比丘石を以て彼の女根を打つ、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、其の
 意を折辱す、欲心を以てせずと。佛言はく無犯、女人を打つは突吉羅と。時に女人ありて木に倚る、
 比丘欲心木を動かし、疑ふ。佛言はく偷蘭遮と。若しは坐牀、若しは企牀、若しは板、
 若しは石、若しは樹、若しは梯、一切偷蘭遮。時に女人あり、聖に乗じて行く、比丘欲心聖を動かし、
 疑ふ。佛言はく偷蘭遮と。鞞、若しは舡も亦是くの如し。時に女人あり、比丘の背を捉る、彼れ還た
 顧みて是の女人を見、觸を覺し樂を受け、疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。
 爾の時世尊舍衛國に在しき。優波離坐より起ち、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さ
 く、大德、迦留陀夷女人と麤惡語す、是れ犯すや不ぞと。佛言はく初めは未だ戒を制せざれば無
 犯なり。大德、若し男子と麤惡語す、是れ犯すや不ぞと。佛言はく突吉羅と。若し真門と麤惡語す、
 是れ犯すや不ぞと。佛言はく偷蘭遮と。若し二根人と麤惡語す、是れ犯すや不ぞと。佛言はく偷蘭遮
 と。若し畜生の不能變化の者と麤惡語す、是れ犯すや不ぞと。佛言はく突吉羅と。大德、人女を人女

想し麤惡語す、是れ犯すや不_レやと。佛言はく僧伽婆尸沙と。人女疑は是れ犯すや不_レやと。佛言はく儉
 蘭遮と。人女を非人想す、是れ犯すや不_レやと。佛言はく儉蘭遮と。非人女疑は、佛言はく儉蘭遮と。大徳、若し女想して、男女と麤惡語す、是
 れ犯すや不_レやと。佛言はく儉蘭遮と。大徳、男想して女人と麤惡語す、是れ犯すや不_レやと。佛言はく
 儉蘭遮と。大徳、若し此の女想を作して、彼の女と麤惡語し、疑ふ。佛言はく、若し説いて了了なる
 者は僧伽婆尸沙、了了ならざれば儉蘭遮、手印、信書、相、了了として知るは僧伽婆尸沙、了了知ら
 ざるは儉蘭遮と。大徳、若し此の男想を作して、彼の男と麤惡語す、是れ犯すや不_レやと。佛言はく突
 吉羅と。大徳、若し天女、龍女、阿修羅女、夜叉女、餓鬼女、畜生の能變化者の女と麤惡語す、是れ
 犯すや不_レやと。佛言はく、説いて了了なるは儉蘭遮、了了ならざるは突吉羅、手印、信書、相、
 説いて了了知る者は儉蘭遮、了了知らざる者は突吉羅と。時に比丘あり、女人に向つて麤惡語し、疑
 ふ。佛言はく、説いて了了なるは僧伽婆尸沙、了了ならざるは儉蘭遮、此れに向つて説かんと欲し、
 錯つて彼れに向つて説く、一切僧伽婆尸沙と。時に姪女あり、比丘を喚んで共に不淨を行せんと、其
 の女根を示す。比丘言はく、汝の女根をして斷じ、臭爛を破壊し、燒焦して墮ちしめよ、驢と如是の
 事を作せと、疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、彼れを折辱す、欲心を
 以てせずと。佛言はく無犯、惡言するを以て突吉羅と。迦留陀夷性たる麤惡語を好む。佛言はく、性

龜惡語を好むは突吉羅と。六群比丘性龜惡語を好む。佛言はく、突吉羅と。時に乞食比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往く、檀越の婦に語つて言はく、得べきや不やと。彼れ即ち言はく、大徳、何等を得べきや不やを問ふやと。比丘默然として答へず、疑ふ。佛言はく、説いて了了ならざるは儉蘭遮と。時に乞食比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ちて白衣の家に往く。檀越の婦に語りて言はく、我と來れと。彼れ即ち問うて言はく、大徳何等をか與ふる。比丘默然たり、疑ふ。佛言はく、説いて了了ならざるは儉蘭遮と。若し我れに與ふべきや不やと言ひ、若しは看よと言ひ、若しは何等に似たりと言ひ、説いて了了ならざるは一切儉蘭遮と。時に比丘に檀越あり、檀越婦に勸して言はく、某甲比丘須ふる所あらば便ち與へよと。婦答へて言はく、爾るべしと。是に於て檀越即ち比丘の所に往き語りて言はく、我れ已に婦に勸して言はく、若し某甲比丘須ふる所あらば便ち與へよと、大徳、須ふる所あらば往いて索むべしと。比丘言はく、爾るべしと。後比丘衣を著け鉢を持ち、檀越の家に往き、座を敷いて坐す。檀越の婦比丘に語りて言はく、夫我れに勸す、某甲比丘須ふる所あらば便ち與へよと、大徳、今須ふる所あらば便ち説けと。比丘言はく、汝俱に一切を我れに與ふること能はずと。婦答へて言はく、大徳、何等か一切與ふること能はざると。比丘默然たり、疑ふ。佛言はく、説いて了了ならざるは儉蘭遮と。時に比丘に檀越あり、檀越婦に勸して言はく、某甲比丘須ふる所あらば便ち與へよと、檀越即ち比丘の所に往き語りて言はく、我れ已に婦に勸して言はく、大徳、須ふる所あら

ば便ち與へよと、大徳若し須ふる所あらば往いて索めよと。比丘言はく爾るべしと。比丘後時に衣を著け鉢を持ち、檀越の家に往き、座を敷いて坐す。檀越の婦言はく、我が夫已に我れに勸して言はく、某甲比丘須ふる所あらば便ち與へよと。大徳今須ふる所あらば便ち説けと。比丘言はく、一切能く與ふ、唯此の事ありて與ふこと能はずと。彼れ其の心を知り、答へて言はく、一切能く與ふ、此れも亦能く與ふと。比丘疑ふ。佛言はく僧伽婆戸沙と。時に比丘に檀越あり、檀越其の婦に語りて言はく、某甲比丘一切須ふる所あらば便ち與へよと。檀越比丘の所に往き語りて言はく、我れ已に婦に勸す、某甲比丘一切須ふる所あらば便ち與へよと、大徳須ふる所あらば往いて索めよと。比丘言はく爾るべしと。後異時に於て、衣を著け鉢を持ち其の家に往き、座を敷いて坐す。檀越の婦語りて言はく、我が夫已に我れに勸して言はく、某甲比丘一切須ふる所あらば便ち與へよと、大徳、今須ふる所あらば便ち説けと。比丘言はく、汝一切與ふべからずと。彼れ問うて言はく、何等か一切與ふべからざると。比丘默然たり、疑ふ。佛言はく、説いて了了ならざるは偷蘭遮と。(次句此の句と同じ、正しく汝一切與ふべしと言ふも、此の事は與ふべからず、彼れ言はく、此の事亦能く與ふと、比丘疑ふ。佛言はく僧伽婆戸沙と言ふを以て)。時に乞食比丘あり、晨朝衣を著け鉢を持ち、檀越の家に至り、男根起つ、檀越の婦に語りて言はく、増益せよと。彼れ問うて言はく、何等をか増益すると。默然たり、疑ふ。佛言はく、了了ならざるは偷蘭遮と。時に比丘あり、式叉摩那を檀越となす、彼れ數は戒を犯し、比

丘の前に於て懺悔す。比丘言はく、汝慙愧なし不淨行を犯すと、比丘疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、教授の爲めの故に、欲心を以てせずと。佛言はく無犯と。時に比丘あり、童女ありて檀越となる。數は戒を犯し、比丘に語る、比丘言はく、汝無慙無愧持戒者を犯すと、比丘疑ふ。佛問うて言はく、汝何の心を以てすると。答へて言はく、教授を以ての故に、欲心を以てせずと。佛言はく無犯と。時に比丘あり、晨朝に衣を著け鉢を持ち白衣の家に往く。女人あり、形露はる、比丘見じりて語りて言はく、大徳爾り我れ酥を消すと。消し形露はる、比丘見じりて語りて言はく、汝酥を消すと。彼れ言はく、大徳爾り我れ酥を消すと。比丘默然たり、疑ふ。佛言はく、説いて了了ならざるは偷蘭遮と。時に乞食比丘あり、晨朝衣を著け鉢を持ち白衣の家に往く。時に亦衣を著ぐる女人あり形露はる、比丘見じりて語りて言はく、汝赤衣を著くと。彼れ答へて言はく、我れ赤衣を著くと。彼れ默然たり、疑ふ。佛言はく偷蘭遮と。爾の時世尊波羅に在しき。時に比丘あり、姪女檀越たり、比丘に語りて言はく、大徳、若し此の事を須ひば便ち説げと。彼れ默然たり。姪女言はく、大徳、今須ひんや、何んが故に默然なると、彼れ疑ふ。佛言はく無犯と。爾の時世尊舍衛國に在しき。外道女人あり、顔貌端正なり、比丘見じりて意を繋けて彼れにあり、後異時に此の女人、祇洹を去ること遠からずして行く。比丘言はく、汝多く作すやと。彼れ答へて言はく、實に爾り多く作すと、比丘疑ふ。佛言はく僧伽婆尸沙と。爾の時世尊舍衛國に在しき。優婆塞坐より起り、偏露石屑石膝地に著け、世尊に白して言さく、大徳、迦留陀夷女人の前に

と。時に比丘あり、檀越あり、檀越婦に語りて言はく、若し某甲比丘所説あらば、其の説くところに随つて、汝當さに供養すべしと。婦言はく爾るべしと。婦に語り已りて比丘の所に往き、語りて言はく、我れ已に婦に勅して言はく、某甲比丘若し所説あらば、比丘の語に随つて供養せよと、大徳、若し所須あらば往いて索むべしと。比丘言はく爾るべしと。後異時に於て、比丘晨朝に、衣を著け鉢を持ち、其の家に往き、座に就いて坐す。檀越の婦語りて言はく、我が夫已に我れに勅して言はく、某甲比丘所説あらば、所説に随つて供養せよと、大徳、今若し説くあらば便ち説けと。比丘語りて言はく、汝俱に一切供養すること能はずと。彼れ問うて言はく、大徳、云何んぞ一切供養すること能はざると。比丘默然たり、疑ふ。佛言はく、説いて了了ならざるは偷蘭遮と。此の中の四句、上の麁惡語の中の如く同じ。上は麁惡語を以て、此れは供養を以て異となすのみ。今畧して一句を出す、復た煩文を須ひず、故に出さざるなり。時に比丘あり、女人檀越たり、其の家に至りて語りて言はく、姉此の事最上第一なり、身慈、口慈、心慈、持戒にして善法を行ずる比丘を供養すと、彼れ疑ふ。佛言はく無犯と。

爾の時世尊王舍城に在しき。時に優波離、座より起ち、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言はく、大徳、迦羅比丘媒嫁し、男に向つては女を歎説し、女に向つては男を歎説し、若しは婦事を爲し、若しは私通事を爲す、是れ犯すや不やと。佛言はく、初めは未だ戒を制せざれば不犯なり。若

し語を受け、往いて説き、而かも彼の語を持ちて還る、是れ犯すや不ぞと。佛言はく僧伽婆尸沙と。若しは語を受け、彼れに向つて説き、語を持たずして還る、是れ犯すや不ぞと。佛言はく儵蘭遮と。若し聞いて彼れに向つて説き、語を持たずして還る、儵蘭遮。若し語を受け、彼れに向つて説かずして往き、彼れに向つて説き、彼れの語を持ちて還る、儵蘭遮。若し語を受け、彼れに向つて説かず、彼の語を持たずして還る、突吉羅。若し聞いて彼れに向つて説かず、語を持たずして還る、突吉羅。若し語を受けず、彼れに向つて説き、語を持たずして還る、突吉羅。時に比丘あり、檀越家あり、其の婦を喪つて未だ久しからず、比丘往いて問訊す。檀越に二兒あり、比丘語つて言はく、汝何ぞ更に婦を取らざる。檀越言はく、恐らくは小兒をして辛苦せしめん、若し某甲の童女を得ば、我れ當さに取るべしと。時に比丘彼の童女の所に行き語つて言はく、我れ某甲居士より聞くに言はく、我れ若し某甲童女を得ば、當さに取りて婦と爲すべしと。童女言はく、若し我れを須つて婦と爲さば、我れも亦彼れを須つて夫と爲さんと。比丘即ち檀越の所に還りて語つて言はく、我れ彼の女の言を聞くに言はく、若し我れを須つて婦と爲さば、我れも亦彼れを須つて夫と爲さんと。比丘更に語を持たずして還り疑ふ。佛言はく、若し聞いて彼れに向つて説き、語を持たずして還る、儵蘭遮。麝香の女人も亦是くの如し。時に居士あり、僧伽藍の中に往き、諸の比丘に語つて言はく、大徳、我が爲めに語れと、諸の比丘言はく、居士何の語を説かん、欲すると。彼れ言はく、我が爲めに某甲居士に語れ、我れに女を與へて婦と作せ

と。比丘言はく、居士、當さに汝が爲めに語るべしと。即ち一比丘を差して白二羯磨を作し、彼の居士の所に往きて語らしめて言はく、居士、我れ汝が爲めに衆僧の語を説かんと。彼れ言はく、大徳僧、何の勅せらるる所ぞと。比丘言はく、衆僧言ふ、汝の女を以て、某甲居士に與へて婦と作せと。彼れ言はく、大徳、僧の勅を奉じて當さに與ふべしと。時に使比丘僧伽藍の中に還り、僧に白す、僧即ち彼の居士に告げて知らしめ、比丘疑ふ。佛言か、一切僧伽婆尸沙と。時に檀越あり、僧伽藍の中に往き、諸の比丘に語つて言はく、大徳、我が爲めに語れと。比丘言はく、居士何の語を説かんと欲する。彼れ言はく、我が爲めに某甲居士に語れ、汝の女を以て、我が爲めに婦と爲せと。比丘言はく、當さに汝が爲めに語るべしと。即ち一比丘を差し、白二羯磨を作し、彼の居士の所に往き、語らしめて言はく、居士、我れ汝が爲めに衆僧の語を説くと。彼の居士言はく、大徳、僧何の勅せらるる所ぞと。比丘言はく、衆僧汝に語る、汝の女を以て、某甲居士に與へて婦と作せと。彼れ言はく、大徳、僧の勅を奉じて當さに與ふべしと。使比丘是の念を作す、我れ今若し還つて衆僧に白さば、恩我れに在らずと。即ち自ら往いて、彼の居士に語り已り、疑ふ。佛言はく、衆僧偷蘭遮、使比丘僧伽婆尸沙と。時に檀越あり、常供養の比丘の所に往き、比丘に語つて言はく、我が爲めに某甲居士に語れ、汝の女を以て我れに與へて婦と爲せと。比丘言はく、居士、當さに汝がために語るべしと。比丘即ち彼の居士の所に往きて語つて言はく、汝女を以て彼の某甲居士に與へて婦と作すべしと。居士言はく、我が

女已に他に與ふと。若しは他已に將る去ると言ひ、若しは死すと言ひ、若しは賊偷み去ると言ひ、若しは無しと言ふ。比丘居士の所に還りて、是くの如きの語を語る、一切偷蘭遮。時に檀越あり、常供養の比丘に語つて言はく、汝我がために某甲居士に語れ、女を以て我れに與へて婦と作すべしと。比丘言はく、當さに汝が爲めに語るべしと。比丘即ち彼の居士の所に往いて語つて言はく、汝女を以て彼の某甲居士に與へて婦と作すべしと。居士言はく、我が女癩病あり、若しは癩と言ひ、若しは白癩あり、若しは乾枯病と言ひ、若しは狂と言ひ、若しは痔病と言ひ、若しは常に血出病ありと言ひ、若しは足下常熱病と言ふ、比丘還りて居士に是くの如きの言を語り已りて疑ふ。佛言はく一切僧伽婆尸沙と。時に居士あり、婦と共に鬪ひて婦を驅出す。即ち常供養の比丘の所に往いて語りて言はく、大徳、夫我れと鬪ひ驅出せらる、我れ今共に懺悔せんと欲すと。比丘即ち和合の爲めに懺悔せしめ、疑ふ。佛言はく、懺悔の爲めの故に無犯と。時に婦人あり、夫と共に鬪ひ、已に出でて去る、常供養の比丘の所に往いて語りて言はく、我れ夫と共に鬪ひ已に外に出づ、今懺悔せんと欲すと。比丘即ち往いて和合し、懺悔せしめ、疑ふ。佛言はく、懺悔の爲めに無犯と。時に婦人あり、夫と共に鬪ひ語つて言はく、汝若し我れを婦となすことを須ひずんば、當さに須ひずと言ふべしと。夫言はく、我れ汝を婦と爲すことを須ひずと。即ち驅出す。常供養の比丘の所に往いて語つて言はく、我れ夫と共に鬪ひ、我れ夫に語つて言はく、若し我れを婦と爲すことを須ひずんば、當さに婦と爲すことを須ひす

と言ふべしと。夫言はく、須ひすと、即ち我れを騙りて出す、今懺悔せんと欲すと。比丘即ち和合し懺悔せしめ、疑ふ。佛言はく、懺悔の爲めの故に無犯と。時に居士あり、姪女を取りて婦となす、先きに常に此の女人と往反する者、見じりて語りて言はく、我れ汝と如是如是の事を作さんと欲すと。餘人語りて言はく、此れ復た姪女を作さず、今已に某甲居士の爲めに婦と爲ると。彼の人即ち強ひて將つて共に姪を行す。時に夫聞きじりて即ち騙出す。便ち常に供養する所の比丘の所に往いて語りて言はく、大徳、我れ自ら居士の爲めに婦と作りて已來、未だ曾て他の男子を犯さず、唯此の賊あり、強ひて牽いて我れを犯す、我れ今夫と共に懺悔せんと欲すと。比丘即ち往いて和合し、夫と共に懺悔せしめ、疑ふ。佛言はく、懺悔の爲めの故に無犯と。時に居士あり、姪女に所須を給し、常供養比丘の所に往いて語りて言はく、我が爲めに某甲姪女に語れ、某處に在りて我れを待てと。比丘言はく、爾るべしと。即ち姪女の所に往いて語りて言はく、某甲居士汝に語る、某處に在りて待てと、比丘疑ふ。佛言はく、先きは和合を以て無犯、白衣の爲めに使す、突吉羅と。時に居士あり、彼の童女を守護す、既に婦に迎へず、又餘に嫁することを聽さず。時に女常供養の比丘に語りて言はく、大徳、我がために某甲居士に語れ、我が父母、汝を奪ひ、我れを持つて餘人に與へんと欲す、汝若しは當さに我れを迎ふべし、若しは當さに我れを放つべしと。比丘言はく、爾るべしと。彼の比丘即ち居士の所に往いて語りて言はく、某甲童女言はく、我が父母汝を奪ひて更に餘人に與へんと欲す、汝今當さに迎ふべし、

若しは當きに之を放つべしと、彼れ疑ふ。佛言はく、彼れ先きに已に言ふは誓なり、無犯、白衣の爲めに使するは突吉羅と。時に居士あり、彼の童女を占護す、既に婦に迎へず、又餘に嫁することを聽さず、彼の父母言はく、知らず誰をして某甲居士に語らしめ、此の童女を迎へ去らしめ、若しは當さに餘に嫁せしむることを聽さしむべきかを。彼の家の常に供養するところの比丘狂病あり、便ち言はく、我れ當さに爲めに語るべしと。比丘即ち彼の居士の所に往き、頭を捉りて語りて言はく、汝某甲童女を迎へよ、若しは當さに放ち去るべしと。後還りて心に疑ひを得。佛言はく、癡狂心亂痛惱の所纏は一切無犯なりと。

爾の時世尊王舍城に在しき。優波離坐より起ちて偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大徳、香婆羅摩子清淨なり、慈地比丘無根を以て之を謗す、是れ犯すや不やと。佛言はく、初めは未だ戒を割せざれば無犯なりと。大徳、若し無根法を以て清淨比丘を謗すれば、是れ犯すや不やと。佛言はく、僧伽婆尸沙と。時に比丘あり、女人と樹下にありて坐す、餘の比丘語りて言はく、汝女人を姪犯すと。彼れ答へて言はく、我れは犯さず、共に樹下に坐するのみと。彼の謗するもの疑ふ。佛言はく、眞實語の爲めの故に、毀謗を欲せず、無犯と。時に比丘あり、家に在りて故二と共に通す、異比丘あり相似たり。餘の比丘此の相似の比丘に語りて言はく、汝故二を犯すと。彼れ言はく我れ犯さず、彼の故二を犯すの比丘、我れと相似のみと、彼れ疑ふ。佛言はく、實の爲めの故に、毀謗を

以てせず、無犯と。時に比丘あり、婬女檀越たり、餘の比丘語りて言はく、汝婬女を犯すと。彼れ言はく、是れ我が檀越なり犯さずと、彼れ疑ふ。佛言はく、實の爲めの故に、毀謗を以てせず、無犯と。婦女、若しは童女、若しは黃門、若しは比丘尼、若しは式叉摩那、沙彌尼も亦是くの如し。時に比丘あり、小沙彌を捉へて摩摺鳴す、餘の比丘語りて言はく、汝沙彌を犯すと。彼れ言はく、我れ犯さず、之を摩摺鳴するのみと、彼れ疑ふ。佛言はく、實の爲めの故に、毀謗を以てせず、無犯と。時に比丘あり、比丘の腰帶を取る、彼れ言はく、汝我が帶を盗むと。彼れ言はく、我れ盜まず、親厚意を以て取ると、彼れ疑ふ。佛言はく、實語の爲めの故に、毀謗を以てせず、無犯と。時に比丘あり、無根信伽婆尸沙を以て誘す、疑ふ、佛言はく、波逸提と。

毘尼增一、一

是くの如く我れ聞く、一時佛舍衛國祇洹精舍の給孤獨園に在しき。時に世尊諸の比丘に告げ給ふ。汝等諦かに聽け、善く之を思念せよ、若し比丘、相似文句を説いて法毘尼を遮す、此の比丘、多人をして利益を得ざらしめ、諸の苦業を作り以て正法を滅す。若し比丘文句に隨順し、法毘尼に違せざれば、此くの如きの比丘は多人を利益し、衆苦業を作らず、正法をして久住せしむ。是の故に諸の比丘、汝等當さに文句に隨順し、増減して法毘尼に違せしむること勿れ。當さに是くの如く學すべし、佛説是くの如しと。諸の比丘聞いて歡喜信樂して受持す。佛言はく、若し比丘、非法を法と説き、法

を非法と説く、此くの如きの比丘は、多人をして利益を得ざらしめ、衆苦業を作りて以て正法を滅す。其れ比丘あり、非法を説いて非法と言ひ、是法は説いて是法と言ふ、此くの如きの比丘は多人を利益し、衆善業を作り、正法を久住せしむ。是の故に汝等當さに此の教に隨順すべし。非法は當さに説いて非法と言ひ、是法は説いて是法と言ふべし、當さに是くの如く學すべし。佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂し受持す。爾の時佛諸の比丘に告ぐ、若し比丘、非毘尼を説いて是毘尼と言ひ、是毘尼を非毘尼と言ふ、多人をして利益を得ざらしめ、衆苦業を作して以て正法を滅す。若し比丘、非毘尼は説いて非毘尼と言ひ、是毘尼は説いて是毘尼と言ふ、多人を利益し苦業を作らず正法をして久住せしむ。是の故に汝等當さに此の教に隨ふべし。非毘尼を非毘尼と説き、是毘尼を是毘尼と説く、當さに是の學を作すべし。佛説き給ふこと是くの如し 諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。佛諸の比丘に告げ給ふ、若し比丘、非制にして制すれば、是制便斷す、是くの如くにして漸漸に戒をして毀壞せしめ、多人をして利益を得ざらしめ、衆苦業を作りて以て正法を滅す。若し比丘、非制を制せざれば是制斷せず、是くの如く漸漸に戒をして成就せしめ、多人を利益して苦業を作らず、正法をして久住せしむ、是の故に汝等、非制は制すべからず、是制は斷すべからず、當さに制する所の戒に隨つて學すべし。諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ、如來世に出で、衆の過失を見るが故に、一義を以て諸の比丘の爲めに結戒し、僧を攝取す。

園人と憶す、我れは是れ優婆塞と憶す、我れは是れ沙彌と憶す、我れは是れ外道、是れ外道の弟子と憶す、我れは沙門釋子の法に非すと憶す、一一の句も亦是くの如し。

爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二種の犯あり、一には輕、二には重、是れを二種の犯となす。佛説き給ふことは是くの如し。諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。復た二事あり、一には輕くして餘あり。二には輕き者は羯磨を作すことを得。復た二事あり、波羅夷と僧伽婆尸沙なり。復た二事あり、波羅夷と偷蘭遮なり。復た二事あり、波羅夷と波逸提なり。復た二事あり、波羅夷と波羅提舍尼なり。復た二事あり、波羅夷と突吉羅なり。復た二事あり、波羅夷と惡説なり。僧伽婆尸沙と乃至惡説も亦是くの如し。偷蘭遮と乃至惡説も亦是くの如し。波逸提と乃至惡説も亦是くの如し。波羅提舍尼と乃至惡説も亦是くの如し。突吉羅と惡説も亦是くの如し。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ、二見あり、出家人は行すべからず。非法に法を見、法に非法を見る。復た二見あり、毘尼を非毘尼と言ひ、非毘尼を毘尼と言ふ。復た二見あり、非犯を犯と見、是犯を非犯と見る。復た二見あり、輕を而も重と見、重を而も輕と見る。復た二見あり、有餘を無餘と見、無餘を有餘と見る。復た二見あり、麤惡を非麤惡と見、非麤惡を麤惡と見る。復た二見あり、舊法を非舊法と見、非舊法を舊法と見る。復た二見あり、制を非制と見、非制を制と見る。復た二見あり、是説を非説と見、非説を説と見る。復た二見あり、酒を非酒と見、非酒を酒と見る。復た二見あり、飲を非飲と見、非飲を飲と見る。復

た二見あり、食を非食と見、非食を食と見る。復た二見あり、時を非時と見、非時を時と見る。復た二見あり、淨を不淨と見、不淨を淨と見る。復た二見あり、重を非重と見、非重を重と見る。復た二見あり、難を非難と見、非難を難と見る。復た二見あり、無蟲を蟲と見、蟲を無蟲と見る。復た二見あり、破を不破と見、不破を破と見る。復た二見あり、種を非種と見、非種を種と見る。復た二見あり、已解義を未解と見、未解義を已解と見る。復た二見あり、可親を非親と見、非親を可親と見る。復た二見あり、怖を不怖と見、不怖を怖と見る。復た二見あり、道を非道と見、非道を道と見る。復た二見あり、可行を非行と見、非行を可行と見る。復た二見あり、出離を不出離と見、不出離を出離と見る。復た二見あり、棄を不棄と見、不棄を棄と見る。復た二見あり、世間常を見、世間非常と見る。復た二見あり、世界有際と見、世界無際と見る。復た二見あり、是の身是れ命と、身異に命異なる。復た二見あり、如來滅度あり、如來滅度なし。復た二見あり、有無は如來の滅度、非有無は如來の滅度。佛法の内に是くの如きの二見あり、出家人は修行すべからず、若し修行すれば法の如く治す。佛説き給ふことは是くの如し。諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二種の毘尼あり、有犯毘尼、有淨毘尼。復た二種の毘尼あり、犯毘尼、結使毘尼。復た二種の毘尼あり、比丘毘尼、比丘尼毘尼。復た二毘尼あり、方毘尼、遍毘尼。是れを二種の毘尼となす。佛説き給ふことは是くの如し。諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二種の人

ありて不安樂に住す。一には熹暝、二には懷恕。復た二法あり、一には急性、二には難捨。復た二法あり、一には慳、二には嫉妬。復た二法あり、一には欺詐、二には詔曲。復た二法あり、一には自高、二には愚諍。復た二法あり、一には好飾、二には放逸。復た二法あり、一には慢、二には増上慢。復た二法あり、一には貪、二には悲。復た二法あり、一には自譽、二には毀他。復た二法あり、一には邪見、二には邊見。復た二法あり、一には有難教、二には愛訓導。是くの如き二種の人は不安樂に住す。爾の時佛諸の比丘に告ぐ。有學の比丘心未だ無學に至らず、常に求めて修習し、勝法を増進す。二法あり、多くの利益を得、未得能く得、未入能く入り、未證能く證す。何等か二なる。善く犯し、善く能く犯を除く。是くの如き學人は、心未だ無學に至らず、常に求めて修習し、勝法を増進す。此の二法あり、多く利益を得、未得能く得、未入能く入り、未證能く證す、是の故に汝等當に是くの如きの法を、勤修習學すべし。佛説き給ふことは是くの如し。諸の比丘聞いて歡喜し、信樂愛持す。善く定に入り善く定を出づる、亦是くの如し。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。比丘あり、心未だ無學に至らず、常に求めて修習し、勝法を増進す。二法あり多くの利益を得、未得能く得、未入能く入り、未證能く證す、何等か二。可厭處に厭を生じ、已厭は正憶念して斷す。是くの如き學人は、心未だ無學に至らず、常に求めて修習し、勝法を増進す。此の二法ありて多くの利益を得、未得能く得、未入能く入り、未得能く證す。是の故に汝等、可厭處に厭を生じ、已厭は當に正憶念して斷すべし。而か

も偈を説いて言はく、

明者は厭處に在りて、

無畏にして恐怖せず、

比丘正念にして斷すれば、

終に復た退轉せず、

能く厭離の心を生じ、

能く斷する者は堪を得、

無上正道を得て、

涅槃に住することを得ん。

佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。破戒は二道に墮す、地獄と畜生中なり。持戒は二道に生る、天及び人中に生る。屏處に惡業を造れば、生れて二道に墮す、地獄と及び畜生。屏處に善業を造れば、二道に生るることを得、天及び人中に生る。邪見は二道に生る、地獄及び畜生。正見は二道に生る、天及び人中に生る。佛の聖弟子は天人中の尊貴なり。二法あり、解脱することを得ず、一は犯戒、二は不見犯。二法あり、自ら解脱することを得、一は不犯、二は見犯。二法あり、解脱することを得ず、一は罪を見て如法に懺悔せず、二は若し如法に懺悔すると而も彼れ受けず。二法あり自ら解脱することを得、一は罪を見て能く如法に懺悔せず、二は如法に懺すれば彼れ罷く如法に受く。縛と不縛も亦是くの如し。二種の清淨あり、一には不犯、二には懺悔。佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二種の人あり、如來を訪ず。一には信樂せずして憎嫉す、二には信樂すると解し

て受持せず。是の故に我れ今汝等に告げて此の義を知らしむ。如來を誘すれば大重罪を得。若し一切の諸天及び世人、若しは魔梵王沙門婆羅門を誘すも其の罪輕し、如來を誘すれば其の罪最も重し。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。復た二種ありて如來を誘す。一には非法を法と言ふ、二には法を非法と言ふ。二種ありて如來を誘せず、一には非法を非法と説く、二には法を是法と説く。二種ありて如來を誘す、一には非毘尼を毘尼と説く、二には是れ毘尼を非毘尼と説く。二種ありて如來を誘せず、一には非毘尼を非毘尼と説く、二には是れ毘尼を毘尼と説く。二種ありて如來を誘せず、一には非制を制と言ふ、二には是制を而も斷す。二種ありて如來を誘せず、一には非制を非制と言ふ、二には是制にして斷せず。二法ありて如來を誘す、一には非法を法と言ふ、二には法を非法と言ふ。二法ありて如來を誘せず、非法を非法と言ふ、二は法を是法と言ふ。乃至説を非説を言ふも亦是くの如し。二處二事二見も亦是くの如し。復た二法あり、如來の善教を受けざるも亦是くの如し。復た二法あり、如來に違ふも亦是くの如し。復た二法あり、堅持して如來と諍ふるも亦是くの如し。復た二法あり、如來を奉ぜざるも亦是くの如し。復た二法あり、如來に値ひたてまざるも亦是くの如し。復た二法あり、如來の所に於て、龜癩にして慈心あることなきも亦是くの如し。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二衆あり、一は法語衆、二は非法語衆。何等か非法語衆、衆中法毘尼を用ひず、佛の教ふる所を以て説かず、

應まさに教をふべきを教をへずして住すす、應まさに滅めつすべきを滅めつせずして住すす、是これを非法語衆ひほふごしゆと爲なす。何等なんらか法語衆ほふごしゆ、衆中しゆちゆう法毘尼ほふにを用もちひ、佛ほとけの教をふる所に隨したがつて説とき、應まさに教をふべきは教をへて住すし、應まさに滅めつすべきは滅めつして住すす、是これを法語衆ほふごしゆと爲なす。此この二衆中しゆちゆう、法語衆ほふごしゆは、我われ讚歎さんたんして尊さんと爲なす。佛説ほとけとき給たまふことは是かくの如ごとし、諸もろろの比丘びく聞いて歡喜くわんぎし、信樂受持しんりやうじゆす。復またた二衆しゆあり、如法衆にほふしゆ、不如法衆ふにほふしゆ、何等なんらか不如法衆ふにほふしゆ、衆中しゆちゆう若もし非法ひほふの者もの力ちからあり、如法にほふの者もの力ちからなし、非法ひほふの者もの作なすを得え、如法にほふの者もの作なすを得えす、非法ひほふ羯磨かぶらを作なして法羯磨ほふかぶらを作なさす、非毘尼羯磨ひびにこんまを作なして毘尼羯磨びにこんまを作なさす、非法ひほふは便べんち行ぎやうひ是法にほふは行ぎやうはず、是れを非法衆ひほふしゆと爲なす。何等なんらか如法衆にほふしゆ、若もし衆中しゆちゆう如法にほふの者もの力ちからあり、非法ひほふの者もの力ちからなし、如法にほふの者もの作なすを得え、不如法ふにほふの者もの作なすを得えす、法羯磨ほふかぶらを作なして非法羯磨ひほふかぶらを作なさす、毘尼羯磨びにこんまを作なして非毘尼羯磨ひびにこんまを作なさす、是法にほふは行ぎやうはず、佛説ほとけとき給たまふことは是かくの如ごとし、諸もろろの比丘びく聞いて歡喜くわんぎし、信樂受持しんりやうじゆす。二衆しゆあり、等衆とうしゆと不等衆ふとうしゆと亦是また是かくの如ごとし。爾ときの時とき佛ほとけ諸もろろの比丘びくに告たまへ給たまふ。若もし國くにに法王ほふわうの力ちから弱よわく、衆賊熾盛しゆたくしじやうならんには、爾ときの時とき法王ほふわう安樂あんらくに出しゆつ入しゆつすることを得えす、邊國へんたうの小王せうわう教令きやうれいに隨したがはず、國界こくがいの人民じんみん亦また安樂あんらくに出しゆつ入しゆつせず、生業しやうごふ休廢しゆはいして、憂苦うゑくに、損減そんげんあり利益りやくを得えす。是かくの如ごとく非法ひほふ比丘びく力ちからあり、是法にほふ比丘びく力ちからなければ、如法にほふ比丘びく安樂あんらくを得えす、若もし衆中しゆちゆうに在あるも亦また語かたり、若もしは空處くうじよに在ありて住すすることを得えす、是この時とき非法羯磨ひほふかぶらを作なして法羯磨ほふかぶらを作なさす、非毘尼ひびに羯磨かぶらを作なして毘尼羯磨びにこんまを作なさす、非法ひほふは便べんち行ぎやうひ、是法にほふは行ぎやうはず、彼かれ勤行こんぎやう精進しやうじんせず、未得みとく

を得しめ、未入を入らしめ、未證を證せしめ、則ち諸天人民をして利益を得ず、長夜に苦を受けしむ。佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。若し國に法王の力強く、衆賊の力弱くして皆來りて歸伏し、或は逃竄す。時に法王安樂に出入して憂患あることなく、邊國の小王教令に順從し、境内の人民亦安樂を得、生業自恣にして諸の憂苦なく多く利益を得て損滅あることなし。是くの如く如法比丘力を得、非法比丘力無ければ、非法比丘、如法比丘の所に來至し、教令に順從して敢て違逆せず、若しは當さに逃竄して衆惑を作さざるべし。爾の時如法比丘は、安穩に樂を得、若しは僧中に在りて語り、若しは空處にありて住することを得。如法羯磨を作して非法羯磨を作さず、毘尼羯磨を作して非毘尼羯磨を作さず、是法よ便ち行ひ、非法は行はず、勤修精進して未得は能く得、未入は能く入り、未證は能く證す。則ち諸天人民をして大に利益を得せしむ。佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時舍利弗諸の比丘に告ぐ。諸の長老、若し闍諍あらんに、他の比丘及び有罪の比丘を擧して自ら觀察せざれば、當さに知るべし、此の諍遂に更に増長し、如法如毘尼に除滅することを得ず、諸の比丘安樂ならず。若し比丘共に諍はば、他の比丘及び有罪の者を擧し、各自ら過を觀せよ、當さに知るべし、此の諍は復た増長深重ならず、如法如毘尼に除滅すべし、諸の比丘便ち安樂に住することを得ん。諸の比丘云何んが自ら過を觀する。有罪の比丘是の念を作す、我れ已に是くの如きの事を犯す、彼れ我れの非

を犯すを見る、我れ若し犯さずんば、彼れ我が非を犯すを見ることを得ず、我れ犯すを以ての故に、彼れをして我れを見せしむ。我れ今應に自ら悔過すべし、彼れをして復た悪語を以て我れを呵せしめず、我れ若し是くの如くならば、善法をして増長せしめんと。是れを比丘能く自ら其の過を觀すとす。云何んが他の比丘を擧して、自ら其の過を觀する。彼れ是くの如きの念を作す、彼の比丘非を犯し、我れをして見せしむ、若し彼れ非を犯さずんば、我れ則ち見ず、彼れ非を犯すを以ての故に、我れをして見ることを得せしむ、若し彼れ自ら能く至誠に懺悔せば、我れをして悪言を出さしめず、是くの如くにして善法を増長せんと。是れを、他の比丘を擧して、自ら其の過を觀すと爲す。若し比丘諍事あれば、他の比丘、有罪の比丘を擧し、能く是くの如く自ら其の過を觀することを作す、當に知るべし、此の過復た増長せず、如法如毘尼にして佛の教ふる所の如し、諸の比丘安樂に住することを得ん。舍利弗是くの如きの語を説き、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二種の癡あり、一には犯罪、二には不見犯、是れを二種の癡となす。復た二種の智あり、一には不犯罪、二には見犯罪、是れを二種の智と爲す。復た二種の癡あり、一には犯罪を見ず、二には犯罪を見るも如法に懺悔せず、是れを二種の癡と爲す。復た二種の智あり、一には犯罪を見る、二には罪を見て能く如法に懺悔す、是れを二種の智と爲す。復た二種の癡あり、一には罪を見て如法に懺悔せず、二には如法に懺悔するも彼れ受けず。復た二種の智あり、一には罪を見て如法に懺悔す、

二には如法に懺悔し彼れ受く、是れを二種の智と爲す。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。諸の比丘、過失あるを以ての故に、世尊二義を以て闍諍法を制し給ふ。一には難調人をして調せしむ、二には慙愧を知る者に安樂を得しむ。此の二義を以ての故に、世尊諸の比丘の爲めに闍諍法を制し給ふ。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。他の比丘を擧し、他の罪を擧せんと欲せば、應さに二法を修すべし、一には眞實、二には不瞋、應さに是くの如きの二法を修すべし。被擧の比丘も亦應さに是くの如きの二法を修すべし、一には眞實、二には不瞋。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。比丘に二法あり、疾かに正法を滅す、非法を法と説き、法を非法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、能く善法を生ぜず、法非法より乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘自ら破壊して罪を犯すこと數はに、有智の者をして呵責せしめ、多く衆罪を得。法非法より乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘地獄に墮つること、猶ほ射箭の如し。法非法より乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。二法あり、正法をして久住せしむ。非法を非法と説き、是法を是法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘

能く諸善を生ず、非法を非法と説き、是法を是法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘自ら破壊せず罪を犯さず、智者のために呵責せられず、福を受くること無量なり。非法を非法と説き、是法を是法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘疾かに天に生るること猶ほ射箭の如し。非法を非法と説き、法を是法と説く、乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。比丘二法ある者は應さは擧すべし、非法を法と説き、法を非法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。憶念を作すがために自言をなし、遮阿菟婆陀、遮説戒、遮自恣を作すも亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘如法に擧す、非法を法と説き、法を非法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。憶念を作し、自言を作し、遮阿菟婆陀、遮説戒、遮自恣を作すも亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。復た二法あり、比丘應さに與へて呵責羯磨を作すべし。非法を法と説き、法を非法と説く。乃至説不説も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。擯羯磨、依止羯磨、遮不至白衣家羯磨、擧羯磨も亦是くの如し。二處二事二犯も亦是くの如し。二法あり、有漏を増長す、慙すべきを慙さず、慙にあらざるを反つて慙づ、此の二法ありて有漏を増長す。復た二法ありて有漏を増長せず、慙すべきを慙づ、慙にあらざるは慙さず。復た二法ありて有漏を増長す、不淨を淨し見、淨を不淨と見、是の二法ありて有漏を増長す。復た二法ありて有漏を増長せず、不淨を

不淨と見、淨を淨と見る、是の二法ありて有漏を増長せず。復た二法ありて有漏を増長す、不犯を犯
 と見、犯を不犯と見る、此の二法ありて有漏を増長す。復た二法ありて有漏を増長せず、不犯を不犯
 と見、犯を犯と見る、是の二事ありて有漏を増長せず。復た二法ありて有漏を増長す、輕を而かも重
 と見、重を而かも輕と見る、是の二法ありて有漏を増長す。二法ありて有漏を増長せず、無餘を有餘と見、有
 重を重と見る、是の二法ありて有漏を増長せず。復た二法ありて有漏を増長す、無餘を有餘と見、有
 餘を無餘と見る、是の二法ありて有漏を増長す。二法ありて有漏を増長せず、無餘を無餘と見、有餘
 を有餘と見る、此の二法ありて有漏を増長せず。復た二法ありて有漏を増長す、非法を法と見、法を
 非法と見る、此の二法ありて有漏を増長す。復た二法ありて有漏を増長せず、非法を非法と見、是法
 を是法と見る、是の二法ありて有漏を増長せず。復た二法ありて有漏を増長す、非制を而も制す、是
 制は便ち斷す、是の二法ありて有漏を増長す。復た二法ありて有漏を増長せず、非制を制せず、是制
 を斷せず、是の二法ありて有漏を増長せず。二語ありて捨戒す。我れ佛を捨て、法を捨つと。乃至我
 れ沙門釋子に非すと、上の如し。如來の世に出て給ふ、衆の過失を見るが故に、二義を以て、諸比丘
 の爲めて戒を制す。一には僧を攝取す、二には僧をして歡喜せしむ。復た二法あり、一には不信者をし
 て信せしむ、二には已信者をして増長せしむ。復た二法あり、一には難調者調することを得、二には
 慙を知る比丘安樂に住することを得。復た二法あり、一には正法をして久住せしむ、二には毘尼を攝

取す。復た二法あり、一には現在世の怨を斷ず、二には未來世の怨を斷ず。復た二法あり、一には現在の有漏を滅し、二には未來の有漏を滅す。復た二法あり、一には現在の恐怖を斷ず、二には未來の恐怖を除く。復た二法あり、一には現在の重罪を斷ず、二には未來の重罪を斷ず。復た二法あり、一には現在の不善法を斷ず、二には未來の不善法を斷ず。此の二義の爲の故に、世尊諸の比丘の爲めに戒を制し給ふ。復た二法あり、二義の爲の故に、世尊呵責羯磨を制し給ふ。一には僧を攝取す、二には僧をして歡喜せしむ。乃至現在の不善法、未來の不善法を斷ず。亦上の如し。是くの如く一一の句、乃至七滅諍、呵責羯磨法の如し。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘歡喜し、信樂受持す。

毘尼增一、二

爾の時佛諸の比丘に告げ給ふ。三羯磨ありて一切の羯磨を攝す。何等か三、白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、是れを三羯磨となす。一切の羯磨を攝す。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時世尊王舍城に在しき。諸の比丘に告げ給ふ。三非法あり、憶念毘尼を與ふ。何等か三なる。若し比丘重罪、若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは偷蘭遮を犯す。時に餘の比丘言はく、波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。問うて言はく、汝波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不やと。彼れ言はく、根本見ず、諸の長老、我れ波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶せず、難詰して我れに問ふこと莫れと。而も諸の比丘故らに難詰して止まらず、彼れ僧

に從つて憶念毘尼を乞ふ。若し僧彼れに憶念毘尼を與ふれば、是れを非法に憶念毘尼を與ふと爲す。若し比丘あり重罪を犯す、波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮なり。時に餘の比丘言はく、波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。餘の比丘問うて言はく、汝波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不_レやと。彼れ言はく、根本見す、諸の長老、我れ是くの如き重罪を犯すことを憶せず、我れ小罪を犯せば、當さに懺悔して清淨にすべし。諸の長老難詰して我れに問ふこと莫れと。而も諸の比丘、故らに難詰して止まず、彼れ僧に從つて憶念毘尼を乞ふ。若し僧憶念毘尼を與ふれば、是れを非法に憶念毘尼を與ふると爲す。若し比丘あり、重罪を犯す、波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮なり。餘の比丘語りて言はく、汝重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不_レやと。彼れ言はく、根本見す、諸の長老、我れ重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶せず、我れ小罪を犯し、已に懺悔して清淨なり。諸の長老、難詰して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘尼難詰して止まず、憶念毘尼を乞ふ。僧若し與へて憶念毘尼を作さば非法なり。是れを三種の非法に憶念毘尼を與ふると爲す。三種の如法に、憶念毘尼を與ふるあり。若し比丘、重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯さず、餘の比丘言はく、重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。問うて言はく、汝是くの如きの重罪、波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不_レやと。彼れ犯すことを憶せず、使ち是の言を作す。諸の長老、我れ是くの如きの重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶せず、諸の長老、

難詰して我れに問ふこと莫れと。而も諸の比丘、故らに難詰して止まず、故に廣く憶念し、僧に從つて憶念毘尼を乞ふ。僧若し憶念毘尼を與ふれば、是れを如法に憶念毘尼を與ふるとなす。若し比丘重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯さず、餘の比丘言はく、重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。問うて言はく、汝波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯す、憶するや不やと。彼れ言はく、犯すことを憶せずと。便ち是の言を作す、長老、我れ是くの如きの重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶せず、我れ小罪を作す、長老、我れ是くの如きの重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶せず、我れ小罪を犯し、已に懺悔して清淨なり、諸の長老、難詰して我れに問ふこと莫れ、而も諸の比丘故らに難詰して止まず、彼れ廣く憶念し、僧に從つて憶念毘尼を乞ふ。僧若し憶念毘尼を與ふれば、是れを三種の、如法に憶念毘尼を與ふるとなす。復た三非法あり不礙毘尼を與ふ。若し比丘癡狂せず、而かも詐りて癡狂をまねし、多く不淨行を爲し、沙門の法に非ず、餘の比丘言はく、汝重罪波羅夷、僧伽

婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。彼れ是の言を作す、我れ顛狂心亂にして、多く不淨行を犯す、沙門の法に非ず、此れ我れ故らに作すにあらす、是れ癡狂の故のみ、諸の長老、難詰して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘難詰して止まず、彼れ僧に從つて不癡毘尼を乞ふ。若し僧不癡毘尼を與ふれば、是れを非法に不癡毘尼を與ふとなす。若し比丘癡狂せず、而かも詐りて癡狂をまねし、多く不淨行を犯し、沙門の法にあらす。餘の比丘言はく、重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。問うて言はく、汝重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不やと。彼れ言はく、我れ先きに癡狂心亂して多く不淨行を犯す、沙門の法にあらす、我れ故らに作すに非ず、是れ癡狂の故に作すのみ、人の夢中の事を憶するが如し、我れも亦是くの如し、諸の長老、難詰を爲して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘故らに難詰して止まず。彼れ僧に從つて不癡毘尼を乞ふ。僧若し不癡毘尼を與ふれば、是れを非法に不癡毘尼を與ふと爲す。若し比丘癡狂せず、而かも詐りて癡狂をまねし、多く不淨行を犯し、沙門の法に非ず。餘の比丘言はく、重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すと。問うて言はく、汝重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不やと。彼れ言はく、我れ先きに癡狂の故のみ、人の高きより墜下せんに、少草木を攪るが如し、諸の長老、難詰を爲して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘故らに難詰して止まず。彼れ僧に從つて不癡毘尼を乞ふ、若し僧不癡毘尼を與ふれば、是れを非法に不癡毘尼を與ふと爲す。是れを三の非法に不癡毘尼を與ふと爲す、復た三種の

如法に不癡毘尼を與ふるあり。若し比丘癡狂の故に多く不淨行を犯し、沙門の法に非ず、彼れ後に還つて心を得んに、餘の比丘言はく、汝是くの如きの重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯すことを憶するや不やと。彼れ言はく、我れ先きに癡狂の故に不淨行を犯す、沙門の法に非ず、我れ故らに作すに非ず、是れ狂の故のみ、諸の長老、難詰を爲して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘、故らに難詰して止まず。彼れ癡狂止み、僧に從つて不癡毘尼を乞ふ。若し僧不癡毘尼を與ふれば、是れを如法に不癡毘尼を與ふと爲す。若し比丘癡狂の故に、多く不淨行を犯し、沙門の法に非ず、彼れ後に還た心を得んに、餘の比丘言はく、汝是くの如きの重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯す、憶するや不やと。彼れ言はく、我れ先きに癡狂の故に、多く不淨行を犯す、沙門の法に非ず、我れ故らに作すに非ず、是れ癡狂の故のみ、人の夢中の所作を憶するが如し、諸の長老、難詰を爲して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘、故らに難詰して止まず。彼れ僧に從つて不癡毘尼を乞ふ。僧若し不癡毘尼を與ふれば、是れを如法に不癡毘尼を與ふと爲す。若し比丘癡狂の故に、多く不淨行を犯し、沙門の法に非ず、餘の比丘言はく、汝重罪波羅夷、僧伽婆尸沙、偷蘭遮を犯す、憶するや不やと。彼れ言はく、我れ先きに癡狂の故に、多く不淨行を犯す、沙門の法に非ず、我れ故らに作すに非ず、是れ狂の故のみ、我れ憶すること、人の高きより墜下し、少草木を攪るが如し、諸の長老、難詰を爲して我れに問ふこと莫れと。而かも諸の比丘、故らに難詰して止まず。彼れ僧に從つて不癡毘尼を乞

ふ。若し僧不癡毘尼を與ふれば、是れを如法に不癡毘尼を與ふと爲す。是れを三の如法に不癡毘尼を與ふと爲す。三種の調法あり、呵責、擯出、依止と、是れを三種の調法と爲す。三減法あり、用多人語、罪處所、草覆地と、是れを三減法と爲す。復た三法あり、應さに比丘を喚び、現前に著け已りて白を作し、然る後三羯磨を作すべし、我れ説く是れ如法の得處所、羯磨成就とす。若し比丘鬪諍を熹ばば、僧應さに與へて三羯磨を作すべし、若しは呵責羯磨、若しは擯羯磨、若しは依止羯磨なり。佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。是の時佛諸の比丘に告げ給ふ。三法あり、受大戒を與ふべからず、一には破戒、二には破見、三には破威儀、是くの如きの三法あり、受大戒を與ふべからず。三法あり、應さに受大戒を與ふべし、不破戒、不破見、不破威儀なり、是くの如きの三法あり、應さに受大戒を與ふべし。比丘に三法あり、僧應さに與へて呵責羯磨を作すべし。破戒、破見、破威儀なり、是くの如きの三法あり、僧應さに與へて呵責羯磨を作すべし。若し擯羯磨、依止羯磨、遮不止白衣家羯磨、擧羯磨も亦是くの如し。被擧人に三法あり、解羯磨を爲すべからず、應さに見るべきを見ず、應さに懺すべきを懺せず、應さに捨すべきを捨せず、是くの如きの三法あり、解羯磨を作すべからず。被擧者に三法あり、應さに解羯磨を爲すべし。應さに見るべきは而かも見る、應さに懺すべきは而かも懺す、應さに捨すべきは而も捨す、是の三法あり、應さに解羯磨を爲すべし。被擧人に三法あり、應さに解羯磨を爲すべからず、應さに見るべきを見ず、應さに懺すべきを懺せず、應さに捨すべきを捨せず、是の如きの三法あり、解羯磨を作すべからず。被擧者に三法あり、應さに解羯磨を爲すべし。應さに見るべきは而かも見る、應さに懺すべきは而かも懺す、應さに捨すべきは而も捨す、是の三法あり、應さに解羯磨を爲すべし。

應まさに信しんすべきを信しんせず、是かくの如ごときの三ほふ法ほふあり、解げ羯こん磨なを爲なすべからず。被ひ擧こん人に三ほふ法ほふあり、應まさに解げ羯こん磨なを爲なすべし、應まさに見みるべきは而しかも見みる、應まさに懺ざんすべきは而しかも懺ざんす、應まさに信しんすべきは而しかも信しんす、是かくの如ごときの三ほふ法ほふあり、應まさに解げ羯こん磨なを爲なすべし。比丘びくに三ほふ法ほふあり、應まさに與ために遮しや不至しやふ白衣びやく家か羯こん磨なを作なすべし。白衣びやくの前に在ありて佛ぶつ法ほふ僧そうを毀きす、是かくの如ごときの三ほふ法ほふあり、應まさに與ために遮しや不至しやふ白衣びやく家か羯こん磨なを作なすべし。比丘びくのために遮しや不至しやふ白衣びやく家か羯こん磨なを作なす時とき、應まさに三ほふ法ほふを以もつて量りやう宜ぎすべし、比丘びくを稱しやう量りやうし、白衣びやくを稱しやう量りやうす。三ほふ法ほふあり、比丘びくを稱しやう量りやうし、白衣びやくを稱しやう量りやうし、羯こん磨なを稱しやう量りやうす。三ほふ法ほふあり、比丘びくを稱しやう量りやうし、白衣びやくを稱しやう量りやうし、犯はつを稱しやう量りやうす。復またた三ほふ法ほふあり、實じつ不ご實ご作ご不作ご、應まさに與ために遮しや不至しやふ白衣びやく家か羯こん磨なを作なすべし、應まさに與ために遮しや不至しやふ白衣びやく家か羯こん磨なを作なすべからず、是これを比丘びくのために三ほふ事じ量りやう宜ぎし、遮しや不至しやふ白衣びやく家か羯こん磨なを作なすと爲なす。復またた三ほふ法ほふあり、呵か責ざつ羯こん磨なを作なす。非法ひはふ非ひ毘び尼には羯こん磨な成じやうせす、處しよ所じよを得えず。何なん等らか三ほふ。擧こを作なさず、憶おひ念ねんを作なさず、自じ言げんを作なさず、是これを三ほふとなす。復またた三ほふ法ほふあり、不ふ犯はつ、犯はつすも懺ざん悔げすべからず、若もしは已すでに懺ざん悔げす、是これを三ほふと爲なす。復またた三ほふあり、不ふ作ご擧こ、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。復またた三ほふあり、不ふ作ご憶おひ念ねん、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。復またた三ほふあり、不ふ作ご自じ言げん、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。復またた三ほふあり、不ふ犯はつ、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。復またた三ほふあり、犯はつすも懺ざん悔げすべからず、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。復またた三ほふあり、罪つみを犯はつして已すでに懺ざんす、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。復またた三ほふあり、不ふ現げん前ぜん、非法ひはふ、別べつ衆しゆ。是かくの如ごときの三ほふ法ほふありて呵か責ざつを作なすに、非法ひはふ非ひ毘び尼には羯こん磨な成じやうせす、處しよ所じよを得えず。三ほふ法ほふありて呵か責ざつを作なすに、如に法ほふ如に毘び尼には羯こん磨な

磨成就し、處所を得。(即ち上の句に反する是れなり、復た煩文せず、故に出さざるのみ)。三事あり、
 精を漏出して僧伽婆尸沙を犯す、若しは憶念し、若しは弄し、若しは不淨を失す、是くの如きの三事
 ありて僧伽婆尸沙を犯す。復た三事あり、若しは憶念し、若しは弄し、若しは青色不淨を出さんと欲
 して、若し青不淨を失すれば僧伽婆尸沙。若しは憶念し、若しは弄し、若しは青不淨を出さんと欲
 して、乃ち黄不淨、若しは赤、若しは白、若しは黒、若しは酪色、若しは酪漿色の不淨を出す者は僧
 伽婆尸沙。若しは憶念し、若しは弄し、乃ち酪漿色不淨を出さんと欲し、若し出せば僧伽婆尸沙。若
 しは憶念し、若しは弄し、若しは酪漿色不淨を出さんと欲し、乃ち青黄赤白黒の不淨を出さば僧伽婆
 尸沙。是くの如く、樂の爲めの故に、藥の爲めの故に、試みに出すが爲めの故に、福德の爲めの故に、
 天を祀るが爲めの故に、善道の爲めの故に、施の爲めの故に、種子の爲めの故に、情恣の爲めの故に、
 力を試むる爲めの故に、顔色の爲めの故に、輕慢の爲めの故に、一切僧伽婆尸沙。肉色に於て亦是
 の如く、外色に於て亦是くの如く、内外色に於て亦是くの如く、若しは水、若しは風、若しは虚空に
 於て亦是くの如し。三種の人ありて犯す、不癡狂、不錯亂、不痛惱、是れを三種の人の犯すと爲す。
 三種の人ありて犯さず、若しは癡狂、錯亂、痛惱、是れを三種の人は犯さずとなす。三種の衆生あり、
 姪を行すれば波羅夷を犯す。人、非人、畜生、是れを三種の衆生に於て姪を行すれば波羅夷となす。
 復た三種あり、婦女、童女、二根。復た三種あり、婦女、童女、黃門。復た三あり、婦女、童女、男

子。復た三あり、男子、二根、黃門。復た三種の婦女に於て姪を行すれば波羅夷を犯す。人婦女、非人婦女、畜生婦女、童女も亦是くの如く、二根も亦是くの如く、黃門も亦是くの如く、男子も亦是くの如し。人婦女の三處に姪を行すれば波羅夷、大小便道と口中となり。非人婦女、畜生婦女、人童女、非人童女、畜生童女、人二根、非人二根、畜生二根も亦是くの如し。三種あり、盜を作せば波羅夷を犯す。若しは自ら取る、若しは現前に指示して取る、若しは使を遣はして取る。復た三あり、己有想を作さずして取る、暫取ならず、親厚に非ずして取る。復た三あり、若しは他物、若しは他物想、若しは本處を舉離す。三種ありて命を斷すれば波羅夷、若しは人に人想を作し、若しは身を以て、若しは口を以て命を斷す。是れを三種の斷命の波羅夷と爲す。三種の人命を斷するあり、波羅夷を犯さす。人に非人想を作し、若しは身を以て、若しは口を以て命を斷す、是れを三種の人命を斷するも、波羅夷を犯さずとなす。三種あり、自ら上人法を得ると稱すれば波羅夷。得ずして得ると言ひ、入らずして入ると言ひ、證せずして證すと云ふ、是れを三種と爲す。復た三種あり、身犯、口犯、身口犯、是れを三と爲す、此の中の三犯に、更に復た四句の異名あり、一句を三種の相と言ひ、二句を三種の咒と言ひ、三句を三の非威儀といひ、四句を三の邪命と言ふ。復た三あり、貪、恚、癡、是れを三と爲す。復た三あり、身欲、口欲、身口欲、是れを三と爲す。復た三あり、身恚、口恚、身口恚、是れを三と爲す。復た三あり、身癡、口癡、身口癡、是れを三と爲す。復た三あり、身欲害、口欲害、身口欲害、

是れを三と爲す。恚と癡と亦是くの如し。三種人の犯あり、一には僧、二には衆多人、三には一人、三種人の懺悔あり、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種人あり、應さに懺悔を受くべし、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種人あり、尼薩耆を犯す、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。尼薩耆を犯すに、應さに三種の人の前に在りて捨すべし、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種の人あり、應さに尼薩耆を受くべし、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種の默然あり、知りて默然たるあり、知らずして默然たるあり、癡にして默然たるあり。三種の住あり、戒住、見住、羯磨住。復た三あり、戒住、見住、威儀住。復た三あり、戒住、見住、命住。復た三種の人ありて諍ふ、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種の人ありて諍を起す、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種の人ありて諍を捨つ、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。應さに三種の人の前に於て捨つべし、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種の人ありて諍を滅す、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種の人あり、應さに滅諍すべし、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。比丘に三種の正語あり、應さに比丘に語るべし。破戒、破見、破威儀。他の比丘を擧する、應さに三事を以てすべし、若しは見、若しは聞、若しは疑。三種の覆あり、破戒を覆ひ、破見を覆ひ、破威儀を覆ふ。三種の發露あり、破戒、破見、破威儀。三種の懺悔あり、破戒、破見、破威儀。三種の放逸羯磨あり、破戒羯磨、破見羯磨、破威儀。

磨、破威儀羯磨。三學あり、増戒學、増心學、増惠學、是れを三學と爲す。復た三學あり、威儀學、
 淨行學、波羅提木叉學、是れを三學と爲す。爾の時衆多の比丘あり、世尊の所に往き、頭面禮足却
 いて一面に坐し、世尊に白して言さく、大徳は是れは法の主、説いて學と言ふ、云何んが學と爲す。
 佛、諸の比丘に告げ給ふ、戒を學ぶが故に學といふ、云何んが戒を學ぶ、増戒學、増心學、増惠學、
 是の故に學と言ふ。彼の増戒學、増心學、増惠學の時、貪欲、瞋恚、愚癡を調伏し盡すことを得、彼
 れ貪欲、瞋恚、愚癡盡き已むことを得、不善を造らず、諸惡に近かず、此の故に學と言ふ。佛説き給
 ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛、諸の
 比丘に問ひ給ふ、汝云何んが學し、云何んが學すと爲す。諸の比丘佛に白
 して言さく、大徳は是れ法の根本、法の主たり、世尊の向きに説き給ふ所
 の如く、我等受持す、故に學すと言ふ。復た三學あり、増戒學、増心學、増惠學、此の三學を學すれ
 ば、須陀洹、斯陀含、阿那含、阿羅漢果を得、是の故に當さに勤めて精進して此の三學を學すべし。
 爾の時阿難、波羅梨子城、鵝園中にあり、時に孔雀冠婆羅門あり、阿難の所に至り、問訊し已り
 て一面に在りて坐し、阿難に白して言さく、沙門瞿曇、何が故に諸の比丘の爲めに、増戒學、増淨
 行學、波羅提木叉學を制すると。阿難答へて言はく、爾る所以の者は、貪欲、瞋恚、愚癡を調伏し、
 盡さしめんが爲めの故に、世尊、諸の比丘の爲めの故に戒を制すと。復た問うて言はく、若し比丘、

【三】波羅梨子城、Pāṭliputta

④ Paṭiputta (梵)

【三】鵝園、Kulakurama

阿羅漢漏盡を得ば、彼れ何の學する所ぞと。阿難答へて言はく、貪欲、瞋恚、愚癡盡き、不善を造らず、諸惡に近かず、所作已に辨ずれば、名けて無學と爲すと。婆羅門言はく、向きに説くところの如き、便ち無學と爲すやと。阿難答へて言はく、是くの如しと。阿難説くこと、是くの如し、孔雀冠婆羅門聞き已りて、歡喜信樂受持す。爾の時世尊摩竭國崩伽彌村中に在り、諸の比丘の爲めに、無數に方便して戒法を説き給ふ。時に舊住の比丘あり、迦葉姓中に於て出家す。此の比丘世尊の説法を聞き、信樂を生せず、愁憂して樂まず、世尊數ば我等を恐れしむと。是に於て世尊移りて王舍城に往き給ふ。去り給ふこと未だ久しからずして、彼の迦葉比丘心に自ら悔恨すらく、我れ利なし不善を得、世尊諸の比丘の爲めに、無數に方便して戒を説き給ふ、而も我れ信樂を生せず、愁憂して樂まずして言はく、世尊數ば我等を恐れしむと、我れ今寧ろ世尊の前に於て、至誠に悔過すべきかと。時に彼の比丘、即ち衣鉢を持ちて王舍城に往き、世尊の所に到り、頭面禮足し、却いて一面に坐し、此の因縁を以て具さに世尊に白し、坐より起ちて頭面禮足し、至誠に悔過して言はく、大德、我れ愚癡無知不善にして、而かも世尊の諸の比丘の爲めに、無數に方便して戒法を説き給ふや、而も我れ信樂の心を生せず、憂惱を懷いて言はく、世尊數ば我等を恐れしむと、唯願はくは大德、我が悔過を受け給へと。佛比丘に告げ給はく、汝自ら懺悔す、愚癡無智不善にして、我れの諸の比丘の爲めに戒を説くや、汝自ら信樂せず、心に憂惱を懷いて言はく、世尊數ば我等を恐れしむと、我が法中に於

て、能く至誠しじやうに如法にふぽうに懺悔ざんげする者は、便ち増益ぞうやくを得、汝懺悔なごんげす、應まさに厭離心えんりしんを生しやうすべし、汝比丘なごんげくし至誠しじやうに如法にふぽうに懺悔ざんげす、我れ爲なめに之これを受うくと。時に迦葉比丘かせふく、佛足ぶつそくを禮らいしじりて、却しりぞいて一面めんに坐すす。佛告ほとけつげて言ことはく、上座じやうざ既に戒かいを學まなばす、亦戒またかいを讚歎さんたんせず、若し餘よの比丘びく、戒かいを學まなぶことを樂たのしみ、戒かいを讚歎さんたんする者ものあらんに、亦復またまたた時ときを以もつて勤勉きんべん讚歎さんたんせず、迦葉比丘かせふく、我れ是かくの如ごときの上座じやうざを讚歎さんたんせず。何なにを以もつての故ゆゑに、若し我れ讚歎さんたんせば、諸もろもろの比丘びくをして親近しんこんせしめん、若し親近しんこんする者ものあらば、餘人にんをして其そのの法ほふを習學しゆがくせしめん、若し其そのの法ほふを習學しゆがくする者ものあらば、長夜ちやうやに苦くを受うけん、是この故ゆゑに迦葉比丘かせふく、我れ是かくの如ごとく上座じやうざの過失くわしつを見みるが故ゆゑに讚歎さんたんせず、若しは中下座ちゆうげも亦是またくの如ごとしと。(此この上中下座じやうちゆうげは是これ不如法ふにふぽうの者もの、次つぎに上中下座じやうちゆうげの如法にふぽうの者ものあり、上かみの句くに反はんす、即すなはち是これ復煩文またはんぶんせず、故ゆゑに出いさざるなり)。佛說ほとけつき給たまふこと斯ごとくの如ごとし。迦葉比丘かせふく歡喜信樂くわんぎしんらく受持じゆぢす。爾その時佛諸ときほとけしゆちろちろの比丘びくに告つげ給たまふ。譬たとへば驢ろありて群牛ぐんぎうと共に行ゆくが如ごとし。自みづから言ことふ、我れも亦是またれ牛うし、我れも亦是またれ牛うしと。而しかかも驢毛ろけうは牛うしの脚あしに似にず、牛うしの音聲おんせいに似にず、亦牛またうしに似にず、而しかかも牛うしと共に行ゆき、自みづから言ことふ、是これ牛うしと。是かくの如ごとき癡人ちじんあり、如法比丘にふぽうびくに隨逐ずいじゆくし、自みづから言ことふ、我れは是これ比丘びくと。此この癡人ちじん、増戒增心ぞうかいぞうしん増惠ぞうゑあることなし。善比丘ぜんびくの衆僧しゆそうと共に行ゆくが如ごとし、自みづから言ことふ、我れは是これ比丘びくと。是この故ゆゑに汝等なごんげら當あたるに勤きんめて増戒增心ぞうかいぞうしん増惠ぞうゑを修習しゆじゆすべしと。佛說ほとけつき給たまふこと是この如ごとし、諸もろもろの比丘びく聞いて歡喜信樂くわんぎしんらく受持じゆぢす。爾その時世尊毘舍離よせそんびせりにあり、跋闍子比丘ばつせきしあり、世尊よせそんの所ところに往まき、頭面禮足だうめんらいそく却しりぞいて一面めんに坐すし、世

尊そんに白まをして言たまさく、半月はんげつ所説しよせつの戒多かおほし、我われ是この如ごときの多戒たかいを學まなぶること能あたはずと。佛告ほとけけて言たまはく、汝なんぢに三戒さんかいを學まなぶことを聽ゆるす、増戒ぞうかい、增心ぞうしん、增惠學ぞうゑがくなり、若し汝なんぢ是この如ごときの三戒さんかいを學まなぶれば、大便すまはち貪欲どんよくと瞋しんと癡ちとの盡つくくる處ところに至いたることを得え、不善ふぜんを造つくらず、諸惡しよあくに近ちかずと。比丘びく言たまはく、大德たくとく、願ねがはくば受持じゆぢせんことを樂ねがふと。跋闍子はつじやし比丘びく、世尊せそんの畧教りやくけうを聞きき已をりて、獨ひとり靜處じやうしよにあり、精勤しやうじんして放逸ほういつならず、初夜しよや後夜ごや所爲しよゐ警意けいい惟しゆし、出家しゆつけ久ひさしからずして無上むじやうの淨行じやうぎやう現前げんぜんすることを得え、自ら證しやうを得え、我わが生已しやうすに盡つくき、梵行ぼんぎやう已すに立たち、所作しよさ已すに辨べんじ、復またた生しやうを受けずと知り、跋闍子はつじやし比丘びく自ら阿羅漢あらかんを得えることを知しる。佛說ほとけき給たまふことは是この如ごとし、諸もろの比丘びく聞きいて歡喜くわんぎし、信樂受持しんげうじゆぢす。爾すなの時佛ほとけ諸もろの比丘びくに告つげ給たまはく、三學さんがくあり、増戒學ぞうかいがく、增心學ぞうしんがく、增惠學ぞうゑがくなり。何等なんらか増戒學ぞうかいがく。若し比丘びく、戒かいを尊重そんぢゆうし、戒かいを以もつて主しゆとなし、定ぢやうを重おもんせず、定ぢやうを以もつて主しゆとなさず、惠ゑを重おもんせず、惠ゑを以もつて主しゆと爲なさず。彼かれ此この戒かいに於おいて、若し輕きやうを犯をせば懺悔ざんげす、何なにを以もつての故ゆゑに、此この中うち、破器はき破石はしやくの如ごとくにあらざるが故ゆゑに。若し是これ重戒ぢゆうかいは、便きやうち應まさに堅持けんぢすべし、善よく戒かいに住ざうして、應まさに親近しんぢん行ぎやうすべし、毀闕きけつ行ぎやうせず、染汙ぜんぶ行ぎやうせず、常つねに是この如ごとく修習しゆじゆし、下五使しもを斷だんじ、上涅槃かみねはんに於おいて、復またた此こに還かへらず。若し比丘びく戒かいを重おもんじ、戒かいを以もつて主しゆとなし、定ぢやうを重おもんじ、定ぢやうを以もつて主しゆとなし、惠ゑを重おもんじ、惠ゑを以もつて主しゆとなさず、上かみの如ごとし。若し比丘びく戒かいを重おもんじ、戒かいを以もつて主しゆとなし、定ぢやうを重おもんじ、定ぢやうを以もつて主しゆとなし、惠ゑを重おもんじ、惠ゑを以もつて主しゆとなし、彼かれ漏盡ろうつきて、無漏心解脫むろしんげだつ、惠解脫ゑげだつを得え、現前げんぜんに於おいて、自

ら證を得、我が生已に盡き、梵行已に立ち、所作已に辨じ、復た此に還らずと知る。満足の行者は、具滿成就し、不満足行者は、不満足成就を得。我れ此の戒唐相あることなしと説く。佛説き給ふことは是くの如し。諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。復た三學あり、増戒、増心、増惠學なり。何等か増戒學。若し比丘あり、戒行を具滿して、少しく定行を行じ、少しく惠行を行じ、彼れ下五使を斷じ、便ち上涅槃に於て、復た此に還らず。若し是くの如き所に至ること能はざれば、能く三結、貪欲、瞋恚、愚癡を薄うし、斯陀舍を得、世間に來生して便ち苦際を盡くす。若し是くの如き處に至ること能はざれば、能く三結を斷じて須陀洹を得、惡趣に墮せず、決定して道を取る。天上に七生し人中に七生して便ち苦際を盡くす。若し比丘戒行を具滿し、定行を具滿し、少しく惠行を行する、亦上の如し。若し比丘、戒行を具滿し、定行を具滿し、惠行を具滿するも亦上の如し。復た三學あり、増戒學、増心學、増惠學なり。何等か増戒學。若し比丘、具足して波羅提木叉戒を持ち、威儀を成就し、輕戒を畏慎し、重若しは金剛等の諸戒を學す、是れを増戒學となす。何等か増心學。若し比丘、能く欲惡を捨て、乃至第四禪に入ることを得、是れを増心學となす。何等か増惠學。若し比丘、如實に苦諦を知り、集盡道を知る、之を増惠學となす。復た三學あり、増戒、増心、増惠學なり。増戒と増心とは上の如し。増惠學とは、若し比丘、内に貪欲ありと知り、如實に之を知り、内に貪欲無ければ、如實に之を知る。若し未生の貪欲は、如實に之を知り、若し未生の貪欲、後に生ずれば如

實に之を知り、若し已生の貪欲は、能く斷じて如實に之を知り、若し未生の貪欲は、生ぜしめず、如實に之を知る、瞋恚、睡眠、掉、悔、疑も亦是くの如し。彼の比丘是の念をなす、我れ眼色に於て貪欲瞋恚あれば、如實に之を知り、貪欲瞋恚なければ如實に之を知り、眼色に於て、未生の貪欲瞋恚生ぜざれば、如實に之を知り、如し眼色に於て、未生の貪欲瞋恚、而かも生ずれば如實に之を知り、如し眼色に於て、已生の貪欲瞋恚、斷滅すれば如實に之を知り、如し眼色に於て、已斷の貪欲瞋恚、後に復た生ぜず、如實に之を知る、耳鼻舌身意も亦是くの如し。復た次ぎに比丘、内に念覺意あれば、如實に之を知り、内に念覺意なければ、如實に之を知り、如し未生の念覺惠生ぜざれば、如實に之を知り、如し未生の念覺意、而かも生ずれば如實に之を知り、如し已生の念覺意、修習満足すれば如實に之を知る、是くの如く、法覺意、精進覺意、猗覺意、定覺意、喜覺意、護覺意も亦是くの如し。復た三聚あり、持戒聚、定聚、惠聚。毘尼に三答あり、我れ是くの如く見る、是くの如く聞く、是くの如く忍す。比丘に三法ありて正法を滅す、非制を而も制す、是制を便ち斷ず、制する所に隨はずして行す。比丘に復た三法ありて正法を滅せず。(即ち上の句に反する是れなり。)三處ありて具さに妄語を満す、前に妄語を作さんと欲するを知る、妄語する時は是れ妄語と知る、妄語し竟りて、妄語を作すと知る。復た三種ありて實語を具足す。(即ち上の句に反する是れなり)。三種の使あり、一に使、二に増使、三に減使。云何んが使となす。若し使、能く教を受け、増さず滅せず、所聞に隨つて説く、是れを使と爲す。云

何んが増使、若し使、教を受け、増益して過説す、是れを増使と爲す。云何んが減使。若し使、教を受け、具足せずして説く、是れを減使と爲す。復た三子あり、等子、増子、不等子。云何んが等子。若し父母に信戒施恵あり、子亦信戒施恵あり、是れを等子と爲す。云何んが増子。若し父母に信戒施恵あることなし、而かも子に信戒施恵あり、是れを増子と爲す。云何んが不等子。若し父母に信戒施恵あり、而かも子に信戒施恵なし、是れを不等子と爲す。而して偈を説いて言はく、
等子及び増子、應さに是くの子を求むべし。不等子を求むること勿れ、家に在りて増益なし。
彼の子常に如法なれば、善行の優婆塞、成就して信戒と、布施と不慳嫉とを持つこと、月の雲翳なきが如し、家に在りても亦是くの如し。

復た三病あり、或は病あり、若しは意に隨ふの食を得、若しは得ず、若しは病に隨ふの藥を得、若しは得ず、若しは意に隨ふの瞻病人を得、若しは得ず、病人俱に死し、病に隨つて差ゆることを得る能はず、或は病人の是くの如きあり、或は病人あり、若し意に隨ふの食を得、若しは得ず、若しは病に隨ふの藥を得、若しは得ず、若しは意に隨ふの好瞻病人を得、若しは得ず、此の病人死し、病に從つて差ゆることを得る能はず、若し意に隨ふの食を得、病に隨ふの藥を得、好瞻病人を得、彼の病者死せず、病に從つて差ゆることを得る能はず、若し意に隨ふの食を得、病に隨ふの藥を得、好瞻病人を得、彼の病者死せず、病に從つて差ゆることを得る能はず。

得。或は病人の是くの如きあり。是の中の病人、意に隨ふの食を得ず、病に隨ふの藥を得ず、意に隨ふの好瞻病人を得ず、此の病人死す、病に從つて差ゆることを得る能はず。若し意に隨ふの食を得、意に隨ふの藥を得、意に隨ふの好瞻病人を得、此の病人死せず、病に從つて差ゆることを得。我れ是れが爲めの故に、病者に、意に隨ふの食、病に隨ふの藥、好瞻病人を與ふことを聽す、此の病の因縁を以ての故に、餘の病人も亦應さに瞻視供養を與ふべし。三種の癡あり、一に罪を犯す、二に罪を見ず、三に罪を見て如法に懺悔せず、是れを三種の癡と爲す。三種の智恵あり、一に罪を犯さず、二に罪を犯して能く見る、三に罪を見て能く懺悔す。三種の癡あり、一に罪を犯して見ず、二に罪を犯すを見て懺悔せず、三に不如法に懺悔す。彼れ受けざるに三種の智恵あり。(即ち上の句に反する是れなり)。三種の安居あり、前安居、中安居、後安居。聖法の中に於て、歌戲す猶は哭するが如し、舞ふ狂者の如し、戲笑す小兒に似たり。三種の不淨肉あり食すべからず、若し見聞疑す己れが爲めに作る。三種の淨肉あり應さに食すべし、見聞疑せず、己れが爲めに作らずと。三種の布薩あり、十四日、十五日、月の初日。三種人の布薩あり、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種人ありて布薩を作す、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。三種人ありて應さに布薩を作すべし、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。或は知りて作す、或は知らずして作す、或は見て作す、或は知りて作す、或は知らずして作す、或は癡にして作す。或は身、或は口、或は身口。三種あり、應さに犯罪を平斷す

べし、一に戒序、二に制、三に重制。三法あり、不犯を平斷す、戒序、制、重制。三種の淨あり、三種の不淨あり、三種の聽あり、三種の不聽あり、亦是くの如し。三種の不恭敬あり、佛、法、僧。復た三種の不恭敬あり、佛、法、戒。三種の不恭敬あり、佛、法、定。復た三種の不恭敬あり、佛、法、父母。三不恭敬あり、佛、法、善法。恭敬に三あり、三句あり。(即ち上に反する是れなり。)復た三種の擧あり、一に見ず、二に懺悔せず、三に惡見を捨てず。三法あり、僧應さに覆鉢を作すべし、比丘の前に在りて、佛法僧を謗毀す。復た三念あり、佛念、法念、僧念。復た三念あり、佛念、法念、戒念。復た三念あり、佛念、法念、施念。復た三念あり、佛念、法念、天念。復た三成就あり、持戒成就、定成就、惠成就。復た三あり、戒成就、定成就、解脱成就。復た三あり、戒成就、定成就、見解脱惠成就。復た三賤法あり、刀賤、衣賤、色賤。復た三壞色あり、青、黑、木蘭。復た三法ありて持律と名づく、波羅提木叉戒を持つ、具足多聞、二部の戒を誦し通利して疑なし。復た三持あり、波羅提木叉戒、具足多聞、廣く毘尼を誦し通利して疑なし。復た三持あり、波羅提木叉戒、具足多聞、善巧方便して能く諍事を多聞、毘尼の中に住して動せず。復た三持あり、波羅提木叉戒、具足多聞、善巧方便して能く諍事を減す。復た三辨あり、比丘辨、不放逸辨、清淨行辨。復た三種の自恣あり、十四日、十五日、月の初日。復た三種人の自恣あり、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。復た三種ありて自恣を作す、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人。復た三種人あり、應さに自恣を作すべし、若しは僧、若しは

衆多人、若しは一人。復た三種あり、若しは知り、若しは知らず、若しは見る。復た三種あり、若しは知り、若しは知らず、若しは癡。復た三種あり、若しは身、若しは口、若しは身口俱。復た三種あり、若しは見、聞、疑。復た三語の捨戒あり、佛を捨て、法を捨て、僧を捨つ。是くの如く三三を句となし、乃至非沙門釋子復た三種の義あるが故に。如來出世し、諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、僧を攝取するに從つて三三を句と爲す、乃至正法をして久住せしむ。三種の義あるが故に、如來出世し、諸の比丘の爲めに、呵責羯磨を制し給ひ、僧を攝取するに從つて三三を句と爲す、乃至正法久住も亦是くの如し。呵責より乃至七滅諍も亦是くの如し。

爾の時世尊、(三四)婆闍國地城中に在り、諸の比丘に告げ給ふ。我れ四

【三四】婆闍國地城(ヘ三(巴)

種の廣説を説く、汝等善く聽け、當さに汝が爲めに説くべしと。諸の比丘言はく、大德、之を聞かんことを願樂すと。何等か四。若し比丘是くの如く語る、諸の長老、我れ某の村、某の城に於て、親しく佛に從つて聞いて受持す、此れは是れ法、是れは毘尼、是れは佛の教なりと。若し彼の比丘の説を聞かば、便ち嫌疑を生ずべからず、亦呵すべからず、應に文句を審定すべし、已りて應に修多羅毘尼を尋究し、法律を檢校すべし。若し彼の比丘の説を聽き、修多羅毘尼を尋究し、法律を檢校する時、若し修多羅毘尼法律と相應せず、法に違背せば、應に彼の比丘に語るべし、汝の説くところの者は、佛の説き給ふ所に非ず。或は是れ長老、審に佛語を得ず、何を以ての故に、我れ修多羅毘尼

法律を尋究するに、修多羅毘尼法律と相應せず、法に違背す、長老、復た誦習を須ひざれ、亦餘の比丘に教ふること莫れ、今應さに捨棄すべしと。若し彼の比丘の説くを聞き、修多羅毘尼法律を尋究する時、若し修多羅毘尼法律と相應すれば、應さに彼の比丘に語りて言ふべし、長老説くところは是れ佛の所説なり、審に佛語を得、何を以ての故に、我れ修多羅毘尼法律を尋究するに、與に共に相應して違背せず、長老、應さに善く持ちて誦習し、餘の比丘に教ふべし、忘失せしむること勿れと。此れは是れ初めの廣説なり。復た次に若し比丘是くの如く語る、長老、我れ某の村某の城に於て、和合僧中上座の前に聞く、此れは是れ法、是れ毘尼、是れ佛の教と。彼の比丘の説を聞く時、嫌疑すべからず、亦呵すべからず、應さに文句を審定し、修多羅毘尼を尋究し、法律を檢校すべし。若し彼の比丘の説を聞き、修多羅毘尼法律を尋究する時、與に相應せず、法に違背すれば、應さに彼の比丘に語りて言ふべし、長老、此れ佛の所説にあらず、是れ彼の衆僧及び上座、審に佛語を得ず、長老も亦爾り、何を以ての故に、我れ修多羅毘尼法律を尋究するに、與に相應せず、法に違背す、長老復た誦習することを須ひざれ、亦餘の比丘に教ふること莫れ、今當さに之を棄つべしと。若し彼の比丘の語を聞き、修多羅毘尼法律を尋究し、與に相應し法に違背せざれば、應さに彼の比丘に語りて言ふべし、長老、是れ佛の所説なり、彼の衆僧上座、亦審に佛語を得たり、何を以ての故に、我れ修多羅毘尼法律を尋究するに、而かも與に相應して違背あること無し、長老應さに善く持ちて誦習し、亦餘

人に教ふべし、忘失せしむること勿れと。此れは是れ第二廣説なり。(次に)第三句、法毘尼摩夷を知
る衆多比丘より聞くと同く亦是くの如し。第四句、法毘尼摩夷を知る一比丘より聞くと同く亦是くの
如し)。佛説き給ふところ是くの如し、諸の比丘、聞いて信樂し歡喜受持す。爾の時佛諸の比丘に
告げたまはく、或は多聞有慙あり、是の中の斷事の比丘、寡聞無慙の者、僧中にありて斷事を言説せん
聞有慙あり、或は多聞有慙あり、是の中の斷事の比丘、寡聞無慙の者、僧中にありて斷事を言説せん
には、僧應さに種種に苦切呵責し、無慙の者をして、後更に爾らざらしむべし。若し彼の斷事人、多
聞無慙の者、僧中にありて斷事を言説せんには、僧應さに種種に苦切呵責し、彼の無慙の者をして、
後更に爾らざらしむべし。是の中斷事の比丘、有慙寡聞の者、僧中に在りて斷事を言説せんには、僧
苦切呵責すべからず、應さに佐助開示し、彼の有慙の者をして、後僧中に於て、斷事を言説せしむべ
し、是の中斷事の比丘、有慙多聞の者、僧中に在りて斷事を言説せんに、僧呵責すべからず、彼の説
を聞き已りて、應さに其れ善哉と讚し、有慙の者をして、後更に僧中に於て斷事を言説せしむべし。
復た斷事比丘あり、或は無慙にして經文を誦んせず、或は無慙にして經文を誦んず、或は有慙にして
經文を誦んせず、或は有慙にして經文を誦んず。無慙にして經文を誦んせざる者に三失あり、彼れ無
慙の失、呵すべきの失、經文を誦んせざる失、是れを斷事人の三失と爲す。無慙にして經文を誦んず
る者に二失あり、無慙の失、呵すべきの失なり、彼れ經文を誦んず失ならず、是れを斷事比丘の二失

と爲す。有慙にして經文を誦んせざる者に一失あり、彼れ經文を誦んせざる者なり、彼れ有慙は不失、呵すべきなし不失なり、是れを斷事比丘の一失となす。有慙にして經文を誦んする者は失なし、彼れ有慙なれば不失、呵すべきあるなし不失、經文を誦んす復た失なし、是れを斷事比丘第一最勝無失と爲す、破戒の四句亦是くの如く、破見の四句また是くの如く、破正命の四句また是くの如く、破威儀の四句亦是くの如し。(此の中韜連に四比丘あり、物を分つに四分す、房舎難度の中の如し、法異ならず、故に出さざるなり)。爾の時佛王舍城に在しき。時に優波離座より起ちて偏露右肩、右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大徳、説いて破僧と言ふ、幾ばくを齊りて名けて破僧となし、誰か和合僧を破する。佛優波離に告げ給ふ、若し比丘あり、犯して彼れ犯さすと言ひ、若しは犯さずして彼れ犯すと云ひ、輕を重と言ひ、重を輕と言ふ、若し比丘、此の四事に於て便ち伴を求索し、若しは人をしめて求めしめ、界内に於て別部布薩羯磨説戒す、是れを齊りて名けて破僧となし、是れを破和合僧と爲す。優波離復た問ふ、云何んが和合僧、僧破しじりて誰か和合を爲すと。佛優波離に告げ給ふ、若し比丘あり、犯して彼れ犯すと言ひ、若しは犯さずして彼れ犯さすと言ひ、輕を輕と言ひ、重を重と言ふ、彼の比丘此の四事に於て伴を求めず、人をして求めしめず、別部羯磨布薩説戒せず、是れを齊りて名けて和合僧となし、是れを僧破しじりて還た和合すと爲す。

爾の時世尊舍衛に在しき。比丘共に鬪諍す、阿尼樓陀に弟子あり、字は婆夷、獨り僧中にありて

語り、獨り諍事に當る、時に阿尼樓陀衆に在り、一語も教呵せず。爾の時阿難世尊の所に往き、頭面禮足して一面に在りて住す。世尊知りて而かも故らに問ふ、阿難諍事已に滅するや未だしやと。阿難答へて言はく、諍事何んぞ滅することを得べけんや、阿尼樓陀の弟子僧中に在りて獨り語り、獨り諍事に當る、而かも阿尼樓陀僧中に在りて、以て一語も呵責せずと。佛阿難に告げたまはく、阿尼樓陀何時か能く此の諍事を滅せん、豈汝と舍利弗と目連との事にあらずやと。爾の時佛諸の比丘に告げたまふ、惡比丘に四法あり、僧の破するを見て歡喜す。何等か四。是の惡比丘破戒惡法なれば、彼の惡比丘是の念を作す、我れ破戒惡法す、若し餘の比丘我れを知るを得ば、和合して我が爲めに滅擯を作さん、餘の比丘あり、我れを助けて伴を作さんと。惡比丘是の初法あり、僧の破するを見て歡喜す。復た次に惡比丘あり、邪命自活す、是の念を作して言はく、我れ邪命自活す、餘の比丘をして我れを知らしめば、和合僧我が爲めに滅擯を作さん、餘の比丘あり、我れを助けて伴を作さんと。惡比丘是の初法あり、僧の破するを見て歡喜すと爲す。復た次に惡比丘、多く利養恭敬を求め、是の念を作さく、我れ利養恭敬を求む、餘の比丘をして我れを知らしめば、和合僧我が爲めに滅擯を作さん、餘の比丘あり、我れを助けて伴を作さんと。是れを惡比丘の第三に僧の破するを見て歡喜すと爲す。復た次に惡比丘、邪見邊見あり、是の念を作さく、我れ邪見邊見あり、餘の比丘をして我れを知らしめば、和合僧我が爲めに滅擯を作さん、餘の比丘あり、我れを助けて伴を作さんと。是の念を作さく、我れ邪見邊見あり、餘の比丘をして我れを知らしめば、和合僧我が爲ために滅擯を作さん、餘の比丘あり、我れを助けて伴を作さんと。

と。是れを惡比丘、第四に僧の破するを見て歡喜すと爲す。四種の作法あり、前非法作後非法作、前非法作後非法作、前非法作後非法作、何等か前非法作後非法作。前に非法に事を起さば、應さに教へて呵すべし、教へて呵せずして住せば、應さに滅擯すべし、滅擯せずして住せば、是れを前非法作後非法作となす。何等か前非法作後非法作。若し非法に作す者あり、前に非法に事を起す、彼れ應さに教へて呵すべき者は、呵して後に住す、應さに滅擯すべきものは、滅擯して後に住す、是れを前非法作後非法作と爲す。何等か前非法作後非法作。若し比丘如法に事を起す、應さに教へて呵すべきを、教へて呵せずして住し、應さに滅擯すべきを、滅擯せずして住す、是れを前非法作後非法作と爲す。何等か前如法作後如法作。若し比丘、前に如法に事を起す、應さに教へて呵すべきは教へて呵し、應さに滅擯すべきは、滅擯して住す、是れを前如法作後如法作と爲す。四種の供養あり、一には飲食、二には醫藥、三には衣服、四には所須の者は與ふ。復た四種の利法あり、非法に求め非法に與ふ、非法に求め法に與ふ、法に求め非法に與ふ、法に求め法に與ふ。云何んが非法に求め非法に與ふ。或は比丘あり、周旋往反して沙門の法を作さず、非法を説いて利養を求め不淨なり、彼れ是くの如きの不淨を作して利養を求め、偏爲する所あり、是れを取れ、是れを取る莫れ、爾許を取れ、爾許を取る莫れ、是れを取り來れ、是れを取り來る莫れ、爾許を持ち來れ、爾許を持ち來る莫れ、此れを與へよ、彼れを與ふる莫れ、爾許を與へよ、爾許を與ふる莫れ、彼れは與ふべし、彼れは與ふべからすと、是

と。是れを惡比丘、第四に僧の破するを見て歡喜すと爲す。四種の作法あり、前非法作後非法作、前非法作後非法作、前非法作後非法作、前非法作後非法作。何等か前非法作後非法作。前に非法に事を起さば、應さに教へて呵すべし、教へて呵せずして住せば、應さに滅擯すべし、滅擯せずして住せば、是れを前非法作後非法作となす。何等か前非法作後非法作。若し非法に作す者あり、前に非法に事を起す、彼れ應さに教へて呵すべき者は、呵して後に住す、應さに滅擯すべきものは、滅擯して後に住す、是れを前非法作後非法作と爲す。何等か前非法作後非法作。若し比丘如法に事を起す、應さに教へて呵すべきを、教へて呵せずして住し、應さに滅擯すべきを、滅擯せずして住す、是れを前非法作後非法作と爲す。何等か前如法作後如法作。若し比丘、前に如法に事を起す、應さに教へて呵すべきは、教へて呵せずして住す、是れを前如法作後如法作と爲す。四種の供養あり、一には飲食、二には醫藥、三には衣服、四には所須の者は與ふ。復た四種の利法あり、非法に求め非法に與ふ、非法に求め法に與ふ、法に求め非法に與ふ、法に求め法に與ふ。云何んが非法に求め非法に與ふ。或は比丘あり、周旋往反して沙門の法を作さず、非法を説いて利養を求め不淨なり、彼れ是くの如きの不淨を作して利養を求め、偏爲する所あり、是れを取れ、是れを取る莫れ、爾許を取れ、爾許を取る莫れ、是れを取り來れ、是れを取り來る莫れ、爾許を持ち來れ、爾許を持ち來る莫れ、此れを與へよ、彼れを與ふる莫れ、爾許を與へよ、爾許を與ふる莫れ、彼れは與ふべし、彼れは與ふべからすと、是

れを非法に利養を求め、非法に與ふと爲す。云何んが非法に求め法に與ふ。或は比丘あり、周旋往反して非沙門の法を作し、非法を説いて利養を求むるに清淨ならず、上の如き偏爲を作さず、是れを非法に求め法に與ふと爲す。云何んが法に求め非法に與ふ。或は比丘あり、周旋往反して沙門の法を説き、非法を作さずして、利養を求むるに清淨なり、上の如き偏爲を作さず、是れを法に求め非法に與ふと爲す。云何んが法に求め法に與ふ。或は比丘あり、周旋往反して沙門の法を説き、非法を作さず、利養を求めて清淨なり、上の如きの偏爲を作さず、是れを法に求め法に與ふと爲す。四法あり、他の爲めに大戒を受くべからず、増戒、増心、増惠學を知らず、廣く二部の戒に通せず、是くの如きの四法あり、他の爲めに大戒を受くべからず。四法あり、應さに他の爲めに大戒を受くべし。(即ち上に反するの句是れなり)。復た四法あり、應さに他の爲めに大戒を受くべし。(即ち上に反するの句是れなり)。復た四法あり、他の爲めに大戒を受くべからず。増戒、増心、増惠學を知らず、毘尼を誦すと雖、決了すること能はず、是くの如きの四法は、他の爲めに大戒を受くべからず。復た四法あり、應さに他の爲めに大戒を受くべし。(即ち上に反するの句是れなり)。復た四法あり、他の爲めに大戒を受くべからず、二百五十戒を持たず、多聞ならず、若し弟子惡見あるも弟子を教化して惡見を捨て、善見を修習せしむること能は

す、十歳に滿せず、是くの如きの四法あり、他の爲めに大戒を受くべからず。復た四法あり、應に
他の爲めに大戒を受くべし。(即ち上に反するの句是れなり) 四法あり名けて持律となす、犯を知り、
不犯を知り、輕を知り、重を知る。復た四法あり、犯を知り、不犯を知り、有餘を知り、無餘を知る。
復た四法あり、犯を知り、不犯を知り、兇惡を知り、不麁惡を知る。復た四法あり、懺悔すべきを知
り、懺悔すべからざるを知り、懺悔清淨を知り、懺悔不清淨を知る。復た四法あり、言諍、覓諍、犯
諍、事諍。四犯畏あり、若し是くの如きの男子ありて來る、髮を被り黒衣を著け、刀を持ちて大衆の
中に至り、是くの如きの言を作す、我れ極大重惡の斷頭罪を作さん、汝等の黨ぶ所に隨つて我れ當
に作すべしと。時に諸の大衆捉へ縛して惡聲鼓を打ち、爲めに死相を現じ、順路唱命して右門より
出で、殺處に至りて之を殺す。智人見已りて是くの如きの語を作す、此の人惡の極重死罪を造す、我
れ當さに自ら勅し、并びに餘人に教ふべし、是くの如きの重惡死罪を作すこと莫れと。是くの如く比
丘比丘尼、波羅夷法に於て大畏を生じ、是くの如きの念を作す、若し未だ波羅夷を犯さざれば、終
に已に犯さず、若し犯さば、都べて覆藏心なし、如法に懺悔せんと、此れは是れ第一犯畏。是くの如
きの男子あり、髮を被り黒衣を著け合鞘刀を持ち、大衆の中に至りて言はく、我れ惡不善を作さん、
衆人の黨ぶ所に隨つて、我れ當さに作すべしと。時に彼の衆人、即ち刀を奪ひ取り、之を打ちて驅り
て右門を出でしむ。有智人見て是くの如きの言を作す、此の人惡罪を作す、我れ今當さに自ら勅し并

びに人を教ふべし、是くの如きの惡罪を作すこと莫れと。是くの如く比丘比丘尼、僧殘法に於て大惡畏を生じ、是くの如きの念を作す、若し僧殘を犯さざれば終に犯さず、若し犯さば、尋いで即ち懺悔せんと。此れは是れ第二犯畏。是くの如きの男子あり、髮を被り黒衣を持ち、大衆の中に至りて語りて言はく、我れ惡不善を作さん、衆人の熹ぶところに隨つて我れ當さに作すべしと。衆人即ち其の杖を取りて之を打ち、驅りて右門より出でしむ。有智人見て是くの如きの言を作す、此の人惡罪を作す、我れ自ら勅し、并びに人を教へて是くの如きの惡を作さずと。是くの如く比丘比丘尼、波逸提到於て大惡畏を生じ、未だ犯さざれば終に犯さず、若し犯さば尋いで即ち懺悔す。是くの如きの男子あり、髮を被り黒衣を著け衆人の所に至り、合掌して是くの如きの言を作す、我れ惡不善を作さん、衆人の喜ぶところに隨つて我れ當さに之を作すべしと。時に衆人種種に呵責して、驅りて右門を出でしむ。有智人見て是くの如きの言を作す、此の人是くの如きの惡を作す、我れ今當さに自ら勅し、并びに人を教へて是くの如きの惡を作さずと。是くの如く比丘比丘尼、波羅提提舍尼に於て惡畏を生ず、若し未だ犯さざれば終に犯さず、若し犯さば尋いで即ち懺悔す、此れは是れ第四犯畏。四種の犯人あり、若し比丘罪を犯さんに、餘の比丘語りて言はく、汝罪を犯す見るや不やと。彼れ言はく見ずと。比丘復た語りて言はく、長老、若し罪を見よ、當さに懺悔すべしと、此れは是れ第一犯人。若し比丘罪を犯さんに、餘の比丘語りて言はく、汝罪を犯す見るや否やと。彼れ言はく見ずと。比丘復た語り

て言はく、長老、若し罪を見れば、應さに僧中に懺悔すべしと、此れは是れ第二犯人。若し比丘罪を犯さんには、餘の比丘見て語りて言はく、長老罪を犯す見るや不やと。彼れ言はく見すと。比丘復た語りて言はく、若し長老罪を見れば、當さに此の僧中に於て懺悔すべしと、此れは是れ第三犯人。若し比丘罪を犯さんに、餘の比丘語りて言はく、長老、汝罪を犯す見るや不やと。彼れ言はく見すと。時に僧應さに都べて捨棄し、是くの如きの言を語るべし。汝の意に隨つて去れ、至る所の處、汝を擧せんと欲する者は、彼れ當さに汝が爲めに擧を作し、憶念を作し、自言を作し、汝の阿菟婆陀を遮し、説戒を遮し、自恣を遮すべし。調馬師の、惡馬の調し難きは、即ち鞭材を合せて驅り棄つるが如し。此の比丘も亦復た是くの如く、一切捨棄す、是れを第四犯人と爲す。

爾の時世尊王舍城耆闍崛山に在しき。優波離座より起ちて、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、長老年少比丘の前に在りて懺悔す、内に幾法ありてか應さに懺悔すべき。佛言はく、内に四法ありて應さに懺悔すべし、偏露右肩、革屣を脱し、胡跪合掌し、犯すところの名を説く、我れ某甲の罪を犯す、今長老の前に於て懺悔すと。彼れ應さに語つて言ふべし、應さに改悔して厭離心を生ずべしと。答へて言はく爾りと。上座の比丘、下座の比丘に於て、是くの如きの四法あり、應さに懺悔すべし。四波羅提提舍尼あり、上に説くが如し。四波羅夷、上に説くが如し。四羯磨あり、非法別衆羯磨、非法和合衆羯磨、法別衆羯磨、法和合衆羯磨、是れを四羯磨と爲す。是の中非法

別衆羯磨は爾るべからず、非法和合衆羯磨も爾るべからず、法別衆羯磨も爾るべからず、法和合衆羯磨應さに爾るべし。是れ我が聽す所なり。非法別衆羯磨は羯磨成せず、非法和合衆羯磨も羯磨成せず、法別衆羯磨も羯磨成せず、法和合衆羯磨は羯磨成就す。非法別衆羯磨は處所を得ず、非法和合衆羯磨も處所を得ず、法別衆羯磨も處所を得ず、法和合衆羯磨は處所を得。四種の布薩あり、三語布薩、清淨布薩。説波羅提木叉布薩、自恣布薩。四妄語あり、波羅夷妄語、僧殘妄語、波逸提妄語、毘尼阿毘婆羅妄語、四衆あり、比丘衆、比丘尼衆、優婆塞衆、優婆夷衆。復た四衆なり、刹利衆、婆羅門衆、居士衆、沙門衆。復た四衆あり、四天王衆、忉利天衆、魔衆、梵衆。復た四衆あり、愛、恚、怖、癡衆。復た四衆あり、不愛、不恚、不怖、不癡衆。四種の智慧平斷事人あり、或は人あり、身現せずして惡口現す、人あり、口現せずして惡身現す、人あり、身口惡を現す、人あり、身口惡を現せず。云何んが身現せずして惡口現す。或は人あり、身現せずして、惡口して言はく、指授して與に共に同じく見んと。是れを身現せず、惡口現すと爲す。云何んが口現せずして惡身現す。人あり、身現じて惡口指授せず、與に同じく見ず。是れを口現せず、惡身現すと爲す。云何んが身惡を現せず、口惡を現せず。人あり、身に惡を現せず、口に指授せず、與に同じく見ず、是れを身に惡を現せずと爲す。云何んが身口惡を現する。人あり、身に惡を現じ、口に語りて指授し、與に同じく見る、是れを身に惡を現じ、口に惡を現すと爲す。是れを四種の有智平斷事人と爲す。比丘四法あり、自ら

損して犯あり、有智者の責むる所となる。何等か四。愛あり、悲あり、怖あり、癡あり、比丘是の四法あり、而かも自ら損し、有智者の爲めに責められ、多罪を得せしむ。比丘四法あり、自ら損せず。(上の句に反する是れなり)。四法あり、非道に趣く、愛あり、悲あり、怖あり、癡あり、是れを四となす。四法あり、非道に趣かず。(即ち上の句に反する是れなり)。四法あり、差して分粥人と作すべからず、未だ差せざれば差すべからず、若し已に差するも分つべからず、愛あり、悲あり、怖あり、癡あり。四法あり、應さに差して分粥人と作すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。小食を分ち、佉闍尼食を分つ、會、差し、臥具を敷く、臥具を分つ、雨浴衣を分つ、衣を分つ、取與に比丘の使を差す、乃至沙彌の使を差するも亦是くの如し。四法あり、直ちに地獄に入ること猶ほ射箭の如し。(即ち上に諸知事を差する者は是れなり)。四の非法ありて説戒を遮す。無根の破戒、破見、破威儀、破正命を遮す、是れを四と爲す。四如法ありて説戒を遮す、有根の破戒、破見、破威儀、破正命を遮す、是れを四如法の説戒を遮すと爲す。四清淨あり、持戒清淨、見清淨、威儀清淨、正命清淨、是れを四清淨と爲す。四依止法あり、糞掃衣、乞食、樹下坐、腐爛藥、是れを四依止法と爲す。四種の損法あり、或は智ありて能く忍ぶ、或は智ありて能く親近す、或は智ありて能く解す、或は智ありて能く斷す、是れを四種の損法と爲す。

毘尼增一、三二

爾の時世尊波羅捺に在しき。世尊知りて故らに阿難に同じ給ふ。我れ殺貴き時に於て、諸の比丘を慈愍するが故に、四事を放捨す、内宿、内糞、自煮、自取食、今諸の比丘、故らに食するや。阿難佛に白して言こく、故らに食すと。佛阿難に告げ給はく、食すべからず、若し食すれば、法の如く治せよと。佛阿難に告げ給はく、我れ殺貴き時を以て、諸の比丘を愍むが故に此の法を聽すと。朝に小食を受け、彼れより持ち來る、若しは胡桃菓等、及び水中の可食物、是くの如き等故らに食するやと。阿難答へて言はく爾りと。佛言はく食すべからず、若し食すれば法の如く治せよと。四法あり呵責羯磨を作す、非法非毘尼は羯磨成せず。處所を得ず、何等か四。無根の破戒、破見、破威儀、破正命、是れを四法となす。四法ありて呵責羯磨を作す、如法如毘尼にして羯磨成就し、處所を得べ即ち上の句に反する是れなり。四大賊あり、何等か四。是くの如きの意を生ず、若し百人千人を得ば、某甲の城邑を破せんと。異時に於て百人千人を得て、彼の城邑を破す。是くの如く惡比丘是の念を作す、我れ何處にか當さに百人衆千人衆を得て、某甲の城邑に於て遊行すべきと。彼れ異時に於て、百人若しくは千人を得て、彼の城邑に遊行す、是れを第一大賊と爲す。復た次に大賊あり、非淨行にして、自ら是れ淨行と言ふ、是れを第二大賊となす。復た次に大賊あり、口腹を以ての故に、不眞實にして已有に非るに、大衆の中に於て、故らに妄語を作し、自ら上人法を得たりと稱す、是れを第三大賊と爲す。復た大賊あり、僧の華葉菓齏を以て自ら活命す、是れを第四大賊と爲す。四信法あり、

若し比丘、城廓村落に於て、多くの不淨行非沙門法を作す、是の中應さに隨順して居士に教授し信せしむべし。彼の比丘此の比丘に語つて言はく、汝某甲城邑村落に於て、多く不淨行非沙門法を作す、汝當さに還りて彼の居士を教化して信せしむべし、若し汝隨順して居士を教化し、信せしむること能はざれば、汝此に在りて住することを得ず、若し能く隨順して居士を教化せば、汝の此に在りて住することを聽さん、若し復た能く隨順して居士を教化し、信せしむる能はざれば、諸の比丘、汝と同羯磨、説戒、自恣、共住同一坐すること能はず、小食大食上に於て、次を以て坐せず、亦逆逆執手禮拜問訊することなし。若し汝能く隨順して、彼の居士を教化し信せしめば、當さに汝と同羯磨し、乃至禮拜問訊すべし、是れを四信法と爲す。若しは居士、居士の兒も亦是くの如し。四非聖法あり、見ずして見ると言ひ、聞かずして聞くと言ひ、觸れずして觸ると言ひ、知らずして知ると言ふ、是れを四非聖法と爲す。四聖法あり。(即ち上の句に反する是れなり)。四非聖法あり、見て見ずと言ひ、聞いて聞かずと言ひ、觸れて觸れずと言ひ、知りて知らずと言ふ、四聖法あり。(即ち上の句に反する是れなり)。四語捨戒あり、佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、和尚を捨て、是れを四語捨戒と爲す。是くの如く佛法僧を捨つるを首となし、乃至非沙門釋子、四四を句と爲すこと亦是くの如し。四の利義を以ての故に、如來世に出で、諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、僧を攝取し、乃至正法久住せしむ、四四句を爲すこと亦是くの如し。四利の義あるが故に、如來世に出でて、諸の比丘の爲めに呵責羯磨

を制し、僧を攝取し、乃至正法をして久住せしむ。(四四句を爲すこと亦是くの如し)。乃至七滅諍も亦是くの如し。

爾の時世尊王舍城に在しき。諸の比丘に告げ給ふ。諸の比丘、五法ありて人に大戒を授くべからず、若しは無戒、無定、無惠、無解脱惠、無見解脱惠、是の五法ありて、人に大戒を授くべからず。復た五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、自ら無戒、無定、無惠、無解脱惠、無見解脱惠にして、亦能く人を教へて、戒定惠乃至見解脱惠に住せしむること能はず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法ありて應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、不信、無慙、無愧、懈怠、多忘、是くの如きの五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、增戒、增心、增惠學を知らず、白を知らず、羯磨を知らず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、人に大戒を授くべからず。威儀戒を知らず、增淨行を知らず、波羅提木叉戒を知らず、白を知らず、羯磨を知らず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、犯を知らず、犯し已りて懺悔することを知らず、

犯し已りて懺悔清淨なることを知らず、白を知らず、羯磨を知らず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、有難法を知らず、無難法を知らず、白を知らず、羯磨を知らず、十歳に滿せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、人に増戒、増心、增惠學を教ふること能はず、瞖病人と作ること能はず、亦瞖病人のために、若しは差し、乃至死すること能はず、若しは十歳に滿せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、弟子に、增威儀戒、增淨行、增波羅提木又戒を教ふること能はず、若し弟子に惡見あるも、方便して、教へて惡見を捨て、善見に住せしむる能はず、若しは十歳に滿せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、犯を知らず、不犯を知らず、輕を知らず、重を知らず、廣く二部の毘尼を誦せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、具さに波羅提木又戒を持たず、多聞ならず、弟子に毘尼、阿毘曇を教ふること能はず、十歳を滿せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに

人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、其さに波羅提木叉戒を持たず、弟子に毘尼、阿毘曇を教ふること能はず、若し弟子に惡見あるも、教へて惡見を捨て、善見に住せしむること能はず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、弟子に毘尼、阿毘曇を教ふること能はず、若し弟子惡見あるも、教へて惡見を捨て、善見に住せしむること能はず、若し弟子所住處を樂まざるも、移りて樂處に至ること能はず、若し弟子疑悔心の生ずる有るも、佛法の如く開解すること能はず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、弟子に毘尼、阿毘曇を教ふること能はず、若し弟子惡見あるも、教へて惡見を捨て、善見に住せしむること能はず、若し所住の處を樂まざるも、移りて樂處に至ること能はず、若しは十歳に滿せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、波羅提木叉戒を知らず、亦説くこと能はず、布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、十歳に滿せず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、人に大戒を授くべからず、善く犯すことを知らず、善く犯して懺悔することを知らず、善く定に入らず、善く定

佛法の如く解釋すること能はず、諍事を決斷すること能はず、是の五法あり、人に大戒を授くべからず。五法あり、應さに人に大戒を授くべし。(即ち上の句に反する是れなり)。是くの如く增心學、增惠學、增威儀學、增淨行學、增波羅提木叉學(是くの如く、五五句を爲すこと上の如し)。若し比丘調順無畏にして、能く語言するに堪へ、自ら此の事あれど亦能く弟子を教ふ、是くの如き人は、應さに人に大戒を授くべし、應さに他に依止を與ふべし、應さに沙彌を畜ふべし、應さに差を受けて比丘尼を教授すべし。若し已に差すれば、應さに教授すべし。五種の人あり、大戒を受くることを得ず、自ら言ふ邊罪を犯す、比丘尼を犯すと、若しは賊心にして戒を受く、内外道を破す、黃門、是の五法あり、是の人、大戒を受くべからず。復た五種の人あり、大戒を受くべからず、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心にして佛身の血を出す、是の五法あり、大戒を受くべからず。五種の黃門あり、生黃門、形殘黃門、妬黃門、變黃門、半月黃門、是れを五種黃門と爲す。五種病人あり、大戒を受くべからず。癩、若しは癩疽、白癩、乾枯、癩狂、是くの如き五種の病人は大戒を受くべからず。五種の清淨無難あり、應さに大戒を受くべし。是れ丈夫、負債せず、奴に非ず、滿二十、父母聽す、是くの如きの五清淨無難は、應さに大戒を受くべし。五法あり、人に依止を與ふ、若しは能くすと言ひ、若しは可と言ひ、若しは是と言ひ、若しは善く自ら修行すと言ひ、若しは放逸ならずと言ふ、是れを五種の依止を與ふるの法となす。五種の人に依止を與ふるの法あり、若しは善哉と言ひ、若しは好しと

言ひ、若しは起てと言ひ、若しは去れと言ひ、若しは依止を與ふと言ふ、是れを五種の依止を與ふと爲す。五法あり、依止なくして住すべからず、無戒、無定、無惠、無解脫惠、無見解脫惠、是の五法あり、依止なくして住すべからず。五法あり、依止なくして住すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、依止なくして住すべからず、若し無戒にして、又自ら勤修して戒を學ぶ能はず、無定、無惠、無解脫惠、無見解脫惠にして、又自ら戒定惠解脫惠見解脫惠を勤修すること能はず、是の五法あり、依止なくして住すべからず。五法あり、應さに依止なくして住すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、依止なくして住すべからず、具さに二百五十戒を持たず、多聞ならず、自ら毘尼阿毘曇を學ぶること能はず、若し惡見の心生するも、聞解して善見を習ふこと能はず、是の五法あり、依止なくして住すべからず。五法あり、依止なくして住すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、依止なくして住すべからず、具さに二百五十戒を持たず、多聞ならず、毘尼、阿毘曇を學ぶること能はず、五歲に滿せず、是の五法あり、依止なくして住すべからず。五法あり、應さに依止なくして住すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、依止なくして住すべからず、自ら毘尼、阿毘曇を學ぶること能はず、惡見生するも、捨てて善見に住すること能はず、若し所住の處を變まざるも、移りて樂處に至ること能はず、疑悔の心ありて生するも、如法に聞解すること能はず、是の五法あり、依止なくして住すべからず。復た五法あり、依止なくして住すべし。(即ち上

す、若しは戒場の上に至る、是の五法あり、依止を失ふ。復た五法あり依止を失ふ、若しは死、若しは去、若しは休道、若しは休して依止を與へず、若しは五歳、若しは過五歳、是の五法あり依止を失ふ。復た五法あり依止を失ふ、若しは死、若しは去、若しは休道、若しは休して依止を與へず、若しは和尙阿闍梨命過す、是の五法あり、依止を失ふ。復た五法あり、依止を失ふ、若しは死、若しは去、若しは休道、若しは休して依止を與へず、若しは和尙阿闍梨体道す、是の五法あり、依止を失ふ。復た五法あり、依止を失ふ。若しは死、若しは去、若しは休道、若しは休して依止を與へず、若しは和尙阿闍梨隨ふ、是の五法あり依止を失ふ。五法あり、弟子を驅遣す、若しは和尙、弟子に語りて言はく、今汝を驅りて去らしむ、汝我が房に入るべからず、汝復た我れを營勞すべからず、復た我が所に至ること莫れ、汝と共に語らず、是れを和尙の五法、弟子を驅遣すと爲す。阿闍梨に五法あり、弟子を驅遣す、語りて言はく、今汝を驅り去らしむ、汝復た我が房に入ること莫れ、復た我れを營勞すべからず、我れに依止して住すべからず、共に語らず、是れを阿闍梨の五法、弟子を驅遣すと爲す。弟子に五法あり、和尙阿闍梨に驅遣せらる、無慙、無愧、教呵すべからず、非威儀、恭敬せず、弟子是の五法あり、和尙阿闍梨の爲めに驅遣せらる、復た五法あり、無慙、無愧、教呵すべからず、惡知識に親しむ、數は姪女の家に行く、是の五法あり、和尙阿闍梨の爲めに遣はさる。是くの如く、盡んで婦女の家、大童女の家、黃門の家、若しは比丘尼の閉、若しは式叉摩那の閉、若しは沙彌尼の閉、

捕禽籠人の間に往く、是くの如き等を上の四事に足して五五の句を爲す、姪女の句の如し。五種の與欲あり、一に言與欲、二に我が爲めの故に欲を説く、三に身相を現す、四に口語、五に現身相口語、是れを五種の與欲と爲す。五種の失欲あり、若しは受欲の比丘死す、若しは休道、若しは外道に至る、若しは別部僧中に往く、若しは戒場の上に至りて明相出づ、是の五種ありて與欲を失ふ。清淨を興へ、自恣を興ふ。(亦是くの如し、若しは失ふも亦是くの如し)。如來世に出で、諸の比丘過失あるを以ての故に、五種の利義を以て、護臥具法を制し、風飄、雨漬、日曝、塵空せしめず、烏汗せしめず、是れを五と爲す。和尚に非法あれば、弟子應さに懺悔して去るべし、應さに和尚に語りて言ふべし、我れ如法なるも和尚は知らず、我れ不如法なるも亦知らず、若し我れ戒を犯すも捨てて教呵せず、若しは犯すも亦知らず、若しは犯して懺悔するも亦知らずと、和尚に是くの如きの五法あり、弟子應さに懺悔して去るべし。毘尼に五事の答あり、一に序、二に制、三に重制、四に修多羅、五に隨順修多羅、是れを五と爲す。五法あり名けて持律と爲す。犯を知り、不犯を知り、輕を知り、重を知り、廣く毘尼を誦す、是れを五と爲す。復た五法あり、犯を知り、不犯を知り、輕を知り、重を知り、毘尼に住して動せず、是れを五と爲す。復た五法あり、犯を知り、不犯を知り、輕を知り、重を知り、諍事起れば善能く除滅す、是れを五となす。五種の持律あり、戒序、四事、十三事、二不定を誦し、廣く三十事を誦す、是れ初持律なり、若し戒序、四事、十三事、二不定、三十事を誦し、廣く九十事を

誦するは、是れ第二持律なり、若し廣く戒毘尼を誦するは、是れ第三持律なり、若し廣く二部の戒毘尼を誦するは、是れを第四持律と爲す、若し都べて毘尼を誦するは、是れ第五持律なり、是の中春秋冬は、應さに上の四種持律に依るべし、若し依りて住せざれば突吉羅、夏安居には、應さに第五持律に依るべし、若し依つて住せざれば波逸提、持律の人に五種の功德あり、戒品堅牢、善く諸寃に勝つ、衆中に於て決斷して畏るるなし、若し疑悔あれば能く開解す、善く毘尼を持ちて、正法をして久住せしむ、是れを五と爲す。五種の賊心あり、黑闇心、邪心、曲戾心、不善心、常有盜他物心、是れを五と爲す。復た五種の賊あり、決定取、恐惧取、寄物取、見使取、倚託取、是れを五と爲す。復た五種あり、罪人と業を同うす、若しは人に教授して賊を作さしむ、若しは復た賊の爲めに先づ看て、財物の處所を知り、還りて處を示す、若しは賊の爲めに物を守る、若しは賊の爲めに道を還る、是れを五と爲す。復た五種の犯あり、波羅夷、僧伽婆尸沙、突吉羅、是れを五と爲す、亦五種制戒と名づけ、亦五犯聚と名づく、若し五犯を見ず知らざる者は、我れ此の人を愚癡と説く、波羅夷、僧伽婆尸沙、波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅、是れを五種犯と爲す、五種制戒も亦是くの如く、五犯聚も亦是くの如し。若し五犯の波羅夷、僧伽婆尸沙、波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を知らず見ざる者は、僧應さにために呵責羯磨を作すべし、五種制戒も亦是くの如く、五犯聚も亦是くの如し。復た五種の犯あり、或は犯すありて、自心に念じて懺悔す、或は小罪を犯すあり、他に從つて懺

悔す、或は中罪を犯すあり、亦他に從つて懺悔す、或は重罪を犯すあり、他に從つて懺悔す、或は罪あり懺悔すべからず、五法あり、僧應さに爲めに呵責羯磨を作すべし、破戒、破見、破威儀、若しは佛及び法を毀る、是れを五と爲す。復た五法あり、破戒、破見、破威儀、佛及び僧を毀る、是れを五と爲す。復た五あり、破戒、破見、破威儀、法及び僧を毀る、是れを五法と爲す。應さに爲めに呵責羯磨を作すべし、是くの如く、糞羯磨、遮不至白衣家羯磨、若しは擧羯磨も亦是くの如し。五法あり呵責羯磨を作す、非法非毘尼は羯磨成せず、處所を得ず、何等か五。擧を作さず、憶念を作さず、自言を作さず、非法別衆、是れを五と爲す。復た五法あり、若しは不犯、犯、懺すべからず、若しは犯し已りて懺す、非法別衆、是れを五法と爲す。羯磨成せず、處所を得ず。五如法あり、羯磨成就し、處所を得。(即ち上の句に反する是れなり)。被呵責羯磨人に五事あり作すべからず、呵責難度の中に説くが如し)。被擧人に五法あり、解を爲すべからず、若しは比丘を罵謗す、方便して比丘の爲めに損減をなして利なし、無住處を作す、若し界内界外に在りて、善比丘の禮拜供養を受く、無比丘の處に在りて住す、是の五法あり、解擧羯磨を作すべからず。復た五法あり、應さに解擧羯磨を作すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。若し比丘、不見罪羯磨を被るものは、應さに五事を以て自ら觀察すべし、若し我れ罪を見ざれば、諸の比丘、我れと共に羯磨、説戒、自恣、同一房宿せず、共同に小食大食の上に一坐せず、大小の次第に隨はず、手を執り、禮拜恭敬問訊せず、是れを不見罪羯磨を被

るもの、此の五事を以て自ら觀察すと爲す。不懺悔羯磨、惡見不捨羯磨を被る(亦是くの如し)。他の爲めに不見罪羯磨を作す者、亦應に此の五事を以て自ら觀察すべし、不懺悔、不捨惡見舉羯磨(亦是くの如し)。比丘五法あり、僧爲めに遮不至白衣家羯磨を作すべからず、父母に孝ならず、沙門、婆羅門を敬せず、善く語を受けず、是の五法あり、爲めに遮不至白衣家羯磨を作すべからず。五法あり、應に爲めに遮不至白衣家羯磨を作すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。復た五法あり、應に與めに遮不至白衣家羯磨を作すべし、喜んで白衣を罵謗す、方便して白衣家の爲めに損減を作して利益なし、無住處を作す、白衣を鬪亂せしむ、是れを五法と爲す。復た五法あり、白衣の前に在りて佛法僧を毀り、白衣を罵りて下業と作す、若しは白衣を調誑す、是れを五法と爲す。比丘に五法あり、白衣をして信せざらしむ(上の白衣を鬪亂せしむる句の如し)。比丘復た五法あり、白衣をして信せざらしむ(上の白衣を調誑する句の如し)。白衣に五法あり、僧爲めに覆鉢を作すべからず。若しは父母に孝ならず、沙門婆羅門を敬せず、比丘に事へず、是れを五と爲す。白衣に五法あり、僧與めに覆鉢を作すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。五法あり、僧應に與めに覆鉢を作すべし、比丘を罵謗す、比丘の爲めに損減を作し、無利益をなし、無住處を作す、比丘を鬪亂せしむ、是れを五と爲す。復た五法あり、比丘の前に於て佛法僧を毀り、無根不淨行を以て比丘を謗じ、比丘尼を犯す、是れを五と爲す。五事の毀謗あり波逸提罪を得、義を以てせざるが故に、法を以てせざるが故に、毘尼を以て

せざるが故に、教授を以てせざるが故に、親故を以てせざるが故に、此の五事の毀訾あり、波逸提を得。復た毀訾あり、波逸提を得ず。(即ち上の句に反する是れなり)。若し比丘僧、差するに五事を以てせず、未受大戒に向つて、他の犯を説く者は波逸提を得、若しは名字、若しは種姓、若しは相、若しは衣、若しは房舎を説く、是れを五事と爲す。五處行姪あり波羅夷を犯す。婦人、童女、二根、黃門、男子、是れを五と作す。五種の盜あり、波羅夷を犯す。若しは自取、若しは指示取、若しは遣使取、若しは重物、若しは移本處、是れを五と爲す。復た五事あり、若しは己有想に非ず、暫取ならず、親厚取ならず、若しは重物、移本處、是れを五と爲す。復た五あり、是れ他有、他想を作す、若しは重物、若しは盜心を作す、若しは本處を移す、是れを五と爲す。死人に五不好あり、一に不淨、二に臭、三に恐懼あり、四に人をして恐懼せしめ惡鬼便を得、五に惡獸非人所住の處、是れを五と爲す。犯戒人に五の過失あり、身口意業の不淨あること、彼の死屍の不淨の如し、我れ此の人を説くこと亦是くの如し。或は身に意業の不淨あり、惡聲流布す、彼の死屍の臭氣從つて出づるが如し、我れ此の人を説くこと亦復た是くの如し。彼れに身口意業の不淨あり、諸の善比丘畏避す、彼の死屍の、人をして恐怖せしむるが如し。我れ此の人も復た是くの如しと説く、身口意業の不淨あり、諸の善比丘をして、之を見て惡心を生せしむ、言はく、我れ云何んぞ乃ち是くの如き惡人を見る、人の死屍を見て恐懼を生じ、惡鬼をして便を得しむるが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。身口意の不淨な

る者あり、不善人と共住す、彼の死屍處に、惡獸非人共に住するが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。是れを犯戒人の五事の過失は、彼の死屍の如しと爲す。不忍辱人に五の過失あり、一には凶惡にして忍びず、二には後に悔恨を生ず、三には多人愛せず、四には惡聲流布す、五には死して惡道に墮す、是れを五と爲す。能忍辱の人に五の功德あり。(卽ち上の句に反する是れなり)。火に向ふに五の過失あり、一には人をして顔色なからしむ、二には無力、三には人をして眼闇からしむ、四には人をして多く閑集せしむ、五には多く俗事を説く、是れを五と爲す。常に燻んで白衣の家に往反する比丘に五の過失あり、一には比丘に罵せずして便ち村に入る、二には欲意ある男女の中に在りて坐せしむ、三に獨坐、四に屏處覆處に在りて坐す、五に有知の男子あるなきに、女人の爲めに説法し五六語を過ぐ、是れを五と爲す。復た五あり、一には數ば女人を見る、二には既に相見て相附近す、三には轉た親厚なり、四には已に親厚にして欲意を生ず、五には已に欲意あり、或は死罪若しは次死罪を犯す、是れを五と爲す。散亂心の眠りに五の過失あり、若しは惡夢を見、諸天祐護せず、心の法を思はず、意を繋けて明に在らず、不淨を失す、是れを五と爲す。不散亂心の眠りに五の功德あり。(卽ち上の句に反する是れなり)。飲酒に五の過失あり、顔色なし、體に力なし、眼闇し、瞋相を現す、財物を失ふ、是れを五と爲す。復た五事あり、病を生ず、鬪諍を益す、惡名流布す、智慧轉だ少、死して惡道に墮す、是れを五となす。破戒に五の過失あり、自ら害す、智者の爲めに呵せらる、惡名あ

りて流布す、臨終の時悔恨を生ず、死して惡道に墮す、是れを五と爲す。持戒に五の功德あり。即ち上の句に反する是れなり。復た五事あり、先きに得るところの物得ること能はず、既に得て護せず、若しは所在の衆、若しは刹利衆、婆羅門衆、若しは居士衆、若しは比丘衆に隨ひ、中に於て愧恥あり、無數由旬内の沙門婆羅門其の惡を稱説す、破戒の惡人は、死して惡道に墮す、是れを五と爲す。持戒に五の功德あり。(即ち上の句に反する是れなり)。不嚼楊枝に五の過失あり、口氣臭し、善く味ひを別たす、熱糞消せず、食を引かず、眼明かならず、是れを五と爲す。嚼楊枝に五事の好あり。即ち上の句に反する是れなり。食粥に五事の好あり、飢を除き、渴を解き、宿食を消し、大小便通利す、風を除く、是れを五と爲す。經行に五事の好あり、遠行に堪ふ、能く思惟す、少病、食飲を消す、定を得て久しく住す。

五種の食あり、飯、乾飯、麩、肉、魚。五種の鹽あり、青鹽、黑鹽、毘茶鹽、(一云)毘茶鹽、(二云)嵐婆鹽、(三云)支都毘鹽、是れを五と爲す。復た五種の鹽あり、土鹽、灰鹽、赤鹽、石鹽、海鹽、是れを五と爲す。佉闍尼食に五事あり食すべからず、若しは非時、若しは不淨、若しは不與、若しは不受、若しは餘食法を作さず、是れを五と爲す。五事あり應さに食すべし。(即ち上の句に反する是れなり)。五種の受食あり、身より身に與へて受く、衣より衣に與へて受く、曲肘より曲肘に與へて受く、器より器に與へて受く、時の因縁あり地に置いて取る、是れを五と爲す。復た五あり、身より身に與へて受く、或は身

- 【三五】毘茶鹽 Ubbhata (B)
- 【三六】嵐婆鹽 Hita (B)
- 【三七】支都毘鹽 Sindhava (B)

より物を與へて受く、或は物より身に與へて受く、或は物より物に與へて受く、或は遙に擲ち與へて
 手中に墮つることを得、是れを五と爲す。五種の淨菓あり、火淨、刀淨、若しは瘡淨、若しは鳥淨、
 若しは不任手淨、是れを五と爲す。復た五あり、若しは少皮を剝く、若しは都べて剝く、若しは腐爛
 す、若しは破る、若しは瘵ゆ、是れを五と爲す。五種の脂あり、熊脂、魚脂、驢脂、猪脂、
 羅脂、是れを五と爲す。五種の皮あり用ふべからず、師子皮、虎皮、豹皮、羆皮、猫皮、是れを五と
 爲す。復た五種の皮あり、人皮、毒蟲皮、狗皮、錦文蟲皮、狐皮、是れを五と爲す。五種の皮あり畜
 ふべからず、象皮、馬皮、驢皮、牛皮、驢皮、是れを五と爲す。復た五あり、殺羊皮、白羊皮、鹿皮、
 熊皮、〔三二〕伊師皮、是れを五と爲す。五種の肉あり食ふべからず、象肉、馬
 肉、人肉、狗肉、毒蟲獸肉、是れを五と爲す。復た五あり、師子肉、虎肉、
 豹肉、熊肉、羆肉、是れを五と爲す。五種の說戒あり、或は序を説き已らば、應さに僧に白して言
 べし、餘は僧の常に聞くが如し、若し已に戒序を説き、四波羅夷を説き竟らば、應さに僧に白して言
 すべし、餘は僧の常に聞くが如し、序を説き、四波羅夷を説き、十三僧殘を説き已らば、應さに僧に
 白して言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、四波羅夷、僧殘、二不定を説き已らば、應さに僧に白し
 て言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、若しは廣く説く、是れを五と爲す。復た五あり、若し序、四
 波羅夷を説き竟らば、應さに僧に白して言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、若し序、四波羅夷、僧

〔三二〕失首摩羅 〔三三〕伊師 〔三四〕
 〔三二〕失首摩羅 〔三三〕伊師 〔三四〕

殘を説き竟らば、應さに僧に白して言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、若し序、四波羅夷、僧殘、二不定を説き竟らば、應さに僧に白し言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、序、四波羅夷、僧殘、二不定、三十尼薩耆波逸提を説き竟らば、應さに僧に白して言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、若し廣く説く、是れを五と爲す。復た五あり、序、四波羅夷、僧殘を説き竟らば、應さに僧に白して言すべし、餘は僧の常に聞くが如し、是くの如く一一に増して乃ち波逸提に至る、若しは廣く説く、是れを五と爲す。五法あり、差して分粥人と爲すべからず、若し已に差すれば、分つべからず。(上の房舎難度の中に説くが如し)。五事の因縁を以て、功德衣を受け畜ふことを得。長衣、離衣宿、別衆食、展轉食、不囑入村、此の五事の因縁ありて功德衣を受く。功德衣を受け已れば五事を得。(即ち上の句に反する是れなり)。五事の因縁あり、僧伽梨を留む、若しは恐怖あり、若しは恐怖あるを疑ふ、若しは雨若しは雨ふるべきを疑ふ、若しは經營して僧伽梨を作る、若しは洗若しは染、若しは深く藏舉す、是れを五事の因縁あり僧伽梨を留むと爲す。五事の因縁を以て雨衣を留む、若しは界外の請食を受け若しは水を渡る、若しは病み若しは飽食已る、若しは經營して雨衣を作る、若しは洗、若しは染、若しは深く藏舉す、此の五事の因縁を以て雨衣を留む。夏安居竟りて應さに五事を作すべし、自恣、應さに界を解くべし、應さに還た結界すべし、功德衣を受く、應さに臥具を分つべし、是れを五と爲す。比丘に五法あり、與めに親厚を作すべからず、若しは惡んで鬪諍す、若しは作業多し、若しは衆中の

勝比丘と共に諍ふ、若しは憚んで遊行して止まず、人の爲めに説法せず、言ふことは人の善惡を示す、是れを五と爲す。五法あり、應さに與めに親厚を作すべし。(上の句に反する是れなり)。五法あり、應さに差して比丘尼を教授すべし、若し具さに波羅提木叉戒を持ち、多聞、善巧の語言、慈心の辯説了了として、聽者をして解を得せしむ、佛の爲めに出家して重罪を犯さず、二十臘若しは過二十、是れを五と爲す。五法あり、正法をして疾かに滅せしむ、何等か五、比丘あり、誦かに誦を受けず、憚んで忘誤す、文具足せざるに以て餘人に教ふ、文既に具足せず、其の義闕くるあり、是れを第一疾滅正法と爲す。復た次ぎに比丘あり、僧中の勝人上座、若しは一國の所崇となり、而かも多く戒を持たず、但諸の不善法を修し、戒行を放捨し、勤めて精進せず、未得にして得、未入にして入る、未證にして證すとす、復た次ぎに比丘あり、多聞にして法を持ち、律を持ち、摩夷を持ち、所誦を以て、餘の比丘比丘尼優婆塞優婆私に教へずして便ち命終す、彼れ既に命終して、法をして斷絶せしむ、是れを第三疾滅正法と爲す。復た次ぎに比丘あり、善言を受けず、忍辱すること能はず、餘の善比丘即ち捨置す、是れを第四疾滅正法と爲す。復た次ぎに比丘あり、憚んで聞諍し、共に相罵詈し、彼此諍言して口刀劍の如く、互に長短を求む、是れを疾滅正法と爲す。復た五法あり、正法をして久住

せしむ。(上の句に反する是れなり)。比丘に五法あり、將つて伴となして行くべからず、憙んで大に前に在りて行く、憙んで大に後に在りて行く、喜こんで人の語次を斷抄す、善惡語を別たす善語讚稱せず惡語を美む、如法に利を得、時を以て彼れが爲めに受けず、是の五法あり、將つて伴と作して行くべからず。五法あり、應さに將つて伴と作して行くべし。(上の句に反する是れなり)。比丘に五法あり、而かも自ら損減す。犯あり有智者の爲めに呵せられて罪を得ること無量なり、人に染汚して清淨ならしめず、彼れの爲めに犯となり無犯と作らず、若し彼れの自言を受くるも自言の如く法治せず、言説の遠近損減を知らず、是れを五と爲す。復た五法あり、自ら損減せず。(上の句に反する是れなり)。復た五法あり、自ら損減す、言ふべき所を解せず、亦善く憶識せず、彼れの語難不難に應ず、若し彼の難來れば解すること能はず、具さに波羅提木叉戒を持たず、是れを五と爲す。復た五法あり、自ら損減せず。(上の句に反する是れなり)。復た五法あり自ら損減す、憙んで瞋恚す、放逸ならず、他の語を増益す、不善語、離善語を受く、是れを五と爲す。復た五あり自ら損減せず。(上の句に反する是れなり)。病人に五法あり瞻視し難し、五法あり瞻視し易し、五法あり應さに病人の衣を受くべし。(上の衣韃度の中に説くが如し)。比丘に五法あり、人の疑惑を生じ、乃ち阿羅漢に至る。何等か五。若し比丘數は姪女の家、婦人の家、大童女の家、黃門の家、比丘尼の家に往く、是れを五と爲す。比丘に五法あり、白衣の意見せざるところとなる、憙んで白衣に親しむ、憙んで白衣を瞋らしむ、強ひ

て白衣びやくえの家にいへ至るいた、喜んでよろこ白衣びやくえと竊語せつごす、喜んでよろこ乞求こつぐす、是れを五ごと爲す。白衣びやくえの憇見きげんせざる所ところ。五法ごほふあり、白衣びやくえの憇見きげんする所ところ。(上かみの句くに反はんする是れなり)。爾その時とき世尊よせそん王舍城わしやうじやうに在いましき。時に優波離うはりざ坐ざより起たち、偏露へんろ右肩うけん右膝うせき地に著つけ、合掌がっしやうして佛ほとけに白まをして言まをさく、年少ねんせうの比丘びく、上座じやうざ比丘びくの前にありて懺悔ざんげするに幾法いくほふかある。佛ほとけ優波離うはりに告つげたまはく、五法ごほふあり、偏露へんろ右肩うけん、草屣くさしを脱あしして足あしを禮らいし、右膝うせき地に著つけ、合掌がっしやうして應まさに罪名ざいめい種性しゆじやうを説とき、是かの如ごとく語かたるべし、我われ某甲むかあ比丘びく如是ご是ごの罪つみを犯なす、長老ちやうろうに従したがつて懺悔ざんげすと。上座じやうざ應まさに答こたへて言いふべし、自ら汝みづかの心こころを責せめて厭離えんりを生しやうせよと。彼かの人答ひとこたへて言いはく爾しかりと。年少ねんせう比丘びく、上座じやうざの前に在ありて懺悔ざんげす、應まさに是ごの五法ごほふを以もつてすべし。優波離うはり復またた問とふ、年少ねんせうの客比丘きやくびく、上座じやうざの舊比丘きうびくを禮らいす、應まさに幾法いくほふを以もつてすべしと。佛告ほとけげて言いはく、年少ねんせうの客比丘きやくびく、應まさに五法ごほふを以もつて上座じやうざの舊比丘きうびくを禮らいすべし、應まさに偏露へんろ右肩うけん、草屣くさしを脱だつし、右膝うせき地に著つけ、上座じやうざの兩足りやうそくを捉とりて言まをさく、大德だいとく我われ、和南わなんすと。是れを五法ごほふと爲す。年少ねんせうの舊比丘きうびく、客上座きやくじやうざの比丘びくを禮らいするも亦是またくの如ごとし。五種ごしゆの人ひとあり禮らいすべからず、自ら言いふ邊罪へんざいを犯なす、比丘びくにを犯なす、賊心そくしんにして受戒じゆかいす、二道にだうを破はす、黃門わうもんと、是れを五ごと爲す。復また五法ごほふあり、殺父しかふ、殺母しかぼ、殺阿羅漢しかあらかん、破僧はさう、惡心わくしん出佛身血しゆつてんしんけつ、是れを五ごと爲す。比丘びくに復またた五種ごしゆの威儀ゐぎあり禮らいすべからず。若もしは大だい便べん、若もしは小せう便べん、若もしは露身ろしん、若もしは剃髮ていぱつの時とき、若もしは説せつ法の時とき、是れを五ごと爲す。復また五ごあり、若もしは嚼楊枝じやくやうじ、若もしは洗口せんく、若もしは食じき、若もしは飲いん、若もしは食じき

【四〇】和南 Yandana

菓、是れを五と爲す。上座若しは次座、五法あり、鬪諍に於て比丘に利益なし、具さに二百五十戒を
持たず、多聞ならずして、廣く二部戒を誦せず、問答すること能はず、如法に教呵し及び滅摺して、歡喜
を得しむること能はず、善能く鬪諍事を滅すること能はず、是れを五となす。復た五法あり、上座若
しは次座、鬪諍の比丘に於て利益あり。(上の句に反する是れなり)。五法あり、名けて大賊と爲す、
長壽にして大罪を作し繫縛せられず。何等か五。若しは住するに定處なくして好伴あり、若しは刀杖
多し、若しは見に富みて多く財寶あり、彼れ是の念を作す、若し我れを捉ふる者あらば、當さに多く
財を與ふべし、若しは大人親友あり、若しは王、若しは大臣に依止し、彼れ是の念を作す、若し我れ
を捉ふるものあらば、王及び大臣當さに我れを佐助すべしと。若しは遠處に於て賊を作して還る、是
れを五と爲す。是くの如く、破戒の比丘に五法あり、長壽にして多く衆罪を作し、速に他の爲めに舉
せられず。若しは住するに定處なくして伴黨あり、若しは多聞若しは聞いて能く憶持す、是くの如き
の多聞あり、初中下の言悉く善し、文あり義あり具さに淨行を説く、是くの如きの法中に於て能
く憶持す、而も善心に思惟し深く正見に入ること能はず、若し能く衣服飲食具醫藥を得れば、彼れ
是の念を作す、若し我れを擧するものあれば、我れ當さに多く物を與ふべしと。若しは大人あり、若
しは上座若しは次座に親厚たり、彼れ是の念を作す、若し我れを擧するものあれば、上座次座當さに
佐助すべしと。若しは空中に在りて住し、來りて大家に至り、利養を求覓す、是れを五法と爲す。破

戒の比丘、長壽にして多く衆罪を作し、速に他の爲めに擧せられず。五非法ありて説戒を遮す。無根の波羅夷、僧伽婆尸沙、波逸提、波羅提舍尼、突吉羅を遮す、是れを五と爲す。五如法あり、説戒を遮す（上の句に反する是れなり）。五非法提壽あり。若しは斷事を解せずして壽を受く、若しは同意なくして壽を受く、若しは善比丘なくして壽を受く、若しは非法若しは別衆にして壽を受く、是れを五と爲す。五の如法にして壽を受くるあり。（上の句に反する是れなり）。五非法默然あり、五如法默然あり、五法和合あり、（上の雜難度の中に説くが如し）。五法棄捨あり（拘陟彌難度の中に説くが如し）。爾の時佛優波離に告げたまはく、汝等數數他の比丘の罪を擧すること莫れ、何を以ての故に、他の比丘を擧する者は、身威儀清淨ならずして、而も他の罪を擧せんに、即ち彼の語を生せん、長老、先づ自ら身をして清淨ならしめよと。優波離、比丘若し身威儀清淨にして、而かも他の罪を擧せんも彼の語を生せず。若し言清淨ならず、命清淨ならざるも亦是くの如し。復た次に優波離、若し寡聞にして修多羅を知らず、而も他の罪を擧すれば、即ち彼の語を生ず、問うて言はく、長老、此の事云何、此れ何の義かあると。便ち分別して彼の間に答ふること能はず、即ち彼の語を生ず、長老、先づ修多羅を誦し、然る後當さに知るべしと。優波離、若し比丘、多聞にして修多羅を誦すれば、便ち彼の語を生せず。復た次に優波離、比丘寡聞にして毘尼を誦せず、而かも彼の罪を擧せんに、彼の問ひを生じて言はく、長老、此れ何の説く所ぞ、何に因りてか起ると。若し所起の處を説く能はず

れば、復た彼の語を生じて言はく、長老、且らく先づ自ら毘尼を誦せよと。優波離、若し比丘多聞にして毘尼を誦し、而も彼の罪を擧すれば彼の問ひを生ぜず。優波離、若し比丘是の五法あり、應さに時を以て如法に彼の罪を擧すべし。時に優波離信樂し歡喜受持す。爾の時世尊、〔四〕迦陵伽國鉦羅林中に在しき。時に長老波摩那、世尊の所に詣り、頭面禮足し、却いて一面に坐し、世尊に白して言さく、大徳、何の因縁を以て、如來滅後正法疾かに滅して久住せず、復た何の因縁を以て正法滅せずして久住することを得るやと。佛、波摩那に告げたまはく、如來の滅後、比丘佛法僧及び戒定を敬せず、是の因縁を以て、正法疾かに滅して久住せず。波摩那、如來の滅後、若し比丘、佛法僧及び戒定を敬すれば、是れを以ての故に正法滅せずして久住することを得と。爾の時世尊、〔四三〕金毘羅國王園中に在しき。時に長老金毘羅、世尊の所に詣りて頭面禮足し、却いて一面に坐し、世尊に白して言さく、何の因縁を以て、如來の滅後に、正法疾かに滅して久住せざると。〔四四〕亦上の問答の如く異ならず。爾の時異比丘あり、佛所に往いて頭面禮足し、却いて一面に坐し、佛に白して言さく、大徳、何の因縁を以て、正法疾かに滅して久住せざると。佛比丘に告げたまはく、若し比丘法律の中に於て出家し、至心に人の爲めに說法せず、亦至心に聽法憶持せず、設し復た堅持するも、義趣を思惟すること能はざれば、彼れ義を知らず、如法に修行すること能はず、自ら利すること能はず、亦人を利せずと。佛比丘に告げたまはく、是の因縁あ

〔四二〕迦陵伽國 Kalīngara

〔四三〕金毘羅 Kimbilā

り、法をして疾かに滅して久住せざらしむと。大徳、復た何の因縁を以て、法をして久住して、疾かに滅せざらしむるやと。(上の句に反する即ち是れなり)。時に異比丘あり、世尊の所に往き、頭面禮足し、却いて一面に住す、善哉大徳、我が爲めに畧して法を説き給ふ、我れ當きに獨り靜處に在りて勤修精進して、不放逸なるべしと。時に佛、比丘に告げたまはく、汝若し世法を知らば出離すること能はず、若し有受を知らば越度すること能はず、若し有欲を知らば無欲なることを得ず、若し有結を知らば、無結なることを得ず、若し生死に親近するを知らば、無親近なることを得ず。汝比丘決定して應に知るべし、此の非法非毘尼は佛の教ふる所に非ずと。若し比丘、此の法は是れ出離にして世法に非ず、是れ越度にして受法に非ず、是れ離欲にして有欲に非ず、是れ無結にして有結にあらず、是れ不近生死にして親近に非ず。汝比丘應に決定して此の法を知るべし、是の法は是れ毘尼にして、是れ佛の教ふる所なりと。時に比丘、世尊の畧説教授し給ふを聞き、即ち獨り靜處に在りて、勤行精進して放逸ならず、初夜後夜警意思惟し、一心に道品の法を修習し、所爲信樂し出家行道し、未だ久しからずして現世に證を得、阿羅漢を成じ、我が生已に盡き、梵行已に立ち、所作已に辨じて、復た此に還らず、彼の比丘自ら阿羅漢を得ることを知る。佛是くの如きの法を説き給ふ、諸の比丘聞いて信樂し、歡喜受持す。

爾の時異比丘あり、世尊の所に往き、頭面禮足却いて一面に坐し、佛に白して言さく、善哉大

徳、我が爲めに畧して法を説き給ふ、我れ當に獨り靜處に在りて、勤修精進して放逸ならずと、佛比丘に告げたまはく、若し汝法ありと知らば、多欲ならしめて少欲ならしめず、厭くなくして足るを知らざらしめ、護し難くして護し易からざらしめ、養ひ難くして養ひ易からざらしめ、愚癡にして智恵なからしむ。比丘、汝應に知るべし、是くの如きの法は、非法非毘尼にして佛の教ふる所に非ずと。若し比丘、法ありと知らば、少欲にして多欲ならざらしめ、知足にして無厭ならざらしめ、護し易くして護し難からざらしめ、養ひ易くして養ひ難からざらしめ、智恵ありて愚癡ならざらしむ。比丘、汝應に決定して知るべし、是の法は是れ毘尼、是れ佛の教ふる所なりと。時に彼の比丘、佛の畧して説き給ふを聞ききり、即ち靜處に在りて思惟す、上に説くところの如し。

毘尼増一 四

爾の時佛諸の比丘に告げたまはく、若し我が聽す所の、(一四三)波陀舍阿菟波陀舍、(一四四)便闍那阿菟

一四五 便闍那惡叉羅阿菟惡叉羅、應に是くの如く作すべし。我が聽さざる所の如き、波陀舍阿菟波陀舍、便闍那阿菟、便闍那惡叉羅阿菟惡叉羅、應に呵すべし、隨順すべからず、應に是くの如く作すべし、我が遮するところの如き、波陀舍阿菟波陀舍、便闍那阿菟、便闍那惡叉羅阿菟惡叉羅は作すべからず。我が遮せざるところの如き、波陀舍阿菟波陀舍、便闍那阿菟、便闍那惡叉羅阿菟惡叉羅

●●●●●
 【一四三】波陀舍阿菟波陀舍
 Pāṭesa, anupāṭesa(巴)以下同
 ●●●●●
 【一四四】便闍那阿菟
 Vyāṅga
 ●●●●●
 【一四五】便闍那惡叉羅阿菟惡叉羅
 Vyāṅga-khara, amakkhara

は、應に隨順すべし、呵すべからずと。爾の時舍利弗五百の比丘と俱なりき、摩訶波闍波提比丘尼五百の比丘尼と俱なりき、阿難分城五百の優婆塞と俱なりき、毘舍佉母五百の優婆私と俱なりき、拘跋彌鞞度の中に説くが如し。爾の時佛諸の比丘に告げたまはく、比丘僧中に至るに先づ五法あり、應に慈心を以てすべし、應に自ら卑下して塵巾を拭ふが如くすべし、應に善く坐起を知るべし、若し上座を見ば安坐すべからず、若し下座を見ば起立すべからず、彼れ僧中に至りて、雜説して世俗の事を論ずることを爲さざれ、若しは自ら法を説き、若しは人を請うて法を説かしの、若し僧中可ならざる事あるを見ば、心安忍せざるも、應に默然を作すべし。何を以ての故に、僧の別異を恐るるが故に。比丘先づ此の五法あり、然る後僧中に至るべし、舍利弗此の五法あり、比丘僧中に在りて語るべからず。復た五法あり、僧中にありて應に語るべし。此の中に六法あり、上に自損減中に説くが如し。他の罪を擧するに五法あり、具さに二百五十戒を持つ、多聞、語言に善し、憶念あり、智恵あり、是れを五と爲す。五法あり、應に他の罪を擧すべし、慈悲心あり、利益を欲し、增長せしむるあり、懺悔し、清淨ならしむ、是の五法あり、他の罪を擧す。他の罪を擧せんと欲せば、應に五法あるべし、上の遮鞞度の中に説くが如し。五非法ありて擧す、非時にして時を以てせず、不實にして實を以てせず、損減ありて利益なし、龐贖にして柔和ならず、瞋恚して慈心を以てせず、是れを五と爲す。五如法ありて擧す、上の句に反する是れなり。不善を善とし、非毘尼は是れ毘尼、世

聞を出世間、損滅を作して利益とす、亦是くの如く説く。五句語ありて第三句語なし、時と非時と、此の句第三なし、實と不實と、此の句第三なし、損滅と有益と、此の句第三なし、麁曠と柔和と、此の句第三なし、瞋恚と慈心と、此の句第三なし、是れを五句に第三なしと爲す。五語捨戒を説く、佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、和上を捨て、同和上を捨て、是くの如く五五を句となし、乃ち非沙門釋子に至る。如來出世し過失あるを見るが故に、五の利義を以ての故に、諸の比丘の爲めに戒を制し、僧を攝取し、僧をして歡喜せしめ、僧をして安樂ならしめ、信せざる者をして信せしめ、信する者は增長せしむ、是れを五と爲す。乃至正法久住も亦是くの如し。如來出世し、諸の比丘の過失あるを見るが故に、五の利義を以て、諸の比丘の爲めに、呵責羯磨を制し給ひ、僧を攝取し、僧をして歡喜せしめ、僧をして安樂ならしめ、信せざるものをして信せしめ、信するものは增長せしむ、是れを五と爲す、乃至正法久住、五五を句と爲すこと亦是くの如し、乃至七滅諍も亦是くの如し。

六非法あり説戒を遮す、無根破戒の作と不作とを遮す、破見、破威儀も亦是くの如し、是れを六と爲す。六如法あり説戒を遮す、(上の句に反する是れなり)の六法あり、應さに差して比丘尼を教授すべし。具さに二百五十戒を持つ、多聞、廣く二部の戒毘尼を誦す、善く語言を善くし、辯説義句了了、佛の爲めの故に出家して重罪を犯さず、若しは二十臘若しは過二十、是の六法あり、應さに差して比丘尼を教授すべし。比丘、比丘の爲めに疑ひを作すに六法あり、若しは所生の年を以て、若しは臘數

を以て、若しは受大戒を以て、若しは羯磨を以て、若しは犯、若しは法を以て、是れを六と爲す。六犯所起の處あり、或は犯あり、身に由りて心口に非ず、或は犯あり、口に起りて身心を以てせず、或は犯あり、身口より起りて心を以てせず、或は犯あり、身心より起りて口に非ず、或は犯あり、口に起りて身に非ず、或は犯あり、身口心より起る、是れを六と爲す。鬪諍に六根本あり、中阿含に説くが如し。六處の盜あり波羅夷を犯す、若しは自取、若しは指授、若しは遣使、若しは重物、盜心を以てす、本處を移離す、是れを六と爲す。復た六あり、已有想に非ず、暫取想ならず、親厚想に非ず、若しは重物、盜心を以てす、本處を移離す、是れを六と爲す。七非法あり説戒を遮す、無根波羅夷、乃至無根惡説を遮す、是れを七と爲す。七犯聚あり、波羅夷乃至惡説、是れを七と爲す。七種の精あり、青色乃至酪漿色、是れを七と爲す。七減諍あり、上の戒文の中に説くが如し。七法あり名けて持律となす、犯を知り、不犯を知り、輕を知り、重を知り、有餘を知り、無餘を知り、廣く二部の戒毘尼を誦す、是れを七と爲す。復た七あり、六句は前に同じ、第七句は、廣く毘尼を誦すを以て一句と爲す、是れを七と爲す。復た七あり、六句は前に同じ、第七句は、毘尼に住するを以て移らす動せずを以て一句と爲す、是れを七と爲す。復た七あり、六句は前に同じ、第七句は、善能く諍事を減するを以て一句と爲す、是れを七と爲す。復た七あり、六句は前に同じ、第七句は、自ら宿命の種種の所使を識るを以て一句と爲す、是れを七と爲す。復た七あり、六句は前に同じ、第七句は、天眼を以て、

衆生の此に死し彼に生るるを見るを以て一句と爲す。是れを七と爲す。復た七あり、六句は前に前じ、第七句は、漏盡を以て、無漏心、解脫惠を得、現世に果證を得、我が生已に盡き、梵行已に立ち、所作已に辨じ、終に還らず、此れを一句と爲す、是れを七と爲す。七不恭敬あり、佛法僧戒定父母善法を敬せず、是れを七と爲す。七恭敬あり。(上の句に反する是れなり)。七語捨戒あり、佛法僧を捨て、和尚を捨て、同和尚を捨て、阿闍梨を捨て、同阿闍梨を捨て、是れを七と爲す、乃至非沙門釋子も亦是くの如し。七義を以ての故に、如來出世し、諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、僧を攝取し、僧をして歡喜せしめ、僧をして安樂ならしめ、信せざるものをして信せしめ、信する者は增長せしめ、調し難きは調せしめ、慚愧する者は安樂を得しむ、是れを七と爲す。是くの如く七七を句と爲し、乃至正法久住亦是くの如し。七義を以ての故に、如來出世し、諸の比丘の爲めに、呵責羯磨を制し給ひ、僧を攝取し、七七を句と爲し、乃至正法久住も亦是くの如し、乃至七滅諍も亦是くの如し、呵責羯磨の如く句を爲す。八非法あり説戒を遮す。無根破戒の作と不作と、破見の作と不作と、破威儀の作と不作と、破正命の作と不作とを遮す、是れを八と爲す。八如法あり、説戒を遮す。(上に反する句はれなり)。八法あり、應さに差して比丘尼を教授すべし。具さに二百五十戒を持つ、多聞、二部の戒毘尼を誦す、善く言語を能くし、辯義句字了了、大姓の出家刹利婆羅門居士、若しは形顏端正、佛の爲めの故に出家して重罪を犯さず、若しは二十臘若しは過二十臘、是れを八と爲す。八不可過法あり、

比丘尼毘度の中に説くが如し。白衣に八法あり、與めに覆鉢を作す。比丘を罵謗す、損滅を作す、利益なし、無住處を作す、比丘を亂闘せしむ、比丘の前に在りて佛法僧を毀る、是れを八と爲す。比丘に八法あり、白衣をして信せざらしむ。白衣を罵謗す、損滅を作す、利益なし、無住處を作す、白衣を亂闘せしむ、白衣の前に在りて佛法僧を毀る、是れを八と爲す、比丘に是の八法あり、應に與めに遮不至白衣家羯磨を作すべし、上に説くが如し。八法あり、應に差して使伴と作すべし。能く聞く、能く説く、自ら解す、他をして解せしむ、能く受く、能く持ちて失なし、好惡を知りて義趣を説く、是れを八と爲す。爾の時世尊、瞻婆城、伽伽池邊に在しき。白月十五日説戒の時、露地に在りて坐す。衆僧と俱に前後圍遮せらる。時に比丘あり、彼の比丘の見聞疑の罪を擧す、罪を擧する時に當り、彼の比丘乃ち餘語を作して答ふ、便ち瞋恚を起す。佛諸の比丘に告げたまはく、應に審定して彼の人に問ふべし、彼の人佛法の中に於て任する所なく、増長する所なし。譬へば農夫の田苗、穉種參正するが如し、苗葉相類して別たす、而かも妨害をなす、乃至秀實、方さに非殺の異を知る。既に非殺なることを知れば、即ち根本を耘除す、何を以ての故に、善苗を害することを恐るるが故に。比丘も亦復た是くの如し、惡比丘あり、行來坐起衣鉢を攝持す、善比丘の如く別ならず、乃至罪を出さず、時に其の罪を出せば、方さに比丘中の穉種の異を知る、既に其の異を知れば、應に和合して爲めに滅損を作し之を除くべし、何を以ての故

【四六】伽伽池。(一三六)三三

及び空中樹を以て、

虚空は應さに滅擯すべし、

惡非法を行ずる者、

當さに知るべし是れ光顯なるを、

和合して苦際を盡さん、

佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時佛諸の比丘に告げたまは

く、我れ今汝等が爲めに、八種の惡馬と、及び八種の惡人とを説かん、汝曹諦かに聽け。何等か八。

或は惡馬あり、勒と鞭とを授けて、其れをして去らしめんと欲す、而も更に觚躓して去らず、或は惡

馬あり、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も反つて兩轅に倚傍して前進せず、或は

惡馬あり、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も顛蹶して地に倒れ、既に其の膝を傷

け、又轡轡を折る、或は惡馬あり、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も更に却行

して進まず、或は惡馬あり、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も更に非道に趣き、

輪を破り軸を折る、或は惡馬あり、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、御者を畏れず、

亦鞭を畏れず、方便して嚼齧騎突して禁制すべからず、或は惡馬あり、勒と鞭とを授け、其れをして

去らしめんと欲す、而も雙脚人立して沫を吐く、或は惡馬あり、鞭と勒とを授け、其れをして去らし

自ら是れ沙門と説く、

已に滅擯を作し竟る、

清淨者と共に住すまば、

和合して共に滅擯し、

めんと欲す、或は蹲まり或は臥す、是れを八と爲す。何等か是れ八種の惡人、或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、而も彼の比丘便ち言はく、我れは憶せず、我れは憶せずと、猶ほ惡馬の、勒と鞭とを授けて、其れをして去らしめんと欲するも、而も更に紙蹟して去らざるが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、而も彼の比丘、犯とも言はず不犯とも言はず、默然として住す、猶ほ惡馬の勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、兩轡に依傍して前進せざるが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、彼れ是の言を作す、長老亦自ら是の罪を犯す、云何んぞ能く他の罪を除かんと、猶ほ惡馬の、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も更に顛廳して地に倒れ、既に其の膝を傷け、又轡桶を折るが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、彼の比丘是の言を作す、長老自ら癡なり、猶ほ人の教を須つ、而も我れを教へんと欲すと、猶ほ惡馬の勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も更に却行するが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、而も彼れ便ち餘事を説いて答へ反つて瞋恚を生ず、猶ほ惡馬の勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も非道に趣き、軸を折り輪を破るが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を説く、而も彼の比丘、衆僧を畏れず亦犯を畏れず、而も罪を擧する者の語を受けず、便ち坐具を捉りて肩に置いて去る、呵制

すべからず、猶ほ惡馬の、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而も御者を畏れず亦鞭を畏れず、嚼銜駢突して禁制すべからざるが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、而も彼の比丘、左に曇多羅僧を抄し、僧中に在りて手を擧げて大に語る、乃ち汝等をして我れに教授せしめんと欲するやと、猶ほ惡馬の、勒と鞭とを授けて、其れをして去らしめんと欲す、而も更に雙脚人立して沫を吐くが如し、我れ此の人も亦復た此くの如しと説く。或は比丘あり、彼の見聞疑罪を擧す、彼の比丘言はく、長老、我れに衣鉢臥具醫藥を與へず、何んが故に我れに教ふるやと、彼れ即ち戒を捨て、下道を取り、諸の比丘の所に至り、是の言を作す、大德、我れ已に体道す、意に於て快いかなと、猶ほ惡馬の、勒と鞭とを授け、其れをして去らしめんと欲す、而かも更に躡臥するが如し、我れ此の人も亦復た是くの如しと説く、是れを八種の惡人と爲す。我れ已に八種の惡馬と八種の惡人とを説く、世尊の所應、諸の弟子を慈愍し、我れ已に具さに説く。汝今當きに住して空樹の下に在り、禪定を修習すべし、放逸を爲して後に悔恨を致すこと莫れ、此れは是れ我が教誡なりと。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。爾の時世尊拘薩羅國に在し、千二百五十の比丘と、俱に人間に遊行し給ひ、中道に於て大聚火ありて熾然たるを見、見已りて即ち道を下り、一場の下に在りて座を敷いて坐し、諸の比丘に告げたまはく、汝等彼の大聚火の熾然たるを見るや不や。若し人ありて彼の火を捉り、之を捫摸鳴せしめんば、即ち其の皮肉

筋骨を焼いて消盡せん。若し人あり、刹利女、婆羅門女、毘舍女、首陀羅女を捉りて之を捫摸鳴せんに、是くの如きの二事、何れの者か善しと爲すと。諸の比丘佛に白して言さく、大徳、若し刹利等の女を捉りて之を捫摸鳴せんに、此の事を善しと爲す。何を以ての故に。若し火を捉れば、即ち皮肉筋骨を燒爛して消盡せん、大苦痛を得て堪耐すべからずと。佛、諸の比丘に告げたまはく、我れ今汝に告ぐ、寧ろ此の火を捉りて之を捫摸鳴し、其の皮肉筋骨を燒いて消盡するも、此の事を善しと爲す。何を以ての故に。此の因縁を以て三惡道に墮せず。若し沙門にあらずして自ら是れ沙門と言ひ、淨行にあらずして、自ら是れ淨行と言ひ、破戒して惡を行じ、都べて持戒威儀なく、邪見にして覆處に罪を作す、内空にして腐爛し、外に完淨を現じ、人の信施を食ひ、信施を消せざるを以ての故に、三惡道に墮し、長夜に苦を受く、是の故に應さに淨戒を持ちて人の信施を食ひ、飲食衣服臥具醫藥一切の所須、能く施主をして大果報を得せしむべし、所爲の出家沙門となりて亦成就することを得。汝等比丘、寧ろ熱戟を以て脚を刺さんや、當さに信樂の善男子善女人の接足作禮を受くべきや、是くの如きの二事、何れの者か善しと爲すと。諸の比丘、佛に白して言さく、寧ろ信樂の善男子善女人の接足作禮を受けん、何を以ての故に、熱戟脚を刺すは大苦痛の故に。佛、諸の比丘に告げたまはく、我れ今汝に告ぐ、寧ろ熱戟を以て脚を刺さん、何を以ての故に、此の因を以て三惡道に墮せず。若し沙門に非ずして沙門と言ひ、淨行にあらずして自ら是れ淨行と言ひ、破戒にして惡を行じ、都べ

て持戒威儀なく、邪見にして覆處に罪を作す、内空にして腐爛し、外に完淨を現じ、人の信施を食ひ、信施を消せざるを以ての故に、三惡道に墮して長夜に苦を受く。是の故に當さに淨戒を持ちて人の信施を食ひ、乃至一切の所須上に説くが如し、施者をして大果報を得せしむ、所爲の出家沙門となりて皆成就することを得ん。汝等比丘、寧ろ熱斧を以て其の身首を斬らんや、當さに信樂の善男子善女人の手に、身を捫摸すべきや、是くの如きの二事何れの者か善しと爲すと。諸の比丘佛に白して言さく、大徳、寧ろ信樂の善男子善女人の手にて身を捫摸せん、何を以ての故に、熱斧身首を斬るは、大苦痛を受くるが故にと。我れ今汝に告ぐ、寧ろ熱斧を以て自ら其の身首を斬る、此の事を善しと爲す、何を以ての故に、此の因を以て三惡道に墮せざればなりと。餘は上の句に説くが如し。比丘汝等寧ろ熱鐵を以て衣と爲し、身を燒爛し盡さんや、當さに信樂の善男子善女人の種種の好衣を著くべきや、是くの如きの二事、何れの者か善しと爲すと。諸の比丘佛に白して言さく、大徳、寧ろ彼の種種の好衣を受けん、何を以ての故に、熱鐵衣身を燒かんは、大苦痛を受くるが故にと。佛諸の比丘に告げたまはく、我れ今汝に語る、寧ろ熱鐵を以て衣と爲し身を燒かん、何を以ての故に、此の因を以て三惡道に墮せざればなりと。餘は上の句に説くが如し。比丘、汝等寧ろ熱鐵丸を呑みて五藏を燒爛し、下より出でんや、當さに信樂の善男子善女人の飲食供養を受くべきや、是くの如きの二事、何れの者か善しと爲すと。諸の比丘言はく、寧ろ彼の飲食供養を受けん、何を以ての故に、熱鐵丸を呑め

ば大苦痛を受くるが故にと。佛諸の比丘に告げたまはく、我れ今汝に告ぐ、寧ろ熱鐵丸を呑まん、
 何を以ての故に、此の因を以て三惡道に墮せざればなりと。餘は上の句に説くが如し。種種の粥を受
 くるも亦是くの如し。汝等比丘、寧ろ熱鐵牀上に在りて坐し、自ら身を熱いて焦爛せんや、當さに
 信樂の善男子善女人の種種の好牀臥具を受けて上に在るべきや、是くの如きの二事、何れの者が善し
 と爲すと。諸の比丘佛に白して言さく、寧ろ彼の種種の好牀臥具を受けん、何を以ての故に、熱鐵牀
 上自ら身を焼いて焦爛せんは大苦痛を受くるが故にと。佛諸の比丘に告げたまはく、我れ今汝に
 告ぐ、寧ろ熱鐵牀上坐臥燒身を受けん、何を以ての故に、此の因を以て三惡道に墮せざればなりと。
 餘は上の句に説くが如し。汝等比丘、寧ろ熱鐵屋中に住して身を燒かんや、當さに信樂の善男子善女
 人の房舎を受け、中に在りて止宿すべきや、是くの如きの二事、何れの者が善しと爲すと。諸の比丘
 佛に白して言さく、寧ろ彼の房舎を受けて止宿せん、何を以ての故に、彼の熱鐵房中に在れば、大苦
 痛を受くるが故にと。我れ今汝に告ぐ、寧ろ彼の熱鐵房中に在りて、身を焼いて爛盡せん、何を以て
 の故に、此の因縁を以て三惡道に墮せざればなりと。餘は上の句に説くが如し。爾の時世尊此の語を
 説く時、六十の比丘沸血面孔より出で、六十の比丘捨戒休道し、六十の比丘無漏心解脱を得、衆多の
 比丘あり、遠塵離垢法眼淨を得たり。白衣の家に九法あり、未だ檀越と作らざれば作すべからず、若
 し其の家に至るも坐すべからず。何等か九。比丘を見て喜んで起立せず、喜んで作禮せず、喜んで比

丘を請じて坐せしめず、比丘の坐するを意はず、設ひ所説あるも而かも受けず、若し衣服飲食所須の具あるも、比丘を輕慢して與へず、若しは多有にして少しく與へ、若しは精細あるも龜惡を與へ、或は不恭敬にして與ふ、是れを九法と爲す、白衣の家に往くべからず。復た九法あり、未だ檀越と作らざれば、應さに檀越と作すべし、已に作らば應さに往いて坐すべし。(上の句に反する是れなり)。九不如法ありて説戒を遮す。無根の破戒作を遮し、不作を遮し、作不作を遮す、破見と破威儀と亦是くの如し、是れを九と爲す。九如法あり、説戒を遮す。(上の句に反する是れなり)。九語捨戒あり、佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、和尚を捨て、同和尚を捨て、阿闍梨を捨て、同阿闍梨を捨て、諸の梵行を捨て、戒を捨つ、是れを九と爲す。是くの如く九九句を爲し、乃至非沙門釋種子も亦是くの如し。如來出世し、過失あるを見るが故に、九の利義を以て諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、僧を攝取し、乃至未來の有漏を斷ず、是れを九と爲す。如來出世し、過失あるを見るが故に、九の利義を以て諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、僧を攝取し、乃至未來の有漏を斷ず、是れを九と爲す。乃至七滅淨も亦是くの如し。十種の衣あり、拘奢衣、劫貝衣、欽跋羅衣、芻摩衣、又摩衣、舍窠衣、鹿衣、起夷羅衣、拘遮羅衣、差羅波尼衣、是れ十種衣なり、應さに染めて袈裟色と作すべし。衣持つに十種あり、黃掃衣、牛嚼衣、鼠嚼衣、燒衣、月水衣、初産衣、神廟衣、塚閉衣、願衣、立王衣、往還衣、是れを十と爲す。十非法ありて説戒を遮す。非波羅夷、波羅夷說中に入らず、非捨戒、

捨戒說中に入らず、隨如法僧要、如法僧要呵せず、如法僧要呵說中に隨はず、不見不聞不疑破戒、不見不聞不疑破見、不見不聞不疑破威儀、是れを十と爲す。十如法あり說戒を遮す。(上の句に反する是れなり)。復た十非法あり、說戒を遮す。邊罪を犯さず、邊罪中に入らず、比丘尼を犯さず、犯比丘尼說中に入らず、賊心受戒せず、賊心受戒說中に入らず、二道を破せず、破二道說中に入らず、黃門にあらず、黃門說中に入らず、是れを十と爲す。十如法あり說戒を遮す。(上の句に反する是れなり)。十法あり、應さに差して比丘尼を教授すべし。具さに二百五十戒を持つ、多聞、廣く二部の戒毘尼を誦す、善巧語言辯說了了、大姓の出家利婆羅門居士形貌端正、比丘尼恭敬す、比丘尼の爲めに說法して歡喜を得せしむるに堪任す、佛の爲めに出家し袈裟を著けて、而かも重罪を犯さず、若しは二十臘若しは過二十臘、是れを十と爲す。爾の時佛優波離に告げたまはく、汝等數ば他の比丘の罪を擧すること莫し。何を以ての故に。若し身威儀清淨ならずして他の比丘の罪を擧すれば、卽ち彼の語を生ず、言はく、長老、先づ自ら身威儀を淨めよと。優波離、若し比丘身威儀清淨なれば、他の語を生ぜず。若しは言不清淨、命不清淨、多聞ならず、廣く二部の毘尼を誦せず、亦是くの如し。(上五五法の中に説くが如し)。復た次ぎに優波離、他の比丘を擧す、應さに五法を修習すべし。時を以てして非時を以てせず、實を以てして不實を以てせず、利益にして損滅を以てせず、柔軟にして脆麁を以てせず、慈心にして瞋恚を以てせず。優波離、他の比丘を擧するに擧の十法あり、然る後に應さに擧すべ

し。十非あり壽を受く。事を解せず壽を受く、與に共に如法ならざる者は壽を受く、非法の者をして多からしめんと欲し壽を受く、多くの非法の者あるを知り而かも壽を受く、僧をして破せしめんと欲し壽を受く、僧破せんと欲するを知り壽を受く、小罪を以て壽を受く、所見の如くならず壽を受く、非法壽を受く、別衆壽を受く、是れを十と爲す。十如法あり壽を受く。(上の句に反する是れなり)。如來出世し、過失あるを見るが故に、十義を以て、諸の比丘の爲めに戒を制し給ひ、僧を攝取してよみ、乃ち正法久住に至る、是れを十と爲す。十種の人あり禮すべからず。自ら言ふ過罪を犯す、比丘尼を犯す、賊心受戒す、二道を破す、黃門、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛心血と、是れを十と爲す。比丘に十種の威儀あり禮すべからず。大行の時、小行の時、若しは裸身、若しは剃髮、若しは説法、若しは明楊枝、若しは洗口、若しは飲、若しは食、若しは嗽菓、是れを十と爲す。飲酒に十の過失あり。色をして惡ならしむ、少力、眼明ならず、喜んで瞋りを現す、財を失ふ、病を増す、鬪諍を起す、惡名ありて流布す、智慧なし、死して地獄に墮つ、是れを十と爲す。出家人王宮に入りて婦女の間に至るに十の過失あり。若し王と夫人と和合する時、比丘宮に入りて婦女の間に至れば、夫人比丘を見て笑ひ、比丘夫人を見て亦笑ふ、王是の意を作して言はく、比丘若し已に是の事を作すや、若しは當さに此れを作すべきや、是の出家人王宮婦女の間に入ると、初過失なり。復た次に若し王の醉時、夫人と和合して憶せず、後夫人嫌むことあらんに、王是の意を作して言はく、比丘來り

て宮に入る、是れ比丘の爲す所と、是れを第二過失と爲す。復た次ぎに王の太子、反して王を殺さんと欲す、王是の意を作す、比丘來りて我が宮内に入る、是れ其の教ふる所と、是れ第三過失なり。復た次ぎに王宮内に在り、秘密の言、以て外に聞こゆ、王是の念を作す、比丘來りて我が宮内に入る、是れ其の傳ふるところなりと、是れ第四過失なり。復た次ぎに王若し寶、若しは似寶を失ひ、王是の意を作す、比丘來りて我が宮内に入る、是れ其の取りて去るなりと、是れ第五過失なり。復た次ぎに王、或は賤人を以て高位の處に在らんに外喜ばざるもの是の言を作す、比丘宮に入る、是れ其の作すところと、是れを第六過失と爲す。復た次ぎに王或は高位の者を以て處いて下職に在らしむ、外に喜ばざる者は是の言を作す、比丘宮に入る是れ其の作す所と、是れ第七過失なり。復た次ぎに、事の因縁なくして、非時に王四部の兵を集む、其の喜ばざる者は是の言を作す、比丘宮に入る、是れ其の作す所と、是れを第八過失と爲す。復た次ぎに王或は兵を集め中路にして還る、其の喜ばざるもの是の言を作す、比丘宮に入る是れ其の爲すところと、是れを第九過失と爲す。復た次ぎに、若し王宮に在りて、姦女の間に好象馬端正の女人を出す、見て則ち心に愛著を生ず、比丘の法に非ず、是れを第十過失と爲す。十法あり、人に大戒を授くべからず。弟子に増戒、増心、増惠學、増威儀、増淨行、増波羅提木叉學を教ふること能はず、教へて惡見を捨て、善見に住せしむる能はず、弟子の住處を樂まざるを見て、移りて樂處に至ること能はず、若し疑悔の生ずるあるも、如法如毘尼に開解決斷すること能はず、若

しは十臘に滿せず、是れを十と爲す。十法あり、應さに人に大戒を授くべし。(上の句に反する是れなり)。十法あり、人に大戒を授くべからず。具さに二百五十戒を持たず、多聞ならず、弟子に阿毘曇、毘尼を教ふること能はず、教へて惡見を捨てて善見に住せしむること能はず、波羅提木叉を知らず、波羅提木叉の説を知らず、布薩を知らず、若しは十臘に滿せず、是れを十と爲す。十法あり、應さに人に大戒を授くべし。(上の句に反する是れなり)。十法あり、差別處に事を斷すべからず。具さに二百五十戒を持たず、多聞ならず、廣く二部の戒を誦せず、善巧語言して人をして聞解せしめず、問答して教呵し如法に滅擽して歡喜を得しむること能はず、説ひ諍ひの起るあるも、能く滅すること能はず、波羅提木叉を知らず、波羅提木叉の説を知らず、布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、是れを十と爲す。十法あり、應さに差別處に事を斷すべし。(上の句に反する是れなり)。十法あり、差別處に事を斷すべし。六句は上の如し、鬪諍の事を解し斷了せず、諍ひの起りを知らず、諍ひの滅するを知らず、滅諍に趣く道を知らず、是れを十と爲す。十法あり、應さに差別處に事を斷すべし。(上の句に反する是れなり)。十法あり、差別處に事を斷すべし、六句は上の如し、愛あり、恚あり、怖あり、癡あり、是れを十と爲す。十法あり、應さに差別處に事を斷すべし。(上の句に反する是れなり)。時に阿難、坐より起ちて、偏露右肩右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大徳、何の因縁を以て、僧をして、未だ諍事あらざるに、而も諍事あらしめ、已に諍事ありて、而も除滅せざらしむ

る。佛阿難に告げ給はく、他の比丘を擧し、不犯を犯と言ひ、犯を不犯と言ひ、輕を重と言ひ、重を輕と言ひ、非法を法と説き、法を非法と説き、非毘尼を毘尼と説き、是毘尼を非毘尼と説き、非制を而も制し、是制を而も斷す、此の因縁を以て、僧をして、未だ誣事を生ぜざるに而も誣事を生ぜしめ、已に誣事ありて而も除滅せざらしむと。阿難復た佛に問うて言さく、大徳、何の因縁を以て、僧をして、未だ誣事あらずして而も誣ひを生ぜざらしめ、已に誣事ありて而も除滅することを得せしむると。佛阿難に答へ給ふ。(上の句に反する是れなり)。佛阿難に告げ給はく、十の誣根あり、應當に之を知るべし、善く方便を作して除滅することを得せしめんと。何等か十。(上の句に反する是れなり)。時に優波離、坐より起ち、偏露右肩にして右膝地に著け、合掌して佛に白して言さく、大徳、説いて破僧と言ふは、幾ばくを齊りて名けて破僧と爲す、誰か和合僧を破する。佛答ふ、十事上の句の如し、此の十事を以て伴黨に求索し、若しは他に教へて求めしめ、別部に説戒し、布薩、羯磨す。是れを齊りて破僧と爲し、名けて破和合僧と爲す。優波離和合僧を問ふ。(上の句に反する是れなり)。十一語捨戒あり、佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、和尚を捨て、同和尚を捨て、同閻梨を捨て、淨行比丘を捨て、波羅提木叉を捨て、毘尼を捨て、學事を捨つ、是くの如く十一を句と爲す、乃至非沙門釋子も亦是くの如し。

爾の時世尊不尸城林中に在し、諸の比丘に告げ給はく、若し比丘所在の處、鬪諍して共に相罵詈す

ること莫れ、口に刀劍を出して互に長短を求む、之を憶して樂まず、況んや能く彼れに住せんをや。汝
等決定して應ごに知るべし、三法あり疾かに滅す、三法あり增長するを、何等か三。出離を念じ、無瞋
恚を念じ、無嫉妬を念ず、此の三事は疾かに斷滅す。何等か三法あり遂に增長する。貪欲念、瞋恚念、
嫉妬念、此の三法は增長す。是の故に所在の處、若しは鬪諍して共に相罵詈訕し、口に刀劍を出し、互に
長短を求む、之を憶して樂まず、況んや能く彼れに住せんをや。是の故に汝等決定して應ごに知るべ
し、三法損滅し、三法增長することを。若し比丘所在の處共に鬪諍せず。(上の句に反する是れなり)。
其の鬪諍あらんに、二俱に忍ばざれば、心に垢穢を懷きて、互に相憎害し、瞋恚を増長し、善く調伏せ
ず、教を相受けず、亦恭敬を失ふ、當さに知るべし、此の諍ひは、轉た堅固を増し、如法如律に佛
の教ふる所の如くにして滅することを得ず。若し比丘鬪諍し、彼此俱に忍ばば、心に垢穢を懷かず、
相憎害せず、瞋恚を増長せずして善く調伏し、更に教を相受け、恭敬を失はず、當さに知るべし、
此の諍ひは而かも堅固ならず、如法如律に佛の教ふるところの如くにして滅すべし。若し比丘共に諍
ひ、二俱に忍ばざれば、心に垢穢を懷き、互に相憎害し、瞋恚を増長し、而も善く調伏せず、教を相
受けず、亦恭敬を失ふ。若し諍ひ起る時、七滅諍の一一の法を以て諍事を滅せざれば、當さに知る
べし、此の諍ひは轉た復た增長堅固にして、如法如律に、佛の教ふる所の如くにして滅すべからず、
若しは諍ひ如法にして滅することを得。(上の句に反する是れなり) 若し比丘鬪諍し、上中下座と其

の事を平宜せざれば、修妬路、毘尼に入らず、法律と與に相應せず、若し諍事起る時は、七減諍法の
一一を以て減せざれば、當さに知るべし、此の諍ひは、而かも增長堅固を致し、如法如律に、佛の教
ふる所の如くにして減することを待す。若し諍事は如法にして減することを得。へ上の句に反する是れ
なり。若し持法持律持摩夷の者と諍事を平宜せざれば、諍事增長すること、亦上の句に説くが如し、
若し諍事は如法にして減す。(亦上の句に反する是れなり)。爾の時世尊優波離に告げ給はく、汝等數
ば他の比丘の罪を擧すること莫し、何を以ての故に、若し他の罪を擧し、身清淨ならず、口清淨な
らざれば、即ち他の語を生ず、長老、先づ自ら身口の威儀を淨うせよと。優波離、若し比丘身口清
淨なれば他の語を生ぜずと。復た次ぎに優波離、他の比丘を擧し、命清淨ならず、寡聞にして修多
羅を誦せず、若し他の罪を擧すれば、則ち他の語を生ず、長老自ら其の命を清淨にし、修多羅を
誦せよと。若し優波離、他の比丘を擧し、命清淨にして多聞に、修多羅を誦すれば、他の語を生ぜ
ずと。復た次ぎに優波離、他の比丘を擧し、多聞ならず、毘尼を知らず、言辯了ならずること喻へば
白羊のごとし。若し他の罪を擧すれば、則ち他の語を生ず、長老、先づ毘尼を學し、語を學せよと。
若し優波離、他の比丘を擧し、多聞にして毘尼を誦し、語言了了なれば、則ち他の語を生ぜず。是
の故に優波離、比丘應さに此の知を作すべし、若し此の比丘、愛ありて我れを恭敬せば、則ち應さ
に罪を擧すべし、若し愛なくして恭敬あれば應さに擧すべし、恭敬なくして愛あれば應さに擧すべ

し、愛なく恭敬なく、能く惡を捨て、善に就かしむるは應さに擧すべし、若し愛なく恭敬なく、亦惡を捨てて善を行せしむる能はず、而も彼れに所重の比丘の、尊敬信樂する者ありて、能く惡行を捨てて善を行せしめんは應さに擧すべし、若し愛なく恭敬なく、能く惡を捨てて善を行せしむる能はず、復た所重の比丘ありて尊敬信樂する者ありて、惡を捨てて善を行せしむること厭はず、優波離、僧即ち應さに都べて捨置驅棄すべし。語りて言はく、長老、汝所去の處に隨ふ、彼れ當さに汝の爲めに擧を作し、憶念を作し、自言を作し、阿菟婆陀を遮し、說戒を遮し、自恣を遮す、譬へば調馬師の惡馬の調し難きは、則ち鞭杖を合せて驅棄するが如し。此の比丘も亦復た是くの如し。是くの如き人は、先づ其の求聽に従ふべからず、是れ則ち是れ聽。佛説き給ふことは是くの如し。優波離問いて歡喜し、信樂受持す。優波離佛に問うて言さく、大德、比丘の爲めに事を起す、幾法を以てすると。佛答へて言はく、比丘の爲めに事を起すに三事を以てす、破戒、破見、破威儀と。優波離復た問ふ、此の三事を以て事を起す、復た幾法を以て爲めに擧を作すと。佛言はく、三事は擧す、見聞疑なり。優波離復た問ふ、三事を以て事を起し、三法を以て擧を作す、應さに内に幾法ありて然る後に擧すべきと。佛言はく、内に五法ありて應さに擧を作すべし。上に時を以てして非時を以てせずと説くが如し、是くの如きの五法なり。爾の時世尊、跋闍闍池水邊にあり、諸の比丘に告げ給はく、汝等我れを衣服飲食疾病の醫藥鉢盂具の爲めに説法すと謂ふやと。諸の比丘佛に白して言さく、大德、我等敢て

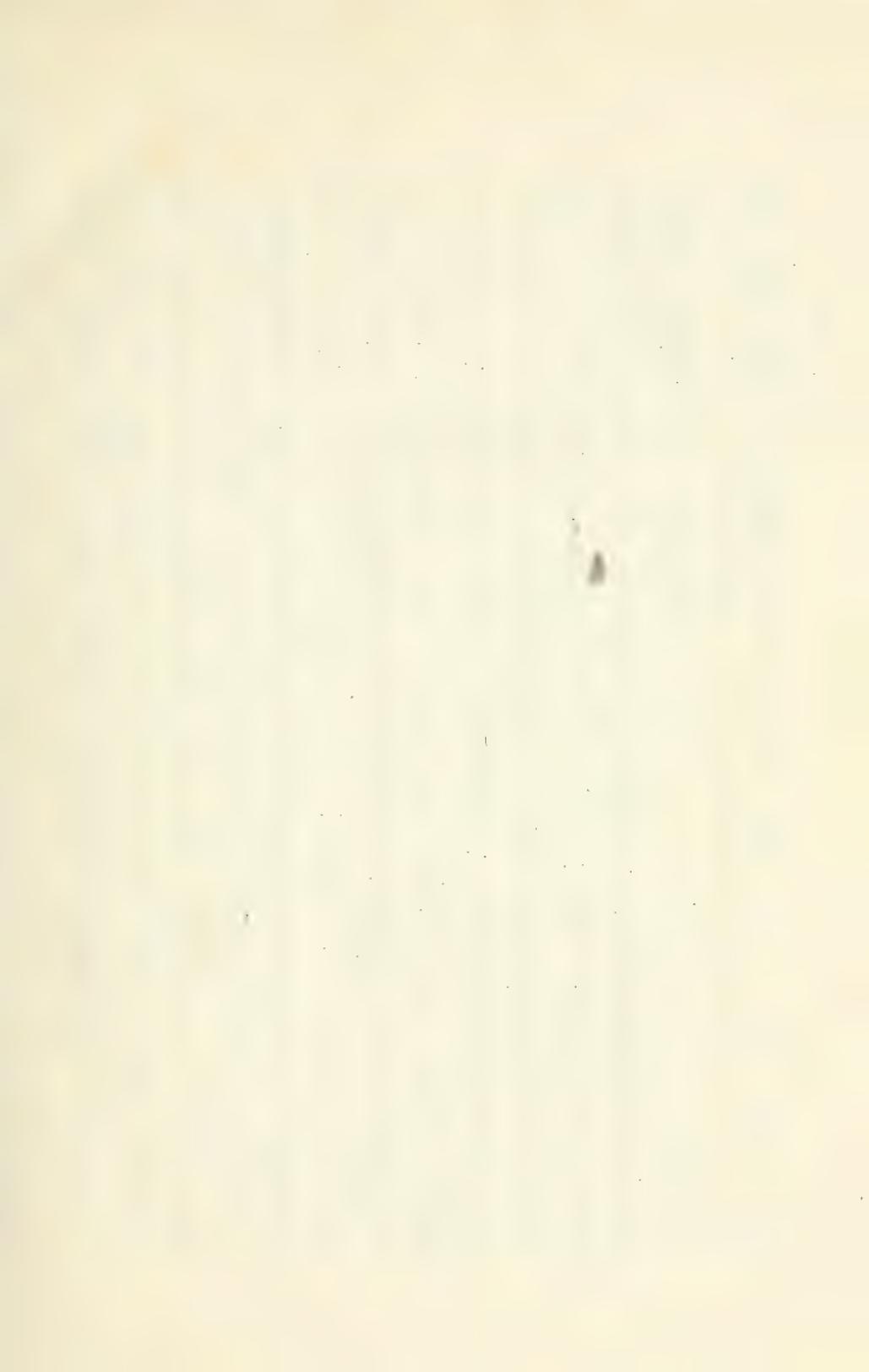
是くの如きの意を生ぜず、謂はく世尊衣服乃至臥具の爲めの故に説法し給ふと。佛言はく、若し是れを以て爲さずんば、何の心をか作すやと。諸の比丘答へて言はく、我等是くの如きの意を作す、世尊衆生を慈念するが故に、而かも爲めに説法し給ふと。佛言はく、汝等若し實に是くの如きの心あらば、我が覺悟證知するところの法、四念處、四正勤、四神足、四禪、五根、五力、七覺意、八聖道、應さに歡喜し和合して修學すべし、若し歡喜し和合して修學すれば、餘の比丘ありて戒を犯さんには、疾疾に擧すべからず、應さに自ら觀察すべし、自惱せしめず、亦人を害せしめずと。彼の罪を犯す者、瞋恚を喜ばず、怨嫌を結ばず、覺悟を難しとせず、自ら能く罪を除き、能く不善を捨てて善法に住す、若し作すことは是くの如くなれば、復た應さに量宜すべし。若し自惱し已りて、然も彼の人を害せず、彼の罪ある者、瞋恚と難悟を喜ばず、疾かに能く罪を除き、能く不善を捨てて善法に住す、彼の比丘應さに是の念を作すべし、我れ少惱を得、彼れに於て害なし、愛あり利益す、能く不善を捨てて善法に住せしむ、則ち應さに罪を擧すべしと。比丘是の念を作す、我れ他の罪を擧す、當さに自惱を得べし、然も彼れを害せず、彼の罪ある者、瞋恚を喜び、解悟を得易し、能く疾かに罪を捨つ、餘は上に説くが如し。比丘復た是の念を作す、若し他の罪を擧すれば、我れに於て惱害を得、彼の罪ある者は、瞋恚を喜び、解悟すべきこと難し、疾かに罪を捨てず、若し我れ罪を擧し、爲めに憶念を作さば、當さに餘の外語を以て我れに答へて瞋恚を生ずべし、是くの如き人は便ち應さに捨置すべし、復た擧す

ることを須もちひざれ、是かの如ごとく歡喜くわんぎし、阿毘曇あびだんの中の種種しゆんしゆんの諍語じやうごに於おいて、應まさに語かたりて言いふべし、諸しよの長老ちやうらう、所説しよせつの文義もんぎ相應さうおうす、共に諍あらしふべからずと。餘よの比丘人びくにん其そのの言ごんを信用しんようする所ところの者ものあれば、應まさに語かたりて言いふべし、長老ちやうらう、所説しよせつの文義もんぎ相應さうおうす、共に諍あらしふべからずと。復またた更に餘よの比丘人びくにんの言ごんを信用しんようする所ところあらば、亦また應まさに是かの如ごとく語かたるべし、復またた是この言ごんを作なす、長老ちやうらう、所説しよせつの文義もんぎ相應さうおうす、共に諍あらしふべからずと。若もし多人たにんの信しんするところ、其そのの言ごんを信しんじ用もちふる者ものあれば、應まさに是かの如ごときの言ごんを語かたるべし。復またた更に多人たにんの、言ごんを信用しんようする者ものあれば、亦また應まさに是かの如ごとく言いふべし。復またた是この言ごんを作なす、長老ちやうらう、所説しよせつの文同もんどうじく義異ぎいなるも、亦また是かの如ごとし。復またた是この如ごときの語ごを作なす、長老ちやうらう、所説しよせつの文義もんぎ俱くに異いなり、共に諍あらしすること莫なれと。多人たにんの信しんじて言ごんを用もちふる者ものあれば、應まさに是かの如ごときの言ごんを語かたるべし。復またた更に信しんじて言ごんを用もちふる者ものあれば、亦また應まさに是かの如ごときの言ごんを語かたるべし。若もし是かの如ごときの和合わがくを作なす衆僧しゆじやう、諍事じやうじありて起おこらば、應まさに和合わがくして共に集あまるべし。共に集あまり已やりて、應まさに是かの如ごときの觀察くわんざつを作なすべし、若もし共に諍あらしすれば、沙門しゃもんの法ほふに於おいて留難りうなんを作なすや不ふやと。汝なんぢ謂いふ云何いかにんと、餘よの比丘びくにん正理しやうりを見みる者もの、應まさに是この言ごんを作なすべし、闍諍とらじやうの法ほふは、沙門しゃもんの法ほふに於おいては是この留難りうなんなりと。復またた問とうて言いはく、若もし見みる者ものあらば、是この呵かすべしや不ふやと。彼かれ言いはく、我わが意いに謂いふ、沙門しゃもんの法ほふに於おいて留難りうなんを作なす、即すなはち是この呵かすべしと。復またた問とうて言いはく、若もし沙門しゃもんの法ほふに於おいて留難りうなんを作なすば是この可か呵か法ほふなり、能よく善根ぜんこんを進すすめ、沙門しゃもんの果くわを得うるや不ふや

と。正理を見る比丘ありて言はく、我が意に謂ふ、可呵は善根を進むることを得ず、沙門の果を得ること能はずと。若し是くの如きの誣事滅することを作さば、應さに彼の比丘に語りて言ふべし、汝我等が爲めに此の誣事を滅せよと。彼の比丘應さに答へて言ふべし、我れ他の心を知らず、但佛所に於て信樂あり、世尊時を以て我が爲めに法を説き給ふ、最上勝妙にして善惡を開示し給ふ、我が如きは世尊の所に従つて是くの如きの法を聞く、今汝が爲めに説くと。若し彼の比丘聞き已りて便ち誣事を捨つ。比丘是くの如きの説を作す時、自ら高うせず、己れ亦人に下らず、是くの如く餘の比丘能く呵する者あることなし。佛説き給ふこと是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。十三種の人あり、未だ大戒を受けざれば受くべからず、若し受くるは應さに滅擯を作すべし。自ら言ふ邊罪を犯す、比丘尼を犯す、賊心受戒、二道を破す、黃門、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、非人、畜生、二根と。是れは十三種の人、未だ大戒を受けざれば受くべからず、若し受くるは滅擯すべし。爾の時佛優波離に告げ給ふ、汝等數は他の比丘の罪を擧すること莫れ、何を以ての故に、若し比丘數は他の罪を擧し、身清淨ならざれば、則ち他の語を生ず、長老、先づ自ら身を淨うせよと。若し他の比丘を擧するも、身清淨なれば他の語を生せず。是くの如く口清淨ならず、命清淨ならず、多聞ならず、毘尼を誦せず、修多羅を觀せず、言辯了らざること、喩へば白羊の如し。禪比丘の身業に於て、慈無きこと亦是くの如し。復た次に優波離、若し比丘、他の罪を出し、罪あらしめざら

んと欲す。犯すあれば便ち擧し、犯さざるは擧せず、彼の比丘の自言を取り、與めに自言を作し、善能く言説辯了すれば利益あり。復た次ぎに優波離、他の比丘を擧す、復た應さに五法あるべし。時を以てして非時を以てせず。(是くの如きの五法は上に説くが如し)。優波離、若し比丘、此の十七法あり、應さに他の罪を擧すべし。二十二法あり、人に大戒を授くべからず、法を知らず非法を知らず、乃至説不説を知らず、懺すべき罪を知らず、懺すべからざる罪を知らず、懺悔を知らず、懺悔清淨を知らず、是の二十二法あり、人に大戒を授くべからず。二十二法あり、人に大戒を授くべし。上の句に反する是れなり)。爾の時佛諸の比丘に告げたまはく、二十二種行を以て、是れ平斷事人なるを知る、具さに二百五十戒を持つ、多聞、善く阿毘曇と毘尼を解す、人と諍はず、亦此の事に堅住せず、應さに呵すべき者は呵して然る後に住す、應さに滅擯すべきは、滅擯して然る後に住す、愛せず、恚せず、怖せず、癡ならず、此の部の飲食を受けず、此の部の衣鉢坐具針筒を受けず、此の部に供給せず、此の部と共に村に入らず、亦彼の部と共に村に入らず、與めに期要を作さず、亦彼れに至らず、後に來れば後に坐す、此の二十二種あり、是れ平斷事人なるを知る。佛説き給ふことは是くの如し、諸の比丘聞いて歡喜し、信樂受持す。

戒律研究 下卷 終



昭和三年十月二十二日印刷
昭和三年十月二十五日發行

國譯大藏經

附戒律研究下

【非賣品】

(岡山製本)

著作權所有

編輯所兼

國民文庫刊行會

東京市神田區漢路町二丁目十四番地

右代表者

鶴田久作

東京市本郷區西片町十番地

印刷者

吉原良三

東京市牛込區早稻田鶴卷町一〇七番地

印刷所

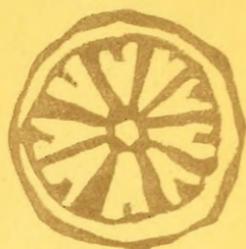
康文社印刷所

東京市牛込區早稻田鶴卷町一〇七番地

發行所

電話神田
振替東京
一八五七二番
一八三三八番
一五三五五番

國民文庫刊行會





EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03023 3647

